新座市地域防災計画

（原案）

令和　年　月

新座市防災会議

目　　次

総　則　編

第１編　総　　則
　第１章　計画の策定・・・

第２節　自然環境の特性・・・

１．２　動員体制の整備・・・

３．３ 外国人に対する安全対策・・・・・・・・・・・・・・【危機管理室、地域活動推進課】第２編 -119-
第４ ボランティアとの連携・・・第２編 -120-
４．１ 連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【危機管理室、福祉政策課】第２編 -120-
４．２ 災害ボランティア登録制度の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【危機管理室】第２編 -121-

第３章 震災応急対策計画・・第２編 -122-
第１節 応急対策計画の基本方針・・・第２編 -124-
第１ 初動対応の時間区分・・【全職員】第２編 -124-
第２ 活動体制と配備基準・・・【全職員】第２編 -125-
第３ 非常体制と組織図・・【全職員】第２編 -125-
第４ 非常体制と事務分掌・・【全職員】第２編 -127-
第５ 動員配備体制・・【本部長等、総括班】第２編 -131-
第６ 緊急初動体制の編成・・【全職員、総括班】第２編 -135-
第２節 発災直後に実施する活動・・・第２編 -136-
第１ 地震情報の収集・・・【全職員】第２編 -136-
第２ 災害対策本部の設置・・・第２編 -137-
２．１ 災害対策本部の設置・・・・・・・【本部長、総括班、管財班、情報班、広報班】第２編 -137-
２．２ 重要事項の決定・・・【本部長等、総括班】第２編 -137-
２．３ 本部員・班長合同会議の開催・・・・・・・【本部員、各班長、総括班、情報班】第２編 -137-
第３ 指定緊急避難場所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第６　人命に係る広報活動・・第２編 -169-
６．１　実施機関とその役割・・【広報班】第２編 -170-
６．２　広報の手段・・・【広報班】第２編 -171-
６．３　広報の方法・・・【広報班】第２編 -171-
６．４　報道機関に対する発表及び依頼・・【広報班】第２編 -172-
６．５　電話問合せ者・来庁者に対する対応・・【市民窓口班】第２編 -172-
第７　広域応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

８．２ 帰宅活動への支援・・・

第７　文教対策・・・

３．６ 災害復興融資……第２編 -282-
３．７ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付…【援護班】第２編 -282-
３．８ 被災者生活再建支援制度……【市民窓口班、総括班】第２編 -283-
３．９ 借地借家の特例の適用に関する計画……【関係各課】第２編 -284-
３．10 住宅の建設等……【県、住宅復旧班】第２編 -284-
第４ 地域経済の復旧支援……第２編 -285-
４．１ 被災中小企業への融資等……【県、産業班】第２編 -285-
４．２ 被災農林漁業関係者への融資等……【県、産業班】第２編 -286-

第５章 広域応援計画……第２編 -287-
第１節 総則……第２編 -288-
第１ 基本方針……第２編 -288-
第２ 広域連携の枠組み……第２編 -288-
第２節 予防対策……第２編 -290-
第１ 広域応援体制の整備……第２編 -290-
１．１ 九都県市合同防災訓練等の参加……第２編 -290-
１．２ 広域避難者の受入体制の整備……第２編 -290-
１．３ 静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画への協力……第２編 -290-
第２ 広域応援拠点の確保……第２編 -292-
第３ 広域応援要員派遣体制の整備……第２編 -292-
３．１ 職種混成の広域応援要員チームの編成……第２編 -292-
第３節 応急対策……第２編 -293-
第１ 広域応援調整……第２編 -293-
第２ 広域応援要員の派遣……第２編 -294-
第３ 広域避難の支援……第２編 -295-
３．１ 広域避難所の提供……第２編 -295-
３．２ 避難所の運営管理……第２編 -295-
第４ がれき処理支援……第２編 -295-
第５ 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援……第２編 -295-

第６章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画……第２編 -296-
第１節 計画の位置付け……第２編 -297-
第１ 策定の趣旨……第２編 -297-
第２節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応……第２編 -298-
第１ 南海トラフ地震臨時情報の伝達……【危機管理室】第２編 -299-
第２ 市民、事業者等への呼びかけ……【危機管理室】第２編 -300-

風水害対策編

第３編 風水害対策計画
第１章 風水害対策の総則……第３編 -1-
第１節 風水害の災害履歴……第３編 -2-
第２節 風水害対策の方針……第３編 -6-
第１ 計画の目的……第３編 -6-
第２ 計画の目標……第３編 -6-

第２章 風水害予防計画……第３編 -8-
第１節 主要予防対策……第３編 -9-
第１ 水害予防計画……第３編 -10-

１．１ 流域総合治水計画・・・

第１　災害情報の連絡体制の確立・・・第３編　-58-
１．１　連絡網及び連絡手段・・【総括班、情報班】第３編　-58-
１．２　初動期の災害情報収集体制・・【総括班、情報班】第３編　-61-
１．３　被害調査の報告・・・【総括班、情報班】第３編　-76-
第２　住民への広報・広聴・・・第３編　-77-
２．１　広報活動・・【広報班】第３編　-77-
２．２　住民の各種相談窓口・・〔震災編を準用〕・・・第３編　-79-
第３　報道機関への報道依頼等・・・〔震災編を準用〕・・・第３編　-80-
第３節　水防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．３ 消火活動・・・

第４節　複合災害対策計画・・・

第１編　　総　　則

第１章　計画の策定

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定によって、新座市防災会議が作成する計画であり、新座市に係る防災に関し、本市及び関係機関が災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする。

なお、令和 7 年度の一部修正において、本計画内の各表の時点修正を行ったが、平成 30 年に想定している第 2 編第 1 章第 1 節地震被害想定を変更するものではない。

第２節　計画の構成

この計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は、以下に示すとおりである。

■新座市地域防災計画の構成内容

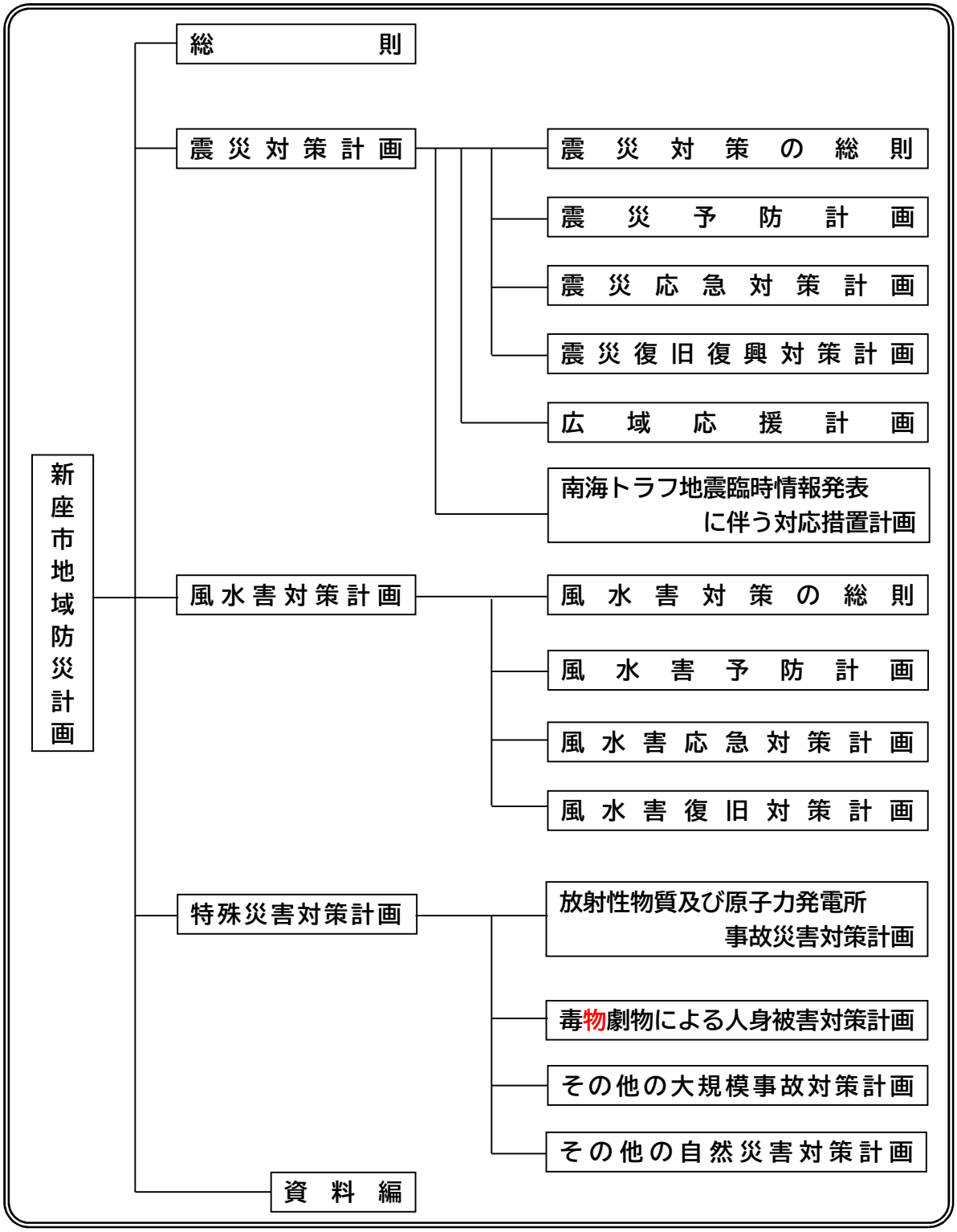

第３節　計画の運用等

第１　平常時の運用

（1）計画の基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

① 施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討

② 施策・事業の計画の基本方針及び災害予防計画に基づく総合調整

各所属は、各種施策・事業の企画・立案段階において、当該施策・事業が計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているか点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。

（2）災害応急対策計画及び災害復旧対策計画等への習熟及び災害時活動マニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限にとどめるために応急活動を展開することになる。応急活動は災害応急対策計画、災害復旧対策計画に沿って行われることから、応急活動の成否は、これらの計画の適否及び各所属が担当することとなる活動計画への習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、計画の関係する箇所及び発災時にスムーズな計画運用を図るための災害時活動マニュアルについては、日頃から習熟しておく。

（3）新座市防災会議への報告

各所属及び関係機関は、計画の基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標・方針を適宜新座市防災会議に報告する。

第２　発災時の運用

発災時には、災害応急対策計画、災害復旧対策計画を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第３　他の計画との関係

（1）埼玉県地域防災計画との関係

この計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、県地域防災計画と整合を図る。

（2）災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき県知事が実施する救助のうち、同法第 13 条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

■新座市地域防災計画と他の計画との関係

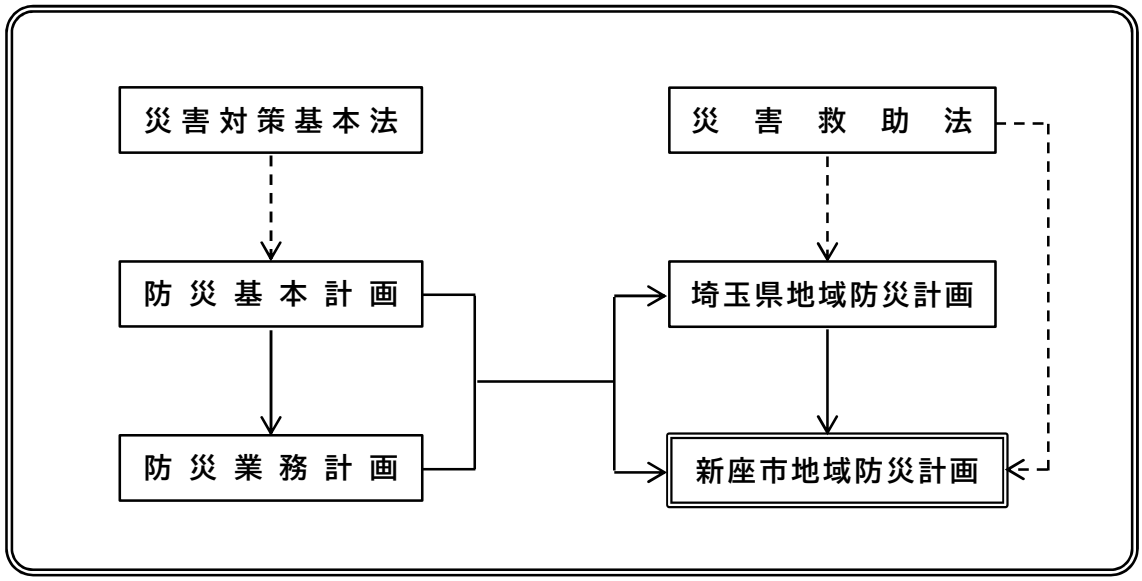

第４　計画の修正

新座市防災会議は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第 42 条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、必要があると認めたときは、速やかに修正する。

第５　計画の周知

防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、市職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

第４節　計画の基本方針

第１　新座市の総合計画

本市は、令和 5 年度（2023 年度）を初年度とし令和 14 年度（2032 年度）を目標年次とする第 5 次新座市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定した。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の 3 層で構成されている。基本構想においては、新座市が、本市ならではの魅力によってこれからも暮らしに「プラス」が生まれる人々の笑顔と活気にあふれた豊かなまちであることを目指し、その達成に向けた分野ごとの方針を示している。これを踏まえ、基本計画においてそれぞれの施策の方向性を示した上で、実施計画において具体的な事業の方向性を整理している。

事業の推進に当たっては、別途策定した各種行政計画により進めており、地域防災計画は、総合計画の「安全安心」分野において、防災面からまちづくりを推進するための行政計画として位置付けられている。

総合計画では、新座市の令和 14 年度（2032 年度）の都市像を

未来もずっと　暮らしに『プラス』が生まれる　豊かなまち　新座

として掲げている。

■新座市総合計画と地域防災計画との関係

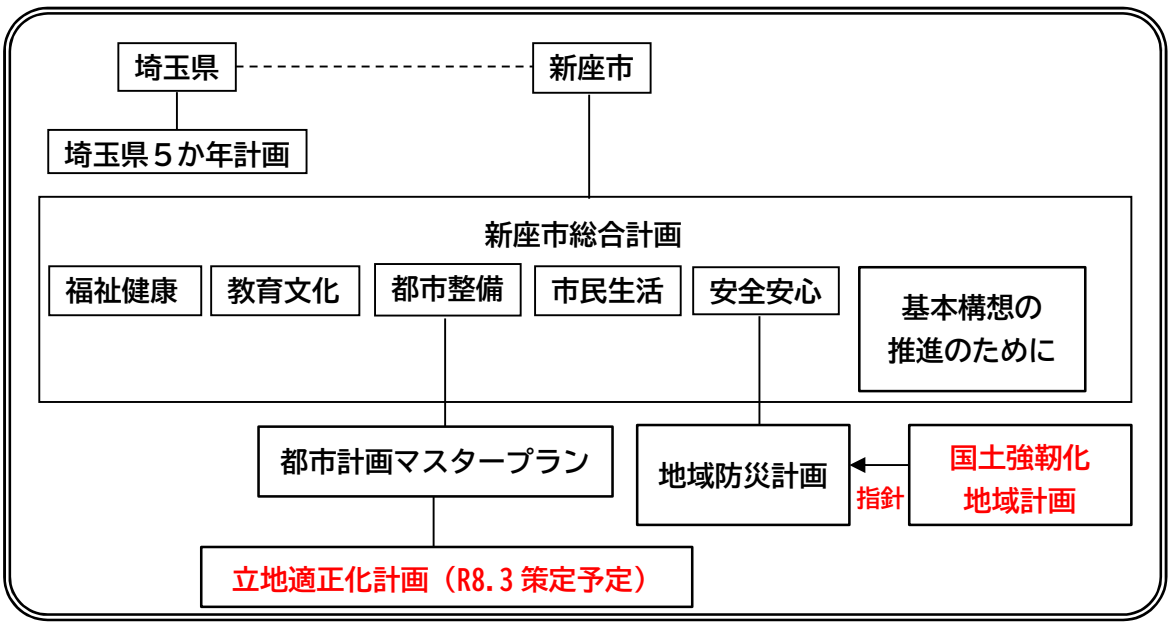

本市では、将来への持続的な発展に向けた新たな都市づくりの方針として、新座市都市計画マスタープランを改定し、都市計画の側面から「防災都市づくりに関する基本方針」を定めている（「新座市都市計画マスタープラン」参照）。

また、令和８年３月策定予定の立地適正化計画においては、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に係る指針を定めている。

防災都市づくりに関する基本方針

- (1)地震・火災対策
- (2)土砂災害対策
- (3)水害対策
- (4)避難拠点の安全対策

(1)地震・火災対策

①災害に強い市街地の形成

○　建物の安全性を高めるため、引き続き建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。また、リフォームに合わせた耐震化や不燃化などの部分的な改修を促進します。

○　燃えにくい市街地の形成に向けて、木造率及び建物密集度の高い市街地、商業施設の集積地、緊急輸送道路の沿道、広域避難場所の周辺地区などを中心に、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。

○　住宅地においては、災害時における避難路の安全や消防活動区域の確保に向けて、狭あい道路※の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めるとともに、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。

○　防災空間となるオープンスペースの確保に向けて、身近な公園や児童遊園の整備を進めます。

○　市街地内の緑地や生産緑地地区などの農地は、災害時における一時的な退避場所や延焼遮断機能を有するオープンスペースといった、防災上においても重要な役割を担う地域資源であることから、引き続き保全に努めます。

②ライフラインの確保

○　緊急輸送道路など、緊急車両の通行や災害時の物資輸送上重要な道路では、災害時における道路機能の維持・確保に向けて、橋梁の計画的な点検及び予防保全型による維持・管理や、沿道建物の耐震化、電線類の地中化の推進について検討します。また、既存の市道において、緊急輸送に用いる道路の更なる指定を検討します。

○　上水道については、災害時による施設の被害を最小限にするため、定期的に点検・調査を行うとともに、新座市上水道第7次施設整備計画に基づき予防修繕と耐震化を進めます。

○　下水道については、災害時による施設の被害を最小限にするため、各施設の管理計画に基づく計画的な点検・調査、予防修繕・改築と耐震化を進めます。

○　大規模災害時における通信手段を確保・提供するため、市内の避難場所等を中心に公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を進めます。

(2)土砂災害対策

○　急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定範囲では、引き続き各法令に基づく安全対策を進めます。

○　土砂災害については、前兆現象もなく突然災害が起こる恐れがあることから、土砂災害警戒区域内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。

○　盛土造成地では、災害時における滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地を対象に、安全性に関する調査を実施し、調査の結果、危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進します。

(3)水　害　対　策

①総合的な雨水対策の見直し

○　近年、想定外の規模の台風や集中豪雨が全国的に発生している事象を踏まえ、国・県などの動向を見据えつつ、新座市雨水管理総合計画等に基づき、総合的な雨水対策の見直しを検討します。

②河川改修

○　一級河川の柳瀬川及び黒目川は、関係機関へ引き続き適正な維持・管理を要望します。

○　準用河川の中沢川は、引き続き適正な維持・管理を実施するとともに、更なる治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。

○　中野川などの普通河川については、治水安全の維持・向上に向けた改修・整備を検討します。

③下水道(雨水)の整備

○　下水道(雨水)については、「荒川右岸流域関連新座公共下水道事業計画」に基づき、計画的かつ効率的な整備を推進します。また、既存ストックを活用した溢水対策を推進します。

④雨水貯留・浸透機能の強化

○　降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせての雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における浸透性舗装を推進するとともに、民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。

○　農地や雑木林など保水機能を有するみどりは、防災上においても重要な役割を担う地域資源であることから、引き続き保全に努めます。

⑤被害の軽減に向けた取組

○　水害の危険性が高い地区では、被害の未然防止を図るため、宅地利用の抑制などを検討します。

○　大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、ICTやSNSなどを含む多様な手段を活用し迅速に情報提供を行うことで、市民の安全確保や被害の軽減を図ります。

○　洪水・土砂災害ハザードマップや内水ハザードマップの配布、ホームページへの掲載などにより、浸水想定区域や土砂災害の恐れがある箇所の周知、避難時の心得や留意点など、防災に関する市民への意識啓発を図ります。

(4)避難拠点の安全対策

○　避難場所など災害時に重要な役割を担う公共施設では、施設の安全確保に向けて、計画的な点検・予防修繕による維持・管理を進めるとともに、避難場所における設備などの充実を図ります。

①

第２　計画の基本理念

基本構想において示された本市の将来像及び都市計画マスタープランにおいて示された防災都市づくりの基本方針などを参考に、本市の地域防災計画におけるまちづくりの基本理念を以下のように設定する。

みんなが安心してくらせるまちづくり

これにより、市民の生命、身体を守り、財産を保護する事はもとより、高齢者や障がいのある人に対しても安全に配慮したまちづくり（ハード面の整備）を行い、市民・行政等の防災関係機関の活動が有効に機能するための体制づくり（ソフト面の整備）を推進する。

さらに、国や県と連携し、広域的な支援・受援体制を整備し、大規模災害発生時の首都圏の復旧復興に寄与する。

また、市民一人ひとりが「**自らの安全は自ら守る**」という認識に立ち、地域の災害特性に応じた防災施策を積極的に推進するとともに、家庭における取組（家具転倒防止対策、家庭内備蓄等）を行うことにより、自助の意識を高め、地域の自主防災組織の活動（地域の防災訓練等）に参加することにより、共助の意識を高める。

第３　防災施策の大綱

「みんなが安心してくらせるまちづくり」は、次の施策をもってその実現を図る。

みんなが安心してくらせるまちづくり

防災都市づくりの推進
〔ハード面からの対応〕

都市計画マスタープランにおける災害に強いまちづくりを反映させたもので、災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川等の都市基盤を整備するとともに、建築物等の耐震不燃化、防災性を考慮した都市緑地、避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。また、新座市国土強靭化地域計画に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備える。

災害時に即応できる防災体制の整備
〔ソフト面からの対応〕

災害時における二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復を図るため、市の緊急時の対応能力を強化するとともに、防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制を整備する。

自助・共助による防災体制の推進
〔行政と市民との協力〕

市民や事業所の日頃からの災害への備えと的確な災害時の対応が、被害を軽減する上で大きな力となる。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災会の育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、市民を主体とした防災体制の整備を推進する。

第２章　防災関係機関の役割分担

第１節　地域防災組織

第１　新座市地域防災組織

本市における防災組織とその位置付けは以下の図に示すとおりである。

■新座市防災組織関連図

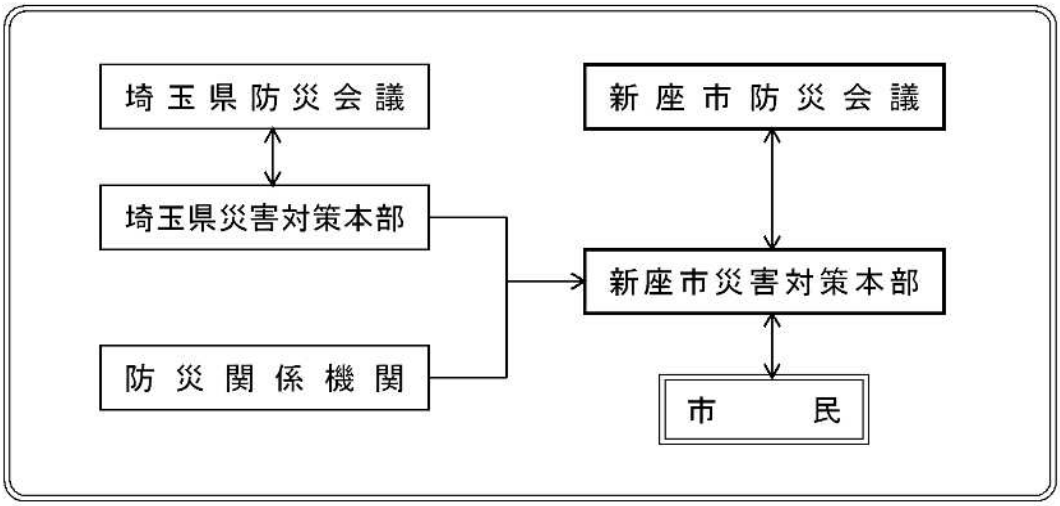

第２　新座市防災会議

新座市防災会議は、災対法第 16 条及び新座市防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

『【資料編】第1.1「新座市防災会議条例」』参照

(1) 任務

① 新座市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
② 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
④ 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 組織

新座市防災会議委員は、新座市防災会議条例に基づき、次表のとおり組織する。

なお、委員の委嘱等にあっては、多様なニーズを捉えるため、委員に占める女性の割合を高めるよう配慮し、女性の意見を積極的に取り入れる。

□新座市防災会議委員

委員の別	区分	所属	
		機関名	職名
会　　長	－	新座市	市　　長
１号委員	指定地方行政機関	さいたま労働基準監督署	署　　長
２号委員	県 の 機 関	埼玉県さいたま農林振興センター	所　　長
		埼玉県朝霞県土整備事務所	所　　長
		埼玉県朝霞保健所	所　　長
		埼玉県南西部地域振興センター	所　　長
３号委員	警 察 の 機 関	新座警察署	署　　長 警 備 課 長
４号委員	消 防 機 関	埼玉県南西部消防局	消 防 局 長
５号委員	教 育 委 員 会	新座市教育委員会	教　育　長
６号委員	消 防 機 関	新座市消防団	団　　長
７号委員	市 の 機 関	新座市	副　市　長 総 合 政 策 部 長 総　務　部　長 財　政　部　長 市 民 生 活 部 長 総 合 福 祉 部 長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 危 機 管 理 監 会 計 管 理 者 教 育 総 務 部 長 学 校 教 育 部 長 議 会 事 務 局 長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 そ の 他 市 職 員
８号委員	指定公共機関 又は 指定地方公共機関	NTT東日本(株)埼玉事業部	
		東武鉄道(株)志木駅	
		東京電力パワーグリッド(株)志木支社	
		東日本旅客鉄道(株)東所沢駅	
		東京ガス(株)埼玉支社	
		東武バスウエスト(株)新座営業事務所	
		西武バス(株)新座営業所	
		日本通運(株)埼玉支店	
		日本郵便(株)新座郵便局	
９号委員	自主防災組織を構成する者 又は 学識経験のある者	新座市商工会女性部	
		新座市婦人会連合会	
		新座市町内会連合会	
		新座市防災組織連絡協議会	
		（一社）朝霞地区医師会	
		（一社）朝霞地区歯科医師会	

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　市

本市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、又は協力する。

なお、災害救助法の適用後は、同法第 13 条に基づき災害救助に当たる。

市	事務又は業務の大綱
新　座　市	1. 災害対策の組織の整備並びに訓練に関すること。 2. 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。 3. 防災に必要な物資及び資材の整備、備蓄及び管理に関すること。 4. 避難の指示等に関すること。 5. 水防、消防その他の応急措置に関すること。 6. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。 7. 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 8. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策に関すること。 9. 災害復旧復興に関すること。 10. その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 11. 管内の公共的団体、事業所及び自主防災会の指導育成に関すること。

第２　消防機関

消防機関	事務又は業務の大綱
埼玉県南西部 消防局 TEL048-460-0119	1. 消防施設、消防局体制の整備に関すること。 2. 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 3. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 4. 消防知識の啓発、普及に関すること。 5. 火災発生時の消火活動に関すること。 6. 水防活動の協力、援助に関すること。 7. 被災者の救助、救援に関すること。 8. 災害に関する情報の収集、伝達及び調査に関すること。

第３　県の機関

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第４条第１項）

県の機関	事務又は業務の大綱
埼玉県	1. 災害予防 （1）防災に関する組織の整備に関すること。 （2）防災に関する訓練の実施に関すること。 （3）防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 （4）防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 （5）前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2. 災害応急対策 （1）警報の伝達等及び避難の勧告又は指示に関すること。 （2）消防、水防その他の応急措置に関すること。 （3）被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 （4）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 （5）施設及び設備の応急の復旧に関すること。 （6）清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 （7）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 （8）緊急輸送の確保に関すること。 （9）前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第４　警察の機関

警察の機関	事務又は業務の大綱
新座警察署 ℡048-482-0110	1. 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2. 警告及び避難誘導に関すること。 3. 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4. 交通の秩序の維持に関すること。 5. 犯罪の予防検挙に関すること。 6. 行方不明者の捜索と検視及び死体の調査に関すること。 7. 漂流物等の処理に関すること。 8. その他治安維持に必要な措置に関すること。

第５　指定地方行政機関

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
さいたま労働 基準監督署 ℡048-600-4803	1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること。
熊谷地方気象台 ℡048-521-5858	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 6. 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行うこと。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）

第６　自衛隊

自衛隊	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （さいたま市） ℡048-663-4241 （内466）	1. 災害派遣の準備 （1）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 （2）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （3）埼玉県地域防災計画に合わせた防災訓練の実施に関すること。 2. 災害派遣の実施 （1） 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 （2） 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第７　指定公共機関

指定公共機関	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 新座郵便局 TEL0570-090-029	1. 災害地における郵便葉書及び郵便書簡の無償交付又はゆうちょ銀行の貯金、かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約の非常取扱いに関すること。
東日本旅客鉄道(株) 東所沢駅 TEL04-2944-6910	1. 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
日本貨物鉄道(株) 新座貨物ターミナル駅 TEL048-479-4060	1. 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
NTT東日本(株)埼玉事業部 TEL048-626-6623	1. 電気通信設備の整備に関すること。 2. 災害時における重要通信の確保に関すること。 3. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド(株) 志木支社 (ｺﾝﾀｸﾄｾﾝﾀｰ)TEL0120-995-007	1. 電力施設等の建設及び安全確保に関すること。 2. 災害時における電力供給に関すること。
日本通運(株) 埼玉支店 TEL048-822-1111	1. 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。
東京ガスグループ 【東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株）】 TEL048-862-8651	1. ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2. ガスの供給の確保に関すること。
日本赤十字社埼玉県支部 TEL048-789-7109 （日赤新座市地区） TEL048-424-4693	1. 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）に関すること。 2. 義援金の募集、受付及び配分に関すること。

第８　指定地方公共機関

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
東武鉄道(株)志木駅 TEL048-471-0047	1. 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
東武バスウエスト(株) 新座営業事務所 TEL048-477-3934(代)	1. バス施設等の安全確保に関すること。 2. 災害時におけるバス車両等配車に関すること。

第８　指定地方公共機関（つづき）

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
西武バス(株)新座営業所 TEL048-481-2525(代)	1. バス施設等の安全確保に関すること。 2. 災害時におけるバス車両等配車に関すること。
国際興業(株)西浦和営業所 TEL048-865-2250(代)	1. バス施設等の安全確保に関すること。 2. 災害時におけるバス車両等配車に関すること。
埼玉県トラック協会 朝霞支部（清水運輸(株)） TEL048-475-9071	1. 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

第９　その他協力機関

その他協力機関	事務又は業務の大綱
あさか野農業協同組合 TEL048-451-1122	1. 本市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3. 罹災農家に対する融資あっせんに関すること。 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保あっせんに関すること。 5. 農産物の需給調整に関すること。
新座市商工会 TEL048-478-0055(代)	1. 商工業関係被害調査に関すること。 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3. 救助用物資や復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること。
新座市建設業防災協力会	1. 道路、橋梁、河川の応急災害対策活動の協力に関すること。 2. 災害時における土木活動の協力に関すること。
新座市建設業防災協会	1. 道路、橋梁、河川の応急災害対策活動の協力に関すること。 2. 災害時における建設活動の協力に関すること。
新座市造園業防災協力会	1. 災害時における応急災害対策活動の協力に関すること。 2. 災害時における土木活動の協力に関すること。
新座市指定水道工事店 防災協力会	1. 上水道被災施設の復旧工事の協力に関すること。 2. 被災地緊急給水の協力に関すること。
新座市電設防災協力会	1. 災害時における電気設備等の復旧活動の協力に関すること。

第９　その他協力機関（つづき）

その他協力機関	事務又は業務の大綱
朝霞地区医師会	1. 災害時における医療、助産及び救護活動の協力に関すること。
朝霞地区歯科医師会	1. 災害時における歯科医療及び救護活動の協力に関すること。
朝霞地区薬剤師会	1. 災害時における医薬品の調達・供給及び救護活動の協力に関すること。
埼玉県獣医師会南支部	1. 災害時における動物救護活動の協力に関すること。
新座市防犯・暴力排除推進協議会	1. 災害時における防犯の協力に関すること。
新座市防火安全協会	1. 災害時における防火の協力に関すること。
新座市社会福祉協議会 TEL048-480-5705	1. 被災者の救護、義援物資の配分等の協力に関すること。 2. 災害時ボランティア活動の窓口業務に関すること。
新座市交通安全協会	1. 災害時における交通規制の協力に関すること。
新座市交通安全母の会	1. 災害時における交通安全教育に関すること。
新座地区安全運転管理者協会	1. 災害時における安全運転教育に関すること。
新座市指定下水道工事店	1. 下水道被災施設の復旧工事の協力に関すること。
病院等の経営者	1. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。 2. 罹災時の病人等の収容、保護に関すること。 3. 避難設備の整備と避難訓練の実施に関すること。
学校法人	1. 避難設備の整備と避難等の訓練に関すること。 2. 罹災時における教育対策に関すること。 3. 罹災施設の災害復旧に関すること。
清掃業者	1. 災害時における清掃活動の協力に関すること。
婦人会等	1. 応急対策の協力に関すること。
金融機関	1. 罹災事業者に対する事業資金の融資に関すること。

第３章　市民､自主防災会及び事業者の基本的責務

本市は、日頃から災害に強いまちづくりを推進していくとともに、災害時に即応できる防災体制の整備を行う必要がある。

しかしながら、広域的な大規模災害の場合、本市及び防災関係機関の対応能力には限界がある。

そこで、市民及び自主防災会は、「**自らの安全は自らが守る**」という防災活動の原点に立って、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身に付け、また、食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努めなければならない。

また、事業者は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保する。加えて、特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市等が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない（災対法第７条：住民等の責務)。

第１節　市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

① 防災に関する知識の修得
② 地域固有の災害特性の理解と認識
③ 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
④ ブロック塀等の改修及び生け垣化
⑤ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
⑥ 避難場所、避難経路の確認
⑦ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
⑧ 各種防災訓練への参加
⑨ 災害教訓の伝承

第２　災害発生時に実施が必要となる事項

① 正確な情報の把握及び伝達
② 出火防止措置及び初期消火の実施
③ 適切な避難の実施
④ 組織的な応急復旧活動への参加と協力

第２節　自主防災会の果たす役割

町内会などにより組織化された自主防災会が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

① 防災に関する知識の普及、啓発
② 避難場所、避難経路の確認
③ 地区内の避難行動要支援者の把握
④ 消火訓練の実施
⑤ 避難誘導訓練の実施(特に避難行動要支援者に配慮)
⑥ 救援救護訓練の実施
⑦ 防災用資機材の備蓄、管理

第２　災害発生時に実施が必要となる事項

① 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
② 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
③ 人員の確認、地域住民の避難誘導
④ 避難行動要支援者の保護、安全確保
⑤ 負傷者の救護
⑥ 避難所開設への協力
⑦ 市と協力して避難所運営活動の実施
⑧ 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
⑨ 救援物資の受入れ、配分
⑩ 食料、飲料水の調達、配分
⑪ 防災用資機材の活用

第３節　事業者の果たす役割

事業者が、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

① 防災責任者の育成
② 建築物の耐震化の促進
③ 施設、設備の安全管理
④ 防災訓練の実施
⑤ 従業員に対する防災知識の普及
⑥ 自衛消防隊の結成と防災計画及び避難確保に関する計画の作成
⑦ 地域防災活動への参加、協力
⑧ 防災用資機材の備蓄、管理
⑨ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
⑩ 広告、外装材等の落下防止措置

第２　災害発生時に実施が必要となる事項

① 正確な情報の把握及び伝達
② 出火防止措置、初期消火の実施
③ 従業員、利用者等の避難誘導
④ 応急救助・救護
⑤ ボランティア活動への支援
⑥ 市等が実施する施策への協力

第４章　新座市の防災環境

第１節　災害履歴

第１　地震災害

埼玉県周辺の活断層を図に示す。県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをＡ級（千年あたりの変位量が 1m 以上 10m 未満)、Ｂ級（千年あたり 10cm 以上 1m 未満)、Ｃ級（千年あたり 1cm 以上 10cm 未満）と区別することが多いが、県内には最も活動度が高いＡ級の活断層はなく、すべてＢ級ないしＣ級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な 114 の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

また、本市の地震災害の履歴については、新座市史等、本市の資料には見当たらないが、隣接する志木市の記録では、安政江戸地震による引又地区の土蔵の被害、関東大震災による宗岡村の全半壊50戸の被害が報告されている。これらの地震被害によると、志木市では、宗岡地区等、荒川及び新河岸川沿いの低地に被害が集中していると言える。液状化による被害についても、関東大震災時には羽根倉橋上流側から秋ヶ瀬橋付近にかけての荒川沿いの河川敷で発生しており、詳しい被害状況は明らかでないが、荒川沿いの軟弱な地盤が分布する範囲では液状化が発生するものと考えられる。

以上から、本市では過去において埼玉県下に大きな被害をもたらした地震の発生に際しても、特記すべき大きな被害の発生はなかったと考えられる。

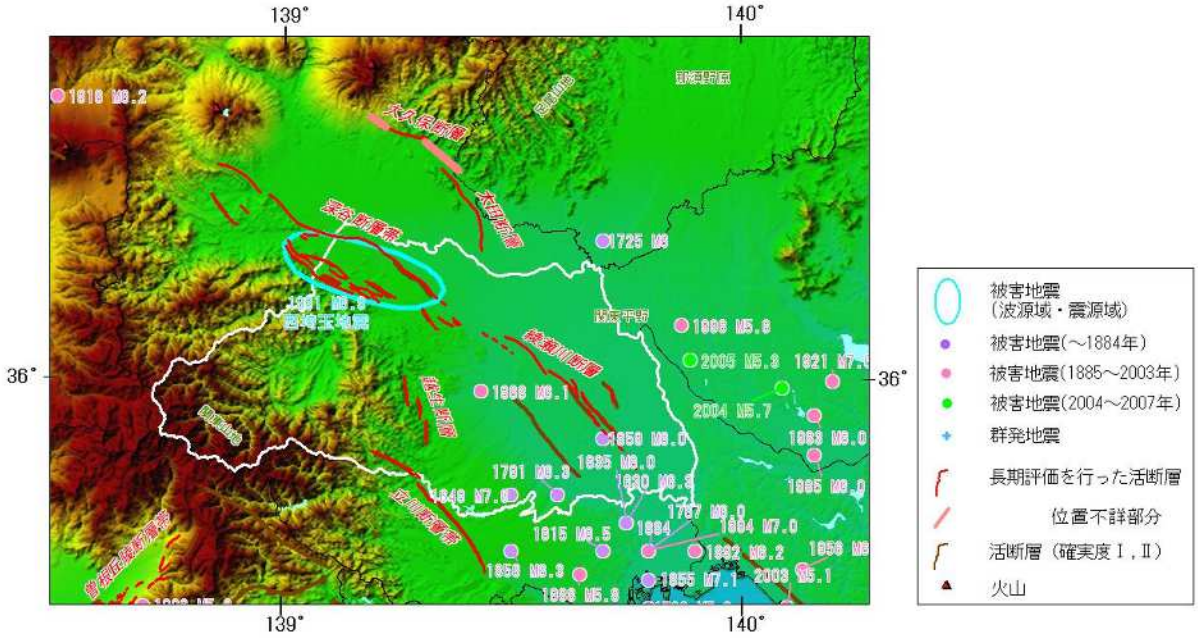

出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和7年5月、埼玉県防災会議

□地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	我が国の主な活断層における想定的評価(※)（ランク）	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
深谷断層帯	7.9程度	Ａランク	ほぼ0%～0.1%	ほぼ0%～0.2%	ほぼ0%～0.5%	0.2-0.6	10,000年～25,000年程度 約6,200年前以後～約5,800年前以前
綾瀬川断層（鴻巣―伊奈区間）	7.0程度	Ｚランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1-0.3	45,000年～71,000年程度 約15,000年前以後～約9,000年前以前
綾瀬川断層（伊奈―川口区間）	7.0程度	Ｘランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
立川断層帯	7.4程度	Ａ＊ランク	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	0.9-2.0	10,000年～15,000年程度 約20,000年前以後～13,000年前以前
越生断層	6.7程度	Ｘランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
荒川断層	活断層ではないと判断される。						

出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和7年5月、埼玉県防災会議

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Ｓランク」、0.1～3%を「Ａランク」、0.1%未満を「Ｚランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Ｘランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。

□埼玉県に大きな被害をもたらした主な地震

発生年月日	M	緯度	経度	深さ（km）	震央距離（km）	速度震幅（kine）	震源地域
818. 7. 7	7.5	36.50	139.50	－	73	5.14	関東諸国
［被害記述］ 相模・武蔵・下総・日立・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。							
1855.11.11	6.9	35.65	139.80	－	26	6.91	江戸
［被害記述］ 激震地域は江戸の下町で民家の倒壊は14,346件、土蔵の倒壊は1,410件。地震の出火による焼失面積は0.22km×10kmに及んだ。死者は1万人位であろう。埼玉県では、荒川沿いに熊谷辺りまで、土手割れ、噴泥砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52か村の村ごとの被害率9～73%。ほとんどが液状化による被害と考えられる。							
1894. 6.20	7.0	35.70	139.80	－	22	9.00	東京湾北部
［被害記述］ 被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24人、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316ヶ所。埼玉県では南部で被害があった。飯能では山崩れ、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25、南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。							
1923. 9. 1	7.9	35.20	139.30	－	79	8.10	関東南部
［被害記述］ 死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。埼玉県の被害、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。							
1931. 9.21	6.9	36.15	139.23	0	24	1.11	埼玉県中部
［被害記述］ 埼玉県の被害、死者11名、負傷者114名、全壊家屋172軒、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。							
2011. 3.11	9.0	38.62	142.51.6	24	－	－	三陸沖
［被害記述］ 東北地方を中心に死者15,883名、負傷者6,144名、行方不明者2,676名。（埼玉県）最大震度６弱（宮代町）、負傷者104名、家屋全壊24棟、半壊194軒、一部破損16,161棟、火災発生12件。							

第２　風水害

本市は、農村時代の昔から災害の少ない地域であったが明治 5 年の柳瀬川右岸水防組合設立の記録から、この地域に多少災害があったことを伺わせる。昭和 29 年に柳瀬、中野、竹間沢の 3 か町村にわたる左岸水防組合が設立されたことは、柳瀬川のような中河川においても水防が重要になったことを示している。

戦時中は河川工事がほとんど放置されていた。そのつけが戦後のカスリン台風（昭 22)、アイオン台風（昭 23)、キティ台風（昭 24）などによる関東一帯の大小河川の大水害となって表れた。

昭和 28 年建設省は国土保全 10 カ年計画をつくり、支流小河川を含む強力な治水対策を行った。そのため終戦直後の毎年のような大災害は減ったものの、狩野川台風（昭 33)、4 号台風（昭 41）など大型の台風の来襲では、柳瀬川、黒目川の谷底平野ではかなりの範囲にわたり浸水の被害を受けた。

本来、洪水の調節能力を持つべき水田が宅地化したことによってその機能を失うばかりではなく、道路の舗装化等で表流水は短時間に流出し、宅地化に追いつかない下水施設の不備から下水があふれた。そして、台風 23 号（昭 46）による床上浸水 65 戸（うち栗原住宅 25 戸)、床下浸水 218 戸（うち栗原住宅 94 戸)、台風 25 号（昭 46）による床下浸水 5 戸、台風 29 号（昭 46）による床上浸水 18 戸、床下浸水 14 戸という被害が続出した。河川改修の遅れがこのような悪循環を繰り返すことになった。

昭和 50 年頃以降、黒目川の河川改修が逐次行われ、現在では暫定改修（50mm/h）が完了している。

したがって、本川の破堤、いっ水はないと思われるが、住宅地における内水氾濫は、今後も局地的に発生するものと思われる。

平成 3 年 18 号台風により、黒目川の栗原一丁目の一部に内水氾濫があったことが記録されている。栗原付近では、昭和 33 年、41 年の水害以降も毎年のように床上、床下浸水を繰り返したが、河道の改修以後、ここ十数年は本川のいっ水による被害はなくなった。

なお、黒目川と落合川の合流点付近（東久留米市）に建設された調整池により、従来の 30mm/h から 50mm/h に耐えられるようになった。

令和元年東日本台風は、静岡県や関東地方、甲信越地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした。

埼玉県内では、荒川水系の越辺川（川越市・東松山市）や都幾川（東松山市）が決壊、また、新河岸川（川越市）や柳瀬川（所沢市）など多くの河川においていっ水・越水の氾濫が確認されている。

本市では、土砂災害警戒情報や大雨特別警報が発表され、土砂災害や河川の水位が上昇したことによる氾濫の危険性が高まったため、避難勧告を発令するとともに、市内20か所の避難所を開設し、約1,300人の避難者を受け入れた。河川による氾濫や人的な被害はなかったものの、多くの道路冠水や住家の被害が確認された。

令和5年,令和6年は、市内で集中豪雨による浸水被害（内水氾濫）が発生し、局地的に道路冠水、床下・床上浸水が確認された。

第２節　自然環境の特性

第１　位置

本市は、埼玉県の最南端にあり、東京都心から約 25㎞ 圏に位置し、東西約 7㎞、南北約 8㎞、総面積 22.78㎢ を有している。東は朝霞市に接し、南は東京都練馬区、西東京市及び東久留米市、西は東京都清瀬市及び所沢市、北は入間郡三芳町及び志木市に接し、地域の半分が東京都に接する、武蔵野の面影を残す数少ない都市である。

第２　地形

本市は、武蔵野台地と呼ばれるほぼ平坦な台地上に位置している。この平坦な台地を南西から北東に流れて新河岸川に注ぐ北の柳瀬川と南の黒目川が台地を開析し、それぞれ低い段丘と谷底平野を形成している。

市域の主部が位置する台地は別称「野火止台」とも呼ばれ、柳瀬川から西北部は「所沢台」、黒目川から東南部は「朝霞台」とも呼ばれている。

第３　地質

本市及び周辺の地質は、大部分関東平野を構成する第四系（第四紀）の地質から成り立っている。本地域を含めて、武蔵野台地は、関東山地を侵食して流れた諸河川のうち、古多摩川の流域にあたり、大部分は古多摩川によって運搬されてきた砂礫層やシルト層・泥層から構成されている。

武蔵野台地は海水準の低下に伴い、侵食が進み、形成時期の違いでいくつかの地形面を作っている。離水（海水準の低下や土地の隆起で土地が相対的に高くなること。）した地形面上には関東ロームと呼ばれる火山灰などが重なっており、離水時期の違いによって関東ローム層の層厚も異なっている。

本地域は地形も地質も北北東にやや傾斜している。これは埼玉県加須市付近を中心に沈降し関東の周辺部が相対的に隆起したいわゆる「関東造盆地運動」によるものと考えられる。

第４　河川

本市の南東側には黒目川が、北西側には柳瀬川が流れており、両河川は新河岸川を経て荒川へと注いでいる。

第３節　社会環境の特性

第１　人口

(1) 人口の推移

本市の前身である新座町は、町村合併促進法により昭和 30 年 3 月、大和田町と片山村が合併して誕生した。合併当時 11,700 人であった人口は、その後、都市化とともに急増し、昭和 45 年には 73,450 人に増加した。同年 11 月 1 日に市制が施行された後も人口は順調に増加し、令和 6 年 10 月 1 日現在、世帯数 80,223 世帯、人口 166,407 人となっている。

一世帯当たりの平均人員は、昭和 40 年には 3.70 人であったがその後徐々に低下し、令和 6 年には 2.07 人となっている。

人口密度は、市制が施行された昭和 45 年に 3,209 人/km² であったが、その後増加し、令和 6 年には 7,305 人/km² となっている。

口人口の推移　［各年10月1日現在］

年次	世帯数	人口			一世帯平均人員	人口密度（人/km²）
		計	男	女		
昭和30年	2,164	11,700	5,857	5,843	5.41	511
昭和35年	2,693	13,279	6,712	6,567	4.93	580
昭和40年	9,135	33,779	17,711	16,068	3.70	1,476
昭和45年	22,181	73,450	37,278	36,172	3.31	3,209
昭和50年	32,148	105,094	53,209	51,885	3.27	4,591
昭和55年	36,708	117,751	59,734	58,017	3.21	5,144
昭和60年	40,988	127,533	64,407	63,126	3.11	5,572
平成元年	45,500	136,596	69,169	67,427	3.00	5,967
平成 5年	49,723	140,675	71,408	69,267	2.83	6,170
平成10年	55,546	148,218	75,319	72,899	2.67	6,501
平成15年	59,589	151,179	76,583	74,596	2.54	6,631
平成20年	65,555	156,934	79,049	77,885	2.39	6,883
平成25年	69,628	162,366	81,428	80,938	2.33	7,121
平成30年	72,604	165,434	82,751	82,683	2.29	7,262
令和2年	75,586	166,220	82,874	83,346	2.20	7,297
令和3年	77,312	166,218	82,704	83,514	2.15	7,297
令和4年	77,994	165,795	82,471	83,324	2.13	7,278
令和5年	79,011	165,876	82,518	83,358	2.10	7,282
令和6年	80,223	166,407	82,843	83,564	2.07	7,305

注）昭和30年は国勢調査人口、昭和35年以降は住民登録人口である。

資料）総理府「国勢調査報告」、市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」

(2) 人口密度

本市の町別人口密度を以下に示す。

人口密度が最も高いのは新座で 165.4 人/ha となっている。以下、高い順に、東北、栗原、東、栄、新堀、石神、野寺、北野、片山（以上、1ha 当たり 100 人以上）となっている。最も低いのが中野で 8.3 人/ha、次に低いのが本多となっている。

□町別人口密度　　**［令和 6 年 10 月 1 日現在］**

町名	面積(ha)	地区人口(人)	人口密度	ブロック人口	
畑中	115.8	9,738	84.1	15,526	第 1
馬場	126.4	5,788	45.8		
栄	68.0	9,399	138.2	24,662	第 2
池田	55.3	3,134	56.7		
道場	42.6	1,611	37.8		
堀ノ内	78.2	1,552	19.8		
片山	73.0	7,504	102.8		
新塚	62.9	1,462	23.2		
石神	78.0	9,343	119.8	32,849	第 3
栗原	88.0	13,631	154.9		
野寺	88.0	9,875	112.2		
西堀	104.6	6,373	60.9	18,107	第 4
新堀	78.0	10,486	134.4		
本多	93.1	1,248	13.4		
あたご	55.6	1,493	26.9	14,120	第 5
菅沢	82.1	1,469	17.9		
野火止(1～4 丁目)	265.2	11,158	42.1		
大和田	178.2	9,305	52.2	17,662	第 6
中野	73.7	584	7.9		
新座	47.0	7,773	165.4		
北野	64.0	6,996	109.3	22,097	第 7
東北	51.0	8,072	158.3		
東	47.0	7,029	149.6		
野火止(5～8 丁目)	222.0	21,384	96.3	21,384	第 8
その他	40.3	－	－	－	－
合計	2278.0	166,407	－	166,407	－

資料）市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」

(3) 市外への就業者及び通学者数（昼夜人口）

本市の昼夜人口、及び流入・流出人口は以下のとおりである。

本市の昼夜人口の差は、平成 7 年に 29,441 人で、平成 12 年に 27,057 人まで減少し、令和 2 年には 19,952 人に減少している。

令和 2 年の国勢調査によると本市の就業者及び通学者の総数は 79,992 人、そのうち市外で就業・通学する人は 52,200 人と全体の 65.2%を占めている。市外のうち就業・

通学先で最も多いのが東京都で、32,618 人と市外で就業・通学する人の約 62%を占めている。そのため、東京都やその周辺で昼の時間帯に大規模地震が発生した場合、本市の多くの就業者及び通学者は帰宅困難者となる可能性がある。

□昼夜人口　　**［各年10月1日現在］**

年次	昼間人口 (A)	流入人口			流出人口			夜間人口 (B)	昼夜人口差(B-A)
		計	就業者	通学者	計	就業者	通学者		
平成 7年	114,750	31,326	23,126	8,200	60,767	51,423	9,344	144,191	29,441
平成12年	122,124	30,672	22,862	7,810	57,729	50,614	7,115	149,181	27,057
平成17年	127,534	31,357	23,968	7,389	55,996	49,609	6,387	152,173	24,639
平成22年	136,828	31,562	23,749	7,813	53,511	47,213	6,298	158,777	21,949
平成27年	138,995	31,607	23,931	7,676	54,734	48,469	6,265	162,122	23,127
令和2年	146,065	30,920	24,619	6,301	50,872	45,945	4,927	166,017	19,952

注）流入・流出人口は15歳未満の通学者を含む。

資料）総務省統計局「国勢調査報告」

□常住地による15歳以上就業者及び通学者数　　**［令和2年10月1日現在］**

常住地による従業地・通学地	総数	就業者	通学者
総　数	79,992	73,463	6,529
市内で従業・通学	25,288	23,631	1,657
自宅	6,551	6,551	－
自宅外	18,737	17,080	1,657
市外で従業・通学	52,200	47,569	4,631
県内	18,194	15,749	2,445
朝霞市	3,480	3,219	261
さいたま市	2,054	1,699	355
所沢市	2,058	1,744	314
和光市	1,449	1,314	135
志木市	1,352	1,176	176
その他	7,801	6,597	1,204
県外	34,006	31,820	2,186
東京都	32,618	30,590	2,028
練馬区	4,272	4,193	79
豊島区	2,712	2,400	312
千代田区	2,905	2,756	149
新宿区	2,667	2,494	173
板橋区	1,728	1,575	153
その他	18,334	17,172	1,162
神奈川県	685	684	72
千葉県	394	432	51
その他の都道府県	309	274	35

注）総数には不詳を含む。

資料）総務省統計局「国勢調査報告」

（4）要配慮者人口

災害が発生した時に避難行動や避難生活において特に配慮が必要となる高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等は、一般的に「要配慮者」とされる。

本市における要配慮者の人口は以下のとおりである。

① 高齢者人口

本市の高齢者（65 歳以上）の人口は、令和 6 年 9 月 1 日現在で 42,526 人となっている。

市内の町別高齢者率は、中野が最も高く 37.9%、以下、順に本多、あたご、新座、堀ノ内、道場、菅沢となっている。

また、市内の町別高齢者数は、野火止が 7,732 人と最も多く、以下、順に栗原、栄、新座、石神、野寺、新堀となっている。

口町別高齢者数と高齢者率　［令和6年9月1日現在］

町名	地区人口(人)	64 歳以下	65～79 歳	80 歳以上	高齢者率
畑中	9,731	7,274	1,666	791	25.2%
馬場	5,786	4,426	902	458	23.5%
栄	9,407	6,487	1,737	1,183	31.0%
池田	3,134	2,306	485	343	26.4%
道場	1,612	1,066	295	251	33.9%
堀ノ内	1,555	991	292	272	36.3%
片山	7,515	5,524	1,279	712	26.5%
新塚	1,468	1,465	3	0	0.2%
石神	9,348	6,527	1,742	1,079	30.2%
栗原	13,630	10,422	2,109	1,099	23.5%
野寺	9,901	7,115	1,742	1,044	28.1%
西堀	6,376	4,918	903	555	22.9%
新堀	10,492	7,846	1,813	833	25.2%
本多	1,247	778	311	158	37.6%
あたご	1,503	947	304	252	37.0%
菅沢	1,472	973	335	164	33.9%
野火止	32,580	24,848	5,023	2,709	23.7%
大和田	9,272	7,345	1,291	636	23.7%
中野	580	360	112	108	37.9%
新座	7,791	4,951	1,660	1,180	36.5%
北野	6,951	5,504	907	540	20.8%
東北	7,998	6,586	994	418	17.7%
東	7,057	5,195	1,014	822	26.1%
合計	166,380	123,854	26,919	15,607	25.6%

② 乳幼児人口

本市の乳幼児（6 歳以下）の人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在 7,907 人となっている。

③ 障がい者人口

本市における障がい者の数を、障がい者手帳の交付状況から見ると、令和 7 年 4 月 1 日現在、身体障がい者が 3,982 人、精神障がい者が 2,306 人、知的障がい者が 1,225 人となっている。

□障がい者手帳交付状況

年度	身体障がい					
	総数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい
令和3年度	4,161	281	329	60	2,077	1,414
令和4年度	4,243	292	335	58	2,087	1,471
令和5年度	4,132	284	326	58	2,011	1,453
令和6年度	4,089	288	325	53	1,968	1,455
令和7年度	3,982	288	326	53	1,895	1,420

年度	精神障がい	知的障がい
令和3年度	1,838	1,049
令和4年度	1,970	1,106
令和5年度	2,134	1,153
令和6年度	2,234	1,189
令和7年度	2,306	1,225

資料）障がい者福祉課

④ 外国人人口

本市に居住している外国人は、令和 6 年 9 月 1 日現在 4,788 人となっている。

□国籍別外国人人口の推移　　［各年9月1日現在］

年次	中国	ベトナム	フィリピン	韓国・北朝鮮	ネパール	インドネシア	アメリカ	台　湾	ミャンマー	その他	合計
令和４年	1,192	751	540	410	139	103	96	74	67	503	3,875
令和５年	1,227	874	539	383	177	170	108	78	99	521	4,205
令和６年	1,338	1,012	579	386	198	261	113	82	181	612	4,788

資料）市民課

第２　建物

建築基準法の耐震基準は、それぞれの時代に発生した地震による被害についての技術的知見を踏まえて改正が行われており、その中でも昭和 56 年に、現在でも基準とされている「震度 5 強程度の中規模地震では軽微な損傷、震度 6 強から 7 に達する程度の大規模地震でも倒壊等はしない」ということを目標とする新耐震基準を義務付ける改正が行われた。

この基準を満たした住宅は、阪神・淡路大震災においても、それ以前の旧耐震基準の住宅に比べ被害が少なかった。

本市の住宅は、令和 3 年 3 月 31 日時点において、合計 69,180 戸あり、そのうち旧耐震基準は 12,035 戸で全体の 17.4%を占めている。そのなかでも、耐震性が不足しているものは 5,244 戸あり、全体の 7.4%を占めている。

□住宅の耐震化率の推移　　（単位：戸）

	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅			昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率
		耐震性なし	耐震性あり			
	a	b	C	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成 25 年 10 月 1 日	14,560	5,793	8,766	51,010	65,570	**91.5%**
平成 30 年 10 月 1 日	13,310	5,375	7,935	54,010	67,320	**92.2%**
令和 2 年 3 月 31 日	12,460	5,288	7172	56,100	68,560	**92.5%**
令和 3 年 3 月 31 日	12,035	5,244	6,791	57,145	69,180	**92.6%**

資料）建築審査課

注）令和 7 年度は、資料の参照先である「新座市建築物耐震改修促進計画」が終期を迎え、同計画を見直し中であることから、本頁内で数値等の時点修正は行っていない。

第３　交通

(1) 道路

本市には、関越自動車道が本市の南側を北西に向かって横断している。市内にインターチェンジはないが、新座料金所が設けられている。また、国道 254 号が関越自動車道の北側を平行して横断している。本市の北西部を国道 463 号が縦断しており、関越自動車道の所沢インターチェンジと国道 254 号とを結んでいる。また、志木街道（県道）と片山県道がほぼ平行に本市を縦断しており、その間を、平林寺大門通り（主要地方道）と水道道路（主要地方道）が平行して通っている。

□道路現況　　**［令和7年4月1日現在］**

区分	路線数	総延長（m）	路面内訳(m)		幅員(m)（最小～最大）
			舗装道	砂利道	
国　　道	2	5,746	5,746	－	(18.00～34.40)
県　　道	8	18,969	18,969	－	(4.00～24.30)
市　　道	1,829	338,540	307,811	14,040	4.68
計	1,839	363,255	332,526	14,040	－

資料）道路管理課

(2) 鉄道

本市では、市内を走行する東武東上線とＪＲ武蔵野線、また、隣接市を走行する西武池袋線が市民の足として利用されている。

東武東上線志木駅の旅客状況、新座駅及び新座貨物ターミナル駅の旅客及び貨物の状況は以下に示すとおりである。

□志木駅旅客利用状況　　**［令和7年4月1日現在］**

年度	旅　客（人）			
	乗車		降車	
	総数	1日平均	総数	1日平均
令和2年度	14,087,142	38,595	14,101,527	38,635
令和3年度	15,287,803	41,884	15,300,271	41,918
令和4年度	16,467,315	45,116	16,488,433	45,174
令和5年度	17,141,253	46,834	17,188,753	46,964
令和6年度	17,461,152	47,839	17,527,491	48,021

資料）東武鉄道株式会社鉄道事業本部

□新座駅及び新座貨物ターミナル駅　［令和7年4月1日現在］

年度	旅客乗車（人）		貨物（ｔ）	
	総数	１日平均	発送	到着
令和元年度	7,742,745	21,213	297,458	710,254
令和2年度	5,211,105	14,277	269,752	591,288
令和3年度	6,205,000	17,000	265,026	643,902
令和4年度	7,035,740	19,276	269,197	592,033
令和5年度	7,368,620	20,188	257,848	567,977

資料）東日本旅客鉄道株式会社八王子支社、日本貨物鉄道株式会社関東支社
注）旅客降車数は、調査されていない。

（3）橋梁

本市には黒目川、柳瀬川、中沢川及び野火止用水が流れており、それらに架かる橋梁の現況は以下に示すとおりである。

□延長別橋梁現況　［令和7年4月1日現在］

区分		総数		石橋及びｺﾝｸﾘｰﾄ橋		鋼橋	
		25m未満	25m以上	25m未満	25m以上	25m未満	25m以上
橋　数		29	24	22	12	7	12
橋延長(m)		117.2	1,025.7	84	474.9	33.2	547.8
橋面積(㎡)		554.21	6,193.24	483.67	3,187.95	70.54	3,005.29
幅　員(m)							
	最 大	11.3	16.0	11.9	16	4.0	11.5
	最 小	1.3	1.5	3.5	1.5	1.5	2.5

注）この表は、河川、水路、道路に架かる橋梁を示す。
資料）道路河川課

第４　土地利用

（1）土地利用の変遷

明治以来、柳瀬川流域（大和田町）と黒目川流域（片山村）に広く耕作されていた水田が、近年、都市化の影響により宅地化が進み、平成 3 年にはついに市内の水田は皆無となった。江戸時代の新田開発に伴う野火止用水の開発により、台地上の畑作は、時代を経ても大きく変わることなく近郊農業の役割を果たしてきたが、近年の宅地化の波により次第に減少する傾向にある。

現在、本市の地目別土地面積の中で最も大きいのが宅地で、その割合は市総面積の46.8%を占めている。次に大きいのが雑種地で 24.3%、次が畑の 14.7%となっている。

過去 5 年間の土地利用の推移は次のとおりである。

□地目別土地面積　［単位：ｱｰﾙ、各年１月１日現在］

地　目	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
田	0	0	0	0	0
畑	35,676	35,207	34,744	34,116	33,592
宅地	104,899	105,611	106,146	106,233	106,588
山林	8,102	7,916	7,747	7,692	7,661
池沼・原野	0	0	0	0	0
雑種地	54,249	54,335	54,534	55,035	55,307
その他	24,874	24,731	24,629	24,724	24,652
計	227,800	227,800	227,800	227,800	227,800

資料）課税課「固定資産概要調書」

(2) 区域区分及び用途地域

本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は 60.7％と 39.3％である。用途地域別の面積では、住居系が圧倒的に多く全体の 84.5％を占め、商業系が 3.8％、工業系が 11.7％となっている。

□区域区分別面積及び用途地域別面積　［令和7年10月1日現在］

区分		面積(ha)	構成比(%)
区域別	都市計画区域	2,278	100.0
	市街化区域	1,382	60.7
	市街化調整区域	896	39.3
用途地域別	第一種低層住居専用地域	404.5	29.3
	第二種低層住居専用地域	0.9	0.1
	第一種中高層住居専用地域	275.1	19.9
	第二種中高層住居専用地域	19.0	1.4
	第一種住居地域	416.7	30.1
	第二種住居地域	25.1	1.8
	準住居地域	25.9	1.9
	近隣商業地域	22.5	1.6
	商業地域	30.2	2.2
	準工業地域	50.4	3.6
	工業地域	111.8	8.1
	計	1,382.1	100.0

資料）都市計画課

第２編　震災対策計画

第１章　震災対策の総則

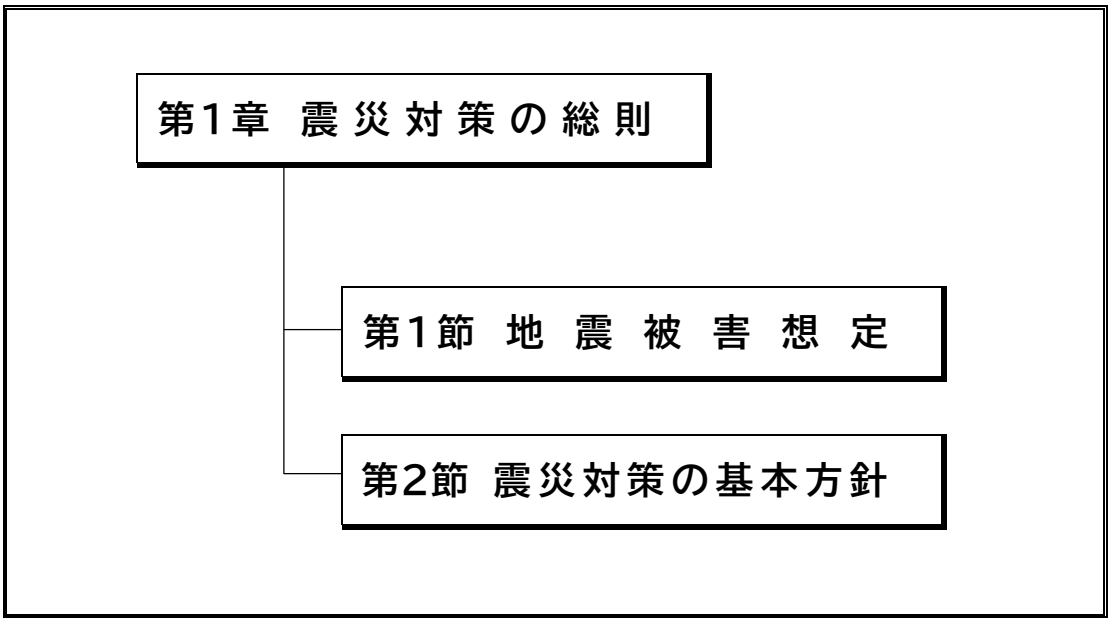

第１節　地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、震災に対する防災計画を作成する場合、地震が起きたときに、どの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることができる。

**********《 地震被害想定の構成 》**********

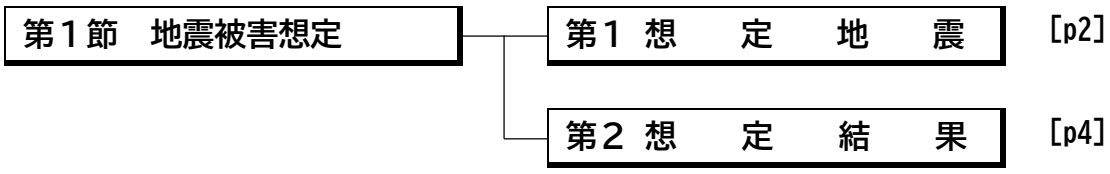

****

第１　想定地震

本市に関係する地震被害想定としては、県が平成 24・25 年度に地震被害想定調査を実施して、その結果を公表している。その中で県は、東京湾北部地震、立川断層帯地震等、5 つの地震を想定して被害想定を実施している。そのうち、本市に最も大きな被害が発生すると想定される地震は、東京湾北部地震である。

この地震は、平成 19 年度の埼玉県地震被害想定調査でも想定されている地震であるが、フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映して再検証されている。この見直しや地盤モデルの見直し、建物被害や避難者の想定手法の見直し等により、本市の想定被害数量は平成19年度想定に比べて大きく減少している。

また、内閣府中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ及び首都直下地震モデル検討会が平成 25 年 12 月に公表している報告書では、首都直下の M7 クラスの地震について、「フィリピン海プレートと北米プレートの境界で発生するタイプである東京湾北部地震及び多摩地震を想定した領域は、大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定され、このタイプの地震の想定は、茨城県南部及び茨城・埼玉県境付近の領域に限定して検討することが妥当と考える。」として、東京湾北部地震と多摩地震は都心部の想定地震から除外されている。

その上でワーキンググループ及び検討会では、首都直下の M7 クラスの想定地震は、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（Mw7.3)」、あるいは「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（Mw6.8)」のいずれかとしている。

そこで、本市は、中央防災会議が公表している、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（Mw7.3)」及び「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（Mw6.8)」を想定地震として、被害想定を行い、対策を検討していく。

中央防災会議の想定した震度分布を見ると、これらの地震による本市の震度は震度 6 強（6.0～6.25）であるので、市内の計測震度を一律に 6.2 として被害想定を実施する。

なお、実施する被害想定は、揺れによる建物被害、全半壊建物による死者・負傷者数、避難者数、災害廃棄物量についての想定である。その他の項目については、平成 24・25 年度の県地震被害想定調査結果を採用する。

■フィリピン海プレート内に一律にMw7.3の震源を想定した場合の震度分布図

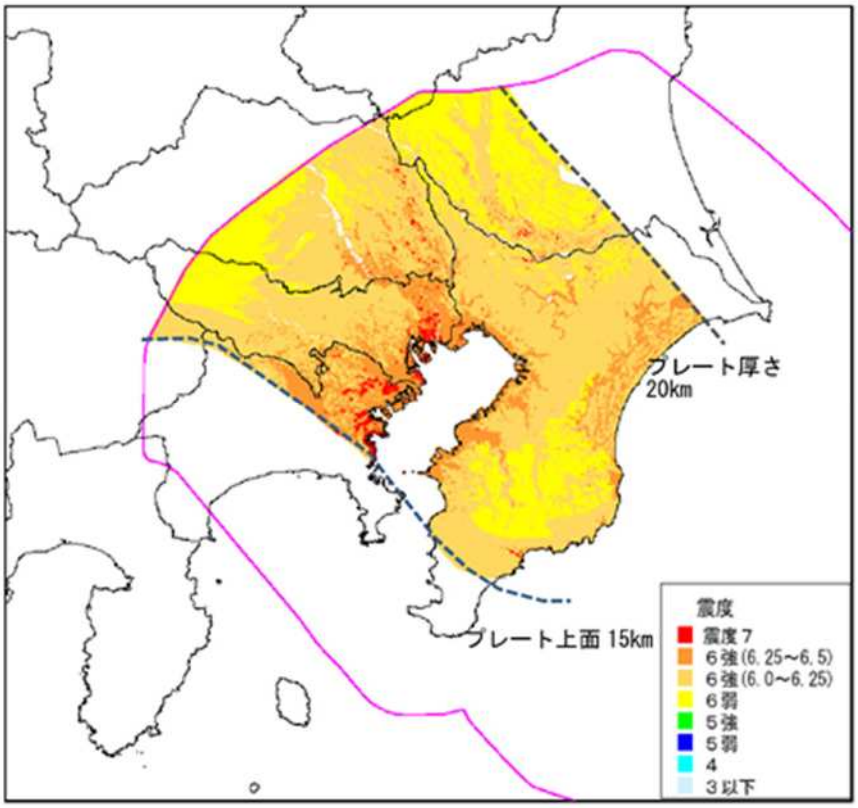

出典）「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」平成25年12月、中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ

■地殻内に一律にMw6.8の震源を想定した場合の震度分布図

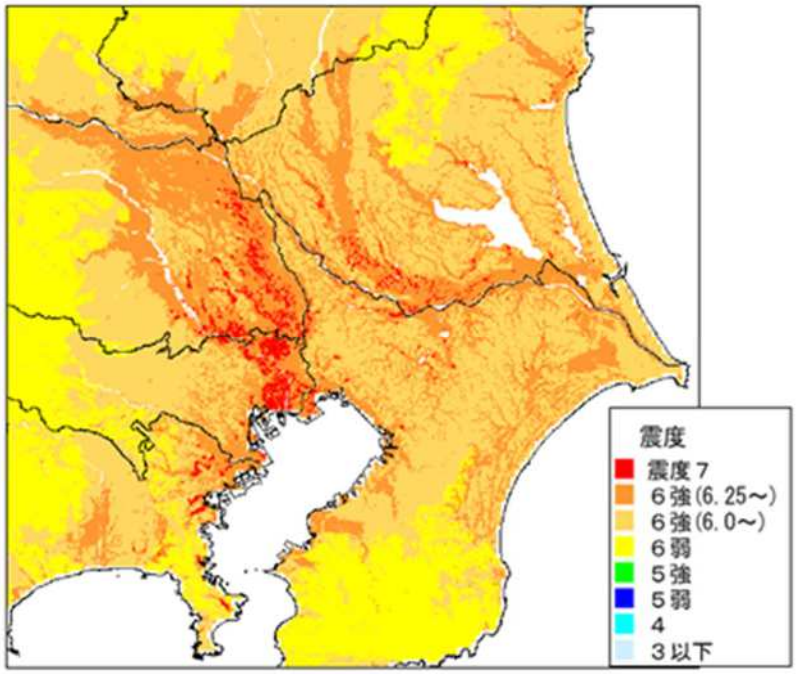

出典）「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」平成25年12月、中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ

第２　想定結果

中央防災会議が想定している、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（Mw7.3）」及び「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（Mw6.8）」が発生した場合、市域で最大震度 6 強の揺れが想定され、その揺れ等に起因する主な被害の数量は下表のとおりである。

□被害想定結果（新座市）

項目		被害内容		条件	単位	被害数量
建物	木造	揺れによる	全壊数	―	棟	4,364
			半壊数	―	棟	8,468
	非木造	揺れによる	全壊数	―	棟	205
			半壊数	―	棟	562
		急傾斜地崩壊による	全壊数	―	棟	1
			半壊数	―	棟	3
		火災焼失		最大	棟	138
ライフライン	上水道	断水人口		1 日後	人	12,861
	下水道	機能支障人口		直後	人	24,308
	都市ガス	供給停止件数		直後	件	6,890
	電力	停電世帯数		1 日後	世帯	320
	電話	不通回線数		1 日後	回線	88
人的被害		死者数		朝 5 時	人	302
		負傷者数		朝 5 時	人	1,964
		避難者数（当日・1 日後）		最大	人	12,458
		避難者数（1 週間後）		最大	人	11,989
		避難者数（1 か月後）		最大	人	9,702
		帰宅困難者数		最大	人	11,623
災害廃棄物量※		災害廃棄物重量		最大	トン	753,215
		災害廃棄物体積（保管容量）		最大	m3	640,767

注）一部想定結果は、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）より
※新座市災害廃棄物処理計画より（保管に必要な面積は約320,000㎡）　第2編P.96参照

第２節　震災対策の基本方針

**********《 震災対策の基本方針の構成 》**********

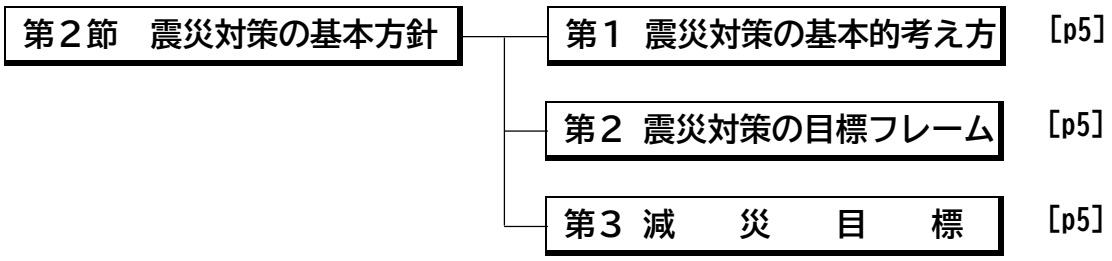

****

第１　震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、想定する地震による被害の内容及び規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的な「震災予防計画」かつ実践的な「震災応急対策計画」を策定する。

第２　震災対策の目標フレーム

本市の震災対策は、市内に震度 6 強の揺れをもたらすと想定している地震による被害に対する対策を実施する。

第３　減災目標

大規模な地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に様々な対策によって被害の発生の予防及び軽減を図ることが重要である。

県では、東京湾北部地震の発生を想定し、死者・負傷者を約 4,000 人（約 50%）減少させる等の減災目標を定め、その目標を達成するための「埼玉県震災対策行動計画」を策定し、具体的な取組を掲げている。

本市でも、基本理念である「みんなが安心してくらせるまちづくり」を実現するために、次のとおり減災目標を定め、対策を推進していく。本市は、この減災目標の達成目標年度を、総合計画の目標年度である令和 14 年度と設定して達成に努める。

１．死傷者数の半減

市内に震度 6 強の揺れをもたらすと想定している地震による死者及び負傷者を半減させることを目標に、次の具体的な個別目標を設定して、それぞれの対策を推進する。

① 建物倒壊等による死傷者数を半減

② 火災による死傷者数を 0 に

③ ブロック塀等の倒壊による死傷者数を 0 に

① 建物倒壊等による死傷者数を半減	ア　都市計画に基づく不燃化、耐震化の促進 イ　建築物耐震改修促進計画の推進 （住宅の耐震化率 95%以上を目標とし、多数の者が利用する建築物はおおむね解消を目標とする。） ウ　耐震診断・耐震改修の助成制度の周知・促進 エ　リフォームに合わせた耐震改修の誘導 オ　緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化の推進 カ　家具類の転倒防止対策の啓発 キ　消防団及び自主防災会等による、脱出困難者の救出・救助体制の確立 ク　医療施設等の災害時重要施設の耐震化の推進
② 火災による死傷者数を 0 に	ア　資機材増強等による消防団及び自主防災会による初期消火力の向上 イ　防火水槽の整備、自然水利の確保等による消防水利の充実 ウ　消防車両及び装備の充実 エ　都市計画に基づく不燃化、耐震化の促進及びオープンスペースの確保 オ　住宅用火災警報器の設置促進 カ　地域における防災訓練の強化 キ　感震ブレーカーの普及促進 ク　住宅用消火器の普及促進
③ ブロック塀等の倒壊による死傷者数を 0 に	ア　ブロック塀の実態把握 イ　生け垣設置助成制度の周知・促進 ウ　安全な避難経路の確保・周知 エ　危険な状態のブロック塀に対する対策の推進

２．避難者の減少

地震による住宅の倒壊やライフライン被害、火災による全体の避難者を 3 割程度減らし、かつ住宅の早期確保により、早期に避難所を閉鎖することを目標とし、以下の対策を推進する。

ア　耐震改修促進等による建物耐震化の推進
イ　都市計画に基づく不燃化の推進
ウ　装備の充実等による消防力の充実・強化
エ　地域防災力向上による初期消火・火災対応力の強化
オ　被災住宅に対する応急危険度判定体制の整備
カ　住家の被害認定調査と応急住宅供給に関する速やかな体制整備
キ　上下水道設備の耐震化の推進
ク　上下水道設備の応急復旧体制の整備
ケ　ライフライン企業への設備耐震化の促進と復旧迅速化方策確立の要請
コ　土砂災害警戒区域の安全化対策推進
サ　家庭内備蓄の推進

第2章　震 災 予 防 計 画

海に囲まれ、4 つのプレートがぶつかり合う日本列島は、世界的にも地震発生の多い地域であり、大規模地震の切迫性が高まっている東海地域や、人口が過密で高度に都市化された本市を含む首都圏地域は、特に地震災害の危険性が高い地域と言える。

震災対策で最も必要とされることは事前予知であるが、現状では困難であるため、平常時における対策により被害をいかに軽減するかが重要となる。

本市の震災予防計画は、以下の施策により整備、推進する。

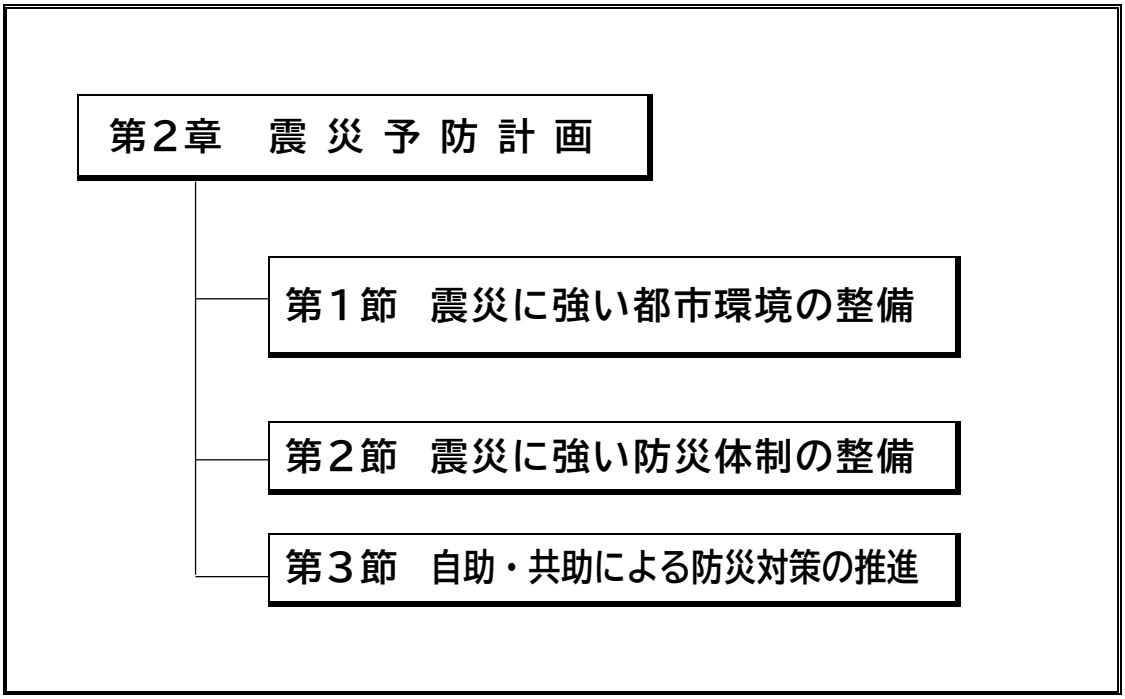

第１節　震災に強い都市環境の整備

地震災害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や震災応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

そのため、本市はもとより、防災関係機関、市民及び事業所が災害予防に果たすべき責務や災害時の役割を明確にし、防災都市づくりを促進する仕組みづくりの一環として、防災まちづくりに関する対策の整備を進める。

震災に強い都市環境の整備は、以下に示す施策により整備、推進する。

**********《 震災に強い都市環境の整備の構成 》**********

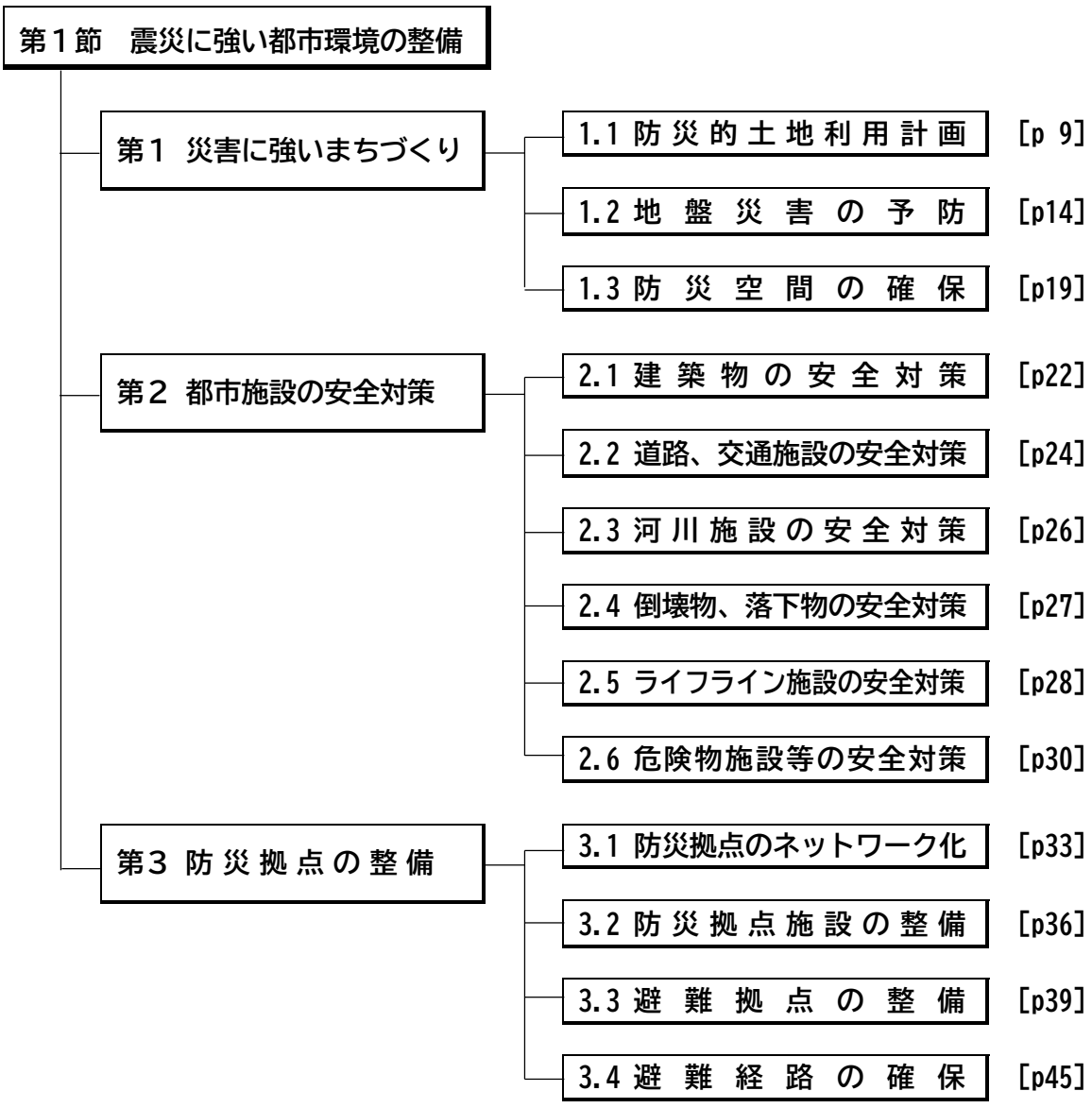

****

第１　災害に強いまちづくり

市民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、被害を出さないようにする「災害予防」に加え、被害を最小限に減らす「減災」などを踏まえ、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地の整備を推進していく。

１．１ 防災的土地利用計画

【 都市計画課 】

【現状】

本市の土地利用の現状と防災上の課題を、新座市都市計画マスタープランに従い、以下に示す。

□土地利用の現状と課題

地域名	土地利用状況	
北東地域	現状	○老朽建物率は、工業系市街地にあたる野火止七・八丁目や、住居系市街地では東一～三丁目などで高くなっています。
	課題	○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。
北西地域	現状	○老朽建物率は、市街化区域では主に新座一～三丁目や大和田一・四丁目などで高くなっており、市街化調整区域では主に中野一・二丁目で高くなっています。 ○洪水浸水想定区域は、柳瀬川沿いの広い範囲で想定浸水深0.5～3.0m未満のエリアがみられます。 ○土砂災害特別警戒区域は、中野二丁目に１か所、土砂災害警戒区域は、中野二丁目及び大和田五丁目に各１か所ずつ指定されています。
	課題	○柳瀬川については、治水安全の向上に向けた取組が求められます。 ○土砂災害の危険性が高いエリアについては、安全の向上に向けた取組が求められます。 ○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。
西部地域	現状	○老朽建物率は、市街化区域では主にあたご三丁目で高くなっており、市街化調整区域では主に野火止二・三丁目、あたご一～三丁目で高くなっています。
	課題	○狭あい道路が残る地区や建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保が求められています。

口土地利用の現状と課題（つづき）

地域名	土地利用状況	
中央地域	現状	○老朽建物率は、市街化区域では主に野火止一・四丁目、畑中一丁目などで高くなっており、市街化調整区域では主に野火止一・二・四丁目、馬場四丁目で高くなっています。 ○洪水浸水想定区域は、黒目川沿いの低地部に、想定浸水深0.5～3.0m未満及び0～0.5m未満のエリアがみられます。 ○土砂災害特別警戒区域は、畑中一丁目に２か所、馬場一丁目及び二丁目（新座市営西）に各１か所の計４か所指定されています。 ○畑中二丁目、馬場二、三丁目では木造率が高くなっています。
	課題	○黒目川については、治水安全の向上に向けた取組が求められます。 ○土砂災害の危険性が高いエリアについては、安全の向上に向けた取組が求められます。 ○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。
東部地域	現状	○老朽建物率は、栄三～五丁目などで高くなっています。 ○土砂災害特別警戒区域は、黒目川及び中沢川沿いの斜面地に５か所、土砂災害警戒区域は、同じく河川沿いの斜面地に６か所指定されています。 ○木造率は栄一～三、五丁目や池田三～五丁目などで高くなっています。
	課題	○土砂災害の危険性が高いエリアについては、安全の向上に向けた取組が求められます。 ○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。
南部地域	現状	○老朽建物率は、市街化区域では主に片山二・三丁目、栗原一丁目などで高くなっており、市街化調整区域では堀ノ内一～三丁目、道場一丁目で高くなっています。 ○木造率は、主に市街化区域内の石神一～五丁目、片山一～三丁目、野寺一～五丁目、栗原一～四丁目、市街化調整区域の堀ノ内二丁目、道場一丁目などで高くなっています。 ○土砂災害特別警戒区域は、堀ノ内一丁目、石神四丁目、栗原三丁目に各１か所の計３か所指定されています。土砂災害警戒区域は、土砂災害特別警戒区域の周辺及び堀ノ内二丁目及び片山二丁目の計５か所に指定されています。 ○大規模盛土造成地は、堀ノ内二丁目、野寺三丁目の２か所にあります。
	課題	○土砂災害の危険性が高いエリア及び大規模盛土造成地については、安全の向上に向けた取組が求められます。 ○建物密度が高い地区や、老朽建物の多い地区、木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。

南西地域	現状	○老朽建物率は、市街化区域では主に新堀三丁目、市街化調整区域では本多一・二丁目で高くなっています。 ○木造率は、主に市街化区域の西堀一・二丁目、新堀一・二丁目で高くなっています。
	課題	○建物密度が高い地区や木造建物の多い地区については、防災機能の向上が求められます。

参考）「新座市都市計画マスタープラン」（一部抜粋）

□都市計画マスタープランにおける地域区分

地域名	対象町丁目
北東地域	東北一・二丁目、北野一～三丁目、東一～三丁目、野火止五～八丁目、畑中三丁目
北西地域	新座一～三丁目、中野一・二丁目、大和田一～五丁目
西部地域	野火止二丁目（野火止用水本流の西側）、野火止三丁目（野火止用水本流の西側）、野火止四丁目（野火止用水本流の西側）、菅沢一・二丁目、あたご一～三丁目
中央地域	畑中一・二丁目、馬場一～四丁目、野火止一丁目、野火止二丁目（野火止用水本流の東側）、野火止三丁目（野火止用水本流の東側）、野火止四丁目（野火止用水本流の東側）
東部地域	新塚一丁目、新塚、栄一～五丁目、池田一～五丁目
南部地域	堀ノ内一～三丁目、道場一・二丁目、片山一～三丁目、石神一～五丁目、野寺一～五丁目、栗原一～六丁目
南西地域	本多一・二丁目、西堀一～三丁目、新堀一～三丁目

【方策】

本市では、土地区画整理事業を行い、地震災害に強い安全な市街地の整備を図る。

また、都市計画マスタープランにおいて地区ごとに示されている防災的土地利用の方針を以下に表示する。

《 方　策 》

防災的土地利用計画
- **土地区画整理事業の推進**
- **住宅密集地対策の推進**

（1）土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものであり、市街地再開発事業と並んで都市整備の中核的な手法である。

本市では、従来土地区画整理事業を実施し一般市街地の体系的な住環境の改善・整備を図るとともに、良好な市街地空間の形成を計画的に推進している。

（2）住宅密集地対策の推進

密集した住宅地については、安全な避難経路の確保等により防災機能の向上を図る。

□本市の防災的土地利用の方針

地域名	方　　針
北東地域	○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。 ○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。 また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。
北西地域	○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域※の指定を検討します。 ○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。 また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定エリアについては、法令に基づく安全対策を進めます。 また、指定エリア内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。 ○柳瀬川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。 ○大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、多様な手段を活用し、市民へ迅速な情報提供を行います。 ○中野川及び坂之下川については、治水安全の維持・向上に向けた改修・整備を検討します。
西部地域	○建物密度が高い、狭あい道路が残る地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。 また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。
中央地域	○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。 ○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。 また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定エリアについては、法令に基づく安全対策を進めます。また、指定エリア内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。 ○黒目川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。 ○大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、多様な手段を活用し、市民への迅速な情報提供を行います。

□本市の防災的土地利用の方針（つづき）

地域名	方　　針
東部地域	○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。 ○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。 また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定エリアについては、法令に基づく安全対策を進めます。 また、指定エリア内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。 ○黒目川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。 ○中沢川については、河川の適正な維持管理を実施します。また、治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。
南部地域	○木造率及び建物密度が高い地区や商業集積地については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。 ○建物老朽度及び建物密度が高い地区については、狭あい道路の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めます。 また、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定エリアについては、法令に基づく安全対策を進めます。 また、指定エリア内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。 ○一定の要件を満たす大規模盛土造成地を対象に、安全性に関する調査を実施し、調査の結果危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進します。 ○黒目川については、引き続き関係機関へ適正な維持・管理を要望します。 ○中沢川などについては、河川の適正な維持管理を実施します。また、治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。
南西地域	○木造率及び建物密度が高い地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。

参考）「新座市都市計画マスタープラン」（抜粋）

１．２ 地盤災害の予防

【 危機管理室、建築審査課、都市計画課、インフラ整備部 】

【現状】

本市の地形・地質条件等から、地震動による危険区域及び液状化による危険区域について以下に示す。

(1) 地震動による危険区域

地震動による危険区域は、段丘崖に造成された階段状の切盛土地に立地する住宅地などである。既往の災害は認められていないが、大きな地震動（本市における最大震度が 6 強）では、擁壁の崩壊などにより大きな被害が発生すると考えられる。降雨時など地盤がゆるんだ時と重なると更に危険な状態となる。また、黒目川沿いの旧河道を造成して建設されている住宅は、軟弱地盤上に立地していることから地震動による被害を受けやすいと考えられる。

本市における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、以下のとおりである。

なお、妙音沢の傾斜地については、県が平成 14 年度に対策工事を行っている。

□急傾斜地崩壊危険区域の指定状況（本市関連）

区域名	所在地		指定面積 (ha)	告示番号 指定年月日
	郡市	大字		
妙音沢	新座市	栄一丁目	0.51	埼玉県告示第115号 平成14年1月25日

□急傾斜地崩壊危険箇所一覧（本市関連）

Ｎｏ.	箇所名	所在地	備考
1	新座高校	栄一丁目	自然斜面
2	妙音沢	栄一丁目	自然斜面
3	栗原三丁目	栗原三丁目5-31～36	自然斜面
4	野寺三丁目	野寺三丁目12-5～8	自然斜面
5	野寺三丁目	野寺三丁目7-27	自然斜面
6	片山二丁目	片山二丁目11-24	自然斜面
7	片山二丁目	片山二丁目11-24	自然斜面
8	池田三丁目	池田三丁目3-39	自然斜面
9	栄一丁目	栄一丁目9	自然斜面
10	畑中三丁目	畑中三丁目1-1	自然斜面
11	中野二丁目	中野二丁目8-26	自然斜面
12	新座市営西	新塚5193	自然斜面
13	大和田	大和田五丁目	人工斜面
14	畑中	畑中三丁目	人工斜面
15	野寺三丁目	野寺三丁目9-15	人工斜面
16	石神四丁目	石神四丁目9-31	人工斜面
17	畑中一丁目	畑中一丁目9-26～40	人工斜面
18	新座一丁目	新座一丁目8	人工斜面
19	池田一丁目	池田一丁目	自然斜面
20	馬場一丁目	馬場一丁目	自然斜面
21	堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目	自然斜面
22	野寺三丁目	野寺三丁目	自然斜面
23	池田一丁目-1	池田一丁目	自然斜面
24	池田一丁目-2	池田一丁目	自然斜面
25	池田三丁目	池田三丁目	自然斜面
26	馬場一丁目	馬場一丁目	自然斜面
27	片山二丁目-1	片山二丁目	自然斜面
28	片山二丁目-2	片山二丁目	自然斜面
29	堀ノ内二丁目-1	堀ノ内二丁目	自然斜面
30	堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目	自然斜面
31	野寺三丁目	野寺三丁目	自然斜面

資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議

（2）土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所について基礎調査を実施しており、その結果、市域には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所が 16 か所（うち 12 か所は、土砂災害特別警戒区域を含む）ある。

なお、土砂災害特別警戒区域については、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造の規制が行われる。

口土砂災害警戒区域一覧（本市関係）

No.	土砂災害警戒区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	特別警戒区域	告示年月日
1	新座高校	栄1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
2	妙音沢	栄1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
3	栗原３丁目	栗原3丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
4	池田３丁目	池田3丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
5	中野２丁目	中野2丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
6	新座市営西	新塚1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
7	大和田	大和田5丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
8	石神４丁目	石神4丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
9	畑中１丁目-1	畑中1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
10	畑中１丁目-2	畑中1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
11	池田１丁目-1	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
12	池田１丁目-2	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
13	馬場１丁目	馬場1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
14	堀ノ内１丁目	堀ノ内1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
15	片山２丁目-1	片山2丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
16	堀ノ内２丁目-2	堀ノ内2丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日

資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議

（3）液状化による危険区域

液状化による危険区域は、一般的には谷底平野や旧河道部分で砂層が存在しＮ値（地盤の固さや締まりの程度を評価したもの）も低い箇所であるとされており、本市では黒目川や柳瀬川流域がこれらに該当する地域である。

【方策】

本市の地盤災害の予防は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

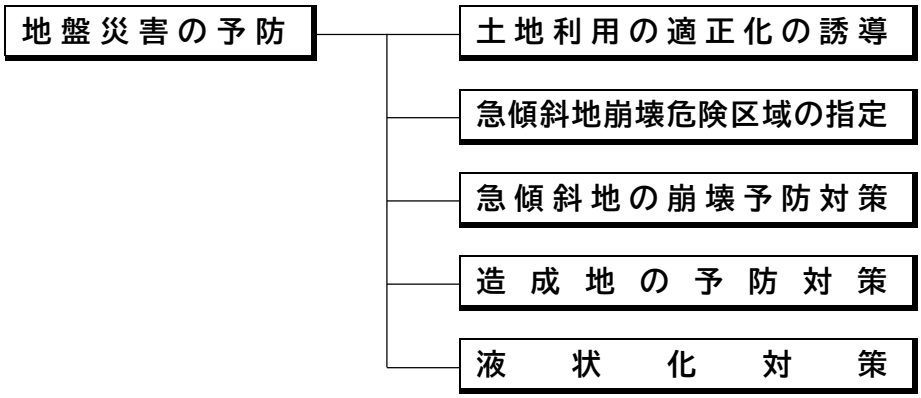

(1) 土地利用の適正化の誘導

土地利用による災害を防止し、市民の安全を確保するため、土地利用の適正化の誘導を図っていく。

□都市的土地利用の誘導

○市街化区域については、適正な規模の区域の設定、用途地域に基づく建築規制等を行い、また、地区計画制度や建築協定、緑化協定により良好な市街地環境形成を図る。
○土地区画整理事業、道路、公園、公共下水道等の整備による都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を備えた市街地を形成していく。
○市街化調整区域から市街化区域に編入する場合は、原則的に秩序ある面整備とし、適正な規制・誘導により快適で良好な環境を創出するとともに、計画的な土地利用転換に努める。
○市街化区域内の都市基盤が未整備の集団的未利用地については、土地区画整理事業等の施策を推進して、計画的な住宅地の形成を図る地域と、緑地環境として保全する地域とに区分し、秩序ある土地利用の促進を図る。

□自然的土地利用の誘導

本市に残されている森林や緑地の保全を図り、環境保全、防災、レクリエーション等、都市の安全性や快適性を支える空間として、保全・活用に努める。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地をいう。）で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする場合は関係市町村長の意見をきいて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として、指定することができる。

□急傾斜地崩壊危険区域指定基準

○急傾斜地の高さが5m以上
○急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

□指定の効果

急傾斜地崩壊危険区域の指定の主なる効果は次のとおりである。

① 行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、知事の許可を受けなければならない。

② 土地所有者等の土地保全の努力義務
③ 改善措置の命令
④ 急傾斜地崩壊防止工事の施工
⑤ 災害危険区域の指定

(3) 急傾斜地の崩壊予防対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて指定されている急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者に対して、以下の指導を行う。

□急傾斜地崩壊危険区域内における崩壊予防対策

○区域内の土地における切土、盛土等の安全性を確保する（許可制）。
○地震発生時や大雨時にパトロールを実施し、危険箇所付近の住民に注意を促す。

(4) 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、盛土規制法に基づく許可、建築確認等の審査並びに当該工事に関する指導監督を行う。

また、造成地では、梅雨期や台風期に注意の呼び掛けを実施する。

災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、調査の結果危険性が認められる場合には、安全確保に向けた対策を官民連携で推進する。

(5) 液状化対策

液状化のおそれがある地域については、上下水道施設等のライフラインを必要に応じて改修及び耐震化していく。

また、平成 21 年 5 月に本市が作成した新座市地震ハザードマップにより、液状化のおそれがある地域の周知を図る。

１．３ 防災空間の確保

【 みどりと公園課、産業振興課 】

【現状】

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造・耐（防）火壁及び注水等消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。

これは、都市公園や緑地が、子どもの遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における火災の延焼防止のための空間、また、指定緊急避難場所から離れている地域の一時的な退避場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保は地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

本市の場合、公園については一定の整備を進めてきているが、まだ市街化区域において比較的大きな公園が不足しており、防災的な見地からも地域の核となる公園・緑地の整備が求められている。

また、農地については、本市の中心部が市街化調整区域であることから多く残っている。また、市街化区域にも生産緑地として多くの農地が残っており、これらの農地は、都市の緑・景観・防災空間、雨水の浸透等の多面的機能を果たしている。

□新座市の公園　　［各年4月1日現在］

区分	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数	面積(㎡)	公園数
総　計	523,704	255	532,319	257	531,977	257	534,091	256	549,620	256
都市公園	263,495	44	289,332	47	289,332	47	295,581	48	312,477	49
街区公園	77,978	35	104,313	38	104,313	38	110,562	39	124,763	40
歴史公園	6,640	1	6,640	1	6,640	1	6,640	1	6,640	1
緑　　地	21,350	6	20,852	6	20,852	6	20,852	6	23,547	6
緑　　道	35,518	1	35,518	1	35,518	1	35,518	1	35,518	1
運動公園	122,009	1	122,009	1	122,009	1	122,009	1	122,009	1
児童遊園	50,606	60	50,606	60	50,138	59	50,115	59	50,115	59
その他	209,603	151	192,381	150	192,507	151	188,395	149	187,028	148
公　　園	89,815	131	73,980	130	74,106	131	69,994	129	68,465	128
緑　　地	119,788	20	118,401	20	118,401	20	118,401	20	118,563	20

資料）　みどりと公園課

注）その他の公園は、ポケットパーク・準公園である。
　　その他の緑地は、憩いの森・保全緑地である。

□農業経営耕地面積（単位：a）　　**［各年2月1日現在］**

	総数	田	樹園地	畑	自給
平成7年	44,153	597	4,474	39,082	－
平成12年	39,228	89	3,766	35,373	－
平成17年	33,911	74	2,973	30,864	3,119
平成22年	32,608	15	2,761	29,832	2,770
平成27年	28,073	95	2,563	25,415	2,599
大和田地区	18,701	42	1,797	16,862	1,643
片　山地区	9,372	53	766	8,553	956
令和2年	30,648	113	1,582	28,953	－
大和田地区	23,511	103	974	22,434	－
片　山地区	7,137	10	608	6,519	－

資料）　産業振興課

注）総数に自給数は含めない。

【方策】

本市では、公園・緑地の整備や公共空地の確保に努めてきているが、今後も以下に示すように、都市公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地の保全等により市街地における防災空間の確保を図る。

《 方　策 》

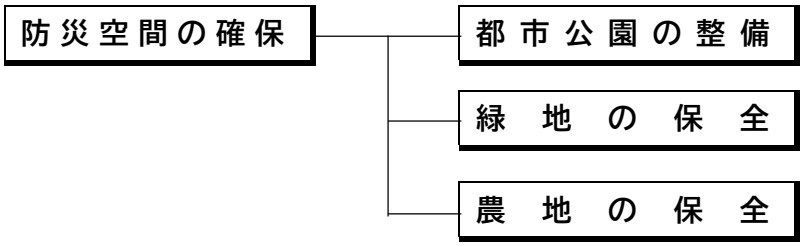

(1) 都市公園の整備

本市は、市内の都市公園を、地震災害時における火災の延焼防止のための空間、また、指定緊急避難場所から離れている地域の一時的な退避場所として位置付ける。

ただし、総合運動公園及び西堀公園は広域避難場所として指定している。

今後、都市公園の新設、既設公園の整備に当たっては、指定緊急避難場所への避難が困難な地域の解消に資する場所にあり、地域住民が避難しやすく安全な場所にある公園について、防災行政無線子局、防災倉庫、防火水槽、かまどベンチ、トイレ用マンホール等の防災機能設備の充実を図る。

(2) 緑地の保全

市街地の緑地は、市民の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、地震災害時の火災の延焼遮断帯や一時の避難スペースなどとして重要な役割を担っていることから、緑地の保全に努める。

(3) 農地の保全

本市には、宅地化する農地、生産緑地、市街化調整区域内の農地（農業振興地域指定なし。）がある。

このうち、宅地化農地については、計画的な宅地開発へ誘導するとともに、営農を続けることが確実な生産緑地については、極力農地としての保全を優先し、相続などで買取り請求が発生した場合は、公共用地として買い取ることを検討する。市街化調整区域における農地は、農業振興地域の指定がないことから、逆にその維持が難しい状況にある。農地としての維持を図るために、営農環境を支える方策を検討する。

第２　都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。
このため、本市及び関係機関は、発災後直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、各施設の耐震性の強化や被害の軽減を図るため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講じる。

２.１ 建築物の安全対策

【 建築審査課、都市計画課、管財契約課、公共施設マネジメント課、教育総務課 】

【現状】

本市では、公共建築物の耐震不燃化を進めており、主な公共建築物は全て耐震性が確保されている。

□主な公共建築物の耐震状況等

名称	状　況
市　役　所 本　庁　舎	平成29年建築（免震構造）
市　役　所 第二庁舎	平成9年建築
市　役　所 第三庁舎	平成29年建築 （分室は昭和57年及び平成18年建築、増築棟は令和6年建築）
市　役　所 第四庁舎	平成14年建築
市　役　所 第五庁舎	昭和63年建築
小　学　校 中　学　校	校舎及び体育館の耐震補強工事は、平成17年度までに全て完了している。 また、非構造部材（吊り天井）の耐震化は、平成27年までに完了しており、その後の非構造部材（照明器具、窓ガラス、設備機器等）の耐震化は改修工事に併せて進めている。
新座市民 総合体育館	昭和63年建築 非構造部材の耐震化を進める。

注）昭和56年6月1日以降は、建築基準法に基づき新耐震基準が適用されている。

【方策】

本市の建築物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

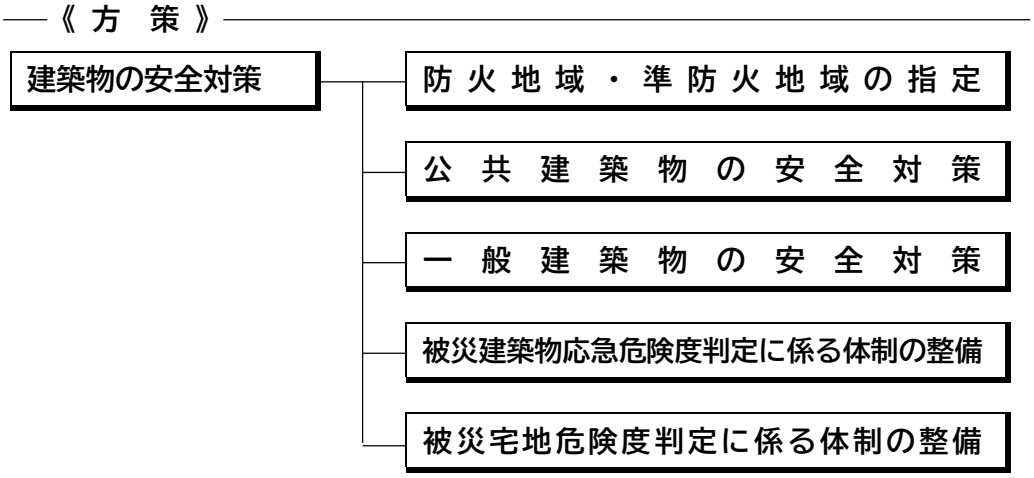

(1) 防火地域・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、火災が起きた場合にその火災が極力他の建物に影響を及ぼさないように、地域によって集団的な防火に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである（都市計画法）。

燃えにくい市街地の形成に向けて、木造率及び建物密集度の高い市街地、商業施設の集積地、緊急輸送道路の沿道、広域避難場所の周辺地区などを中心に、防火地域及び準防火地域の指定を検討していく。

(2) 公共建築物の安全対策

公共建築物は、災害応急対策活動や行政サービスの提供の場として重要な役割を担うことから、建築物の耐震不燃化対策、非構造部材の耐震化対策等の安全対策を引き続き推進していく。

(3) 一般建築物の安全対策

一般建築物の耐震化等の安全対策は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、本市は、一般建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、次の耐震化対策を講じる。

□耐震化対策

○耐震化に関する相談窓口の設置
建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応じるため、相談窓口を設置する。

○耐震性に関する知識の普及・啓発
耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及に努める。

○関係情報の公開
建築物の耐震化のために必要な情報の提供を実施する。

（4）被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

本市は、震災後の応急復旧が円滑に行われるように、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等を決定するための判定を行う必要があることから、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制を築き、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

（5）被災宅地危険度判定に係る体制の整備

本市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保する。

２.２ 道路、交通施設の安全対策

【 都市計画課、道路管理課、道路河川課、危機管理室 】

【現状】

道路、鉄道等は、震災時においては救急救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担う。

これらの施設が地震で大きな被害を被った場合、人命に関わる大事故が多発することが予想されるのみならず、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能がまひすることも考えられる。

本市の道路、交通施設の現状は、急激な都市化により、幹線道路網の整備が遅れたまま今日に至っている。このため、国道254号をはじめとして市内では渋滞が慢性的に発生しており、この渋滞が原因で、地区内の生活道路が抜け道として利用され、地区住民の安全に影響を及ぼしている。

そのため、今後は幹線道路を広域・地域・地区（・シンボルロード）の各レベルに整理して、市内の渋滞解消や周辺市区町との連絡、市内の各生活圏に点在する公共公益施設間相互の連絡を考慮した幹線道路体系の整備を図るとともに、適切な誘導が図れるよう、交通案内機能の強化が望まれている。

【方策】

本市の道路、交通施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

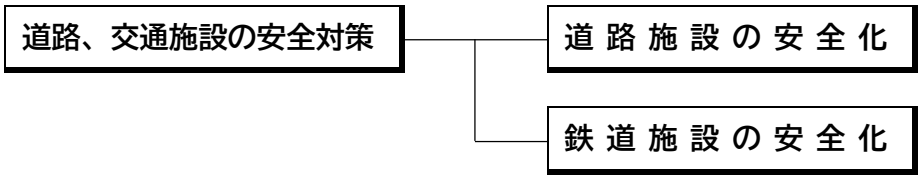

(1) 道路施設の安全化

【 東日本高速道路(株)、国、県、市（道路管理課、道路河川課、都市計画課、危機管理室） 】

高速道路、国道、県道及び市道の各道路管理者は、管理道路に対して、土砂崩落・落石等の危険箇所については法面防護工の施工、老朽化した橋梁については架替え補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障がないようにする。

なお、本市は防災対策を考慮し、幹線道路のレベルに応じて以下に示す道路整備を図る。

① 広域幹線道路の整備

国道 254 号を中心に保谷朝霞線などの広域の都市間を結ぶ主要な道路を広域幹線道路に位置付け、未整備の路線については関係機関への整備を要望する。

② 地域幹線道路

東久留米志木線（新座中央通り、平林寺大門通り）等の周辺都市や市内の地域・各拠点間を結ぶ主要な道路を地域幹線道路に位置付け、未整備の区間については、社会経済状況や市民ニーズを踏まえ、柔軟な検討を進める中で、効率的な整備を進めるとともに、地域の状況に応じて、整備に向けた関係機関への働きかけを行う。

③ 地区幹線道路

東北通り線等の広域・地域幹線道路を補完する、又は市内の地区間を結ぶ主要な道路を地区幹線道路に位置付け、歩行者や自転車の安全確保を図るため、道路の整備状況などを踏まえつつ、必要な個所について改良整備を進める。

(2) 鉄道施設の安全化

【 東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東武鉄道(株)、市（関係各課） 】

災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留等の路線構造物の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取替え等の事業を行う。

なお、本市は高齢者や障がい者の利便性向上を図るため、駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進めるとともに、各鉄道会社にも要望していく。

２.３ 河川施設の安全対策

【 関係各課 】

【現状】

本市には、荒川水系新河岸川に注ぐ一級河川の黒目川と柳瀬川、黒目川の支川で準用河川の中沢川が流れている。各河川の概要は、以下に示すとおりである。

また、本市を流れる河川及び水路の改修状況は、以下に示すとおりである。

□朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）　［令和7年7月1日現在］

水系	河川名	管理延長（m）	保全区域（m）	流域面積（k㎡）	管理者
一級河川（知事管理）					
荒川水系	黒目川	右岸　10,670 左岸　10,670	30	18.54	朝霞県土整備事務所
	柳瀬川	右岸　5,600 左岸　1,800	20	14.28	〃
準用河川（市管理）					
荒川水系	中沢川	右岸　1,430 左岸　1,430	－	1.85	新座市

資料）朝霞県土整備事務所

□河川、水路改修状況　［令和7年7月1日現在］

河川・水路名			延長（m）	改修済延長（m）	未改修延長（m）
合　　計			19,530	15,036	4,494
一級河川	黒目川		5,500	5,500	―
	柳瀬川	右 岸	2,380	2,380	―
		左 岸	1,020	1,020	―
準用河川	中沢川		1,430	1,430	―
野火止用水（本流）			9,200	4,706	4,494

注）改修済延長には暫定改修を含む。
　　柳瀬川は、行政境界の関係から右岸、左岸の延長の差が大きいため分けて記載した。

【方策】

本市の河川施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

- 河川施設の安全対策
  - 市管理河川の安全化
  - 各河川管理者との連携

(1) 市管理河川の安全化【 道路河川課 】

本市は、準用河川である中沢川については暫定改修済みであるが、引き続き中野川等普通河川の改修の促進等の治水安全度の向上を図っていく。

(2) 各河川管理者との連携【 県、市（道路河川課） 】

本市は、県が実施する地震等による水害の防止対策等に積極的に協力し、本市域に関わる黒目川及び柳瀬川の河川施設の安全化を促進する。

２.４ 倒壊物、落下物の安全対策

【 建築審査課、都市計画課、みどりと公園課 】

【現状】

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度5弱程度の地震でも倒壊死傷者が発生することが昭和53年の宮城県沖地震で明らかになった。その後の地震においてもブロック塀の倒壊による被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

【方策】

新設ブロック塀の安全性については、建築確認行政の中で指導の強化を図る一方、既存のブロック塀についても安全対策を実施できるよう、既存のブロック塀の補強方法を含む適切な指導の徹底を図る。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建て以上の既存建築物を対象に、落下の危険性のある看板、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装、屋外空調機等の実態調査を実施し、安全対策の指導を行い、安全を確保していく。

特に、緊急輸送道路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底して確認作業を行う。

本市の倒壊物、落下物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

- **倒壊物、落下物の安全対策**
  - **ブ ロ ッ ク 塀 対 策**
  - **落　下　物　等　対　策**
  - **自動販売機の転倒防止**

(1) ブロック塀対策

① ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、パンフレット、ポスター、市広報誌等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の点検方法、補強方法等について知識の普及を図る。

② ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては改修、生け垣化等を奨励する。

③ 地域のまちづくりである地区計画を定める場合、垣又は柵の構造は生け垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。

(2) 落下物等対策

①安全性確保の周知徹底

設置者に対し、適宜、耐震、防災診断等を実施し、安全性を確保するよう周知を図る。

② 屋外広告物等の規制

屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

(3) 自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定しているが、単なるコンクリートへのボルト止め程度では必ずしも安全とは言えず、補強が必要である。

設置者に対し、適切な設置方法及び設置後の維持管理の方法について啓発を図る。

２.５ ライフライン施設の安全対策

【 水道施設課、下水道課、東京ガスグループ（東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱）、東京電力パワーグリッド㈱、NTT東日本㈱埼玉事業部 】

【現状】

本市の上水道は、昭和30年から公営水道として事業を開始しており、昭和36年から昭和54年までに拡張事業はほぼ完了した。昭和55年度から昭和60年度には施設整備事業を実施したところであり、平成3年度からは、断水・濁り水防止及びダクタイル鋳鉄管への布設替えを推進しており、市内の全ての給水区域を高架水槽による自然流下方式に改めて、安定供給を実現している。

ただし、平成18年度から、受・配水池等水道施設の耐震補強を進め改善が図れたが、管路については、耐震性に脆弱な老朽管が存在しており、早急な布設替が求められる。

本市の公共下水道は、荒川右岸流域関連公共下水道として、昭和49年度事業着手、昭和57年に処理を開始し、本市の重点施策として整備を進め、全体計画面積2,045haのうち事業認可区域1,601haの整備を進めてきた。この結果、市街化区域内の汚水整備については、ほぼ全域の整備を完了した。

浸水対策については、公共下水道雨水及び都市下水路の整備を併せて進め、現在は、公共下水道事業として浸水区域の解消を図りつつ認可区域の約59％が完了しているが、引き続きいっ水箇所などの改善や環境にも配慮した整備が課題となっている。

【方策】

市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は極めて重要であり、震災直後における情報の伝達・確認、消防活動、救急・救護等の応急対策を進める上で、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことができない。このため、ライフライン施設については、従来から施設の整備を行ってきたが、今後も、より一層の施設強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。

本市のライフライン施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

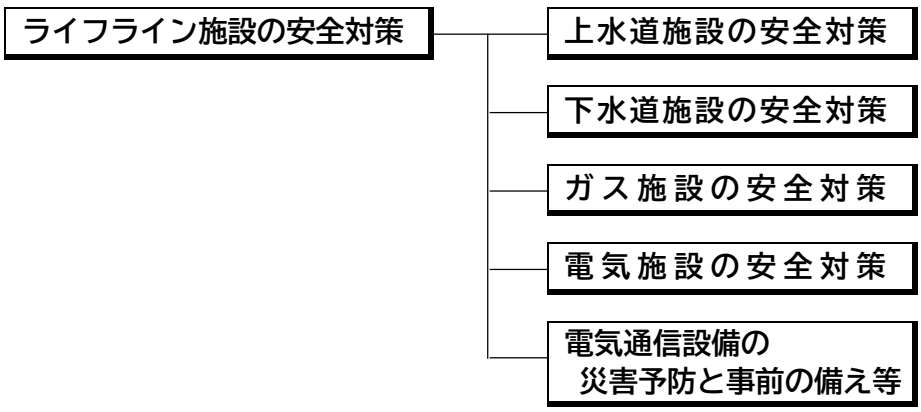

(1) 上水道施設の安全対策【 水道施設課 】

地域の地盤の状況等を考慮し、軟弱地盤に布設されている配水管の耐震管への布設替、救急告示医療機関等重要施設までの管の耐震化、配水本管の耐震化等の整備及び浄水施設の耐震強化を樹立し、耐震強化対策を実施する。

また、災害時対応マニュアルに基づき、応急給水と復旧体制を確立するための訓練の実施に努める。

『【資料編】第2.1「受・配水池等耐震化状況」』参照

(2) 下水道施設の安全対策【 下水道課 】

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。

下水管渠、マンホールポンプ等の各施設について、平常時から老朽箇所や、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が行えるよう、調査体制の整備に努める。

また、地震動により破損しやすい管渠の連結箇所や、老朽化した施設及び重要な管渠の耐震化を図るため、計画的に調査し補強、整備を行う。

(3) ガス施設の安全対策【 東京ガスグループ（東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱） 】

ガス施設における災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

①防災体制の確立　　②災害予防対策　　③災害応急対策　　④災害復旧対策

(4) 電気施設の安全対策【 東京電力パワーグリッド(株) 】

地震等に対して、過去の災害なども参考とした予防措置を講ずるとともに、災害時に迅速な対応ができるよう災害復旧訓練など体制整備を進める。

(5) 電気通信設備の災害予防と事前の備え等【 NTT 東日本(株)埼玉事業部 】

地震等の災害時において電気通信サービスを確保するため、平時から設備の防災構造化を実施するとともに、地震等の災害が発生した場合には早期復旧を図るため、組織・要員・資機材及び輸送力等の万全の体制を期する。

２.６ 危険物施設等の安全対策

【 県、消防局、保健所 】

【現状】

本市の危険物施設、高圧ガス施設等及び毒物劇物業務上取扱施設は以下のとおりである。

□危険物施設等設置の状況　　**[令和7年4月1日現在]**

危険物施設等			新座消防署管内
<危険物施設>			
	危険物施設を有する事業所数		69
	総　数		98
		貯蔵所　屋内貯蔵所	21
		貯蔵所　屋外タンク貯蔵所	2
		貯蔵所　屋内タンク貯蔵所	1
		貯蔵所　地下タンク貯蔵所	16
		貯蔵所　移動タンク貯蔵所	13
		貯蔵所　屋外貯蔵所	4
		取扱所　給油取扱所	26
		取扱所　移送取扱所	0
		取扱所　販売取扱所	1
		取扱所　一般取扱所	14
	その他	少量危険物取扱所	298

<高圧ガス施設等>		
	高圧ガス製造事業所	6
	高圧ガス貯蔵所	－
<毒物劇物業務上取扱施設>		
	毒物劇物取扱事業場	48

【方策】

市内にある危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため以下の方策をもって指導し、地震時の災害を防止する。

《 方　策 》

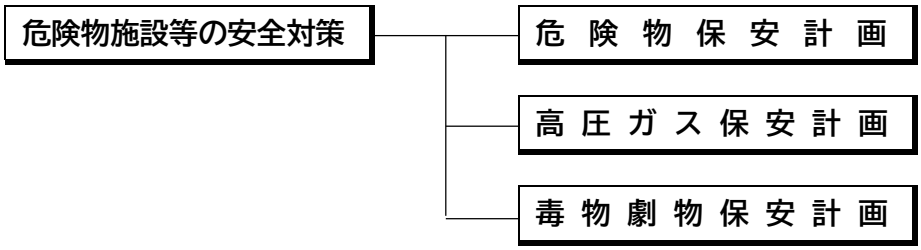

(1) 危険物保安計画

① 法令に基づく立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造、設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。

② 事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。

③ 事業所等における危険物取扱者の有資格者の養成を指導し、危険物による災害防止を図る。

④ 危険物施設における自主管理体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス保安計画

① 県危機管理防災部化学保安課による対応

ア　高圧ガス取扱事業所に対し、立入検査等により法令の基準に適合するよう指導を行い、高圧ガスによる災害の防止を図る。

イ　高圧ガス関係保安団体に対し、防災訓練の実施等の防災活動に関する助言・指導を行い、育成・強化を図る。

② 消防局による対応

ア　施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。

イ　立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。

ウ　火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

(3) 毒物劇物保安計画

① 朝霞保健所による対応

ア　毒物劇物営業者等の製造所、店舗等に定期的に立入検査を実施し、毒物劇物営業者等に対し、毒物劇物の適正な取扱い、保管管理等について指導し、保健衛生上の危害の防止を図る。

イ　毒物劇物等の飛散、流出などにより住民に保健衛生上の危害が生ずるおそれが

あるときは、毒物劇物営業者等に対し、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講じるよう指導する。

ウ　毒物劇物営業者等に対し、毒物劇物危害防止規定を作成するよう指導し、毒物劇物の製造所、販売店舗等における管理、責任体制を明確にすることにより保健衛生上の危害の防止を図る。

② 消防局による対応

ア　貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。

イ　必要に応じて防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

第３　防災拠点の整備

本市が災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、防災拠点に応急・復旧対策に必要となる機能が集約されていることが必要である。
このため、本市は防災拠点を整備するとともに、それら拠点を有機的に結び付け、防災拠点のネットワーク化を図る。また、地震時には、家屋の倒壊、火災の発生、ライフラインの途絶等により被災者が発生し、住民の避難を要する場面が多く出現することが予想されるが、これら住民の迅速かつ安全な避難を可能とするために、平常時から避難に必要な体制の整備を図る。

３.１ 防災拠点のネットワーク化

【 危機管理室 】

【目標】

防災拠点は、地震災害が発生した場合には、本市の防災活動の拠点として災害情報の収集伝達を行うことはもとより、市民の避難場所、負傷者の救護場所としての役割を持つ。

これらの防災拠点は、地域の社会特性や想定される被害特性を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に整備する必要がある。

また、地震災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難経路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結び付いていることが重要である。

このため、本市は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、次の方針に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

【方策】

本市は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、次の方策に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

《 方　策 》

- **防災拠点のネットワーク化**
  - **防　災　拠　点　の　区　分**
  - **防 災 中 枢 拠 点 の 設 定**
  - **防災ブロック､防災地区拠点の設定**
  - **避　難　拠　点　の　指　定**

(1) 防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、防災地区拠点、避難拠点に区分し、各防災拠点間の連携を図るようにする。

(2) 防災中枢拠点の設定

市役所を防災中枢拠点と位置付け、本市の統括的防災活動を担う。

このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点を形成するようにする。

なお、平成 29 年に建築し、平成 30 年 1 月に供用開始した市役所本庁舎は、免震構造の採用による高い耐震性能、防災拠点機能（自家発電設備最大 72 時間対応、備蓄スペース、代替給排水設備、避難誘導設備、オープンスペース等）を確保している。

また、緊急時にはヘリコプターが離着陸することも考慮する。

(3) 防災ブロック、防災地区拠点の設定

本市を 8 つのブロック（消防団の区分に対応）に分け、防災ブロックごとに応急復旧対策の拠点となる防災地区拠点を設置する。

□防災ブロック区分と町丁目

防災ﾌﾞﾛｯｸ名	対象町丁目
第１ブロック	畑中一～三丁目、馬場一～四丁目
第２ブロック	栄一～五丁目、池田一～五丁目、堀ノ内一～三丁目、 道場一・二丁目、　片山一～三丁目、新塚一丁目、新塚
第３ブロック	石神一～五丁目、野寺一～五丁目、栗原一～六丁目
第４ブロック	本多一・二丁目、西堀一～三丁目、新堀一～三丁目
第５ブロック	野火止一～四丁目、菅沢一・二丁目、あたご一～三丁目
第６ブロック	大和田一～五丁目、中野一・二丁目、新座一～三丁目
第７ブロック	東北一・二丁目、北野一～三丁目、東一～三丁目
第８ブロック	野火止五～八丁目

(4) 避難拠点の指定

本市は、避難拠点として、災害が差し迫った状況や発災時において、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所として、41 か所の指定緊急避難場所を指定し、また、被災者が一定期間滞在することができる施設として、32 か所の一般市民用の指定避難所を指定している。

■防災ネットワークの概念図

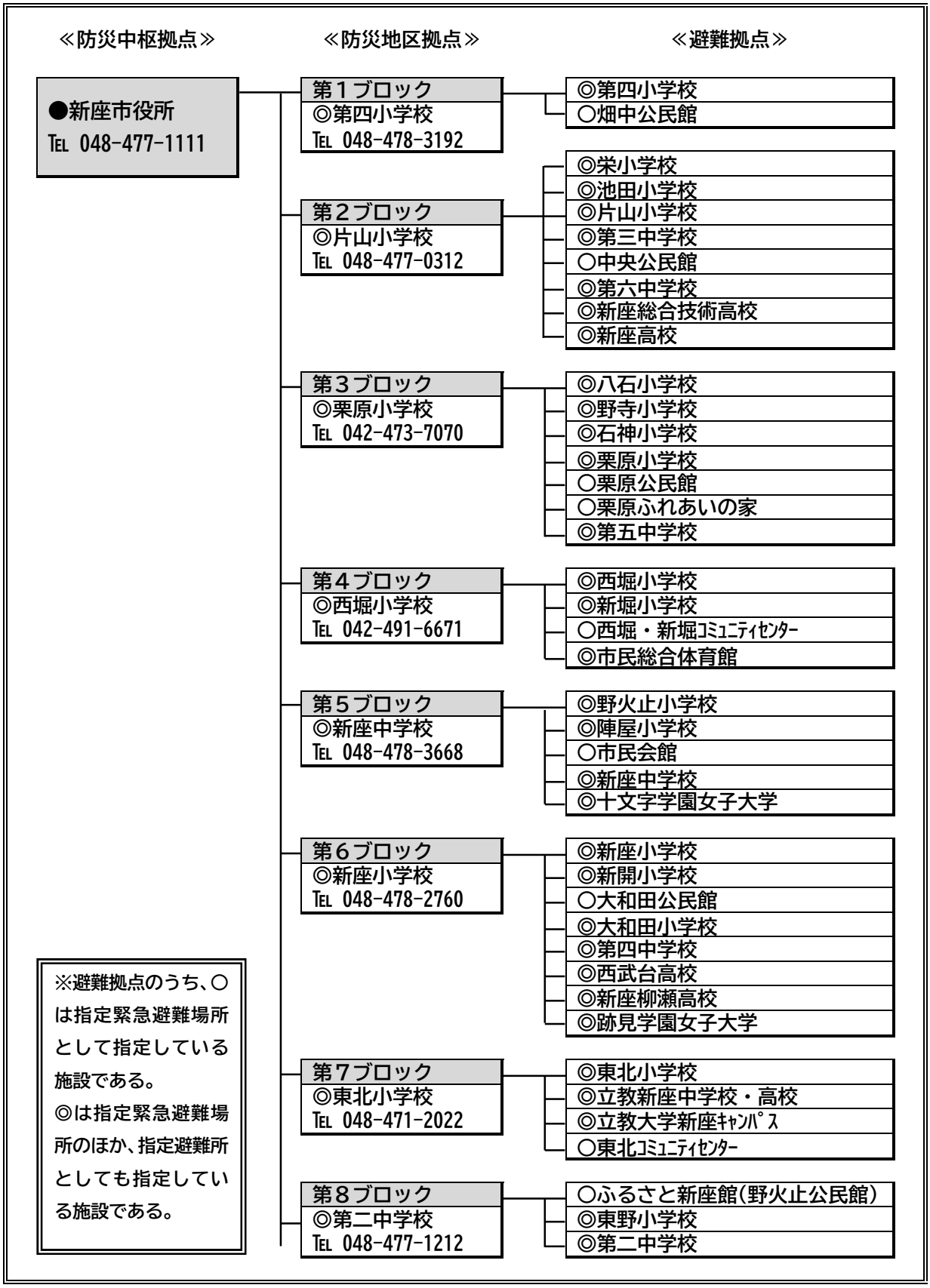

３．２ 防災拠点施設の整備

【 関係各課 】

【目標】

地震災害時の応急復旧対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急復旧対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが必要である。

【方策】

本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携する地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に備える避難拠点や物資拠点、後方医療である医療拠点等の施設の整備を進める。

《 方　策 》

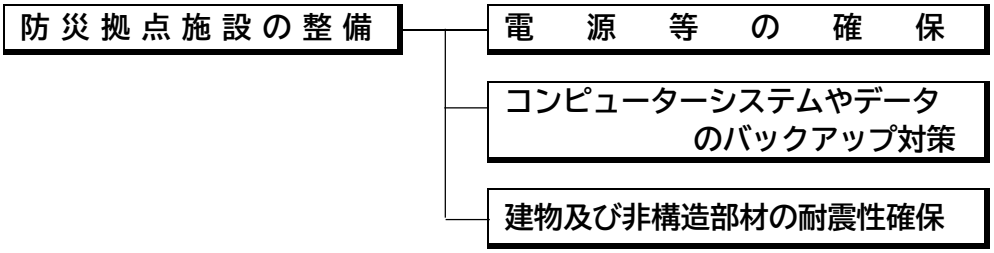

(1) 電源、非常用通信手段等の確保

防災拠点施設については、大規模災害による長期停電等が発生した場合にも、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の多重化を進め、応急対策活動を継続できるよう必要な電源・燃料の十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となっている。また、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

(2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策

防災中枢拠点となる市役所庁舎については、保有する各種情報システムについて、新座市 ICT 業務継続計画に基づき、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

(3) 建物及び非構造部材の耐震性確保

防災拠点施設については、大規模地震災害が発生した場合にも、建物及び非構造部材の耐震性を確保できるよう、対策を講じる。

□新座市の各種防災拠点（その１）

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各防災地区拠点への指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	災害対策本部は、市役所本庁舎 3 階に設置する。 ただし、市役所本庁舎が被災し、使用不可の場合は、市役所第二庁舎、新座消防署の順位で設置箇所を決定する。
防災地区拠点	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点	防災ブロックごとに地区拠点を定める。 第１　第四小学校 第２　片山小学校 第３　栗原小学校 第４　西堀小学校 第５　新座中学校 第６　新座小学校 第７　東北小学校 第８　第二中学校
消防活動拠点	・火災の消火活動 ・傷病者の救急・救護活動	埼玉県南西部消防局 新座消防署 消防団分団車庫
警察活動拠点	・被害者の救出救助活動 ・避難誘導、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止	新座警察署
自衛隊拠点	・自衛隊の活動拠点 ・臨時ヘリポート基地	陸上自衛隊朝霞駐屯地 （新座市新塚）
県外の消防・警察要拠点	・『首都直下地震における具体的な応急対策活動に関係する計画』における救助活動拠点（候補地）	総合運動公園（多目的広場、少年サッカー場、こもれび広場及びはらっぱ広場） 馬場運動場

□新座市の各種防災拠点（その２）

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
避　難　拠　点	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	○指定避難所 32 か所 ○指定緊急避難場所 41 か所
	※　「新座柳瀬高校」は、県が防災拠点施設と位置付け、避難拠点としての機能を持たせるため整備した防災拠点校37校のうちの1つ。 避難拠点としての整備内容は以下のとおりである。 ○トイレ・シャワー棟を整備 ○備蓄倉庫、耐震性貯水槽、浄水装置(備品)の設置 ○自家発電設備の整備 ○太陽光発電設備の整備（避難所の非常用照明用。日中のみ有効） ○ソーラーシステムによる給湯設備の整備 ○グラウンドの夜間照明の設置	
物　資　拠　点	・非常用物資の備蓄 ・避難所への物資の供給	○指定避難所32か所 ○福祉の里 ○新座消防署
物資輸送拠点	・中継物流施設	○新座市民総合体育館サブアリーナ
医　療　拠　点	・傷病人に対する医療拠点	＜救急病院＞ ○新座志木中央総合病院(東北1-7-2) ○高田整形外科病院(野火止6-5-20) ○堀ノ内病院(堀ノ内2-9-31)

□新座市内の県関係防災基地

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
食料保管場所	以下に示す食料等の備蓄 乾パン、アルファ米、 おかゆ缶、クラッカー、 ほ乳瓶等	埼玉県新座防災基地 （新座市新塚5077-5） ℡048-482-2575
	以下に示す食料等の備蓄 乾パン、アルファ米、 乾燥がゆ	新座柳瀬高校 （新座市大和田4-12-1） ℡048-478-5151
医療品等 備蓄場所	薬品庫	埼玉県新座防災基地 （新座市新塚5077-5） ℡048-482-2575
	※ 備蓄内容の詳細は、第２節**「第５　災害時医療体制の整備」（p78）**参照	

３.３ 避難拠点の整備

【 危機管理室、長寿はつらつ課、介護保険課、障がい者福祉課 】

【目標】

避難拠点は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行えるようにするためには欠かすことのできないものである。そこで、地震災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として、また、平常時は市民の防災及び地域コミュニティの活動場所として整備を図る必要がある。

本市では避難拠点として、学校の屋内運動場等を利用した32か所の「指定避難所」、市内の学校施設、公民館等を利用して41か所の「指定緊急避難場所」、総合運動公園、西堀公園及び西堀庭球場を利用した2か所の「広域避難場所」を指定している。

本市の避難拠点については、市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市直下の地震における避難者数のピーク時の人数である約12,500人に対応可能な整備を行うことを目標とする。

なお、想定外の災害発生による避難者数の増加や帰宅困難者への一時的な施設の提供も考慮して、避難所の整備はある程度の余裕を持たせて行う。

【方策】

本市の避難拠点の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

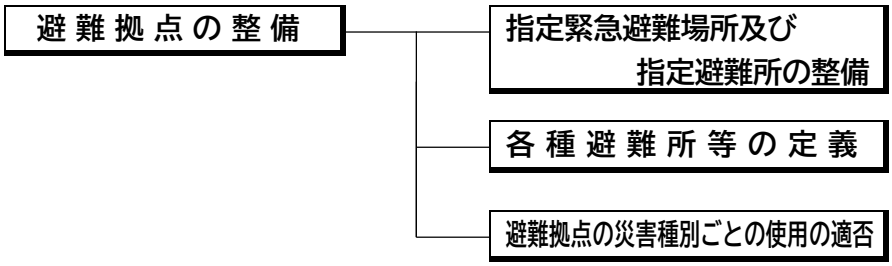

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

本市では、災害が差し迫った状況や発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保する事ができる場所として、指定緊急避難場所を設ける。

また、災害により避難した住民等をその災害の危険性がなくなるまでの期間滞在させることができる施設として、指定避難所を設ける。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況及び収容能力は、第２編 42～43 頁の表に示すとおりである。

指定緊急避難場所及び指定避難所は、震災時に安心して活用できるよう、建物や非構造部材、ブロック塀等の耐震性の確保・維持管理に努めるとともに、バリアフリー化や、自家発電設備や太陽光発電設備といった発電設備、耐震性受水槽などの非常時給水設備等の防災機能設備の充実化を図る。また、震災時に速やかに避難場所及び避

難所の運営を行うことができるよう、必要な資機材（発電機、ＬＥＤパイプライト、トイレ関連備蓄品、感染症対策備蓄品等）を避難場所及び避難所内に配備する。さらに、避難所の良好な環境を確保するため、避難スペースにおける冷暖房設備の設置を推進し、公立小・中学校の体育館及び武道場並びに市民総合体育館にエアコンを整備していく。

加えて、避難者の良好な健康状態や衛生環境を確保するため、公立小・中学校における屋外トイレの整備・改修を推進することとし、バリアフリー化にも配慮する。

(2) 各種避難所等の定義

① 福祉避難所

バリアフリー化されており、地域の住民と同じ空間あるいは地域における福祉避難スペース（室）では避難生活が困難な、専門性の高いサービスを必要とする要配慮者を収容するための設備・体制が整っている施設等とする。

現在、民間施設及び公共施設を含めて 9 施設を福祉避難所の候補としているが、指定数が十分でなく、特に、障がいのある方の受入れについて拡充する必要があることから、今後も協定等により候補施設を増やしていく。

なお、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保については、他自治体との相互応援協定による職員派遣のほか、新座市社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やその OB、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平時から連携を確保しておく。

酸素・吸引・透析等、重度の治療を要する者は、病院へ搬送する。

福祉避難所 9 施設では、原則、「寝たきり等、日常生活に全介助が必要な者」や、「知的障がい者」、「発達障がい者」、「付き添いがおらず、食事・排泄・移動のいずれかに介助が必要な者」、「付き添いがおらず、精神障がい等配慮を要する者」を受け入れる。

② 地域における福祉避難スペース（室）

専門性の高いサービスは必要としないものの、災害時に一般避難者との共同生活が困難と思われる要配慮者を収容するために、一般の避難所の中に確保する、介護や医療相談等を受けることができる空間（個室等）とする。特にバリアフリー化の有無は問わない。

対象となる指定避難所 32 か所については、発災後に現場の状況に応じて医療相談等の体制構築を検討する。体制を構築する際、要配慮者支援班及び医療班を中心に、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生委員･児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等の協力を得て実施する。なお、市は、事前に関係団体･事業者と協定締結を含めた協力体制の構築を図る。

福祉避難スペースについては、武道場やその他の空き部屋など、平時から施設管理者と協議し、事前想定箇所の検討を行うとともに、災害時においても施設管理者と緊密に連携を図り、必要数の確保に努める。

また、福祉避難スペースに避難する要配慮者のうち、個々の事情により福祉避難スペースでの対応が困難な場合、福祉避難所へ移送する。なお、福祉避難所に移送する避難者の状態を判断するための基準についても、今後、作成を検討する。

福祉避難スペースでは、原則、「付き添いがおり、食事・排泄・移動のいずれかに介助が必要な者」、「付き添いがおり、精神障がい等配慮を要する者」、「産前」、「授乳中」、「3 歳以下とその親」、「インフルエンザ等感染症罹患者」を、可能な限り個別に受け入れる。

「自立している高齢者」や「安定している妊婦」、「視覚障がい者」、「聴覚障がい者」は、原則、避難所の共同生活スペースとする。

□福祉避難所一覧

名称	所在地	電話番号
菜々の郷	馬場一丁目 2-35	480-7310
福祉の里	新塚一丁目 4-5	481-5002
老人福祉センター	堀ノ内二丁目 3-45	477-0311
殿山亀寿苑	堀ノ内三丁目 13-1	481-2161
児童発達支援センター「アシタエール」	堀ノ内二丁目 3-47	485-9783
そらーれ新座	野火止一丁目 19-15	483-7330
第二老人福祉センター	大和田四丁目 18-41	458-3300
みかんの里	中野一丁目 17-33	482-2947
晴和苑	東三丁目 7-26	473-3388

（特記事項）

※　福祉避難所及び福祉避難スペースに移送に関する避難者の状態を判断するための基準については、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を参考とする。

③ 広域避難場所

本市は、火災の延焼等に対し一時的に避難し安全を確保するため、総合運動公園、西堀公園及び西堀庭球場を広域避難場所として指定している。

□広域避難場所

防災ﾌﾞﾛｯｸ	名称	所在地	空き地面積	収容可能人口
第４	総合運動公園	本多2-8-16	120,000㎡	60,000人
	西堀公園及び西堀庭球場	本多2-5-15地先	6,797㎡	3,398人

注）「収容可能人口」は、2 ㎡当たり 1 人として設定した。

□指定避難所一覧

番号	防災ﾌﾞﾛｯｸ 区分	防災ﾌﾞﾛｯｸ 拠点	名称	所在地	電話番号	収容可能人口（人） 2㎡/区画の収容数	感染対策収容人口（人） 4㎡/区画の収容数
1	第１	●	第四小学校	馬場三丁目6-1	048-478-3192	204	163
2	第２		栄小学校	新塚一丁目1-1	048-478-3168	198	158
3			池田小学校	池田四丁目8-49	048-479-4051	212	170
4		●	片山小学校	片山一丁目8-31	048-477-0312	234	187
5			第三中学校	池田一丁目1-1	048-479-4052	320	256
6			第六中学校	堀ノ内三丁目11-1	048-478-2764	356	285
7			新座総合技術高校	新塚一丁目3-1	048-478-2111	514	411
8			新座高校	池田一丁目1-2	048-479-5110	456	365
9	第３		八石小学校	野寺二丁目8-45	048-477-6701	272	218
10			野寺小学校	野寺五丁目1-24	042-473-9453	268	214
11			石神小学校	石神一丁目10-20	048-477-2152	206	165
12		●	栗原小学校	栗原一丁目5-1	042-473-7070	222	178
13			第五中学校	野寺四丁目8-1	048-478-2010	486	389
14	第４	●	西堀小学校	西堀二丁目18-3	042-491-6671	250	200
15			新堀小学校	新堀一丁目16-5	042-493-7551	194	155
16			市民総合体育館	本多二丁目1-20	048-478-8011	688	550
17	第５		野火止小学校	野火止四丁目9-1	048-477-1211	294	235
18			陣屋小学校	野火止一丁目18-20	048-479-7231	258	206
19		●	新座中学校	野火止二丁目4-1	048-478-3668	380	304
20			十文字学園女子大学	菅沢二丁目1-28	048-477-0555	272	218
21	第６	●	新座小学校	新座三丁目4-1	048-478-2760	224	179
22			新開小学校	大和田一丁目22-10	048-477-6370	240	192
23			大和田小学校	大和田一丁目1-30	048-477-2021	384	307
24			第四中学校	大和田四丁目17-1	048-477-6053	386	309
25			西武台高校	中野二丁目9-1	048-481-1701	376	301
26			新座柳瀬高校	大和田四丁目12-1	048-478-5151	578	462
27			跡見学園女子大学	中野一丁目9-6	048-478-3333	314	251
28	第７	●	東北小学校	北野三丁目1-1	048-471-2022	238	190
29			立教新座中学・高校	北野一丁目2-25	048-471-2323	564	451
30			立教大学新座ｷｬﾝﾊﾟｽ	北野一丁目2-26	048-471-6676	568	454
31	第８		東野小学校	野火止六丁目22-12	048-479-7280	206	165
32		●	第二中学校	野火止七丁目17-10	048-477-1212	356	285
合計						10,718	8,574

注1）指定避難所の収容可能人口は、屋内運動場の居住が可能なスペース（アリーナ等）及び福祉避難スペースの5割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2.0㎡として設定した。同様に感染対策収容人口は、1人当たりの占有面積を4㎡として設定した。
注2）市立各中学校においては、このほか武道場も使用する。

注3）令和2年国勢調査に基づき、1区画（4㎡）につき1世帯当たりの人数（1.6人）を乗じた。

□指定緊急避難場所一覧

番号	防災ブロック		名称	所在地
	区分	拠点		
1	第１	●	第四小学校	馬場三丁目6-1
2			畑中公民館	畑中一丁目 15-58
3	第２		栄小学校	新塚一丁目1-1
4			池田小学校	池田四丁目8-49
5		●	片山小学校	片山一丁目8-31
6			第三中学校	池田一丁目1-1
7			中央公民館	道場二丁目 14-12
8			第六中学校	堀ノ内三丁目11-1
9			新座総合技術高校	新塚一丁目3-1
10			新座高校	池田一丁目1-2
11	第３		八石小学校	野寺二丁目8-45
12			野寺小学校	野寺五丁目1-24
13			石神小学校	石神一丁目10-20
14		●	栗原小学校	栗原一丁目5-1
15			栗原公民館	栗原三丁目 8-34
16			栗原ふれあいの家	栗原五丁目 2-15
17			第五中学校	野寺四丁目8-1
18	第４	●	西堀小学校	西堀二丁目18-3
19			新堀小学校	新堀一丁目16-5
20			西堀・新堀コミュニティセンター	新堀一丁目 5-9
21			市民総合体育館	本多二丁目1-20
22	第５		野火止小学校	野火止四丁目9-1
23			陣屋小学校	野火止一丁目18-20
24			市民会館	野火止一丁目 1-2
25		●	新座中学校	野火止二丁目4-1
26			十文字学園女子大学	菅沢二丁目1-28
27	第６	●	新座小学校	新座三丁目4-1
28			新開小学校	大和田一丁目22-10
29			大和田公民館	大和田一丁目 26-16
30			大和田小学校	大和田一丁目1-30
31			第四中学校	大和田四丁目17-1
32			西武台高校	中野二丁目9-1
33			新座柳瀬高校	大和田四丁目12-1
34			跡見学園女子大学	中野一丁目9-6
35	第７	●	東北小学校	北野三丁目1-1
36			立教新座中学・高校	北野一丁目2-25
37			立教大学新座キャンパス	北野一丁目2-26
38			東北コミュニティセンター	東北二丁目 28-5
39	第８		ふるさと新座館（野火止公民館）	野火止六丁目1-48
40			東野小学校	野火止六丁目22-12
41		●	第二中学校	野火止七丁目17-10

（3）避難拠点の災害種別ごとの使用の適否

指定緊急避難場所及び指定避難所について、災害種別ごとに、使用に当たっての適否を示す。

□災害種別ごとの指定状況（指定緊急避難場所）

番号	防災ブロック		名称	指定避難所を兼ねる施設	災害種別				
	区分	拠点			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火災	内水氾濫
1	第１	●	第四小学校	●		●	●	●	
2			畑中公民館		●	●	●	●	●
3	第２		栄小学校	●	●	●	●	●	●
4			池田小学校	●	●	●	●	●	●
5		●	片山小学校	●	●	●	●	●	●
6			第三中学校	●		●	●	●	
7			中央公民館		●	●	●	●	●
8			第六中学校	●	●	●	●	●	●
9			新座総合技術高校	●	●	●	●	●	●
10			新座高校	●	●		●	●	●
11	第３		八石小学校	●	●	●	●	●	●
12			野寺小学校	●	●	●	●	●	●
13			石神小学校	●	●	●	●	●	●
14		●	栗原小学校	●	●	●	●	●	●
15			栗原公民館		●	●	●	●	●
16			栗原ふれあいの家		●	●	●		●
17			第五中学校	●	●	●	●	●	●
18	第４	●	西堀小学校	●	●	●	●	●	●
19			新堀小学校	●	●	●	●	●	●
20			西堀・新堀コミュニティセンター		●	●	●	●	●
21			市民総合体育館	●	●	●	●	●	●
22	第５		野火止小学校	●	●	●	●	●	●
23			陣屋小学校	●	●	●	●	●	●
24			市民会館		●	●	●	●	●
25		●	新座中学校	●	●	●	●	●	●
26			十文字学園女子大学	●	●	●	●	●	●
27	第６	●	新座小学校	●		●	●	●	
28			新開小学校	●	●	●	●	●	●
29			大和田公民館			●	●	●	
30			大和田小学校	●	●	●	●	●	●
31			第四中学校	●		●	●	●	
32			西武台高校	●			●	●	
33			新座柳瀬高校	●		●	●	●	
34			跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	●
35	第７	●	東北小学校	●	●	●	●	●	●
36			立教新座中学・高校	●	●	●	●	●	●
37			立教大学新座キャンパス	●	●	●	●	●	●
38			東北コミュニティセンター		●	●	●	●	●
39	第８		ふるさと新座館（野火止公民館）		●	●	●	●	●
40			東野小学校	●	●	●	●	●	●
41		●	第二中学校	●	●	●	●	●	●

注１）浸水想定区域内にある避難拠点については、洪水からの避難のためには使用しない。
注２）木造住宅密集地にあり、かつ、敷地内に空地の少ない避難拠点については、延焼火災のおそれがあるため、大規模な火災からの避難のためには使用しない。
注３）急傾斜地崩壊危険箇所の付近にある避難拠点については、崖崩れからの避難のためには使用しない。
注４）令和7年度に作成した内水ハザードマップの浸水想定区域内にある避難拠点については、災害時の浸水状況によっては使用しない場合がある。

３．４ 避難経路の確保

【 危機管理室、道路管理課、道路河川課 】

【目標】

安全な避難活動を実施するためには、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に伴い、適切な避難経路を確保し、加えて、標識の整備及び誘導体制の確立等避難誘導体制の整備を図る必要がある。

【方策】

本市の避難経路の確保は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

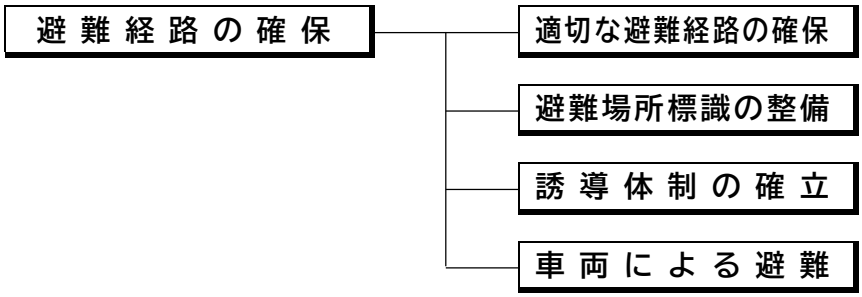

(1) 適切な避難経路の確保【 道路管理課、道路河川課 】

本市は、自助の観点から、市民自身が適切な避難経路を設定するように普及啓発を行うとともに、要配慮者も避難経路として安心安全に利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づく道路整備を推進する。

なお、本市の避難路の指定の要否についてであるが、沿岸部や山岳地帯等の遠距離避難を余儀なくされる地域においては避難路の指定は有効であるが、道路整備の進んでいる本市においては適さないとの考えから指定は行わない。

(2) 避難場所標識の整備【 危機管理室 】

避難場所の周知を図るため、設置済みの避難場所標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて外国語を併記する等、外国人に配慮した整備に努める。

(3) 誘導体制の確立【 危機管理室 】

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難の指示等を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

本市は、避難者の安全を確保するため、消防、消防団、警察、自衛隊、あるいは自主防災会等の協力を得て、次の事項に留意して市民の避難誘導を行う。

□避難誘導の留意事項

○避難順位

避難行動要支援者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

○集団避難

避難は、できるだけ地区単位での集団避難を行うよう誘導する。

○誘導者の配置

集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につくこと。

ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

(4) 車両による避難【 危機管理室 】

車両による避難を行った場合、本市の交通状況を考慮すると、著しい渋滞を助長し、緊急車両等の通行を阻害し、災害対策に影響することが懸念されるため、市として、車両での避難を原則、推奨しない。

ただし、徒歩移動が困難な者の避難についてはその限りでないことに留意する。

避難場所･避難所での車中泊については、前述の災害対策への影響や被災者の物資需要や健康状態の把握が困難となる一方で、感染症予防の観点から避難手段の一つとなることに留意する。車中泊避難者が発生した場合、市として、包括的な避難者支援の一環として対応を図る。

また、エコノミークラス症候群の予防のためのストレッチの実施や熱中症対策としてのこまめな水分補給、一酸化炭素中毒対策としての換気など平常時から市民に周知･啓発を図る。

なお、車中泊の候補地は下表のとおりとするほか、各避難所敷地内の空きスペースの活用も検討する。

＜車中避難の候補施設名と所在地＞

施設名	所在地
市民総合体育館	本多二丁目1-20
総合運動公園	本多二丁目8-16

第２節　震災に強い防災体制の整備

阪神・淡路大震災では、これまでの想定を上回る地震が発生したため、職員の動員、情報の収集・伝達等の初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする応急対応、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送等の様々な面で混乱が生じた。本市においても、市域で最大震度 6 強の揺れが想定される新座市直下の地震が発生した場合、死者数 302 人、建物全壊数 4,570 棟等の大きな被害の発生が予想されている。

そのため、今後、本市で起こりうる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災や東日本大震災が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的かつ一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

**********《 震災に強い防災体制の整備 》**********

第２節　震災に強い防災体制の整備

- 第１ 災害活動体制の整備
  - 1.1 職員の初動体制の整備 [p49]
  - 1.2 動員体制の整備 [p50]
  - 1.3 受援体制の整備 [p53]
  - 1.4 災害応援体制の整備 [p57]
- 第２ 災害情報の収集・伝達体制の整備
  - 2.1 災害情報連絡体制の整備 [p59]
  - 2.2 被害情報の早期収集体制の整備 [p62]
  - 2.3 情報伝達体制の整備 [p63]
- 第３ 非常用物資の備蓄
  - 3.1 食料供給体制の整備 [p65]
  - 3.2 給水体制の整備 [p68]
  - 3.3 生活必需品供給体制の整備 [p70]
  - 3.4 防災用資機材の備蓄 [p72]
  - 3.5 国による物資の確保 [p72]
- 第４ 消防救援体制の整備
  - 4.1 出火防止対策の推進 [p73]
  - 4.2 初期消火体制の強化 [p75]
  - 4.3 火災の拡大防止対策 [p76]
- 第５ 災害時医療体制の整備
  - 5.1 初動医療体制の整備 [p78]
  - 5.2 後方医療体制の整備 [p83]
  - 5.3 要配慮者に対する医療対策 [p86]
- 第６ 避難所運営体制の整備
  - 6.1 避難所施設利用計画の策定の推進 [p88]
  - 6.2 避難所の自主運営対策 [p88]
- 第７ 帰宅困難者対策
  - 7.1 帰宅困難者の把握 [p89]
  - 7.2 帰宅困難者発生に伴う影響 [p89]
  - 7.3 帰宅困難者への啓発等 [p90]
- 第８ 緊急輸送体制の整備
  - 8.1 緊急輸送路の確保 [p92]
  - 8.2 緊急車両の確保 [p95]
- 第９ 災害廃棄物処理対策
  - 9.1 仮置場の確保 [p96]
- 第10 応急仮設住宅対策
  - 10.1 応急仮設住宅用地の確保 [p97]
  - 10.2 応急仮設住宅用資機材の確保 [p98]

****

第１　災害活動体制の整備

本市で最大震度6強の地震が発生した場合、市内の特に住宅密集地等では人的被害、建物倒壊等の被害が発生し、救急・救助事象が発生するとともに、幹線道路網の整備が遅れていることから交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。
このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

１．１ 職員の初動体制の整備

【 危機管理室、関係各課 】

【目標】

本市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和6年能登半島地震の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信のふくそうにより職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

【方策】

本市の職員の初動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

- **職員の初動体制の整備**
  - **初動配備体制の整備**
  - **「特別待機班」の配備**
  - **災害時優先回線携帯電話の整備**
  - **本部設置体制の整備**

(1) 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災では、閉庁時の発災、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災という悪条件の中で、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。そこで、本市では、閉庁時に震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、迅速に自主参集し、自動的に防災体制を立ち上げるべく初動体制の整備を図る。

また、震災時に電話が使用できない状況を想定した職員の安否確認の具体的方策について、一斉情報伝達・収集システムを活用する。

(2) 「特別待機班」の配備

危機管理室は、本市に震度 4 の地震又は長周期地震動階級 3 以上が発生した場合、

市役所庁舎に自主参集して県災害オペレーション支援システムからの地震情報の確認及び本市域内での被災情報の有無の確認を行うため「特別待機班」を編成して対応する。

（3）災害時優先回線携帯電話の整備

本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員等に対しては災害時優先回線携帯電話を携帯させるなどの対応を図るとともに、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進する。

（4）本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する本市の中核組織であるため、市役所庁舎の中でも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部を設置する予定の場所の耐震性に関する維持管理が重要であり、また、通信機材をはじめ情報収集の機具及び設置に必要な器材、文房具等災害対策本部に必要なものを耐災害性の確保された場所に保管しておくことが必要である。

また、防災関係機関や自主防災会等の代表者名簿は、平常時から、保管してある場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

１．２ 動員体制の整備

【 関係各課 】

【目標】

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

【方策】

本市の動員体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

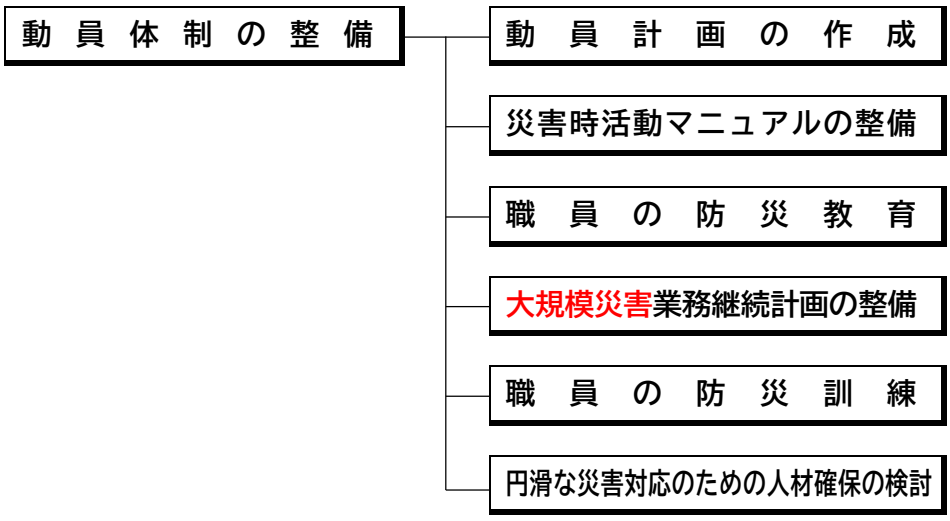

(1) 動員計画の作成【 人事課、危機管理室 】

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類・規模を勘案し、実戦的な動員体制を整備しておく。

各所属長は、「**本編 第３章 第１節 第５『□配備体制別動員計画表』(P132 参照)**」に基づき所管の部班ごとに動員計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、危機管理室長に報告しておく。「危機管理室」は「人事課」の協力の下、この報告を基に災害発生時の参集率や参集に要する時間（特に、重要意思決定者）を推定し、応急対策活動の円滑な遂行について検証し、支障が生じると予想される場合は、参集できない場合の非常連絡体制や広域応援体制の整備に基づく対応計画を定めなくてはならない。

(2) 災害時活動マニュアルの整備【 各課共通 】

個々の職員が、地震発生直後の初動期及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、応急対策活動時の班ごとに実践的な災害時活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、災害時活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

災害時活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

□災害時活動マニュアルの記載事項

○災害対策本部における各班が果たすべき役割・任務・編成
○災害時活動の流れ（実践行動フロー）
○各活動項目の内容（実施時期・実施目的・必要人員）
○関係機関リスト

(3) 職員の防災教育【 人事課、危機管理室 】

「人事課」及び「危機管理室」は、新任研修等の場を通じて、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、応急対策活動時の各班の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点を置くようにする。

□職員の防災教育

○方法及び機会
・新任研修
・職場研修
・市が開催する防災訓練への参加

○習熟内容
・本市の地域の災害特性
・地域防災計画の概要
・災害時活動マニュアルの内容
・緊急時初動マニュアルや避難所運営マニュアルの内容

□防災担当職員の教育

「危機管理室」の職員は、「特別待機班」及び災害対策本部の事務局として本市の防災活動の中枢を担わなければならない。そのため、日頃から地域防災計画に習熟することはもとより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

（4）大規模災害業務継続計画の整備【 危機管理室 】

災害時、限られた業務資源で災害対応を行う状況においても、行政機能を確保し、市民への影響を最小限にとどめるため、実行性のある大規模災害業務継続計画を作成し、職員への周知徹底を図る。

なお、大規模災害業務継続計画は、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

大規模災害業務継続計画に記載すべき主な内容を以下に示す。

□業務継続計画の特に重要な６要素

（1）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要
（2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
（3）電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、ふくそう等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要
（5）重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠
（6）非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

出典）「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府・平成27年5月）」

（5）職員の防災訓練【 人事課、危機管理室 】

市職員の訓練として、災害時活動マニュアル、避難所運営マニュアル、緊急時初動マニュアル及び大規模災害業務継続計画等に沿った訓練を企画し、これらを実施することで、震災時の職員の対応行動の確認及び習熟を図る。

なお、訓練で明らかになった問題点等は、災害時活動マニュアルや大規模災害業務継続計画への反映を行う。

（6）円滑な災害対応のための人材確保の検討【 人事課、危機管理室 】

本市は、応急対策全般への対応力を高めるため、教育や訓練等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することを検討する。

１．３ 受援体制の整備

【 危機管理室、人事課、関係各課 】

【目標】

本市に最大震度6強の揺れが想定される地震が発生した場合、本市に大きな被害が発生するだけでなく、本市の中枢部に大きな被害を受けることも考えられるため、本市の通常の防災体制のみでは、発生災害の全てに対応できないことが予想される。

このため、大規模地震災害時の受援を目的として「新座市受援計画」に基づき、国や県、他市区町村及び防災関係機関等からの支援受入体制の整備を推進する。

【方策】

本市の受援体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

- 受援体制の整備
  - 国からの支援受入れ
  - 地方公共団体からの支援受入れ
  - 防災関係機関からの支援受入れ
  - 公共的団体等からの支援受入れ
  - 事業者からの支援受入れ
  - 受援体制の推進

(1) 国からの支援受入れ【 危機管理室 】

① 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。そのため本市は、埼玉県との相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

国が行う活動は以下のとおりである。

○ 自衛隊の災害派遣
○ 警察の広域緊急援助隊
○ 消防の緊急消防援助隊
○ 医療の広域医療支援
○ その他災害応急対策

本市は、国の支援を受け入れるための埼玉県への要請方法の確認、応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定、支援受入窓口の設置等の活動を事前に実施する。

（2）地方公共団体からの支援受入れ【 危機管理室、人事課 】

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れる必要があるので、そのための対策をあらかじめ定める。

① 受入体制の確立

他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受け入れるため、県及び本市が連携し、体制を確立する必要がある。

ア　受け入れる支援体制の種類

○ 法律に基づく都道府県、市町村からの支援受入れ
○ 全国市長会からの支援受入れ
○ 協定等に基づく都道府県、市・区町村、企業からの支援受入れ

イ　受け入れる支援の種類

○ 災害救助に関連する業務
○ 医療支援に関連する業務
○ 被災生活の支援等に関連する業務
○ 災害復旧・復興に関連する業務

② 受入体制の整備

受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受け入れるため、次の体制の検討を行う。

ア　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制
イ　他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有
ウ　他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施
エ　支援が想定される業務の抽出と必要資機材・装備品の検討

③ 協定締結の推進

本市では、近隣自治体や遠距離自治体等と協定を締結しており、その締結状況は以下のとおりである。

本市は、今後も他自治体等との協定締結を検討していく。

□自治体との協定締結状況

No	協定事項	締結機関等	締結日
1	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	平成３年２月29日
2	災害時における五市相互応援に関する協定	埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市	平成８年７月30日
3	災害時相互応援に関する協定書	朝霞市、志木市、和光市	平成８年８月29日
4	災害時における相互応援に関する協定書	栃木県那須塩原市 （当初　西那須野町）	平成17年11月１日 （当初平成７年11月１日）
5	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内全市町村	平成19年５月１日
6	災害時における相互応援に関する協定	新潟県十日町市 （当初　中里村）	平成20年４月１日 （当初平成７年11月１日）
7	西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定	東京都西東京市	平成23年８月16日
8	練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書	東京都練馬区	平成23年９月２日
9	埼玉県防災行政無線市町村局の管理運営に関する協定書	埼玉県	昭和51年９月１日
10	災害時の情報交換及び支援に関する協定	国土交通省　関東地方整備局	平成24年５月29日
11	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県	平成26年４月１日
12	災害時相互応援に関する協定	茨城県日立市、栃木県小山市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、東京都東村山市、愛知県安城市	平成30年11月１日 （当初平成28年３月18日）

『【資料編】第1.2「災害時相互応援に関する協定書」』参照
『【資料編】第1.3「災害時における五市相互応援に関する協定」』参照
『【資料編】第1.4「西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定」』参照
『【資料編】第1.5「練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書」』参照
『【資料編】第1.6「災害時における相互応援に関する協定書（那須塩原市）」』参照
『【資料編】第1.7「災害時における相互応援に関する協定（十日町市）」』参照
『【資料編】第1.8「災害時相互応援に関する協定」』参照

（3）防災関係機関からの支援受入れ【 危機管理室 】

地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

（4）公共的団体等からの支援受入れ【 関係各課 】

市内又は所掌事務に関係する社会福祉協議会や防災協力会などの公共的団体に対し、大規模災害時において応急対策等に積極的な協力が得られるように、防災に関する組織の充実を図るよう助言し、また、相互の連絡を密にし、協力体制を整える。

これらの団体が市に協力する業務は、主に次のとおりである。

□協力業務の主要内容

○異常現象、危険な場所等を発見した時に関係機関へ連絡すること。 ○地震災害時における広報等に協力すること。 ○出火の防止及び初期消火に協力すること。 ○避難誘導及び避難場所内での救援に協力すること。 ○被災者の救助業務に協力すること。 ○炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。 ○被害状況の調査に協力すること。 ○医療品・衣料品・寝具の調達に協力すること。

（5）事業者からの支援受入れ【 関係各課 】

被災者に必要な飲料水、食料、医療品等を事業者から積極的かつ優先的に供給を得られる体制を平常時に確立しておく。

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

（6）受援体制の推進【 人事課、関係各課 】

災害時に外部からの支援を円滑に受け入れるため、本市の受入体制、支援を想定する業務及び各業務担当部署における受援担当者等をあらかじめ検討しておく。

受援業務の受入窓口として、「受援班」を設置し、受援班が想定する業務として、「庁内の必要人員や必要資機材の取りまとめ」、「応援団体との調整・支援（事務スペース、資機材確保、宿泊先のリスト化、情報提供等）」を位置づける。

また、本市として受援を想定する業務として、「応急危険度判定」、「宅地危険度判定」、「住家被害認定調査」、「避難所運営」、「物資管理・輸送」等を位置づける。

１．４ 災害応援体制の整備

【 関係各課 】

【目標】

市域外において大規模な地震災害が発生した場合、災対法第67条及び第74条の2第2項に基づく被災都道府県からの応援の求めに応じるための埼玉県知事からの応援要請に関する災害派遣及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して、職員の派遣や物資の提供、避難者の受入れ等の支援を実施するため、地震災害時の災害応援体制を整備する。

【方策】

本市の災害応援体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

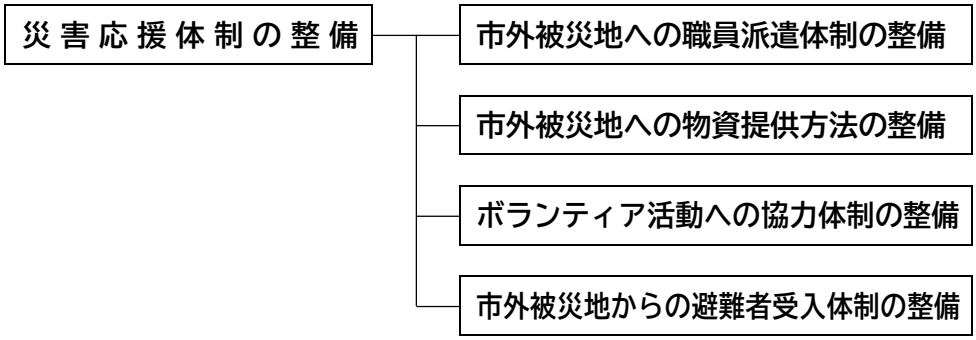

(1) 市外被災地への職員派遣体制の整備【 危機管理室、人事課 】

震災時には、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」に基づく被災自治体からの要請により、応急対策や災害復旧などの業務に従事させるため、本市の職員を派遣する。本市は、そのための要員や対応可能な業務について、埼玉県が行っている８日間の短期派遣を基本とした名簿整理を基本とし、埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアルの名簿を整理する。その際には、派遣が長期間に及ぶことも想定して、派遣者以外での本市の業務遂行体制や交代要員の検討など、長期的に職員を派遣できる体制を検討する。

(2) 市外被災地への物資提供方法の整備【 危機管理室 】

被災地において、災害用資機材や生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する物資については、本市で保有する市備蓄物資を提供するものとし、一般市民からの支援受付については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見して分からない物品、古着及び保存性のない物品等は義援物資として受け付けない。

(3) ボランティア活動への協力体制の整備【 危機管理室、福祉政策課 】

被災自治体からボランティア活動に対する要請があった場合、新座市社会福祉協議会と協力して、ボランティアの募集や被災地への派遣支援、ボランティアへの被災地の情報の提供を行うこととし、そのための体制等についてあらかじめ検討する。

(4) 市外被災地からの避難者受入体制の整備【 危機管理室 】

県を通じての要請や災害協定に基づく要請があった場合、被災自治体からの避難者を市内の施設において受け入れるため、その際の受入体制や受入施設についてあらかじめ検討する。

第２　災害情報の収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、本市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。
特に、勤務時間外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

２.１ 災害情報連絡体制の整備

【 危機管理室、シティプロモーション課 】

【目標】

災害時における本市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

【方策】

本市の災害情報連絡体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

- **災害情報連絡体制の整備**
  - **災害情報ネットワークの構築**
  - **通信連絡体制の確立**
  - **通信連絡方法の整備**
  - **報道機関との連携**
  - **安否情報の提供体制の整備**

(1) 災害情報ネットワークの構築【 各課共通 】

本市は、市災害対策本部、市全域の防災拠点及び防災関係機関が、情報を迅速に収集・伝達するとともに、県災害オペレーション支援システム等を活用した情報ネットワークの構築に努める。

災害情報ネットワークは、以下に示す全体構成図及び通信手段のとおりである。

■災害情報の連絡網

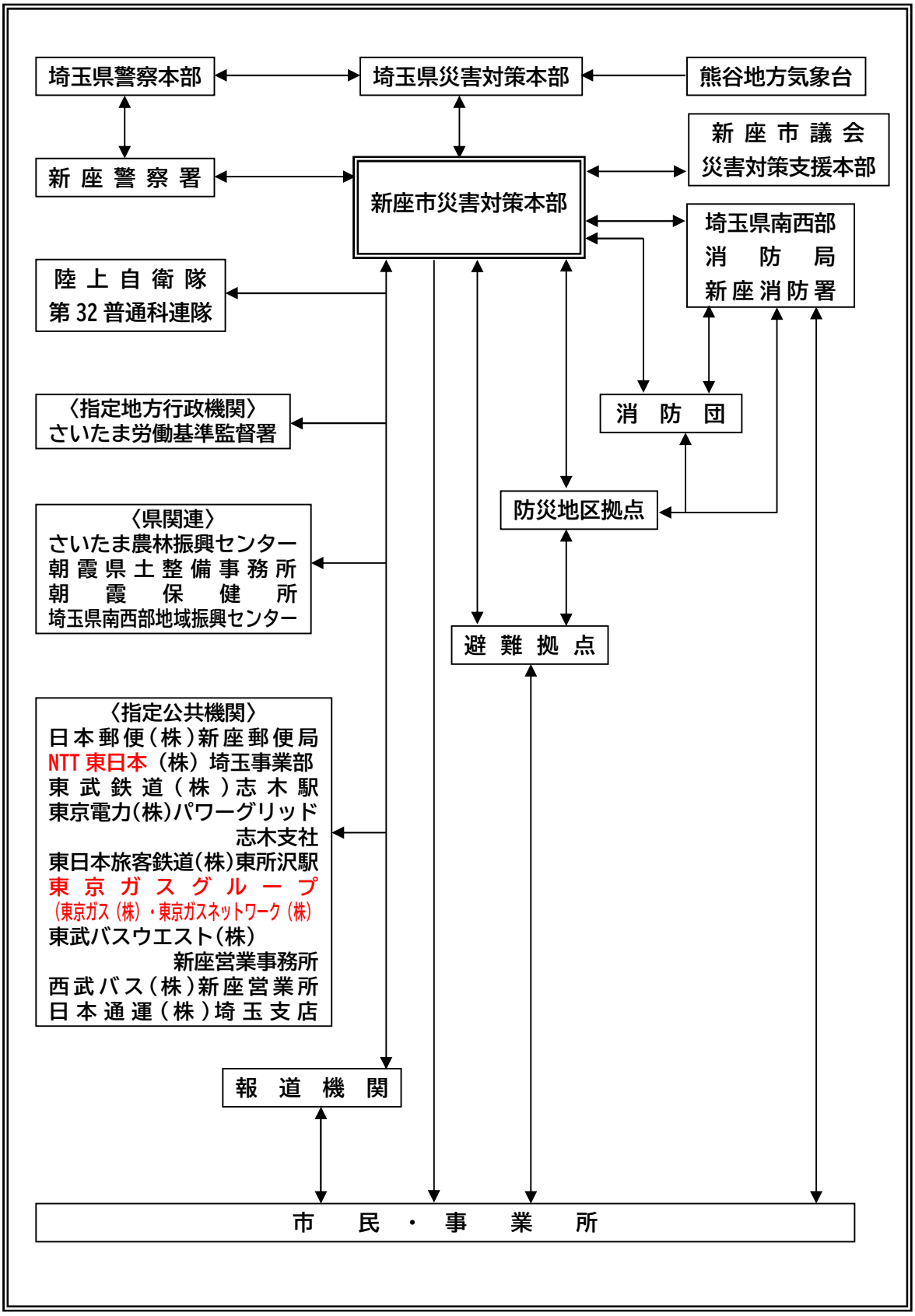
埼玉県警察本部
埼玉県災害対策本部
熊谷地方気象台
新座警察署
新座市災害対策本部
新座市議会
災害対策支援本部
埼玉県南西部
消防局
新座消防署
陸上自衛隊
第32普通科連隊
〈指定地方行政機関〉
さいたま労働基準監督署
消防団
防災地区拠点
〈県関連〉
さいたま農林振興センター
朝霞県土整備事務所
朝霞保健所
埼玉県南西部地域振興センター
避難拠点
〈指定公共機関〉
日本郵便(株)新座郵便局
NTT東日本（株）埼玉事業部
東武鉄道（株）志木駅
東京電力(株)パワーグリッド
志木支社
東日本旅客鉄道(株)東所沢駅
東京ガスグループ
(東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)
東武バスウエスト(株)
新座営業事務所
西武バス(株)新座営業所
日本通運（株）埼玉支店
報道機関
市民・事業所

□本市の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク（(財)自治体衛星通信機構）	災害対策本部～全国自治体･防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
	市防災行政無線(固定系)	災害対策本部→市内各所
	IP無線	災害対策本部～防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立【 危機管理室 】

本市は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。

(3) 通信連絡方法の整備【 危機管理室 】

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。通常の携帯電話は、災害時、ふくそうにより通話できない可能性があるので、東日本大震災時にも災害対応で役立った衛星携帯電話の活用についても検討する。

(4) 報道機関との連携【 シティプロモーション課 】

地震災害時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、市民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。この点、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。実際の災害時において、コミュニティ FM が被災地の住民への情報提供の点で有効であったという事例もある。

このことから、本市は、地震災害時における各報道機関への連絡体制の整備を行う。

なお、本市では、コミュニティシェア FM と防災協定を締結している。

(5) 安否情報の提供体制の整備【 危機管理室 】

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地に居た者の安否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである。

しかし、東日本大震災の際には、各自治体が個人情報保護条例等による制限から、安否情報の提供についてためらう事例があり、混乱が生じた。

これを受けて、災対法第 86 条の 15 において、市は、市民等から被災者の安否情報に係る照会を受けた場合、安否情報を提供できる旨が規定されたことから、本市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」を基に、災害時の被災者の安否情報に係る照会・回答に関する手続等について検討し、安否情報の提供体制を整備する。

２.２ 被害情報の早期収集体制の整備

【 関係各課 】

【目標】

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

【方策】

本市の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

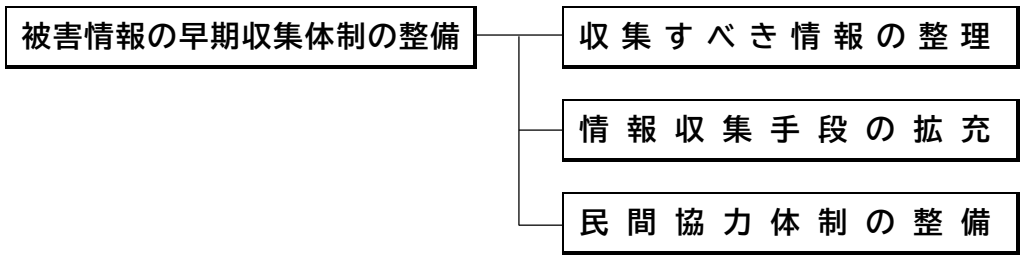

(1) 収集すべき情報の整理【 各課共通 】

災害時の情報収集を円滑に行うためには、収集すべき情報について、職員が十分理解していかなければならない。

特に災害発生直後においては、住家被害数よりも要救出現場数及び火災発生現場数等の人命に係る情報の把握が最も重要であることを認識しておく必要がある。

したがって、どの時点でどんな情報を収集すべきかを平常時から整理しておく。

(2) 情報収集手段の拡充【 危機管理室 】

大規模な地震発生直後には、交通路の遮断、電話の不通及び防災行政無線の一部不通等が予想されるため、応急対策を効果的に実施するに十分な情報が得られないことが考えられる。

そのため、被災現場の情報を収集するためには、IP 無線を装備して被害状況等の情報収集及び情報伝達を行うものとし、今後は、装備機器等の充実を図るとともに実践的訓練により活動能力の向上に努める。

また、情報収集手段を拡充するために、庁内 LAN、総合行政ネットワーク（LGWAN)、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等を活用していく。

(3) 民間協力体制の整備【 危機管理室 】

被害状況の調査には、市民や防災関係機関の協力に加えて、民間団体の協力が不可欠である。民間協力者等から災害時に迅速かつ的確な情報提供を得るため、平常時から、災害時における情報連絡体制の充実を図るとともに、広く災害時協力協定の締結等を行う。

２.３ 情報伝達体制の整備

【 危機管理室 】

【目標】

本市及び防災関係機関は、消防団及び自主防災会等の協力を得ながら、市民や事業者等に対し、迅速かつ適切に災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

【方策】

本市の情報伝達体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

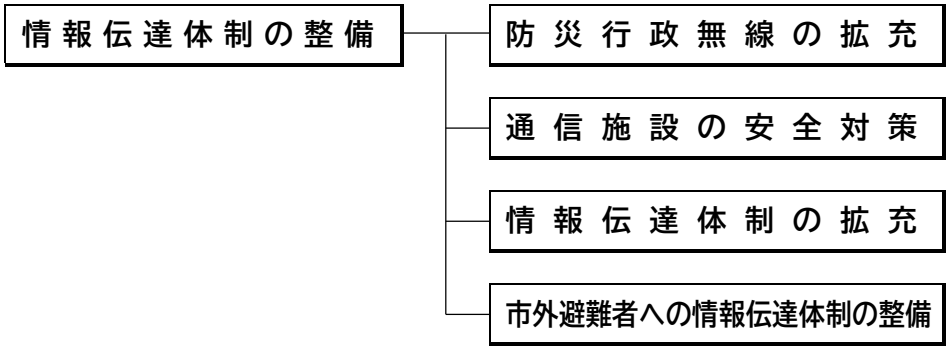

(1) 防災行政無線の拡充

本市は、昭和 56 年 3 月の防災行政無線免許を受けて以来、平常時における行政放送、地震災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきた。東日本大震災以降、難聴地域を把握し、順次、防災行政無線のデジタル改修及び増設を行ってきた。

また、平成 22 年度には、総務省消防庁の定める全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備し、緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に、本市の防災行政無線を自動起動し、国から住民までの緊急情報を直接そして瞬時に伝達できるシステムを確立している。

今後、防災行政無線施設の維持管理に努めるとともに、公共施設や要配慮者利用施設を中心に、防災行政無線の戸別受信機の拡充を図る。

なお、同システムにより伝達される緊急地震速報のうち、特に、震度 6 弱以上の地震発生が予想される場合には、特別警報として伝達される。

(2) 通信施設の安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進する。

□通信施設の安全対策

○非常用電源の確保

停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

○地震動への備え

災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施す。

（3）情報伝達体制の拡充

本市は、市民や市内事業所等への情報伝達体制を拡充させるため、公共施設、病院、鉄道駅等への防災行政無線戸別受信機の設置を推進する。

また、埼玉県防災情報メールやエリアメール／緊急速報メールなど情報受信機能についても、併せて市民に周知を図る。

さらに、本市が被災した場合、本市のホームページにアクセスが集中し、つながりにくくなることが想定されることから、本市の友好姉妹都市のホームページに本市の災害情報を代理に掲載する体制づくりに努める。

加えて、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者と協議し、避難情報をサイトのトップページに掲載するなど情報提供体制の更なる強化を図る。

（4）市外避難者への情報伝達体制の整備

本市は、被災者等に災害情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、本市に避難する被災者だけでなく、本市以外に避難する被災者に対しても必要な情報を容易かつ確実に伝達できるよう市ホームページ等の情報ツールを活用する。

第３　非常用物資の備蓄

本市は、地震災害時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。
地震発生の季節及び時間帯等は、現状では事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。
さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性及び性的少数者に配慮した品目の補充にも積極的に努める。

３.１ 食料供給体制の整備

【 関係各課 】

【目標】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から備蓄を行うとともに、災害が長期化した場合等の食料確保のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。また、「新物資システム（B-PLo）」を活用し、備蓄物資の効率的な管理を行う。

【方策】

本市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

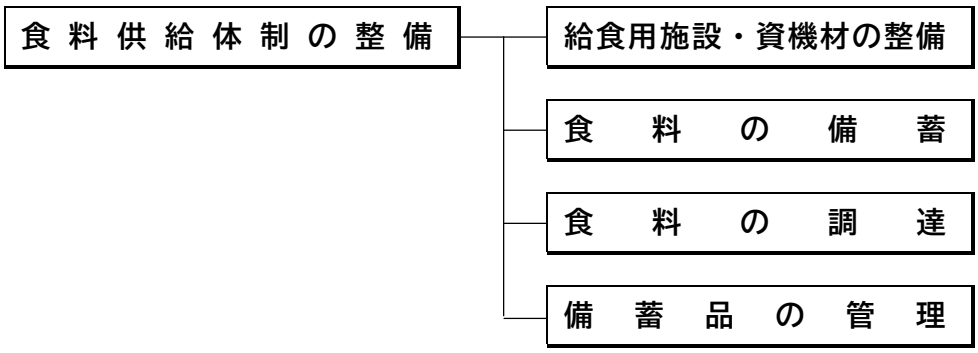

(1) 給食用施設・資機材の整備【 教育総務課、学務課、関係各課 】

指定避難所である市立小・中学校には給食用施設・資機材を配備し、避難者に適温食を提供できる体制を整備する。

また、防災拠点となる公共施設については、備蓄場所の確保を検討していく。

(2) 食料の備蓄【 危機管理室 】

① 食料の備蓄現況

本市の備蓄食料の種類及び数量は次のとおりである。

（令和 7 年 8 月 1 日現在）

品目	クラッカー（食）	アルファ米、米類（食）
数量	60,200	44,300

『【資料編】第2.3「新座市の防災備蓄品」』参照

② 本市の備蓄目標

供給対象者	本市
避難者	12,458人・2日分
帰宅困難者	11,623人・1食分
災害救助従事者	2,000人・3日分

③ 本市の備蓄目標数

市域で最大震度 6 強の揺れが想定される新座市直下の地震でのピーク時避難者人口 12,458 人の 2 日分、帰宅困難者 11,623 人の 1 食分、災害救助従事者 2,000 人の 3 日分に相当する量を本市の備蓄目標数とする。

供給対象者	備蓄目標数
避難者	主食：75,000食（12,500人×2日×3食）
帰宅困難者	主食：11,700食（11,700人×1食）
災害救助従事者	主食：18,000食（2,000人×3日×3食）
合計	主食：104,700食

※賞味期限5年のため年間約20,000食ずつ購入

④ 備蓄計画

自らの安全は自ら守るという理念を基本とし、市民や事業者等に対し、平常時から最低 3 日間（推奨 1 週間）分は備蓄するよう啓発に努める。しかし、災害時に住家が全壊等した被災者への支援が必要となるため、本市で避難所避難者想定人数等に基づく備蓄を行う。

本市で現在備蓄している食料は、備蓄目標を満たしており、今後、その維持に努める。

なお、想定を超える災害時については、埼玉県地域防災計画によって県民 1.5 日分を備蓄している県への要請の他、協定等による調達を行い、必要な食料の確保に努める。

⑤ 要配慮者への配慮

乳幼児、高齢者、慢性疾患の方、介護を要する方、食物アレルギーの方は、食事に特別な配慮が必要となる。そこで、本市は、食料の供給体制を整備するに当たり、口に入れやすく日常生活に近い食事等が提供できるよう、備蓄品目の検討を行う。

しかし、市の備蓄のみでは、全ての方に対応することは不可能であることから、市民に対して、各家庭に応じた十分な備蓄を進めるよう普及・啓発を図る。

（3）食料の調達【 危機管理室、関係各課 】

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等を把握する。また、新物資システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

特に備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者や流通業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなどし、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

また、地震災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、市民総合体育館サブアリーナを指定しており、震災対応に必要な施設の整備を図るとともに、災害時等における救援物資の避難所等への配送及び緊急物資拠点の運営に関する協定締結事業者と適宜協議し、輸送力の確保に努める。

□食料調達の方法

○米　　穀：備蓄食料の活用（防災倉庫からのアルファ米等の供出） 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
○乾 パ ン：備蓄食料の活用、業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
○おにぎり：学校給食室の利用
○パン、粉ミルク：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
○その他の食材、調味料等：業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

（4）備蓄品の管理・公表【 危機管理室 】

備蓄品の点検を定期的に実施するとともに計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

また、市の備蓄状況を市ホームページ等で公表し、各家庭等での備蓄を啓発する。

３.２ 給水体制の整備

【 水道業務課、危機管理室 】

【目標】

震災時は広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

【方策】

本市の給水体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

―《 方　策 》―

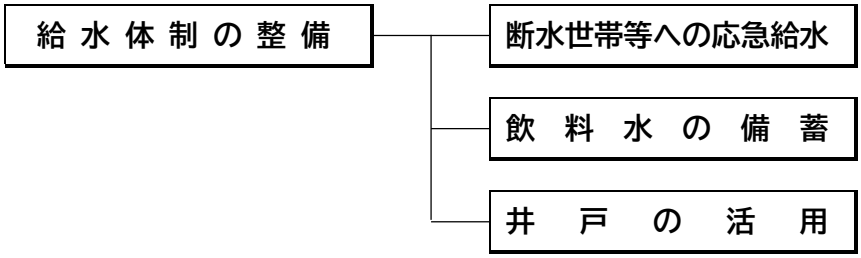

(1) 断水世帯等への応急給水

① 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、罹災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

② 目標給水量

飲料水の目標水量を以下に示す。

地震発生から 3 日間は 1 人 1 日 3 リットルを目途とする。その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

ロ一日当たりの目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人･日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人･日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ/人･日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ/人･日	ほぼ通常の生活に必要な水量

本市において必要となる飲料水の給水目標量は、埼玉県地震被害想定調査における東京湾北部地震での断水人口（1 日後で約 13,000 人）を基に推定する。東日本大震災時の仙台市の事例より、発災から約 3 週間で応急復旧が完了し、その間は線形で給水が回復していくと仮定する。この場合、各時点での本市の最大必要水量は、次のとおりである。

□給水目標

災害発生からの期間	目標とする給水量	想定（東京湾北部地震）
災害発生から3日	3 ℓ/人･日	3 ℓ/人･日×13,000人･日＝39,000 ℓ
4日から10日	20 ℓ/人･日	20 ℓ/人･日×11,000人･日＝220,000 ℓ
11日から15日	100 ℓ/人･日	100 ℓ/人･日×6,200人･日＝620,000 ℓ
16日から21日	250 ℓ/人･日	250 ℓ/人･日×3,100人･日＝775,000 ℓ

本市は、非常用浄水装置の備蓄や、供給可能な飲料水を適切に運搬・給水できるよう給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、不測の事態に備え、個人備蓄の推進や井戸の活用、災害用貯水設備設置の推進等の対策を推進する。

『【資料編】第2.5「浄水場施設（貯水能力）」』参照

③ 飲料水関連施設・設備の整備

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、災害用貯水タンク及び災害用井戸の整備を推進する。

また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の推進に努める。

④ 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

⑤ 水質検査体制の整備

井戸、プール、防火水槽、ため池、河川などの比較的汚染が少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備する。

(2) 飲料水の備蓄

食料と同様に、自らの安全は自ら守るという理念を基本とし、市民や事業者等に対し、平常時から最低 3 日間（推奨 1 週間）分は備蓄するよう啓発に努める。

また、避難場所や避難所については、受水槽が設置されており、直ちに飲料水に困

る事態とはならないが、被害によっては使用できないことも想定するとともに、帰宅困難者対応も含め、応急給水を開始するまでの緊急対応分として、以下のとおり飲料水の公的備蓄を行う。

□飲料水の公的備蓄

避難者　982 人（＝12,458 人×断水人口約 13,000 人/市全人口約 165,000 人）
帰宅困難者　11,623 人
一人当たり 500 mℓを 1 本として、合計　500 mℓを 12,605 本備蓄

(3) 井戸の活用

市民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、災害用井戸としての指定を行い、地震災害時の市民の生活用水の確保を図る。

また、市内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

『【資料編】第2.6「災害用指定井戸」』参照

３.３ 生活必需品供給体制の整備

【 危機管理室、福祉政策課 】

【目標】

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時から、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

【方策】

本市の生活必需品供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

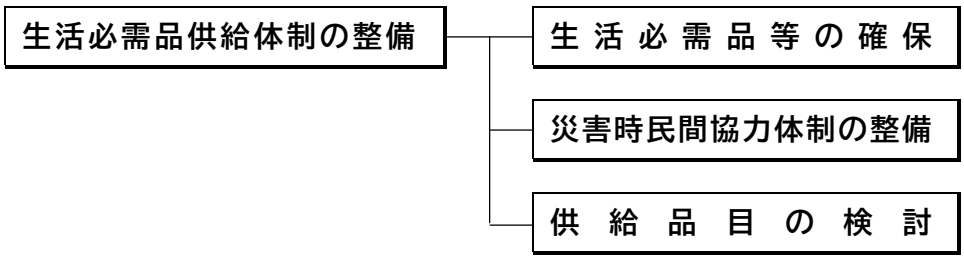

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の備蓄についても、自らの安全は自ら守るという理念を基本とし、市民や事業者等に対し、平常時から最低 3 日間（推奨 1 週間）分は備蓄するよう啓発に努めるとともに、避難所避難者等のための公的備蓄を行う。

現在、本市で備蓄している生活必需品のうち、毛布は避難者分の確保がされておら

ず、早急な対応が必要である。なお、災害救助従事者 2,000 人及び帰宅困難者 11,623 人分についても、対応が必要である。トイレ関連備蓄については、マンホールトイレの備蓄を計画的に進めているが、下水道が使用できない場合を想定した携帯トイレの備蓄も必要である。

□備蓄目標

アルミブランケット　【災害救助従事者 2,000 人、帰宅困難者 11,500 人分】
マンホールトイレ　【指定避難所 5 基、指定緊急避難場所 2 基、福祉避難所 2 基】
携帯トイレ　183,000 回分　【避難者 2 日分、帰宅困難者 1 日分】

※携帯トイレは、1 日 5 回分とする。
（避難者 12,458 人×2 日×5 回＋11,623 人×5 回＝183,000 回）

災害時は必要に応じて、県や協定締結団体等へ応援を要請し、それでもなお不足する場合、義援物資として広く援助を求める。ただし、個人からの義援物資受付については、管理が困難であるため、原則、お断りする。

(2) 災害時民間協力体制の整備

生活必需品の公的備蓄の不足分を補うため、本市は、あらかじめ調達先を確保するために民間事業者等との協定締結について検討を行う。また、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

その際には、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレ等の衛生用品など、避難所生活を想定した物資や、子ども用・大人用おむつや下着類など、乳幼児や高齢者等の要配慮者、女性及び性的少数者にも配慮した物資等についても検討する。

３．４ 防災用資機材の備蓄

【 危機管理室 】

【目標】

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図る。

【方策】

本市の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

(1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図る。

備蓄の数量については、各避難所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

『【資料編】「防災備蓄品購入予定表」』参照

□備蓄品目

(2) 良好な避難所環境整備のための備蓄

災害関連死防止やプライバシーの確保など、良好な避難所環境を形成するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄を推進する。

３．５ 国による物資の確保

【 危機管理室 】

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、東京23区で震度6強以上が観測された場合又は1都3県（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）において相当程度の被害が見込まれる場合、発災後4日目から7日目までに必要な物資について、プッシュ型支援で被災都県の拠点へ緊急輸送されることとなっている。

なお、飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が実施する応急給水により対応する。

□プッシュ型支援時に緊急輸送される物資

○食料	○毛布	○育児用調製粉乳	○乳児・小児用おむつ	
○大人用おむつ	○簡易・携帯トイレ	○トイレットペーパー	○生理用品	

第４　消防救援体制の整備

地震に伴い発生する火災の特徴は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがあることである。そのため、地震火災による被害を最小限にするため、出火の防止、初期消火及び延焼拡大の防止のため消防救援体制を整備する。

４.１ 出火防止対策の推進

【 消防局、消防団、危機管理室 】

【目標】

地震発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、市民の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、地震発生直後における出火をできる限り防止する。

【方策】

地震火災の予防は、対震自動ガス遮断装置等のハード的な予防対策のみならず、学校や研究機関における化学薬品の適正管理等のソフト的な予防対策も併せ、総合的な出火防止対策を推進する必要がある。

また、阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、ライフライン復旧後に電熱器具及び電源コード類の発火を原因とする火災が発生した。こうした要因による火災に対する配慮も必要である。

本市の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

- **出火防止対策の推進**
  - **一般火気器具からの出火防止**
  - **石油等危険物施設からの出火防止**
  - **化学薬品からの出火防止**
  - **予防査察の実施**
  - **市民への予防広報**

(1) 一般火気器具からの出火防止

「地震が起きたらまず身の安全」「揺れが収まったらすぐ火を消す」の意義を啓発するとともに、ライフライン復旧に伴う電気器具等から出火を防止するため、地震発生後に避難する時は「ブレーカーを落とす」等の方法を含めた出火防止対策の普及を積極的に推進する。

また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動ガス遮断装置、対震自動消火装置等、安全装置付き製品の更なる普及に努める。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

市内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物の安全確保を図るため指導する。

(3) 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震により棚等からの落下や、容器の破損による出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講じるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理をするように指導する。

(4) 予防査察の実施

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 4 条及び第 16 条の 5 の規定に基づき、同法第 10 条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に掲げる防火対象物等及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）に掲げる指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項について是正指導を行う。

また、高齢者住宅等の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

(5) 市民への予防広報

市民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、市広報紙及びホームページへの掲載、立看板、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、市内の生徒を対象とした防火ポスターコンクールの実施、消防体験学習の開催等を実施する。

４．２ 初期消火体制の強化

【 消防局、消防団、危機管理室 】

【目標】

地震直後の火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに防災教育、防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

【方策】

本市の初期消火体制の強化は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

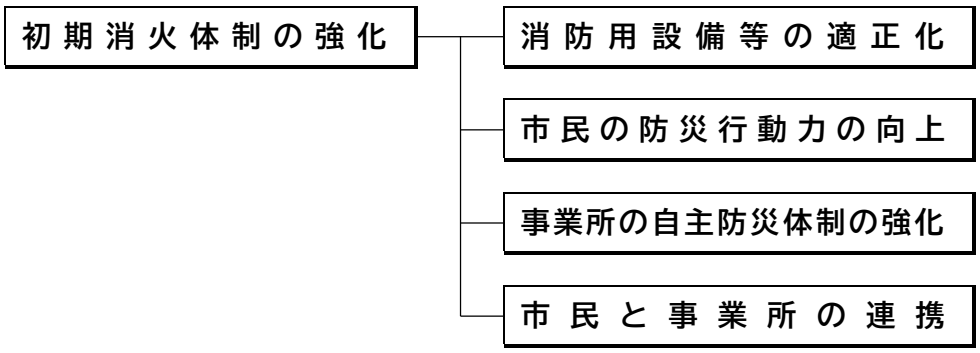

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、市民一人ひとりの防災行動力を高め、自主防災会の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

消防局は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、一定規模以上の事業所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

防火管理者の選任が必要となる事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

（4）市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、市民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災会及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

（5）消防団の活動体制の充実

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、処遇の改善や必要な資格の取得など、実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層や女性層をはじめとした幅広い層への入団促進に取り組む。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。

４.３ 火災の拡大防止対策

【 消防局、消防団、危機管理室 】

【目標】

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、市民及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の制約が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、消防体制の整備を推進する。

【方策】

本市の火災の拡大防止対策は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

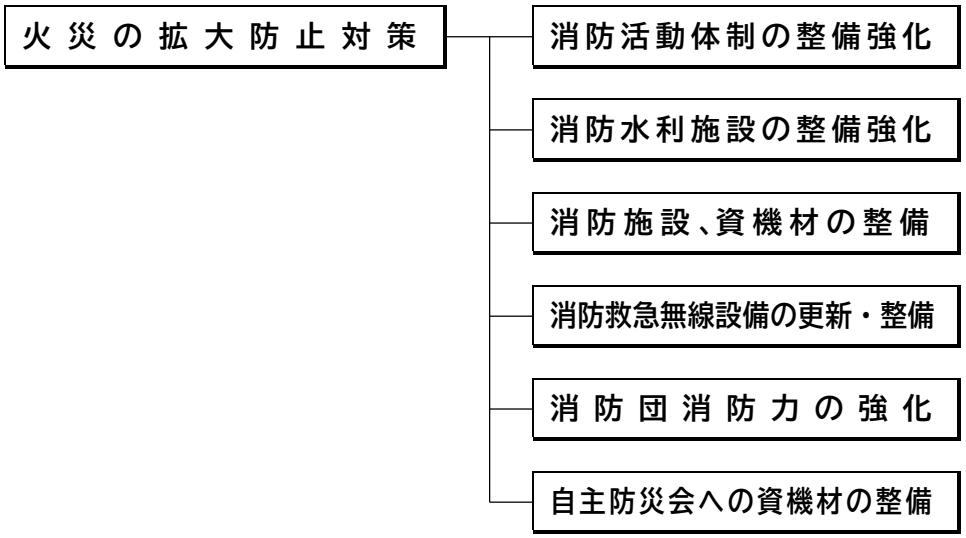

（1）消防活動体制の整備強化

大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隣接地域の市区町との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

（2）消防水利施設の整備強化

地震発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情に合った消防水利の増設と機能の確保を図る。

□防火水槽の整備

既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

『【資料編】第2.7「消防水利の現況」』参照

□自然水利の確保

河川、水路、ため池等については、地震災害時に消防用水として流水を活用できるよう整備の検討及び公園等整備事業に併せた、せせらぎ用水の確保や雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

（3）消防施設、消防車両、資機材の整備

消防施設の増強とともに、消防車両や救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

『【資料編】第2.8「消防団車庫等の現況」』参照
『【資料編】第2.9「消防団保有車両の現況」』参照
『【資料編】第2.10「消防・救出機器（新座市消防団）」』参照

（4）消防救急無線設備の更新・整備

災害時における消防局･消防団の災害通信手段を確保し適切な消防活動を行うため、消防局と危機管理室が連携し、消防救急デジタル無線の整備を行った。

今後は必要に応じて更新する。

（5）消防団消防力の強化

地震災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災会等との協力体制の充実を図るとともに、地震災害時に常備消防隊と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団器具庫の整備及び火災、人命救助事案の多発に対処するため、簡易救助資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

『【資料編】第2.11「消防団員配置状況」』参照

（6）自主防災会への資機材の整備

本市は、自主防災会へ軽可搬動力ポンプを配備し、自主防災会の消防活動力を強化することにより、地震災害時において消防局等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災会による迅速な初期消火活動及び地域の実情に合った細やかな対応を図る。

第５　災害時医療体制の整備

本市は、大地震の際に発生が予想される多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。
また、医療機関についても、特定の医療機関に負傷者が集中した場合等は、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。
以下に、医療体制の整備を推進するための必要な施策を示す。

５.１ 初動医療体制の整備

【 危機管理室、保健センター 】

【目標】

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な措置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

【方策】

本市の初動医療体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

- **初動医療体制の整備**
  - **医療救護活動の実施手順**
  - **医療救護所の設置**
  - **医療救護班の編成**
  - **救急告示医療機関**
  - **自主防災会による自主救護体制の整備**
  - **医薬品等の確保**
  - **トリアージタッグの周知徹底**
  - **日本赤十字社への委託契約**

(1) 医療救護活動の実施手順

① 被災地内の医療救護班活動の基本的な活動方針

被災地内における医療救護班の編成・出動の有無は、所属する病院又は診療所の被災の程度によって異なる。

基本的には、被災地内において診療可能な病院又は診療所は、少なくとも発災後3日間は、24時間の負傷者受入体制を整え、病院又は診療所内での診察を継続する。

病院又は診療所が被災し、診療が不可能である場合には、市町村及び保健所等において設置されている医療救護所又はその他の診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。

□被災地内における医療救護班の活動方針

病院等の被災度	基本的な活動方針
被災度が大きく 診療不能な医療機関	市町村及び保健所等において設置される医療救護所又はその他の診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。
被災度が小さく 診療可能な医療機関	少なくとも発災後3日間は、24時間の負傷者受入体制を整え病院又は診療所内での診療を継続し、医療救護班としての活動は、原則として行わない。
被災地外（東京都等）に勤務する医療関係者	交通機能障害等により勤務先病院に行けない場合には、できる限り居住地の最寄りの救護所等に参集することを求める。

② 被災地内の医療救護活動の手順と内容

被災地内において医療救護班を派遣する関係機関による活動内容は、以下のとおりである。

■被災地内の医療救護班の活動実施手順

１．関係機関の対応準備

○地区医師会による災害対策本部の設置
○医療機関等の被災状況の把握
○市町村等との連携体制の構築
○医療救護班への出動要請への対応
○出動要請後の医療機関等への指示・伝達

⇩

２．医療救護班の編成・派遣

○医療救護班の出動基準
○事前編成計画と事後の要請に基づく医療救護班の編成
○活動場所での指揮者の任命
○医療救護班の参集

⇩

３．医療救護活動の実施

○医療救護班の活動場所
○医療救護班の活動内容
・トリアージの実施
・応急処置の実施
・重症患者の搬送
・カルテの作成
・医療品等の補給要請と受入れ
・遺体の安置・検案場所への搬送
○医療救護班の指揮発令
○医療救護班の引き継ぎ

(2) 医療救護所の設置

本市は、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、日本赤十字社、公的医療機関及び地域の自主防災会と協議を行い、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置等の予防対策を推進する。

① 医療救護所の設置基準

医療救護所は、防災地区拠点 8 か所のうち、被災状況により、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、日本赤十字社及び公的医療機関等と協議の上、設置箇所を選定し、設置する。ただし、被災状況によっては代替箇所を検討する。

防災地区拠点	所在地
第四小学校	馬場三丁目6-1
片山小学校	片山一丁目8-31
栗原小学校	栗原一丁目5-1
西堀小学校	西堀二丁目18-3
新座中学校	野火止二丁目4-1
新座小学校	新座三丁目4-1
東北小学校	北野三丁目1-1
第二中学校	野火止七丁目17-10

② 必要資機材の備蓄

医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の備蓄を図る。

(3) 医療救護班の編成

① 医療救護班の確保

地震災害時における負傷者数に基づき、必要な医療救護班の確保に努める。
なお、本市域の医療救護班では対応が困難な場合、埼玉県に応援要請する。

□災害時における医療救護活動等に関する協定締結団体

区　分	名　称
医師会	朝霞地区医師会
歯科医師会	朝霞地区歯科医師会
薬剤師会	朝霞地区薬剤師会

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

② 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、次のとおりである。

○ 救護所等において傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供
○ トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
○ 死亡の確認及び死体の検案
○ 避難所等の巡回による必要な医療の提供
○ その他必要な措置

(4) 救急告示医療機関

朝霞地区４市の県指定救急告示医療機関は、以下のとおりである。

口救急告示医療機関（埼玉県指定（朝霞地区4市））　　［令和7年7月1日現在］

医療機関名	所在地	電話番号（048）	診療科目	総病床数
朝霞厚生病院	朝霞市浜崎703	473-5005	内・外・消・整・脳・皮・放	85
医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	466-2055	内・消内・呼内・腎臓内科・循内・小・小外・外・消化器外科・呼外・整・皮・泌・耳・眼・脳・婦・麻・形・リハ・放・精・神内・心療・救急科・緩和ケア内科・歯外・肛外・血液内科・糖尿病内科・乳腺外科・小児泌尿器科・病理診断科	454
朝霞病院	朝霞市溝沼 1333-2	465-1181	精・神	101
医療法人山柳会 あさか相生病院	朝霞市溝沼 3-2-33	467-0016	内・消内・神内・循内・リハ・整・呼内・内分泌内科・乳腺外科・糖尿病内科・肝臓内科・皮・歯	100
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	474-7211	内・神内・消内・循内・外・消化器外科・呼外・整・脳・皮・形・小・泌・肛・眼・耳・婦・麻・リハ・救・リウ・放・腎臓内科	402
医療法人向英会 高田整形外科病院	新座市野火止 6-5-20	478-5222	整・形・リハ・内・呼	40
堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31	481-5168	外・整・内・呼内・循内・糖尿病内分泌内科・腎臓内科・神内・乳腺外科・消化器外科・小・皮・泌・リハ・歯・耳・眼・形・精・歯外	199
独立行政法人 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	462-1101	内・精・神内・呼内・消内・循内・小・外・消化器外科・乳腺外科・整・形・脳神経外科・脳・呼外・小外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・内視鏡内科・内視鏡外科・麻・リハ・病理診断科・緩和ケア内科・心血総合診療科・救急科・歯外・腫瘍内科・血液・膠原病内科・腎臓内科・糖尿病内科	550
坪田和光病院	和光市白子 2-12-15	465-5001	整・外・皮・リハ・内・泌・肛・麻	51
医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	志木市上宗岡 5-14-50	472-9211	内・外・小・整・リハ・泌、脳	100

資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議を基に一部加筆

（5）自主防災会による自主救護体制の整備

自主防災会等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

（6）医薬品等の確保

①　医薬品等の備蓄

本市は、地震災害時に医療救護班や医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、朝霞地区医師会等関係機関と協議の上、整備を図る。

② 医薬品等の調達

本市は、地震災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、朝霞地区薬剤師会等と協議し、また、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどして調達体制の整備を図る。

□県医薬品等備蓄場所

名称/所在地/電話	保管ケース区分	内容品
埼玉県新座防災基地 （薬品庫） 新座市新塚5077-5 ℡ 048-482-2575	診療・創傷ケース	聴診器、血圧計、注射器 他
	蘇生・気管ケース	蘇生器、喉頭鏡、気管内チューブ 他
	医薬品ケース	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他
	衛生材料ケース	包帯、ガーゼ、ばんそうこう、カット綿　他
	事務用品ケース	ボールペン、マジック、カルテ 他

(7) トリアージタッグ（負傷者選別標識）の周知徹底

本市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタッグの周知徹底を推進する。

(8) 日本赤十字社への委託契約

県は日本赤十字社埼玉県支部との間で、災害救助法の規定による救助、又はその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいる。

委託事務の種類は、避難所設置の支援、医療、助産及び遺体の処理である。

５.２ 後方医療体制の整備

【 保健センター、危機管理室 】

【目標】

医療救護所や救急告示医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、後方医療施設に搬送して治療を実施する必要が生じることから、重傷者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を推進する。

【方策】

本市の後方医療体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

―《 方　策 》―

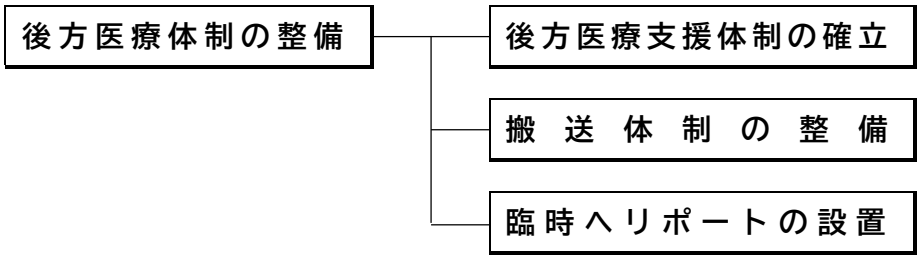

(1) 後方医療支援体制の確立

本市は、医療救護所や救急告示医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措

置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、県との協議の上、確立を図る。

なお、県の高度救命救急センター、救命救急センター、災害拠点病院、災害時連携病院は以下のとおりである。

口災害拠点病院（埼玉県）　　**［令和6年4月1日現在］**

区分	二次保健医療圏名	医療機関名		病床数	所在地	電話番号
基幹	—	○	川口市立医療センター	539	川口市西新井宿 180	048-287-2525
地域	さいたま	○	自治医科大学附属 さいたま医療センター	628	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048-647-2111
基幹	—	◎	埼玉医科大学総合医療センター	1,063	川越市鴨田 1981	049-228-3400
地域	県央		北里大学メディカルセンター	372	北本市荒井 6-100	048-593-1212
地域	利根	○	埼玉県済生会加須病院	399	加須市上高柳 1680 番地	0480-52-3611
地域	北部	○	深谷赤十字病院	474	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
基幹	—	◎	さいたま赤十字病院	638	さいたま市中央区 新都心 1-5	048-852-1111
地域	東部	○	獨協医科大学埼玉医療センター	928	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
地域	さいたま	○	さいたま市立病院	637	さいたま市緑区 三室 2460	048-873-4111
地域	西部	○	防衛医科大学校病院	638	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
地域	南部		埼玉県済生会川口総合病院	424	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
地域	西部	○	埼玉医科大学国際医療センター	722	日高市山根 1397-1	042-984-4111
地域	利根		社会医療法人壮幸会行田総合病院	520	行田市持田 376	048-552-1111
地域	利根		新久喜総合病院	401	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
地域	南西部	○	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	550	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
地域	東部		草加市立病院	380	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
地域	川越比企		埼玉医科大学病院	965	入間郡毛呂山町 毛呂本郷 38	049-276-2107
地域	さいたま		さいたま市民医療センター	340	さいたま市西区 島根 299-1	048-626-0011
地域	県央		上尾中央総合病院	733	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
地域	利根		羽生総合病院	341	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
地域	さいたま	○ 児	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	316	さいたま市中央区 新都心 1-2	048-601-2200
地域	南部		戸田中央総合病院	517	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注1）「医療機関名」欄の「◎」は高度救命救急センター、「○」は救命救急センター、「○児」は小児救命救急センターを示す。

注2）埼玉県医療整備課のホームページを基に作成

□災害時連携病院（南西部医療圏のみ）　　**［令和7年4月1日現在］**

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人社団武蔵野会　TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	048-466-2055
医療法人社団武蔵野会　新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	048-474-7211
ふじみの救急病院	三芳町北永井 997-5	049-274-7666
医療法人財団明理会　イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬 1967-1	049-251-3060
医療法人社団明芳会　イムス三芳総合病院	三芳町藤久保 974-3	049-258-2323

（2）搬送体制の整備

医療救護所から市内の医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市有車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、県には平成 3 年 4 月 1 日から運航を開始した埼玉県防災航空隊があり、傷病者の搬送等にも活用されている。

□埼玉県防災航空隊の概要

所 在 地	〒350-0141 比企郡川島町出丸下郷53-1　本田航空(株)本社ビル内3Ｆ
連絡方法	電　話：（通常用）049-297-7810､049-297-7811（緊急用）049-297-7905
	ＦＡＸ：　　049-297-7906
活動体制	埼玉県では県内消防本部と埼玉県防災ヘリコプター応援協定を締結し、消防活動については地元消防本部からの応援要請を受けて行う。また、24時間体制で、火災だけでなく、山岳地域等からの救出活動及び傷病者搬送、高度医療機関等への転院搬送、医師、資機材の緊急搬送なども行っている。
運航形態	県と市町村と民間の三者一体による管理運営方式をとっている。 埼玉県　財政負担（機体の購入、運行維持管理） 市町村　人的負担（消防職員を派遣） 民　間　技術力の提供（ヘリコプターの操縦及び整備、格納）

（3）臨時ヘリポートの設置

本市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、以下に示す市内の 2 か所に臨時ヘリポート基地を設置する。

□新座市臨時ヘリポート

施設名	所在地	発着場面積（㎡）	電話番号
埼玉県新座防災基地	新塚5077-5	12,484	048-482-2575
総合運動公園	本多2-8-16	12,000	048-479-5515

■負傷者搬送体制の流れ

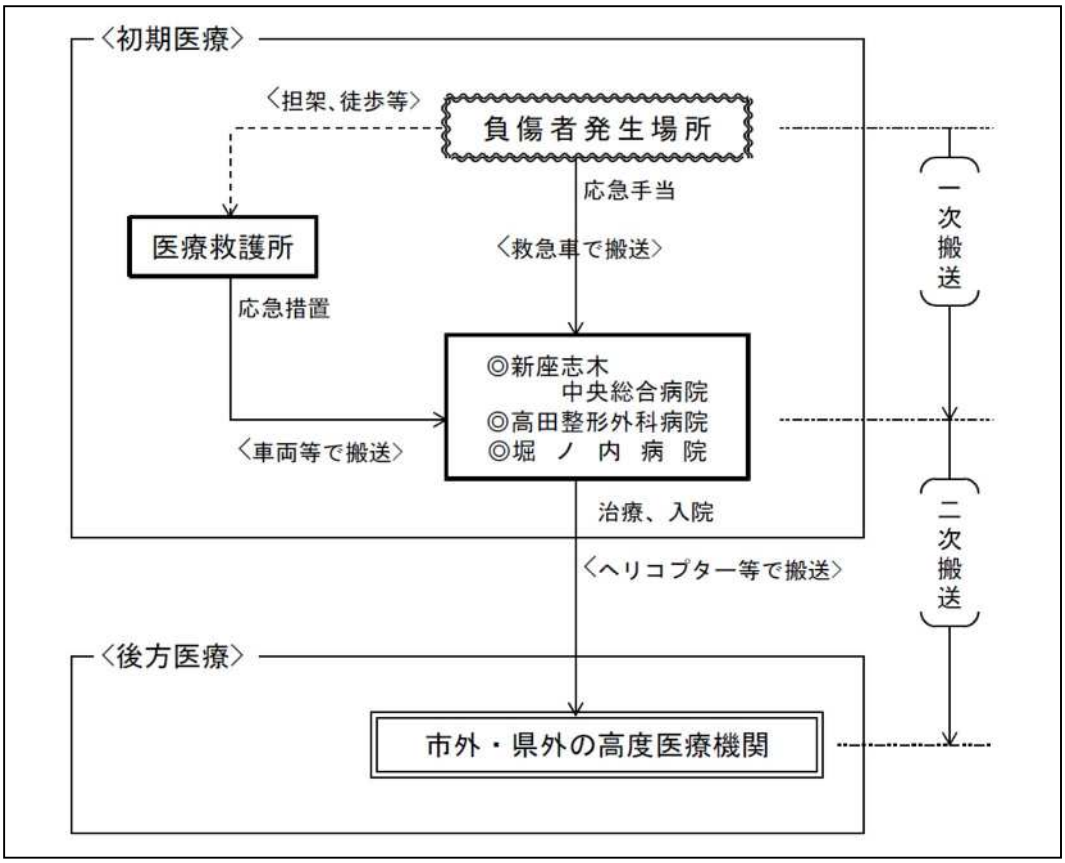
〈初期医療〉
〈担架、徒歩等〉
負傷者発生場所
応急手当
医療救護所
〈救急車で搬送〉
応急措置
◎新座志木
中央総合病院
◎高田整形外科病院
◎堀　ノ　内　病　院
〈車両等で搬送〉
治療、入院
〈ヘリコプター等で搬送〉
〈後方医療〉
市外・県外の高度医療機関
一次搬送
二次搬送

５.３ 要配慮者に対する医療対策

【 保健センター、長寿はつらつ課、介護保険課、障がい者福祉課 】

【目標】

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。その中でも、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の要配慮者への影響は特に大きいものと考えられる。

このため、本市は、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐため、要配慮者に対する医療対策の推進に努める。

【方策】

本市の要配慮者に対する医療対策は、以下の方策をもって推進する。

―《 方　策 》―

- **要配慮者に対する医療対策**
  - **在宅療養者への医療対策**
  - **常時医療機器が必要な患者への医療対策**
  - **透析患者への医療対策**
  - **メンタルケア対策**
  - **ぼうこう又は直腸障がい者への医療対策**

(1) 在宅療養者への医療対策

① 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

また、利用医療機器（在宅酸素、人工呼吸器、痰吸引器、自己腹膜灌流装置、中心静脈栄養自己注射等）の把握に努める。

② 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) 常時医療機器が必要な患者への医療対策

利用医療機器の把握から必要な装置の提供、必要時の医療機関の受入体制の整備を図る。

(3) 透析患者への医療対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

また、精神障がい者、知的障がい者、認知症患者等、環境の変化に順応することが困難な方に対する専門的な支援体制の整備を図る。

(5) ぼうこう又は直腸障がい者への医療対策

ぼうこう又は直腸障がい者に対するストーマ装具及び胃ろう造設者に対するケア体制を整える。

第６　避難所運営体制の整備

本市域で最大震度6強の揺れが想定される新座市直下の地震が発生した場合、避難者数は最大で約12,500人になると想定されている。そのため、本市は、発災時に速やかに避難所の運営が行えるよう、避難所運営体制を整備する。

６.１ 避難所施設利用計画の策定の推進

【 危機管理室、関係各課 】

避難所となる施設について、災害時に円滑な運営を行うためには、市、自主防災会、施設管理者との間で、使用するスペースや開設手続等について、事前に共通認識を図ることが重要である。

特に、要配慮者へ配慮した共同生活スペース以外の個室の確保（福祉避難スペースを含む。）や、ペット対応、ライフライン･通信設備の確認、トイレ対応等について、確認しておくことが想定される。

市は、令和2年度から施設ごとの具体的な施設利用計画の策定を進めており、策定した計画は施設管理者等の意見を踏まえ、適宜見直す。

６.２ 避難所の自主運営対策

【 危機管理室 】

避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、被災者のニーズ把握が困難となる。

市は、発災当初は主体となって実施し、避難が中・長期化する場合には、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行うことについて、出前講座や防災訓練、HUG訓練、防災組織連絡協議会等の機会を捉え、周知･啓発する。

第７　帰宅困難者対策

本市からは、毎日約52,500人の市民が市外に通勤・通学しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。そのため、本市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を埼玉県及び東京都など関係機関と研究・協議し、実施していく。
また、本市内で帰宅困難となった他市町村の住民や徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

７.１ 帰宅困難者の把握

【 危機管理室 】

(1) 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。

徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者数の把握

本市から市外に就業・通学している人は、約 52,200 人であるが、そのうち県外に就業・通学している人は約 34,000 人となっている（令和 2 年国勢調査の結果より）。

東京湾北部地震が発生した場合、本市の帰宅困難者数は、県内、県外合わせて、平日昼間は約 11,600 人、休日昼間は約 7,900 人にのぼると想定されている。

□東京湾北部地震による帰宅困難者数（新座市）

平日 12 時（人）	平日 18 時（人）	休日 12 時（人）	休日 18 時（人）
11,623	7,004	7,898	5,971

７.２ 帰宅困難者発生に伴う影響

【 危機管理室 】

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

約 52,200 人の新座市民が帰宅できなくなる可能性があることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

(2) 非居住者の増加

鉄道の運行停止により、市内において帰宅困難となる他市町村の住民が発生し、市外に居住している者も市内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

（3）都内帰宅困難者

本市から県外に就業・通学している人のうち、ほとんどが都内に就業・通学していることから、帰宅困難者となる新座市民 32,618 人の大部分は都内で帰宅困難となると考えられるが、都内全体では約 650 万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

（4）市内主要駅等での帰宅困難者

鉄道の運行停止により、市内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者（他市町村の住民）が発生し混乱する。

７.３ 帰宅困難者への啓発等

【 危機管理室、県 】

（1）市民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

・むやみに移動を開始しないこと
・徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
・災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

（2）災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等を利用した安否等の確認方法についてのＰＲ

（3）企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

・施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
・災害時の飲料水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保
・企業内での一時滞在等、帰宅困難者発生抑制方策の検討

（4）徒歩帰宅の心得７カ条

県が広報している、大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得７カ条」の普及を図る。

（5）関係機関等との連携

① 埼玉県石油業協同組合との協定

県では、ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

② フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定（九都県市で協定締結）

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、徒歩帰宅者へトイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む。）内容の協定を締結している。

（6）帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、市民への啓発のほか、隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

（7）鉄道会社との連絡体制の構築

新座市内で帰宅困難者となる他市町村の住民に対して、市からの情報を速やかに提供する体制を整備するため、鉄道駅に防災行政無線戸別受信機を設置している。

（8）帰宅困難者への一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設としての公共施設の活用や、一時滞在施設として民間施設を活用するための協定締結を検討する。また、一時滞在施設において、必要に応じ飲料水、食料等を提供するものとし、必要な物資の備蓄等、その体制整備に努める。

なお、帰宅困難者の一時滞在施設の開設に当たっては、緊急初動職員の動員により実施する。

□帰宅困難者の一時滞在施設

名称	所在地	電話番号
東北小学校	北野3-1-1	048-471-2022
第二中学校	野火止7-17-10	048-477-1212
東北コミュニティセンター	東北2-28-5	048-474-2577
ふるさと新座館（野火止公民館）	野火止6-1-48	048-478-4523

第８　緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市区町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。
また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

８．１ 緊急輸送道路の確保

【 危機管理室、道路管理課、道路河川課 】

【目標】

地震災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市は、地震災害時に緊急輸送に用いる道路の指定を検討し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧用資機材に関する整備を推進する。

【方策】

本市の緊急輸送道路の確保は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

- **緊急輸送道路の確保**
  - **緊急輸送道路の指定**
  - **道路交通情報の収集及び広報体制**
  - **応急復旧用資機材の整備**

(1) 緊急輸送道路の指定

① 本市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

以下に本市指定の緊急輸送道路の選定基準及び指定した緊急輸送道路を示す。

□緊急輸送道路の指定要件

○市内で幹線道路になっている道路。
○県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路

- 市役所
- 市の出先機関
- 市の関係機関施設
- 防災活動拠点
- 避難拠点
- 物資拠点
- 輸送の拠点となる施設
- 臨時ヘリポート

□本市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
国道254号	新座市全域
国道463号	新座市全域
主要地方道 さいたま東村山線	新座市全域
主要地方道 保谷志木線	新座市全域
一般県道 川越新座線	新座市全域
一般県道 東京朝霞線	新座市全域
市道第1号線	新座中央通り、平林寺大門通り、並木産業スマイルロード
市道第2号線	東北通り
市道第5号線	水道道路
市道第7号線	産業道路
市道第8号線	陣屋通り
市道第9号線	市場坂通り
市道第113号線	富士見新道、馬喰橋通り
市道第117号線	関越側道（新座消防署～馬場運動場） 黒目川沿い（馬場運動場～大橋）

② 県指定の緊急輸送道路

県は、本市域における地震災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

□県指定緊急輸送道路（新座市関連）

区分	基準	該当道路
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	○関越自動車道 ○国道254号 ○国道463号
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	○国道254号 ○主要地方道　さいたま東村山線 （国道254号との交点～都県境） ○一般県道　東京朝霞線
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	○主要地方道　保谷志木線 ○市道第1号線 （新座警察署～新座市役所） ○市道第3001号線～3005号線 ○市道第3058号線 ○市道第5028号線 （国道254号との交点～日本運輸倉庫㈱の経路） ○川越新座線 （国道254号線との交点～新座柳瀬高等学校） ○練馬所沢線（今後指定予定）

③ 緊急輸送道路及び沿線の整備

本市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

④ 応急復旧時の活動体制の整備

本市は、地震災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市区町、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

⑤ 市民への周知

本市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・報道機関等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

本市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関と連携し整備する。

(3) 応急復旧用資機材の整備

本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

８．２ 緊急車両の確保

【 管財契約課、危機管理室 】

【目標】

地震災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

【方策】

本市の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

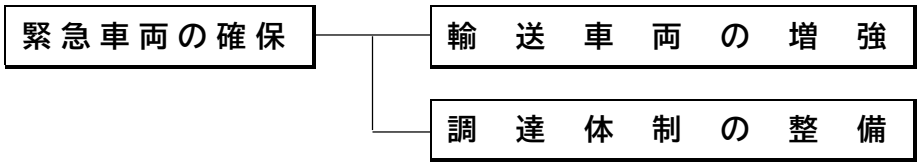

(1) 輸送車両の増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、本市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 調達体制の整備

本市は、緊急輸送をはじめとする震災応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるように関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

第９　災害廃棄物処理対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により発生するがれき等の災害廃棄物を処理するためには、廃棄物の選別・一時保管を行う仮置場を確保することが必要である。
そのため、あらかじめ災害廃棄物発生量を想定し、迅速に廃棄物の搬入等の処理ができるように仮置場を確保するとともに、容量が不足する場合の対策について検討することも重要である。

９．１ 仮置場の確保

【 環境課 】

(1) 仮置場の選定

本市は、速やかに災害廃棄物の搬入や選別・一時保管を行うため、市有地等から災害廃棄物の仮置場をあらかじめ確保する。

本市の仮置場の予定地は、以下のとおりである。

○市の施設

名称	所在地	敷地面積（㎡）
殿山運動場	堀ノ内3-4-16	11,991
大和田運動場（STECフィールド大和田）	大和田3-8	6,376
野火止運動場	野火止4-2-5	13,351

○協定による民間の施設

名称	所在地	敷地面積（㎡）
株式会社ホープ　第２資材置場	馬場1-1	約9,000

(2) 仮置場の容量と推定される廃棄物量の関係

市域で最大震度 6 強の揺れが想定される新座市直下の地震時の災害廃棄物量は、最大で 753,215 トン、それに必要な保管容量は 640,767 ㎥と想定される。

一方、本市が予定している仮置場の合計面積は約 40,700 ㎡であるので、一時保管許容量は、『仮置場面積×有効面積率（0.5）×積み上げ高さ（4m）』により、約 81,400 ㎥となる。このため、想定される災害廃棄物量は、本市の保管許容量を大幅に超えている。

(3) 災害廃棄物処理計画の整備

平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめた、災害廃棄物処理計画を令和 6 年度に策定した。

具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等について示されており、実効性の確保に努める。

第１０　応急仮設住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない罹災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。
そのため、あらかじめ罹災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備することも重要である。

１０．１ 応急仮設住宅用地の確保

【 危機管理室、都市計画課、建築審査課 】

【目標】

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておく。

なお、仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

【方策】

本市の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。

《 方　策 》

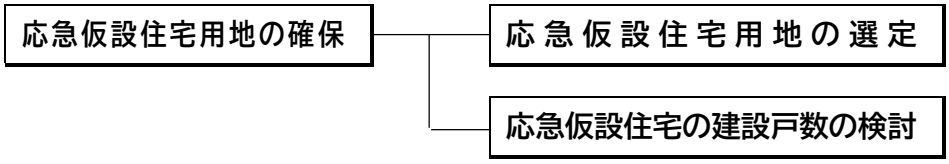

(1) 応急仮設住宅用地の選定

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保する。そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、より多くの建設に適当な予定地を選定しておく。

□予定地の選定基準

○飲料水が得やすい場所
○保健衛生上適当な場所
○交通の便を考慮した場所
○居住地域と隔離していない場所

□応急仮設住宅用地の候補地

名称	所在地	面積(㎡)	備考
総合運動公園	本多2-8-16	8,454	120戸
栄緑道	新塚5061-2	11,840	169戸

注）「備考」欄の戸数は、１戸当たりの面積を70㎡として推定した。

(2) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた建物全壊数及び火災焼失数を参考に検討する。

本市が本計画で前提としている本市に最大震度６強の揺れが想定される地震（火災については東京湾北部地震）の場合、建物全壊数及び火災焼失数は、火災が発生しない場合で4,570棟、火災が発生した場合の最大で4,708棟以上と想定されている。

現在、本市で応急仮設住宅用地の候補地として選定している用地では、最大289戸の確保であるため、大幅に不足する。

そのため、民間の私有地を含めた更なる応急仮設住宅用地の選定とともに、出火防止対策による焼失棟数の削減や、公営住宅や民間賃貸住宅の仮設住宅としての活用も併せて検討する。

１０．２ 応急仮設住宅用資機材の確保

【 都市計画課、建築審査課 】

本市は、(社)プレハブ建築協会、(社)埼玉県建設業協会及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

第３節　自助・共助による防災対策の推進

市民や事業者の日頃の災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。

そのため、本市は、自主防災会の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業者の連携による防災体制の構築を推進する。

また、地震災害時に被害を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

以下に、本市が実施する市民の協力による防災対策に係る施策を示す。

****

第３節　自助・共助による防災対策の推進

- 第１ 防災意識の高揚
  - 1.1 啓発活動の推進 [p100]
  - 1.2 防災教育の推進 [p101]
  - 1.3 防災訓練の充実 [p103]
- 第２ 自主防災組織の育成強化
  - 2.1 自主防災会の育成 [p106]
  - 2.2 企業等の自主防災組織の育成 [p111]
- 第３ 要配慮者の安全確保
  - 3.1 在宅の要配慮者に対する安全対策 [p112]
  - 3.2 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策 [p116]
  - 3.3 外国人に対する安全対策 [p118]
- 第４ ボランティアとの連携
  - 4.1 連携体制の整備 [p119]
  - 4.2 県災害ボランティア登録制度の周知 [p120]

****

第１　防災意識の高揚

本市は、市民の世代に応じた体系的な防災教育を実施し、市民の災害対応力を高めるとともに、市民自らが、地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を行うための環境を整備する。

１.１ 啓発活動の推進

【 危機管理室、シティプロモーション課 】

【目標】

市民を対象に、防災知識の普及、ＰＲ資料の作成配布、防災教育用設備・資機材の貸出し、講演会・研修会の開催等を行い、また、マスメディア等も活用して、防災広報の充実を図り、地震災害に対する知識の普及や防災意識の高揚、災害教訓の伝承の重要性の啓発に努める。

【方策】

本市の啓発活動の推進は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

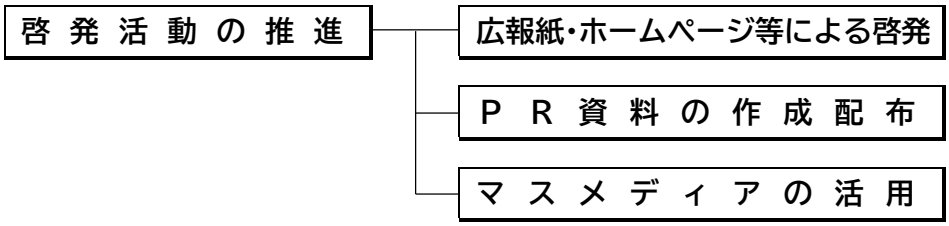

(1) 広報紙・ホームページ等による啓発

本市の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、以下に挙げる項目を中心に、広く市民に防災知識の普及啓発を図る。

・毎年9月第一日曜日の「新座市家族防災会議の日」における、家族での防災についての話合いの実施
・災害教訓を広く伝えることの重要性についての啓発
・緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含めた、緊急地震速報についての普及・啓発
・特別警報発表時の適切な対応行動を含めた、特別警報についての普及・啓発

(2) ＰＲ資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のＰＲ資料を作成･配布し、防災知識の普及啓発を図る。

(3) マスメディアの活用

本市は、テレビ、ラジオ、新聞等の各種マスメディアを通じた広報活動を行い、市民の防災意識の高揚を図る。

１.２ 防災教育の推進

【 危機管理室、生涯学習スポーツ課、教育支援課 】

【目標】

本市は、児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上、市民が行う災害教訓の伝承の支援に努める。

【方策】

本市の防災教育の推進は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

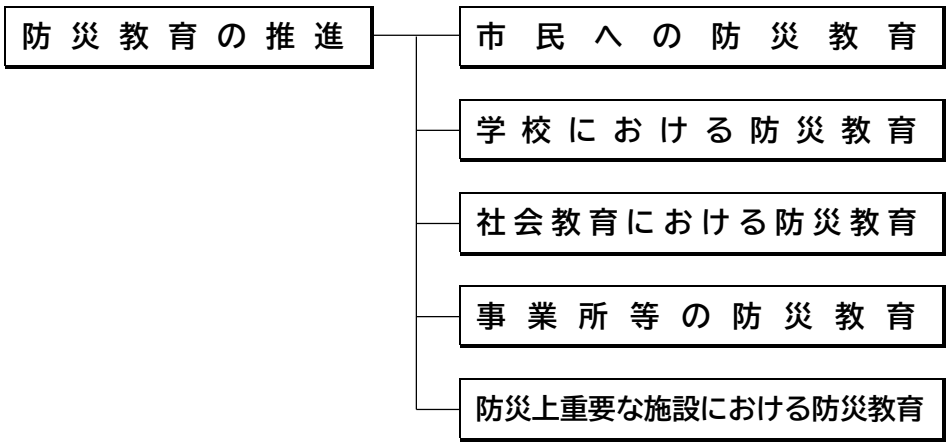

(1) 市民への防災教育

本市は、火災予防運動、国民安全の日（7/1)、防災の日（9/1)、救急の日（9/9)、危険物安全週間等の機会を捉え、市ホームページへの掲載やリーフレットの配布等を行うとともに、出前講座や自主防災会等が主催する防災訓練において、防災知識を市民に広く普及する。

また、自主防災会の活動の活性化を図るため、大規模災害に関する資料などの防災意識の高揚に有効なＤＶＤの貸出しを行い、防災知識を広く普及させるとともに、市民が災害教訓を伝承するための支援を行う。

あわせて、市民に対し、災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されることを伝えるなどして、防災意識の高揚を図り、自主防災会や家庭における備蓄の促進を図ると同時に、災害時の混乱を助長する買占め行為を行わないよう呼び掛ける。

(2) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の学年に即した指導を行う。

① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施する。

② 教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に特に留意する事項について研修を深め、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

(3) 社会教育における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、ＰＴＡ・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

(4) 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、本市は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育及び訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者及び通所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

② その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店、レクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理

者は、災害時に、避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

１.３ 防災訓練の充実

【 各課共通 】

【目標】

震災時の応急復旧対策が円滑に実施されるためには、平常時から防災訓練を実施し、地震災害に備えておく必要がある。

このため、本市は、防災業務従事者の実務の習熟と実践的能力を養い、防災関係機関、市民の連携と防災体制の強化を目指して、防災訓練を継続的に実施する。

【方策】

本市の防災訓練の充実は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

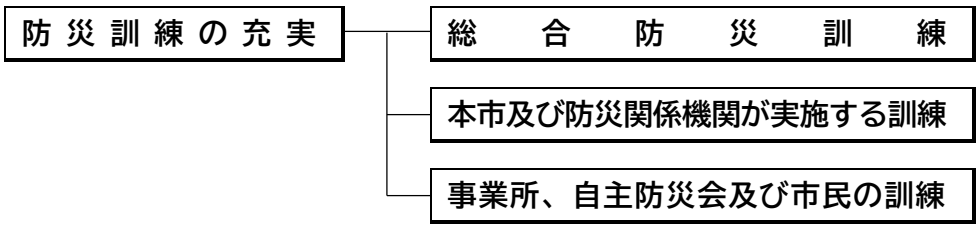

(1) 総合防災訓練

本市は、大規模な地震の発生を想定して、地震災害時の応急復旧対策を含む総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

① 訓練の実施の時期及び回数

防災の日等、訓練効果のある日を選び、実施する。

② 訓練の実施方法

本市の主催又は県並びに他市区町との共催により、防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て以下のような内容で実施する。

□防災訓練の内容（本市が主とするもの）

○ 災害対策本部等の設置運営訓練	○ 応援派遣訓練
○ 災害情報の伝達収集・広報訓練	○ 道路応急復旧訓練
○ 災害現地調査訓練	○ 水防訓練
○ 避難誘導訓練	○ 自主防災会等の活動支援訓練
○ 避難所・救護所運営訓練	○ その他

□防災訓練の内容（防災関係機関が主とするもの）

○ 消火訓練、救出救助訓練	○ 災害医療訓練
○ 救急救護訓練	○ 救援物資輸送訓練等
○ 交通規制訓練	○ ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
○ 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練	
○ がれき撤去訓練	○ その他

□防災訓練の内容（自主防災会・市民が主とするもの）

○ 初期消火訓練	○ 高齢者・障がい者等の安全確保訓練
○ 応急救護訓練	○ 避難訓練
○ 炊き出し訓練	○ 避難誘導訓練
○ 巡回点検訓練	○ その他

(2) 本市及び防災関係機関が実施する訓練

本市及び防災関係機関は、震災時の対策活動の中心的役割を迅速に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、実施する。

① 消防訓練

消防機関は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、消防職員、消防団員を中心として、必要に応じて、関係機関の協力を得て実施する。

② 水防訓練

台風や集中豪雨等による浸水被害や堤防の決壊による洪水の発生に備えるため、関係機関と協力して水防訓練を実施する。

③ 避難救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、本市が中心となり警察、消防及びその他関係機関の参加の下、自主防災会及び住民の協力を得て実施する。

実施場所は、学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所又は訓練効果のある場所とする。

④ 災害通信連絡訓練

震災時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期すため、災害に関する警報の通知及び伝達、被害状況報告及び災害応急措置についての報告及び連絡等について通信連絡訓練、非常無線通信訓練等の災害通信連絡訓練を行う。

⑤ 非常招集訓練

防災関係機関は、災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常招集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 事業所、自主防災会及び市民の訓練

地震災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要であり、事業所、自主防災会及び市民は、平常時から訓練を実施し、地震災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

① 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

② 自主防災会等の訓練

各自主防災会等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、本市及び消防機関の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。

また、自主防災会等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災会等の活動を支援する。

③ 市民の訓練

市民一人ひとりの地震災害時の行動の重要性に鑑み、本市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

第２　自主防災組織の育成強化

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されたりすることが予想される。
このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自らの安全は自らが守る」をスローガンに、市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災会の充実、強化が必要である。また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災会等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。
このため、本市は地域住民、地域及び事業所などによる自主防災組織の育成に努める。

２.１ 自主防災会の育成

【 危機管理室、消防局 】

【目標】

本市は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

このことにより、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要なときは、迅速な判断ができる体制を本市と市民が連携し構築する。

なお、本市では、61 町内会全てに自主防災会が結成されており、高い組織化率を示している。

【方策】

本市の自主防災会の育成は、以下の方策をもって実施する。

―《 方　策 》―

- 自主防災会の育成
  - 自主防災会の活動内容の充実
  - 自主防災会への支援充実
  - 地区防災計画策定の促進

（1）自主防災会の活動内容の充実

① 組織編成

標準的な自主防災会の組織編成はおおむね次のとおりである。

■自主防災会の組織編成

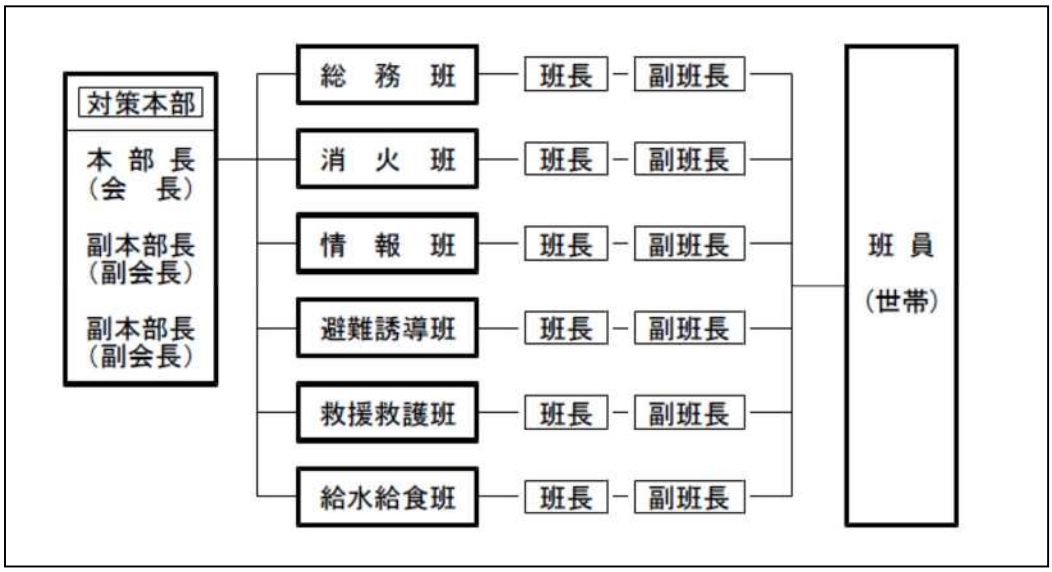

② 活動内容

自主防災会の活動内容の基本はおおむね次のとおりである。

□活動内容（班別事項）

班区分	平常時	災害時
総務班	・防災知識の普及、啓発 ・会の庶務及び経理	・対策本部の設置及び運営 ・各班との連絡、調整
消火班	・消火訓練の実施	・火災の初期消火 ・火災情報の連絡
情報班	・防災関連情報の収集、記録	・被害状況、災害情報の収集、報告、広報
避難誘導班	・避難誘導訓練の実施	・人員の確認、地域住民の避難誘導 ・避難所の開設・運営協力
救援救護班	・救援救護訓練の実施	・避難行動要支援者の保護、安全確保 ・負傷者の救護、医療機関との連携 ・救援物資の受入れ、配分
給水給食班	・炊き出し訓練の実施	・食料、飲料水の調達、配分

□活動内容（共通事項）

○地区防災計画の策定
○防災訓練の実施
○関係資機材等必要物資の調達及び管理
○災害時は、各班とも協力し合い連携をとりながら臨機応変な措置を実施する
○区域内及び周辺の防災マップの作成
○区域内の人員名簿の作成

（2）自主防災会への支援充実

自主防災会に対する支援は次のとおりである。

■自主防災会の支援、整備手順

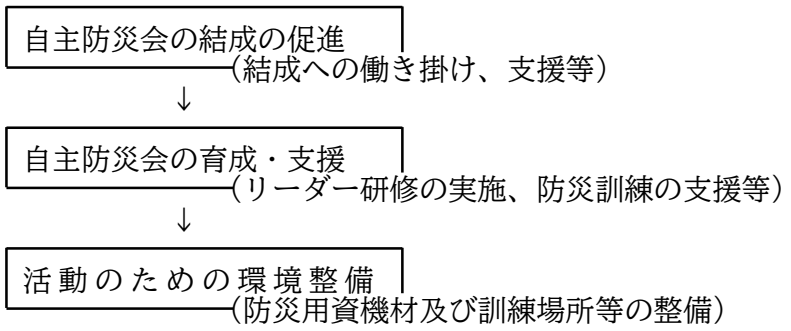

① 技術的指導の実施

自主防災会は、地域住民によって自発的に結成される組織である。

本市及び防災関係機関は、自主防災会のリーダーに対する教育、研修や、防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。その際、女性の参画を推進し、女性のリーダーの育成に努める。

② 自主防災会の育成促進

本市は、自主防災会の育成の促進を目的として、防災講演会や研修会を開催するとともに、「自主防災会の手引き」等のパンフレットを配布し、自主防災会の活動の重要性や役割を啓発する。また、自主防災会の活動が有効に機能するように、防災組織連絡協議会を組織し、各防災関連組織との連携を強化する。

③ 自主防災会への支援

本市は自主防災会の活動及び資機材等の整備に対し補助金の交付を行う。

また、原則として、自主防災会の活動拠点として、本市の集会所等が活用できるものとし、その活用体制について検討する。

『【資料編】第2.12「自主防災会」』参照

(3) 地区防災計画策定の促進

地区防災計画は、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が、各地区の特性に応じて、自らが行う防災活動を定めるものであり、地域コミュニティにおける自発的な防災活動を促進するとともに、この地区防災計画を市の地域防災計画に定めることにより、共助及び公助の連携を図り、地域防災力の向上を図ることを目指すものである。

① 地区防災計画に定める内容

地区居住者等が地区防災計画の策定に当たり、計画に盛り込む主な項目は次のとおりである。

■地区防災計画に盛り込む主な項目

平 常 時	発 災 直 後	災 害 時	復 旧・復 興 期
・防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む） ・活動体制の整備 ・連絡体制の整備 ・防災マップ作成 ・避難路の確認 ・指定緊急避難場所、指定避難所等の確認 ・要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ・食料等の備蓄 ・救助技術の取得 ・防災教育等の普及啓発活動	・情報収集・共有・伝達 ・連絡体制の整備 ・状況把握（見回り・住民の所在確認等） ・防災気象情報の確認 ・避難判断、避難行動等	・身の安全の確保 ・出火防止、初期消火 ・住民間の助け合い ・救出及び救助 ・率先避難、避難誘導、避難の支援 ・情報収集・共有・伝達 ・物資の仕分け・炊き出し ・避難所運営、在宅避難者への支援	・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 ・行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進
・消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携			

資料）内閣府防災担当「地区防災計画ガイドライン（概要）」（平成26年3月）

② 地区防災計画を地域防災計画へ定める手順

地区防災計画が地区居住者等により策定され、市（防災会議）に対して提案された場合、市（防災会議）は、当該地区防災計画の活動主体及び対象範囲、内容等を確認し、地区防災計画としてふさわしいと判断した場合には、当該地区防災計画の策定団体名及び概要等について、本市地域防災計画に規定する。

■地区防災計画の策定及び地域防災計画に定める手順

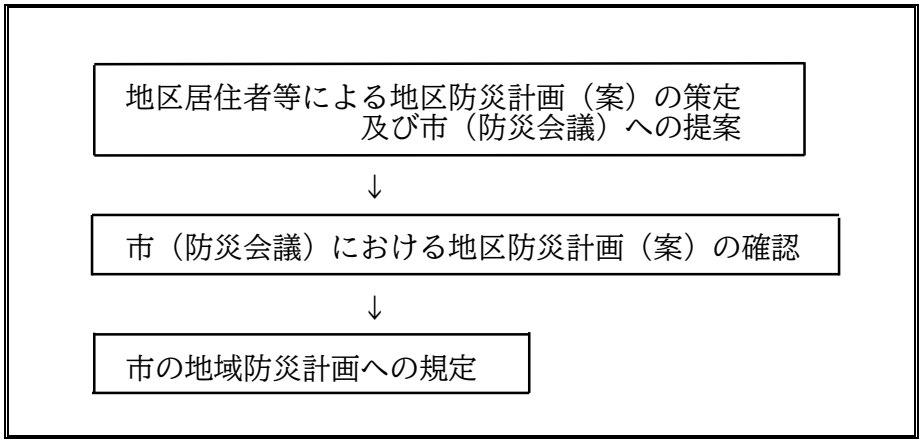

③ 地区防災計画に基づく防災活動に対する支援

本市は、地区防災計画に基づく防災活動が、地区居住者等の主体性を損なうことなく実効性のあるものとなるよう適切な支援を行うよう努める。

④ 地区防災計画の見直し

本市は、毎年度、市の地域防災計画について検討を行うに当たり、地区防災計画についても、地区の特性、地区防災計画の運用状況等を踏まえて適切に見直しを行うよう地区居住者等へ働きかけを行う。

『【資料編】第2.13「地区防災計画一覧」』参照

２.２ 企業等の自主防災組織の育成

【 消防局、危機管理室 】

【目標】

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等は防災組織を結成し、地域と密着した組織的な対応が被害の拡大を防止する上で重要である。

このため、本市は消防局と協力して市内の事業所等の防災組織の育成指導に努める。

【方策】

本市の企業等の自主防災組織の育成は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

- **企業等の自主防災組織の育成**
  - **自主防災組織の設置**
  - **自主防災組織の育成**
  - **地域社会との連携**

(1) 自主防災組織の設置

本市は、事業所に対して、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の設置を指導する。

特に、多数の人が利用する事業所については、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている、いわゆる雑居ビル等については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導する。

(2) 自主防災組織の育成

本市は、事業所等の自主防災組織に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、事業所の管理者は、防災活動に関する技術の向上のための講習会等を行い、自主防災組織の育成強化を図る。

(3) 地域社会との連携

関係地域の住民、自主防災会、社会福祉施設等と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように要請する。

特に、勤労者が市外へ出ている昼間においては、市内の自主防災体制が希薄になることが予想されるため、これらを想定した訓練や本市との協議、連携により的確な体制づくりを構築する。

第３　要配慮者の安全確保

災害が発生した場合、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、適切な避難行動をとることが難しく、実際に、過去の災害においては要配慮者が多数の被害を受けている例がある。
このため、超高齢社会、国際化社会に対応し、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策について、デジタル技術を活用し、積極的に推進する。

３.１ 在宅の要配慮者に対する安全対策

【 障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課、危機管理室 】

【目標】

本市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て適切な行動をとるために必要な対策を講じるとともに、自主防災会や地域住民による協力、連帯の体制を確立する。

【方策】

本市の在宅の要配慮者に対する安全対策は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

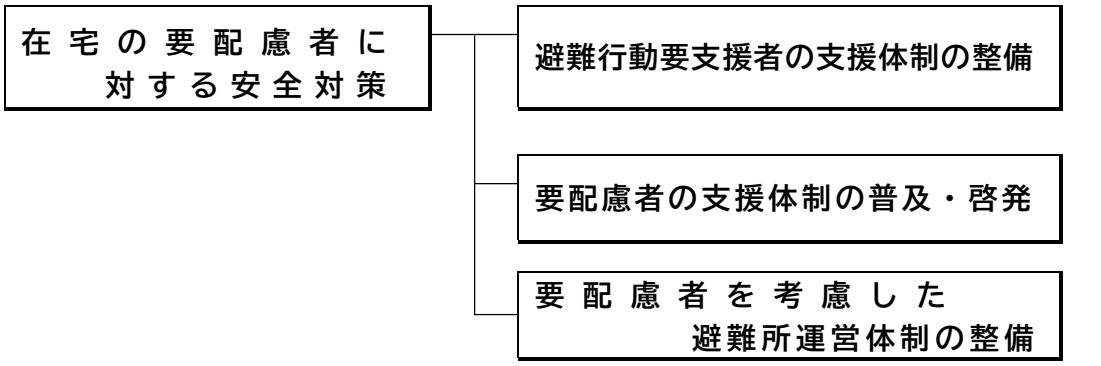

(1) 避難行動要支援者の支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）について、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

なお、名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、本市で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報の集約に努めるとともに、本市が把握していない情報については、県等に情報の提供を求め、必要な情報の取得に努める。

ア　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

なお、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であることから、名簿の対象は、在宅者（一時的に入所、入院している者を含む。）とする。

□避難行動要支援者の範囲に係る要件

対　象	要　件
要介護高齢者	75歳以上の者のみの世帯かつ要介護１以上の者
障がい・認知症高齢者	①　障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がＡ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１又はＣ２の者 ②　認知症高齢者の日常生活自立度がⅡａ、Ⅱｂ、Ⅲａ、Ⅲｂ、Ⅳ又はMの者 ③　認定調査項目「視力」が「３．目の前に置いた視力確認表の図が見える」以上の者 ④　認定調査項目「聴力」が「１．普通」以外の者
障がい者	①　身体障がい者手帳の交付を受けている者で、等級が１級又は２級の者 ②　療育手帳の交付を受けている者で、Ⓐ又はＡに該当する者 ③　精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者で、等級が１級の者
難病者	①　障害者総合支援法による支援を受けている難病者 ②　障がい児通所支援施設に通所している難病児
その他支援を必要とする者	市長が特に必要と認めた者

イ　名簿の記載事項

名簿の記載事項は、次のとおりとする。

□名簿の記載事項

区　分	記 載 事 項
災対法で定める事項 （同法第 49 条の 10 第 2 項第 1 号から第 6 号）	避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由

ウ　名簿の更新

名簿は、年1回以上、避難行動要支援者に係る転居、転出・転入、死亡、介護・障がい認定の有無等について把握し、最新の状態を保つように更新を行う。

② 名簿情報の提供

ア　平常時の名簿情報の提供

名簿情報は、平常時から避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係

者」という。）に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等に結びつく。

そこで、本市は、避難行動要支援者の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に対して、事前に名簿情報を提供する。

□名簿情報の提供先（避難支援等関係者）

新座市内の町内会及び自主防災組織*、新座市の民生委員・児童委員*、 新座市消防団、新座消防署、新座警察署 （ただし、＊印への名簿情報の提供は、管理・担当する地域に限る。）

イ　災害発生に備えた名簿情報の提供体制の整備

本市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、避難行動要支援者の同意の有無に関らず、避難支援等関係者に加えて、自衛隊の部隊や他の都道府県警からの応援部隊等に対しても名簿情報を提供できる。

そこで、本市は、災害発生時等に即時に名簿情報を提供できる体制を平常時から整備しておく。

さらに、福祉事業者、障がい者団体等にも安否確認の協力を求められるように、あらかじめ協定を締結しておくなどの体制を整えるよう努める。

③ 名簿の適正管理

名簿は、秘匿性の高い個人情報が含まれているため、本市は、次のとおり名簿の適正な管理を行う。

ア　名簿に係るデータを扱うパソコンについては、セキュリティワイヤー等で盗難防止を図るとともに、取り扱う者を限定するなどして、データの紛失がないように十分注意する。

イ　名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

ウ　本市は、名簿の提供を受ける避難支援等関係者に、次のことを要請する。

ａ　災対法第49条の13の規定により、名簿情報を受けた者及び受けたことがある者には守秘義務が課されていることから、名簿の取扱いには十分注意すること。

ｂ　第三者に知られないように名簿の保管を行うこと。

ｃ　名簿の提供が個人ではなく団体である場合、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること。

ｄ　名簿情報を目的外に利用しないこと。

ｅ　原則として、名簿の複製を行わないこと。

ｆ　名簿の取扱状況について定期的に報告すること。また、名簿を紛失した場合は、直ちに市へ連絡すること。

④ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定及び運用

本市は、自主防災組織、町内会等による避難行動要支援者の個別避難計画（平常時の名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者の個々人の支援方法を定める計画）の策定を支援する。なお、個別避難計画の策定に当たっては、発災時に避難支援を行う者（地域支援者）を記載する。

また、自主防災組織等で実施する防災訓練の際は、個別避難計画に基づく避難行動要支援者に対する支援が実際に機能するか検証を行う。

□個別避難計画に定める内容

○　避難支援を行うに当たっての留意点
○　避難支援の方法、避難場所、避難経路
○　避難行動要支援者本人が不在で連絡がとれない時の対応　等

⑤ 個別避難計画の実行性確保

本市は、避難支援等関係者などの協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制を整備し、要支援者と具体的な打合せをするなど、個別避難計画の実効性の確保に努める。

⑥ 避難支援等関係者の役割

本支援制度は、避難支援等関係者に対し義務を課すものではなく、可能な範囲での支援を行っていただくことを前提としている。

ア　新座市内の自主防災組織及び町内会、民生委員・児童委員

ａ　災害時における避難誘導、救助活動、安否確認、避難情報の伝達等

ｂ　ａに規定する支援を容易にするための日常生活において行う見守り等

イ　新座警察署、新座消防署及び新座市消防団

ａ　災害時における避難誘導、救助活動、安否確認、避難情報の伝達等

(2) 要配慮者の支援体制の普及・啓発

本市が作成した「新座市避難行動要支援者支援ガイド（令和７年４月改訂）」を活用し、避難行動要支援者の支援体制について、普及・啓発を図る。

特に、避難行動要支援者に対しては、防災訓練、出前講座等を通じて支援体制について十分な説明を行い、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意を得るよう努める。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

本市は、要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備を図る。

□要配慮者に配慮した避難所の体制（例）

○　聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置
○　携帯電話の文字メールの活用
○　手話通訳者や要約筆記者の確保
○　要配慮者に配慮した生活援助物資の備蓄及び調達先の確保
○　避難所となる施設のバリアフリー化
○　精神障がい者、知的障がい者、認知症患者等、環境の変化に順応することが困難な方に対する専門職（相談員）の配置体制の整備
○　必要に応じて別途、避難スペースの確保

３．２ 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

【 障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課 】

【目標】

本市は、社会福祉施設等における防災力の向上に必要な対策について助言する。

【方策】

本市の社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

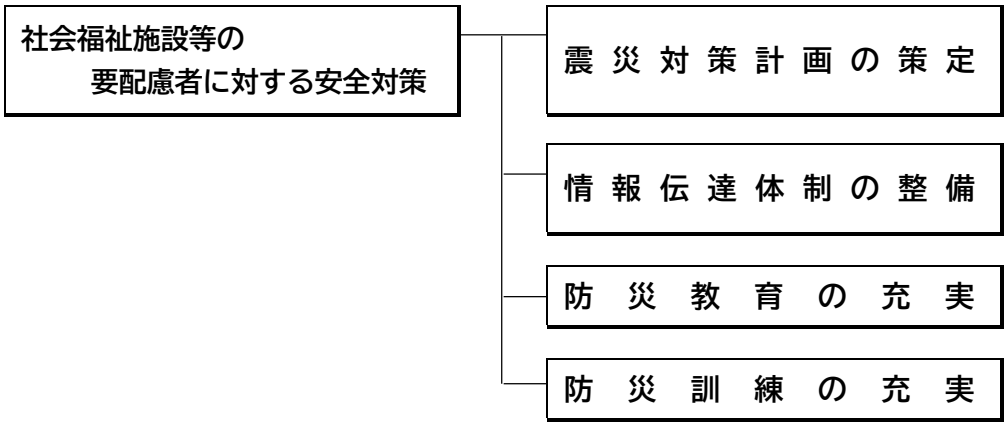

(1) 震災対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した震災対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員、入所者及び通所者への周知徹底を図るものとし、本市は、これを助言する。

① 緊急連絡体制の整備

□職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、火災発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

□安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者及び通所者の安否を確認し、職員、入所者及び通所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

② 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者及び通所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合には、入所者及び通所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員をサポートさせるなど、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修に努める。

⑤ 食料、防災用資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を 3 日間程度備蓄しておく。

口備蓄品リスト

・非常用食料（特別食を含む。）
・飲料水
・常備薬
・介護用品
・照明器具
・熱源
・移送用具（担架、ストレッチャー等）
・ラジオ

（2）情報伝達体制の整備

市は、社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

（3）防災教育の充実

施設管理者は、職員、入所者及び通所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

（4）防災訓練の充実

施設管理者は、職員、入所者及び通所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するように努める。

３.３ 外国人に対する安全対策

【 危機管理室、地域活動推進課 】

【目標】

本市には、令和 7 年 8 月 1 日現在 5,300 人の外国人が居住しているため、市内に在住する外国人の安全確保に必要な対策の推進に努めるとともに、外国人旅行者の安全確保にも努める。

【方策】

本市の外国人（以下、外国人旅行者を含む。）に対する安全対策は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

- 外国人に対する安全対策
  - 防 災 知 識 の 普 及 ・ 啓 発
  - 防　災　訓　練　の　実　施
  - 通訳・翻訳ボランティアの確保
  - 避 難 拠 点 の 標 識 等 の 設 置

(1) 防災知識の普及・啓発

日本語を十分に理解できない外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙、ホームページ等を利用し、生活情報や防災情報など日常生活に関わる行政情報について、外国語による情報提供に努める。

(2) 防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

(4) 避難拠点の標識等の設置

外国人は、日本語が十分に理解できないことがあることに加えて、外国人旅行者は、土地勘がないことがあるため、安全な避難ができるように、避難拠点の標識等について、外国語表示を併記するよう努める。

第４　ボランティアとの連携

地震災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築する必要がある。

４.１ 連携体制の整備

【 危機管理室、福祉政策課 】

【目標】

大災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくないと思われる。

そのため、本市は、市民に対しボランティア意識の啓発を行うとともに、災害発生時にボランティアと適切な連携・協力が得られるよう、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制の整備を推進する。

【方策】

本市のボランティアとの連携体制の整備は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

- **連携体制の整備**
  - **ボランティア意識の啓発**
  - **ボランティア活動の環境整備**
  - **専門ボランティア団体の情報把握**
  - **ボランティアの調整費用等**

(1) ボランティア意識の啓発

本市は、関係機関・団体と連携して、市民に対してボランティア意識の啓発に努める。

特に、「防災とボランティアの日」や「防災ボランティア週間」を中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求める。

(2) ボランティア活動の環境整備

現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、本市はこれらボランティア団体との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を推進する。

(3) 専門ボランティア団体の情報把握

災害時は、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、本市は、災害時に援助の申出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、専門ボランティア団体の情報を事前に把握しておく。

４.２ ボランティア登録制度等の周知

【 県、危機管理室 】

【目標】

県は、災害時にボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、ボランティア活動を支援している。

本市は、市民・事業所等に対し、ボランティア登録制度等の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。

【方策】

本市のボランティア登録制度等の周知は、以下の方策をもって実施する。

《 方　策 》

- **ボランティア登録制度等の周知**
  - **砂防ボランティアの登録**
  - **応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録**

(1) 砂防ボランティアの登録

地震による土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

砂防ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

口砂防ボランティアの活動内容

○渓流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
○土砂災害に関する知識の普及活動
○土砂災害時の被災者の援助活動

(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録

県は、ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、震災時には市町村の要請に基づいて応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

第３章　震災応急対策計画

大地震災害の特徴は、その広域性及び同時多発性にある。災害対策の最前線に立つ本市としては、多岐・広範囲にわたる応急対策活動を、迅速かつ効率的に実施する必要がある。

さらに、このような応急対策活動は、組織体制の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、避難収容、給水、給食等の被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策活動に分けられる。

そのため、大地震発生後の応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するためには、災害の特徴に応じたきめ細かな応急対策計画を策定する必要がある。

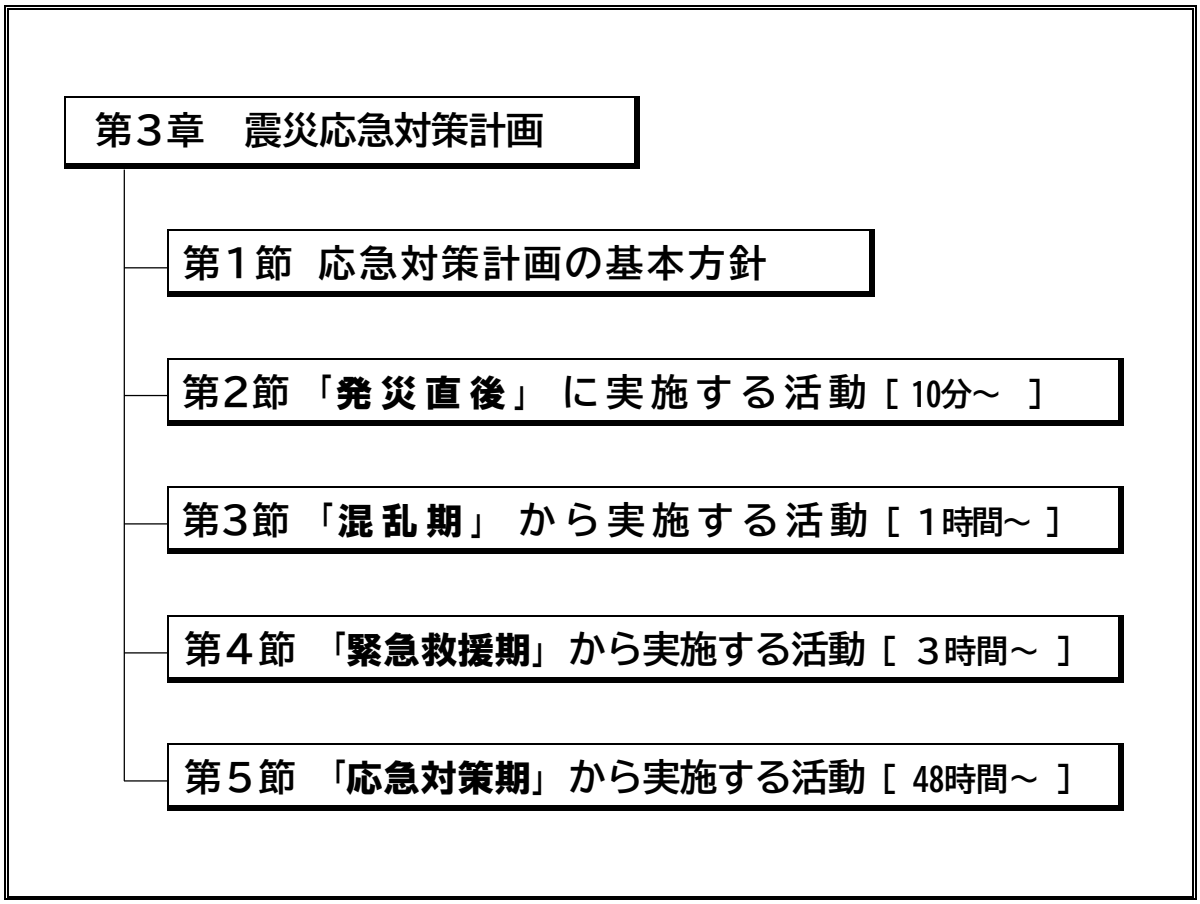

**********《 震災応急対策計画の構成 》**********

第１節　応急対策計画の基本方針
- 第１　初動対応の時間区分
- 第２　活動体制と配備基準
- 第３　非常体制と組織図
- 第４　非常体制と事務分掌
- 第５　動員配備体制
- 第６　緊急初動体制の編成

第２節　「発災直後」に実施する活動　（10分～）
- 第１　地震情報の収集
- 第２　災害対策本部の設置
- 第３　指定緊急避難場所の開設
- 第４　道路交通の安全確保
- 第５　閉庁時の初動体制

（情報の収集、災害対策本部体制の確立、避難所の開設等の初動活動）

第３節　「混乱期」から実施する活動　（１時間～）
- 第１　行政機能報告（総務省報告）
- 第２　消防活動
- 第３　水防活動
- 第４　避難対策
- 第５　人命に係る災害情報等の収集・報告
- 第６　人命に係る広報活動
- 第７　広域応援要請
- 第８　自主防災会の活動

（人命の救出･救助を最優先とした活動）

第４節　「緊急救援期」から実施する活動　（３時間～）
- 第１　緊急輸送体制の確立
- 第２　医療救護
- 第３　緊急給水体制の確立
- 第４　緊急食料供給体制の確立
- 第５　緊急生活必需品供給体制の確立
- 第６　防災拠点施設における通信､電力､ガスの応急復旧
- 第７　二次災害防止活動
- 第８　帰宅困難者対策
- 第９　行方不明者及び遺体の捜索、遺体の収容処理、埋葬
- 第10　ボランティア・労務者の確保・供給
- 第11　災害救助法の適用
- 第12　防疫・保健衛生活動
- 第13　要配慮者への支援

（被災者の生命の維持､生活確保に必要な緊急活動）

第５節　「応急対策期」から実施する活動　（４８時間～）
- 第１　応急対策に係る広報活動
- 第２　住家の被害認定調査
- 第３　土木施設の応急復旧
- 第４　災害廃棄物等の処理
- 第５　住宅対策
- 第６　農業対策
- 第７　文教対策
- 第８　義援金品の受付・配分
- 第９　ライフライン施設の応急復旧

（被災者の生活支援に必要な応急活動）

****

第１節　応急対策計画の基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速な応急対策を行うため、本市の活動体制を整えるとともに、県、近隣市区町、常備消防、警察、自衛隊等との相互協力体制を整え、被害の軽減や被災者の救助に努める。そのため、本市では「発災直後」、「混乱期」、「緊急救援期」、「応急対策期」の４段階の時期区分を設定し、それぞれの活動目的を明確にするとともに、初動体制の迅速な立ち上げのための配備体制等について応急対策に係る計画を策定する。

**********《 応急対策計画の基本方針の構成 》**********

第１節　応急対策計画の基本方針
- 第１ 初動対応の時間区分 [p124]
- 第２ 活動体制と配備基準 [p125]
- 第３ 非常体制と組織図 [p125]
- 第４ 非常体制と事務分掌 [p127]
- 第５ 動員配備体制 [p131]
- 第６ 緊急初動体制の編成 [p135]

****

第１　初動対応の時間区分

【 全職員 】

災害発生に伴う応急対策の実施に際しては、以下に示す時間区分を目安として、被災状況に応じた応急活動を、きめ細かく適切に行う。

■応急対策に係る時間区分の流れ（主として、開庁時）

発災時	⇒	発災直後	⇒	混乱期	⇒	緊急救援期	⇒	応急対策期
～10分		10分～1時間		1時間～3時間		3時間～48時間		48時間～

注）閉庁時に災害が発生した場合等は、この時間区分の流れは変動することから、この時間区分は、あくまでも活動の目安とし、災害状況に応じて弾力的な対応をとる。

第２　活動体制と配備基準

【 全職員 】

応急対策活動に当たって本市のとるべき体制の種別、配備基準は以下のとおりである。

□活動体制と配備基準

活動体制		配備基準	活動内容	配備人員	警戒本部	災対本部
警戒体制	１号配備	○原則として市域に震度5弱の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害の要因が発生した場合、主に情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	・指定する幹部職員 ・各班の中で指定する所属の職員	×	×
	２号配備	○原則として市域に震度5強の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害が発生した場合に、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・幹部職員全員 ・１号配備人員に加えて、各所属においてあらかじめ指定する職員	○	×
非常体制		○原則として市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	対策本部の全職員を動員し、本市の組織及び機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策を推進する体制	全職員	×	○

《 注意 》

・震度4の地震及び長周期地震動階級３以上の発生に際しては、「特別待機班※」が対応する。「特別待機班」は、市役所庁舎に自主参集し、県災害オペレーション支援システム等から防災情報の確認、消防局、警察等の関係機関から被災情報の有無の確認を行う。

なお、長周期地震動階級３以上の発生時には、被害状況に応じ、活動体制への移行を検討する。

※「特別待機班」は危機管理室で組織し、情報収集を目的とする。

・閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、緊急時初動マニュアルに基づき、市職員はあらかじめ指定された指定緊急避難場所、市役所庁舎又は施設に自主参集する。

『【 本文 】本編 第３章 第１節 「第５　動員配備体制」』参照

第３　非常体制と組織図

【 全職員 】

本市は、市域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、速やかに以下に示す非常体制をとり、応急対策活動を実施する。

■非常体制（災害対策本部事務局）組織表

各班の業務状況に応じて、班間で相互応援体制をとる。

非常体制（災害対策本部事務局）組織表　★印は、班長課を示す。

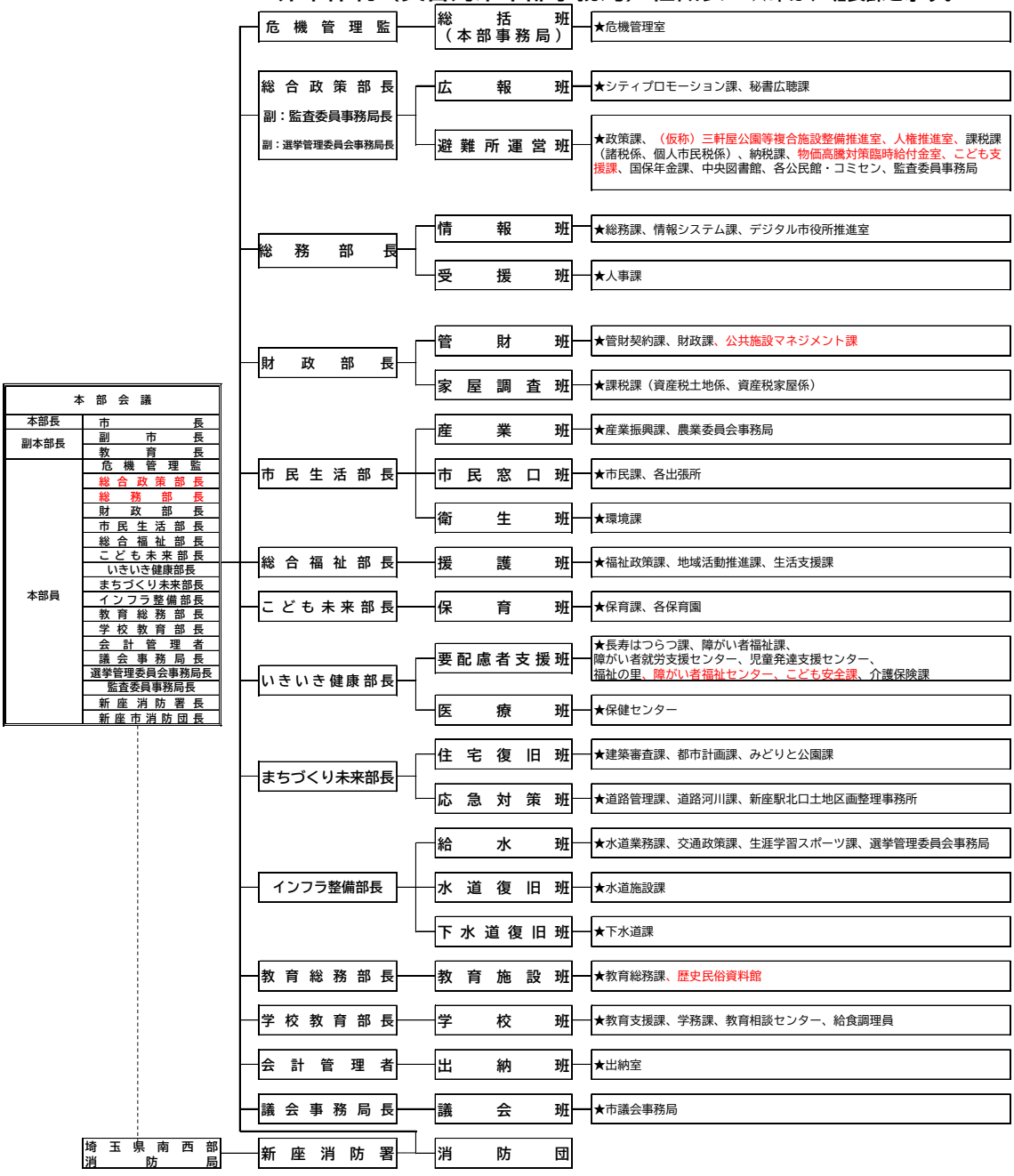

・各部長は、所属班の業務を総括し、職員の指揮監督を行う。
・住宅復旧班の危険度判定担当は、全職員の中から有資格者により編成する。
・市立小中学校の教職員は、本市の災害対策本部の活動に協力する。

第４　非常体制と事務分掌

【 全職員 】

非常体制下における各班及び各班の応急活動内容を以下に示す。

□災害対策本部員会議の審議・決定事項

○本部の設置及び廃止に関すること。
○重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
○避難の指示等に関すること。
○「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
○自衛隊への災害派遣要請に関すること。
○県及び公共機関に対する応援要請に関すること。
○広域応援要請に関すること。
○防災対策に要する経費の支弁に関すること。
○市としての目標設定及び各班の当面の対応計画の承認

口災害対策本部事務局の事務分掌（その１）

［令和7年4月現在］

		職名	事務分掌
本部長		市長	1　防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2　災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3　本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員の指揮監督
副本部長		副市長 教育長	1　本部長の補佐 2　本部長に事故があるときの職務の代理
本部員		危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 教育総務部長 学校教育部長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1　収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2　本部員会議における決定事項の命令指揮 3　現地等における指揮監督
班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1　防災体制の検討 2　本部員会議及び災害対策本部事務局の設置検討及び設置 3　本部員会議の運営 4　各班の総合調整及び連絡 5　気象情報の収集伝達 6　避難情報発令の検討 7　避難場所の開設・統廃合の検討 8　防災行政無線等の運用・管理 9　消防団への出動要請及び状況の把握 10　消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 11　災害情報・被害状況の総括取りまとめ 12　応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 13　県災対本部への報告 14　県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15　自衛隊への災害派遣要請 16　災害救助法の適用申請
総合政策部長 副監査委員事務局長 副選挙管理委員会事務局長	広報班	シティプロモーション課 秘書広聴課	1　市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2　市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3　被災者への生活再建に関する情報の広報 4　報道機関に対する発表 5　報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6　関係防災機関との広報調整 7　被害写真の取りまとめ 8　視察者及び見舞者の応接
	避難所運営班	政策課 （仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室 人権推進室 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 こども支援課 国保年金課 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1　避難場所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2　統廃合決定後の撤収 3　地区防災拠点活動
総務部長	情報班	総務課 情報システム課 デジタル市役所推進室	1　災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2　各班からの情報集約 3　情報の分類・整理・周知 4　災害対策本部員会議及び災害対策本部事務局の活動の記録 5　情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6　通信連絡体制の確保 7　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
	受援班	人事課	1　市職員及びその家族の安否確認 2　市職員の参集状況の管理 3　各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4　県受援本部及び県朝霞支部等との調整 5　応援団体との調整 6　応援団体への支援 7　各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 8　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応

□災害対策本部事務局の事務分掌（その2）

［令和7年4月現在］

班名		担当部署	事務分掌
財政部長	管財班	管財契約課 財政課 公共施設マネジメント課	1　本部員会議及び災害対策本部事務局の設置 2　救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 3　車両の管理、調達及び配車 4　市有建築物等の被害状況把握及び応急修理 5　ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6　災害対策関係予算及び資金の管理 7　国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 （資産税土地係、資産税家屋係）	1　住家等の被害概況確認 2　住家等の被害認定調査
市民生活部長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1　帰宅困難者対策 2　農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 3　商工業関係の被害状況把握、復旧対策 4　市内パトロール 5　被災農家及び中小企業関係の融資 6　家畜の防疫
	市民窓口班	市民課 各出張所	1　市民の相談対応 2　来庁者の対応、誘導 3　安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4　電話交換業務 5　被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6　罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課	1　し尿処理 2　ごみ処理 3　災害廃棄物処理 4　動物愛護対策 5　そ族昆虫駆除
総合福祉部長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1　食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2　遺体（死体）の捜索、収容及び埋葬（火葬） 3　行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 4　ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5　ボランティア、労務者の受入れ体制の整備 6　ボランティア、労務者の派遣状況の把握 7　外国人への支援 8　被災者の生活再建
こども未来部長	保育班	保育課 各保育園	1　避難、救護及び保護者引渡し 2　被害状況の把握、応急復旧 3　園児・職員の健康管理 4　応急保育 5　保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 障がい者福祉センター こども安全課 介護保険課	1　避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2　被災者の避難場所への誘導 3　要配慮者利用施設の被害状況の把握 4　福祉避難所の開設・運営 5　福祉避難所への移送
	医療班	保健センター	1　医療救護状況の把握 2　医療関係機関の被害状況の把握 3　医療救護所の設置 4　関係医療機関との連絡調整 5　防疫、保健衛生 6　食品衛生 7　要配慮者への医療支援 8　医療相談対応

□災害対策本部事務局の事務分掌（その3）

［令和7年4月現在］

班名		担当部署	事務分掌
まちづくり未来部長 インフラ整備部長	住宅復旧班	建築審査課 都市計画課 みどりと公園課	1　公園の被害状況の把握、応急復旧 2　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 3　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 4　住家の応急修理 5　住家内外の障害物の除去 6　野外避難所の設営及び管理 7　応急仮設住宅に関する国、県との調整 8　応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9　応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10　復興まちづくりに関すること
	応急対策班	道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所	1　道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　警戒区域の設定 4　緊急輸送道路の確保 5　土木建設業者等との連絡調整
	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 選挙管理委員会事務局	1　応急給水 2　飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1　水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　給水源の確保 3　水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1　下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　土木建設業者等との連絡調整
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 歴史民俗資料館	1　教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2　文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課 教育相談センター 給食調理員	1　児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 2　児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 3　学校再開に向けた対応 4　応急教育 5　避難場所運営支援 6　教育相談と健康管理 7　被災児童、生徒への学用品等の支給 8　炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1　災害対策関係予算に関する出納 2　義援金品の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1　新座市議会議員の安否確認 2　新座市議会議員からの情報集約 3　新座市議会議員への情報提供 4　新座市議会災害対策支援本部の事務補助

□災害対策本部事務局の事務分掌（その4）

［令和7年4月現在］

班名等	事務分掌
消防団	1　管轄区域又は隣接地区における災害防御活動 2　人命の救出及び救助 3　被災者の避難誘導 4　避難経路等の障害物の除去 5　危険物等の措置 6　排水活動並びに給水活動の協力 7　被災者の救出、安否不明者等の捜索 8　被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9　その他災害防御に必要な活動
埼玉県南西部消防局	1　庁舎の保全 2　本部の設置・運営 3　市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4　情報の収集・伝達 5　警防活動方針の決定 6　消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7　消火活動の実施 8　救急・救助活動の実施 9　消防隊等の補強及び編成 10　警戒区域の設定 11　応急救護所の設置

第５　動員配備体制

【 本部長等、総括班 】

本部長等は**「本編 第３章 第１節『第２ 活動体制と配備基準』」**に示す配備基準に応じた活動体制をとり、以下に示す職員の動員配備を行う。

なお、本部長不在の場合の意思決定の方法については、**「本編 第３章 第２節『第２ 災害対策本部の設置』」**による。

□配備体制別動員計画表（その１）

［令和7年4月現在］

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制		非常体制
			1号配備（震度5弱）	2号配備（震度5強）	（震度6弱以上）
本部長	市　　長			1	1
副本部長	副　市　長		1	1	1
	教　育　長			1	1
本部員	危機管理監		1	1	1
	総合政策部長		1	1	1
	総務部長		1	1	1
	財政部長		1	1	1
	市民生活部長		1	1	1
	総合福祉部長		1	1	1
	こども未来部長		1	1	1
	いきいき健康部長		1	1	1
	まちづくり未来部長		1	1	1
	インフラ整備部長		1	1	1
	会計管理者		1	1	1
	教育総務部長		1	1	1
	学校教育部長		1	1	1
	議会事務局長			1	1
	選挙管理委員会事務局長			1	1
	監査委員事務局長			1	1
	新座消防署長		1	1	1
	新座市消防団長		1	1	1
小　　計			16	21	21
総括班	危機管理室	□	◎	◎	◎
広報班	シティプロモーション課	□	◎	◎	◎
	秘書広聴課			○	◎
避難所運営班	政策課	□	◎	◎	◎
	（仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室			○	◎
	人権推進室			○	◎
	課税課（諸税係、個人市民税係）			○	◎
	納税課			○	◎
	物価高騰対策臨時給付金室			○	◎
	こども支援課			○	◎
	国保年金課			○	◎
	中央図書館			○	◎
	各公民館・コミセン（●）			○	◎
	監査委員事務局			○	◎

注１）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。また、所属名の横にある●印は、市役所ではなく所属の施設に参集することを示す。
注２）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注３）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注４）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

□配備体制別動員計画表（その２）　［令和7年4月現在］

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制		非常体制
			1号配備（震度5弱）	2号配備（震度5強）	（震度6弱以上）
情報班	総務課	□	◎	◎	◎
	情報システム課、デジタル市役所推進室			○	◎
受援班	人事課	□	◎	◎	◎
管財班	管財契約課	□	◎	◎	◎
	財政課			○	◎
	公共施設マネジメント課			○	◎
家屋調査班	課税課（資産税土地係、資産税家屋係）	□	◎	◎	◎
産業班	産業振興課	□	◎	◎	◎
	農業委員会事務局			○	◎
市民窓口班	市民課	□	◎	◎	◎
	各出張所（●）			○	◎
衛生班	環境課	□	◎	◎	◎
援護班	福祉政策課	□	◎	◎	◎
	地域活動推進課			○	◎
	生活支援課			○	◎
保育班	保育課	□	◎	◎	◎
	各保育園（●）		○	○	◎
要配慮者支援班	長寿はつらつ課	□	◎	◎	◎
	障がい者福祉課			○	◎
	こども安全課			○	◎
	介護保険課			○	◎
	障がい者就労支援センター			○	◎
	児童発達支援センター（●）			○	◎
	福祉の里			○	◎
	障がい者福祉センター			○	◎
医療班	保健センター（●）	□	◎	◎	◎

注１）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。また、所属名の横にある●印は、市役所ではなく所属の施設に参集することを示す。
注２）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注３）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注４）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

□配備体制別動員計画表（その３）

［令和7年4月現在］

災害対策本部の組織	通常組織	班長課	警戒体制		非常体制
			1号配備（震度5弱）	2号配備（震度5強）	（震度6弱以上）
住宅復旧班	建築審査課	□	◎	◎	◎
	都市計画課			○	◎
	みどりと公園課			○	◎
応急対策班	道路管理課	□	◎	◎	◎
	道路河川課		◎	◎	◎
	新座駅北口土地区画整理事務所			○	◎
給水班	水道業務課	□	◎	◎	◎
	交通政策課			○	◎
	生涯学習スポーツ課			○	◎
	選挙管理委員会事務局			○	◎
水道復旧班	水道施設課	□	◎	◎	◎
下水道復旧班	下水道課	□	◎	◎	◎
教育施設班	教育総務課	□	◎	◎	◎
	歴史民俗資料館			○	◎
学校班	教育支援課	□	◎	◎	◎
	学務課			○	◎
	教育相談センター			○	◎
	市立小中学校		－	－	－
出納班	出納室	□	◎	◎	◎
議会班	市議会事務局	□	◎	◎	◎
消防団			◎	◎	◎

注１）　「警戒体制」及び「非常体制」の○印は、指定された職員の動員を示し、◎印は、課員全員の動員を示す。
注２）　「班長課」の□印は、班長を担当する課を示す。
注３）　動員配備する職員は、正規職員及び再任用職員とする。また、副部長及び参事は、平常時所属する部の部長が指示する業務を担当する。
注４）　本部員が出席できない場合は、代理者が出席する。

第６　緊急初動体制の編成

【 全職員、総括班 】

閉庁時に、市域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、電話のふくそうや道路・公共交通機関が遮断され、非常体制の動員計画に基づく職員の参集は困難と考えられる。

しかし、甚大な被害の発生が予想されるため、人命に関わる応急対策（救出・救助、情報収集、医療救護、広報、給水、物資供給、ライフライン復旧等）を緊急かつ優先的に実施することが求められる。

そこで、本市は、閉庁時の職員の参集体制及び初期の行動体制を規定する「新座市緊急時初動マニュアル」に基づき、人命に関わる応急対策を限りある職員で確実かつ迅速に行う緊急初動体制によって対応する。

第２節　発災直後に実施する活動

地震発生直後において、本市が総力体制で行う初動活動を以下に示す。

**********《 発災直後に実施する活動の構成 》**********

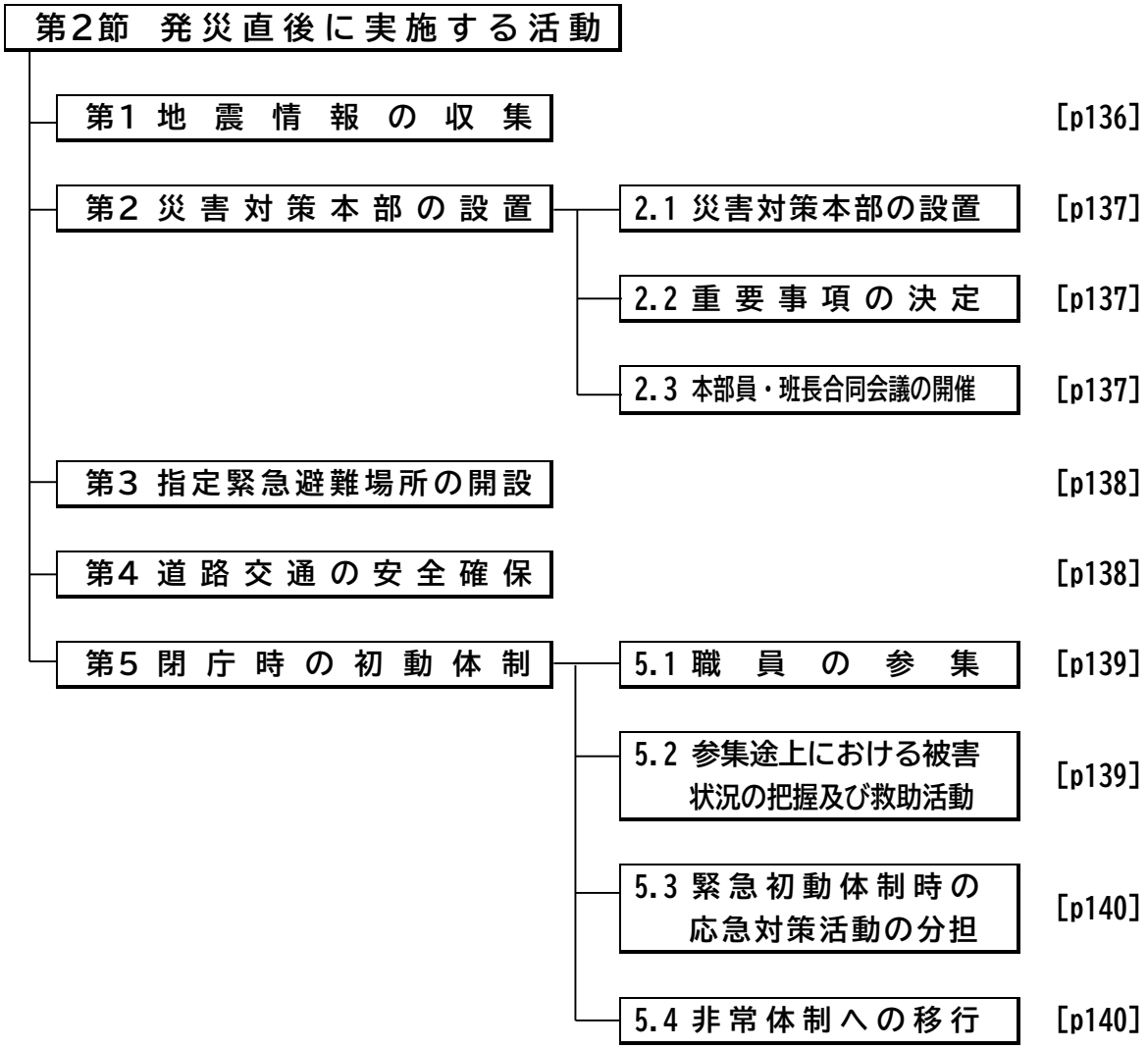

****

第１　地震情報の収集

【 全職員 】

職員は、日頃から地震を感知したら、勤務時間内外を問わずテレビやラジオ、スマートフォン等で震度情報を得るように努める。

第２　災害対策本部の設置

２.１ 災害対策本部の設置

【 本部長、総括班、管財班、情報班、広報班 】

「管財班」は、災害対策本部を「市役所本庁舎 3 階」に設置するため、庁舎等の被害状況を確認し、「総括班」へ状況報告を行う。これを受けて、「総括班」は、災害対策本部の設置の可否を判断する。市役所本庁舎 3 階の設置が難しい場合には、市役所第二庁舎、新座消防署への設置を順次、検討する。

災害対策本部の設置場所が決定したら、「管財班」は、本部の活動に必要な物品等を準備し、電話回線（一般電話及び災害時優先電話）を確保する。

また、災害対策本部の設置に係る連絡として、本部長（不在の場合は代理者）は新座市議会議長へ通知し、「総括班」が県災害対策本部、防災関係機関へ、「情報班」が災害対策本部の各班へ、「広報班」が報道機関、住民へ分担して行う。

『【資料編】第1.9「新座市災害対策本部条例」』参照
『【資料編】第2.19「防災関係機関」』参照

２.２ 重要事項の決定

【 本部長等、総括班 】

本部長、副本部長、本部員（以下「本部長等」という。）は、以下の重要事項について迅速に意思決定を行う。

なお、本部長等が欠ける場合は、「総括班」（又は最上級の職員）が本部長等に連絡し協議の上で決定するか、又は、参集している最上級の職員の判断に基づき決定する。

○避難の指示等
○広域応援要請
○自衛隊への災害派遣要請
○災害救助法の適用
○その他、応急対策計画の基本方針、災害対策に要する経費等

２.３ 本部員・班長合同会議の開催

【 本部員、各班長、総括班、情報班 】

災害対策本部を設置すると同時に、参集している本部員及び各班長（不在の場合は代理者）による本部員・班長合同会議を開催し、各班から、把握している情報を報告するとともに、当面の活動方針を提案し、本部長の承認によってこれを決定する。

なお、本部員・班長合同会議を開催する時間的余裕がないときは、参集している（又は連絡可能な）最上級職員の意思決定により専決する。

会議内容については、情報班による文書管理を基本とし、決定事項等については、本部員及び班長を通じて全職員に対して速やかに周知を図る。

第３　指定緊急避難場所の開設

【 避難所運営班、要配慮者支援班 】

「避難所運営班」は、地域住民、町内会及び自主防災会等と協力し、必要に応じて指定緊急避難場所を開設し、「要配慮者支援班」、消防団等の協力を得て、市民を適切に指定緊急避難場所へ誘導する。

開設後、「避難所運営班」及び「要配慮者支援班」は、「総括班」と連絡調整を図りながら指定避難所の運営体制の確立に努めるとともに、「医療班」と協力して医療救護所等の設置を行う。

なお、指定避難所、医療救護所等が建物倒壊等の理由で開設できない場合は、その旨を「情報班」に連絡するとともに、代替場所（近隣避難場所、公共施設等）の確保に努める。

第４　道路交通の安全確保

【 総括班、応急対策班、広報班 】

道路管理者は、道路法第 46 条に基づき、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができることから、「応急対策班」は、地震発生後の道路の状況等に応じて、通行の禁止等の適切な措置を行う。また、措置を行った場合、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける（道路法第 47 条の 5）とともに、新座警察署長及び関係機関に報告する。また、災対法第 76 条の 4 及び第 76 条の 6 の規定についても留意する。

「広報班」は、市民が避難等に際して自動車を利用しないように呼び掛けるとともに、交通規制の状況について周知を図る。また、「総括班」は、交通の混乱を防止し、市民の避難を迅速かつ安全に行うため、新座警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。

『【 本文 】本編 第２章 第２節 第8「□本市指定の緊急輸送道路」』参照

第５　閉庁時の初動体制

閉庁時に地震が発生した場合には、職員は、迅速な参集と応急対策活動の実施が求められる。

特に、震度6弱以上の地震が発生した場合は、「新座市緊急時初動マニュアル」に基づき、緊急初動体制を始動する。ただし、震度6弱に満たない地震が発生した場合も、必要に応じて同様の体制をとる。

５.１ 職員の参集

【 全職員 】

地震発生後、職員はテレビ、ラジオ等（停電等により使用できない場合は、体感で判断する。）により、速やかに本市の震度、交通機関の運行状況等の情報収集を行う。

本市域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、動員計画に基づき、所定の職員は次のとおり参集する。

○ 震度6弱以上の場合

「新座市緊急時初動マニュアル」に基づき、市役所庁舎又は指定緊急避難場所へ参集する。

なお、指定緊急避難場所に参集する職員は、指定緊急避難場所を開設する。

○ 震度5弱又は5強の場合

原則として、「自らの勤務場所」へ参集する。

参集時は、徒歩、自転車、バイクを基本とし、活動しやすく安全な服装で、食料、衣類、カメラ、現金等必要なものを各自携行する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急対策活動を実施することが困難である者、その他各班長が認める者は参集の対象から除外する。

また、全職員は、一斉情報伝達・収集システムを介して「受援班」から発信された安否確認に対して回答する。

参集後、各職員は参集した旨及び家族の状況について各班長に報告し、班長より報告を受けた「受援班」は取りまとめて対策本部に報告する。

『【 本文 】本編 第３章 第１節「第５ 動員配備体制」』参照

５.２ 参集途上における被害状況の把握及び救助活動

【 全職員 】

参集時には、「情報班」以外の職員も、参集途上において、可能な限り被害状況の収集に努める。

なお、この業務は、調査をしながら参集することを意味するものではなく、迅速な参集を第一として、その範囲で情報を収集するものである。

また、参集途上において、火災、要救助者等を発見した場合には、迅速な参集よりも救助活動等を優先する。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「第５ 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

５．３ 緊急初動体制時の応急対策活動の分担

【 全職員 】

緊急初動体制時は、参集できた職員が人命に関わる応急対策活動を確実かつ迅速に行う。

□活動分担表

	参　集　先	参　集　者	業 務 内 容
①	市役所庁舎	・本部長（市長） ・副本部長（副市長及び教育長） ・危機管理室、総務課、情報システム課、デジタル市役所推進室、人事課、シティプロモーション課、管財契約課、道路管理課、道路河川課、建築審査課及び応急危険度判定士の有資格者※、新座駅北口土地区画整理事務所、みどりと公園課、水道業務課、水道施設課、下水道課、教育総務課、市議会事務局の職員	・災害対策本部の設置 ・情報システムの復旧 ・道路、上下水道の復旧 ・情報の収集・整理 ・職員参集状況の整理 ・応急給水
②	指定緊急避難場所	・①③以外の職員	・避難者支援
③	児童発達支援センター 保健センター	・児童発達支援センターの職員※ ・保健センターの職員	・施設の安全確認 ・利用者の安全確保

※地震時のみ

５．４ 非常体制への移行

【 総括班 】

緊急初動体制については、最大3日間程度とし、可能な限り速やかに非常体制へ移行し、班体制による応急対策業務を開始しなければならない。

「総括班」は、職員の参集状況や避難場所運営状況を考慮し、新座市大規模災害業務継続計画に基づく非常時優先業務の開始に支障がないよう、順次、避難所運営班を避難所へ配置し、緊急初動要員を市役所へ回収することで、班体制構築を行う。なお、必要に応じて本部員会議にて協議を行う。

第３節　混乱期から実施する活動

地震発生後１時間程度を目安に、「人的被害の防止・軽減」を図るため、総力体制で行う人命の救出・救助を最優先とした活動を以下に示す。

**********《 混乱期から実施する活動の構成 》**********

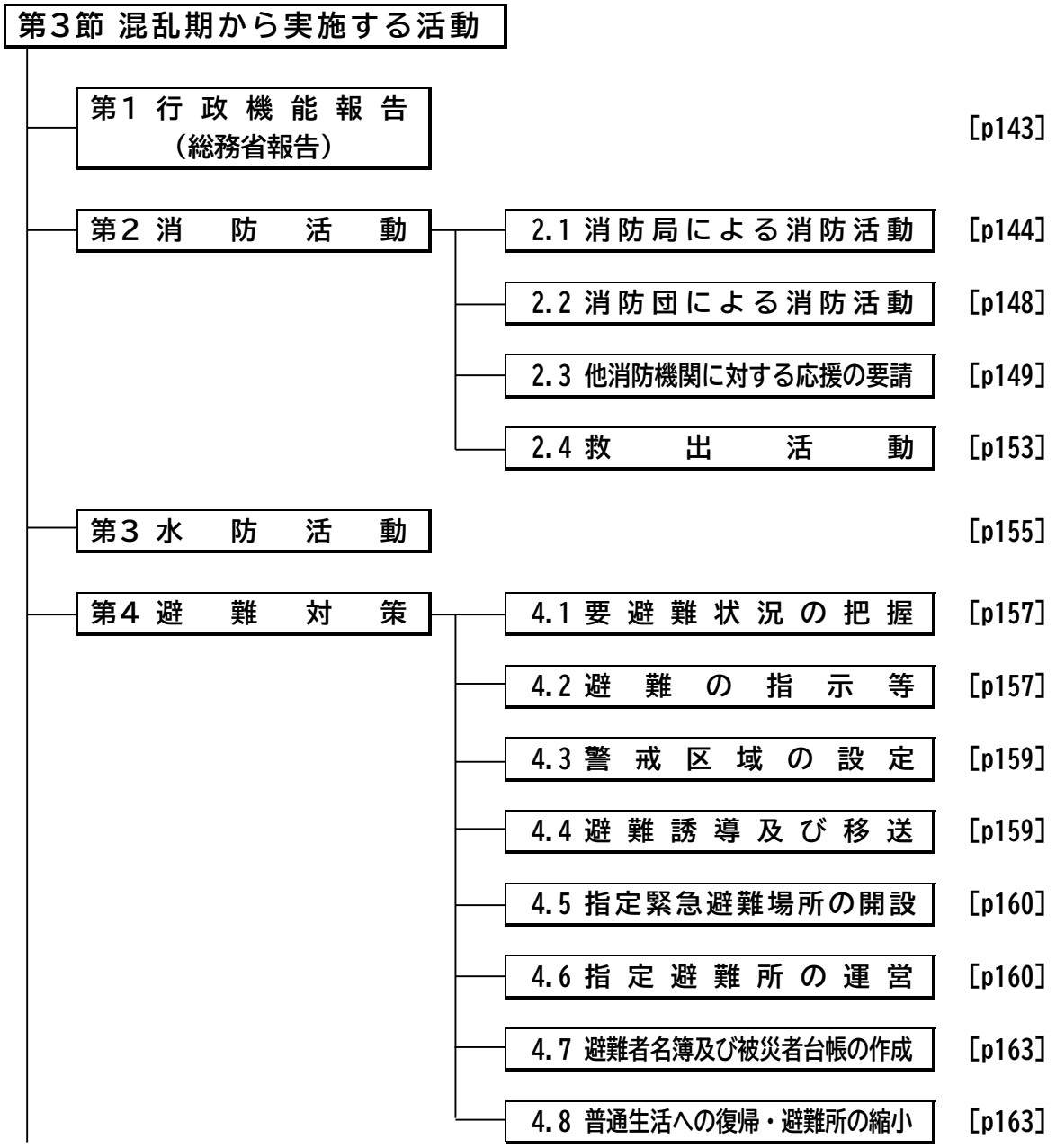

（次頁へ）

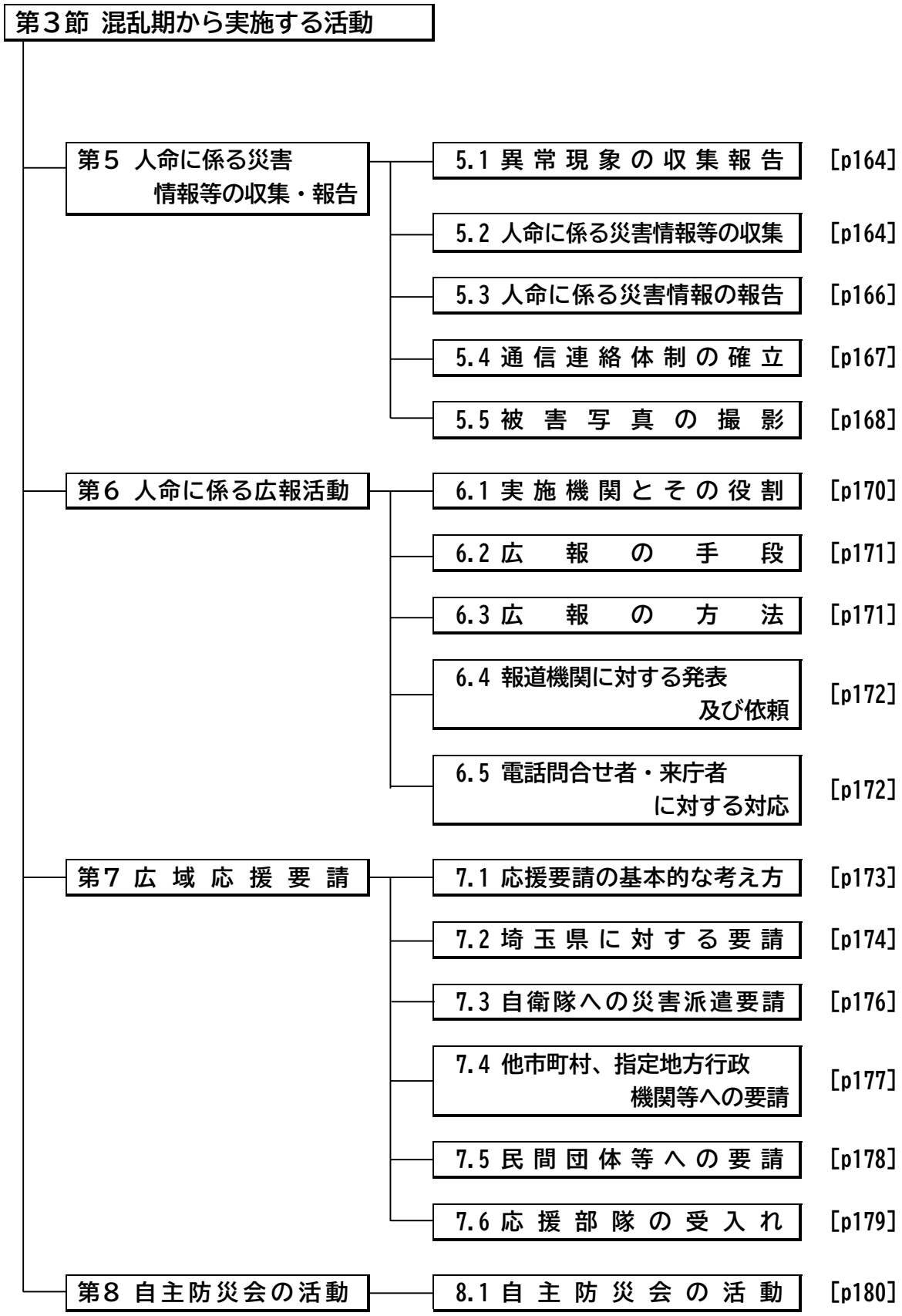
第３節 混乱期から実施する活動
第５ 人命に係る災害情報等の収集・報告
5.1 異常現象の収集報告 [p164]
5.2 人命に係る災害情報等の収集 [p164]
5.3 人命に係る災害情報の報告 [p166]
5.4 通信連絡体制の確立 [p167]
5.5 被害写真の撮影 [p168]
第６ 人命に係る広報活動
6.1 実施機関とその役割 [p170]
6.2 広報の手段 [p171]
6.3 広報の方法 [p171]
6.4 報道機関に対する発表及び依頼 [p172]
6.5 電話問合せ者・来庁者に対する対応 [p172]
第７ 広域応援要請
7.1 応援要請の基本的な考え方 [p173]
7.2 埼玉県に対する要請 [p174]
7.3 自衛隊への災害派遣要請 [p176]
7.4 他市町村、指定地方行政機関等への要請 [p177]
7.5 民間団体等への要請 [p178]
7.6 応援部隊の受入れ [p179]
第８ 自主防災会の活動
8.1 自主防災会の活動 [p180]

****

第１　行政機能報告（総務省報告）

【 総括班 】

平成 29 年 4 月 11 日付け総行市第 26 号及び消防災第 51 号「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（通知）」に基づき、市町村行政機能報告チェックリストについて、市の行政機能を確認し、県災害対策課へ報告する。

第２　消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。
そのため、消防局は、平常時から住民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼び掛けを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大地震時の火災から住民の生命及び財産を守らなければならない。
以下に、埼玉県南西部消防局及び消防団による地震災害時における消防・救出活動を示す。

《 記載事項 》

- **消　防　活　動**
  - **消防局による消防活動**
  - **消防団による消防活動**
  - **他消防機関に対する応援の要請**
  - **救　出　活　動**

２.１ 消防局による消防活動

【 消防局 】

大規模地震の発生に伴い、埼玉県南西部消防局は、直ちに以下の消防活動に当たる。

(1) 情報収集及び伝達

① 災害情報の把握

災害通報や活動中の消防部隊等からの現場情報に基づき、消防局内部及び関係機関等へ速やかに通報、伝達することを念頭に迅速、的確に災害情報収集を行う。

□災害情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	ア　火災の発生状況 イ　延焼地域の状況 ウ　消防水利施設の被害状況 エ　危険物の流出等の状況 オ　道路の被害状況	・庁舎等の高所からの警戒 ・消防署 ・本市の各機関 ・警察署 ・消防団
救急救助活動	ア　救急救助事案の発生状況 イ　病院等医療施設の被害状況 ウ　道路の被害状況 エ　建物の倒壊状況	・自主防災会 ・市民からの通報、駆け込み ・参集職員 ・テレビ等の映像情報

② 情報の伝達

消防局は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

(2) 初期活動

① 初動体制の強化を図るとともに、災害状況の把握に努める。
② 庁舎及び車両の被害状況の調査と応急復旧に当たる。
③ 119 番が途絶した場合は、高所見張りを行い、署所への駆け付けに対応する職員の配置、消防隊等による巡回等により災害の拡大防止に努める。特に避難施設等の重要施設周辺の警戒に重点を置く。
④ 気象、消防水利、交通、ライフライン、医療機関などの災害対応に必要な情報収集に努めるとともに、情報通信手段の確保に努める。

(3) 消火活動

消防機関における消火活動は、消防局において別に定める「消防計画」等により、消防局と消防団が連携して消火活動を行う。

なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

○火災対応の優先

火災の早期発見と一挙鎮圧に向け、初動段階においては、一箇所集中配備や 1 火災 1 隊出動など即応し、総力を挙げて消火活動に着手することを最優先とする。

○市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の消防隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼措置を優先した消火活動を行う。

○避難場所、避難道路確保の優先

延焼火災が多発し、火災が拡大する局面においては、人命を優先し、避難誘導を行うとともに避難場所や避難道路の確保を優先した活動を行う。

○重要防御地域の優先

危険物施設等の重要対象物をあらかじめ定め、災害の状況から総合的に判断して重点的に防御すべき地域へ部隊を投入する。

○応援要請

消防力が劣勢になるおそれがあるときは、速やかに応援要請を行うとともに、人員配置などの受入体制を整える。

(4) 救助及び救急活動

① 活動方針

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

② 事前措置

消防局長は、救助・救急業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関と常に必要事項について研究検討し、災害発生時の積極的活動の方策を講じるとともにその徹底に努める。

③ 活動要領

□基本方針

○重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

○幼児・高齢者優先の原則

傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。

○火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

○救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。

○大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

□活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は次のとおりとする。

○傷病者の救出作業
○傷病者の応急処置
○傷病者の担架搬送及び輸送
○救急医薬品、資器材及び医療救護班（医師、看護師）等の緊急輸送
○仮設救護所より常設医療機関への搬送
○重傷病者等の緊急搬送

□活動体制

〇発災初期の活動体制
地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救助・救急活動を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入体制を把握し、広域救助・救急体制に移行する。

〇火災が少ない場合の体制
火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下位の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助・救急体制を確保する。

〇消防局長は、災害発生状況によって現場に指揮本部を設置し、災害現場における救助・救急体制の確立を図る。

④ 実施要領

ア　救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、警戒派遣署隊、参集職員、消防団員、自主防災会、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

イ　救出

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資機材及び人員を活用し、その危険を排除し、生命及び身体の安全を確保する。

ウ　応急救急処置

被災傷病者に対する止血、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸並びに緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

エ　応急救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、応急救護所を設置して救護活動を行う。応急救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

オ　担架搬送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散搬送を行う。また、傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者等の割込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

なお、混乱を避けるために、現場の警察官等に協力を依頼する。

カ　医療救護班及び医療品資材等の緊急輸送

被災傷病者の収容施設において、医師、看護師等の不足が生じたとき、又は手術上必要な医薬品資器材、輸血用血液、血清等の緊急配備要請があったときは、緊急輸送を行う。

キ　消防団員、自主防災会、一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災会及び付近住民に協力依頼し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

２.２ 消防団による消防活動

【 消防団 】

消防団は、災害時には新座消防署と連携し、次の消防活動を行う。

(1) 初期活動

① 各分団は、地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホース、可搬ポンプ、必要な資機材等を積載して出動準備を行う。

② 高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

(2) 消防活動

① 出火防止

地震の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

地域における消火活動や主要な避難経路確保のための消火活動を、単独若しくは消防局、市民、自主防災会等と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火防止等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防局による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防局による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防局と協力して行う。

２.３ 他消防機関に対する応援の要請

【 消防局 】

本部長又は消防局長は、被害その他の状況により必要があると認めるときは、隣接市及び県並びにその他関係機関に対し、応援を要請する。応援を要請する際は、次の事項を明らかにして要請する。

① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
④ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

以下に、県下における消防機関の応援要請手順及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順を示す。

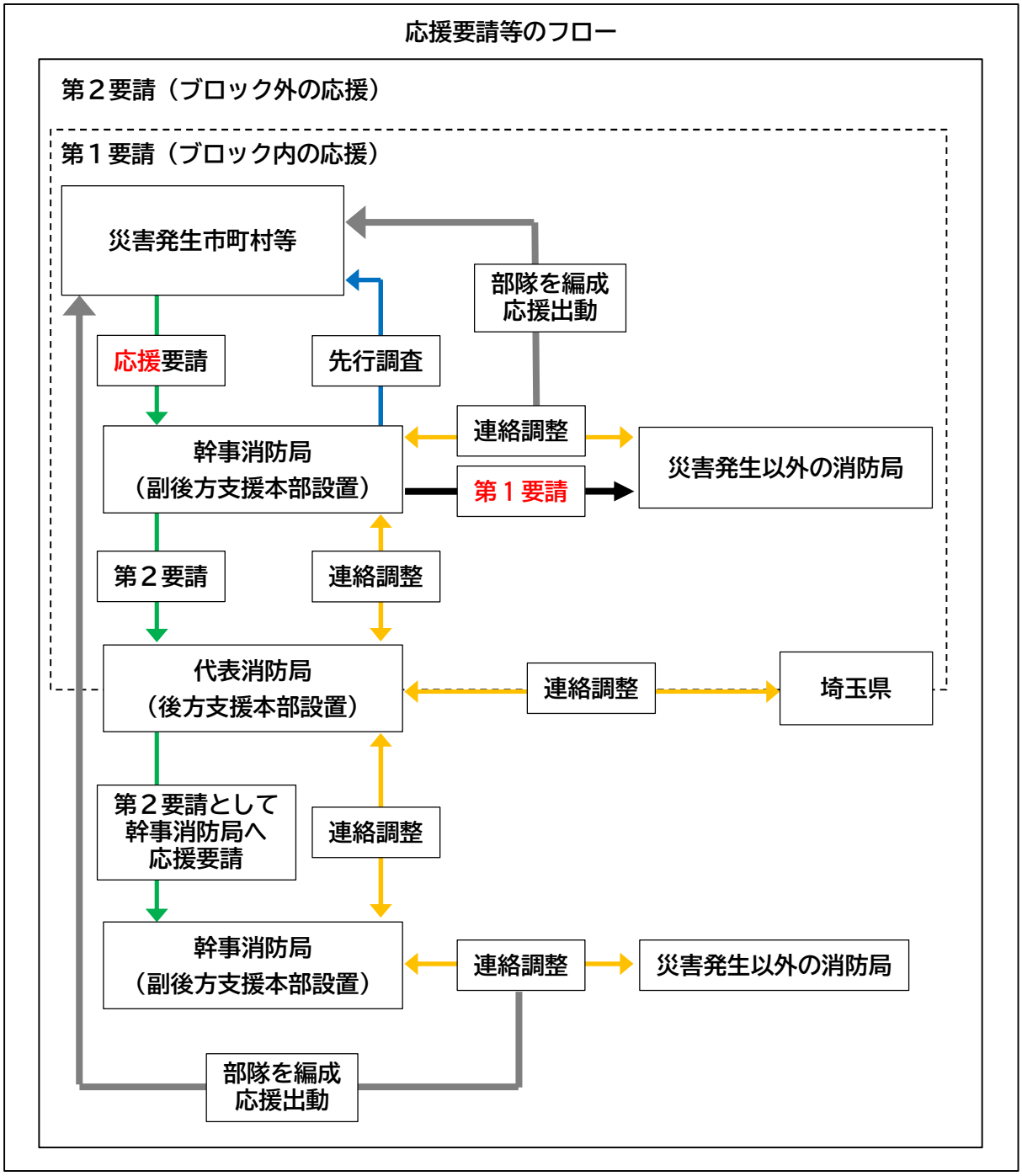
応援要請等のフロー
第２要請（ブロック外の応援）
第１要請（ブロック内の応援）
災害発生市町村等
部隊を編成
応援出動
応援要請
先行調査
連絡調整
幹事消防局
（副後方支援本部設置）
第１要請
災害発生以外の消防局
第２要請
連絡調整
代表消防局
（後方支援本部設置）
連絡調整
埼玉県
第２要請として
幹事消防局へ
応援要請
連絡調整
幹事消防局
（副後方支援本部設置）
連絡調整
災害発生以外の消防局
部隊を編成
応援出動

□緊急消防援助隊に係る各部隊の概要

部隊名	活動支援内容
指揮支援部隊	統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成し、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行う。
都道府県大隊指揮隊	主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行う。
統合機動部隊指揮隊	指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う。
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う。
ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊	ＮＢＣ災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う。
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う。
消　火　小　隊	主として被災地の消火活動を行う。
救　助　小　隊	主として被災地における要救助者の検索､救助活動を行う。
救　急　小　隊	主として被災地の救急活動を行う。
後方支援小隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動を行う。
通信支援小隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行う。
水　上　小　隊	主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行う。
航　空　小　隊	主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行う。
航空後方支援小隊	主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う。
統合機動部隊	消防庁長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに､都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行う。
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し､高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。
ＮＢＣ災害即応部隊	ＮＢＣ災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。
土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行う。
情報統括支援隊	膨大な災害情報の収集・整理・共有を専門に行う。
安全管理部隊	二次災害の防止のため、活動現場の監視（土砂の状況変化等）や活動中止基準等の作成、隊員の健康面のケアを専任で行う。
救急特別編成部隊	多数の傷病者が発生する事故や大人数の転院搬送など、一時的に多数の救急車が必要となる場合に、救急隊のみで構成する部隊を創設できるようにするもの。

■緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ

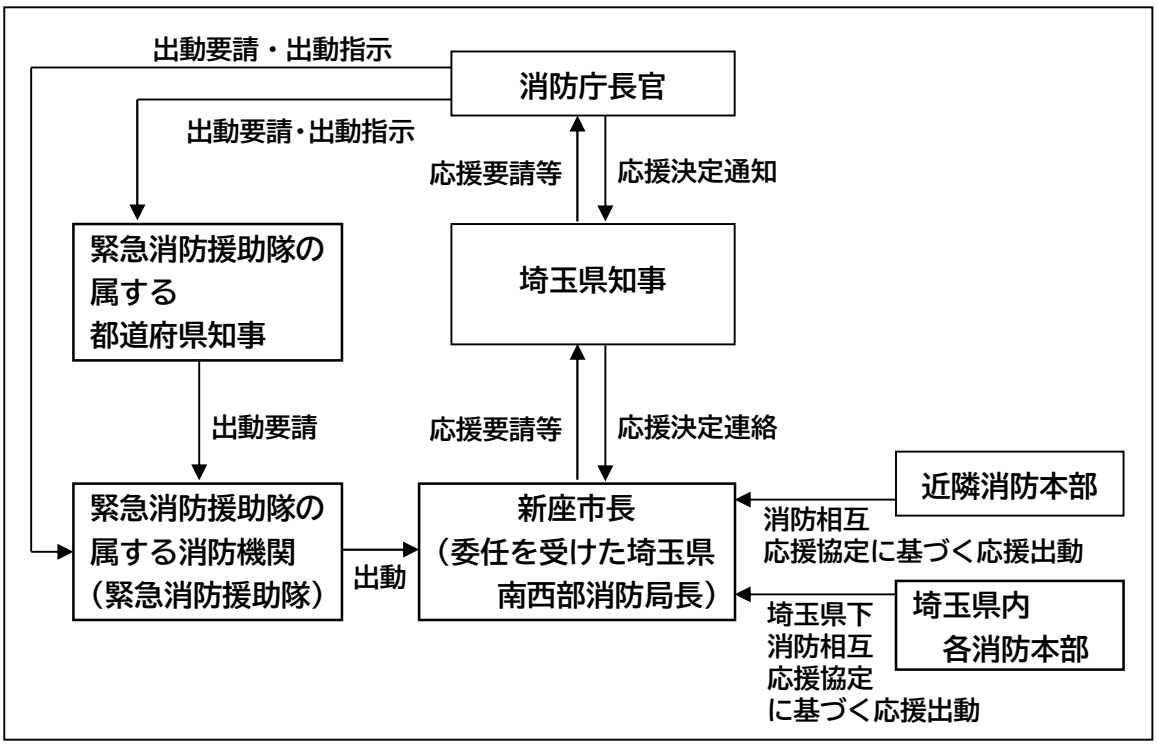

２．４ 救出活動

【 消防局、消防団、総括班、応急対策班、広報班、管財班 】

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察その他の防災関係機関は連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していく。

また、本計画における想定地震では、消防、警察、自衛隊等だけでの救出は難しく、付近住民、自主防災会、企業等からのマンパワーの協力及び土木業者等からの重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

(1) 救出活動の基本方針

救出活動の成功の鍵は、以下の 4 点である。

① 要救助現場の早期把握
② 要救助現場に対する人員の確保
③ 要救助現場に対する救助用資機材の投入
④ 救出従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

(2) 要救出現場に対する人員の確保

① 消防職員の確保

『【 本文 】本編 第３章 第３節 第２「２．１ 消防局による消防活動」』参照

② 消防団員の確保

『【 本文 】本編 第３章 第３節 第２「２．２ 消防団による消防活動」』参照

③ 警察及び自衛隊の派遣要請

緊急に救出を要する住民が多数発生し、救出隊において救出困難と認められる時は、警察や自衛隊の派遣要請を市災害対策本部「総括班」に依頼する。

『【 本文 】本編 第３章 第３節 第７「７．３ 自衛隊への災害派遣要請」』参照

④ 緊急消防援助隊の受入れ

『【 本文 】本編 第３章 第３節 第２「２．３ 他消防機関に対する応援の要請」』参照

⑤ その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「応急対策班」は、土木建設業者等に協力の呼び掛けを行う。

「広報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼び掛けを行う。

⑥ 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、朝霞地区医師会新座支部を通じて消防署ごとに随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期する。

『【 本文 】本編 第２章 第２節 第５「□救急告示医療機関」』参照
『【 本文 】本編 第２章 第２節 第５「□災害拠点病院」』参照

(3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「管財班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与を依頼し、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておく。

『【資料編】第2.14「新座市建設業防災協力会連絡先」』参照

(4) 救出従事機関間の連絡調整・地域分担・役割分担

① 消防局及び新座警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
② 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通し合うとともに、「総括班」に提供要請を行う。
③ 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていく。
④ 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。
ただし、特殊技術を要する場合は、消防局に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
⑤ 救出活動の重複を避けるため捜索済みのところは分かるように印をつけておく。
⑥ 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

(5) その他注意事項

① 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するが、救急車の派遣が得られないときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等、適宜臨機応変に対応する。

『【 本文 】本編 第３章 第４節「第１ 緊急輸送体制の確立」』参照

② 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、別災害地への出動体制を速やかにとる。

第３　水防活動

本市域には柳瀬川・黒目川といった2つの県管理河川を有しているが、昭和40年から50年代における河川改修以降、外水による氾濫実績はない。
しかし、新座市洪水・土砂災害ハザードマップのとおり、荒川本流が氾濫した場合の柳瀬川の浸水想定や、柳瀬川及び黒目川の浸水想定が予測されている。
そのため、気象状況から市域内に浸水被害の発生が予想される場合、本市は関係機関と協力し、水防上の監視警戒や県への報告等を行うとともに、避難情報の発令を検討し、被害の軽減を図る。

《 記載事項 》

水　防　活　動	混乱期（1時間～）

【 *対策の内容* 】

第３編 風水害対策計画
第３章 風水害応急対策計画
第３節　水防活動
を準用する。

第４　避難対策

大地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、市民の人命及び身体の保護、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、市民に対して避難の指示等を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難場所まで誘導しなくてはならない。

また、指定緊急避難場所は、いち早く開設を行い、避難者の安全を確保する必要がある。

《 記載事項 》

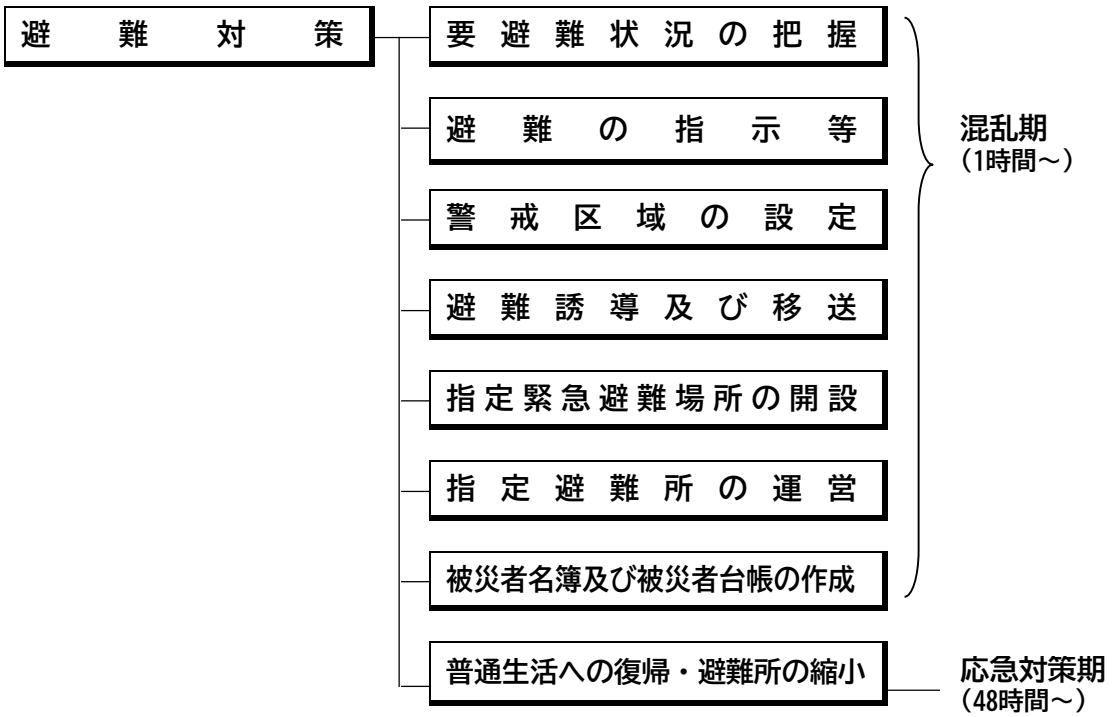

４．１ 要避難状況の把握

【 情報班、消防局 】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難情報等の発信ができるようにしておく。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「第５ 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

４．２ 避難の指示等

【 総括班、広報班、消防局 】

(1) 避難の指示等の発令

火災、崖崩れ、ガス等の流失拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、本部長は、避難を要する地区の住民に対して避難の指示等を行う。

□避難の指示等の発令権者及び要件

機関の名称	指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長(市長) 市長が事務を行うことができない場合は知事	①市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、指示を行う。	災対法第60条
警察官	①市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ②市長から要求があったとき。	災対法第61条
自衛官	①災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

（2）避難の指示等の内容及び伝達

① 内容

避難の指示等は、避難対象地域、避難の理由、避難先、避難経路、その他避難に当たっての注意事項等を明示して行う。

② 伝達・報告

本部長が避難の指示等を行った場合、県知事へ速やかにその旨を報告する。

また、警察官又は自衛官が避難の指示等を行った場合、その旨を本部長に報告し、報告を受けた本部長は県知事へ報告する。

なお、報道機関に対してもファクシミリ及びメールで情報提供を行う。

③ 住民への周知

本市は、避難の指示等を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線や広報車、ホームページ等を活用して、速やかにその内容を住民に対して周知する。

また、必要に応じて隣接市にも併せて連絡を行う。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様に周知を図る。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「第６ 人命に係る広報活動」』参照

（3）避難の指示等の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められる時には、避難の指示等の解除を行う。

４.３ 警戒区域の設定

【 応急対策班、住宅復旧班、消防局 】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限し、又は禁止するとともに、その区域から退去を命ずることができる。

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

□警戒区域の設定権者及びその要件

設定権者	警戒区域を設定する要件	根拠法令
市長	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災対法第63条第1項
警察官	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた吏員がそばにいないとき、又は市長若しくは委任を受けた吏員から要求があったとき。	災対法第63条第2項
自衛官	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた吏員がそばにいないとき。	災対法第63条第3項
消防局長又は消防署長	ガス等の漏えい等の事故により、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防活動、火災調査等を十分に行うことを主目的として設定する。	消防法第28条
	火災及び水災を除く他の災害現場において、消防活動、調査等を十分に行うことを主目的として設定する。	消防法第36条第8項

なお、警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難の指示等の伝達方法を準用する。

また、「住宅復旧班」は、警戒区域内での災害の発生や人の立入りを警戒するために巡視を行う。

４.４ 避難誘導及び移送

【 避難所運営班、要配慮者支援班、消防局、消防団 】

「避難所運営班」、「要配慮者支援班」、警察官、消防職員、消防団員等は協力して指定緊急避難場所へ市民を避難誘導及び移送する。

避難誘導は、緊急避難の必要がある地域から優先して行うものとし、避難行動要支援者及びその支援者、一般市民、防災従事者の順に誘導を行う。

避難行動要支援者の誘導に当たっては、避難行動要支援者支援制度により、事前に把握した避難行動要支援者の居住地情報等に基づき、地域支援者（近隣住民、自主防災会、民生委員・児童委員等）の協力を得て、迅速かつ適切に行う。

『【 本文 】本編 第３章 第４節「第13 要配慮者への支援」』参照

学校、施設、病院等において、各施設は、避難誘導責任者、避難誘導の要領、避難の順位等の避難対策をあらかじめ定めておき、適切かつ迅速な避難誘導を行う。

４．５ 指定緊急避難場所の開設

【 避難所運営班、教育施設班 】

避難の必要が生じた場合、指定緊急避難場所の施設の管理者又はあらかじめ事前指定している職員若しくは本市が事前に依頼している地域住民は、指定緊急避難場所の開設を行う。

指定緊急避難場所は、原則としてあらかじめ本市が指定している施設を利用する。教育施設班は必要に応じて、住宅復旧班と連携し、避難施設の応急危険度判定を実施する。

また、災害の状況や必要に応じて、自衛隊等の協力を得て、野外避難所等を仮設する。

なお、市域で震度 6 弱以上の地震発生時については、避難場所の開設を前提に活動を開始するものとし、開庁時は避難所運営班、閉庁時は緊急初動マニュアルにより、あらかじめ指定緊急避難場所の参集先を定められた職員が開設する。指定緊急避難場所の開設後、「避難所運営班」、「教育施設班」は、災害時活動マニュアル及び避難所運営マニュアルに基づき設営を進める。また、「総括班」は、指定緊急避難場所を開設後、直ちに開設目的、日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み等を県へ報告する。

４．６ 指定避難所の運営

【 避難所運営班、要配慮者支援班 】

(1) 指定避難所の運営に関する重要事項

指定避難所の開設時においては、避難所運営班が緊急時初動マニュアルや災害時活動マニュアル、避難所運営マニュアルに基づいた対応を行う。避難所運営については、発災当初は市が主体となって実施し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援を行う。避難所運営班は、総括班と連携しながら住民自治組織のサポートを行う。運営に当たっては、男女共同参画の観点から、複数の女性を参加させるよう配慮するとともに、以下の点にも考慮する。

① 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

「避難所運営班」又は住民自治組織は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、共同生活スペースでの共同生活が困難な避難者を把握した場合、同敷地内に別スペースを確保することに努め、その際、施設管理者及び「要配慮者支援班」と連携･調整を行う。

また、男女別更衣室、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）、女性専用の物干し場所等を避難所開設当初から設置するよう努める。

トイレについては、高齢者等に配慮した段差の少ない洋式トイレの確保に努め、女性トイレの割合を多くするとともに、性的少数者に配慮したバリアフリートイレの設置に努める。

さらに、女性の相談員等を配置し、又は巡回させ、ニーズ把握に努めるとともに、女性に必要な物資については、女性が配付するよう配慮する。

② 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる紙おむつや下着類などの物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

③ 福祉避難所への移送

「要配慮者支援班」は、対象の避難者の状況から福祉避難スペースとしての体制強化又は福祉避難所への移送を検討し、移送する場合、原則として家族等により行うが、困難な場合、「要配慮者支援班」は公用車による移送の他、自主防災会や協定締結団体等の協力を得て対応する。なお、酸素･吸引、透析等、重度の治療が必要な場合、原則、病院へ移送する。

④ 避難者と共に避難した動物の取扱い

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況の把握に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることを検討する。

動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負う。

⑤ 在宅避難者及び車中泊避難者の取扱い

大規模災害時には、自宅で生活できるものの、物資や情報のみを求める在宅避難者や、避難所での共同生活ではなく、車中泊を選択する避難者が、避難所等に来訪することが想定される。

在宅避難者への支援については、避難所を拠点とした支援を基本とし、可能な限り、需要の把握に努めるとともに、必要に応じて支援を行う拠点を増やすことを検討する。

また、車中泊については、災害発生前の平常時から想定しておくとともに、実際に避難所等に来訪してきた避難者に対しては、様々な事情を配慮し、可能な限り柔軟な対応が必要である。車で避難した避難者が、避難所生活を行う場合には、災害収束後、車両を自宅に戻すよう要請する。また、避難所敷地内で車中泊を行う避難者に対しては、駐車スペース等、避難所のルールを遵守するよう促す。

⑥ 避難所の混雑状況の把握及び周知

特定の避難所に避難者が集中することを避けるため、混雑状況を適宜把握するとともに、避難所の混雑状況を知らせるシステム等の活用により情報を発信する。

⑦ 避難所での熱中症対策

気温や湿度が高い夏場だけでなく、避難生活が続くことによる疲れや睡眠不足等により、春や秋でも熱中症となる危険性があると考えられる。

避難所ではエアコンや送風機等を適切に活用し、また、塩分や水分の補給を行う等により、適切に熱中症対策を行う。

⑧ その他

指定避難所以外に避難している住民についても同様とする。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握にも努める。

なお、避難所に避難したホームレスについて、他の避難者の心情等を勘案しながら、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。

（2）感染症対策

感染症流行下においても、災害の危険性が高まった際に、避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるように、主に以下の対策を取る（「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所・避難場所運営方針（令和２年５月危機管理課作成）」参照）。

① 避難者の過密状態の防止（スペースの確保）
② 衛生管理及び避難者の健康管理
③ 避難者自身による感染予防・感染拡大防止への理解と協力の呼びかけ

（3）避難所運営の長期化対策

避難生活の長期化に備えて、以下の対策の実施を検討する。

なお、避難者の良好な生活環境を保持するため、「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」（内閣府）を参考とする。

□避難生活の長期化対策

○適温食（温かいご飯、汁物等）の提供、食事メニューの多様化、栄養バランスの確保
○入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、銭湯情報の提供、障がい者等に対する移動入浴車の巡回等）
○燃料の確保（ボンベ、コンロの調達）
○下着類の洗濯
○食品衛生対策（保健所による巡回指導）
○心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等）
○要配慮者への配慮
（医療・福祉施設への移送、情報提供、アレルギー対応食・軟らかい食品提供等）
○性別やジェンダーによるニーズの違いに対する配慮
○防犯対策（パトロール、ガードマンの雇上げ）
○医療相談、健康・栄養相談、診療
○ボランティア活動に対する支援
○避難住民の要望把握、要望への対応方策の検討

（4）被災者の移送

① 他市区町村への移送

「避難所運営班」は、被害が甚大なため市内の指定避難所に被災者を収容できな

いときは、「総括班」へその旨報告し、他市区町村への移送を要請する。
「総括班」は移送について、県災害対策本部と協議する。

② 他市区町村からの受入れ

県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県の広域応援計画の定めるところにより積極的に協力する。

「避難所運営班」は、他市区町村からの被災者の受入れを指示された場合は、速やかに必要な措置を講じる。

(5) 指定避難所の開設期間

指定避難所は、災害が収まり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建のめどが立った時点で閉鎖する。

なお、指定避難所を閉鎖した場合は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により指定避難所の開設期間は、7 日間とする。また、状況により期間を延長する場合は県知事の事前承認を受ける必要がある。

(6) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において県に請求できる。

避難所開設に伴う費用は、人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずる。

４．７ 避難者名簿及び被災者台帳の作成

【 情報班、避難所運営班、市民窓口班 】

「避難所運営班」又は住民自治組織は、避難者名簿を作成し、定期的に「情報班」へ報告する。「市民窓口班」は「情報班」の協力を得て、被災者支援システムを活用し、被災者台帳を作成する。

なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネットワークの事前整備を図る。

４．８ 普通生活への復帰・避難所の縮小

【 総括班、避難所運営班 】

指定避難所の多くは学校施設であり、いずれ本来業務を再開しなければならない。

そのため、本市は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して指定避難所を縮小していく。

第５　人命に係る災害情報等の収集・報告

初動時において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・報告を円滑に行う。

《 記載事項 》

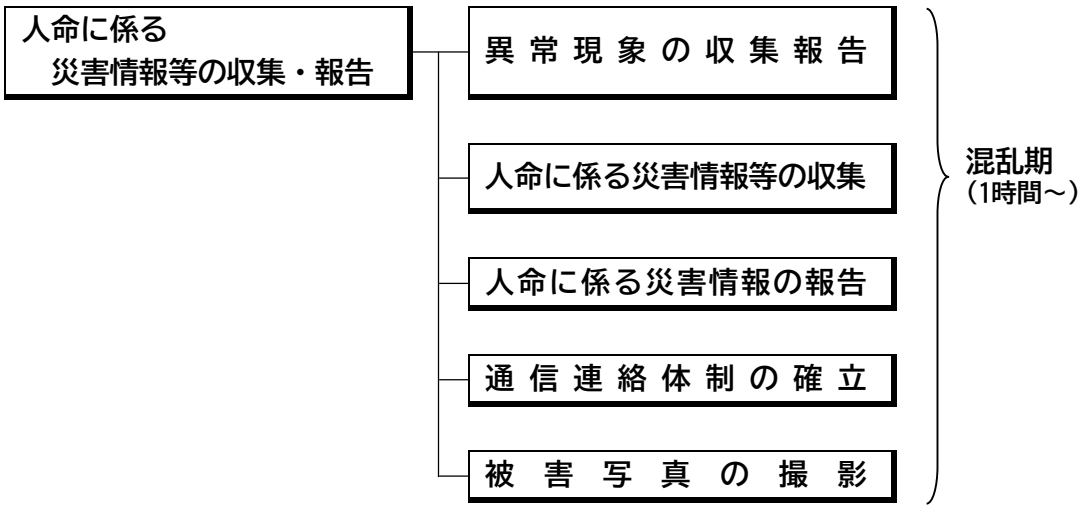

５.１ 異常現象の収集報告

【 全職員 】

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに「情報班」、警察署又は消防局に通報する。

異常現象の通報を受けた「情報班」は「総括班」に連絡し、速やかに県及び関係機関に通報する。

なお、その現象が自然現象である場合は、熊谷地方気象台にも通報する。

５.２ 人命に係る災害情報等の収集

【 情報班 】

(1)「情報班（情報収集班)」による情報収集

初動期において通信網の途絶により被災現場からの情報を得ることができない場合、「情報班」は、「情報収集班」を組織し、被災現場で人命に係る災害情報等の収集を行う。

「情報収集班」が収集すべき情報は、倒壊家屋軒数（生き埋め者等のいる要救助現場数)、出火件数、二次災害危険箇所、医療施設の被害状況等であり、完全に正確な報告よりも迅速な報告を重視する。

（2）参集途上時の職員による情報収集

「情報収集班」以外の職員も、参集途上又は応急対策活動中において人命に係る災害情報を収集するよう努める。

（3）自主防災会による災害情報の収集

自主防災会においては、自主防災活動を行う中で、災害情報を収集する体制を速やかに設ける。収集すべき情報は、**（1）「情報班（情報収集班）」による情報収集**を参照する。

収集した情報は、市災害対策本部と連絡がとれる場合は、「情報班」へ報告し、連絡がとれない場合は、情報収集班や消防団へ伝達する。

（4）消防団による災害情報の収集

消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動について、全機能を挙げて行う。それとともに可能な限り災害情報の収集を行い、電話又は無線を用い「情報班」へ連絡する。通信手段が途絶しているときには、「情報収集班」へ伝達する。

（5）市内パトロールによる情報収集

「産業班」はパトロール班を編制し、市内パトロールを実施する。パトロールにより得た情報については、「情報班」に伝達する。

（6）初動中期における被害情報の収集

「情報班」は、引き続き災害対策本部各班から情報収集を行うとともに、消防局、警察署、危険物施設管理者、ライフライン関係者、住民等からの電話連絡や駆け込み等による、被害情報の収集も併せて行う。

『【資料編】第2.19「防災関係機関」』参照

５.３ 人命に係る災害情報の報告

【 総括班、情報班 】

「情報収集班」、自主防災会、消防団、参集した職員、防災関係機関等によって収集された人命に係る災害情報は、自衛隊の派遣要請、広域応援要請のために重要な情報であるため、「情報班」が速やかに集約し、「総括班」へ報告する。

「総括班」は、「情報班」からの情報を受けて、県へ速やかに報告を行う。

なお、閉庁時に大規模地震等が発生した場合、本市の近くに居住する県職員（市町村情報連絡員）が、情報収集及び県への報告のため本市へ参集することから、「総括班」は、県職員の協力を得て、県への報告を速やかに行う。

(1) 報告の種別及び方法

「総括班」は、県災害オペレーション支援システムを使い、以下の報告種別に応じて段階的に報告を行う。

なお、人命に係る災害情報の報告は、地震発生後 1 時間（遅くても 2 時間）以内をめどに行う。

① 発生速報

被害の発生直後に県災害オペレーション支援システムで報告する。

② 災害概況即報（火災・災害等即報要領に基づく消防庁報告第 4-1）

被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について逐次県災害オペレーション支援システムで報告する。

③ 被害状況即報（火災・災害等即報要領に基づく消防庁報告第 4-2）

県災害オペレーション支援システムで報告する。

(2) 報告事項

本市が、県などの防災関係機関に報告する事項は以下のとおりである。

□報告事項

○災害の原因
○災害が発生した日時
○災害が発生した場所又は地域
○被害の状況
○災害に対して既にとった措置及び今後の措置予定
・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
・主な応急措置の実施状況
・その他必要事項
○災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

５．４ 通信連絡体制の確立

【 情報班 】

本市及び防災関係機関は、情報連絡を迅速かつ的確に行うために、県災害オペレーション支援システム、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、IP 無線、電話及びファクシミリ等の通信連絡体制を速やかに確保する。

(1) 情報関連システムの復旧

情報関連システムについて、速やかに障害状況を把握するとともに、システムベンダー等と連携してシステムの応急復旧を行う。

(2) 通信連絡窓口の一本化

災害時における通信の錯そうを避けるために窓口の一本化を図る。

□通信連絡窓口

○県　・・・・・・・・・	県災害対策本部
○市　・・・・・・・・・	「情報班」
○防災関係機関　・・・	防災関係機関（**【資料編】第2.19「防災関係機関」参照**）

(3) 有線通信途絶の場合の措置

地震災害時においては、有線通信施設の被災等によって、通信連絡が困難になることが予想されるので、無線設備又は伝令等によって通信連絡を確保する。

① 県との通信連絡

地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線を利用し交信を行う。

これらのルートが使用できない場合には、県朝霞支部（南西部地域振興センター）へ伝令によって状況を報告する他、他団体・他機関の通信回線を利用し、情報伝達体制を確保する。

② 各班との連絡

災害現場等に出動している各班員との連絡は、IP 無線によって行う。また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車、バイク又は自動車を利用する。

③ アマチュア無線等の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線やタクシー無線等を活用する。

(4) 通信設備等の優先利用

災害時には、通信のふくそうが予想されるため、内容に応じて優先順位を定めて通信を行う。また、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話は、非常又は緊急通話として取り扱い、あらかじめ NTT 東日本(株)埼玉事業部の承認を受けた災害

時優先電話を利用し、他に優先する。

□通信の優先順位

① 住民に対する避難の指示等、人命に関わる事項
② 応急措置の実施に必要な事項
③ 災害注意報・警報に関する事項
④ その他予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項

『【資料編】第2.20「防災行政無線（固定系）」』参照

５.５ 被害写真の撮影

【 広報班 】

被害写真の撮影は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要である。

各班において、また、災害全般にわたっては、「広報班」において被害写真を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期する。

なお、必要に応じて協定によるドローンでの撮影も検討する。

第６　人命に係る広報活動

本市及び防災関係機関は、地震発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、市民が適切な行動をとれるようにし、混乱の発生を未然に防止する。

《 記載事項 》

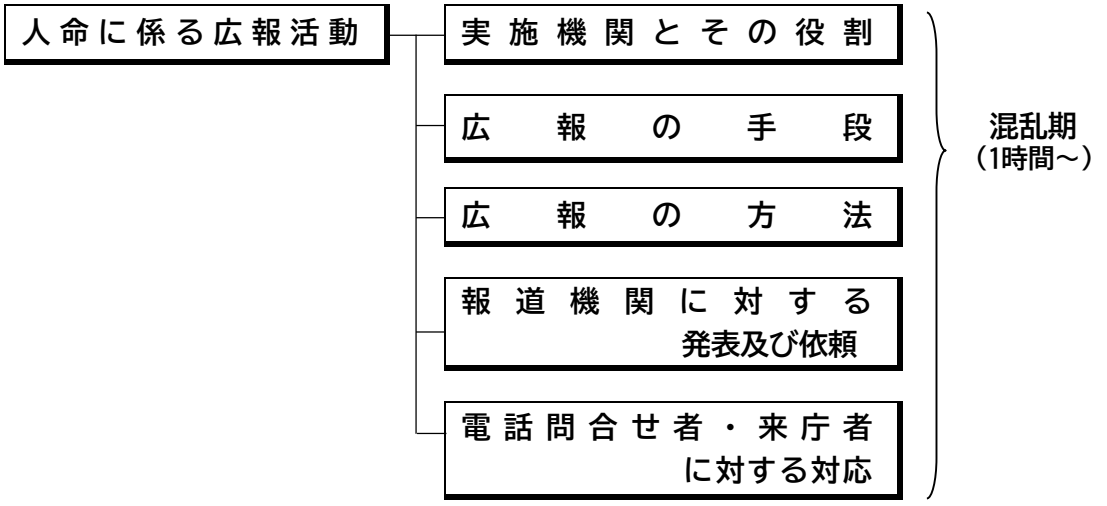

６．１ 実施機関とその役割

【 広報班 】

広報の実施機関と役割を以下に示す。

□混乱期（1時間～3時間）から広報・報道する事項

機関名	広報・報道内容
新 座 市 「広報班」	①災害による被害を最小限にとどめるための事前対策 ②災害対策本部の設置又は解散 ③気象情報 ④火災状況（発生箇所、被害状況等） ⑤市民への避難情報等（避難の指示、避難所の位置、経路等） ⑥避難情報の報道機関・県への伝達 **『【 本文 】本編 第３章 第３節 第４「4.2 避難の指示等」』参照** ⑦住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項 ⑧二次災害危険情報 ⑨河川、橋梁等土木施設情報（被害、復旧状況） ⑩交通状況 （交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等） ⑪電気、水道、ガス等事業施設被害状況（被害状況、注意事項） ⑫医療救護所開設状況 ⑬給食、給水実施状況（給水日時、量、対象者） ⑭スーパーマーケット・ガソリンスタンド情報 ⑮道路障害物、し尿処理の状況 ⑯衣料、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等） ⑰ＮＴＴ東日本「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」 ⑱防疫状況と注意事項 ⑲要配慮者に向けた情報 **『【 本文 】本編 第３章 第４節「第13 要配慮者への支援」』参照** ⑳被災地域外住民へのお願い （例）・被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしない。 ・救援物資ではなく、義援金による支援をお願いする。
消防局	①火災の発生防止、初期消火に関すること ②火災の発生状況に関すること ③避難に関すること
防災関係機関	①活動体制に関すること ②電気、ガス、危険物流出等の二次災害の防止に関すること ③所管業務の被害状況、復旧状況に関すること

６．２ 広報の手段

【 広報班 】

本市が住民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線や広報車等による。また、必要に応じて職員が現場で指示を行ったり、ビラ、広告等の配布・掲示を行ったりするとともに、自主防災会や自衛隊（航空機による広報）に広報の協力依頼を行う。

さらに、市ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、エリアメール／緊急速報メールを活用するほか、コミュニティ FM、ケーブルテレビに市民への情報提供を要請する。

広報の手段（媒体）の選定は、特に指示された場合を除き、「広報班」が状況を判断の上で適切な手段を選定する。

６．３ 広報の方法

【 広報班 】

広報の方法は、以下の伝達経路のとおりとする。

■広報の伝達経路

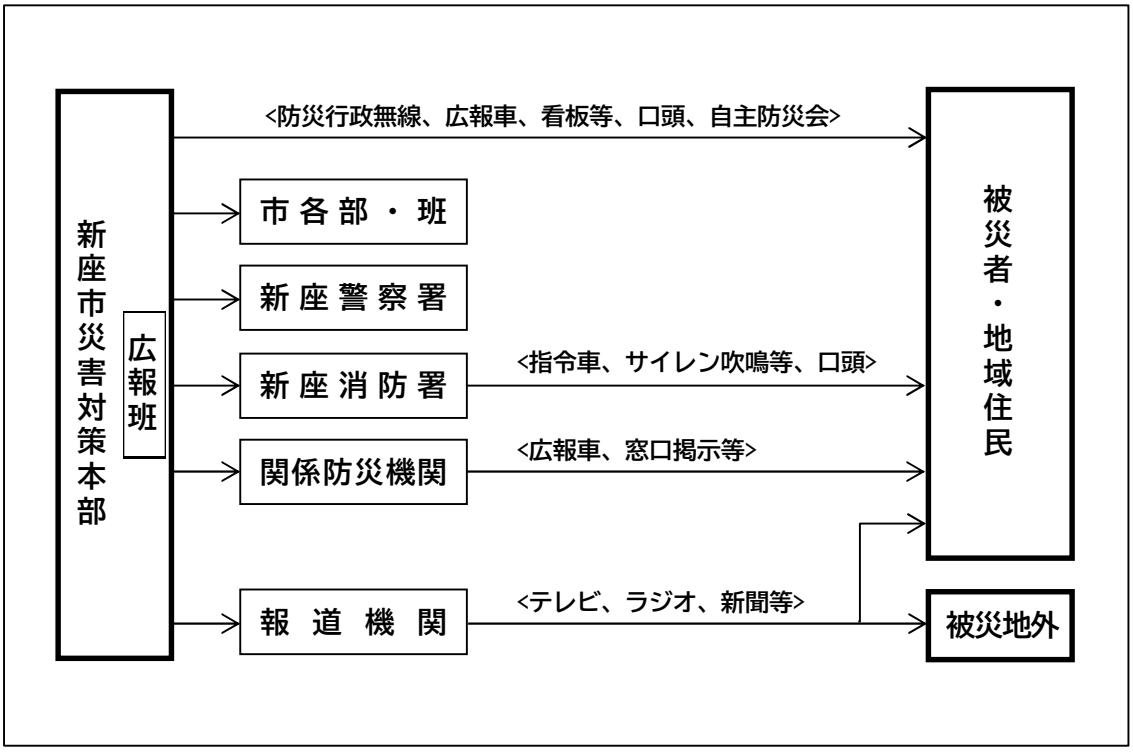

６．４ 報道機関に対する発表及び依頼

【 広報班 】

市災害対策本部は、「広報班」を窓口として発表する部屋を設け、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表する。

(1) 報道機関への要請

「広報班」は、被害状況等により広域的な広報等が必要なときは、県災害対策本部統括部に、ヘリコプターの利用、活字媒体、放送媒体、ホームページによる広報活動を要請する。

また、「広報班」は、報道機関に対し、避難所などにおいてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

避難指示等の情報の伝達については**「本編 第３章 第３節　第４『4.2 避難の指示等』」**を参照のこと。

(2) 記者発表の実施

「広報班」は、記者会見場や必要な設備の準備を行う。また、記者発表に際しては、あらかじめ発表者を決め、その後の本市から報道機関への発表についてもできるだけ発表者を固定して行う。

また、発表内容については、本部員会議に諮る。

６．５ 電話問合せ者・来庁者に対する対応

【 市民窓口班 】

「市民窓口班」は、初動活動の円滑な遂行のために、住民からの被害通報、要望、安否確認等の電話問合せ等に対応する。

また、問合せのために来庁した市民に対しても、掲示板、庁内放送等を活用して適切に対応する。

なお、発災直後は、多数の住民が市役所庁舎に避難してくることも予想されるため、適宜、指定緊急避難場所を案内する。

安否確認等への対応については、個人情報保護の観点に留意しつつ、被災者支援システムを活用した被災者台帳を基に対応を図る。

『【 本文 】本編 第３章 第３節 第４「4.7　避難者名簿及び被災者台帳の作成」』参照

第７　広域応援要請

災害時において、本市の防災機関のみでは対処できないと判断した場合は、速やかに県、近隣市町その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を実施する。

《 記載事項 》

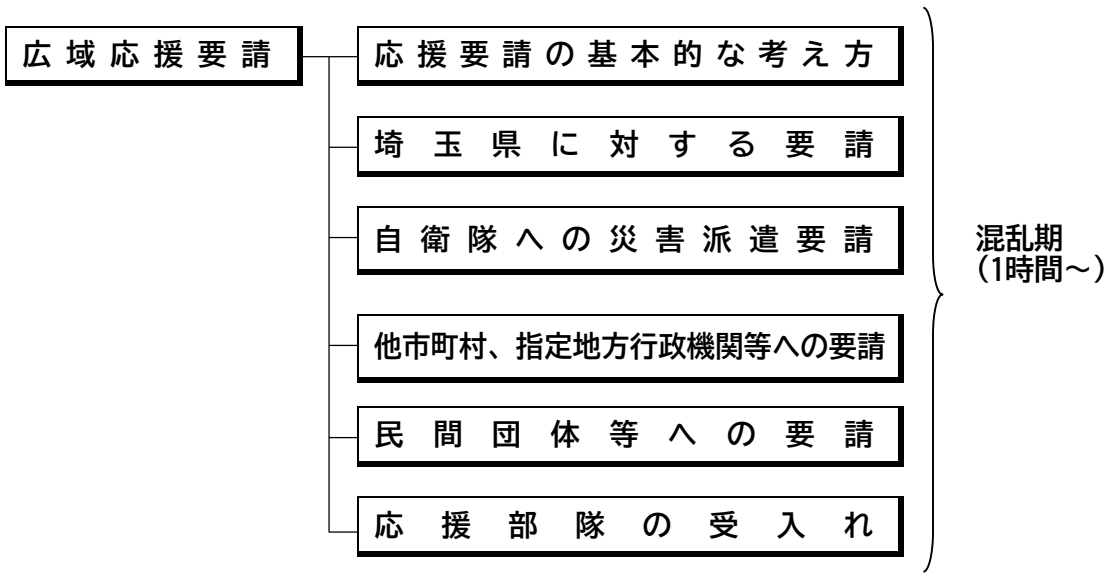

7.1 応援要請の基本的な考え方

【 受援班、管財班、総括班 】

各班における不足する人員、物資、資材等の取りまとめ及び調整を、「受援班」で行う。

受援に際しては、具体的な手続きを事前に定めた「新座市受援計画」を適用する。

応援要請の対象は、災害対策本部事務局運営・避難所運営・物資搬出入・被害調査・応急復旧・住家被害認定・罹災証明書交付・生活再建各種相談・ボランティア受付支援等の人的支援業務や、食料・水・生活必需品・資機材等の物的支援業務が想定される。

受援班及び応援を要する班は、総括班と調整の上、本部員会議に応援要請について上申する。

応援要請から受援までの基本的な流れとして、要請は「総括班」が行う。

受入以降の総合調整、受入状況取りまとめ、災害対策本部設置施設内の事務スペース（本庁舎 3 階の会議室又は本庁舎 4 階のスペースを想定）や資機材等の確保・支援については「管財班」、「受援班」が行う。

ただし、応援部隊との調整のうち、発災初期の救急・救助・捜索等といった消防・警察・自衛隊等の活動に関する調整のみ、「総括班」が行うこととする。「総括班」は、現場での活動・指揮を円滑に実施するため、必要に応じて調整会議を主催し、応援部隊の地域割り、役割分担を行い、それぞれに権限を与えて作業を依頼するなどして、指揮命

令系統を確保する。

受入後、各班への応援段階における個別の業務調整については、各班が直接行う。

また、必要に応じて災害対策本部員会議への応援者の参加を要請する。

なお、原則、自己完結型の応援受入を想定するが、「受援班」は必要に応じて、宿泊施設の情報提供を行う等、協議・調整を行う。なお、応援団体の休憩場所は、本庁舎 3 階ふるさとハローワークや庁舎内の空き会議室とするほか、近隣の公共施設の活用を検討する。

本市のみで受入体制を整えることが困難な場合は、県災害対策本部へ受入調整を依頼する。

また、本市が激甚被災地となった場合等、市内における応援部隊の受入れや、応援拠点となる施設等の確保が困難な場合、県に対して、周辺市町村における広域応援拠点施設の開設とその運営を要請し、市職員を連絡要員として派遣する。逆に、本市の被害が相対的に軽い場合、激甚被災地となった市町村に対して、県の指示等により応援体制を確保する。

７.２ 埼玉県に対する要請

【 総括班 】

地震発生時において、市内の防災関係機関のみでは対応が不可能と判断したときは、「総括班」は、県災害対策本部へ文書で応援又は応援のあっせん等を要請する。

なお、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後、速やかに文書を送付する。

(1) 要請の事項（災対法第 68 条）

要請は、以下の事項を明確にして行う。

○災害の状況
○応援（応急措置の実施）を要請する理由
○応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
○応援（応急措置の実施）を必要とする場所
○応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
○その他必要な事項

(2) 他都県、他市町村又は指定地方行政機関の職員のあっせんを求める場合

（災対法第30条）

要請は、以下の事項を明確にして行う。

○派遣のあっせんを求める理由
○派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
○派遣を必要とする時期
○派遣される職員の給与その他の勤務条件
○その他参考となるべき事項

（3）緊急放送の要請（災対法第 57 条）

要請は、以下の事項を明確にして行う。

○放送要請の理由 ○放送事項 ○希望する放送日時・送信系統 ○その他必要な事項

（4）埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援職員の派遣要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し要請を行うことで、県及び県内市町村から市に、応援職員（彩の国災害派遣チーム）が派遣される。

なお、派遣対象となる業務は、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の業務であり、国や関係団体等が関与して全国的に行われる仕組の業務は含まれない。

（5）応急対策職員派遣制度

県内市町村の相互応援だけでは、県内の被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、県は、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

本制度では、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により、災害対応業務の支援を行う。

７.３ 自衛隊への災害派遣要請

【 総括班、受援班 】

自衛隊の災害派遣要請が必要と判断された時は、「総括班」は本部会議で協議の上、県災害対策本部を通じて、県知事に災害派遣を要請する。

なお、通信途絶等により県知事へ要請できないときは、陸上自衛隊第 32 普通科連隊へ直接要望し、事後、速やかに県知事に通知する。

(1) 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊に要請できる範囲は、おおむね以下のとおりである。

○被害状況の把握
○避難者の誘導、輸送、捜索、救助
○消防活動
○水防活動
○道路等交通路上の障害物の除去
○診療、防疫、病虫害防除等の支援
○通信支援
○人員及び物資の緊急輸送
○炊事及び給水支援
○救援物資の無償貸付又は贈与
○交通規制の支援
○危険物の保安及び除去
○予防派遣
○その他

(2) 災害派遣部隊の受入体制の確保

受援班は、自衛隊の活動に必要な施設、資機材等について、管財班と連携し、確保に努める。

なお、原則、活動拠点として、朝霞駐屯地の使用を打診することとする。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

○派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
○派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
○派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
○派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
○その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

７．４ 他市町村、指定地方行政機関等への要請

【 総括班 】

「総括班」は、必要と認められるときは、他の市町村に対し応援を要請する。

(1) 協定締結自治体への要請

□災害時相互応援協定の締結状況

○朝霞市、志木市、和光市との相互応援協定
○埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市との相互応援協定
○東京都西東京市との相互応援協定
○東京都練馬区との相互応援協定
○栃木県那須塩原市との災害時相互応援協定
○新潟県十日町市との災害時相互応援協定
○茨城県日立市、栃木県小山市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、東京都東村山市、愛知県安城市との災害時相互応援協定

□応援要請の内容

①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
②救援及び救助活動に必要な車両等の提供
③被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧に必要な資機材及び物資の提供
④被災児童、生徒の一時受入れ
⑤被災者の一時収容のための施設の提供
⑥救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
⑦ボランティアのあっせん
⑧前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(2) その他市町村、指定地方行政機関への要請

（地方自治法第252条17、災対法第29条2項）

「総括班」は、協定締結自治体の応援だけでは対応が困難であると判断した場合、その他の市町村や指定地方行政機関に対して、地域衛星通信ネットワーク又は電話をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

(3) 地方公共機関、指定地方公共機関への要請

「総括班」は、本市域の電気、ガス、輸送、通信等の被災状況に応じ、地方公共機関、指定地方公共機関に対し、速やかな対応を要請する。

７．５ 民間団体等への要請

【 総括班 】

「総括班」は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するために、防災関係機関のみならず、本市の区域における民間団体へ協力を要請する。

『【 本文 】本編 第３章 第４節「第10 ボランティア・労務者の確保・供給」』参照

(1) 協力団体

① 公共的団体

医師会、歯科医師会、助産師会、薬剤師会、防火安全協会、交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会、婦人会、市指定水道工事店防災協力会、市指定下水道工事店、建設業防災協力会、建設業防災協会、造園業防災協力会、電設防災協力会、清掃業者衛生組合、金融団、農協、市社会福祉協議会、シルバー人材センター、日赤新座市地区、大学・高校奉仕団、トラック協会、災害ボランティアバイクネットワーク関東（埼玉支部）等

② 住民の自発的組織

自治会、町内会、自主防災会等

③ 市民ボランティア等

(2) 協力業務

協力を得る主要業務内容は以下のとおりである。

○異常現象、危険箇所等を発見した時の災害対策本部への通報
○避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
○被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
○被害状況の調査補助業務
○被災地域内の秩序維持活動
○道路、公共施設等の応急復旧作業活動
○応急仮設住宅の建設業務
○生活必需品の調達業務
○その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

７．６ 応援部隊の受入れ

【 総括班、受援班 】

内閣府･中央防災会議では、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の中で､首都直下地震が起こった際の災害応急対策活動の具体的な内容を定めている。その中で、物資に関する支援は、発災直後には、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する、プッシュ型支援を実施することとなっている。

プッシュ型支援は、マグニチュード7クラスの首都直下地震が発生し、東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測された場合には、被害全容の把握を待つことなく開始される。ただし、東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、状況に応じて実施される。

プッシュ型支援により被災都県に供給される品目は、食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易・携帯トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目である。飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。

首都直下地震の際には、物資支援に加えて、全国から、救助･救急、消火活動、医療活動等のために応援部隊が派遣される。被災都県では、応援部隊のための活動拠点をあらかじめ想定して候補地として定め、発災後には速やかに確保することになる。本市内では、以下に挙げる施設が救助活動拠点候補地となっている。

□救助活動拠点（候補地）

名称	活動主体
総合運動公園（多目的広場、少年サッカー場、こもれび広場、はらっぱ広場）	消防又は警察
馬場運動場	消防又は警察
朝霞駐屯地	自衛隊
新座防災基地	広域物資輸送拠点代替地

第８　自主防災会の活動

阪神淡路大震災や東日本大震災に際して、行政の救急活動が十分に機能しない中、人命救助活動等に威力を発揮したのは「顔見知り」という地域コミュニティであった。
本市は、阪神淡路大震災や東日本大震災で得られた教訓を生かし、市民による地域の自主防災会の活動を支援する。

《 記載事項 》

自主防災会の活動	混乱期（1時間～）

８．１ 自主防災会の活動

【 総括班、自主防災会 】

自主防災活動は、最も早く災害に対応できる防災力であり、地域ごとに団結し組織的に行動することによって、その効果を最大限に発揮することができる。

(1) 自主防災会の活動体制

自主防災会は、迅速かつ効率的な応急対策活動を実施するために、基本的に以下の班編成にて活動する。

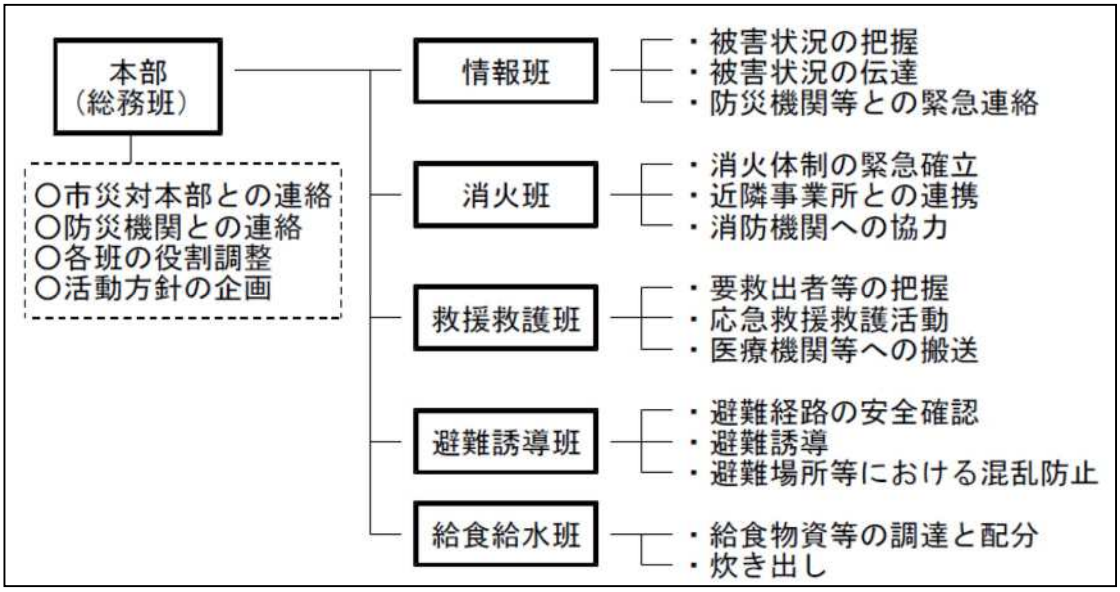

(2) 自主防災会の活動

① 情報班の活動

情報班は、被害状況等を迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・分析・伝達を行う。

ア　情報の収集・伝達

地域内の被害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民及び防災関係機関へ伝達する。

イ　情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令、市職員に対する口頭伝達等による。

② 消火班の活動

発災時において、速やかに消火体制を確立するなど、次のような行動をとる。

ア　格納庫への参集

消火班員は、家族の安全対策を講じた後、速やかに格納庫に参集する。また、参集に際しては、次のような状況の把握に努める。

・参集途上における火災の有無
・道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無
・危険物、可燃ガス等の流出の状況等
・電線の切断の有無

イ　防火の呼び掛け

情報班と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止、初期消火行動について呼び掛けを行う。

ウ　防火パトロールと初期消火

防火パトロールを実施して、火災を発見した場合には、消防団と協力し、消火活動を行う。

エ　消火の協力要請

地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所に協力を求める。

オ　消火活動の応援

消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して軽可搬消防ポンプ等を活用しながら消火活動を行う。

③ 救援救護班の役割

ア　要救出・救護者の把握

建物倒壊による要救出者及び家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。

イ　応急救出活動

倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動を行う。

大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保を行う。

ウ　応急救護活動

かすり傷程度の軽傷の場合には、各家庭で処置することになるが、負傷者が多数発生した場合等には、自主防災会が、小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、切り傷、打撲等によ

る軽症者を対象に治療を行い、重症者については、簡単な応急処置を行うとともに、医師又は防災関係機関等の指示を受ける。

エ　後方医療機関等への搬送

災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症患者については、速やかに本市が開設する医療救護所又は後方医療機関等へ搬送する。この場合、あらかじめ医療救護所や医療機関の受入体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。

オ　防災関係機関への協力

発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の医療救護所等への搬送、その他防災関係機関からの指示及び要請に協力する。

④ 避難誘導班

ア　避難誘導

避難誘導班員は、市災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

イ　避難行動要支援者の緊急避難

避難行動要支援者については、平常時からよく把握しておき、地震発生時には、いち早く安全な場所に避難させる。

ウ　避難所における混乱防止

避難所における混乱防止のため、避難所の職員と協力して、人心の安定に努める。

エ　秩序維持協力

避難後における市街地の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒に当たらせる。

⑤ 給食給水班

ア　給食の実施

本市から提供された食料、地域内の家庭又は販売業者等から提供を受けた食料等の配分及び炊き出し等により給食活動を行う。

イ　給水の実施

本市から提供された飲料水、水道・井戸等によって確保した飲料水によって給水活動を行う。

ウ　その他

その他物資の配付があった場合には、円滑・迅速に処理する。

⑥ 避難所の主体的な運営

避難所の運営は、原則、当該避難所のある地域を活動拠点としている自主防災会を中心とした住民自治組織が主体となり、ボランティアや避難者自身と協力しながら行う。その際、市災害対策本部との連絡や必要な物資の要請等、適宜、避難所運営班の市職員のサポートを得ながら実施する。

『【本文】本編 第３章 第３節 第４「４．６ 指定避難所の運営」』参照

第４節　緊急救援期から実施する活動

地震発生後 3 時間程度を目安に、総力体制で行う被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動を以下に示す。

**********《 緊急救援期から実施する活動の構成 》**********

第４節　緊急救援期から実施する活動

- 第１ 緊急輸送体制の確立
  - 1.1 緊急輸送体制の確立 [p185]
  - 1.2 緊急輸送用手段の確保 [p187]
  - 1.3 交通規制の要請 [p187]
  - 1.4 緊急輸送 [p187]
- 第２ 医療救護
  - 2.1 医療救護需要の把握 [p189]
  - 2.2 医療救護 [p189]
  - 2.3 負傷者の搬送 [p191]
- 第３ 緊急給水体制の確立
  - 3.1 給水需要の把握 [p192]
  - 3.2 給水方針の決定 [p193]
  - 3.3 給水 [p194]
  - 3.4 給水施設の応急復旧 [p194]
- 第４ 緊急食料供給体制の確立
  - 4.1 給食需要の把握 [p195]
  - 4.2 給食能力の把握 [p195]
  - 4.3 給食方針の決定 [p196]
  - 4.4 給食 [p196]
- 第５ 緊急生活必需品供給体制の確立
  - 5.1 生活必需品需要の把握 [p198]
  - 5.2 公的備蓄、業者調達可能量の把握 [p198]
  - 5.3 生活必需品供給方針の決定 [p198]
  - 5.4 生活必需品の供給 [p199]
- 第６ 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧
  - 6.1 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧 [p200]

（次頁へ）

第４節　緊急救援期から実施する活動

- 第7 二次災害防止活動
  - 7.1 危険物等による二次災害の防止 [p201]
  - 7.2 土砂崩壊による二次災害の防止 [p203]
  - 7.3 応急危険度判定 [p203]
- 第8 帰宅困難者対策
  - 8.1 帰宅困難者への情報提供 [p205]
  - 8.2 帰宅活動への支援 [p206]
  - 8.3 企業・学校等における帰宅困難者対策 [p207]
- 第9 行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋葬
  - 9.1 行方不明者の捜索 [p208]
  - 9.2 遺体の収容処理 [p208]
  - 9.3 遺体の埋葬 [p209]
- 第10 ボランティア・労務者の確保・供給
  - 10.1 ボランティアの活動体制の確立 [p210]
  - 10.2 労務者の雇上げ [p211]
  - 10.3 労務応援要請 [p211]
- 第11 災害救助法の適用
  - 11.1 災害救助法適用に関係する被害情報の収集 [p212]
  - 11.2 災害救助法の適用 [p212]
  - 11.3 災害救助法が適用されない場合の措置 [p215]
- 第12 防疫・保健衛生活動
  - 12.1 需要把握 [p222]
  - 12.2 防疫・保健衛生活動 [p222]
  - 12.3 食品衛生活動 [p224]
  - 12.4 動物愛護 [p224]
- 第13 要配慮者への支援
  - 13.1 避難行動要支援者に対する避難支援 [p226]
  - 13.2 医療・福祉サービスの継続体制の確保 [p227]
  - 13.3 要配慮者に対する支援 [p229]
- 第14 新座市議会との情報共有
  - 14.1 新座市議会議員からの情報集約 [p230]
  - 14.2 新座市議会への情報提供 [p230]

****

第１　緊急輸送体制の確立

災害時における被災者、災害対策要員、災害対策用資機材及び救援物資の緊急輸送体制を速やかに確立する。

《 記載事項 》

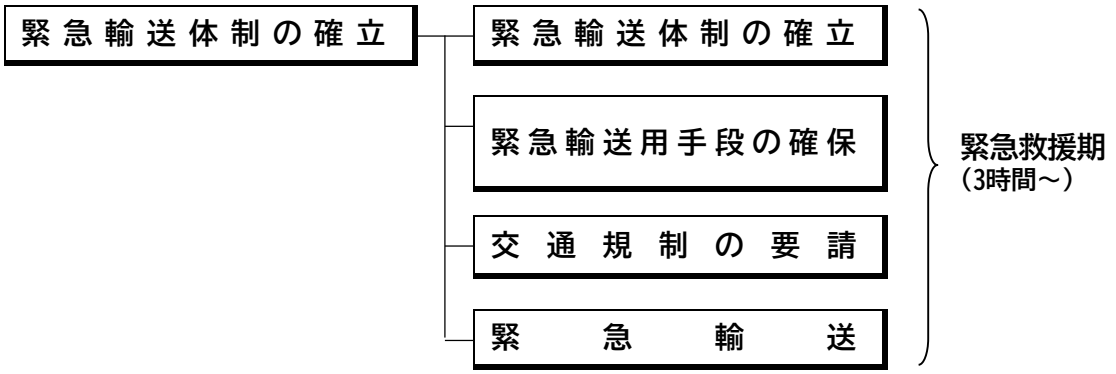

１.１ 緊急輸送体制の確立

【 情報班、応急対策班 】

市民の安全確保、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るため、被災者、災害対策要員、災害対策用資機材及び救援物資を輸送する緊急輸送道路を確保する。輸送道路の確保に際しては、あらかじめ本市で指定した緊急輸送道路を優先する。

本市で対応できない場合には、県災害対策本部に輸送内容、その他必要条件を明示して応援又はあっせんを要請する。

『【 本文 】本編 第２章 第２節「第８ 緊急輸送体制の整備」』参照

（1）緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、おおむね次のとおりとする。

□第１段階

○救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等の物資
○消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
○災害対策要員、通信・電力・ガス・水道施設の保安要員等応急対策に必要な人員及び物資等
○後方医療機関へ搬送する負傷者等
○緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧・交通規制等に必要な人員及び物資

□第２段階

○第１段階の続行
○食料・水等の生命の維持に必要な物資
○傷病者及び被災者の被災地外への輸送
○生活必需品

（2）緊急輸送道路の確保

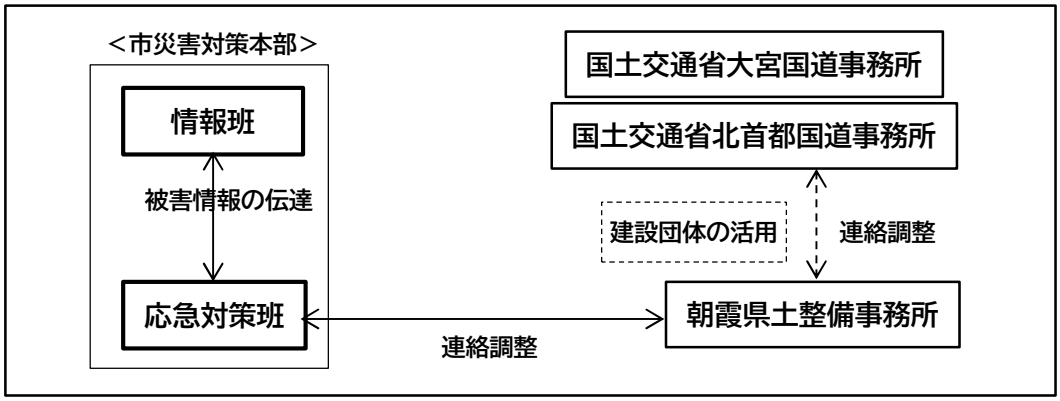

（3）放置車両等への対応

本市は、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、緊急車両の通行ルートを確保するため緊急の必要があるときは、災対法第 76 条の 6 に基づき、運転者等に対して車両の移動の命令を行う。また、運転者等がいない場合においては、災害時における車両の移動等に関する協定などにより、車両の移動等を行う。

なお、放置車両等の移動等のためにやむを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を可能とする。

１．２ 緊急輸送用手段の確保

【 管財班 】

緊急輸送を行うため、本市が保有する車両を中心に輸送用車両を確保し、燃料の調達、配車を行う。

本市の保有車両のみでは不足する場合は、トラック協会、バス協会等に、車両の借上げ等の応援を要請する。また、ヘリコプターの調達については、県災害対策本部又は自衛隊に要請する。

『【資料編】第2.21「市各部保有車両台数」』参照
『【資料編】第2.22「燃料調達先」』参照

１．３ 交通規制の要請

【 総括班 】

緊急輸送道路の確保のために、新座警察署に道路交通規制を要請する。

『【 本文 】本編 第３章 第２節「第４ 道路交通の安全確保」』参照

１．４ 緊急輸送

【 援護班 】

緊急輸送を効率的に行うために輸送拠点及び集積場所を設定し、関係機関と協力の上緊急輸送を実施する。

(1) 車両による輸送

本市保有車両又は直接調達できる車両等で輸送を行うことを基本とする。
また、輸送拠点等における受入れ、配付等の作業は、ボランティア等の協力を得る。

① 輸送ルートの検討

緊急輸送ルートの被害状況を確認して、使用不可能な時は、新座警察署、県災害対策本部と協議して代替輸送ルートを決定する。

② 輸送拠点の設定

市内に、中継物流施設として以下の施設を物資の輸送拠点とする。輸送拠点では、市街からの救援物資の受入れ・一時保管を行う。物流企業と締結している協定に基づき、被災状況を確認の上、積極的な応援要請を行う。

□輸送拠点施設

名称	所在地	備考
新座市民総合体育館 サブアリーナ	本多2-1-20	指定避難所

□物流企業等との協定締結状況

No	協定事項	締結企業等	締結日
1	物資の輸送	埼玉県トラック協会朝霞支部	平成 24 年 3 月 2 日
2	物資の輸送及び物資拠点の運営	佐川急便株式会社	平成 28 年 11 月 28 日
3	物資の輸送及び物資拠点の運営	ヤマト運輸株式会社	平成 28 年 11 月 30 日

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

(2) 鉄道輸送

被災者又は物資輸送のため、車両の増結、臨時列車の増発などを必要とする場合は、以下の機関と協議して適切な処置を講じる。

○東日本旅客鉄道(株)東所沢駅
○日本貨物鉄道(株)新座貨物ターミナル駅
○東武鉄道(株)志木駅

(3) 航空輸送

被害状況及び道路交通状況によっては、県災害対策本部又は自衛隊に対しヘリコプター等の出動を要請する。

なお、ヘリポートの開設が可能であるか予定地の状況を早急に把握する。

(4) 費用負担

応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において市町村が県に請求できる。

第２　医療救護

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。

《 記載事項 》

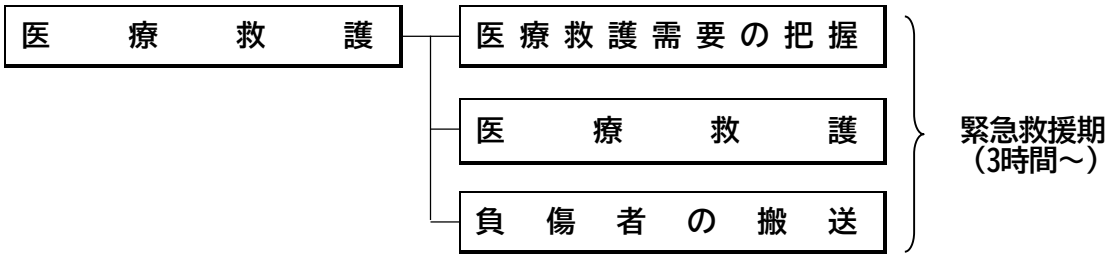

２.１ 医療救護需要の把握

【 医療班 】

医療機関の機能が停止し、若しくは不足した地区について、医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「第５ 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

２.２ 医療救護

【 医療班 】

医療救護活動に際しては、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、医療機関等と密接な連携を保ち、救急救護、医療、助産を実施し、被災者の迅速な救護を図る。

(1) 医療救護の流れ

『【 本文 】本編 第２章 第２節「第５ 災害時医療体制の整備」』参照

(2) 医療救護班の編成

『【 本文 】本編 第２章 第２節「第５ 災害時医療体制の整備」』参照

（3）医療機関の確保

医療機関の被害状況及び患者の収容状況を把握し、1 つの病院への過剰集中が起こらないようにする。ライフラインが被災している場合には、早期復旧を関係機関に依頼する。

なお、被害が甚大な場合は、県災害対策本部に被災地外の医療機関の手配を依頼する。

（4）透析医療の確保

建物倒壊等により身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫され、その後、救助等により圧迫から解放されたときには、クラッシュシンドローム（挫滅症候群）を発症するおそれがある。

クラッシュシンドロームは、早期に透析治療を行う必要があることから、本市は、本市及び周辺市町村の透析医療施設の被災状況及び透析患者の受入可能状況を把握し、被災した透析医療施設に情報を提供する。また、透析施設へ優先的に給水を行う。

（5）精神科救急医療の確保

本市は、県と協力して被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

（6）医薬品等の確保

医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院において備蓄しているものを使用するものとし、不足するときは、協定等により市内の医薬品取扱業者（主に薬局）から調達する。

また、状況によっては県災害対策本部、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会等に調達について応援を要請する。

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

（7）臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に適用することが特に必要と認められるものとして当該災害を政令で指定したときは、迅速な医療施設の開設が可能となるよう、消防法及び医療法の適用が除外となる。

２.３ 負傷者の搬送

【 消防局、医療班 】

消防局は、医療班と連携し、関係医療機関と調整の上、被災者の救命のために、トリアージと負傷者の搬送を実施する。

(1) 搬送体制

搬送体制は、原則として次のように実施する。

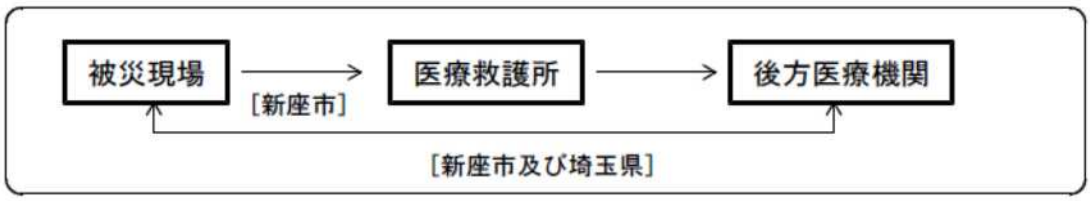

(2) トリアージの実施

各医療機関の協力を得て、トリアージを実施する。

(3) 重傷者の搬送

① 搬送内容

消防局は医療班と連携し、自主防災会、地域住民等の協力を得て、後方医療機関等の被害状況や空床情報を把握し、重傷者を被災現場から医療救護所又は後方医療機関へ搬送する。

『【 本文 】本編 第２章 第２節 第５「□救急告示医療機関」』参照
『【 本文 】本編 第２章 第２節 第５「□災害拠点病院」』参照

② 搬送

医療班は必要に応じて、消防局の救急車、本市及び輸送業者の車両、自衛隊の車両及びヘリコプターを利用するとともに、県災害対策本部に救急車及びヘリコプターの派遣要請を行う。

『【 本文 】本編 第３章 第４節「第１ 緊急輸送体制の確立」』参照

第３　緊急給水体制の確立

災害のため飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給するとともに給水施設の早期復旧を図る。

《 記載事項 》

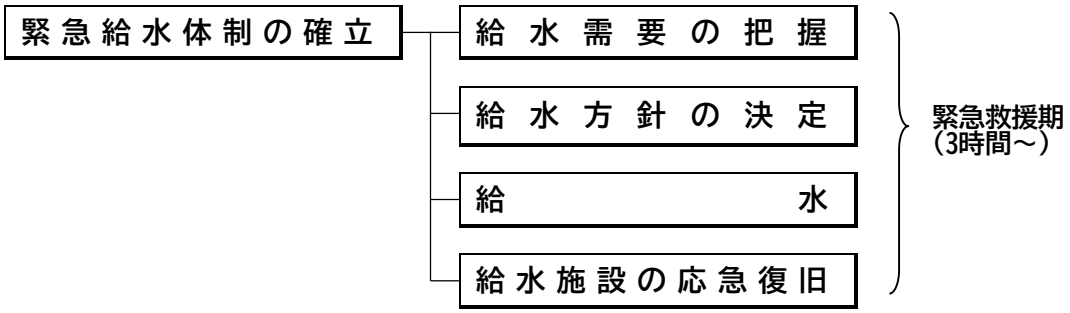

３.１ 給水需要の把握

【 給水班 】

災害により、飲料水を得ることのできない者等の数を把握する。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「第５ 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

３.２ 給水方針の決定

【 給水班 】

給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込みを参考に、給水方針を決定する。

ただし、本市で対応が困難な場合は、給水需要の把握については、新座市指定水道工事店防災協力会に応援要請を行い、給水方針の決定による給水手段の確保については、県災害対策本部に応援要請及び資機材等の借入あっせんを行う。

(1) 給水対象者

災害により飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

なお、要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

(2) 給水量

給水量は、災害発生から 3 日までは、1 人 1 日約 3 リットル、4 日目以後は約 20 リットルを目標とする。

『【 本文 】本編 第２章 第２節 第３ 「□一日当たりの目標水量」』参照

(3) 給水方法

給水は、浄水場から給水車や給水タンクを使い搬送し、各応急給水地点において行う。

また、衛生面を確認の上、災害用指定井戸、プール、貯水塔等を活用する。

□給水機器一覧表（市保有分）　［令和7年7月1日現在］

給水機器	保有数量
給水タンク車	2台（2ｔ）
給水タンク	2基（1ｔ）　1基（0.5ｔ）
給水コンテナ	4基（1ｔ）
ポリ容器	580個（20リットル容器）
ポリ袋	25,000枚（6リットル袋）

『【資料編】第2.6「災害用指定井戸」』参照

(4) 応急給水拠点

市内全域が断水した場合、西堀浄水場、片山浄水場、野火止浄水場、新座団地給水所、新座市役所、福祉の里、西堀・新堀コミュニティセンターでの給水とする。ただし、被災状況によっては代替箇所を検討する。また、断水が限定的である場合、断水している地域への応急給水拠点の増設を検討する。

３.３ 給水

【 給水班 】

３.２の給水方針に基づき、給水を行う。

本市のみでは給水が困難な場合は、県災害対策本部、自衛隊、近隣市、新座市指定水道工事店防災協力会、公益社団法人日本水道協会に応援を要請する。

給水拠点を設定した際は、住民に対して広報するとともに、設定した地及びその周辺に「給水所」と記載した掲示物を表示する。

(1) 周知・広報

給水拠点を設定した際は、住民に速やかに周知を図る。

(2) 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

３.４ 給水施設の応急復旧

【 水道復旧班 】

災害時活動マニュアルに基づき、県災害対策本部を通じて全国の自治体、新座市指定水道工事店防災協力会、公益社団法人日本水道協会の協力を得て復旧する。

□浄水場施設　　**［令和7年4月1日現在］**

名称	取水能力（㎥/日）	受・配水池	
		数	容量（㎥/日）
西堀浄水場	9,400	4	15,000
片山浄水場	6,200	4	9,130
野火止浄水場	4,900	2	4,800
新座団地給水場	600	1	980
計	21,100	11	29,910

『【資料編】第2.5「浄水場施設（貯水能力）」』参照

『【資料編】第2.23「新座市指定給水装置工事事業者一覧」』参照

第４　緊急食料供給体制の確立

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

《 記載事項 》

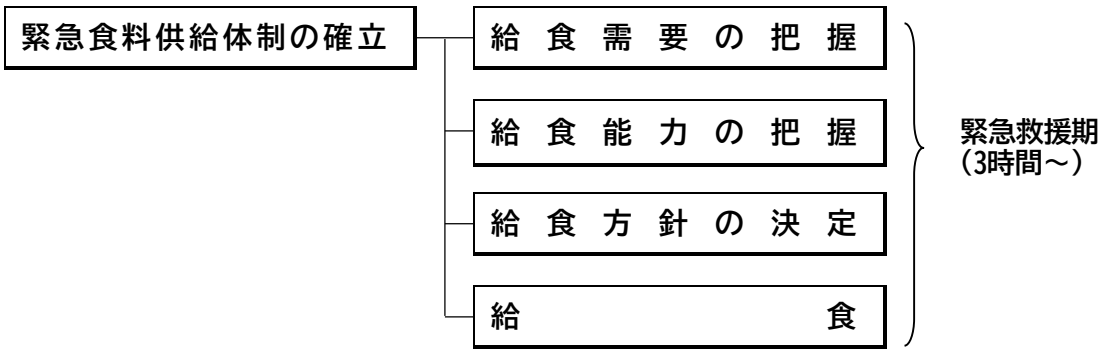

４.１ 給食需要の把握

【 援護班、避難所運営班 】

下表を参考に、避難者数、調理不能施設（ガス供給停止等による）数、防災要員数を早期に把握する。

また、食事の提供に当たり、特別な配慮を要する者（乳幼児、高齢者、慢性疾患のある者、食物アレルギーのある者等）の人数についても把握する。

□供給対象者

○避難所に収容された者
○住家に被害を受けて炊事のできない者
○住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
○通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給が受けられない者
○旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
○応急活動に従事する者

４.２ 給食能力の把握

【 学校班、教育施設班 】

市内の小、中学校等の給食能力を有する施設（給食室、家庭科室）の被害状況を把握する。

４．３ 給食方針の決定

【 学校班、医療班 】

給食需要の程度や給食施設の被害状況･復旧見込み等を参考に、給食方針を決定する。

給食方針については、供給対象者の年齢等に応じて適切な給与量を決定するとともに、給食内容については、行政栄養士の協力を得て、要配慮者に配慮するなど供給対象者のニーズに応じた給食となるよう努める。

４．４ 給食

【 援護班、学校班 】

４．３の給食方針に基づき、給食を行う。

本市のみでは給食が困難な場合は、県災害対策本部に食料品のあっせん要請を行う。

(1) 食料等の調達

米殻等は、応急配給の必要があると認めた場合は県知事に申請し、指定米殻販売業者から調達する。その他の副食品や生鮮野菜、調理に必要な機器等は、販売業者から購入する。

(2) 食料の輸送

本市において調達した食料及び県から支給を受けた食品について、輸送拠点から避難所、被災地等へ輸送する。本市での搬送が難しいときは、配送業者への委託を検討する。

『【 本文 】本編 第３章 第４節「第１ 緊急輸送体制の確立」』参照

(3) 食事の配付

避難者等への食事の配付を行う。

食事の配付に当たっては、慢性疾患のある者、食物アレルギーのある者が、食事の内容・量を調整できるよう、食事のカロリーや原材料を示したり、選択メニューを導入したりするなど、できる限り配慮する。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

(4) 炊き出し（温かい食事の提供）

炊き出しについては、被災者の健康維持と精神安定の観点からも、簡易キッチンによる避難所での調理や食事の献立化を図る。

また、作業の担い手としては、地域団体、ボランティア及び避難者の協力を得る。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

第５　緊急生活必需品供給体制の確立

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日常用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する。

《 記載事項 》

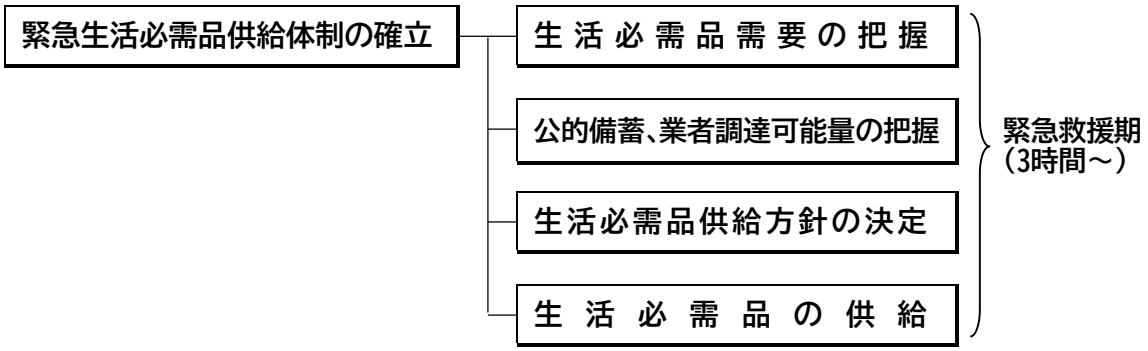

５.１ 生活必需品需要の把握

【 援護班 】

「避難所運営班」等から生活必需品の供給対象者数を把握する。
なお､供給数等は被災程度で異なることから､住家被害程度別に被害者数を把握する。

５.２ 公的備蓄、業者調達可能量の把握

【 援護班 】

本市の備蓄倉庫及び市内業者の被災状況を確認し、生活必需品の調達可能量を確認する。

『【資料編】第2.3「新座市の防災備蓄品」』参照

５.３ 生活必需品供給方針の決定

【 援護班 】

生活必需品需要の程度、公的備蓄量、業者等からの調達可能量を参考に、生活必需品の供給方針を決定する。
なお、被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じる。

(1) 供給する物資

被害の実情に応じて、定められた品目の範囲内において現物をもって行う。

(2) 供給方法

被害の程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区民生委員・児童委員や町内会、自主防災会、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

５.４ 生活必需品の供給

【 援護班 】

５.３の生活必需品供給方針に基づき、供給を行う。

本市のみでは供給が困難な場合は、県災害対策本部に生活必需品のあっせん要請を行う。

(1) 生活必需品の調達

本市の備蓄物資で対応し、不足するときは速やかに業者等から調達することに努め、状況により県等へ応援を要請する。

(2) 生活必需品の輸送

本市において調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品について、輸送拠点から避難所、被災地等へ輸送する。

『【 本文 】本編 第３章 第４節「第１ 緊急輸送体制の確立」』参照

(3) 生活必需品の配付

供給方針に基づき配付する。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

第６　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧

迅速かつ的確な初動活動を実施するため、防災拠点施設においては、優先的に通信、電力、ガスの応急復旧を行う。

《 記載事項 》

防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧 ― 緊急救援期（3時間～）

６．１ 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧

【 NTT東日本(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））、管財班、教育施設班 】

NTT 東日本(株)埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））は、「管財班」及び「教育施設班」による被害状況調査等により、防災拠点施設の被害状況を把握し、優先的に復旧を行う。

□防災拠点施設

①市役所　⑤避難拠点
②新座警察署　⑥輸送拠点
③各消防署　⑦その他「総括班」（又は「管財班」）が要請する施設
④医療施設

□通信（NTT東日本(株)埼玉事業部）

○回線の応急復旧
○特設公衆電話の設置
○災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）の提供

□電力（東京電力パワーグリッド(株)志木支社）

○送電設備の応急復旧
○変電設備の応急復旧
○配電設備の応急復旧

□ガス（東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））

○ガス施設の応急復旧
○移動式ガス発生設備等による臨時供給

第７　二次災害防止活動

消防局をはじめ各機関は、危険物漏えい、土砂崩壊等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

《 記載事項 》

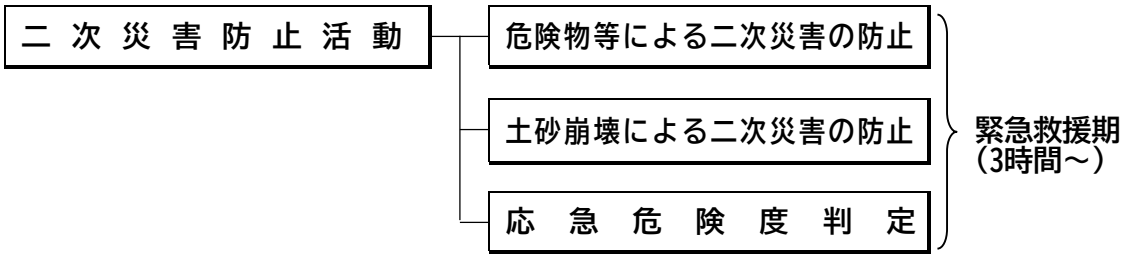

７.１ 危険物等による二次災害の防止

【 消防局、危険物等施設管理者、保健所 】

危険物等施設管理者、付近住民等は、災害の発生又は危険を察知したら、速やかに消防局、本市、新座警察署に連絡するとともに、周辺住民に広報し、避難を呼び掛ける。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「第４ 避難対策」』参照

また、危険物等施設管理者は、消防局、新座警察署、本市、朝霞保健所等と連携して、応急復旧活動を実施する。

危険物等施設の種別ごとの応急対策は以下のとおりである。

(1) 危険物保管施設応急対策計画

□消防局

必要に応じ、緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動及び搬出の準備のための防護、その他自主的応急体制の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、危険物排除作業を実施する。

(2) 火薬類保管施設応急対策計画

□消防局

火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

(3) 放射線施設応急対策計画

□消防局

○警防計画を樹立の上、火災に際しては施設の延焼を防止する消防活動を行い汚染区域の拡大防止に努める。
○放出に際しては、警察と連絡を取り、危険区域内の避難誘導に努める。

□放射線施設管理者

放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じておおむね次の事項を実施する。
○応急的危険場所の設定
○関係機関等への連絡
○危険場所の設定と放射線量の測定
○被災者の救出救護
○危険原因の応急的排除
○危険場所内所在者の避難誘導
○汚染の拡大防止
○必要な広報活動の実施
○その他

(4) 高圧ガス保管施設応急対策計画

□消防局

○火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を防止する。
○関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

□施設管理者

○災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、消防隊の責任者と連絡を密にして機敏な措置をとる。
○爆発、火災若しくは可燃性ガスの漏出に際しては、状況に応じて次の措置を講じる。
・負傷者の救出救護　　・漏出防止措置
・避難の指示　　・火気厳禁の広報
・引火性、爆発性物品の移動

(5) 毒物劇物保管施設応急対策計画

□朝霞保健所

毒物劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について、特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

○市、保健所、警察署、消防等関係機関等への届出
○毒物劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置
○災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
○毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
○緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携を取り、状況に即した活動体制の確立

□消防局

火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼防止及び汚染区域の拡大を防止する。

７.２ 土砂崩壊による二次災害の防止

【 消防局、応急対策班 】

土砂崩壊の危険を発見した者は、本市、新座警察署、消防機関、土木関係機関に連絡するとともに、周辺住民に避難を呼び掛ける。

土木関係機関は、他の土木施設との優先順位を考慮して、応急復旧活動を行う。

本市は、第３編風水害対策編を準用しつつ、避難情報の発令を検討し、発令する場合についても第３編風水害対策編を準用する。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「第４ 避難対策」』参照

□土木関係機関

○国土交通省北首都国道事務所
○朝霞県土整備事務所
○熊谷地方気象台
○県河川砂防課

７.３ 応急危険度判定

【 住宅復旧班 】

「住宅復旧班」の中に、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士による「危険度判定担当」を編成し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査を実施する。

また、必要に応じて、県に対して登録ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地

危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定等の結果に基づき、本市は、被災建築物及び宅地に対して、応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第８　帰宅困難者対策

本市から県外に通勤、通学をしている市民は、毎日約3万4千人にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの市民が東京などで帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

《 記載事項 》

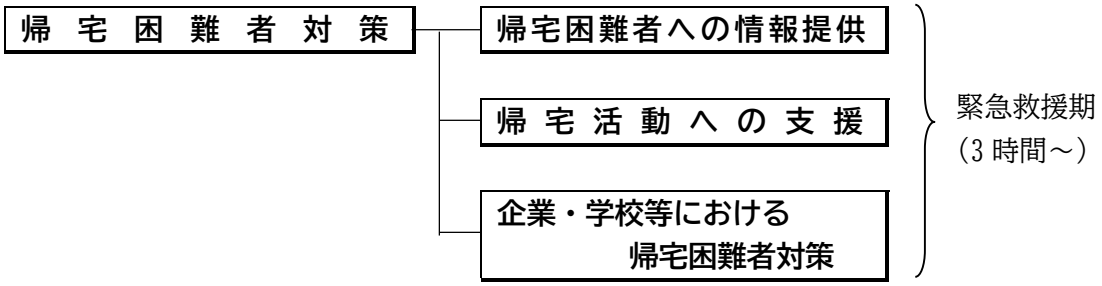

８.１ 帰宅困難者への情報提供

【 広報班 】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

□帰宅困難者への情報提供

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、広報	○災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ○テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ○危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ○駅前の大型ビジョンによる情報提供 ○エリアメール／緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
市（新座市）	誘導	○徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ○エリアメール／緊急速報メールによる情報提供
鉄道機関	情報の提供、広報	○鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
NTT東日本(株)	安否確認手段の提供	○災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171） ○特設公衆電話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段の提供	○災害用伝言板
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	○帰宅困難者向けの情報の提供 （県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

８.２ 帰宅活動への支援

【 産業班 】

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施、徒歩帰宅者への休憩所の提供、利用可能な一時滞在施設（公共又は民間）の提供等を行う。また、一時滞在施設等においては、必要に応じて飲料水、食料等を提供する。

なお、徒歩帰宅者だけでなく、駅前に滞留している帰宅困難者に対しても、同様の支援を実施する。

帰宅支援を実施するに当たり、平時からバス事業者との協定締結を検討する。

□帰宅困難者への支援

実施機関	項目	対策内容
県、市（新座市）	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請等	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	一時滞在施設の提供	施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布

８.３ 企業・学校等における帰宅困難者対策

【 総括班、情報班、学校班、企業等 】

(1) 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、平常時から飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアルの作成を行い、発災時には自社従業員、訪問者、利用者等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する。

さらに、自社従業員は、可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

(2) 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間、校舎内に児童・生徒等をとどめ置く。

小学校においては、平常時に引取調査票を作成しておき、発災時にはその情報に基づき児童を保護者へ引き渡す。中学校においては、安全を確認した後、集団下校を行うことで安全に自宅まで送り届ける。

また、小中学校は、保護者に対して、ホームページへの情報掲載、メールによる一斉配信、引取調査票に基づく電話連絡、校門への情報掲示といった連絡方法を活用して、適切に情報発信を行う。

第９　行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋葬

災害によって行方不明になった者の捜索、遺体の収容処理、埋葬（火葬）を実施する。

《 記載事項 》

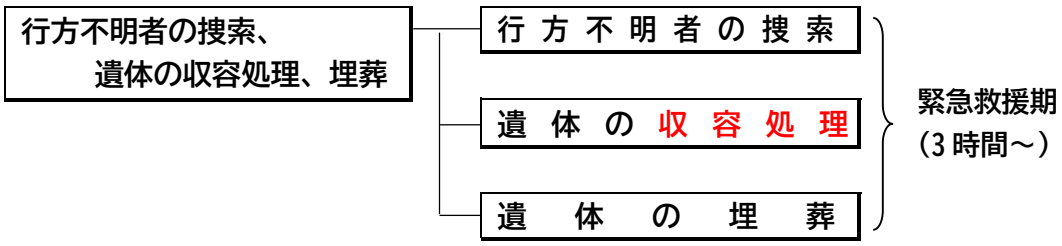

９．１ 行方不明者の捜索

【 警察署、消防局、援護班 】

行方不明者の捜索は、警察署が消防、自衛隊、「援護班」、自主防災会、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て実施する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者※とする。

※ここでいう「行方不明者」は、安否不明者を含む。

(2) 方法

行方不明者の捜索依頼の受付窓口を開設し、行方不明者の詳細情報の聞き取りを行い、その情報を基に、避難所の避難者名簿の確認を行う。

避難者名簿に該当者がない場合は、警察署が消防、自衛隊、自主防災会、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て、行方不明者の捜索活動を実施する。

９．２ 遺体の収容処理

【 援護班 】

遺体の収容及び処理を以下のとおり実施する。

（1）対象者

災害により死亡し、警察による検視（見分）及び医師による検案が終了した遺体とする。

（2）方法

朝霞地区医師会の協力を得て、遺体の識別、確認のための撮影等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、本市が遺体処理台帳により整理し、事後の確認のために遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置を行い、身元の発見に努める。

遺体の収容は原則、新座市営墓園を活用する。

９．３ 遺体の埋葬

【 市民窓口班、援護班 】

遺体の埋葬（火葬）を以下のとおり実施する。

（1）対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱状態のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者に遺族がない場合とする。

（2）方法

埋火葬許可証を発行し、埋火葬台帳を作成後、火葬を行う。

この際、多数の死者の発生により、本市が日常使用している火葬場の能力を超えたときには、地域外の火葬場へ移送するための処置をとる。

仮埋葬については、適切な時期に発掘して火葬に付し、正規の墓地に改葬する。

（3）埋葬（火葬）に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害により埋火葬を円滑に行うことが困難になり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害を政令で指定したときは、厚生労働大臣は、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例を定めることができるものとされている。

『【資料編】第2.24「遺体の収容施設」』参照
『【資料編】第2.25「火葬場」』参照
『【資料編】第2.26「市民葬の市指定委託葬儀社」』参照

第１０　ボランティア・労務者の確保・供給

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

《 記載事項 》

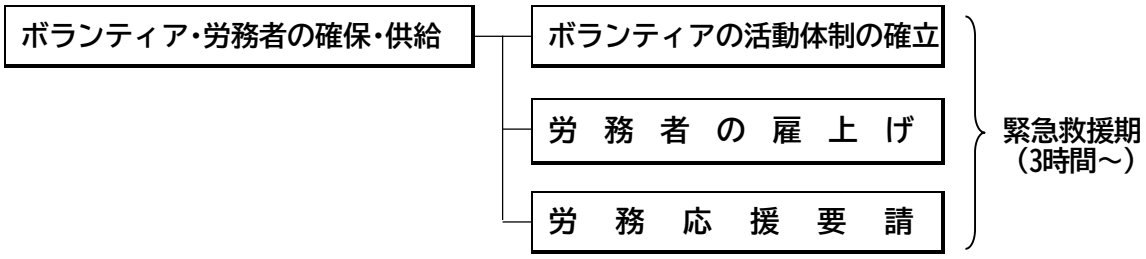

１０．１ ボランティアの活動体制の確立

【 援護班 】

新座市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの選任を行う。ボランティアセンターは、新座市社会福祉協議会内（第三庁舎）に設置する。

なお、ボランティアセンター活動に必要な経費については、災害救助法の適用対象になるものがあることに留意し、活用する。

避難所、被災現場等からボランティアのニーズを適切に把握し、県ボランティアセンター、民間ボランティア団体と連携を図りながら必要なボランティアを募集する。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入手続、事務用品の提供等の支援を行う。

実施事項
・ボランティアセンターの設置 ・ボランティアの募集 ・市災害対策本部事務局との連絡調整 ・ボランティア保険の加入手続 ・ボランティアが使用する事務用品の提供　等

市と社会福祉協議会は、平時の業務やつながりを活かして、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定の締結に向け連携を図る。

１０．２ 労務者の雇上げ

【 援護班 】

応急対策活動人員やボランティア人員が不足し、又は特殊作業のための人員が必要なときは、県を通じて職業安定所に労務者の雇用を要請する。

雇上げた労務者関連費のうち、応急救助のための人件費として要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

１０．３ 労務応援要請

【 援護班 】

ボランティアの募集、労務者の雇上げによってもなお人員が不足する場合は、以下の事項を示して、県に応援を要請する。

① 応援を必要とする理由
② 作業場所
③ 作業内容
④ 人員
⑤ 従事期間
⑥ 集合場所
⑦ その他参考事項

第１１　災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、速やかに災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

《 記載事項 》

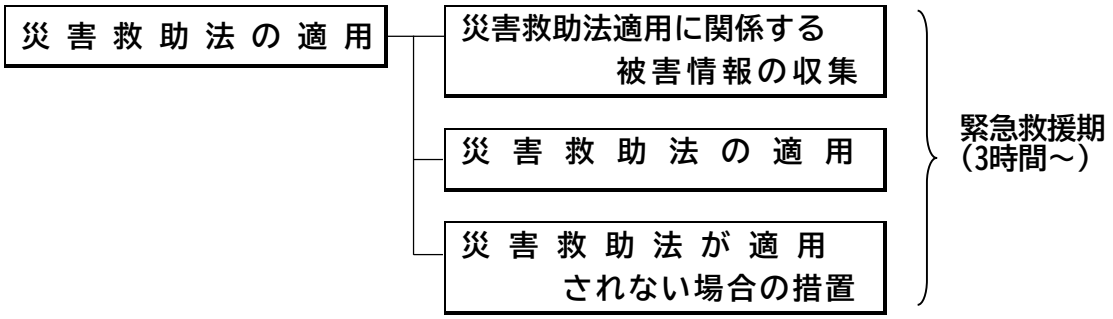

１１．１ 災害救助法適用に関係する被害情報の収集

【 総括班 】

「総括班」は、「情報班」や応急危険度判定を行う「住宅復旧班」と連携し、災害救助法適用に関する住家被害の状況を把握する。

なお、滅失住家の定義は、本来、住家の被害認定調査基準に基づくものであるが、大災害時における災害救助法の適用は、迅速な救助に必要不可欠であるため、住家の被害認定調査の結果を待たず、概況を報告し、県と協議を行う。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「第５ 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

１１．２ 災害救助法の適用

【 総括班 】

１１．１で得られた被害状況が以下の基準を超えれば、県知事に災害救助法の適用申請をする。これによって、罹災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

（1）本市における災害救助法の適用基準（R7）

①市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
②県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
③県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
④多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

出典）災害救助法施行令第１条第１項

（2）滅失世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数（棟数でないことに注意）を基準とする。

ただし、半壊については 2 世帯をもって 1 世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住出来なくなった世帯については 3 世帯をもって 1 世帯と見なす。

（3）滅失住家の判定基準

<table>
<tr><th colspan="2">被害の程度</th><th>認定基準</th></tr>
<tr><td colspan="2">住家全壊
（全焼・全流出）</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">住家半壊
（半焼）</td><td></td><td>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、
すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</td></tr>
<tr><td>大規模
半壊</td><td>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの</td></tr>
<tr><td>中規模
半壊</td><td>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30％以上50％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30％以上40％未満のもの</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20％以上30％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上30％未満のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">準半壊</td><td>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10％以上20％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10％以上20％未満のもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">（備考）
世帯：生計を一にしている実際の生活の単位をいう。
住家：現実に居住のため使用している建物をいう。
ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。</td></tr>
</table>

参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月　内閣府）

（4）災害救助法の適用申請

①（1）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

ただし、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関し指示を受ける。

② 災害救助法の適用を県知事に要請する場合は、県災害対策本部に対し、申請に必要な事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書によって改めて処理する。

（5）災害救助法に基づく救助の実施

① 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

② 救助の種類及び職権の委任

災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であり、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

災害救助法に定める救助の種類は、次頁の表に示すとおりである。

なお、知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市町村長に委任することができ（災害救助法第 13 条）、県では、救助に関する一部の職権を、市町村長にあらかじめ委任している。

『【 本文 】本編 第３章 第４節 第11「 □令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」」』参照

③ 費用

救助に係る費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

１１．３ 災害救助法が適用されない場合の措置

【 援護班 】

災害救助法による救助の対象とならない規模の災害の場合においても、罹災の状況により、市長の責任において救助を実施する。

□救助の種類と実施者

救助の種類	救助期間	実 施 者
避難所・福祉避難所の設置	7日以内	市長（委任） 「避難所運営班・要配慮者支援班」
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 最長2年	対象者、設置箇所の選定：市長 設置：知事 （知事が委任したときは市長） 「住宅復旧班」
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市長（委任）　「学校班・援護班」
飲 料 水 の 供 給	7日以内	市長（委任）　「給水班」
被服、寝具その他 生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市長（委任）　「援護班」
医 療 及 び 助 産	14日以内 （ただし、助産は分娩した日から7日以内）	医療班派遣：知事及び日赤県支部 （知事が委任したときは市長） 「医療班」
被 災 者 の 救 出	3日以内	市長（委任）　消防局
住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	10日以内	市長（委任）　「住宅復旧班」
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）	3か月（国の災害対策本部が設置された場合6か月）以内に完了	市長（委任）　「住宅復旧班」
学 用 品 の 供 与	教科書　1か月以内 その他　15日以内	市長（委任）　「学校班」
埋 葬	10日以内	市長（委任）　「援護班」
死 体 の 捜 索	10日以内	市長（委任）　「援護班」
死 体 の 処 理	10日以内	市長（委任）　「援護班」
障 害 物 の 除 去	10日以内	市長（委任）　「住宅復旧班」

注１）期間については、全て災害救助法の適用日から起算する。
ただし、県知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

注２）「実施者」欄の「 」内の名称は、市長が委任された救助事項の担当部署名を示す。

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（１／４）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル･旅館の利用額は@10,000円（税込）/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○　建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり 7,089,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は2年以内
		○　賃貸型応急住宅 1　規模 建設型応急住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（２／４）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物からの使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2　福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、１世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から10 日以内	

日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり ①　大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6か月以内）	

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（３／４）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,500円 中学生生徒　5,800円 高等学校等生徒　6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,700円以内 （一時保存） ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイス等の購入費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　福祉サービスの提供 5　飲料水の供給 6　死体の捜索 7　死体の処理 8　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

□令和7年度 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（４／４）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃貸料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

出典）災害救助事務取扱要領（令和7年7月・内閣府政策統括官（防災担当））

注）この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第１２　防疫・保健衛生活動

被災地域においては、衛生条件が悪化し、感染症等の疾病の発生が予想されることから、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。
また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。

《 記載事項 》

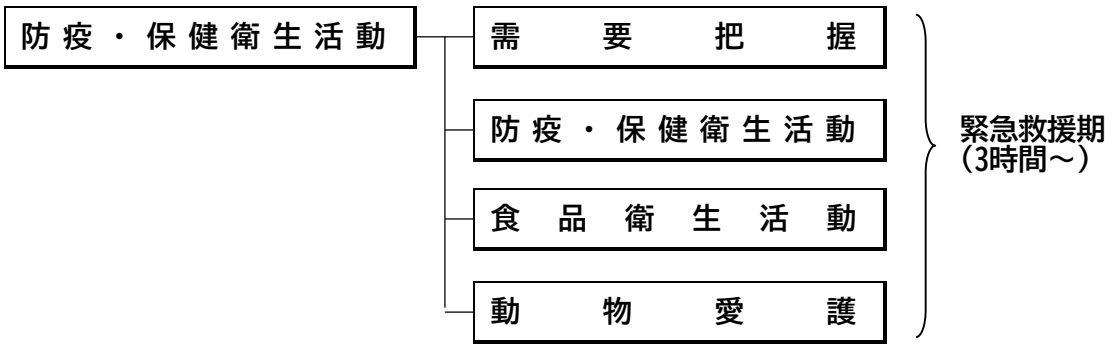

１２.１ 需要把握

【 医療班 】

「情報班」、「避難所運営班」、ボランティア等からの通報等によって、感染症その他の疾病の発生又は発生が予想される被災地域、被災状況を迅速に把握する。

また、感染症が発生した場合における受入病院となっている第 2 種感染症指定医療機関（第 2 種指定医療機関は二類感染症の治療を行う。）の被害状況も併せて把握する。

１２.２ 防疫・保健衛生活動

【 医療班、衛生班 】

１２.１の需要把握に基づいて、防疫班を編成して、順次消毒等の防疫活動を実施する。

(1) 防疫・保健衛生班の編成

防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、「医療班」は、朝霞保健所、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、ボランティア等の協力を得て、防疫・保健衛生班を編成する。

防疫・保健衛生班の構成人員数は、下表を基準とし、人員に不足が生じたら、県災害対策本部に応援を要請する。

□防疫・保健衛生班の構成表

区　分	１班の所要人員				備　考
	保健所	市町村	その他	計	
検病疫学調査	1	1	1	3	
健　康　診　断	2	1	1	4	医師1、看護師1
清　掃	－	3	2	5	
消　毒	－	3	2	5	
そ族昆虫の駆除	－	3	2	5	
予　防　接　種	2	2	－	4	

(2) 防疫・保健衛生各班の活動業務

① 検病疫学調査班

○被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
○感染症予防に必要な防疫指導等の実施

② 健康診断班

○被災地及び避難所における胸部レントゲン、心電図、検尿、血液検査等
○クラッシュシンドローム患者の発見及び医療機関への搬送
○風邪等にかかった被災住民に対する「医療班」等への受診指導
（特に、高齢者、障がい者、幼児は、被災直後は抵抗力が弱まっており、手当ての遅れが肺炎や死亡につながるおそれがある。）
○被災住民に対する、身体の保温、うがいや手洗いの励行、マスクの着用、エコノミー症候群の予防等の保健指導
○避難所における巡回健康・栄養相談

③ 清掃班

○避難所等における清掃
○上記地域住民に対する清潔保持についての指導

④ 消毒班

○感染症患者等が発生し、又は発生するおそれのある地域に対する重点消毒
○応急給水活動に伴う衛生検査・消毒
○飲用井戸の検査・消毒
○仮設トイレの消毒

⑤ そ族昆虫の駆除班

○感染症患者等が発生し、又は発生するおそれのある地域に対するねずみ・昆虫駆除の実施

⑥ 予防接種班

○感染症等の疾病の予防接種

(3) 防疫・保健衛生薬剤及び資機材の確保

防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び資機材は、保健センターの現有する資材薬品等を優先的に使用し、不足した場合には速やかに調達する。

更に不足する場合は、県災害対策本部に依頼して、被災地域外市区町村、他都県、自衛隊等からの資材薬品等の調達及び搬送を要請する。

『【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」』参照

１２.３ 食品衛生活動

【 医療班 】

飲食による食中毒を防止する必要があると認めた場合は、朝霞保健所その他衛生関係機関と協力して、食品取扱施設の監視、食品等の検査、食中毒の検査等を行う。

１２.４ 動物愛護

【 衛生班 】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難してくることが予想される。

県、獣医師会、その他関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努める。

(1)動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師会、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送するとともに、負傷動物の治療を行う。

本市は、公益社団法人埼玉県獣医師会南支部及び新座動物総合医療センターと災害時における動物救護活動について協定を締結している。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

県、獣医師会と協力して、飼い主と共に避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる

ことができる。

動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負う。

(3) 危険動物等への対応

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第１３　要配慮者への支援

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、本市、防災関係機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

《 記載事項 》

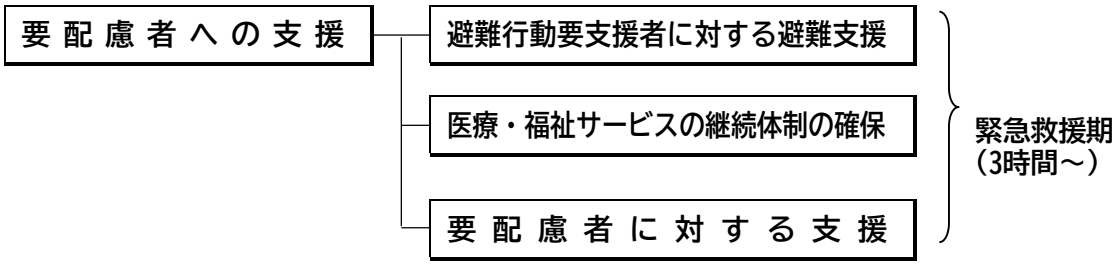

１３．１ 避難行動要支援者に対する避難支援

【 要配慮者支援班 】

(1) 避難のための情報伝達

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、X（旧ツイッター）等多数の広報手段を用いて、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）への情報伝達を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を活用し、避難行動要支援者に対して、情報伝達を行う。なお、自主防災会等、避難支援等関係者に対し、義務を課すものではなく、避難等関係者は、自身の安全が確保されていることを前提に『可能な範囲で』行うものであることに留意が必要である。

避難行動要支援者への情報伝達については、高齢者、障がい者等にも分かりやすい言葉や表現になるよう十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

「要配慮者支援班」は、避難できていない避難行動要支援者を把握するため、避難支援等関係者の協力を得て、迅速に安否確認を行う。その際、各避難場所を拠点に活動し、被災者支援システム又は避難所の避難者名簿を活用する。

また、避難行動要支援者を発見した場合は、適切な避難場所へ誘導し、「避難所運営班」へその後の適切な対応を引き継ぐ。

『【 本文 】本編 第３章 第３節 第４「4.4 避難誘導及び移送」』参照

１３．２ 医療・福祉サービスの継続体制の確保

【 医療班 】

(1) 社会福祉施設等の被害状況等の把握及び避難支援

市は、「情報班」を通して、社会福祉施設等の施設・設備の被害状況、施設入所者の負傷状況、ライフラインの状況、他施設からの被災者の受入可能数等の把握に努める。

なお、各社会福祉施設等の管理者は、本市へ被害情報等を提供する。

また、施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により、社会福祉施設等の機能がまひしている状況を把握した場合、本市は、食料・飲料水の確保、近隣施設及び県災害対策本部への人員派遣の要請、電気、ガス、水道事業者等への優先復旧の要請、入所者の他の施設への受入調整及び移送等、必要な支援を行う。

(2) 医療機関の被害状況等の把握

市は、施設の損壊、ライフラインの途絶等により、診療機能がまひ又は低下している病院を確認し、医療、助産活動が可能な医療機関の把握に努める。なお、各医療機関は、本市へ被害情報等を提供する。

① 医療、助産活動が可能な病院の確認事項

○重症及び人工透析等継続治療を要する患者の受入可能数
○患者受入れに当たっての不足医療資機材、不足医療従事者(医師･看護師）等
○医療救護班の派遣体制
　・派遣可能医療救護班数
　・派遣可能医療従事者数
　・救護活動のために必要な医療資機材及び医療従事者（医師・看護師）数

② 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能がまひ又は低下している病院の確認事項

○復旧の可能性、復旧に必要な修繕内容等
○入院患者の実態

（3）医療機関による要配慮者への対応

市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、朝霞保健所、社会福祉協議会等は協力して、避難所、自宅等を巡回し、要配慮者の健康状態の把握に努め、必要に応じて治療、入院等の適切な措置を採る。併せて、精神医療、内部障がい、難病、てんかん症に対する医療についても十分配慮する。

① 医療、助産活動が可能な医療機関の役割

○重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受入体制を整備する。
○医療救護班を編成する。
○救護活動用医療セット及び資機材を準備する。
○救護活動に当たって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を本市又は朝霞保健所へ供給要請する。
○本市又は朝霞保健所からの派遣要請あるいは自らの判断で救護活動を行う。

② 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能がまひ又は低下している医療機関の役割

○簡易な修繕等により原状復旧が可能な医療機関の場合
・重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復旧するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防局、本市、朝霞保健所等へ協力要請する。
・原状復旧に必要な修繕、不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者等を本市、朝霞保健所等へ供給要請する。
・原状復旧後は、本市及び朝霞保健所に報告するとともに、①の活動を行う。
○修繕不可能な医療機関の場合（当分の間、診療機能の回復のめどがたたない病院等）
・入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防局、本市、朝霞保健所等へ協力要請する。

１３.３ 要配慮者に対する支援

【 要配慮者支援班、広報班、避難所運営班、援護班 】

(1) 避難所の運営における配慮

避難所においては、要配慮者に配慮した運営を行う。

また、避難所における生活が困難な者については、福祉避難所への移送等を行う。

『【 本文 】本編 第３章 第３節 第４「4.6 指定避難所の運営」』参照

(2) 要配慮者への生活支援

① 生活支援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

配付を行う際には、配付場所や配付時間を別に設けるなど配慮する。

② 巡回サービスの実施

職員、民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、在宅で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(3) 広報体制における配慮

要配慮者に配慮して、文字放送テレビ、ファクシミリ、ホームページ等により情報提供を行う。

また、手話通訳者、民生委員・児童委員、福祉団体等の人材を確保し、避難所や自宅等にいる要配慮者に的確に情報提供を行う。

(4) 外国人に対する支援

市内に在住する外国人及び外国人旅行者は、日本語が十分に理解できないことがあることに加えて、土地鑑がないことがあるため、避難誘導、情報提供等を次のとおり適切に行う。

① 安否確認の実施

職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人の安否確認に努めるとともに、その調査結果を県に報告する。

② 避難誘導の実施

広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

③ 情報提供

県、語学ボランティアと協力し、テレビ、ラジオ、ホームページ、チラシ、情報誌等を活用して外国語による情報提供を行う。

④ 相談窓口の開設

県、語学ボランティアと協力の上、外国人の相談窓口を開設し、必要な人材を配置する。

第１４　新座市議会との情報共有

災害発生時に迅速かつ的確な災害対応を実施するため、新座市議会との情報共有を図る。

《 記載事項 》

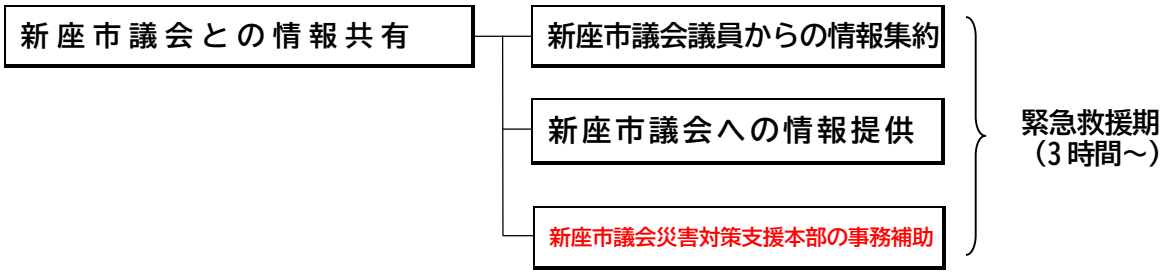

災害対策本部の設置に係る連絡として、本部長（不在の場合は代理者）が新座市議会議長へ通知する。

１４．１ 新座市議会議員からの情報集約

【 議会班 】

支援本部の事務を補助し、市議会議員からの情報集約等を実施し、本部員会議へ報告する。

１４．２ 新座市議会議員への情報提供

【 議会班 】

市災害対策本部における情報について、市議会議員へ情報提供を行う。

１４．３ 新座市議会災害対策支援本部の事務補助

【 議会班 】

新座市議会業務継続計画に基づき、市議会災害支援本部の補助を行う。

第５節　応急対策期から実施する活動

地震発生後 48 時間程度を目安に実施する被災者の生活支援に必要な応急活動を以下に示す。

**********《 応急対策期から実施する活動の構成 》**********

（次頁へ）

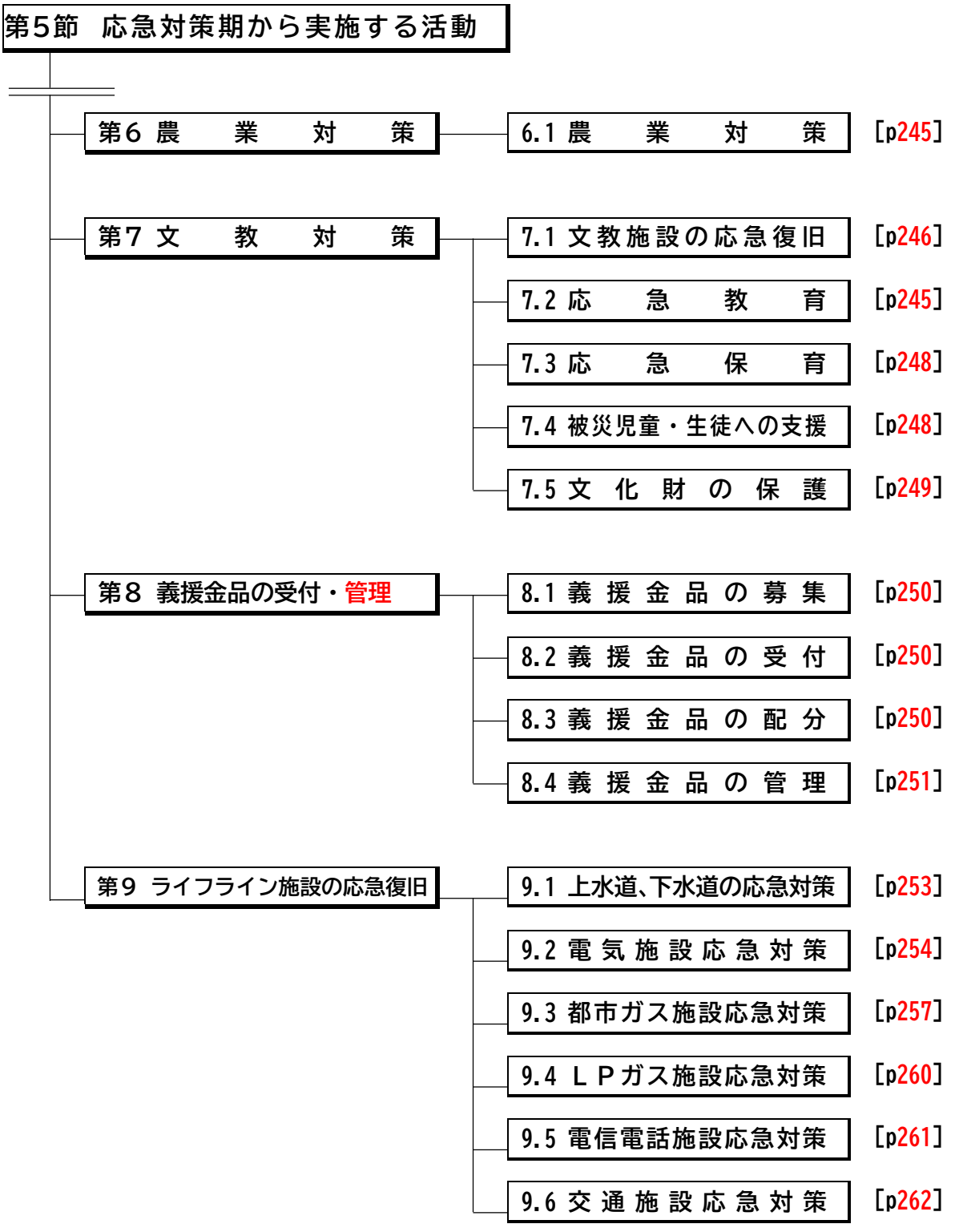
第5節　応急対策期から実施する活動
第６ 農　業　対　策
6.1 農　業　対　策 [p245]
第７ 文　教　対　策
7.1 文教施設の応急復旧 [p246]
7.2 応　急　教　育 [p245]
7.3 応　急　保　育 [p248]
7.4 被災児童・生徒への支援 [p248]
7.5 文 化 財 の 保 護 [p249]
第８ 義援金品の受付・管理
8.1 義 援 金 品 の 募 集 [p250]
8.2 義 援 金 品 の 受 付 [p250]
8.3 義 援 金 品 の 配 分 [p250]
8.4 義 援 金 品 の 管 理 [p251]
第９ ライフライン施設の応急復旧
9.1 上水道、下水道の応急対策 [p253]
9.2 電 気 施 設 応 急 対 策 [p254]
9.3 都市ガス施設応急対策 [p257]
9.4 ＬＰガス施設応急対策 [p260]
9.5 電信電話施設応急対策 [p261]
9.6 交 通 施 設 応 急 対 策 [p262]

****

第１　応急対策に係る広報活動

応急対策期に入ると、被害情報、応急対策情報に加えて生活情報も提供する。
また、市役所内に「市民サポートセンター」を設置して窓口を一本化することによって、市民からの各種相談に的確に対応できる体制を構築する。

《 記載事項 》

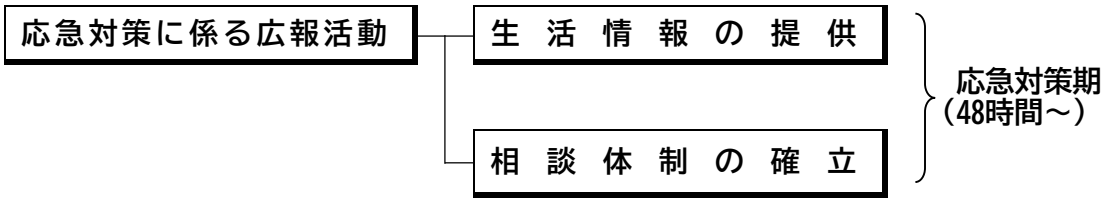

１.１ 生活情報の提供

【 広報班、避難所運営班 】

各班からの報告、避難所からの報告、ボランティアからの連絡等を通じて広報ニーズを把握し、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM)、紙媒体、広報車、ホームページ等の適切な方法により、衣食住に係る情報、避難所の収容者、救援物資の配付場所、ライフライン情報、道路等の通行情報、罹災証明書等の手続窓口に関する情報等、被災者救援活動を中心とした広報を行う。

また、避難所運営班においては、避難所に設置する掲示板等により、生活情報を周知する。

１.２ 相談体制の確立

【 市民窓口班 】

総合的な情報提供・相談窓口として「市民サポートセンター」を開設する。

『【 本文 】本編 第４章 第３節「第１ 被災市民相談」』参照

第２　住家の被害認定調査

被災者支援の際に必要な罹災証明書を発行するための住家の被害認定調査を実施する。

《 記載事項 》

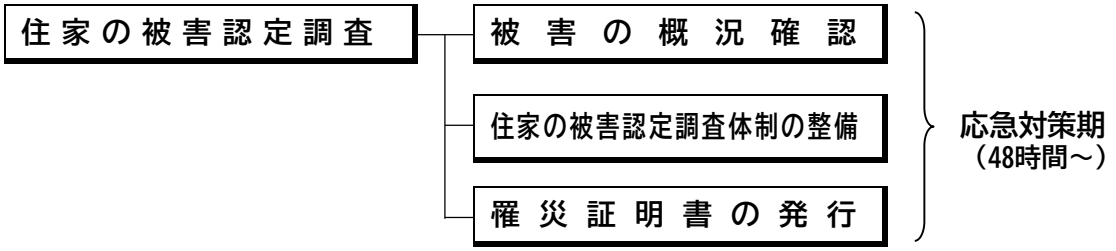

２.１ 被害の概況確認

【 家屋調査班 】

災害救助法の適用を検討するために収集した住家被害情報や応急危険度判定結果の情報等を参考に、住家被害の概況を把握する。

２.２ 住家の被害認定調査体制の整備

【 家屋調査班、総括班、受援班 】

住家被害の概況に基づき、住家被害認定調査計画を策定する。計画には、住家被害認定調査を実施するに当たり、家屋調査班員が直接調査を実施するのか、コーディネートに徹するべきかといった体制整備を記載するとともに、罹災証明書発行の受付開始日、必要人員を記載する。

計画に基づき、人員及び資機材の確保を行う。人員が不足する場合、受援班へ報告の上、本部員会議に応援要請を上申する。本部員会議にて応援要請を決定した場合、埼玉県、協定締結団体等に対し、総括班を通じて応援要請を行う。

２.３ 罹災証明書の発行

【 家屋調査班、広報班、市民窓口班、住宅復旧班 】

罹災証明書発行の受付開始日及び受付場所を決定し、広報班による「応急対策に係る広報活動」を行う。

罹災証明書の受付事務は市民窓口班が行い、受付後、被災者支援システム等を通じた

情報連携の上、家屋調査班は 1 次調査を開始する。1 次調査の結果は、被災者支援システム等を通じて市民窓口班へ回答し、市民窓口班は、罹災証明書の発行・交付を行う。交付の際、不服申し立てとして 2 次調査が可能であることを教示し、申請があった場合、2 次調査を受け付け、1 次調査と同様の流れにて調査・発行・交付を行う。

また、市民窓口班は、被災者支援システムを活用した罹災台帳を作成する。

住宅復旧班は、主に 2 次調査以降、住家の被害認定調査を応援する。

なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネットワークの事前整備を図る。

第３　土木施設の応急復旧

災害によって被害を受けた土木施設を把握し、倒壊、破損等で利用不能となった土木施設の応急復旧を実施する。

《 記載事項 》

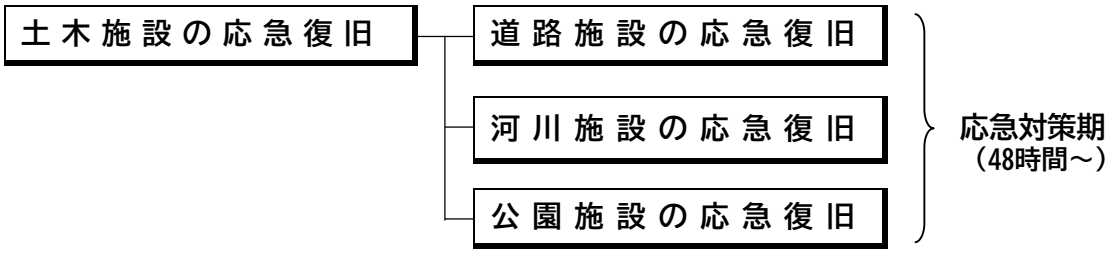

３.１ 道路施設の応急復旧

【 応急対策班 】

災害によって道路施設の決壊、障害物の占用等のため交通が途絶した道路の応急復旧を実施する。

(1) 道路のパトロール、道路被害状況の把握

市内の建設業防災協力会等の協力を得て、道路パトロールを実施し、道路の被害状況を把握する。

なお、被害状況の調査方法、判定基準については、県と調整する。

(2) 技術者派遣の要請（災対法 29 条）

指定地方行政機関に対し、橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。

(3) 復旧の基本方針

① 管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。

② 救助活動のための道路及び避難者の通路に当たる道路は、優先的に復旧する。

③ 道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

また被害の状況により応急措置ができない場合は、警察署関係機関と連絡の上、通行止め若しくは、標示等の必要な措置を講じる。

④ 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。

緊急のため、時間的余裕がない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措

置を講じ、事後連絡する。
⑤ 復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保する。

３.２ 河川施設の応急復旧

【 応急対策班 】

災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

(1) 河川施設のパトロール、河川被害状況の把握

市内の建設業防災協力会等の協力を得て、パトロールを実施し、河川施設の被害状況を把握する。

なお、被害状況の調査方法、判定基準については、県と調整する。

(2) 復旧の基本方針

① 黒目川、柳瀬川及び工事中の箇所を重点的に巡視・警戒し、被害発生の箇所は水防計画に基づき必要な措置を実施するとともに、朝霞県土整備事務所に報告する。
② 朝霞県土整備事務所は、本市から報告を受けたときは、応急措置に関し技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関し相互判断の下に実施計画を策定する。
③ 復旧資機材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保する。

３.３ 公園施設の応急復旧

【 応急対策班、住宅復旧班 】

公園施設は、災害時の一時的な退避場所、地震による火災の延焼防止のための空間として防災上重要な役割を有しており、後の仮設住宅建設の用地としても利用されるため、被害が生じたら早急に応急復旧を実施する。

第４　災害廃棄物等の処理

災害によって排出され又は処理量の増加したごみ、し尿、がれき等を迅速かつ確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

《 記載事項 》

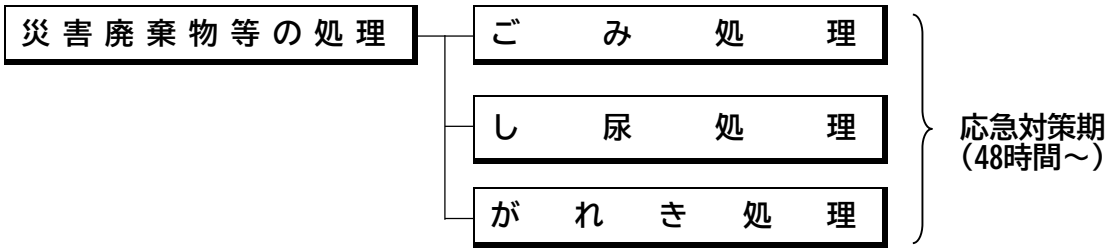

４．１ ごみ処理

【 衛生班 】

建物等の倒壊、破損、焼失等によって発生するがれき類以外の大量のごみを効率的に収集し、焼却・埋め立て等の処理を実施する。

（1）排出量の把握（推定）

被害状況を基に、ごみの排出量を見積もり、ごみの収集・処理計画を作成する。

（2）人員及びごみ収集車の調達

本市の人員及び委託事業者が保有するごみ収集車だけでは不足するときは、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

また、環境衛生上の見地から必要と判断したら、県を通して自衛隊に災害廃棄物処理活動を依頼する。

（3）仮置場及び焼却場の確保

短期間でごみの焼却処分及び最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を指定し、被災地域から搬出を行う。市内において仮置場が不足するときは、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

また、ライフラインの停止等で焼却場が利用不能のときは、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

なお、ごみの焼却については、志木地区衛生組合に全面的な協力を依頼する。

(4) 廃棄物処理に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害を政令で指定したときは、環境大臣は、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定することができ、当該地域では、特例的な廃棄物処理（委託）基準が規定される。

４.２ し尿処理

【 衛生班 】

収集許可業者とともに必要な体制を確立し、防疫上の観点から、迅速にし尿処理を実施する。

(1) 排出量の把握（推定）

被害状況を基に、し尿排出量を見積もり、し尿の収集・処理計画を作成する。

(2) 仮設トイレの設置

備蓄している仮設トイレを適宜設置するとともに、不足する場合には、県、朝霞地区一部事務組合及び仮設トイレの製造・レンタル会社に応援要請を行う。

また、必要に応じて県を通して自衛隊に設置依頼を行う。

設置に当たっては、女性や要配慮者等に配慮し、適当な仮設トイレを設置するとともに、プライバシーの保護にも努める。

仮設トイレは、ボランティア等の協力を得て、適切な維持管理を行う。

(3) 処理の基本方針

① し尿処理は、原則として許可業者の作業員をもって編成し、一斉収集する。
② 被災地域、避難所を優先的に収集する。
③ 市内の人員、処理施設での対応が不可能なときは、県に応援要請を行う。
④ し尿処理に当たっては、朝霞地区一部事務組合に全面的な協力を依頼する。

４.３ がれき処理

【 衛生班 】

倒壊建物等による大量のがれき処理については、衛生管理を十分に行った上で、迅速にがれきの処理を実施する。

(1) 排出量の把握（推定）

被害状況を詳細に把握し、公費負担で処理する範囲を定め、処理計画を作成する。

(2) がれき処理体制の確立

がれき処理に当たっては、原則として、家屋、事業所等の解体は所有者が行い、が

れきの収集処理は本市が行う。

ただし、社会的、経済的影響を考慮し、早急な復旧・復興を促進するため、家屋等の解体を本市が行うことも検討する。

また、がれき処理における人員、資機材及び仮置場が不足する場合、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

□基本方針

がれきは、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集する。運搬に当たっては、道路管理者及び新座警察署と協議する。

また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分場までの処理ルートの確保を図る。

応急活動後、本市は県と協力してがれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

なお、作業に当たっては、自衛隊の積極的な協力を得る。

□仮置場、最終処分場の確保

本市の仮置場の予定地は、以下のとおりである。

○市の施設

名称	所在地	面積（㎡）
殿山運動場	堀ノ内3-4-16	約10,200
大和田運動場 （STECフィールド大和田）	大和田3-8	約 5,200
野火止運動場	野火止4-2-5	約10,000

○協定による民間の施設

名称	所在地	面積（㎡）
株式会社ホープ 第２資材置場	馬場1-1	約9,000

ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を、予定された市内の仮置場で処理することが困難な場合は、仮置場、最終処分場の確保について、その状況を受援班へ報告した上で、本部員会議に応援要請を上申し、応援要請決定後には、総括班と連携し、県に応援要請を行う。

(3) その他注意事項

がれきの処理に当たっては、倒壊建物の解体に伴う粉じん・アスベスト対策、不法投棄対策、冷蔵庫等のフロンの回収方法等について十分に検討を行う。

第５　住宅対策

災害によって住家に被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

《 記載事項 》

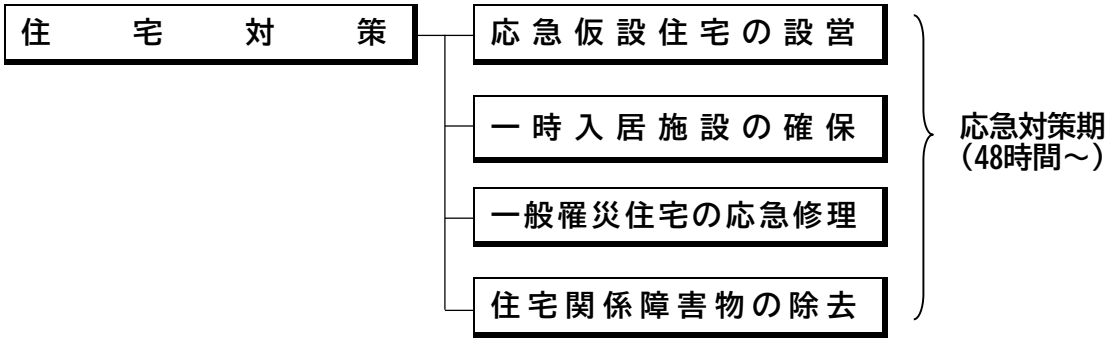

５.１ 応急仮設住宅の設営

【 住宅復旧班 】

災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家が得られない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

(1) 供給対象世帯数の把握

応急仮設住宅の供給対象となる者は、以下のとおりである。

① 住宅が全焼、全壊又は流出した者

② 居住する住家がない者

③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

・生活保護法の被保護者並びに要保護者

・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

・前各号に準ずる者

④ 災害時、現実に法適用市町村に居住していることが明らかであれば、住民登録の有無を問わない。

住宅復旧班は需要数量を把握するため、避難所運営班と連携し、避難所における被災者の意向確認に努める。また、災害救助法適用下で実施する場合、需要数量の他、公的住宅や民間住宅を活用した借り上げ型応急仮設住宅の確保数、建設用地等について、県へ報告し、必要に応じて協議や現地立ち会いを実施する。

(2) 設営主体

応急仮設住宅の建設は、災害救助法適用後は県が行い、本市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長（市長）が特に必要と認めた場合において建設する。

(3) 設営地の選定

本市における応急仮設住宅の候補地は、以下のとおりである。

□応急仮設住宅用地の候補地

名称	所在地	面積(㎡)	備考
総合運動公園	本多2-8-16	8,454	120戸
栄緑道	新塚5061-2	11,840	169戸

注）「備考」欄の戸数は、１戸当たりの面積を70㎡として推定した。

(4) 入居者の選定

本市が入居者の選定を行う場合には、災害の状況に応じて選考基準を定め、供給対象者の中から、被害の程度、住宅困窮の状況、資金その他を審査の上選考する。

(5) 住宅の管理

① 県が管理するものについては、本市はこれに協力する。
② 本市が管理する場合には、入居の期間、使用条件その他必要な事項を定め、ボランティア等の協力を得て管理する。

(6) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅に入居する要配慮者への支援として、民生委員・児童委員等による巡回相談や情報提供、医師や保健所職員による巡回健康診断等を実施する。

(7) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

５．２ 一時入居施設の確保

【 住宅復旧班 】

被災者のための一時入居施設を確保するため、以下の項目について県に応援要請を行う。

なお、要請から実施までの間に時間を要す可能性があることから、早急的な対応を必要とする場合には、使用可能な集会所などを一時的入居施設として活用する。

(1) 公営住宅のあっせんと受付要員の派遣
(2) 民間賃貸アパートの提供（仮設住宅として）
(3) 企業等の社宅の提供

５．３ 一般罹災住宅の応急修理

【 住宅復旧班 】

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。

(1) 要修理対象住宅の把握

住民からの申込み、又は「情報班」等が収集した情報により修理対象住宅数を把握する。

(2) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、本市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で本部長（市長）が特に必要と認めた場合は、本市において実施する。

(3) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自己の資力では、応急修理をすることができない者とする。

また、日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行う。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、民間事業者等に依頼して実施する。

また、応急修理を実施する場合は、その責任者を定め、本市は、必要な帳簿類を整備、保管する。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において本市が県に請求できる。

５．４ 住宅関係障害物の除去

【 住宅復旧班 】

地震による浸水等により住宅に運び込まれた障害物を除去し、住宅の応急復旧に努める。

(1) 活動方針

① 障害物の除去は、市が行う。
② 一時的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
③ 労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
④ 労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。
⑤ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。
⑥ 障害物の除去はできるだけ早い時期に完了するものとし、本市は、その結果を県へ報告する。

(2) 対象の選定

障害物除去対象の住宅は、本市が選定する。
本市は、以下の条件に該当する住家を早急に調査し、障害物の除去を行う。

① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
④ 住家が半壊又は床上浸水したもの
⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

第６　農業対策

災害によって被害を受けた農作物、農業用施設の応急対策を実施する。

《 記載事項 》

農　業　対　策 ―― **応急対策期（48時間～）**

６．１ 農業対策

【 産業班 】

農作物及び農業用施設の応急対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

農作物及び農業用施設の被害状況について、「パトロール班」、「情報収集班」等が収集した情報や農協等からの情報により把握する。

(2) 農作物対策

被害を受けた農作物の回復に必要な対策の指導を行うとともに、必要に応じて、病害虫予防対策、土壌消毒対策を講じるよう指導する。

(3) 農業用施設

ビニールハウス、鉄骨ハウス、作業場、倉庫、農産物直売所等の農業用施設が被災した場合には、応急対策を速やかに実施する。

第７　文教対策

本市は、市立小・中学校及び保育園における災害応急対策を迅速に実施し、児童・生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保について万全を期す。

《 記載事項 》

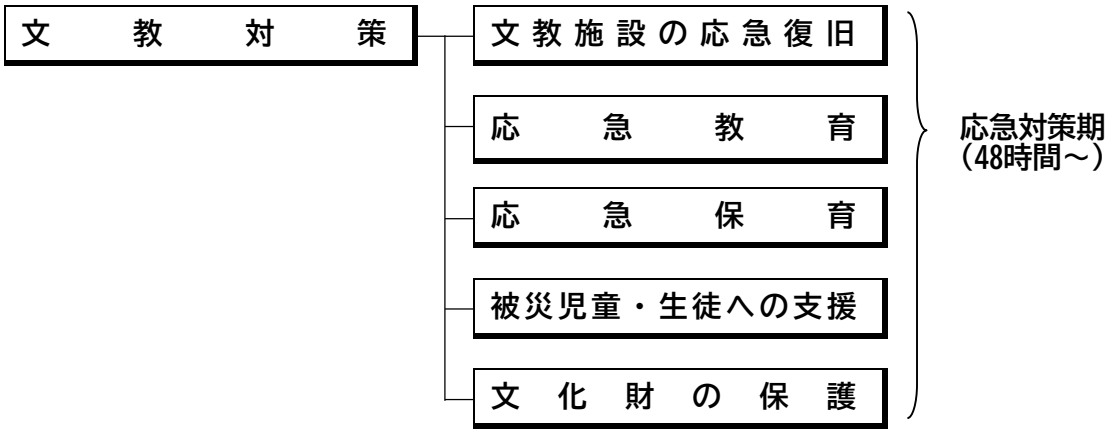

７．１ 文教施設の応急復旧

【 教育施設班 】

建物全壊、半壊を問わず重大な被害を受けた場合は、県に技術職員の応援要請を行い、建物の応急危険度調査を実施した上で、校舎再建・仮校舎建設等の計画を立てる。

なお、二次災害を防止するため、状況に応じて使用禁止等の措置を行うとともに、修繕可能な場合は、早急に応急整備を実施する。

７．２ 応急教育

【 学校班 】

児童・生徒を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から応急教育を実施する。

(1) 事前準備

学校長は、学校の立地条件等を考慮した上で災害時における「応急教育計画」を樹立しておくとともに、指導方法等について明確な計画を立てておく。

(2) 応急教育の実施

① 児童・生徒の安否確認

教職員は避難者の受入れとともに児童・生徒の安否確認を実施し、学校班に報告する。

② 授業再開

学校長は、児童・生徒やその家族の被災状況、校舎の損壊状況、交通機関や水道・ガス等の復旧状況等を考慮して、適切な方法で授業を再開させる。

再開が決定したら、報道機関等を利用して広報を実施する。

③ 転校手続

災害発生後は、全国各地へ転校する児童・生徒が相次ぐことが予想されることから、転校手続の円滑化のために、県に手続の簡素化、弾力化を要請する。

④ 避難拠点となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

発災後しばらくは、教職員は「避難所運営班」やボランティア等と連携を図りながら避難所の運営に当たるが、一定時期からは、学校運営と避難所運営の役割分担を明確にしていく。社会教育施設においても同様とする。

避難者数が減少してきたら、授業再開に向けた教室の確保・整備を行う。

(3) 給食等の措置

① 学校給食施設が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
② 給食用の食材については、応急調達の措置を講じる。
③ 学校が住民の避難所として利用される場合は、当該学校給食施設は被災者用炊き出しにも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
④ 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

７.３ 応急保育

【 保育班 】

保育園長（民間保育園長を含む。）は、地震発生時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示す応急措置を講じる。

(1) 地震災害直後の対応

園長は、まず、園児・職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「保育班」へ連絡する。

(2) 応急保育の実施

① 園長は、園児の被災状況を調査する。
② 園長は、応急保育計画に基づき、受入可能な園児を、保育園において保育する。
③ 保育園を応急的に避難所等として提供したことにより、長期間保育園として使用できないときは、「保育班」と協議して早急に保育ができるよう措置する。
④ 園長は、災害の推移を把握し、「保育班」と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

(3) 育児用品の確保

関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。

また、県及び国を通じて、関係業者に供出等を要請する。

７.４ 被災児童・生徒への支援

【 学校班 】

被災児童・生徒等への支援として以下の対策の実施を検討する。

(1) 学用品の調達及び支給

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、又はき損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じ教科書(教材を含む。)文房具及び通学用品を支給する。災害救助法の適用に至らない災害の場合は、本市が実施するものとし、災害救助法適用後は県が実施し、本市は、これに協力する。

また、被災児童・生徒への配付は、本市と学校が協力して行う。

なお、学用品の支給は、災害発生の日から 15 日以内に行う。

ただし、交通、通信の途絶等により学用品の調達及び輸送が困難な場合は、必要な期間を延長できる。

(2) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号)」の範囲内において市町村が県に請求できる。

(3) 相談体制

① 被災者電話教育相談の開設

被災児童・生徒やその保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、電話相談窓口を開設して、指導主事等が相談に当たる。

② 被災児童・生徒の心のケア事業の実施

市立各小・中学校と連携を取り、心のケアが必要な児童・生徒について把握し、スクールカウンセラー等を派遣する。

また、支援活動を行っている教職員への心的支援を行う。

７.５ 文化財の保護

【 教育施設班 】

文化財の被害状況の把握と記録をし、被害拡大阻止のための応急対策を実施する。

(1) 現地調査の実施

市教育委員会は、県や大学等研究機関に専門職員の応援要請を行った上で、現地調査を実施し、被害状況を把握する。

(2) 被害状況の報告

所有者又は管理者が文化財の被害を発見した場合は、速やかに被害状況を市教育委員会に報告するとともに、国指定や県指定の文化財にあっては、本市を経由して県教育委員会に報告する。

(3) 応急処置

防災関係機関は、ボランティアの協力を得て、罹災文化財の応急対策あるいは公共施設等への一時保管を行う。また、倒壊等の二次災害が予想される文化財にあっては、その危険性の周知を行う。

第８　義援金品の受付・管理

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分等を適切に実施する。

《 記載事項 》

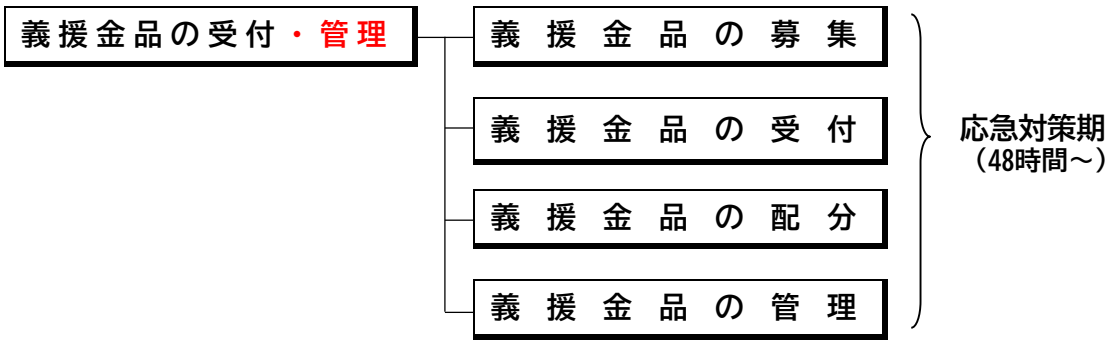

８．１　義援金品の募集

【 出納班 】

災害の状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、広報誌、ホームページ等のほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、義援金品を募集する。

義援金品については、各機関を通じて広報する。

なお、義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からのみ受け入れることとし、個人からの義援品は原則受け付けしない。

８．２　義援金品の受付

【 出納班 】

義援金品を受け付けるための窓口を設置する。

義援金品を受け付けた際は、寄託者に受領書を発行する。

なお、県から寄託された義援金品の受領も併せて行う。

８．３　義援金品の配分

【 援護班 】

市内の被害状況を把握し、被災地区、被災人員及び世帯数、被災の状況等に応じて、義援金品の配分数等を決定する。

８．４ 義援金品の管理

【 出納班、援護班 】

義援金は、被災者に配付されるまでの間、会計管理者名義の普通預金口座に預金する。

義援品は、市役所第二庁舎（ギャラリー等）やその他の臨時集積所を定めて援護班が保管する。

『【本文】本編 第３章 第４節「第１ 緊急輸送体制の確立」』参照

第９　ライフライン施設の応急復旧

災害時におけるライフラインの復旧は、社会的に多大の影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確かつ慎重に応急復旧を実施する。

《 記載事項 》

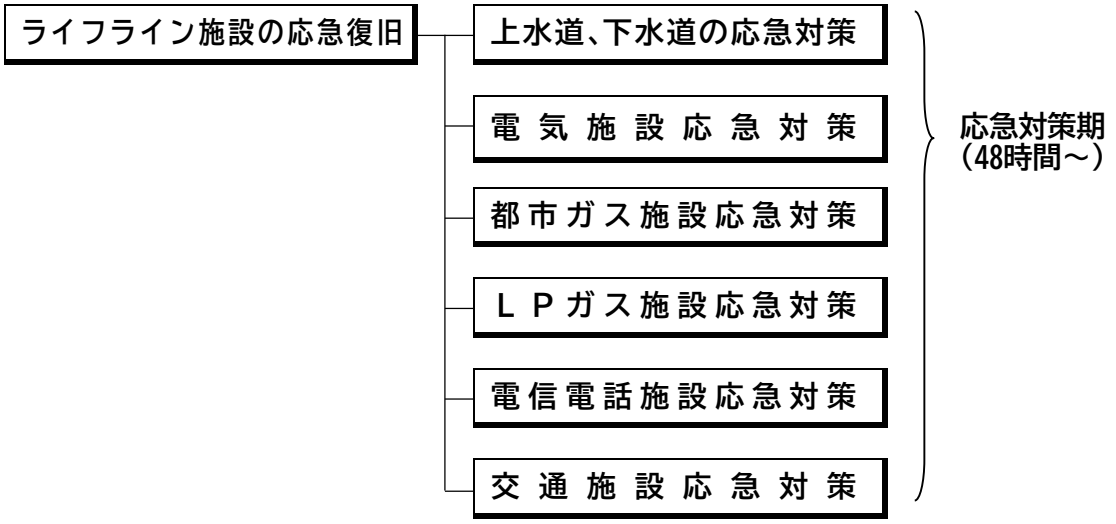

９．１ 上水道、下水道の応急対策

【 水道復旧班、下水道復旧班 】

(1) 上水道施設の応急対策計画

① 施設別応急対策

施設別応急対策の順序は次のとおりとする。

ア　浄水場施設の復旧
イ　配水施設の復旧
ウ　臨時給水栓等の設置
エ　給水装置の復旧

② 浄水場施設

火災による施設への類焼等を防止するため、消火器材を整備し、また、危険物等による被害の防止に努める。

その上で、配水池及びポンプ施設等の応急復旧を行う。

③ 配水施設及び臨時給水

配水施設は特に地震による被害が多いと思われるので、応急復旧工事用資材を西堀浄水場内に備蓄しておくものとし、復旧は次の順序により行う。

ア　災害発生時、被害の状況を調査し、復旧計画を適正に定め、技術者及び労務者の配分、各作業の責任者の配置、復旧工事用資材の確保と輸送の敏速化を図る。応援員がある場合は受入れと計画への組入れ、宿舎、食料、寝具などの手配を行う。
　また請負工事と直営工事の区別をし、作業の記録、被害写真の撮影を行う。
イ　配水管は幹線の復旧を先に行い、次に罹災者、避難所、学校、病院などの公共水道施設及びその他の配水管の復旧を行う。
ウ　配水管の復旧に際しては、通水と修理を繰返しつつ作業を進め、必要箇所に臨時給水栓を設置し、又は消火栓よりホースを利用して臨時給水を行う。このため、ホースを各所に備蓄する。
エ　給水開始の際には、水質の保全に注意し、管内の清掃及び塩素滅菌を十分に行う。
オ　水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

(2) 下水道施設応急対策計画

① 下水道管渠の破損に対しては、汚水、雨水の流下に支障のないように応急措置を講じ、万全を期するとともに、雨水による内水の排除を実施するため、これに必要な設備、職員の配置等を定め、被害を最小限度に止めるよう努める。

特に、緊急輸送道路の通行確保のため、下水道管渠破損による道路陥没、液状化に伴うマンホール浮上等の対応に努める。

② 枝線・幹線を含め、重要な管きょの流下能力の回復を図る。

９．２ 電気施設応急対策

【 東京電力パワーグリッド(株)志木支社 】

(1) 平常時の対策

① 設備強化対策

○法令、基準等の規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。
○平常時の設備巡視･点検等を通じて電力設備の維持､管理に努めるものとする。

② 要員の確保対策

○非常災害対策本(支)部組織構成表に基づき、あらかじめ個々の要員を定め、いつでも要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておくこととする。
○社外者に応援を求める場合は、連絡体制を確立しておくこととする。

③ 資材等の確保対策

○平常時から復旧用資材、工具、消耗品、車両、舟艇、無線局等の確保又は整備に努めるものとする。
○宿泊施設、食料の確保対策等非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めるものとする。

④ 広報活動

平常時から新聞、テレビ、ラジオ、広報車、パンフレットその他適切な方法をもって一般公衆に対し､事故防止に関する事項を周知徹底し事故防止に努めるものとする。

⑤ 非常対策災害訓練

○非常災害時の円滑なる対応を図るため情報連絡、復旧及び災害用資材の整備、点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年１回、全社的に実施するものとする。
○国、地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

⑥ 社外機関、他企業等の協調

○非常災害対策に関する諸計画の円滑、かつ的確な運用を図るため、国、地方自治体等の防災会議と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力するものとする。
○官公署、他電力会社、請負先と平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化、充実に努めるものとする。

(2) 非常災害対策活動

① 設備の運転保守

○電力は、社会秩序の維持と復旧活動の推進に欠くべからざるものであるため、非常災害発生時においても、原則として供給を継続することとする。
○浸水、建物倒壊等のため電力の供給を継続することが危険であり、また事故を誘発するおそれのあると認められる場合若しくは運転不能の予測される場合は運転を停止し、その旨を関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに報告するものとする。

② 要員の確保

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、**「(1)の「②要員の確保対策」」**に基づき速やかに要員の確保に努めるものとする。

③ 被害状況等の把握

非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種の情報を迅速・的確に収集集約し、総合的被害状況の把握に努めるものとする。

ア　一般被害情報等

・気象、地象情報
・一般被害情報
・停電による主な影響状況
・対外対応状況
（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客様への対応状況）
・その他災害に関する情報（交通状況等）

イ　東京電力パワーグリッド(株)関連被害情報等

・東京電力パワーグリッド(株)被害情報
・復旧資材、応援隊、食料等の要望事項
・人身災害、その他の災害発生情報
・その他災害に関する情報

④ 復旧計画

○非常災害対策本部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し復旧計画を樹立するものとする。
○各設備の復旧順位は、あらかじめ定められたものによることを原則とするが災害状況各設備の被害状況、各設備の復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うこととする。

⑤ 復旧応援隊

被害が多大で当該店所並びに当該現業機関等のみの工事力では早期復旧が困難である場合には、本店本部は他電力会社に対して応援要請を行うこととする。

⑥ 広報活動

○非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、事故防止に関する事項を中心にお客様に対し十分な広報を行うこととする。
○広範囲にわたる停電事故等が発生した場合は、報道機関を通じ、電力施設の被害状況、復旧予定等を迅速、適切に広報することとする。
○非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、国、地方自治体等の災害対策本部にあらかじめ定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図るものとする。

９．３ 都市ガス施設応急対策

【 東京ガスグループ（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））】

(1) 通報・連絡

① 通報・連絡の経路

ア　社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

イ　社内及び外部機関に対する通報・連絡の経路は、社内作成の防災業務計画のとおりとする。

② 通報・連絡の方法

ア　通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

イ　通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

(2) 災害時における情報の収集・連絡

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査により迅速、的確に把握する。

①　気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

②　被害情報

ア　一般情報

一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

イ　対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

ウ　出社途上における収集情報

エ　その他災害に関する情報（交通状況等）

③　ガス施設等被害の状況及び復旧状況

④　ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報

⑤　社員の被災状況

⑥　その他被害に関する情報

(3) 災害時における情報の収集・連絡

① 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ、直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

(4) 対策要員の確保

① 対策要員の確保

ア　勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。

イ　非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき、速やかに所属する本（支）部に出動する。

ウ　勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

② 他会社等との協力

ア　協力会社等とは、災害発生後、直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

イ　自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき、他ガス事業者からの応援を要請する。

(5) 事業継続計画の策定・発動

① 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

ア　ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

イ　ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務

ウ　供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

エ　その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

② 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

(6) 災害時における復旧用資機材の確保

① 調達

各班長、各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア　取引先・メーカー等からの調達

イ　被災していない他地域からの流用

ウ　他ガス事業者等からの融通

② 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(7) 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより、被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

９．４　ＬＰガス施設応急対策

【（社)埼玉県ＬＰガス協会 】

地震によりＬＰガス施設に被害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合において、ＬＰガス施設の防護措置又は応急措置を講じる必要がある場合には、市長（「情報班」）は、(社)埼玉県ＬＰガス協会に連絡し、その速やかな措置について協力する。

(社)埼玉県ＬＰガス協会が実施する応急復旧対策は次のとおりである。

(1) 対策本部の設置

埼玉県内に地震により重大な災害が発生した場合に、埼玉県内のＬＰガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、(社)埼玉県ＬＰガス協会長は、(社)埼玉県ＬＰガス災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、本部長、副本部長並びに協会員をもって構成される。

また、本部長は、現地で災害対策を円滑にするため、局地的被害を受けた地域に現地災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部及び現地災害対策本部の職務

災害対策本部及び現地災害対策本部の職務は次のとおりとする。

① 災害対策本部の職務

・被災情報の収集、分析、伝達
・応急・復旧応援要員の調整・要請
・マスコミに対する広報活動
・ＬＰガス支援資機材等の調整・調達
・官庁の要請に対する連絡調整
・その他の必要な事項

② 現地災害対策本部の職務

・販売店からの被害情報の収集、現地調査を行い対策本部への報告
・被害状況に応じた応急・復旧措置
・二次災害防止のための広報活動の実施
・支部、地区会館との連絡調整
・ＬＰガス支援資機材等の受入れ・要請
・応援要員の要請・調整・受入れ
・その他必要な事項

(3) 応急復旧体制のあり方

突発的な地震発生における様々な状況を想定し、ＬＰガス販売業者及び地域の実情に即した応急復旧体制を整備するものとする。

① 応急復旧体制の整備

ＬＰガス販売業者は、地震に関する状況を「地震発生時」、「発生直後」、「発生後」

等に区分し、これらの状況に応じ対応できるよう事前に応急復旧体制を整備するとともに応急復旧時の行動基準を整備するものとする。

また、販売事業者は大規模な地震が発生した場合、ＬＰガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策及び応援受入体制の整備に協力するものとする。

② 円滑な応急復旧のための啓発活動

ア　仮設住宅入居者への啓発活動

ＬＰガスを使用したことがない消費者は、ＬＰガスに対する理解について必ずしも十分でないので、ＬＰガス販売業者は、このような仮設住宅等の入居者に対し本市と連携しつつ、速やかに安全使用のための周知を行うものとする。

イ　臨時供給容器の回収等

大規模地震において救援活動により持ち込まれ不要となったＬＰガス容器による二次災害を防止するため、当該容器の供給者が責任を持って回収できる体制をとるものとする。

なお、使い切ったカセットボンベの回収については、一般のごみ処理と同様とし、ＬＰガス容器については、当該容器の供給者が責任を持って回収する。

(4) 広報活動のあり方

ＬＰガス販売事業者は、大規模地震発生の場合にＬＰガス消費者が適切に対応できるよう日頃から広報活動を行い、その徹底を図ることが重要である。また、業界として各事業者及び業界で作成するチラシやパンフレット、日頃の業務、展示会、各種講習会及び学校教育、各市町村の広報誌等を積極的に活用する等、あらゆる機会を利用して地震時の対応について周知することが必要である。

特に、大規模地震時においては、ＬＰガス消費者に対する情報提供のため埼玉県ＬＰガス災害対策本部に電話相談窓口を設ける等、また速やかにラジオや本市を通じて周知を図るものとする。

また、平常時からＬＰガス消費者に対し、非常時のＬＰガスに係る情報提供の方法について周知を図るものとする。

９.５ 電信電話施設応急対策

【 NTT東日本(株)埼玉事業部 】

通信施設応急対策については、社内規定及びその他による。

９．６ 交通施設応急対策

【 日本貨物鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武バス(株)、国際興業(株)、東武バスウエスト(株) 】

(1) 基本方針

天災地変等による災害に対し被害を最小限度にとどめて輸送の安全を確保し、輸送に支障を来す被害に対しては総力を挙げて復旧に努め速やかに輸送を再開する。

(2) 応急対策

① 応急対策本部の設置

組織復旧日時を要する事故が発生した場合は、事故現場、又は本社に応急対策本部を設置して復旧作業を計画推進するとともに、復旧作業は、工務・電気・車両の部ごとに作業班をなして従事する。

② 復旧計画

災害を想定して復旧計画を立てておき、実施の被害に対しては、直ちに現地を調査して人員及び資材を手配する。

③ 復旧資材の準備

○応急復旧に要する最小限度の資材は、災害が予想される箇所に常時配置する。現場に配置できない資材は、最寄りの駅構内におく。
○復旧に要する器具及び応急資材のほかの資材は、工場、各区及び倉庫に整備して置く。
○復旧用の資材及び器具輸送のための自動車等は、担任管理所長が常備計画しておく。

第４章　震災復旧復興対策計画

地震災害により多くの住民が負傷したり、住居や家財を失ったりすることによる社会的混乱の発生が予想される。

この計画は、人心の安定と社会的秩序の維持を図るため、本市及び防災関係機関がとるべき措置の基本的事項について定めたものである。

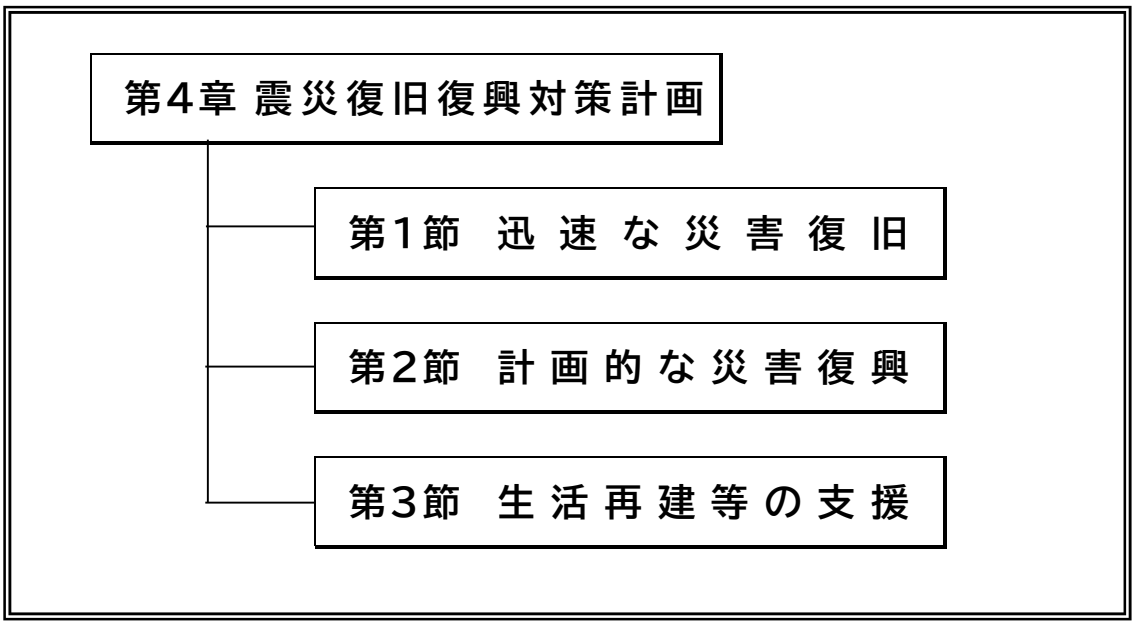

第１節　迅速な災害復旧

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再び同様の被害を受けることのないよう、また、将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を作成し、迅速にその実施を図る。

**********《 迅速な災害復旧の構成 》**********

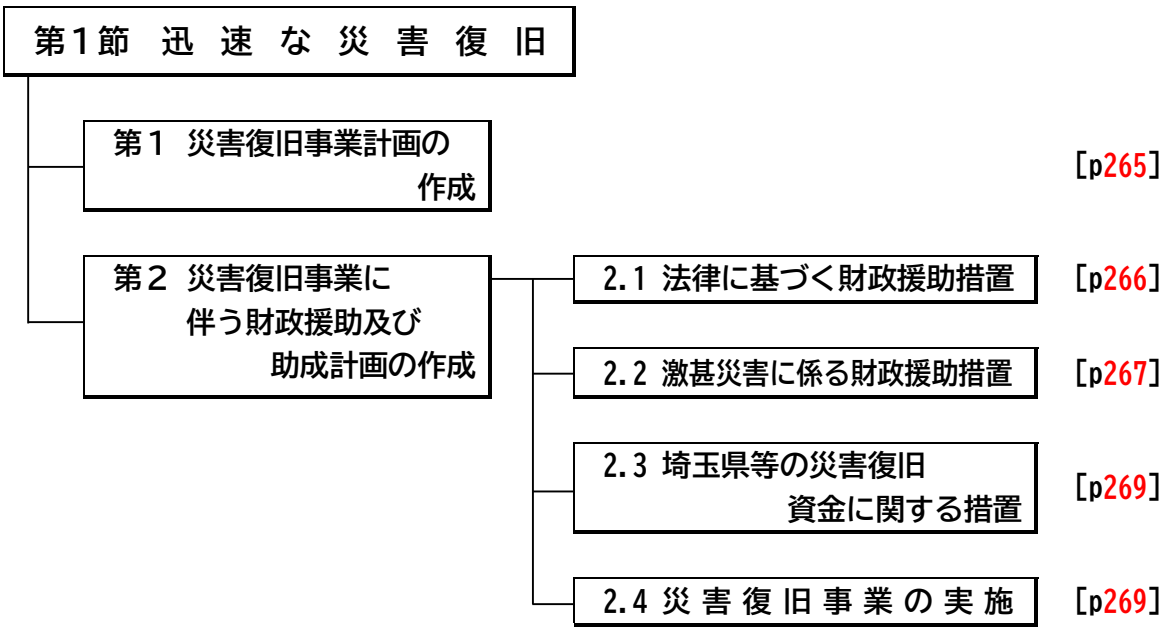

****

第１　災害復旧事業計画の作成

【 関係各課 】

本市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、本市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再び同様の被害を受けることのないよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

（1）公共土木施設災害復旧事業計画
（2）農林水産業施設災害復旧事業計画
（3）都市災害復旧事業計画
（4）上下水道災害復旧事業計画
（5）住宅災害復旧事業計画
（6）社会福祉施設災害復旧事業計画
（7）公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
（8）学校教育施設災害復旧事業計画
（9）社会教育施設災害復旧事業計画
（10）復旧上必要な金融その他の資金計画
（11）その他の計画

出典）埼玉県地域防災計画（震災対策編）令和7年5月

第２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

本市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

《 記載事項 》

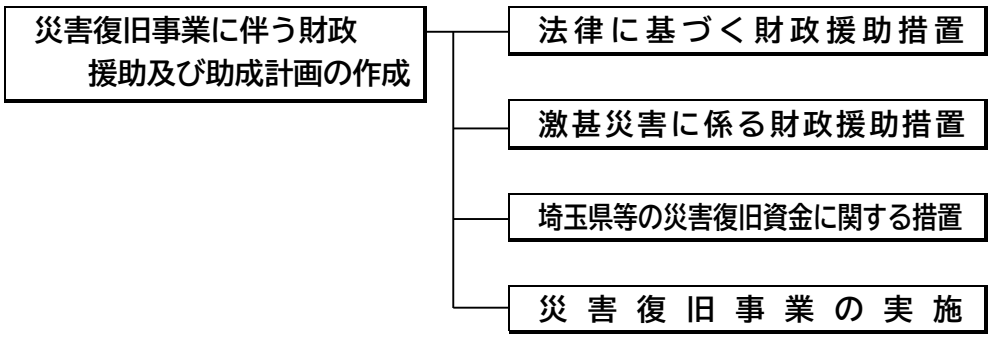

２.１ 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
(3) 公営住宅法
(4) 土地区画整理法
(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(7) 予防接種法
(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
(11) 水道法

出典）埼玉県地域防災計画（震災対策編）令和7年5月

２.２ 激甚災害に係る財政援助措置

【 関係各課 】

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、本市は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるようにすることで、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。

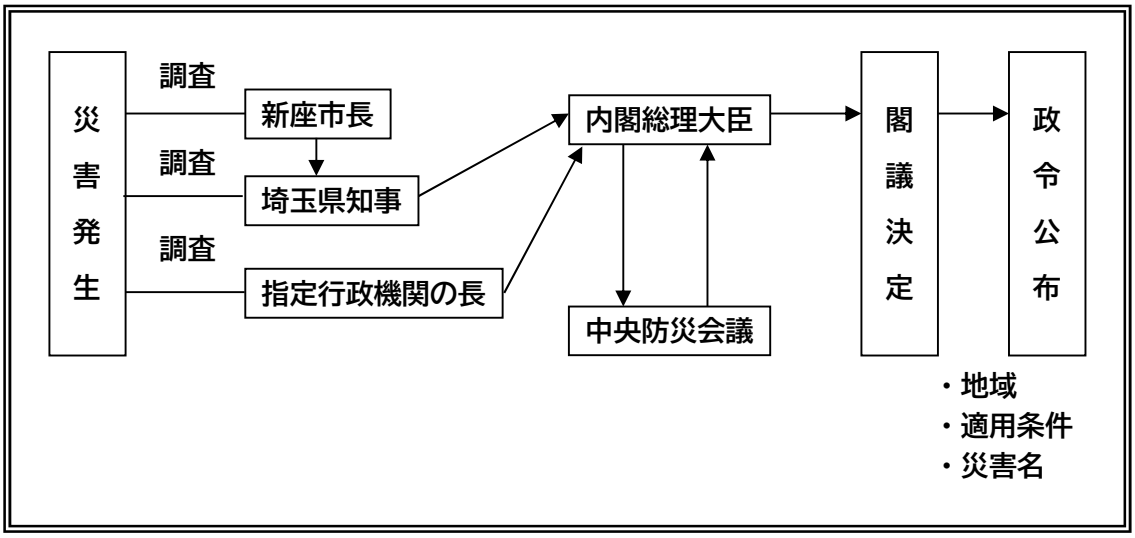

(1) 財政援助措置の対象

激甚災害に係る財政援助措置の対象は以下のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設復旧事業関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
ケ　障がい者支援施設等災害復旧事業
コ　婦人保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防事業
ス　堆積土砂排除事業
セ　たん水排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助
ク　森林災害復旧事業に対する補助

③ 中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ その他の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　日本私学振興財団の業務の特例
エ　市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
オ　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
カ　水防資材費の補助の特例
キ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
ク　産業労働者住宅建設資金融通の特例
ケ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
コ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
サ　上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

(2) 激甚災害に関する調査

本市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

２.３ 埼玉県等の災害復旧資金に関する措置

【 県等 】

災害復旧計画の実施に必要な資金に対する県及び関東財務局の措置は次のとおりである。

(1) 県

① 災害復旧経費の資金需要額の把握
② 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
③ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
④ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係経費を確保する。

(2) 関東財務局

① 県、市町村等の必要資金を把握し、その確保の措置を講じる。
② 県、市町村等を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として起こす地方債の額を把握する。

２.４ 災害復旧事業の実施

【 関係各課 】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、本市は、職員の配備、職員の応援及び派遣体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

(1) 公共土木施設の復旧

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努める。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。

① 河川　【 応急対策班 】

河川管理者は河川が災害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

○護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
○護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの。
○河川の護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの。
○河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの。

② 道路施設　【 応急対策班 】

道路管理者は、道路、橋梁、道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

○道路の埋没又は決壊により交通が不可能又は著しく困難であるもの。
○道路の埋没又は決壊で、これを放置することにより、二次災害を生じるおそれのあるもの。

(2) 都市施設の復旧

災害時には、上下水道施設、電気施設、電話通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。

これらの施設は、住民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。

このため、これらの施設の機能を一刻も早く復旧することが必要である。

① 水道施設　【 水道復旧班 】

復旧に際しては、配水調整等により順次給水区域を拡大しつつ速やかに復旧に努める。

ア　施設復旧の優先順位

(ｱ) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水管（特に重要と認められる管路）
(ｲ) 一般管路（配水管等）
(ｳ) 給水装置

イ 管路における復旧順位

(ｱ) 送配水本管復旧

＜第１段階＞　送水管及び給水上重要な主要配水幹線
＜第２段階＞　主要配水幹線に準じる管路及び必要と認められる管路

(ｲ) 配水小管復旧

重要と認められる管路を優先し、順次復旧に努める。

② 下水道施設　【 下水道復旧班 】

流域下水道幹線及び処理場等の復旧状況を荒川右岸下水道事務所と調整しつつ、枝線・幹線を含め、重要な管きょの流下能力を順次速やかに復旧し処理可能区域の拡大に努める。

③ 電気施設　【 東京電力パワーグリッド(株)志木支社 】

復旧の順位は、原則として、人命に関わる施設、対策の中枢である官公署、民生安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度を考慮し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

④ 電話通信施設　【 NTT 東日本(株)埼玉事業部 】

ア　電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

イ　前項の場合において、重要通信の確保に留意して、災害状況、電気通信設備の被災状況に応じ、NTT 東日本(株)埼玉事業部の社内規定に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

⑤ 都市ガス施設　【 東京ガスグループ(東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)) 】

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次にあげる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア　復旧計画の策定

(ｱ) 復旧手順及び方法
(ｲ) 復旧要員の確保及び配置
(ｳ) 復旧用資機材の調達
(ｴ) 復旧作業の期間
(ｵ) 供給停止需要家等への支援
(ｶ) 宿泊施設の手配、食料等の調達
(ｷ) その他必要な対策

イ　重要施設の優先復旧計画

救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画する。

なお、臨時供給に当たっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

⑥ 交通施設　【 日本貨物鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武バス(株)、国際興業(株)、東武バスウエスト(株) 】

交通施設は、被災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから早急な復旧が望まれる。

このため、各機関は、応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう本復旧計画を立てる。

なお、復旧作業は計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

第２節　計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する災害復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。そのため、事前に復興プランを策定し、災害復興が速やかに行われるよう準備する。

**********《 計画的な災害復興の構成 》**********

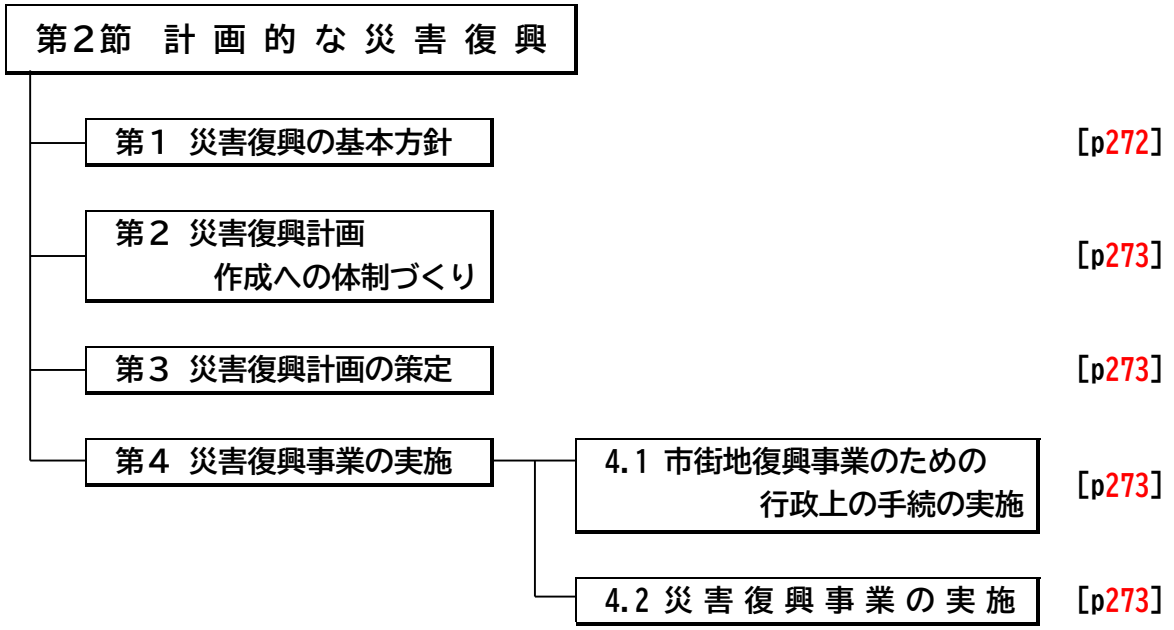

****

第１　災害復興の基本方針

本市は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の基本理念に則り、国との適切な役割分担の下、将来発生する災害に備えて、また、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した「防災まちづくり」を実施する。

「防災まちづくり」を実施するために、災害復興計画では、現在の住民のみならず将来の住民のためにという理念の下に、「市のあるべき姿」を明確に表し、将来に悔いのないまちづくりを進めていく。

このためには、災害復興計画の作成は、市民の理解を得ることを大前提とし、「安全で災害に強い」、「要配慮者に優しく安心して住める」、「互いに協力し、助け合う防災活動システムが整った」まちづくりを目指す方針の下に作成しなければならない。

第２　災害復興計画作成への体制づくり

本市の「災害復興ビジョン」をいち早く示すことは、被災住民に未来への夢をもたらし、復興への目標とエネルギーを生み出す原動力となり、個々の復興事業を円滑に推進することが可能となる。

発災後、できるだけ早い時期に都市計画作成部門や企画部門等を含めた災害復興計画の専門チームを編成し、「災害復興ビジョン」の速やかな公表を目指す。

第３　災害復興計画の策定

本市は、災害復興の基本方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画及び生活復興に関する計画並びにその事業手法、財源確保及び推進体制に関する事項について定める。

第４　災害復興事業の実施

《 記載事項 》

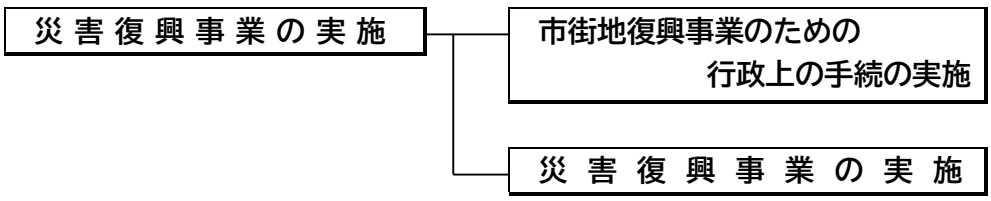

４.１ 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第 84 条建築制限区域の指定

本市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

本市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

４.２ 災害復興事業の実施

本市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第３節　生活再建等の支援

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について以下の計画を定めるものである。

**********《 生活再建等の支援の構成 》**********

第３節　生 活 再 建 等 の 支 援

- 第１ 被 災 市 民 相 談
  - 1.1 市民サポートセンターの開設 [p275]
  - 1.2 罹 災 証 明 書 の 発 行 [p276]
- 第２ 罹災者のメンタルケア
  - 2.1 メ ン タ ル ケ ア 対 策 [p278]
  - 2.2 災害対策要員のメンタルケア [p279]
  - 2.3 子どもたちのメンタルケア [p279]
- 第３ 被災者の生活確保
  - 3.1 職 業 の あ っ せ ん [p280]
  - 3.2 市税等の徴収猶予及び減免の措置 [p281]
  - 3.3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 [p281]
  - 3.4 生活必需品の安定供給の確保 [p282]
  - 3.5 生 活 福 祉 資 金 [p282]
  - 3.6 災 害 復 興 融 資 [p282]
  - 3.7 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 [p282]
  - 3.8 被災者生活再建支援制度 [p283]
  - 3.9 借地借家の特例の適用に関する計画 [p284]
  - 3.10 住 宅 の 建 設 等 [p284]
- 第４ 地域経済の復旧支援
  - 4.1 被災中小企業への融資等 [p285]
  - 4.2 被災農林漁業関係者への融資等 [p286]

****

第１　被災市民相談

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。

《 記載事項 》

- **被　災　市　民　相　談**
  - **市民サポートセンターの開設**
  - **罹　災　証　明　書　の　発　行**

１.１ 市民サポートセンターの開設

【 市民窓口班、各班 】

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。

そのような不安を解消するために、本市は「市民窓口班」を中心に、「市民サポートセンター」を開設し、必要に応じて各班が応援する体制を整備する。なお、業務においては、最大限、被災者台帳を活用する。

市民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

(1) 各種手続の総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続及び各種相談を一元的に処理する。

(2) 各専門分野での相談

① 医療、保健（精神保健含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける。

② 相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家を派遣してもらえるようにする。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。

(3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

(4) 情報の提供

被災者が自立を図る上で必要な情報を収集し、電話による照会への対応及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって情報を提供する。

(5) その他

① 被災者からの要望を「聞きっぱなし」のままで終わらせることのないようにする。

② 必要に応じて指定避難所の巡回相談を行う。
③ 要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

１．２ 罹災証明書等の発行

【 市民窓口班 】

(1) 罹災証明等の実施

罹災証明書の交付は、災対法第 90 条の 2 に規定され、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明する。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた以下に示すものを対象とする。なお、人的被害については、被災証明とする。

① 人的被害

・死亡	・行方不明	・負傷

② 物的被害

・全壊又は全焼	・その他の物的被害
・半壊※又は半焼	・床上浸水
・一部損壊	・床下浸水

※半壊には、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」がある。

『【 本文 】本編 第３章 第５節 第２「２．３ 罹災証明書の発行」』参照

(3) 罹災証明書の発行手順

① 被害認定調査の準備

家屋調査班は、遅滞なく罹災証明書を発行するため、「情報班」の協力を得て、市内家屋の被災状況の把握や調査員の確保等、被害認定調査のための事前準備を行う。

『【 本文 】本編 第３章 第５節 第２「２．３ 罹災証明書の発行」』参照

② 被害認定調査の実施

家屋調査班は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、調査を実施する。

『【 本文 】本編 第３章 第５節「第２ 住家の被害認定調査」』参照

③ 罹災台帳の作成

被害認定調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「罹災台帳」を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネット

ワークの事前整備を図る。

「罹災台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、罹災証明書を発行する。

④ 罹災証明書等の発行

罹災証明書等は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長若しくは消防局長（火災の証明に限る。）が作成し、これらの者に発行する。なお、被災者支援システムの使用が想定される班の執務スペースに対し、機器及びネットワークの事前整備を図る。

ただし、証明手数料については徴収しない。

（4）広報と相談窓口の設置

罹災証明書に関する広報を「広報班」に依頼し、広報紙や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。

『【 本文 】本編 第３章 第５節「第１ 応急対策に係る広報活動」』参照

第２　罹災者のメンタルケア

災害によって深く心が傷ついた心理状態の治療又は症状を軽減するための対策を講じる。

《 記載事項 》

- 罹災者のメンタルケア
  - メンタルケア対策
  - 災害対策要員のメンタルケア
  - 子どもたちのメンタルケア

２.１ メンタルケア対策

【 医療班 】

被災者個人及び行政が実施するメンタルケア対策として以下の方法がある。

(1) 被災者個人の対策

① 被災者は、誰もが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないということを認識する。
② 誰でも無関心や無感動になることを自覚し、そうした気持ちを否定しない。
③ できるだけ活動的にしている。
④ 現実から逃げない（葬儀に参列する、損失を調べる、被災現場に戻る等）。
⑤ どういう災害であったかを本気になって考える。
⑥ 善意を素直に受け入れる。
⑦ 一人になれる時間を持つ。

(2) 行政の対応

① 「心のケアセンター」の開設

医師、臨床心理士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、次の対策を実施する。

○住民からの電話及びファクシミリによる相談を受ける「震災ストレスほっとライン24時間」の開設
○指定避難所、仮設住宅等を含む家庭訪問による巡回相談の実施

② 精神衛生ボランティアによる仮設住宅、福祉施設等への巡回

精神衛生ボランティアを活用し、仮設住宅や福祉施設を巡回し、相談等を実施する。

２.２ 災害対策要員のメンタルケア

【 医療班、受援班 】

災害対策要員は、精神的にも肉体的にも過度の疲労を抱えることになるが、職員の心身の健康の維持こそが災害対策を進める原動力であり、そのためには、交替に休みを取りながら、お互いに助け合い、労りあって、ストレスをうまく軽減していくことが重要である。

受援班は、必要に応じて医療班と連携し、災害対策要員の相談体制を整備する。

２.３ 子どもたちのメンタルケア

【 保育班、学校班 】

子どもたちのメンタルケアを考え、実行する場合、次の 5 つのことに配慮して行う。

(1) 何が起こったのか、正しく理解させる。
(2) 子どもは強い恐怖感を持っていることを知っておく。
(3) 無力感に対処する。
(4) 人間関係に変化があらわれることを知っておく。
(5) 人間観や、人生観に影響を受けることを知っておく。

第３　被災者の生活確保

地震により被害を受けた市民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講じる。

《 記載事項 》

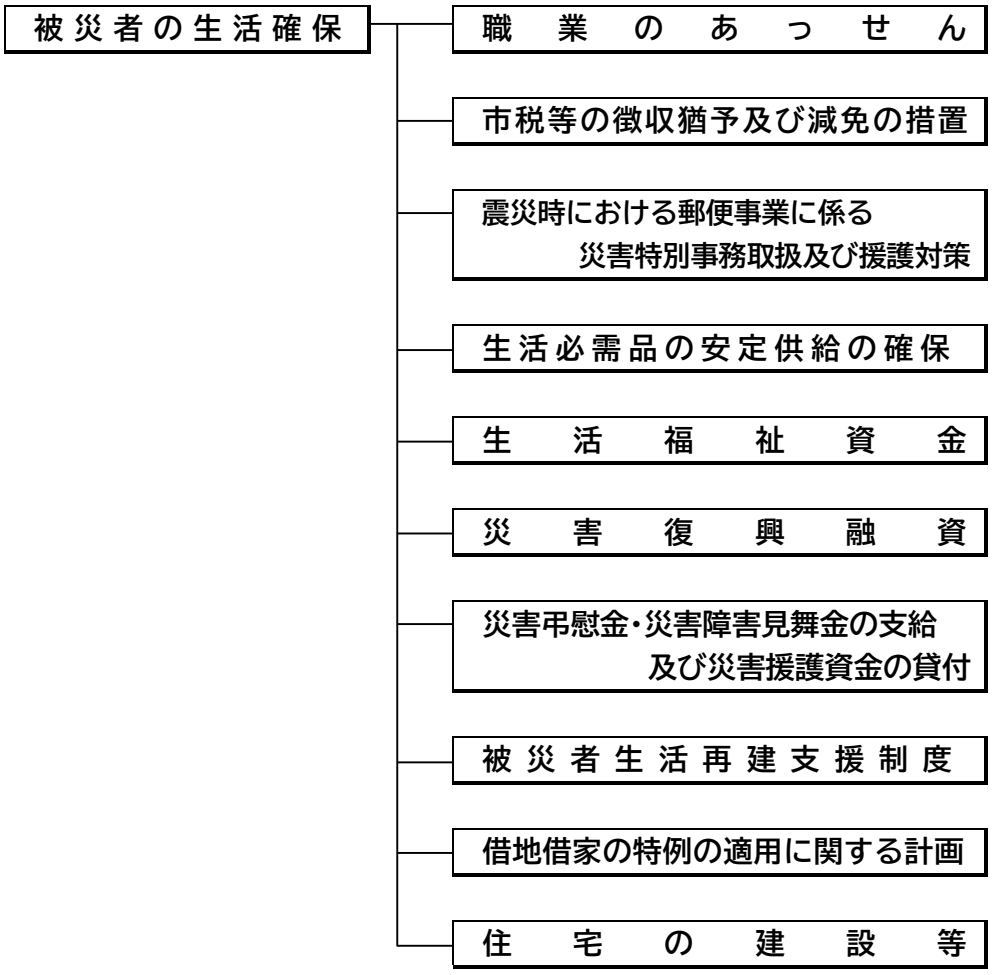

３.１ 職業のあっせん

【 産業班 】

国（埼玉労働局）や県が行う、災害により離職を余儀なくされた被災者への措置等について、被災者に情報提供する。

３.２ 市税等の徴収猶予及び減免の措置

【 関係各課 】

災害により被災者の納付すべき市税等について、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。特に住家の被害認定調査結果（罹災証明書の内容）に留意する。

『【 本文 】本編 第３章 第５節 第２「２.３ 罹災証明書の発行」』参照

３.３ 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【 日本郵便(株)】

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災 1 世帯当たり、通常郵便葉書 5 枚及び郵便書簡 1 枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す次に掲げる条件に該当する第一種郵便物、通常葉書及び盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物の料金又は特殊取扱いの料金免除を実施する。

① 天災その他非常の災害を受けたことに伴って差し出すものであること。

② 特殊取扱いとする場合は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第十四条の規定による改正前の法第六十条に規定する速達に相当するもの又はこれに準じた取扱いとするものであること。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

３.４ 生活必需品の安定供給の確保

【 県 】

県は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努め、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

本市は、県の活動に協力する。

３.５ 生活福祉資金

【 援護班 】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して速やかに自立更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び本市の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

ただし、生活福祉資金と災害援護資金とを同一世帯に重複貸付することができないことに留意する。

３.６ 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

３.７ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

【 援護班 】

災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、本市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

ただし、生活福祉資金と災害援護資金とを同一世帯に重複貸付することができないことに留意する。

３.８ 被災者生活再建支援制度

【 市民窓口班、総括班 】

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成 11 年度から制度化されたが、平成 16 年度に居住安定支援制度が創設された。

さらに、平成 19 年度に、住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高 100 万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高 200 万円の合わせて 300 万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。また、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

なお、県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

■支援金の支給手続

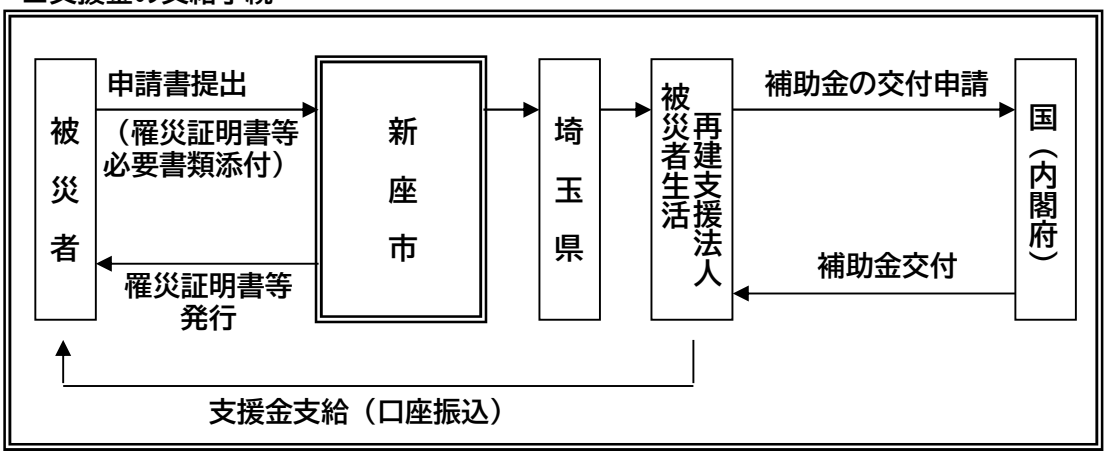

(2) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の自治体では、自治体ごとの適用基準を満たさず、支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行うものとしている（平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。

① 埼玉県・市町村生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、住宅が全壊、大規模半壊、又は中規模半壊した世帯に、住宅の被害程度や再建方法に応じて最高300万円を給付（やむを得ず解体した半壊世帯を含む・複数世帯の場合）もの

②埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、住宅が半壊し、自ら住宅を補修又は賃借した世帯に、最高50万円（複数世帯の場合）を給付するもの

(3) 地震保険の活用

地震保険は地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、本市及び県は、その制度の普及促進に努める。

３.９ 借地借家の特例の適用に関する計画

【 関係各課 】

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれがあるときは、本部長（市長）は、迅速適切に罹災都市借地借家臨時処理法（昭和 21 年法律第 13 号）の適用を図る。

本部長（市長）は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときは、所定の申請書を用いて、国土交通大臣宛てに申請する。

３.１０ 住宅の建設等

【 県、住宅復旧班 】

災害により住宅を滅失した被災者の住居の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き住戸等の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資金では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建築若しくは買取又は被災者へ転貸するため借り上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行う。

(2) 公営住宅の空き住戸等の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き住戸等を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第４　地域経済の復旧支援

地震により被害を受けた農林漁業者又は団体及び中小企業に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。
なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

《 記載事項 》

- **地域経済の復旧支援**
  - **被災中小企業への融資等**
  - **被災農林漁業関係者への融資等**

４.１ 被災中小企業への融資等

【 県、産業班 】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。
本市は、被災者等にこれらの情報を提供する。

(1) 県制度融資の貸付
県は、経営安定資金（災害復旧貸付）の融資を行う。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置
埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。
また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

(3) 資金需要の把握
中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

(4) 中小企業者に対する周知
本市及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

４.２ 被災農林漁業関係者への融資等

【 県、産業班 】

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。

本市は、被災者等にこれらの情報を提供する。

① 天災融資法に基づく資金融資
② 株式会社日本政策金融公庫法による資金貸付
③ 埼玉県農業災害対策特別措置条例及び新座市農業災害対策要綱に基づく資金融資
④ 農業災害補償法に基づく農業災害補償

第５章　広域応援計画

この計画は、大規模な災害が発生した場合に、本市として市域内の災害対応を迅速に行うとともに、県の広域応援体制への協力について定めたものである。

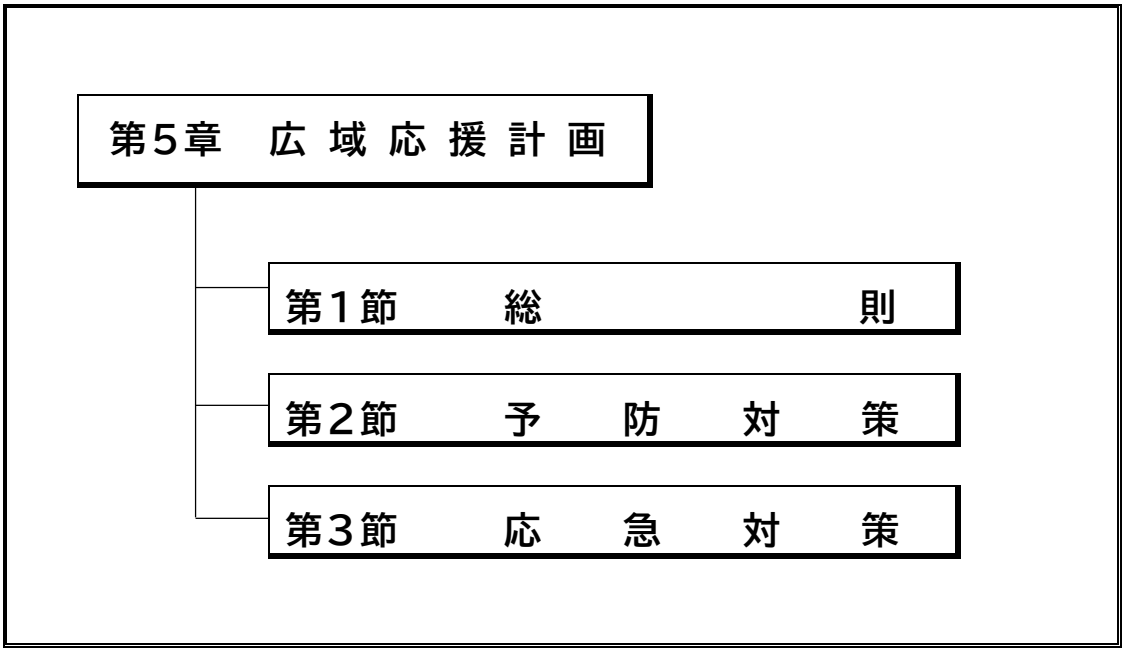

第１節　総則

**********《 総則の構成 》**********

第１節　総　　則
- 第１ 基　本　方　針 [p286]
- 第２ 広域連携の枠組み [p286]

****

第１　基本方針

南関東圏で発生する地震は、どこで発生するかは定かではないため、震源が埼玉県から離れている場合、埼玉県の被害は近隣都県に比べて相対的に少ないこと、優れた交通網を有すること、人口・経済規模が大きいこと、国の機関が集積していることから、甚大な被害を被った首都圏に対して、全国から集まる救援・支援を速やかに首都圏に受け入れる役割を果たすのに適している。

そこで、県では、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとしている。

これを受けて、本市としては、市域内の災害対応を迅速に行うとともに、県の広域応援体制に協力する。

第２　広域連携の枠組み

埼玉県では、災害時において他の地方自治体との協力の下、迅速な災害対応が行えるよう相互応援協定を締結している。

① 九都県市

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を作成するなど、平時から実動・図上訓練の実施等により発災時に備えている。

② 全国知事会

全国の都道府県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、各ブロック知事会における支援体制の枠組構築を推進している。

③ 関東地方知事会

関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）では、「1 都 9 県における震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、カバー（支援）体制の構築を進めている。

④ 三県知事会

三県知事会（群馬県、埼玉県、新潟県）では、「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結し、平時における防災体制の共同研究及び連携事業を行っている。

第２節　予防対策

**********《 予防対策の構成 》**********

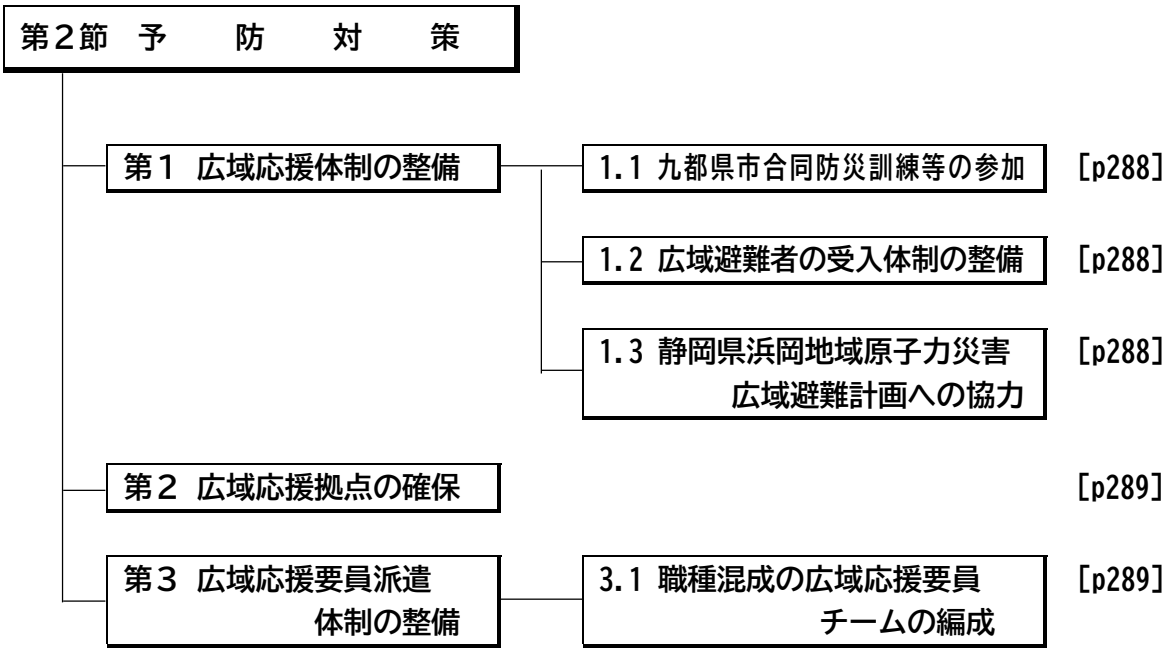

****

第１　広域応援体制の整備

１.１　九都県市合同防災訓練等の参加

本市は、県が関係都県市とともに実施する九都県市合同防災訓練等に参加し、又は協力する。

１.２　広域避難者の受入体制の整備

本市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

１.３　静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画への協力

静岡県御前崎市の中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、大規模地震との複合災害時などで静岡県内市町、神奈川県に避難できない場合、本市が被災し

ていないことを条件に、「藤枝市原子力災害広域避難計画」に基づき、静岡県藤枝市民の広域避難先として協力するものである。

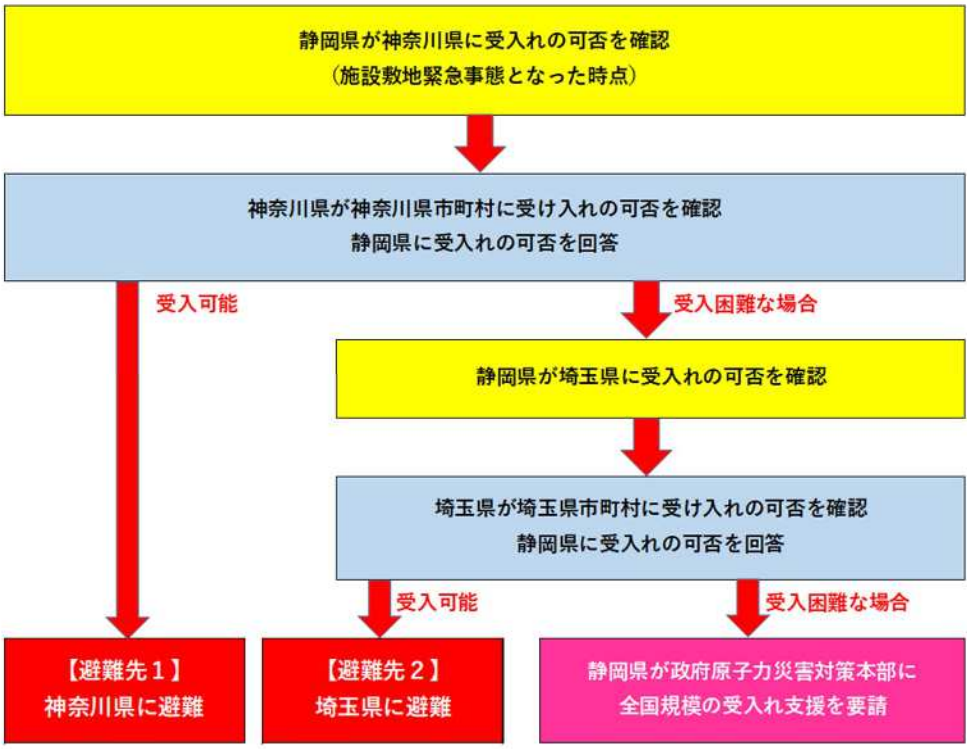

出典）　「藤枝市原子力災害広域避難計画」令和4年3月、藤枝市

（1）本市の留意点

① 避難所は、原則、本市が指定する避難所とする。
② 避難者の受入期間は、原則、1 か月程度とする。
③ 避難所開設等の初動対応（3 日間程度）は本市が対応することとし、可能な限り速やかに避難元市町へ引き継ぐ。
④ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行う。
⑤ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する。なお、初動対応時において、避難者のために食糧や資機材等の協力した場合の費用については、避難元が費用の負担を行う。

（2）本市の対応

南海トラフ地震が発生した場合、本市においても、震度 5 強の想定となっているため、その場合、警戒体制 2 号配備となり、全所属にわたる対応を行う。本市域における被害状況の把握を行い、埼玉県へ報告を行う。その後、埼玉県を通じた協議を行い、受入れが決定した場合、避難所運営については緊急初動職員が行う。

なお、本市域で震度 4 以下の地震が発生した場合、総括班を中心に被害状況の把握を行い、受入れが決定した際、避難所運営については、避難所運営班を招集し、対応する。

また、避難者が避難する際に、第一目的地となり、かつ、避難者に避難所を案内する場所として、「避難経由所」を設置する。本市の避難経由所は総合運動公園とする。

第２　広域応援拠点の確保

県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点を確保するため、拠点候補地を選定する。

□広域応援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、埼玉県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。

第３　広域応援要員派遣体制の整備

３.１ 職種混成の広域応援要員チームの編成

県は、市町村とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整えるものとしている。

そこで、本市は、応援要員として、市町村業務を熟知する市町村職員の派遣について協力する。

第３節　応急対策

**********《 応急対策の構成 》**********

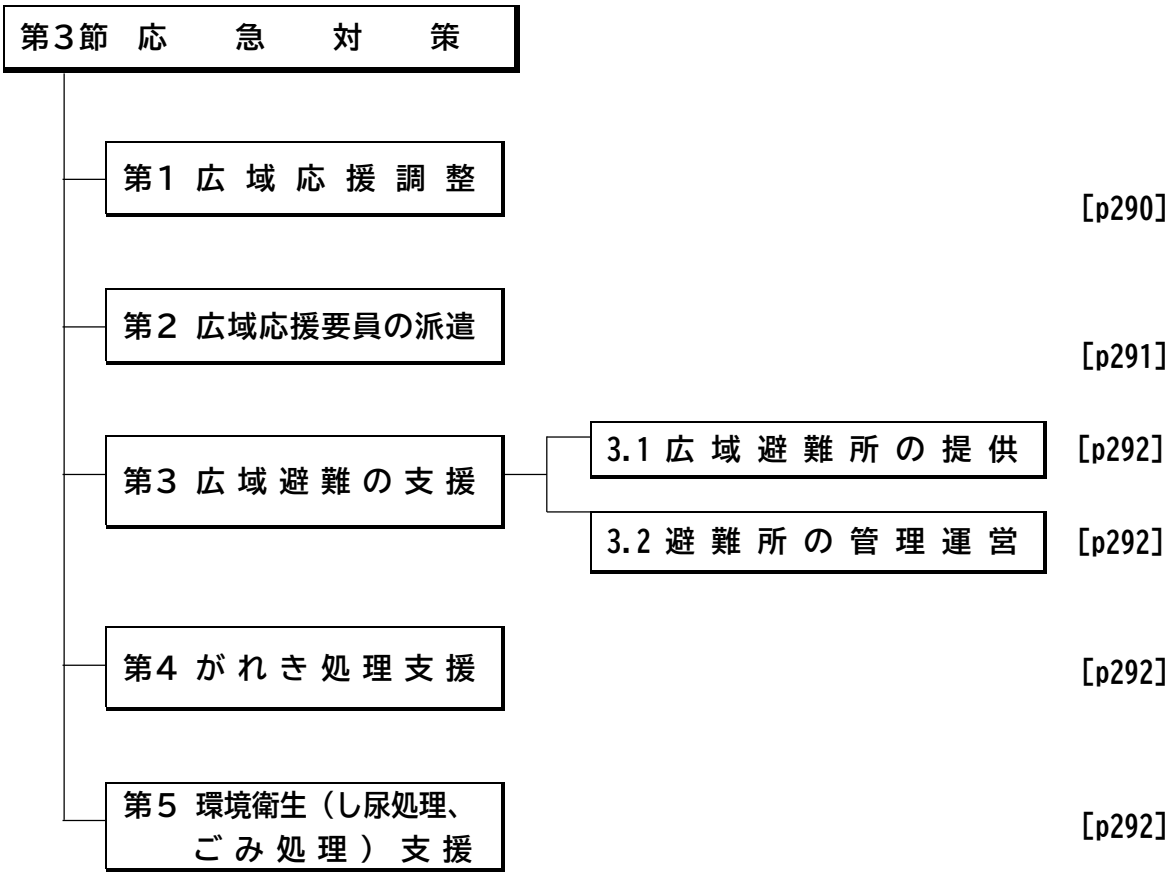

****

第１　広域応援調整

県は、首都圏広域災害が発生した場合、広域応援調整のための県後方応援本部（仮称）を設置し、被災地への支援を実施するものとしている。

そこで、本市は、被災の程度が軽微又は被災していない場合、県後方応援本部（仮称）が実施する応援活動に協力する。

□後方応援本部の主な業務

○被災都県の応援ニーズの把握
○全国からの応援活動に関する情報の取りまとめ
○応援ニーズの応援道府県への伝達、応援道府県との調整
○国や他の都道府県が情報共有する「応援連絡会議（仮称）」の事務局業務

□広域応援体制の関係図

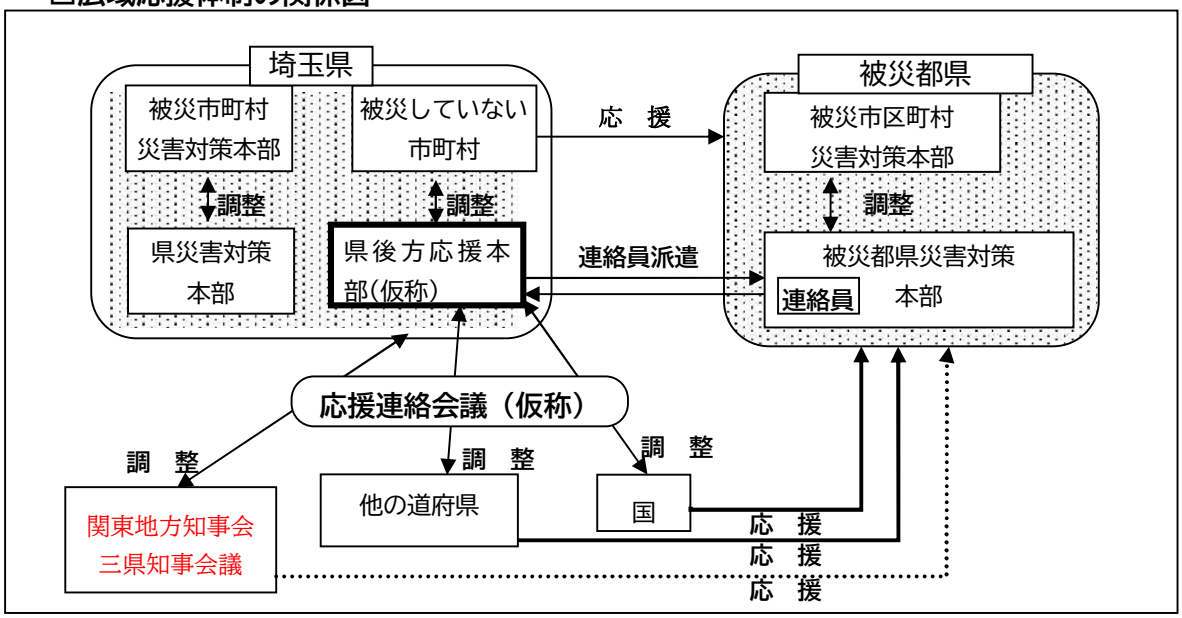

出典）埼玉県地域防災計画（広域応援編）令和7年5月

第２　広域応援要員の派遣

県は、市町村とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施するものとしている。

そこで、本市は、県の編成する職種混成の応援要員のチームに対する市職員の派遣に協力する。

□広域応援体制の関係図

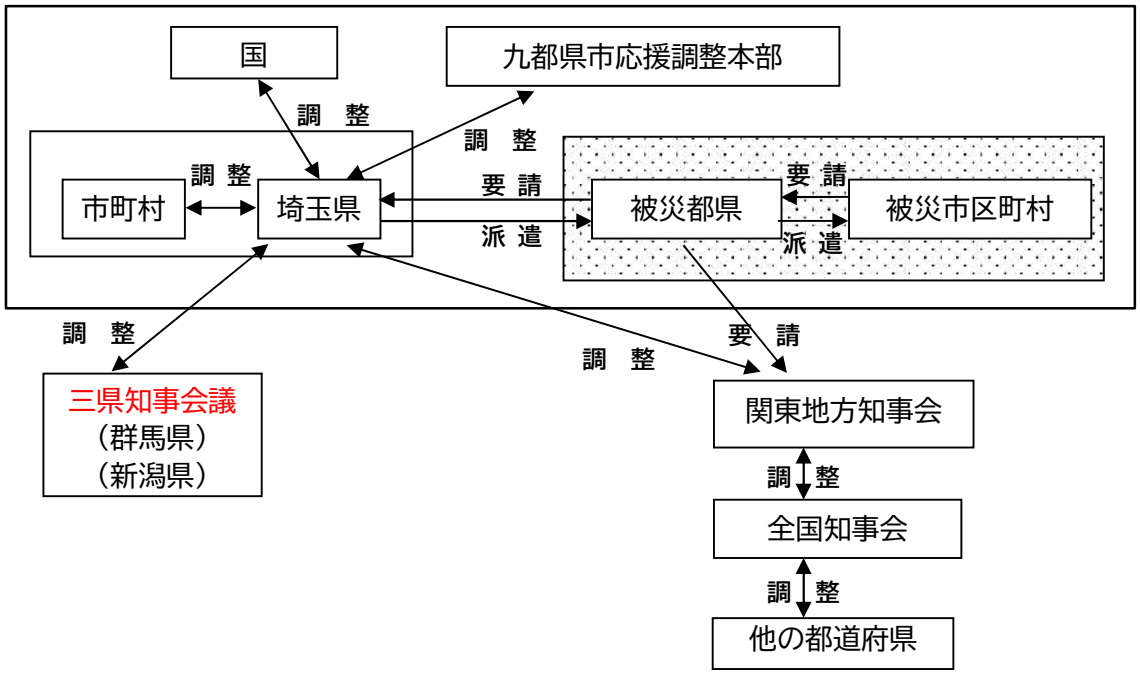

出典）埼玉県地域防災計画（広域応援編）令和7年5月

第３　広域避難の支援

３．１ 広域避難所の提供

県から広域避難者の受入れについて要請があった場合には、本市は、市内の避難状況を踏まえ、広域避難者を受け入れるための避難所の開設について検討を行う。

本市は、広域避難者を受け入れるための避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、緊急初動職員が収容すべき者を誘導して保護する。

なお、公示については危機管理室が、避難所の運営管理については緊急初動職員が実施する。

３．２ 避難所の運営管理

「第２編－第３章 震災応急対策計画－第３節－第４ 避難対策－４． ６ 指定避難所の運営」を準用する。

第４　がれき処理支援

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

第５　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のし尿及びごみについて、その処理を支援する。

第６章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく、南海トラフ地震による本市及び防災関係機関のとるべき事前措置の基本的事項について定めたものである。

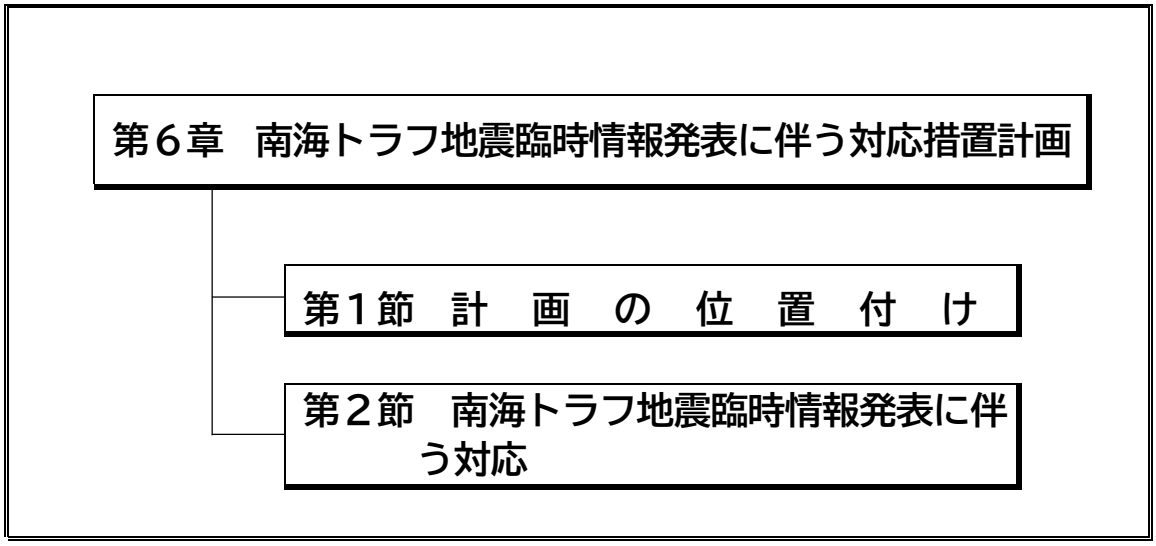

第１節　計画の位置付け

**********《 計画の位置付けの構成 》**********

第1節　計画の位置付け ― 第1　策　定　の　趣　旨　[p295]

****

第１　策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第29号)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定や南海トラフ地震防災対策基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定された。

埼玉県及び本市は、推進地域には指定されていないが、南海トラフで発生しうる最大規模の地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、東京都と隣接する本市においては、被害の発生が予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱の発生が懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

なお、令和6年8月8日には、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことから、市は平時から市民及び事業者等にホームページ等で臨時情報の意味や日頃からの備え等について周知する。

＜参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について＞

本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度と予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、これまで本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、この運用に伴い、現在、「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。そのため、警戒宣言が発令される見込みがないことから、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については掲載しない。

第２節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

気象庁は、南海トラフ沿いの強化地域等で大規模な地震の可能性が相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

このため、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

**********《 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応の構成 》**********

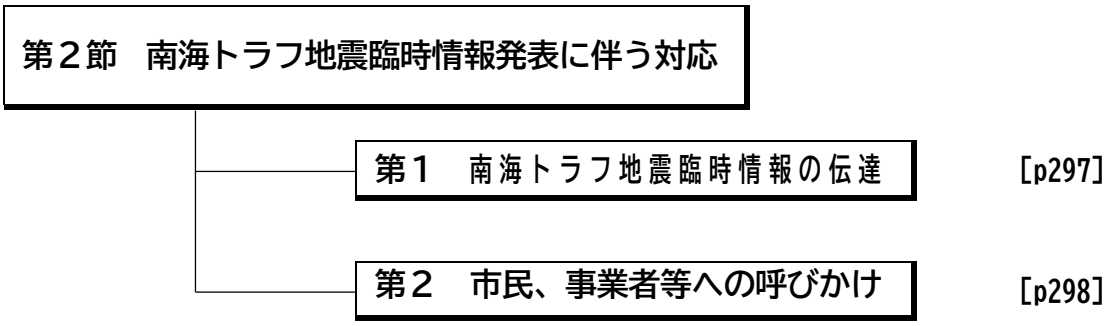

****

第１　南海トラフ地震臨時情報の伝達

【 危機管理室 】

(1) 伝達

本市は、県や気象庁等から南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等の「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けたときは、直ちにその旨を庁内及び防災対策上重要な機関等に伝達する。

なお、南海トラフ地震に関する情報は、以下の 2 種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

□南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

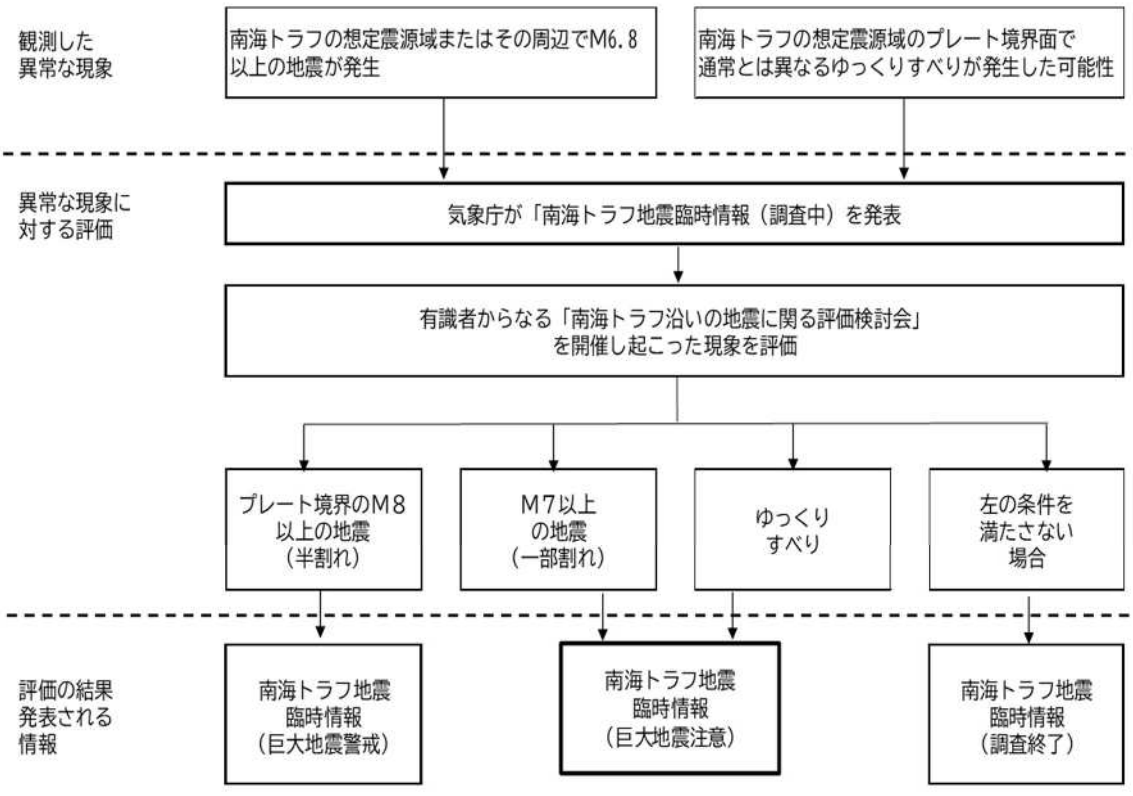

第２　市民、事業者等への呼びかけ

【 危機管理室 】

市は、「南海トラフ地震臨時情報」の連絡を受けた場合には、市民に対して、日頃からの地震の備えの再確認をするとともに、一定期間できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、事業者等に対しても同様に、適切な防災対応をとるよう呼びかける。

□住民への防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認　等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない　等

□事業者等への防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認　等

□各ケースと気象庁発表、警戒及び注意をする期間

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

出典）埼玉県地域防災計画（震災対策編）令和７年５月

第３編　風水害対策計画

第１章　風水害対策の総則

この計画は、本市で発生すると考えられる風水害に対し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を、総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定されたものである。

風水害対策の方針を策定するため、洪水・土砂災害ハザードマップや内水ハザードマップ、これまでの風水害履歴を勘案して、起こりうる最大規模の風水害を想定して対策の目標を設定した。

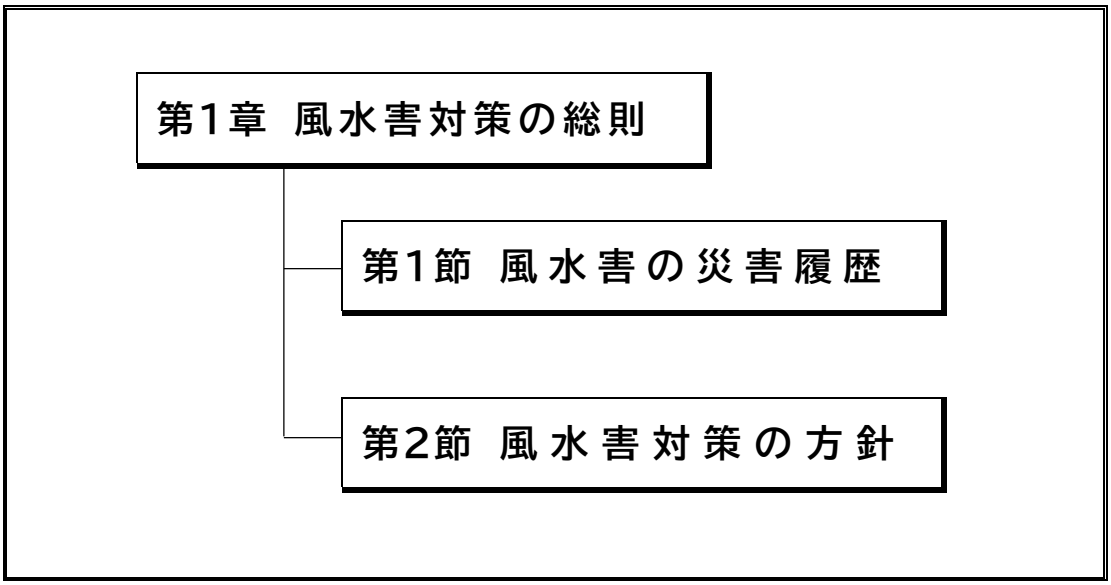

第１節　風水害の災害履歴

本市及びその周辺地域における洪水関連の災害履歴は、以下に示すとおりである。

(1) 河川の氾濫履歴

本市では、昭和 33 年 9 月の狩野川台風と昭和 41 年 6 月の台風 4 号により柳瀬川と黒目川が氾濫し、広い範囲に渡って浸水した。浸水の大半は、明治以来、水田が耕作されていたところである。かつては、水田が洪水の調節機能を果たしていたが、そこに集落が形成されたために、保水・遊水機能が失われ洪水被害を受けるようになったと考えられる。

しかし、本市の場合、昭和 40 年代の後半から、柳瀬川には堤防が築かれ、黒目川は河道を改修したため、それ以降は現在に至るまで、新河岸川流域で大きな洪水被害が発生したとき[1)]でも、本市域では河川氾濫に伴う洪水被害は起こっていない。

なお、令和元年10月に発生した東日本台風では、静岡県や関東地方、甲信越地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした。

本市では、黒目川浜崎で氾濫危険水位（最高水位：6.78）、柳瀬川清柳橋で水防団待機水位（最高水位：19.31）に達したものの河川氾濫による被害は起こっていない。

(2) 内水氾濫履歴

都市化の進展に伴い、比高の小さい平野では谷底平野に限らず、段丘上でも異常な降雨によりしばしば浸水する。谷底平野では本川の排水機能は良くても、水位が上がることにより周囲の小河川や排水路から本川への排水ができなくなり、いわゆる内水氾濫を起こす。

本市では、柳瀬川及び黒目川の河川改修後、氾濫による洪水被害は起きていないが、改修後でも、平成 3 年 9 月の台風 18 号により、黒目川流域の谷底平野及び段丘上が小範囲の水害に見舞われた。

また、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住家の床上・床下浸水の被害が確認されており、令和6年7月及び8月の大雨では、市内全域で床上・床下浸水の被害に見舞われた。

---

1) 1982(S57)年9月の台風第18号は、入間川、新河岸川流域に大きな被害を及ぼし、特に新河岸川では被害総額211億円にも及ぶ甚大な被害が発生した。新河岸川では流域の朝霞市、志木市、富士見市で浸水家屋9,285戸に及ぶ深刻な被害を発生させた。

□埼玉県内の災害履歴（大雨（洪水）・大雪関連）

年月日	災害名	被害概要	観測値
1958(S33) 9.25～27	暴風雨 (台風22号) (狩野川台風)	死者2名、負傷者2名、行方不明者1名/住家被害:全壊3棟、半壊3棟、流失1棟/住家浸水被害:床上1万1,563棟、床下2万9,981棟(川口市の93.9%の2万9,255棟、戸田町の70%の3,729棟浸水被害)/農業被害面積1万9,297町歩/農業被害金額5億8,478万円	降水量(25～27日) 川口 392mm 最大風速 熊谷(27日1時50分) 12.4m/s、WNW 最低海面気圧 熊谷(27日) 983.3hPa
1966(S41) 6.27～28	大雨 (台風4号) (前線)	死者6名、負傷者12名、行方不明者2名/住家被害:全壊2棟、半壊3棟、流失2棟、一部破損13棟/住家浸水被害:床上1万7,665棟、床下5万8,888棟/農業被害:面積6万2,105町歩、金額18億3,000万円	降水量(28日) 行田 332mm 川越 331mm 熊谷 267.1mm 最大1時間降水量 行田 45mm 熊谷 32mm
1974(S49) 9.1	大雨 (台風16号)	負傷者3名、行方不明者1名/住家被害:全壊1棟、半壊1棟、一部破損1棟/住家浸水被害:床上152棟、床下1,177棟/山・崖崩れ25か所/農業被害:面積3,869ha、金額9億6,600万円/農業施設:決壊94か所、被害金額5億3,200万円	最大1時間降水量 影森 50mm 秩父 47mm 狩場坂 42mm 上吉田 30mm
1982(S57) 9.10～12	大雨 (台風18号)	死者1名、負傷者2名/住家被害:全壊2棟、半壊10棟、一部破損9棟/住家浸水被害:床上1万1,712棟、床下4万8,368棟/農業被害:面積9万6,107ha、金額43億2,158万円/被害総額76億3,184万円	降水量(10～12日) 浦山 387mm 熊谷 373mm 秩父 366mm 降水量(12日) 熊谷 301.5mm 最大風速 熊谷(12日20時30分) 10.5m/s、SE
1991(H3) 9.18～19	大雨 (台風18号) (秋雨前線)	住家全壊1棟/住家浸水被害:床上6,382棟、床下2万2,059棟/農業被害:面積2,994ha、金額19億5,869万円/道路被害348か所/崖崩れ7か所	降水量(18～19日) 浦和 240mm 熊谷 226mm 最大1時間降水量 熊谷 29.5mm 鳩山 27mm
1993(H5) 6.21	大雨 (雷雨)	負傷者1名/住家一部損壊1棟/住家浸水被害:床上216棟、床下569棟	降水量(21日) 浦和 71mm
1993(H5) 8.27	大雨 (台風11号)	負傷者2名/住家被害:全壊1棟、一部破損2棟/住家浸水被害:床上2,060棟、床下15,787棟/農業被害:面積250ha、金額1億9,150万円	降水量(27日) 浦山 217mm 秩父 179mm 最大1時間降水量 浦山 33mm
1996(H8) 9.22	大雨 (台風17号)	負傷者4名/住家被害:半壊1棟、一部損壊26棟/住家浸水被害:床上761棟、床下4,329棟/土砂崩れ7か所/橋流失/道路冠水/鉄道運休/停電	降水量(22日) 浦山 217mm 浦和 193mm
1997(H9) 6.20	大雨 (台風7号)	負傷者2名/住家一部損壊6棟/住家浸水被害:床上1棟、床下12棟/道路冠水/鉄道不通	降水量(20日) 所沢 127mm

□埼玉県内の災害履歴（大雨（洪水）・大雪関連）（続き）

年月日	災害名	被害概要	観測値
1998(H10) 1.8～9	大雪	負傷者5名/鉄道不通/農作物被害/道路通行止め/電話回線障害	積雪(8日24時) 秩父 28cm 浦和 21cm
1998(H10) 1.15～16	大雪	負傷者24名/住家一部損壊3棟/農作物被害/交通事故/停電	積雪(15日22時) 秩父 48cm 三峰 70cm 所沢 47cm 寄居 35cm
1998(H10) 9.15～16	大雨 (台風5号)	負傷者2名/住家一部損壊15棟/住家浸水被害:床上585棟、床下1,651棟/道路冠水/鉄道不通/農作物被害	降水量(15～16日) 浦山 287mm
1999(H11) 7.13～15	大雨 (熱帯低気圧)	死者1名	降水量(13～15日) 越谷 115mm
1999(H11) 8.13～16	大雨 (熱帯低気圧)	負傷者2名/住家被害:全壊2棟、半壊10棟、一部損壊9棟/住家浸水被害:床上462棟、床下2,628棟/土砂崩れ340か所/鉄道不通/道路冠水/停電	降水量(13～14日) 浦山 478mm (荒川河川敷でキャンプの240人救出)
2000(H12) 7.7～8	大雨 (台風3号)	負傷者1名/住家浸水被害:床上599棟、床下1,834棟/土砂崩れ1か所/道路冠水/農作物被害	降水量(7～8日) 浦山 216mm
2000(H12) 8.5	大雨 (雷雨)	負傷者2名/住家浸水被害:床上370棟、床下914棟/道路冠水/停電	降水量(5日) 浦和 64mm
2001(H13) 9.8～11	大雨 (台風15号)	負傷者2名/住家被害:全壊1棟、一部損壊17棟/住家浸水被害:床上3棟、床下58棟/土砂崩れ9か所/道路損壊/鉄道運休/農作物被害	降水量(8～11日) 浦山 741mm 最大1時間降水量(10日12時) 都幾川 48mm
2004(H16) 10.8～10	大雨 (台風22号)	負傷者1名/住家浸水被害:床上159棟、床下1,403棟、被害人員1,996人/農業被害:面積3ha、金額1億5,946万円/林業被害:面積3ha、金額9,400万円/道路損壊/山崖崩れ・地滑り/被害総額10億8,453万円	降水量(8～10日) 所沢 226mm 熊谷 191.5mm 最大1時間降水量 越谷 30mm 熊谷 22.5mm
2013(H25) 9.15～16	大雨 (台風18号)	負傷者15名/住家被害:全壊10棟、半壊23棟、一部損壊939棟/住家浸水被害:床上27棟、床下174棟、被害人員79人/被害総額1,136万円	降水量(15～16日) 三峰 240.5mm 秩父 229mm 最大1時間降水量 久喜 45mm 秩父 40.5mm 最大風速 寄居 15.9m/s、NW 最低海面気圧 秩父 981.3hPa
2014(H26) 2.14～15	大雪	死者3名、負傷者275名/住家被害:全壊2棟、半壊3棟、一部損壊4,638棟/孤立集落7市町1,427世帯/農業被害55市町村229億円	積雪 熊谷 62cm 秩父 98cm

□埼玉県内の災害履歴（大雨（洪水）・大雪関連）（続き）

年月日	災害名	被害概要	観測値
2015(H27) 9.6～11	大雨 （平成27年9月関東・東北豪雨） （台風18号）	負傷者3名/住家一部損壊6棟/住家浸水被害:床上880棟、床下3,992棟、被災人員1,056人/農業被害4,700万円/被害総額9,033万円	降水量(6～11日) 越谷 348.5mm 秩父 241.5mm 最大1時間降水量 熊谷 45mm 最大風速 熊谷 9.7m/s、E 最低海面気圧 秩父 1001.5hPa
2017(H29) 10.20～23	大雨 （台風21号）	負傷者11名/住家一部破損10棟/住家浸水被害:床上488棟、床下550棟/土砂崩れ6か所/道路破損/農林業被害/鉄道運休/停電/断水	降水量(20～23日) 所沢 291.5mm 熊谷 289mm 最大1時間降水量 熊谷 46mm 鴻巣 41.5mm 最大風速 さいたま23日6h33m 14.6m/s、NW
2018(H30) 1.22～23	大雪	負傷者286名/道路通行規制/鉄道運休	積雪 熊谷 19cm 秩父 17cm
2019(R元) 10.11～13	大雨 （令和元年東日本台風） （台風19号）	死者4名/住家被害:全壊107棟、半壊570棟、一部損壊1,021棟/住家浸水被害：床上2,088棟、床下3,371棟/被災人員13,072人/被害総額741,390万円	降水量(11～13日) 所沢 337mm 秩父 680mm 最大風速 所沢 15.8m

参考）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和7年5月、埼玉県防災会議
「埼玉県の気象災害誌」平成29年3月、熊谷地方気象台
「埼玉県気象速報」熊谷地方気象台
「消防庁災害情報」消防庁

第２節　風水害対策の方針

**********《 風水害対策の方針の構成 》**********

第２節　風水害対策の方針
- 第１ 計　画　の　目　的 [p6]
- 第２ 計　画　の　目　標 [p6]

****

第１　計画の目的

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。

本市は、これら風水害に対して、予防対策、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に行うことを目的に、災対法第 42 条（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本市に発生した風水害から、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

第２　計画の目標

国では、水防法第 10 条に基づき、荒川水系荒川（河口から上流 84.4km まで）と支川（入間川、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川）を「洪水予報河川」に指定し、水防法第 14 条に基づき、洪水予報区間で氾濫した場合の浸水想定を行っている。浸水想定では、国土交通省荒川上流・下流河川事務所が、想定される最大規模の大雨（荒川流域の 72 時間総雨量 632 ミリ）が降ったことにより、荒川やその支川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を「荒川水系荒川浸水想定区域図」として作成している。

これによると、国道 254 号線以北の柳瀬川沿いで最大で 0.5～3m 未満の浸水が想定される。

県では、荒川水系新河岸川、柳瀬川及び黒目川について、水防法第 13 条に基づき、「水位情報周知河川」に指定し、水防法第 14 条に基づく浸水想定を行っている。県の浸水想定は、おおむね 1,000 年に 1 回程度起こる大雨（2 日間に総雨量 746 ミリ）が降ったときに、

新河岸川・柳瀬川・黒目川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものであり、「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」として作成している。

これを受け、本市では、令和３年３月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」の改定を行った。

本市の風水害に対する防災対策の目標は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」作成時に想定した避難者のうち、在宅避難が困難な人を収容できる体制を構築することとし、想定される避難対象人口は以下のとおりである。

□想定避難対象人口

想定災害	想定影響区域（町丁目）	想定避難対象人口（人）	備考
柳瀬川流域の洪水	中野一・二丁目 大和田一・三・四・五丁目 新座一・二・三丁目	10,780	本市域の柳瀬川は、昭和40年代の河川改修後、氾濫実績はないが、国や県の浸水想定区域図では、本市域内において浸水が予想されている。
黒目川流域の洪水	石神二・三・四丁目 栗原一丁目 野寺一丁目 道場一・二丁目 堀ノ内一・二丁目 馬場二・三・四丁目 畑中二・三丁目	16,213	本市域の黒目川は、昭和40年代の河川改修後、氾濫実績はないが、過去において浸水実績がある。
土砂災害	栄一丁目 池田一・三丁目 堀ノ内一・二丁目 片山二丁目 石神四丁目 栗原三丁目 畑中一丁目 馬場一・二丁目 中野二丁目 大和田五丁目	297	本市域内で、16か所の土砂災害警戒区域が指定されている。

注）想定避難対象人口は、令和7年10月1日現在でハザード内に居住する推計人口である。

第２章　風水害予防計画

近年、台風や集中豪雨により洪水、土砂災害（崖崩れや地すべり等）の被害が全国各地で発生している。国土交通大臣から諮問を受けた社会資本整備審議会の答申のとおり、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要がある。

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが風水害について正しい知識を持ち、災害時に沈着に行動できる力を日頃から身に付けることが最も必要なことである。

このため、本市及び防災関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、防災思想の普及、啓発活動を行い、市民、各地区の自主防災会及び各事業者等の防災意識を高揚させるとともに、防災力の向上を図る。

なお、各地区の自主防災会及び各事業者においては、災害時の活動が適正に行われるように、実践的な防災訓練を積極的に実施し、防災活動の充実を図るとともに市民及び自主防災会の防災力の向上を図る。

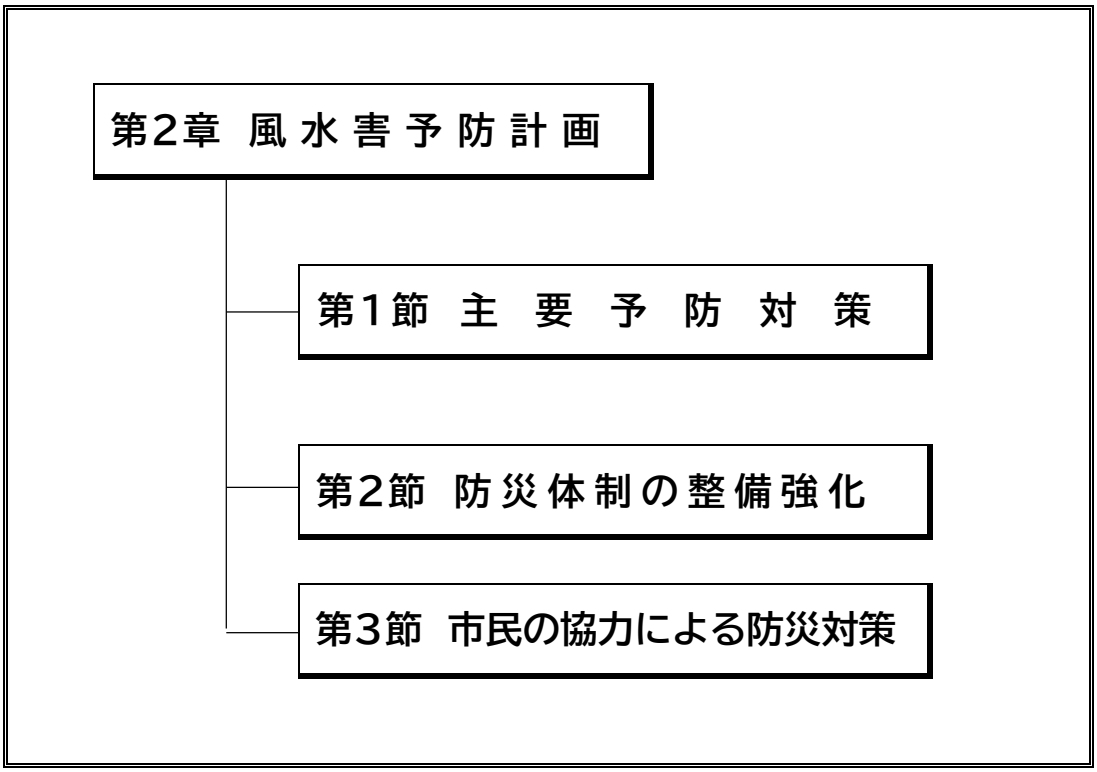

第１節　主要予防対策

**********《 主要予防対策の構成 》**********

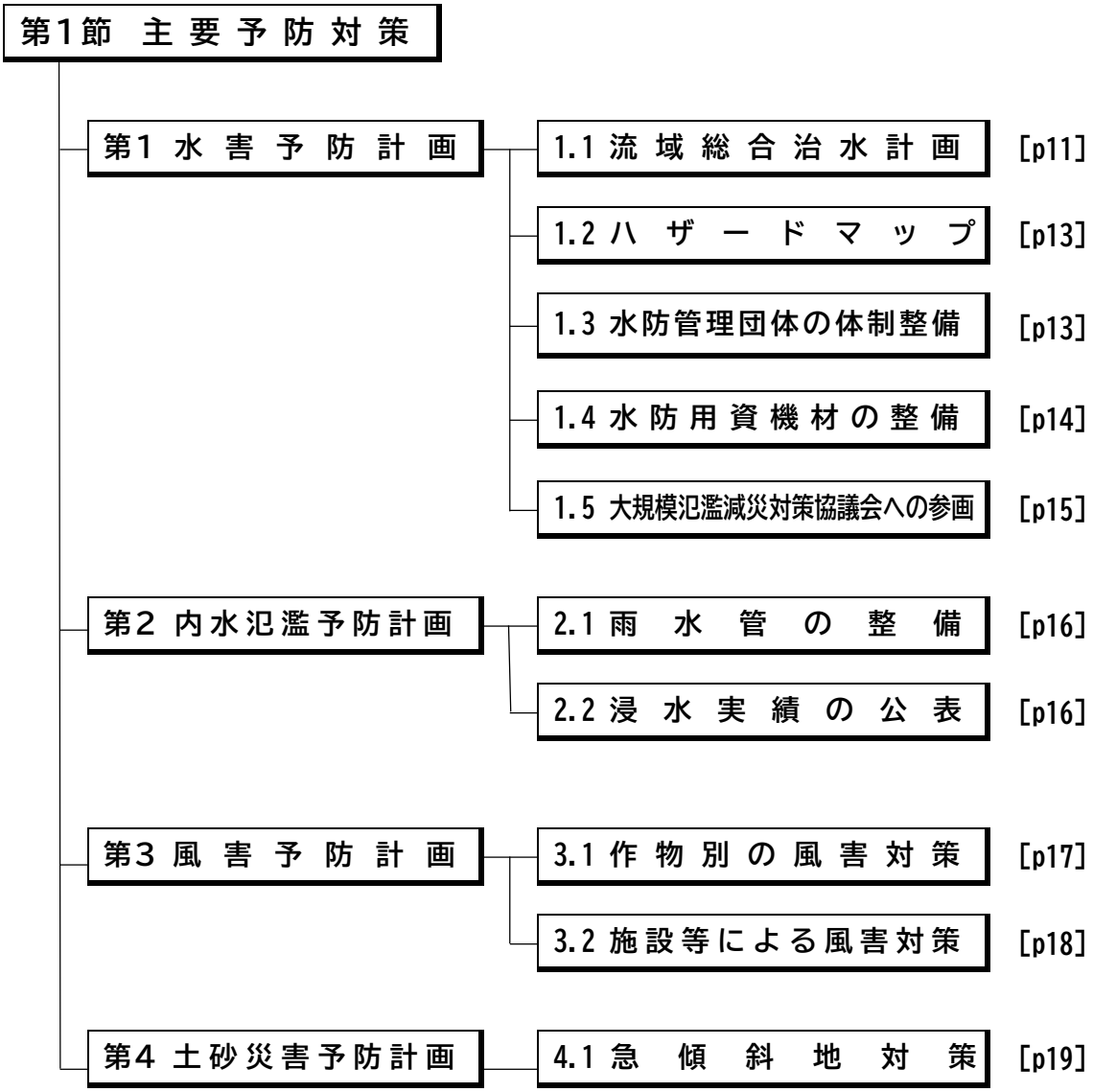

****

第１　水害予防計画

本市の水害履歴は、黒目川や柳瀬川が河川改修された昭和40年代以降に限ると、新河岸川流域の他市町（朝霞市、志木市、富士見市等）で大きな洪水被害が発生した1982(S57)年9月の台風第18号に際しても、本市域内では水はけの悪い場所で局所的な浸水が発生する程度であり、周辺の市町のように大きな水害は発生してこなかった。

しかし、最近の台風や集中豪雨の例では、今までにない記録的な降水量により大きな被害が発生しており、必要な予防対策を講じることが重要である。

《 方　策 》

- 水害予防計画
  - 流域総合治水計画
  - ハザードマップ
  - 水防管理団体の体制整備
  - 水防用資機材の整備
  - 大規模氾濫減災対策協議会への参画

１．１ 流域総合治水計画

【 関係各課 】

首都圏近郊の他市と同様、本市においても、20 世紀後半における急速な市街化の進展とこれに伴う宅地開発等で、これまで雨水の保水・遊水の機能を持っていた田畑が、大幅に減少した。また、舗装道路の増加や排水路の整備等で雨水が一度に河川に流入する状況となっており、水害の脅威も増大している。そのため、市民の生活環境を守るため、以下に示すような総合的な治水対策が必要となってきている。

■総合的な治水対策の概念

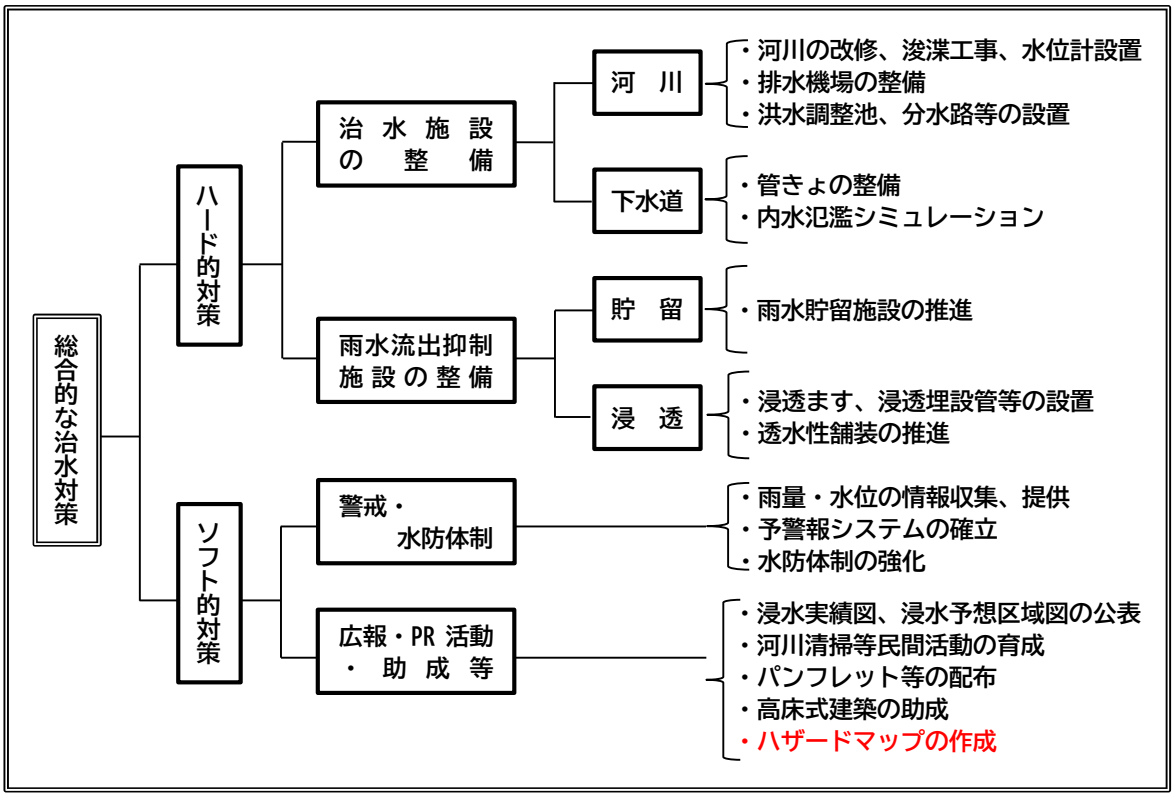

(1) 新河岸川流域の総合治水対策

荒川の支川・新河岸川の流域は、県内でもいち早く開発の波が押し寄せた地域である。昭和 30 年代後半から始まる急激な宅地開発は、都心に近い便利な生活を人々にもたらす一方で、新河岸川に多大な負担を強いるものであった。昭和 57 年 9 月の台風は、新河岸川の流域に被害総額 211 億円にも及ぶ甚大な被害をもたらしたが、その後も浸水被害が頻発した。しかし、既に人口密集地である新河岸川下流部では川幅を広げることは難しく、また、河川改修だけでは都市化のスピードに追いつけない状況にあった。

新河岸川流域の総合治水対策は、河川対策・流域対策の両面から治水能力を高めるものである。

国（荒川上流河川事務所）では、南畑排水機場、朝霞水門を建設し、朝霞調節池（平成 20 年度供用開始）の整備をしている。

また、県では、新河岸川放水路の整備やびん沼川の改修、黒目川・柳瀬川などの河川改修などを実施している。

本市においても、雨水流出量の抑制を図るため、雨水貯留施設の設置や農地・樹林地等の保水・湧水機能の保持を図っていくとともに、透水性舗装等を推進し、開発行為者に対しては、雨水流出抑制対策に関する指導を進めている。

□朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）　　**［令和7年7月1日現在］**

水系	河川名	管理延長（m）	保全区域（m）	流域面積（k㎡）	管理者
一級河川（知事管理）					
荒川水系	黒目川	右岸　10,670 左岸　10,670	30	18.54	朝霞県土整備事務所
	柳瀬川	右岸　5,600 左岸　1,800	20	14.28	〃
準用河川（市管理）					
荒川水系	中沢川	右岸　1,430 左岸　1,430	－	1.85	新座市

資料）朝霞県土整備事務所

（2）雨水排水対策の推進

雨水については、公共下水道雨水及び都市下水路の整備を併せて進め、現在は公共下水道事業として浸水区域の解消を図りつつ認可区域の約 59.4%が完了しているが、引き続きいっ水箇所等の改善や環境にも配慮した整備が課題となっている。

□公共下水道処理状況

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
雨水整備区域面積(ha)	798.4	841.7	845.8	849.9	852.4

（3）流域環境の整備

黒目川や柳瀬川、野火止用水の水辺を活用して、遊歩道やジョギングロード等の整備を行い、市民の憩いと安らぎの場となる水と緑のネットワーク化を進めるとともに、水質汚濁の防止を図るため、流域自治体との連携の下、水質汚濁調査等の情報交換や監視体制の強化を図っていく。

（4）水路管理体制の確立

水路に関する機能や役割分担等を明らかにするため、水路境界を確定し、水路台帳を作成・整備する。また、この水路台帳に基づき、遊歩道整備や不要施設の払下げ等を実施していくことで、水路の有効利用・適正管理を推進していく。

１.２ ハザードマップ

【 危機管理室、下水道課 】

河川管理者は、河川の氾濫による災害を未然に防ぐため、綿密な計画に基づいて河川整備を行っている。しかし、河川整備の限界を超えた洪水に見舞われた場合、被害を最小限にとどめるためには、市民の洪水に対する知識や日頃の心構えが重要になる。

洪水ハザードマップとは、洪水により万一堤防が決壊した場合にも、迅速かつ的確に住民が避難できるよう浸水想定区域とその程度及び避難場所を明確にし、さらに、そこに至る避難経路等の情報をあらかじめ定めたマップで、これを作成・公表することで地域住民に洪水の危険性を認識してもらい、水害時に自主的に避難するなど被害の軽減を促進するのが目的である。

本市では、国作成による、荒川やその支川が氾濫した場合の「荒川水系荒川浸水想定区域図」と、県作成による、新河岸川・柳瀬川・黒目川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合の「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」の、2つの浸水想定区域及び本市が独自に行った黒目川沿いの浸水想定区域の調査から予測される浸水範囲とその深さを基に、平成 30 年 3 月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」として取りまとめている。

その後、令和 2 年 5 月に埼玉県が想定雨量を従来の 100 年に一度程度の大雨から想定最大規模降雨（概ね 1,000 年に一度の大雨）とし、洪水浸水想定区域を変更したことに合わせ、令和 3 年 3 月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」の改定を行った。

ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、ハザード外の親戚・知人宅等も避難先の選択肢となりうること、警戒レベル 4「避難指示」が発令された段階でハザード内から全員避難すること等の避難に関する情報の理解の促進に努める。

また、令和 7 年度には、社会資本整備総合交付金を活用し、内水ハザードマップを新規作成しており、令和 8 年度から順次配布し、住民や事業者へ周知を図っていく。

１.３ 水防管理団体の体制整備

【 危機管理室、消防団 】

洪水等による水害を防止するために、水防管理団体である本市が実施する水防活動体制の整備について定める。

(1) 水防管理団体の義務

水防管理団体である本市は、平時から水防団（消防団）による地域水防組織の整備を図る。

□水防管理団体（新座市関連）

管轄県土整備事務所	河川名	水防管理団体	水防管理者	担当課	電話番号	関係市町村
朝　霞	柳瀬川 黒目川	新座市	新座市長	新座市 危機管理室	048-477-2502	新座市

資料）「令和7年度　水防計画」（埼玉県）

（2）水防体制の整備

① 水防管理者は、河川ごとに具体的な水防工法を検討しておく。

② 河川の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

③ 河川及び農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

（3）消防団・水防団等の育成強化

① 水防管理者は、平時から水防団の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織の充実と習熟に努める。

② 水防管理者は、自主防災会が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

（4）水防協力団体との連携

水防管理者は、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会等からの申請に基づき、水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」を指定することができることから、同団体の指定を検討し、水防体制の強化を図る。

１.４ 水防用資機材の整備

【 県、危機管理室 】

本市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努める。また、県は、洪水、いっ水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。

これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧等にも対応できるよう整備に努める。

（1）水防施設等

本市を流れる柳瀬川を支川に持つ新河岸川及び荒川関連の水防屯所並びに水防倉庫は以下のとおりである。

□水防屯所

河川名	管理機関名	管理者	所在地
荒川・新河岸川	朝霞県土整備事務所	朝霞県土整備事務所長	朝霞市大字浜崎 678

資料）「令和7年度　水防計画」埼玉県

□水防倉庫

管轄県土整備事務所	所管	河川	管理者	責任者	所在地
朝霞	新座市	柳瀬川	新座市長	新座市 危機管理室長	新座市野火止 二丁目9-45

資料）「令和7年度　水防計画」埼玉県

(2) 水防用資機材

本市の水防倉庫及び朝霞県土整備事務所の備蓄資機材は、以下のとおりである。

□新座市水防倉庫備蓄器具資材一覧

名称		数量
器具	掛矢	4
	シャベル	12
	照明具	6
	シート	54
資材	麻袋(フルコン)（袋）	630

□朝霞県土整備事務所水防応急資材及び運搬具

名称			数量
水防施設及び運搬器具	電話	（台）	13
	超短波無線電話機	（台）	2
	緊急自動車	（台）	1
水防資材	鉄線	（巻）	10
	麻袋(フルコン)	（袋）	2,300
	シャベル	（丁）	20
	ハンマー	（丁）	0
	発電機	（基）	3
	照明灯	（基）	5
	ツルハシ	（丁）	3

「令和7年度 水防計画」埼玉県

１．５ 大規模氾濫減災対策協議会への参画

【 危機管理室 】

本市は、水防法第 15 条の 9 第 1 項及び同法第 15 条の 10 第 1 項の規定に基づき、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び埼玉県県土整備部河川砂防課がそれぞれ主催する大規模氾濫減災対策協議会へ参画し、洪水氾濫による被害を軽減するため、河川施設整備などのハード対策及び避難や事前啓発などのソフト対策について、多様な関係機関と連携し、総合的かつ一体的に推進する。

第２　内水氾濫予防計画

市街地の降雨については、地面への浸透又は雨水管を通じた河川への排水として処理されるが、「１．１　流域総合治水計画」で前述したとおり、田畑の減少や舗装道路の増加等といった都市化により浸透能力が低下していること、さらに、近年、短時間に集中的な豪雨が増加していることから、市街地の排水が間に合わず浸水する「内水氾濫」が頻発している。内水氾濫は本来、雨水対策として、河川氾濫への対策と一体的に整備すべき課題ではあるが、他より相対的に低地であるために頻発している箇所については、重点的に対応を図る必要がある。

《 方　策 》

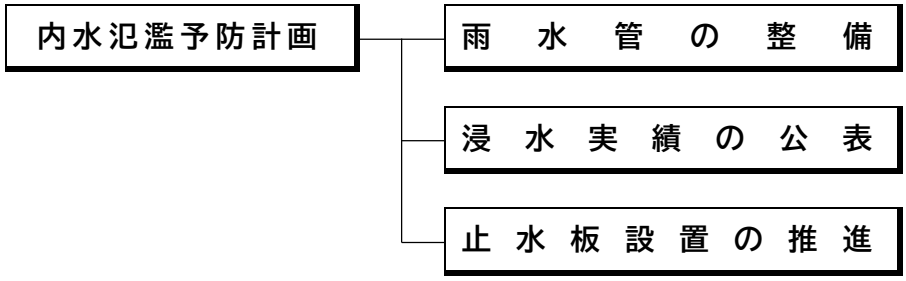

２．１ 雨水管の整備

【 下水道課 】

(1) いっ水対策事業の推進

短期的な対策として、早期に効果が見込める地区について、優先順位を定め対策を図る。

(2) 新座市雨水管理総合計画

中･長期的な対策として、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的事項を定める目的として、内水氾濫シミュレーションを含む令和3年5月に策定された「新座市雨水管理総合計画」に基づき、新座市全域について計画的かつ効率的な雨水管整備を推進する。

２．２ 浸水実績の公表

【 危機管理室 】

ハザードマップ等において、個人情報の保護の観点に配慮をしながら、床上･床下浸水や道路冠水箇所を公表することで、市民の防災意識高揚を図る。

第３　風害予防計画

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーンや降ひょうに伴う局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与える。
風害に対する予防対策として、作物別対策と施設等による対策を以下に示す。

《 方　策 》

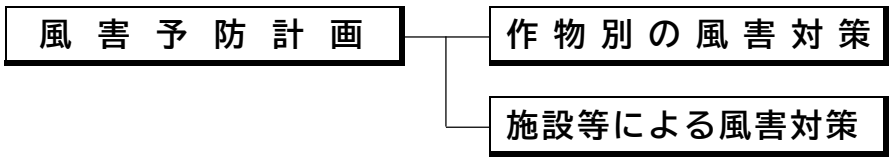

３.１ 作物別の風害対策

【 産業振興課 】

本市の農業は、朝霞地区４市（新座市、朝霞市、志木市、和光市）の中では、農家数、農家人口、経営耕地面積とも最も大きな規模を有している。
以下に、風害から農作物を防護するため、事前にとるべき対策を示す。

□作物別の風害対策

作物名	事　由
そ　菜	① 作付体系 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は台風時期を避ける作型とすること。 ② 肥培管理 支柱は倒伏しないよう堅固なものを立てること。 ③ 防護措置 ○温床場ビニールハウス等には、防風設備を設けること。 ○春作類には、冷風害防止を兼ね防風垣を設置すること。
果　樹	防護措置 ○防風垣を設置すること。 ○成木は名木を繁補し、又は支柱を立てること。幼木は支柱を立て直し、又はよしずやこし等で周囲をとりまくこと。

３．２ 施設等による風害対策

【 産業振興課 】

(1) 防風垣の設置

① 設置位置

果樹園の周囲に設置するが、風向、風速等により園を細分して囲う必要がある。
なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種が望ましい。

② 幅員及び樹高

一列植とし 1～1.5m幅で高さは一定しないが 3～9m位とする。

(2) 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降ひょう、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等による被害を未然に防ぐことが可能となる。また、強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網の設置を支援する。

第４　土砂災害予防計画

本市は、市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策を推進する。
風水害が要因で発生する土砂災害には、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等があるが、本市に懸念される土砂災害は急傾斜地崩壊である。

《 方　策 》

土砂災害予防計画 ― **急傾斜地対策**

４.１ 急傾斜地対策

【 危機管理室、都市計画課 】

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

本市は、崩壊の危険性のある急傾斜地について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定を受けた危険区域について、周辺住民の安全、避難等が的確に行えるよう周知を図る。

本市には、斜面の傾斜が 30° 以上で高さが 5m 以上の急傾斜地崩壊危険箇所が 31 か所ある。その中の妙音沢については、県の調査により、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

なお、妙音沢の傾斜地については、県が平成 14 年度に対策工事を行っている。

□急傾斜地崩壊危険区域の指定状況（本市関連）

区域名	所在地		指定面積 (ha)	告示番号 指定年月日
	郡市	大字		
妙音沢	新座市	栄一丁目	0.51	告示115号(平成14年1月25日)

◆「急傾斜地崩壊危険区域」の指定基準（県指定）

○傾斜度が30° 以上の土地
○急傾斜地の高さが5m以上
○急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満でも官公署、学校、 病院、旅館等に危害が生じるおそれのあるもの

□急傾斜地崩壊危険箇所一覧（本市関連）

Ｎｏ.	箇所名	所在地	備考
1	新座高校	栄一丁目	自然斜面
2	妙音沢	栄一丁目	自然斜面
3	栗原三丁目	栗原三丁目5-31～36	自然斜面
4	野寺三丁目	野寺三丁目12-5～8	自然斜面
5	野寺三丁目	野寺三丁目7-27	自然斜面
6	片山二丁目	片山二丁目11-24	自然斜面
7	片山二丁目	片山二丁目11-24	自然斜面
8	池田三丁目	池田三丁目3-39	自然斜面
9	栄一丁目	栄一丁目9	自然斜面
10	畑中三丁目	畑中三丁目1-1	自然斜面
11	中野二丁目	中野二丁目8-26	自然斜面
12	新座市営西	新塚5193	自然斜面
13	大和田	大和田五丁目	人工斜面
14	畑中	畑中三丁目	人工斜面
15	野寺三丁目	野寺三丁目9-15	人工斜面
16	石神四丁目	石神四丁目9-31	人工斜面
17	畑中一丁目	畑中一丁目9-26～40	人工斜面
18	新座一丁目	新座一丁目8	人工斜面
19	池田一丁目	池田一丁目	自然斜面
20	馬場一丁目	馬場一丁目	自然斜面
21	堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目	自然斜面
22	野寺三丁目	野寺三丁目	自然斜面
23	池田一丁目-1	池田一丁目	自然斜面
24	池田一丁目-2	池田一丁目	自然斜面
25	池田三丁目	池田三丁目	自然斜面
26	馬場一丁目	馬場一丁目	自然斜面
27	片山二丁目-1	片山二丁目	自然斜面
28	片山二丁目-2	片山二丁目	自然斜面
29	堀ノ内二丁目-1	堀ノ内二丁目	自然斜面
30	堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目	自然斜面
31	野寺三丁目	野寺三丁目	自然斜面

資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議

急傾斜地崩壊危険区域の指定の主な効果は次のとおりである。

① 行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 土地所有者等の土地保全の努力義務

③ 改善措置の命令

④ 急傾斜地崩壊防止工事の施工

⑤ 災害危険区域の指定

（2）所有者等に対する防災措置の指導

本市は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対して擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指示する。

急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合、県は本市と協力して、その所有者、管理者、占有者に対して十分な擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すよう勧告あるいは改善命令を行う。

（3）土砂災害防止法（平成 13 年 4 月 1 日施行）に基づく土砂災害警戒区域等の指定

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所について基礎調査を実施しており、その結果、市域では、平成 27 年 10 月に 16 か所（うち 12 か所は、土砂災害特別警戒区域を含む。）が土砂災害警戒区域に指定された。なお、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造の規制が行われる。

□土砂災害警戒区域一覧（本市関係）

No.	土砂災害警戒区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	特別警戒区域	告示年月日
1	新座高校	栄1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
2	妙音沢	栄1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
3	栗原３丁目	栗原3丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
4	池田３丁目	池田3丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
5	中野２丁目	中野2丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
6	新座市営西	新塚1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
7	大和田	大和田5丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
8	石神４丁目	石神4丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
9	畑中１丁目-1	畑中1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
10	畑中１丁目-2	畑中1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
11	池田１丁目-1	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
12	池田１丁目-2	池田1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
13	馬場１丁目	馬場1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
14	堀ノ内１丁目	堀ノ内1丁目	急傾斜地の崩壊	○	平成27年10月2日
15	片山２丁目-1	片山2丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日
16	堀ノ内２丁目-2	堀ノ内2丁目	急傾斜地の崩壊		平成27年10月2日

資料）「埼玉県地域防災計画　資料編」令和7年5月、埼玉県防災会議

（4）市民への広報

本市は、市ホームページや新座市洪水・土砂災害ハザードマップ、新座市防災マップ・ハンドブック等を活用して、土砂災害のおそれのある箇所について、市民へ周知する。併せて、避難時の心得や留意点等を周知する。

第２節　防災体制の整備強化

**********《 防災体制の整備強化の構成 》**********

第２節　防災体制の整備強化

- 第１ 防 災 拠 点 の 整 備
  - 1.1 防災拠点のネットワーク化 [p23]
  - 1.2 防 災 拠 点 施 設 の 整 備 [p23]
- 第２ 安全避難の環境整備
  - 2.1 避 難 体 制 の 整 備 [p24]
  - 2.2 指定緊急避難場所・避難所の整備 [p26]
  - 2.3 避 難 経 路 の 整 備 [p28]
- 第３ 災害活動体制の整備
  - 3.1 職員の初動体制の整備 [p29]
  - 3.2 動 員 体 制 の 整 備 [p30]
  - 3.3 受 援 体 制 の 整 備 [p30]
- 第４ 災害情報の収集・伝達体制の整備
  - 4.1 災害情報連絡体制の整備 [p31]
  - 4.2 被害情報の早期収集体制の整備 [p31]
  - 4.3 情 報 伝 達 体 制 の 整 備 [p31]
- 第５ 非 常 用 物 資 の 備 蓄
  - 5.1 食 料 供 給 体 制 の 整 備 [p32]
  - 5.2 給 水 体 制 の 整 備 [p32]
  - 5.3 生活必需品供給体制の整備 [p32]
  - 5.4 防 災 用 資 機 材 の 備 蓄 [p32]
  - 5.5 国 に よ る 物 資 の 確 保 [p32]
- 第６ 災害時医療体制の整備
  - 6.1 初 動 医 療 体 制 の 整 備 [p33]
  - 6.2 後 方 医 療 体 制 の 整 備 [p33]
  - 6.3 要配慮者に対する医療対策 [p33]

****

第１　防災拠点の整備

災害発生後の応急復旧対策を円滑に進めていくためには、応急復旧対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが必要である。
このため、本市は応急復旧活動のみならず予防活動にも活用できる防災拠点を整備するとともに、その拠点を有機的に結び付け、防災拠点のネットワーク化を図る。
以下に、防災拠点の整備の促進のための必要な施策を示す。

《 方　策 》

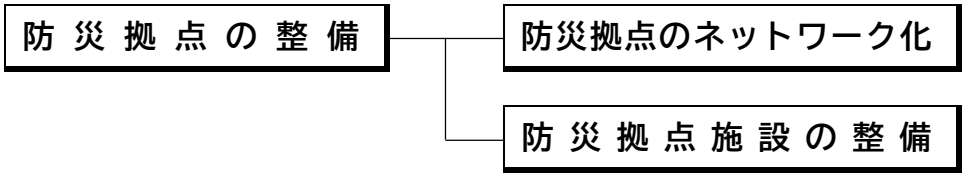

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第２章 震災予防計画
　　第１節 震災に強いまちづくりの推進
　　　第３ 防災拠点の整備
　　　『 ３．１ 防災拠点のネットワーク化 』
　　　『 ３．２ 防災拠点施設の整備 』
　　　を準用する。

第２　安全避難の環境整備

風水害による家屋の浸水や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、及び延焼火災等により危険が迫った地域の住民等の安全な避難活動が実施できるよう、本市の地域の特性を踏まえ、避難体制の整備、避難所の整備及び避難経路の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図る必要がある。

以下に、安全避難の環境整備を推進するために必要な施策を示す。

《 方　策 》

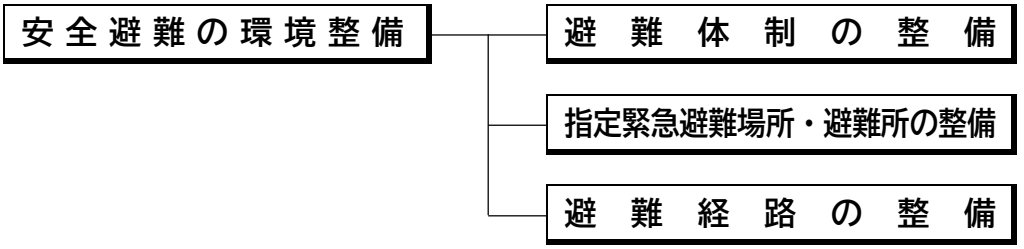

２.１ 避難体制の整備

【 危機管理室 】

本市では、河川が氾濫し、洪水が発生した際の浸水想定を示した「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成している。これによると、柳瀬川沿いの地域及び黒目川沿いの地域は浸水想定区域となっていることから、当該地域は、特に避難体制を整備する必要がある。また、近年の集中豪雨等による内水氾濫は、市内どの地域でも発生するおそれがあり、令和７年度には内水ハザードマップを作成した。

本市は、市民に対して河川氾濫及び内水氾濫の浸水想定区域や浸水履歴に関する情報を提供し、市民が各地域の状況に応じた計画的な避難方法を検討できるよう助言する。

なお、避難方法としては、避難所への避難だけではなく、自宅や隣接建物の２階等へ緊急的に一時避難（垂直避難）することの有効性について周知を図る。

また、特に土砂災害については、前兆現象もなく急に発災するおそれがあることから、平時から情報を整理の上、土砂災害警戒区域の住民に対する一斉情報伝達・収集システムを活用し、避難情報を発信する。

□避難対象人口　　［令和7年10月1日現在］

対象河川	浸水想定区域（町丁目）	避難対象人口
柳瀬川沿い	中野一・二丁目 大和田一・三・四・五丁目 新座一・二・三丁目	10,780
黒目川沿い	栗原一丁目 野寺一丁目 石神二・三・四丁目 道場一・二丁目 畑中二・三丁目 馬場二・三・四丁目 堀ノ内一・二丁目	16,213
土砂災害	栄一丁目 池田一・三丁目 堀ノ内一・二丁目 片山二丁目 石神四丁目 栗原三丁目 畑中一丁目 馬場一・二丁目 中野二丁目 大和田五丁目	297

２.２ 指定緊急避難場所・避難所の整備

【 危機管理室 】

浸水により避難行動が必要と想定されている人口は、全体で 26,993 人と予想されている。この避難者を収容するための、当初から開設を予定している指定避難所及びその収容可能者数は以下の表のとおりである。

なお、避難対象者数に対して、収容可能人数が不足しているが、浸水しない自宅上階への避難や知人・親族宅への分散避難など、全ての避難者が市内で避難生活を行うとは限らないことから、避難所の混雑状況に応じ、災害リスク等のない近隣の指定避難所を活用し対応する。

□当初開設を予定している指定緊急避難場所･避難所の一覧（水害）

対象河川	避難対象町丁目	防災ﾌﾞﾛｯｸ	避難場所・避難所名	避難所	所在地	収容可能人口		感染対策収容人口		対象避難者数
柳瀬川	中野一･二丁目	第6	跡見学園女子大学	○	中野一丁目9-6	314		251		10,780
	大和田一・三・四・五丁目	第6	新開小学校	○	大和田一丁目22-10	240	624	192	499	
		第6	大和田小学校	○	大和田一丁目1-30	384		307		
	新座一･二・三丁目	第7	東北小学校	○	北野三丁目1-1	238	1,932	190	1,545	
			立教新座中学・高等学校	○	北野一丁目2-25	564		451		
			立教大学新座キャンパス	○	北野一丁目2-26	568		454		
		第8	東野小学校	○	野火止六丁目22-12	206		165		
			第二中学校	○	野火止七丁目17-10	356		285		
黒目川	栗原一丁目	第3	栗原小学校	○	栗原一丁目5-1	222		178		16,213
	野寺一丁目	第3	八石小学校	○	野寺二丁目8-45	272	540	218	432	
			野寺小学校	○	野寺五丁目1-24	268		214		
	石神二・三・四丁目	第3	石神小学校	○	石神一丁目10-20	206	1,144	165	915	
		第4	西堀小学校	○	西堀二丁目18-3	250		200		
			市民総合体育館	○	本多二丁目1-20	688		550		
	道場一･二丁目	第2	池田小学校	○	池田四丁目8-49	212	446	170	357	
			片山小学校	○	片山一丁目8-31	234		187		
	畑中二･三丁目	第1	畑中公民館		畑中一丁目15-58	96	204	77	163	
		第5	市民会館		野火止一丁目1-2	108		86		
	馬場二・三・四丁目	第5	陣屋小学校	○	野火止一丁目18-20	258	638	206	510	
			新座中学校	○	野火止二丁目4-1	380		304		
	堀ノ内一･二丁目	第2	第六中学校	○	堀ノ内三丁目11-1	356		285		
合計						6,064		5,135		26,993

注1）「防災ブロック」は、新座市消防団の8ブロック区分に対応している。

注2）指定避難所の収容可能人口は、屋内運動場面積の7.5割及び福祉避難スペースの5割を有効収容可能面積とし、一人当たりの専有面積を2㎡として設定した。同様に感染対策収容人口は、1人当たりの占有面積を4㎡として設定した。

注3）避難所は一斉に開設するものではなく、危険性が高まった流域を対象に開設する。

注4）当初開設を予定している以外に、必要に応じ開設を行う避難所・避難場所は栄小学校、中央公民館、新座総合技術高校、新座高校、栗原公民館、栗原ふれあいの家、第五中学校、新堀小学校、西堀・新堀コミュニティセンター、野火止小学校、十文字学園女子大学、東北コミュニティセンター、ふるさ

と新座館（野火止公民館）の13か所
注5）避難者と同行するペットの屋内避難スペースの確保にも努める。

また、土砂災害に対する避難場所を、以下の表のとおり、土砂災害警戒区域ごとに整備する。

□当初開設を予定している指定緊急避難場所･避難所の一覧（土砂災害）

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域の所在地	避難場所	避難場所の所在地	電話番号
妙音沢	市場坂橋から栄一丁目1番	池田小学校	池田4-8-49	048-479-4051
新座高校	栄一丁目			
池田一丁目-1	池田一丁目			
池田一丁目-2	池田一丁目			
池田三丁目	池田三丁目2番			
堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目8番	第六中学校	堀ノ内3-11-1	048-478-2764
堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目1，2番			
片山二丁目-1	片山二丁目4番	片山小学校	片山1-8-31	048-477-0312
石神四丁目	石神四丁目9番	石神小学校	石神1-10-20	048-477-2152
栗原三丁目	栗原三丁目7番	栗原公民館	栗原3-8-34	042-423-6801
畑中一丁目-1	畑中一丁目9番	畑中公民館	畑中1-15-58	048-478-5411
畑中一丁目-2	畑中一丁目9番			
馬場一丁目	馬場一丁目10番			
新座市営西	馬場二丁目6番			
中野二丁目	中野二丁目8，9番	跡見学園女子大学	中野1-9-6	048-478-3333
大和田	大和田五丁目11番	新開小学校	大和田1-22-10	048-477-6370
		市民総合体育館	本多2-1-20	048-478-8011

注）当初開設を予定している以外の指定緊急避難場所・避難所は、第２編P.44を参照

２.３ 避難経路の整備

住民が安全な避難活動を実施できるよう、避難経路・標識の整備や点検、誘導体制の確立等の避難誘導体制の整備を図るとともに、住民が避難所に安全に避難できるよう適切な避難経路の設定について日頃から住民への周知徹底に努める。

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第２章 震災予防計画
第１節 震災に強い都市環境の整備
第３ 防災拠点の整備
『 ３.４ 避難経路の確保 』
を準用する。

第３　災害活動体制の整備

近年、今までにない規模で局所的な集中豪雨等が発生しており、水害による救急・救助事象が発生するとともに、交通混乱等が更なる被害の拡大をもたらすことが考えられる。
このため、本市は以下に示す、初動体制をはじめとした緊急対応体制の強化及び広域応援協力体制の強化により災害活動体制の整備を図る。

《 方　策 》

- 災害活動体制の整備
  - 職員の初動体制の整備
  - 動員体制の整備
  - 広域応援協力体制の充実

３.１ 職員の初動体制の整備

【 各課共通 】

(1) 初動配備体制の確立

本市各部署及び出先機関の長は、常に気象状況その他の災害現象に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておく。

なお、閉庁時の避難場所開設について、迅速な対応を図る必要があること、また、開設時には交通に支障が生じることも想定し、緊急時初動マニュアルに基づく対応を行う。

(2) 職員の配備

風水害の「活動体制と配備基準」に従い、気象予警報等が発表された場合、あらかじめ定められた職員は、勤務時間内・外を問わず、所定の部署に参集し、速やかに情報収集に当たる。

(3) 災害時優先回線携帯電話の整備

本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては、災害時優先回線携帯電話を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の更なる整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進する。

３．２ 動員体制の整備

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第２章 震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
第１ 災害活動体制の整備
『 １．２ 動員体制の整備 』
を準用する。

３．３ 受援体制の整備

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第２章 震災予防計画
第２節　震災に強い防災体制の整備
第１ 災害活動体制の整備
『 １．３ 受援体制の整備 』
を準用する。

第４　災害情報の収集・伝達体制の整備

本市が、県及び防災関係機関と協力し、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

そのため、本市は「埼玉県災害オペレーション支援システム」を軸として防災関係機関との間に総合的な災害情報システムを構築する。

《 方　策 》

- 災害情報の収集・伝達体制の整備
  - 災害情報連絡体制の整備
  - 被害情報の早期収集体制の整備
  - 情報伝達体制の整備

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第２章 震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　『 第２　災害情報の収集・伝達体制の整備 』
　　を準用する。

第５　非常用物資の備蓄

本市は、洪水等の水害による避難住民のために、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材及び感染症対策の衛生用品等の備蓄を進めている。
備蓄の目標は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」等により想定される避難住民に対応可能な量とする。
なお、水害発生の季節、時間帯等は、事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。
さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者、女性及び性的少数者に配慮した品目についても積極的に補充に努める。

《 方　策 》

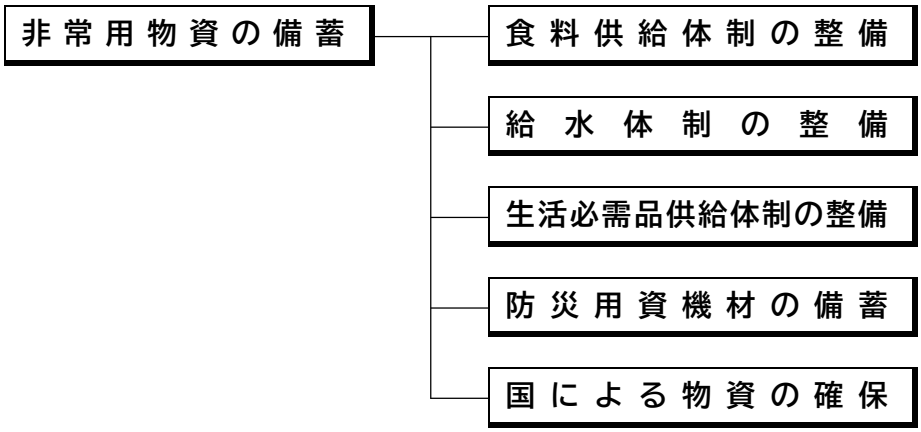

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第２章 震災予防計画
　　第２節　震災に強い防災体制の整備
　　『 第３　非常用物資の備蓄 』
　　を準用する。

第６　災害時医療体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

本市では、平常時より被災時の医療体制、傷病者の搬送先となる後方医療体制等について、十分な医療体制の整備を図る。

《 方　策 》

- 災害時医療体制の整備
  - 初動医療体制の整備
  - 後方医療体制の整備
  - 要配慮者に対する医療対策

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第２章 震災予防計画
　　第２節 震災に強い防災体制の整備
　　『 第５ 災害時医療体制の整備 』
　　を準用する。

第３節　市民の協力による防災対策

**********《 市民の協力による防災対策の構成 》**********

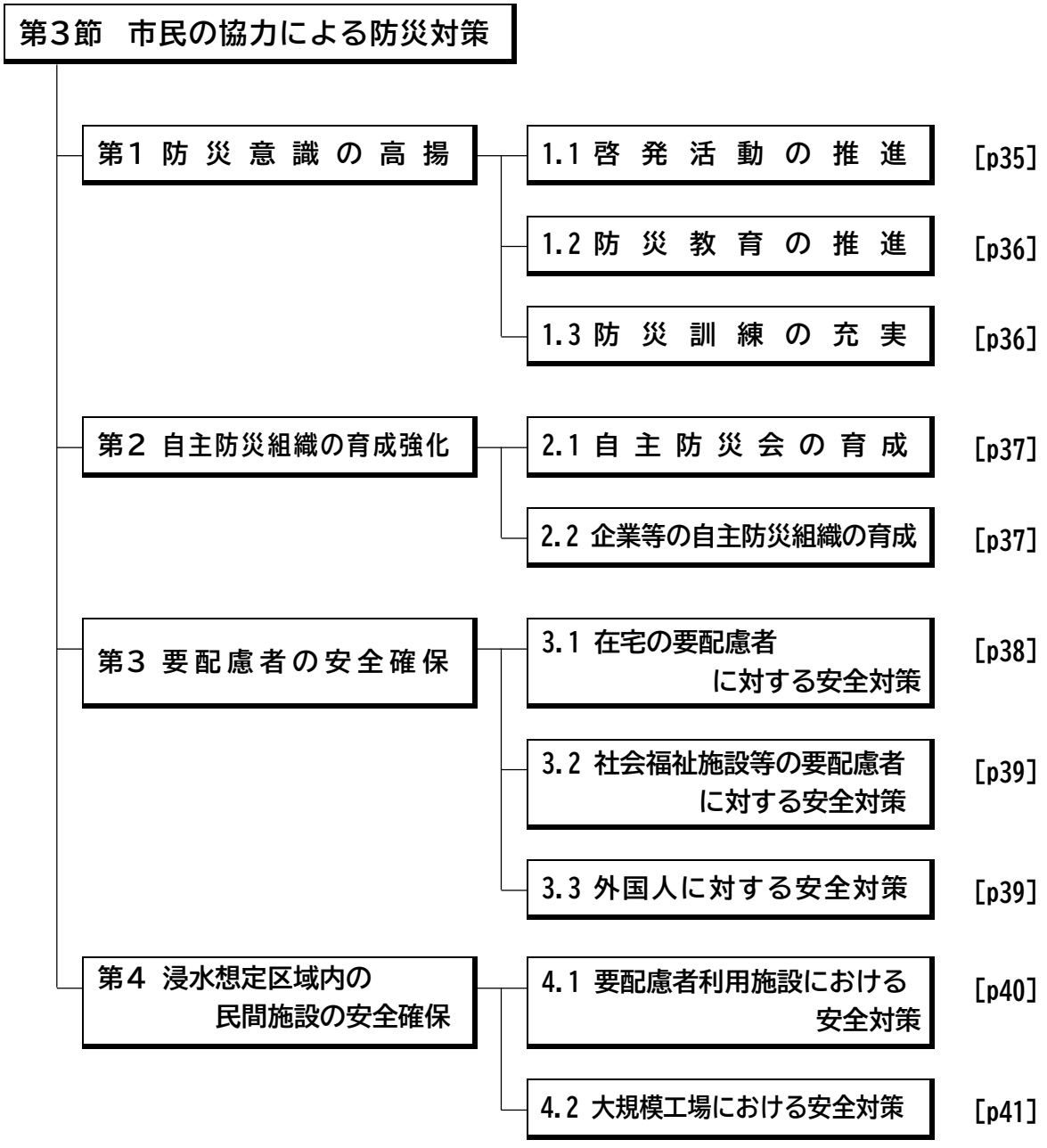

****

第１　防災意識の高揚

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが風水害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身に付けることが最も必要なことである。

このため、本市は、防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災会、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これらの組織の災害活動が十分に発揮できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

《 方　策 》

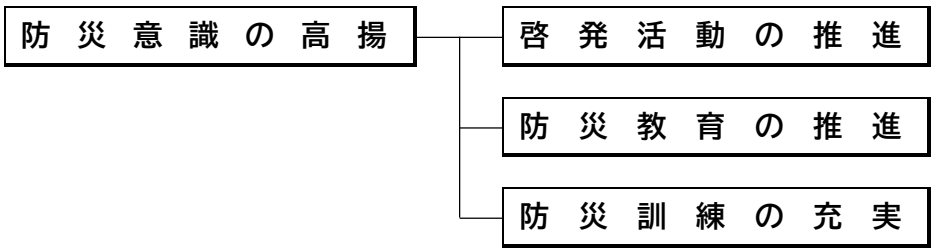

１.１ 啓発活動の推進

【危機管理室】

(1)方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備を行い、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。

市は、市民に対し、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに、自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(2)役割

市	マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及・啓発
市民・事業所	マイ・タイムライン作成

１．２ 防災教育の推進

【 施策の内容 】
第２編 震災対策計画
第２章 震災予防計画
第３節 自助・共助による防災対策の推進
第１ 防災意識の高揚
『１．２ 防災教育の推進 』
を準用する。

１．３ 防災訓練の充実

【 各課共通 】

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るため、この計画により防災訓練を実施する。

(1) 水防訓練

本市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示す内容で水防訓練を実施する。

□水防訓練の実施

○実施の時間及び方法
洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、実施に努める。
○実施場所
水防訓練場所に適した場所とする。
○訓練種目
水防訓練は訓練の一部又は全部について実施する。
・水防工法訓練
・避難誘導訓練
・水防資材輸送訓練
・通信、情報連絡訓練
・非常招集訓練
・広報訓練
・その他水防上必要な訓練

第２　自主防災組織の育成強化

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。
また、これらの防災活動は、住民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

《 方　策 》

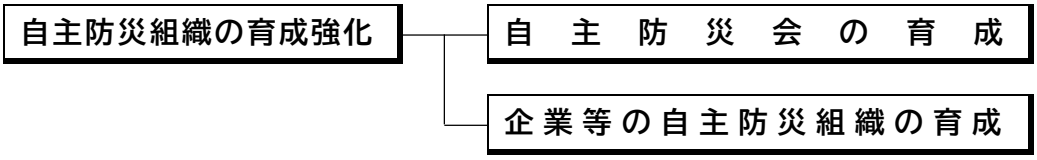

【 *施策の内容* 】
第２編 震災対策計画
　第２章 震災予防計画
　　第３節 自助・共助による防災対策の推進
　　『 第２ 自主防災組織の育成強化 』
　　を準用する。

第３　要配慮者の安全確保

河川災害時において、高齢者、障がい者等といった要配慮者の避難問題は極めて重要な課題である。最近、各地で発生している河川災害の犠牲者の多くは、これらの要配慮者によって占められており、これらの事実を踏まえるならば、河川災害時の人的被害の最小化は、要配慮者の避難対策をなくしては達成し得ないと言っても過言ではない。

このため、本市は、要配慮者を対象とした防災対策を積極的に推進していく。

《 方　策 》

- **要配慮者の安全確保**
  - **在宅の要配慮者に対する安全対策**
  - **社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策**
  - **外国人に対する安全対策**

３.１ 在宅の要配慮者に対する安全対策

避難行動要支援者支援制度の活用について、風水害時、特に、市からの避難情報の周知を、可能な範囲で自主防災組織に要請する。そのため、細かな情報提供を行っていく。

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用する。

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第２章 震災予防計画
第３節 自助・共助による防災対策の推進
第３ 要配慮者の安全確保
『 ３.１ 在宅の要配慮者に対する安全対策 』
を準用する。

３．２ 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

各社会福祉施設の所管課は、自力避難が困難な要配慮者の迅速な避難活動を支援するため、日頃から連絡先を把握し、避難指示等の伝達体制づくりに努める。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、柳瀬川及び黒目川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保を図るための計画作成及び訓練の実施並びに報告が義務付けられている。所管課及び危機管理室は、所有者又は管理者が自主的に避難を判断できるよう災害リスクや防災知識の啓発に努めることや、避難の実行性を確保した計画の作成等を支援するとともに、災害時には避難情報の直接伝達を行う。なお、要配慮者においては、高齢者等避難が発令された段階で避難を開始する。

なお、各施設への水防情報の伝達方法は、一斉情報伝達・収集システム等を基本とする。

『【 本文 】本編 第３章 第３節「 第３ 避難の指示等」』参照
『【資料編】第2.27「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照
『【資料編】第2.28「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照
『【資料編】第2.29「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」』参照

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用する。

【 施策の内容 】
第２編 震災対策計画
第２章 震災予防計画
第３節 自助・共助による防災対策の推進
第３ 要配慮者の安全確保
『 ３．２ 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策 』
を準用する。

３．３ 外国人に対する安全対策

【 施策の内容 】
第２編 震災対策計画
第２章 震災予防計画
第３節 自助・共助による防災対策の推進
第３ 要配慮者の安全確保
『 ３．３ 外国人に対する安全対策 』
を準用する。

第４　浸水想定区域内の民間施設の安全確保

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者等は、各自で避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等に努める。

《 方　策 》

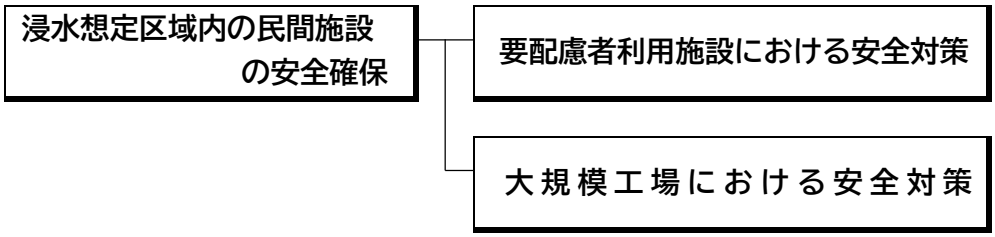

４．１ 要配慮者利用施設における安全対策

【 施設管理者等 】

水防法第15条の3に基づき、浸水想定区域内の要配慮者施設では、以下の取組を推進する。

(1) 避難確保計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）は、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

(2) 避難訓練の実施及び報告

施設管理者等は、洪水時に円滑かつ迅速に避難ができるように要配慮者利用施設において訓練を実施しなければならない。また、訓練結果について、市に報告しなければならない。

(3) 自衛水防組織の設置

施設管理者等は、施設を利用する要配慮者が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるように自衛水防組織を設置するよう努める。

『【資料編】第2.27「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照
『【資料編】第2.28「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照
『【資料編】第2.29「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」』参照

４．２ 大規模工場における安全対策

【 施設管理者等 】

水防法第15条の4に基づき、大規模な工場その他の施設であって洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められる施設（国土交通省で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当する施設で、その施設の所有者または管理者からの申出があった場合に限る。延床面積が10,000㎡以上の工場、作業所又は倉庫など）は、以下の取組を推進する。

ただし、令和7年度時点において、本市では大規模工場等の用途及び基準に関する条例を定めていないため、今後、策定に向けた検討を行う。

(1) 浸水防止計画の作成

大規模工場の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）は、当該施設の洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するよう努める。

(2) 避難訓練の実施

施設管理者等は、洪水時に大規模工場内への浸水を防止するため、訓練の実施に努める。

(3) 自衛水防組織の設置

施設管理者等は、洪水時の大規模工場内への浸水を防止するための自衛水防組織を設置するよう努める。

(4) 市長への報告

浸水防止計画を策定、自衛水防組織を設置した場合は、市長に報告しなければならない。

第３章　風水害応急対策計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊、浸水や火災及び崖崩れの発生、道路・交通網の寸断等の二次災害の多発を伴うことが考えられる。そのため、本市は風水害の特性を考慮して以下に示す11項目からなる応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努める。

（計画内容は、適宜、震災応急対策計画を準用する。）

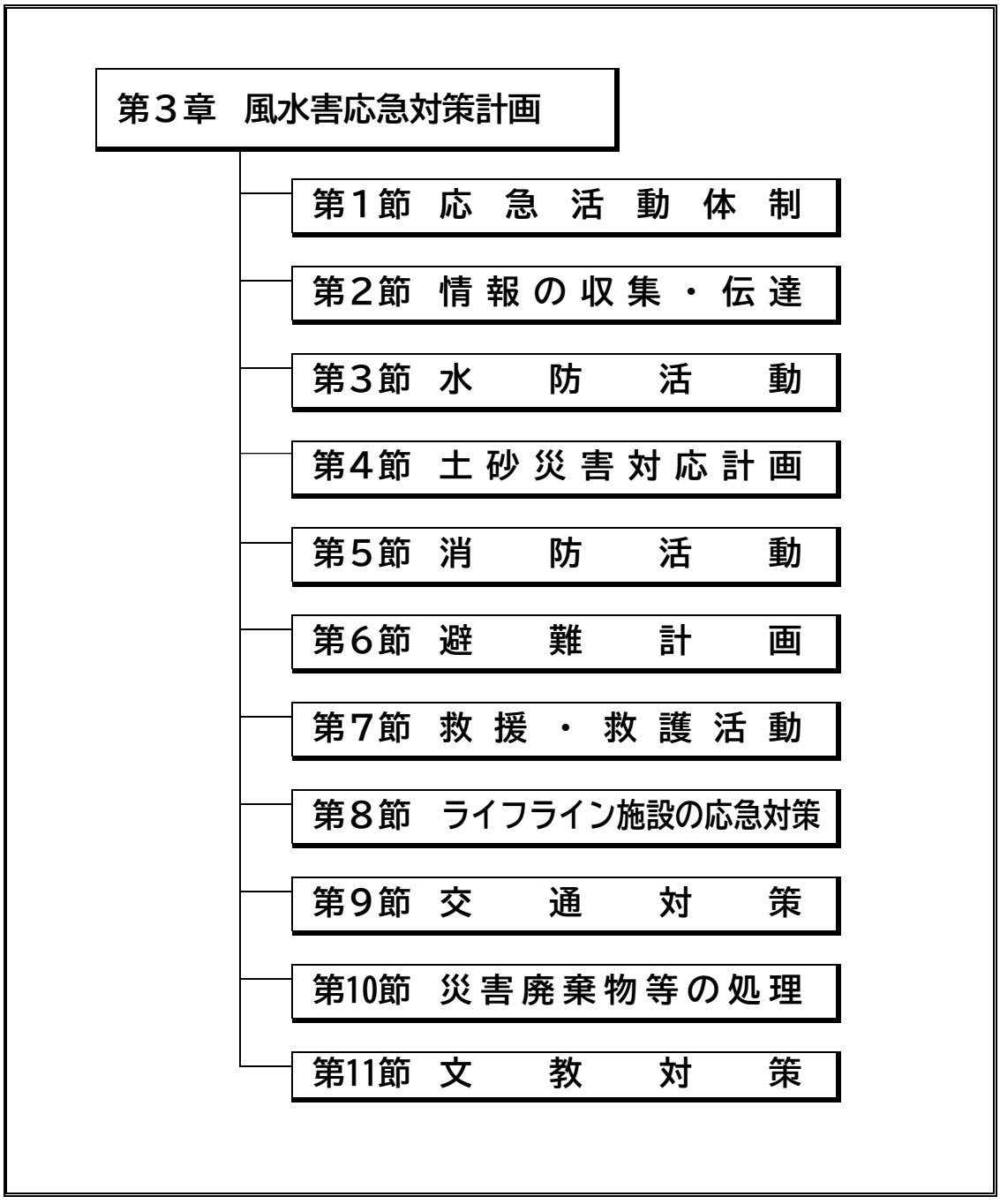

第１節　応急活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市区町村、県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に応急活動が展開できるよう本市の活動体制を定める。

**********《 応急活動体制の構成 》**********

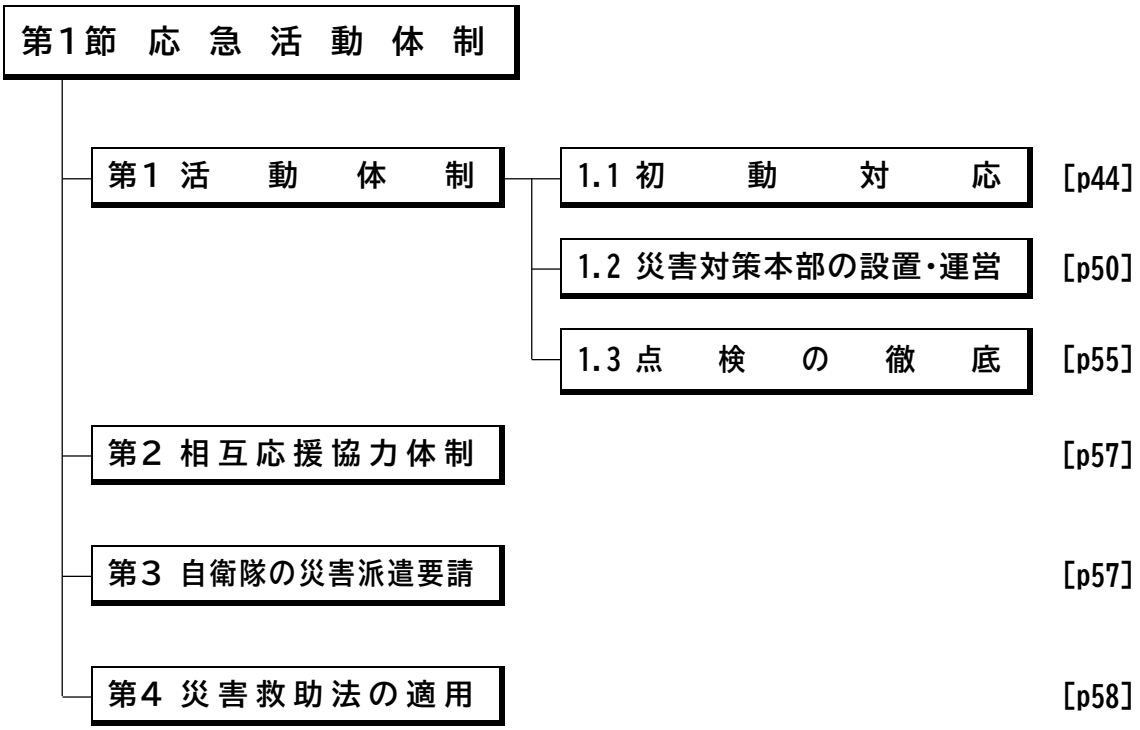

****

第１　活動体制

迅速かつ的確な応急活動を展開するため、本市の活動体制及び災害対策本部の組織・運営について定める。

１.１ 初動対応

【 全職員 】

(1) 初動対応の概要

初動対応は、災害の規模等の状況により異なるが、おおむね以下に示すとおりであり、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、これに準じて初動対応を行う。

① 連絡系統確認等の準備・待機（待機体制）

気象予警報等が発せられ、又はその状況から災害の発生が予想される場合、待機体制により、気象予警報等の情報を収集するとともに、連絡系統の確認及び通信機器類の点検等を行い、状況の変化によっては、組織的な災害対策活動体制へ円滑に移行できるよう準備、待機する。

② 配備の決定

□警戒体制の決定

危機管理監は、気象予警報等の情報を判断資料とし、災害の発生が予測される場合には、その緊急度に応じて、適切な動員配備を判断し、市長にその判断を仰ぎ、承認を得て動員を指令する。

□緊急体制・非常体制の決定

○危機管理監は、警戒体制下において、気象予警報等の情報について、本市の避難指示等判断基準に達した場合、市長に発令の判断を仰ぎ、承認を得て、緊急体制の動員配備及び避難情報発令を指令する。
○危機管理監は、警戒体制下において、気象予警報等の情報より、管内で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市長にその判断を仰ぎ、承認を得て非常体制の1号又は2号配備の動員配備を指令する。
○市長は、管内で局地的な災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがあると判断した場合は、非常体制の1号又は2号配備を決定し、危機管理監は動員配備を指令する。

③ 水防情報の収集

危機管理室は、気象情報、河川水位等の水防情報について、県災害オペレーション支援システム、気象庁ホームページ、防災情報提供システム、国交省ホームページ「川の防災情報」、埼玉県土砂災害警戒情報システム等を基に状況を把握する。

④ 災害対策本部の設置

市長は、管内に局地的災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがある場合等で必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

⑤ 災害対策本部への動員の伝達

各部長は、あらかじめ定められた伝達経路に従って、所属職員に対し災害対策本部への動員指令を伝達する。

⑥ 初動期災害情報の収集

災害対策本部の各班は、それぞれが関係する災害情報の収集に努め、「情報班」へ報告する。「総括班」は、各班及び関係機関から収集された情報を精査し、被害の全体像を早期に把握する。

⑦ 応援要請

本部長は、初動期の災害情報から広域応援が必要と認められた場合は、事前に締結されている協定等に基づき、応援を要請する。

⑧ 自衛隊の災害派遣要請

本部長は、初動期の災害情報から、自衛隊の派遣が必要であると判断した場合は、速やかに県知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼する。

⑨ 災害救助法の適用申請

本部長は、初動期の災害情報から災害救助法の適用基準を満たし、適用による救助が必要と判断した場合は、速やかに県知事へ災害救助法の適用の申請を行う。また、令和 2 年 5 月に災対法が改正され、おそれ段階での災害救助法の適用申請が可能となったことに留意する。

なお、基準に達しなくても適用するおそれがある場合には必ず県に報告する。

（2）活動体制及び配備基準

① 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前の体制は次頁の表のとおりであり、気象予警報等が発表され、かつ市長が必要と認めたときは、待機体制又は警戒体制をとる。また、速やかに災害対策本部に移行するための準備段階として、災害警戒本部を設置する。

② 災害対策本部設置後の体制

市長は、局地的災害の発生や、大規模な災害の発生するおそれがある場合等で必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、非常体制をとる。非常体制は、緊急度・被害規模要件等に応じて 1 号配備又は 2 号配備の区分とする。

③ 災害対策本部の組織及び動員計画

災害対策本部の組織編成及び動員計画は、次のとおりである。

なお、「危険度判定班」は、全職員の中から有資格者により編成する。

□活動体制と配備基準（風水害）

<table>
<tr><th>活動体制</th><th>配備基準</th><th>活動内容</th><th>配備人員</th></tr>
<tr><td>第一次防災体制（待機体制）</td><td>○大雨・洪水・強風注意報が発表された場合</td><td>○気象情報の収集を行う。
○必要に応じて担当幹部職員による連絡調整及び情報の確認を行う。</td><td>○危機管理室、道路管理課、道路河川課、下水道課の管理職員又は所属部長が指定した職員</td></tr>
<tr><td>第二次防災体制（警戒体制）</td><td>以下のいずれかに該当した場合
○大雨・洪水・暴風警報が発表された場合
○国土交通省、気象庁から洪水予報（荒川洪水注意報（氾濫注意情報以上））が発表された場合
○柳瀬川（清柳橋）又は黒目川（浜崎）で水防団待機水位に達した場合</td><td>○気象情報、河川の水位、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布、現地（道路、重要水防箇所周辺及び土砂災害警戒区域）等の状況を監視する。
○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。</td><td>○下記の所属のうち所属部長が必要と認めた職員
危機管理室（総括班）
総務課（情報班）
人事課（受援班）
シティプロモーション課（広報班）
道路管理課、道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所）（応急対策班）
みどりと公園課（住宅復旧班）
下水道課（下水道復旧班）
○消防団長が必要と認める消防団員</td></tr>
<tr><td>第三次防災体制（緊急体制）</td><td>○避難情報発令基準に基づき、本部長（市長）が、警戒レベル３高齢者等避難を発令する必要があると認めた場合
（避難場所を開設）
<table><tr><th>洪水の基準</th><th>土砂災害の基準</th></tr><tr><td>○柳瀬川清柳橋水位観測所の水位が避難判断水位（20.53m）に達し、更に柳瀬川の水位の上昇が予測されるとき
○黒目川において、流域雨量指数2時間後予測が警報基準（基準Ⅱ：16.1）に到達する場合
○災害の発生する可能性が高まり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき
○河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合</td><td>○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数が、実況で大雨警報の基準を超えた場合</td></tr></table></td><td>○速やかに避難場所を開設する。
○総括班が統括に専念する体制とするため、電話対応等、防災体制を整備する。
○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。
○警戒レベル４避難指示を要する場合、災害対策本部員会議の開催を検討するとともに、第四次防災体制に備える。</td><td>○下記の所属の全職員
危機管理室（総括班）
道路管理課、道路河川課、新座駅北口土地区画整理事務所（応急対策班）
下水道課（下水道復旧班）
○下記の所属のうち所属部長が必要と認めた職員
総務課（情報班）
シティプロモーション課（広報班）
人事課（受援班）
福祉政策課（援護班）
長寿はつらつ課、介護保険課及び障がい者福祉課（要配慮者支援班）
保健センター（医療班）
みどりと公園課（住宅復旧班）
○閉庁時に開設する避難所運営は、緊急初動職員のうち、危機管理室（総括班）があらかじめ指定した者とし、翌開庁時、避難場所の開設が３日間以上となる場合又は第四次防災体制となる場合、避難所運営班に該当する職員がこれを引き継ぐ。
○消防団長が必要と認める消防団員</td></tr>
<tr><td>第四次防災体制（非常体制１号配備）</td><td>○避難情報発令基準に基づき、本部長（市長）が、警戒レベル４避難指示を発令する必要があると認めた場合
○その他、本部長（市長）が必要と認めた場合</td><td>○災害対策本部の設置を前提とする。
○災害対策本部事務局スペースとして、関係部署及び防災関連団体の職員が一堂に会する事務スペースを確保する。
○避難所として長期間の開設を前提に体制を整備する。
○情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動が円滑に行える体制とする。</td><td>○毎年度当初に所属ごとに作成する動員計画に基づく職員（全職員対応ではない所属については、半数程度）
○全消防団員</td></tr>
<tr><td>第五次防災体制（非常体制２号配備）</td><td>○避難情報発令基準に基づき、本部長（市長）が、警戒レベル５緊急安全確保を発令する必要があると認めた場合
○本部長（市長）が、全職員で対応する必要を認めた場合</td><td>○本市の組織及び機能の全てをあげて活動する体制とする。</td><td>○全職員
○全消防団員</td></tr>
</table>

■非常体制（災害対策本部事務局）組織表

各班の業務状況に応じて、班間で相互応援体制をとる。

非常体制（災害対策本部事務局）組織表　★印は、班長課を示す。

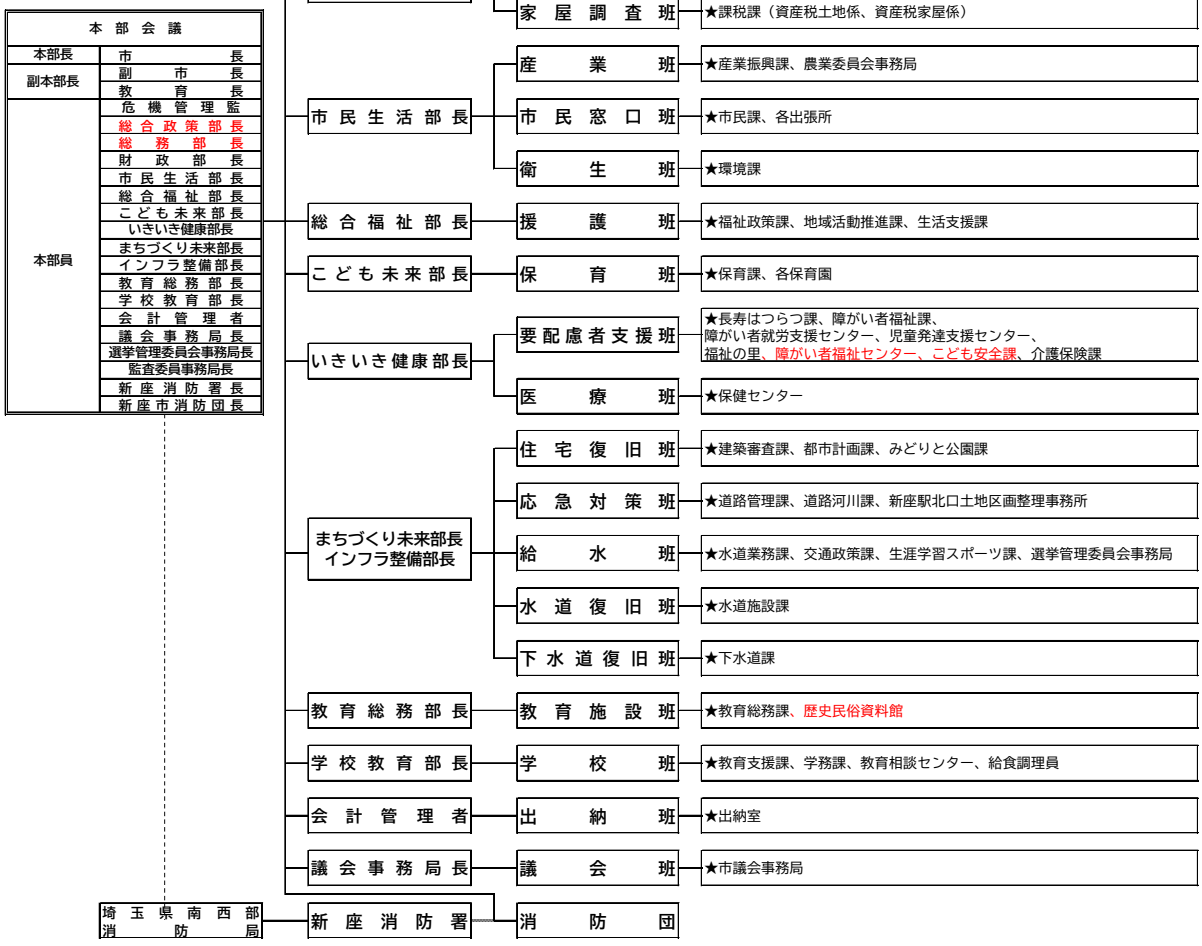

・各部長は、所属班の業務を総括し、職員の指揮監督を行う。

・住宅復旧班の危険度判定担当は、全職員の中から有資格者により編成する。

・市立小中学校の教職員は、本市の災害対策本部の活動に協力する。

□配備体制別動員計画表（その１）　［令和 7 年 4 月現在］

班	所属	班長課	第一次防災体制	第二次防災体制	第三次防災体制	第四次防災体制	第五次防災体制
本部長	市長				本部長の判断による	◎	◎
副本部長	副市長				本部長が決定	◎	◎
	教育長				本部長が決定	◎	◎
本部員	危機管理監		危機管理監の判断による	◎	◎	◎	◎
	総合政策部長			危機管理監との協議により決定	本部長が決定	◎	◎
	総務部長			危機管理監との協議により決定	本部長が決定	◎	◎
	財政部長				本部長が決定	◎	◎
	市民生活部長				本部長が決定	◎	◎
	総合福祉部長				本部長が決定	◎	◎
	こども未来部長				本部長が決定	◎	◎
	いきいき健康部長				本部長が決定	◎	◎
	まちづくり未来部長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
	インフラ整備部長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
	教育総務部長				本部長が決定	◎	◎
	学校教育部長				本部長が決定	◎	◎
	会計管理者				本部長が決定	◎	◎
	議会事務局長				本部長が決定	◎	◎
	選挙管理委員会事務局長				本部長が決定	◎	◎
	監査委員事務局長				本部長が決定	◎	◎
	新座消防署長				本部長が決定	◎	◎
	新座市消防団長			危機管理監との協議により決定	◎	◎	◎
総括班	危機管理室	◎	○	○	◎	◎	◎
情報班	総務課	◎		○	○	◎	◎
	情報システム課・デジタル市役所推進室				総務部長が決定	◎	◎
受援班	人事課	◎		○	○	◎	◎
広報班	シティプロモーション課	◎		○	○	◎	◎
	秘書広聴課					◎	◎
管財班	財政課					○	◎
	管財契約課	◎				◎	◎
	公共施設マネジメント課					○	◎
家屋調査班	課税課（資産税土地係、資産税家屋係）	◎			財政部長が決定	◎	◎
産業班	産業振興課	◎				◎	◎
	農業委員会事務局					○	◎
市民窓口班	市民課	◎				◎	◎
	各出張所					○	◎
衛生班	環境課	◎				◎	◎
援護班	地域活動推進課					○	◎
	福祉政策課	◎			○	◎	◎
	生活支援課					○	◎
保育班	保育課	◎				◎	◎
	各保育園					○	◎

注１）　全ての班が対応する第四次防災体制とする前の段階で、本部長は本部員を招集することができる（災害対策本部設置とする。）。
注２）　◎は原則全員出動、○は所属長が指定した職員（第四次防災体制では約半数）が出勤する。夜間・休日を問わないが、24 時間体制となる場合、原則 2 交代制とし、職員の休息に留意する。

□配備体制別動員計画表（その２）

［令和7年4月現在］

班	所属	班長課	第一次防災体制	第二次防災体制	第三次防災体制	第四次防災体制	第五次防災体制
避難所運営班	政策課	◎			○	○	◎
	（仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室				○	○	◎
	人権推進室				○	○	◎
	課税課（諸税係、個人市民税係）				○	○	◎
	納税課				○	○	◎
	物価高騰対策臨時給付金室				○	○	◎
	こども支援課				○	○	◎
	国保年金課				○	○	◎
	中央図書館				○	○	◎
	各公民館・コミセン				○	○	◎
	監査委員事務局				○	○	◎
要配慮者支援班	障がい者福祉課				○	○	◎
	障がい者就労支援センター					○	◎
	児童発達支援センター					○	◎
	福祉の里					○	◎
	障がい者福祉センター					○	◎
	こども安全課					○	◎
	長寿はつらつ課	◎			○	○	◎
	介護保険課				○	○	◎
医療班	保健センター	◎			○	◎	◎
応急対策班	道路管理課	◎	○	○	◎	◎	◎
	道路河川課		○	○	◎	◎	◎
	新座駅北口 土地区画整理事務所			○	◎	◎	◎
住宅復旧班	都市計画課				まちづくり未来部長が決定	◎	◎
	建築審査課	◎			まちづくり未来部長が決定	◎	◎
	みどりと公園課			○	○	◎	◎
給水班	水道業務課	◎				◎	◎
	交通政策課					○	◎
	生涯学習スポーツ課					○	◎
	選挙管理委員会事務局				インフラ整備部長が決定	◎	◎
水道復旧班	水道施設課	◎				◎	◎
下水道復旧班	下水道課	◎	○	○	◎	◎	◎
教育施設班	教育総務課	◎				○	◎
	歴史民俗資料館					○	◎
学校班	学務課					○	◎
	教育支援課	◎				○	◎
	教育相談センター					○	◎
	給食調理員					○	◎
出納班	出納室	◎				○	◎
議会班	市議会事務局	◎				○	◎
消防団				○	○	◎	◎
緊急初動職員				自席・自宅待機	○	○	◎

注１）　全ての班が対応する第四次防災体制とする前の段階で、本部長は本部員を招集することができる（災害対策本部設置とする。）。

注２）　◎は原則全員出動、○は所属長が指定した職員（第四次防災体制では約半数）が出勤する。夜間･休日を問わないが、24 時間体制となる場合、原則 2 交代制とし、職員の休息に留意する。

④ 動員指令の手順

初動期の動員は、危機管理室が中核となり各部長（各課長）を通じて配備要員に伝達する。動員指令は、勤務時間外（夜間・休日等）における迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達経路を定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、SNS 等の代替手段や一斉情報伝達・収集システムを活用する。

⑤ 配備要員等の服務内容

警戒体制以上の体制下では、配備要員及び職員は、次の事項を遵守する。

ア　勤務時間内の服務内容

□通常勤務体制下（警戒体制）

正規の勤務時間が終了しても、警戒配備関係職員は、その所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。

□災害対策本部設置後の体制下（非常体制）

○全職員が、常に災害に関する情報､本部の指示に注意する。
○原則として行事、会議、出張等を中止する。
○自らの言動で住民に不安や誤解を与えないように発言には細心の注意を払う。

イ　勤務時間外の職員の参集

勤務時間外（夜間・休日等）に、職員の招集があった場合には、職員は動員計画に基づき速やかに参集（登庁）し、指揮者の指示に従い的確、適切に行動する。

１.２ 災害対策本部の設置・運営

【 総括班、管財班、情報班、広報班 】

(1) 災害対策本部の設置

市長は､局地的な災害が発生し､又は相当規模の災害が発生するおそれがある場合、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、新座市災害対策本部を設置する。

① 実施の責任者

災害対策本部長は市長とし、不在の場合は次の順位で代理する。
第1順位　副市長
第2順位　教育長

② 設置基準

管内に災害が発生し､又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めるとき。

③ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、「市役所本庁舎3階」に置き、本部前に「新座市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

④ 本部必要備品

○有線電話及びファクシミリ	○災害時の市内応援協力者名簿
○防災行政無線、消防無線	○防災関係機関一覧表
○テレビ、ラジオ	○災害処理表その他書類一式
○複写機	○筆記用具等事務用品
○庁内放送設備	○ハンドマイク
○災害対応用臨時電話	○懐中電灯
○雨具	○その他必要資機材
○被害状況図板、住宅地図及びその他地図類	

⑤ 本部の閉鎖

本部長は、本市の区域において災害発生のおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

災害対策本部の閉鎖の通知等は、以下に示す「□本部設置及び閉鎖の通知」に準じて処理する。

□本部設置及び閉鎖の通知

報告先	連絡担当	報告・通知の方法
各　　部	情報班	市防災行政無線、庁内放送 ファクシミリ、電話、口頭、LoGoチャット、メール
県災害対策課	総括班	防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク、 県防災行政無線、電話
一 般 住 民	広報班	市防災行政無線、広報車、報道発表、ホームページ、 X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE
防災関係機関	総括班	市防災行政無線、電話、口頭
報道機関等	広報班	ファクシミリ、電話、口頭

(2) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市全域の被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、次の事項を協議し、決定する。

□災害対策本部の協議事項

○本部の動員配備に関すること。
○近隣市町村、県その他関係機関への応援要請に関すること。
○災害救助法の適用に関すること。
○その他災害対策の重要事項に関すること。

（3）災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、次のとおり実施する。

□災害対策本部の運営

○災害対策本部員会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は、随時本部員で構成する本部員会議を開催する。

本部長は議長を務める。

本部員に事故のある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

○本部事務局

各班は本部事務局として、原則、同スペースで業務を実施する。本庁舎へ本部を設置した場合、3階フロア全体を使用する。

各班は、災害対策本部体制下における事務分掌に従い、応急対策活動を遂行する。

『【資料編】第1.9「新座市災害対策本部条例」』参照

（4）災害対策本部体制下の事務分掌

災害対策本部体制下における事務分掌は、次のとおりである。

□災害対策本部事務局の事務分掌（その１）

［令和 7 年 4 月現在］

	職名	事務分掌
本部長	市長	1　防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2　災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3　本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員の指揮監督
副本部長	副市長 教育長	1　本部長の補佐 2　本部長に事故があるときの職務の代理
本部員	危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 教育総務部長 学校教育部長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1　収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2　本部員会議における決定事項の命令指揮 3　現地等における指揮監督

班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1　防災体制の検討 2　本部員会議及び災害対策本部事務局の設置検討及び設置 3　本部員会議の運営 4　各班の総合調整及び連絡 5　気象情報の収集伝達 6　避難情報発令の検討 7　避難場所の開設・統廃合の検討 8　防災行政無線等の運用・管理 9　消防団への出動要請及び状況の把握 10　消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 11　災害情報・被害状況の総括取りまとめ 12　応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 13　県災対本部への報告 14　県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15　自衛隊への災害派遣要請 16　災害救助法の適用申請
総合政策部長 副監査委員事務局長 副選挙管理委員会事務局長	広報班	シティプロモーション課 秘書広聴課	1　市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2　市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3　被災者への生活再建に関する情報の広報 4　報道機関に対する発表 5　報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6　関係防災機関との広報調整 7　被害写真の取りまとめ 8　視察者及び見舞者の応接
	避難所運営班	政策課 （仮称）三軒屋公園等複合施設整備推進室 人権推進室 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 こども支援課 国保年金課 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1　避難場所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2　統廃合決定後の撤収 3　地区防災拠点活動
総務部長	情報班	総務課 情報システム課 デジタル市役所推進室	1　災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2　各班からの情報集約 3　情報の分類・整理・周知 4　災害対策本部員会議及び災害対策本部事務局の活動の記録 5　情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6　通信連絡体制の確保 7　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応
	受援班	人事課	1　市職員及びその家族の安否確認 2　市職員の参集状況の管理 3　各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4　県受援本部及び県朝霞支部等との調整 5　応援団体との調整 6　応援団体への支援 7　各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 8　警戒体制及び緊急体制下における市民電話対応

□災害対策本部事務局の事務分掌（その２）

［令和7年4月現在］

班名		担当部署	事務分掌
財政部長	管財班	管財契約課 財政課 公共施設マネジメント課	1　本部員会議及び災害対策本部事務局の設置 2　救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 3　車両の管理、調達及び配車 4　市有建築物等の被害状況把握及び応急修理 5　ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6　災害対策関係予算及び資金の管理 7　国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 （資産税土地係、資産税家屋係）	1　住家等の被害概況確認 2　住家等の被害認定調査
市民生活部長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1　帰宅困難者対策 2　農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 3　商工業関係の被害状況把握、復旧対策 4　市内パトロール 5　被災農家及び中小企業関係の融資 6　家畜の防疫
	市民窓口班	市民課 各出張所	1　市民の相談対応 2　来庁者の対応、誘導 3　安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4　電話交換業務 5　被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6　罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課	1　し尿処理 2　ごみ処理 3　災害廃棄物処理 4　動物愛護対策 5　そ族昆虫駆除
総合福祉部長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1　食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2　遺体（死体）の捜索、収容及び埋葬（火葬） 3　行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 4　ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5　ボランティア、労務者の受入れ体制の整備 6　ボランティア、労務者の派遣状況の把握 7　外国人への支援 8　被災者の生活再建
こども未来部長	保育班	保育課 各保育園	1　避難、救護及び保護者引渡し 2　被害状況の把握、応急復旧 3　園児・職員の健康管理 4　応急保育 5　保育園再開に向けた対応
いきいき健康部長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 障がい者福祉センター こども安全課 介護保険課	1　避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2　被災者の避難場所への誘導 3　要配慮者利用施設の被害状況の把握 4　福祉避難所の開設・運営 5　福祉避難所への移送
	医療班	保健センター	1　医療救護状況の把握 2　医療関係機関の被害状況の把握 3　医療救護所の設置 4　関係医療機関との連絡調整 5　防疫、保健衛生 6　食品衛生 7　要配慮者への医療支援 8　医療相談対応

□災害対策本部事務局の事務分掌（その３）

［令和7年4月現在］

班名		担当部署	事務分掌
まちづくり未来部長 インフラ整備部長	住宅復旧班	建築審査課 都市計画課 みどりと公園課	1　公園の被害状況の把握、応急復旧 2　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 3　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 4　住家の応急修理 5　住家内外の障害物の除去 6　野外避難所の設営及び管理 7　応急仮設住宅に関する国、県との調整 8　応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9　応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10　復興まちづくりに関すること
	応急対策班	道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所	1　道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　警戒区域の設定 4　緊急輸送道路の確保 5　土木建設業者等との連絡調整
	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 選挙管理委員会事務局	1　応急給水 2　飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1　水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　給水源の確保 3　水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1　下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2　市街地の排水対策 3　土木建設業者等との連絡調整
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 歴史民俗資料館	1　教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2　文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課 教育相談センター 給食調理員	1　児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 2　児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 3　学校再開に向けた対応 4　応急教育 5　避難場所運営支援 6　教育相談と健康管理 7　被災児童、生徒への学用品等の支給 8　炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1　災害対策関係予算に関する出納 2　義援金品の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1　新座市議会議員の安否確認 2　新座市議会議員からの情報集約 3　新座市議会議員への情報提供 4　新座市議会災害対策支援本部の事務補助

□災害対策本部事務局の事務分掌（その４）

［令和7年4月現在］

班名等	事務分掌
消防団	1　管轄区域又は隣接地区における災害防御活動 2　人命の救出及び救助 3　被災者の避難誘導 4　避難経路等の障害物の除去 5　危険物等の措置 6　排水活動並びに給水活動の協力 7　被災者の救出、安否不明者等の捜索 8　被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9　その他災害防御に必要な活動
埼玉県南西部消防局	1　庁舎の保全 2　本部の設置・運営 3　市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4　情報の収集・伝達 5　警防活動方針の決定 6　消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7　消火活動の実施 8　救急・救助活動の実施 9　消防隊等の補強及び編成 10　警戒区域の設定 11　応急救護所の設置

１.３　点検の徹底

【 住宅復旧班 】

雨が止んだ時点で、直ちに避難情報及び体制の解除を行うのではなく、被害や河川水位上昇がないこと等、過去の浸水実績が多い箇所を中心に、雨が止んだ後に点検を行い、安全性が担保されてから、避難情報の解除や体制の解除を行う。

第２　相互応援協力体制

市長は、初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、国、県、市区町村その他関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請は、「総括班」を窓口として行う。

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第３節 混乱期から実施する活動
第７ 広域応援要請
『 ７.１ 応援要請の基本的な考え方 』
『 ７.２ 埼玉県に対する要請 』
『 ７.４ 他市町村、指定地方行政機関等への要請 』
『 ７.５ 民間団体等への要請 』
『 ７.６ 応援部隊の受入れ 』
を準用する。

第３　自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、直ちに自衛隊の災害派遣要請を行う。

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第３節 混乱期から実施する活動
第７ 広域応援要請
『 ７.３ 自衛隊への災害派遣要請 』
を準用する。

第４　災害救助法の適用

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法の概要及びその適用基準と実施内容は次のとおりである。

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第４節 緊急救援期から実施する活動
『 第11 災害救助法の適用 』
を準用する。

第２節　情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市は、速やかに連絡体制を確立し、必要な情報を収集するとともに、流言飛語等による社会混乱を防止し、住民が適切に判断し行動できるよう正確な情報を提供し、更に被災者に対しては苦情、要望等を聴取しその早期解決を図るため、災害時における情報の収集伝達計画を定める。

**********《 情報の収集・伝達の構成 》**********

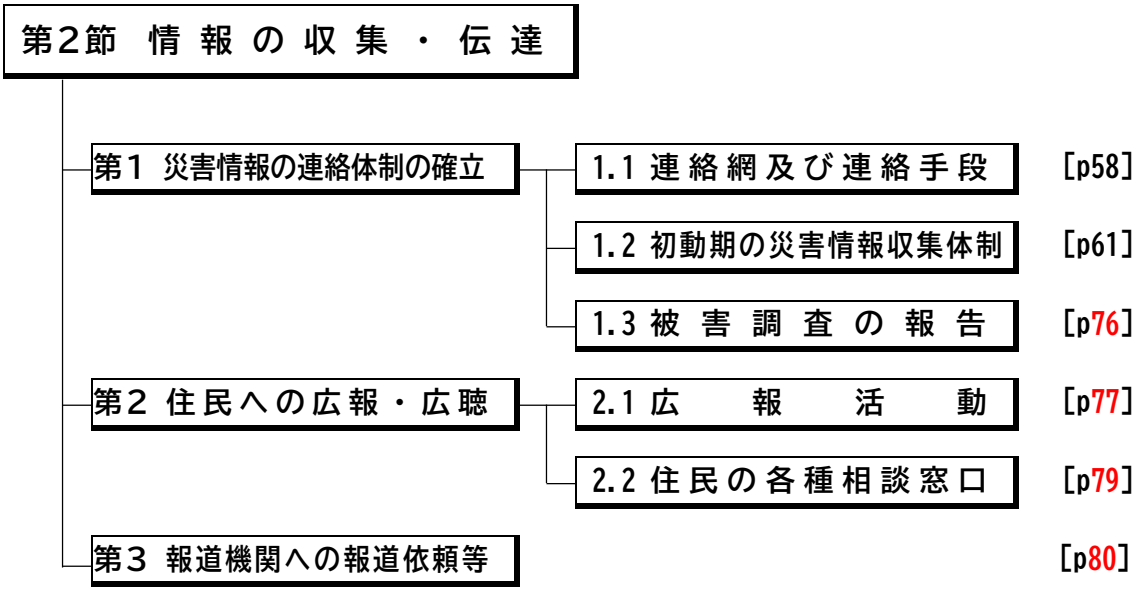

****

第１　災害情報の連絡体制の確立

本市は、連絡体制を速やかに確立し、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達活動を実施する。

１.１ 連絡網及び連絡手段

【 総括班、情報班 】

平常時よりあらかじめ設定しておいた連絡網を軸に、各種連絡手段の特性を考慮し、災害情報を迅速かつ確実に収集・伝達する。

(1) 連絡網

災害時における情報連絡網は、次のとおりである。

□災害情報の連絡網

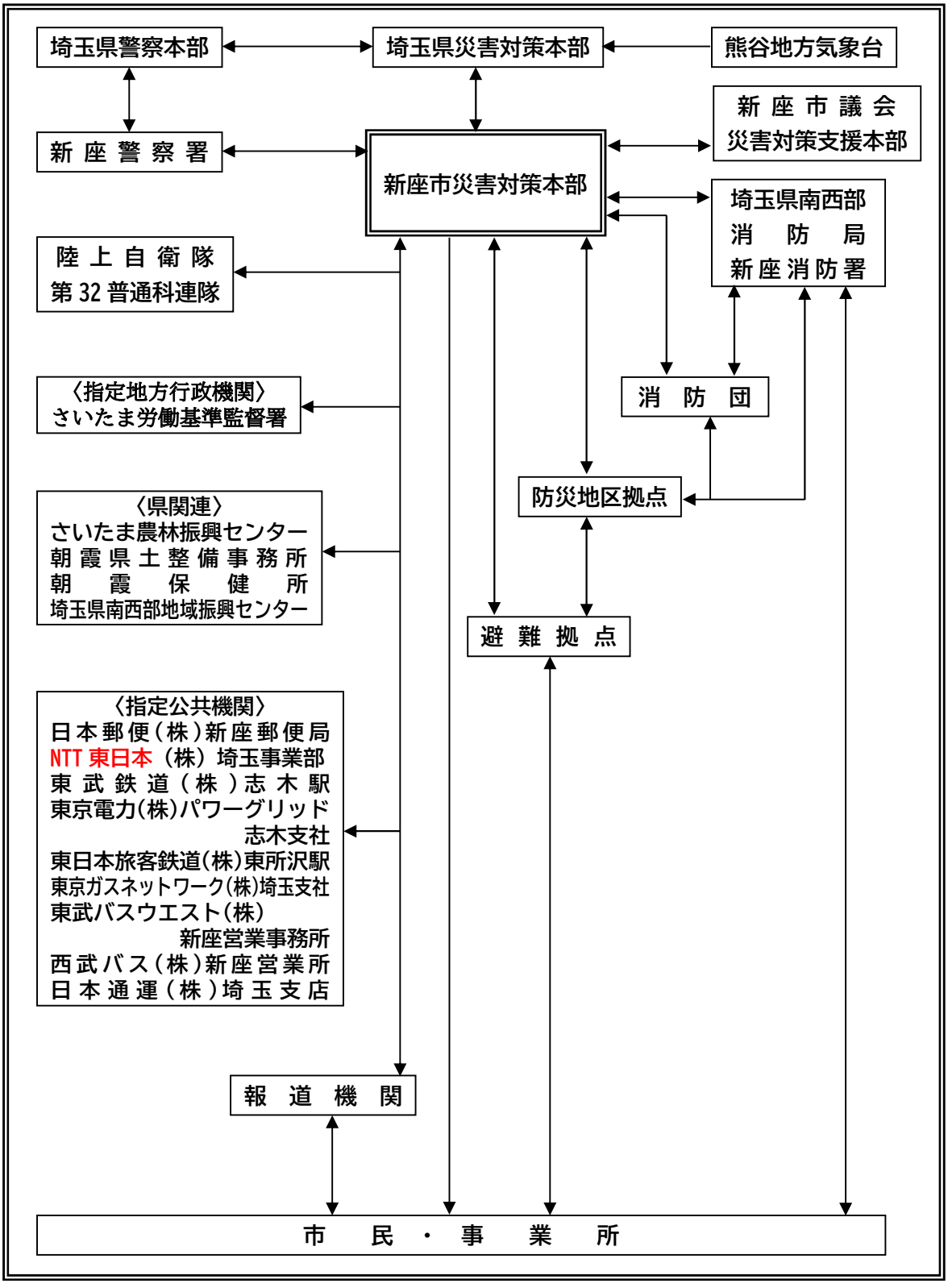

(2) 連絡手段

災害発生時に、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を講じ、通信を確保する。

また、災害時では電話のふくそう、途絶等を考慮し、複数の通信手段の特性をいかし有効かつ総合的に情報を収集・伝達する。

なお、洪水予報や水位周知情報、水防警報等については、河川管理者（国・県）より、各市町村に直接情報伝達されることから、河川管理者から情報提供を受けた時には、本市では避難指示等の発令を検討し、発令する場合、速やかに市域へ伝達を行う。

① 本部と出先機関等との通信手段

本部と主要な出先機関又は避難所との連絡が電話のふくそう等により途絶えた場合、避難場所に配備している IP 無線を活用する。

なお、消防無線は、消防活動の程度により可能な場合に使用する。

② 国、県等との通信手段

本部と県との通信手段は、県災害オペレーション支援システム、電話、ファクシミリ及び県防災行政無線を使用して連絡する。

③ 防災関係機関との通信手段

本部と防災関係機関との通信手段は、電話、県防災行政無線、消防無線等を使用して連絡する。

④ 市域への情報伝達

確実に市民に情報を伝達するため、複数の伝達手段を用いることを基本とし、防災行政無線、エリアメール／緊急速報メール、L アラートを主力としながら、広報車、ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE 協定締結に基づく伝達手段の活用を検討する。

なお、有線通信途絶時の対処として、防災関係機関は、電気通信事業法に基づき、非常（緊急）電報を活用できるよう NTT 東日本(株)埼玉事業部等関係機関の協力体制を確保しておく。

□非常電報及び緊急電報

○非常電報

非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とし、消防機関又は災害救助機関相互において実施する。

○緊急電報

緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する内容とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施する。

⑤ 浸水想定区域への情報伝達

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や自主防災会等に対し、一斉情報伝達・収集システム等により、洪水予報や避難情報等の情報伝達を行う。

１．２ 初動期の災害情報収集体制

【 総括班、情報班 】

本市は、防災関係機関との緊密な連携の下、管内の被害状況及び応急復旧状況等を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として重要であるため、迅速かつ的確に収集する。

(1) 情報収集体制

① 各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況等の情報を収集し、速やかに情報班へ報告する。

② 総括班及び情報班は、県その他関係機関、各班から収集した災害情報を整理し本部員会議へ報告する。

③ 本部員会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等を判断し、活動すべき内容を決定し、各班に指示する。

④ 本部員及び総括班は、連絡調整し､本部からの指示内容を関係各部に伝達する。

⑤ 広報班は、避難の指示等必要な情報を住民に広報する。

⑥ 総括班は、被害状況等必要な情報を県その他関係機関に報告する。

□情報収集体制

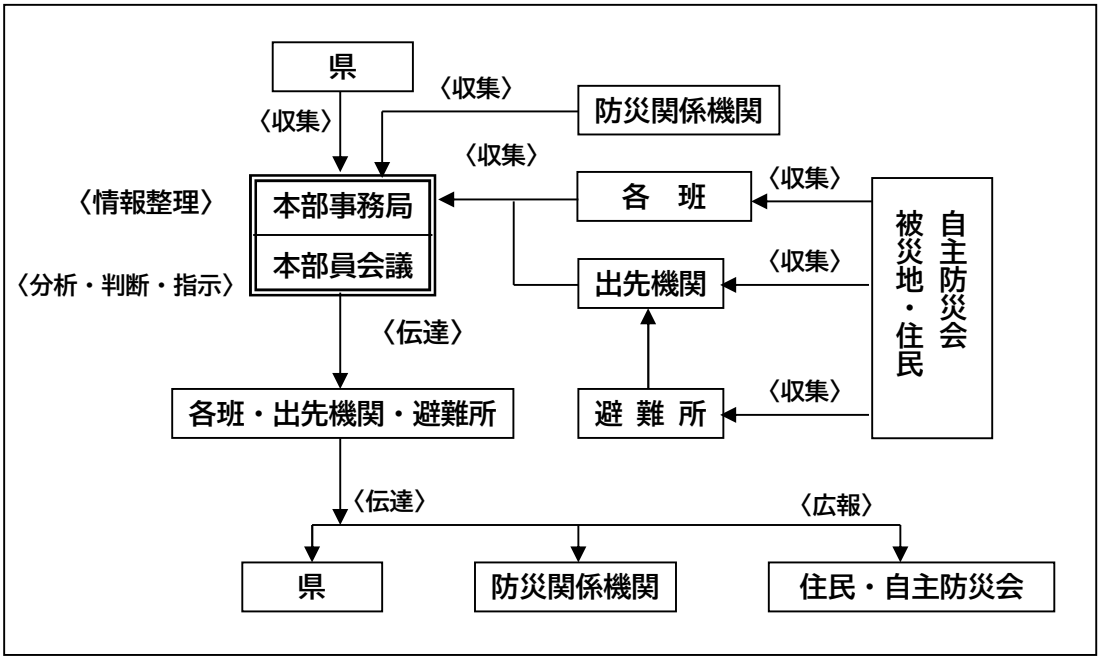

（2）気象予報・警報等情報

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、関係機関に通知する。

「総括班」は、県災害オペレーション支援システム、気象庁ホームページ、防災情報提供システム等により上記の情報を的確に受報し、適切な応急活動に役立てる。

□新座市の注意報・警報・特別警報の種類と発表基準（令和7年5月29日現在）

注意報		警報		特別警報	
種類	基準値	種類	基準値	種類	基準値
大雨	表面雨量指数が9以上 土壌雨量指数基準が82以上	大雨	大雨警報（浸水害） 表面雨量指数が18以上 大雨警報（土砂災害） 土壌雨量指数基準が119以上	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		※　記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されており、1時間雨量が100mm以上の降水が観測または解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、発表される。			
洪水	流域雨量指数基準が 黒目川流域＝12.8以上 柳瀬川流域＝22.9以上 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準） 黒目川流域＝(5，12.5)以上 柳瀬川流域＝（7,22.9）以上	洪水	流域雨量指数基準が 黒目川流域＝16.1以上 柳瀬川流域＝28.7以上 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準） 柳瀬川＝（7,27.7）以上 指定河川洪水予報による基準 荒川［治水橋］		
大雪	12時間の降雪の深さ 5cm以上	大雪	12時間の降雪の深さ 10cm以上	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
強風	平均風速11m/s以上	暴風	平均風速20m/s以上	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
風雪	平均風速11m/s以上で雪を伴う	暴風雪	平均風速20m/s以上で雪を伴う	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
濃霧	視程100m以下				
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない				
乾燥	最小湿度25％以下で実効湿度55％以下の場合				
なだれ	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない				
低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期：最低気温－6℃以下（熊谷地方気象台の値）				

霜	早霜、晩霜期に最低気温4℃以下となり、農作物に著しい被害が予想される場合		
着雪（氷）	著しい着雪（氷）により被害が予想される場合		

注）特別警報の発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

注）土壌雨量指数とは、降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを雨量データから、「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものであり、市域を1km格子にして計算している。

注）流域雨量指数とは、河川流域を１km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、「タンクモデル」や「運動方程式」を用いて計算している。河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

注）表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するために、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものであり、市域を1km格子にして計算している。

備考）埼玉県の地域細分

熊谷地方気象台では、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどでの放送等では、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域や市町村等をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分した地域の名称を用いる場合がある。この場合、本市は、一次細分区域で南部、市町村等をまとめた地域で南中部に該当する。

□ 各種気象情報

・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

□キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報(浸水害)の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への 到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

□　早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

□　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

□　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

■埼玉県の地域細分

■気象警報等の伝達系統図

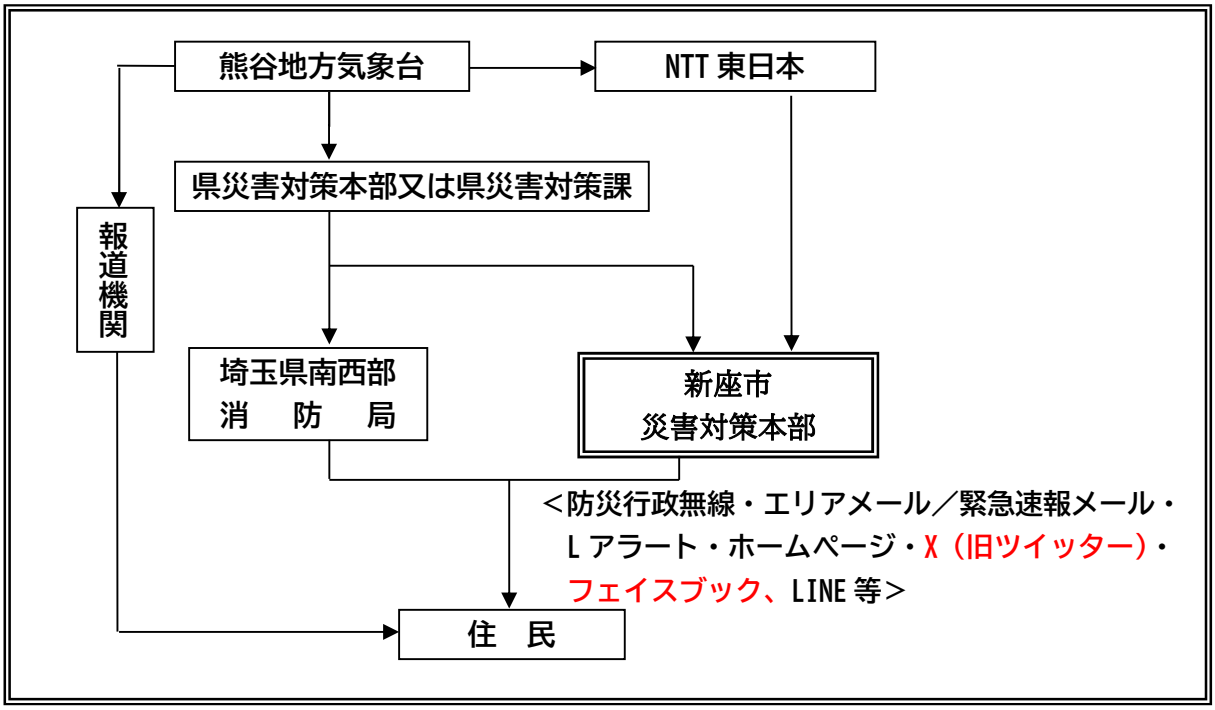

(3) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

① 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

指定河川の洪水予報は、あらかじめ指定した河川について、区間を定め、水位又は流量を示して、洪水によって大きな損害が生ずるおそれのある場合にその旨を警告して行う予想の発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えて水防活動が迅速かつ適期に行われるようにするとともに、一般にも周知させて洪水に対する種々の準備をさせるためのものである。

ア　国が管理する河川の洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川のうち、本市に関係がある河川は荒川である。

□洪水予報を行う河川（水防法10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

予報区名	河川名	洪水予報実施区域		洪水予報基準観測所	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
荒川	荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先～海まで	熊谷	3.50	5.00	5.50
		右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先～海まで	治水橋	7.50	12.80	13.30
				岩淵水門(上)	4.10	6.50	7.70

口洪水予報の種類

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題（洪水予報の種類）	水位の名称	解説	市・住民に求める行動
レベル５	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫開始相当水位	・氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される ・市が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報 ・災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当	・住民の避難完了 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 ・災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全の確保
レベル４	氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位	・氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される ・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 ・市が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報 ・危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当	・市は避難指示の発令を判断 ・災害が想定されている区域等では、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難を判断
レベル３	氾濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される ・避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階 ・市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報 ・高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	・市は高齢者等避難の発令を判断 ・災害が想定されている区域等では、市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難を判断
レベル２	氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位	・氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される ・水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位 ・避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	・住民は洪水に関する情報に注意 ・ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認
レベル１	［発表なし］	水防団待機水位	・水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防団待機

イ　県知事が管理する河川の洪水予報

水防法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項により、県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川のうち、本市に関係がある河川は新河岸川である。

□洪水予報を行う河川（水防法11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）

予報区名	河川名	洪水予報実施区域		洪水予報基準観測所	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
新河岸川	新河岸川	左岸	川越市大字大仙波1259-1地先～和光市下新倉4197地先まで	宮戸橋	A.P.6.00	A.P.7.12	A.P.7.48
		右岸	川越市扇河岸243-2地先～和光市下新倉6丁目4198-1地先まで				

② 水防法に基づく水位周知

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川で、住民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市長が行う避難情報の目安となるものである。

ア　県知事が管理する河川の水位周知

水防法第 13 条第 2 項により、県知事が行う水位周知河川のうち、本市に関係がある河川は柳瀬川と黒目川である。

なお、黒目川の水位周知区間は本市を含まないが、県水防計画において、本市にも伝達することとなっている。

□水位周知を行う河川（水防法13条第2項）

水系	河川名	区域		基準観測所	水防団待機水位（通報水位）（m）	氾濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（m）
荒川	柳瀬川	左岸	所沢市大字城字矢崎53地先柳瀬川橋下流端～志木市中宗岡5丁目7037地先新河岸川合流点	清柳橋	A.P.19.15	A.P.19.65	A.P.20.53	A.P.20.87
		右岸	新座市大和田3丁目97地先都県境～志木市本町2丁目1650-1地先新河岸川合流点					
荒川	黒目川	左岸	朝霞市膝折町3丁目1959-3地先～朝霞市根岸地先新河岸川合流点	浜崎	A.P.5.10	A.P.5.80	—	A.P.6.04
		右岸	朝霞市膝折町4丁目1733-1地先～朝霞市根岸地先新河岸川合流点					

③ 水防法に基づく水防警報

水防警報は、洪水予報が行われるときはその予報に基づき、予報が行われないか

又は予報を待つ時間的余裕がないときは、自らの判断により、水防を行う必要がある旨を警告して行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

ア　県知事が管理する河川の水防警報

水防法第 16 条第 1 項により、県知事が行う水防警報河川のうち、本市に関係がある河川は柳瀬川である。

□水防警報を行う河川（水防法16条第3項）

水系	河川名	区域		基準観測所	水防団待機水位（通報水位）（m）	氾濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（m）
荒川	柳瀬川	左岸	所沢市大字城字矢崎53地先柳瀬川橋下流端～志木市中宗岡5丁目7037地先新河岸川合流点	清柳橋	A.P.19.15	A.P.19.65	A.P.20.53	A.P.20.87
		右岸	新座市大和田3丁目97地先都県境～志木市本町2丁目1650-1地先新河岸川合流点					

④ 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予･警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

⑤ 水位の種類

種類	内容
氾濫開始相当水位	市長の緊急安全確保の発令判断の目安、氾濫等が発生直前又は既に発生しているおそれのある水位
氾濫危険水位	市長の避難指示の発令判断の目安、氾濫等により家屋浸水等の重大な被害が生じるおそれのある水位
避難判断水位	市長の高齢者等避難の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安、災害が発生する危険性がある水位、
水防団待機水位	水防団が水防活動に出動のために待機する水位

⑥ 洪水予報、水防警報、水位情報の通知及び周知の伝達系統

ア　国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報〔荒川〕

（水防法第10条第2項、第3項）

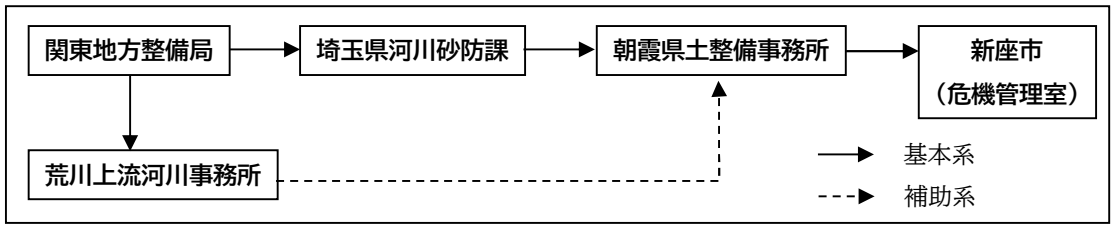

イ　埼玉県知事と気象庁長官が協働で行う洪水予報〔新河岸川〕及び埼玉県知事の行う水位情報の通知及び周知伝達系統〔柳瀬川、黒目川〕

■水防法第16条関連の伝達系統

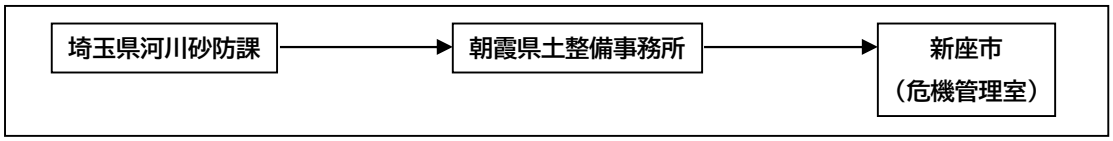

■水防法第15条関連の伝達系統

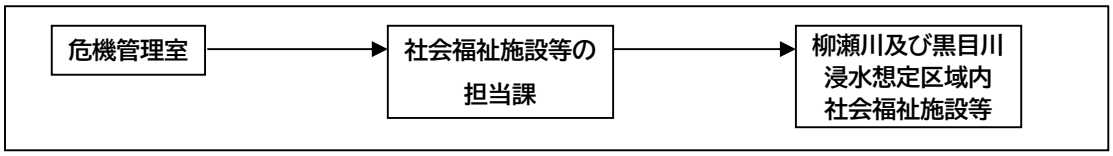

『【資料編】第2.27「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照
『【資料編】第2.28「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」』参照

ウ　埼玉県知事が発表する水防警報伝達系統〔柳瀬川〕

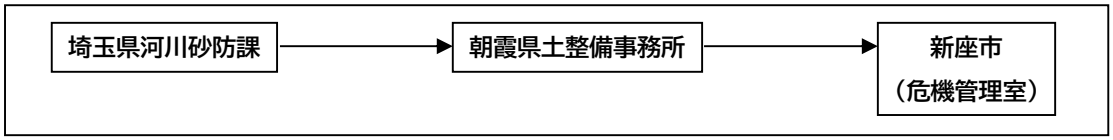

エ　水防法第 15 条関連の伝達系統

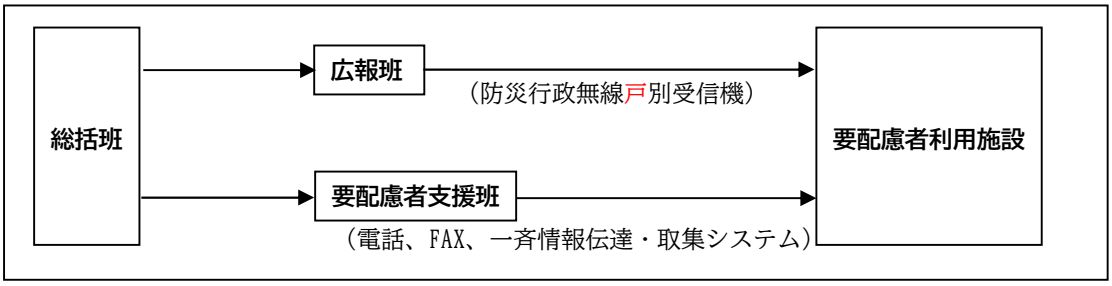

オ　荒川上流河川事務所が実施するエリアメール／緊急速報メール周知

荒川治水橋水位観測所において氾濫危険水位に達した場合、又は、同水位所区間において氾濫が発生した場合、荒川上流河川事務所は、本市域の住民に対し、エリアメール／緊急速報メールにて伝達する。なお、本市においても同時に、柳瀬川洪水浸水想定区域に対し、避難指示を発令する。

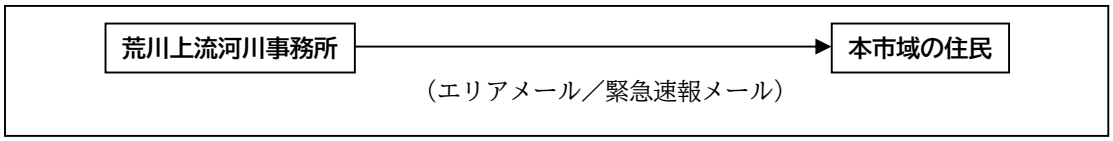

（4）気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当

① 発表基準

・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合

② 解除基準

・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

（5）消防法に基づく火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、埼玉県を通じて市町村や消防局に伝達される。

通報実施基準

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

（6）各種情報の収集活動

① 警戒体制の段階で収集すべき情報

本市が警戒体制の段階で収集すべき情報の種類、内容等を以下に示す。

なお、熊谷地方気象台、荒川上流河川事務所、埼玉県河川砂防課及び埼玉県災害対策課に対しては、積極的にホットラインを活用した情報収集を行う。

□警戒体制の段階で収集すべき情報

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段･経路等
気象関係 予報・警報	○予報・警報の内容 （予想される降雨及び災害の程度）	発表後即時	・熊谷地方気象台	・専用回線電話 ・電話、 ﾃﾚﾋﾞ、ﾗｼﾞｵ ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ
水防関係 洪水予報 ・水防警報	○洪水予報、水防警報の内容 ○河川の水位、流量等の時間変化	発表後即時	・荒川上流河川事務所 ・県河川砂防課 ・朝霞県土整備事務所	・ﾌｧｸｼﾐﾘ （県災害オペレーション支援システム等）
雨量情報 ・河川状況	○降雨量 ・先行雨量(連続雨量) ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量データ ・各雨量観測実施機関 ・本市、消防の雨量計	・IP無線 ・消防無線 ・電話 ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ
	・滞水の状況	随時	・消防機関の警戒 ・自主防災会	
危険箇所等	○河川周辺地域及び土砂災害警戒区域等における発災危険状況 ・河川の氾濫（いっ水、決壊）の予想される時期 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・本市、消防機関等の警戒員 ・自主防災会、市民	・IP無線 ・消防無線 ・電話 ・専用回線電話
市民の動向	○警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ○自主防災会	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災会	・IP無線 ・消防無線 ・電話

② 発災段階で収集すべき情報

本市が発災段階で収集すべき情報の種類及びその担当部署を以下に示す。

□発災段階で収集すべき情報の種類と収集担当部署

情報の種類	担当部署等
水防情報	出水時においては、「住宅復旧班」及び水防団（消防団）は、「総括班」及び「朝霞県土整備事務所」との緊密な連携の下、危険区域の巡視活動を実施する。
人的被害情報	「情報班」は、各部からの情報を基に、人的被害情報を遺漏がないようより正確に把握する。 ◎人的被害の情報源 〇参集した職員からの情報 〇市役所、出先機関、消防局等への住民からの通報 〇避難所からの罹災者情報 〇各地区の町内会、自主防災会等からの報告 〇医療機関からの負傷者救護状況報告 〇「医療班」からの死傷者の収容状況の報告 〇警察署からの情報、消防局、その他の関係機関からの報告 ◎人的被害情報の内容 〇死者の情報 〇要配慮者に係る情報 〇傷病者発生情報
一般建築物	一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策の実施の上で重要であり、「総括班」、「情報班」及び「住宅復旧班」は、市域全体の被害状況を速やかに把握する。また、「家屋調査班」は被害認定調査の準備を行う。
公共土木・ 建築施設	「応急対策班」及び「管財班」は、本市が管理する公共施設（公共土木施設及び公共建築施設）の被害について、迅速に被害調査を実施する。被害状況は、現地写真等により記録する。また、県等の管理する公共施設の被害については、「情報班」が各関係機関から被害情報を把握する。
ﾗｲﾌﾗｲﾝ施設	ライフライン施設被害に関する情報は、住民生活に極めて重要であり、被害状況を迅速かつ的確に把握する。上水道、電気、通信施設について、「情報班」が、それぞれ「水道復旧班」、東京電力パワーグリッド(株)志木支社、NTT東日本(株)埼玉事業部から被害状況及び復旧状況に関する情報を収集する。 なお、ライフライン施設の復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして住民へ情報提供できるよう情報を収集する。
公共交通施設	市道及び県道等の被害については、「応急対策班」、「総括班」が被害情報、交通規制情報を収集する。初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要であり、より迅速に被害状況を把握する。
保健医療施設	「医療班」は、市内及び近隣市町等の主要な医療機関、保健センターの被害状況及び復旧状況に関する情報を収集する。
社会福祉施設	「保育班」及び「要配慮者支援班」は、所管施設の被害状況を把握する。
環境衛生施設	「衛生班」は、関係する環境衛生施設の被害状況及び復旧状況に関する情報を収集する。
商工・ 農林施設等	農業施設、農産物被害、商工業施設については、「産業班」が、あさか野農業協同組合、新座市商工会等の関係団体を通じて被害情報を収集する。
学校･社会 教育施設等	「教育施設班」は、市立学校施設（放課後児童保育室を含む。）、公民館等施設及び文化財等の被害状況を把握する。
庁舎	「管財班」は、庁舎の被害状況を把握する。

１.３ 被害調査の報告

【 総括班、情報班 】

本市の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、被害情報等を収集し、県災害オペレーション支援システムによる消防庁報告及び FAX による国交省報告（道路災害、河川施設災害及び水防活動実施報告）について、県へ速やかに報告する。

県等への被害報告は、「総括班」を窓口として行う。

(1) 情報集約

「情報班」は、災害対策本部の各部から情報収集を行い、それを集約し、「総括班」へ報告する。

(2) 報告事項

本市が、県などの防災関係機関に報告する事項は以下のとおりである。

□報告事項

○災害の原因
○災害が発生した日時
○災害が発生した場所又は地域
○被害の状況
○災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
・主な応急措置の実施状況
○災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
○その他必要な事項

(3) 報告責任者の選任

本市は、被害情報等の報告に係る責任者を以下のとおり定める。

□報告責任者

区　分	事務の内容	報告責任者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	正：危機管理監 副：総括班長（危機管理室長）
取扱責任者	部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	関係する本部員

(4) 報告先

消防庁報告は県災害対策課へ、国交省報告は朝霞県土整備事務所へ報告する。

なお、県に報告できない場合及び消防庁への直接即報基準に該当する場合には、直接、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後、速やかに県へ報告する。

第２　住民への広報・広聴

災害時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、本市は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

また、被災者に対しては、相談窓口を開設して苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努める。

《 記載事項 》

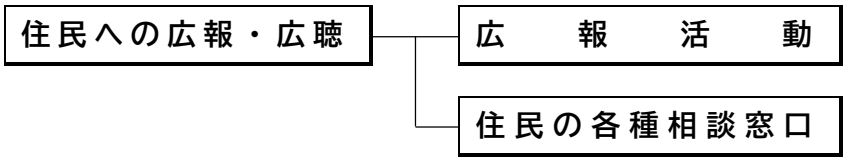

２.１ 広報活動

【 広報班 】

(1) 活動体制

「広報班」は、防災関連の情報を市民等に広報する。

特に、市民等への避難情報の広報は、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 広報内容

市民等への広報は、その時点で活用できる様々な広報手段を用いて段階的に実施する。

なお、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備による通信ができなくなった場合、又は通信が著しく困難な場合には、県が締結する「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災対法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告の放送について、県に要請する。

① 警戒体制時の広報

本市が警戒体制時において実施する市民への広報を以下に示す。

□警戒体制時の広報

広報手段	広報内容
ホームページ X（旧ツイッター） フェイスブック LINE 現場により指示	○気象情報、河川情報等 ○市民のとるべき措置（防災行動） ○道路被災状況

② 緊急体制時の広報

本市が緊急体制時において実施する市民への広報を以下に示す。

□緊急体制時の広報

広報手段	広報内容
防災行政無線 エリアメール／緊急速報メール Ｌアラート 広報車 ホームページ X（旧ツイッター） フェイスブック LINE 現場により指示	○避難情報、避難場所、携行品 ○気象情報、河川情報等 ○市民の取るべき措置（避難行動、災害救助、二次災害防止、応急救護、衛生活動等） ○自主防災活動の要請

③ 非常体制時の広報

本市が非常体制時、災害対策本部を設置して実施する市民への広報を以下に示す。

□非常体制時の広報

広報手段	広報内容
防災行政無線 広報車 テレビ・ラジオ・新聞 災害広報誌・チラシ ホームページ X（ツイッター） フェイスブック、LINE	○避難情報、避難場所、携行品 ○気象情報、河川情報等 ○被害の状況（浸水地域の状況等） ○交通機関の状況、道路の復旧の状況 ○ライフラインの被害状況、復旧の状況 ○応急対策の概況 ○市民のとるべき防災対策 ○食料・飲料水の供給等に関する情報 ○医療救護所・避難所の開設状況 ○防疫、医療に関する情報 ○災害相談窓口の開設に関する情報 ○犯罪予防に関する情報 ○デマ情報に関する注意 ○災害用伝言ダイヤルの活用の呼び掛け ○その他必要な事項

④ 生活再開時期の広報

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

□生活再開時期の広報

広報手段	広報内容
防災行政無線 広報車 広報紙の配布 掲示板への掲出 （広報紙・伝達情報等） ホームページ X（ツイッター）、フェイスブック、LINE、テレビ・ラジオ・新聞	○罹災証明等の手続に関する情報 ○生活再建に関する各種行政情報 ○交通機関・道路の復旧の状況 ○ライフラインの復旧の状況 ○防疫、医療に関する情報 ○災害相談窓口の開設に関する情報 ○犯罪予防に関する情報 ○デマ情報に関する注意 ○その他必要な事項

(3) 要配慮者への広報支援

聴覚・視覚障がい者、知的障がい者、外国人等の要配慮者のうち、災害情報を的確に入手することが困難な者に対して、適切に情報が伝達されるよう各種ボランティア団体等の協力を得るなどして適切な広報活動を実施する。

【 対策の内容 】
第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第４節　緊急救援期から実施する活動
第１３　要配慮者への支援
『 １３.３ 要配慮者に対する支援』
を準用する。

２.２ 住民の各種相談窓口

被災住民に対しては、相談窓口を開設して苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努める。

【 対策の内容 】
第２編 震災対策計画
第４章 震災復旧復興対策計画
第３節　生活再建等の支援
『 第１　被災市民相談 』
を準用する。

第３　報道機関への報道依頼等

被災地の住民が、情報を基に適切な行動がとれるよう必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て広報活動を実施する。

《 記載事項 》

- 報道機関への報道依頼等
  - 報道機関への要請
  - 記者発表の実施

【 *対策の内容* 】

第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第３節 混乱期から実施する活動
第６　人命に係る広報活動
『 ６.４ 報道機関に対する発表及び依頼 』
を準用する。

第３節　水防活動

本市は、気象状況等から本市の区域内に浸水被害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒や県への報告、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施するとともに、避難情報の発令を検討する。

**********《 水防活動の構成 》**********

第３節　水　防　活　動
- 第１ 危険区域の監視・警戒 [p81]
- 第２ 決　壊　時　の　措　置 [p83]
- 第３ 避　難　の　指　示　等 [p84]
- 第４ 応　援　の　要　請 [p91]
- 第５ 水　防　信　号 [p91]
- 第６ 公　用　負　担 [p92]

****

第１　危険区域の監視・警戒

【 関係各課、消防団 】

(1) 水防に関する活動体制

本市は水防法に基づく水防管理団体として、管内において浸水被害のおそれがある場合は、以下に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

本市の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

□水防組織

○水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
○水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

□配備基準

○管内に、**「本編 第３章 第１節 第１　１．１　初動対応『(2) 活動体制及び配備基準』」**に定める配備基準の１号配備に相当する警報が発令されたとき。
○大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し、洪水、土砂災害、内水氾濫等の被害が予想されるとき。
○県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき。

(2) 活動内容

水防組織等の活動は、県水防計画に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

□活動内容

○土砂災害や内水氾濫が発生するおそれがある場所又は発生した場所について、総括班の要請に基づく住宅復旧班による現場確認を行う。
○河川水位の状況から、必要に応じて総括班の要請に基づく水防団（消防団）による河川施設現場確認を行う。
○幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求める。
○水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの撤退を指示する。
○幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施する。
○巡視に当たっては、朝霞県土整備事務所等と緊密な連絡を保ち、実施する。

第２　決壊時の措置

【 総括班、消防局、消防団 】

(1) 決壊時の処置

① 通報

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防等の施設が決壊したとき、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、県知事、関係各警察署、その他必要な箇所には、県土整備事務所長から伝達される体制となっている。

なお、国土交通省直轄管理区域において同様の事態が発生した場合、又はその区域に影響する箇所がある場合は、水防管理者は所轄河川事務所長にも通報しなければならない。

② 警察官の出動要請

堤防等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

③ 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立ち退き

① 立ち退き

県知事は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立ち退きを指示することができる。

② 立ち退き予定地等の居住民への周知

指定水防管理団体にあっては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあっては管理者が立ち退き予定地、経路及び可能となる処置を設定し、あらかじめ居住民に周知徹底させておく。

③ 立ち退きの通知

水防管理者が指示する場合においては、水防管理者は直ちに県知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

(3) 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、県知事に対してその旨を報告しなければならない。

第３　避難の指示等

【 総括班、消防局、警察署、自衛隊 】

避難の指示等は、人命又は身体の保護のため、できる限り迅速かつ効果的に実施する。

(1) 活動体制

市長は、住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難の指示等を行う。

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第１次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

広報活動の実務は、「広報班」が県・報道機関に伝達し、防災行政無線、広報車等を用いて実施する。

□避難の指示等の実施責任者とその要件等

機関の名称	指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長(市長) 市長が事務を行うことができない場合は知事	①市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、指示を行う。	災対法第60条
警察官	①市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ②市長から要求があったとき。	災対法第61条
自衛官	①災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

□高齢者等避難

避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児等）とその支援者が安全な場所に避難することを促すために発令するものである。

□避難指示

居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

□緊急安全確保

災害が発生している又はまさに発生しようとしている状況に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令するものである。

(2) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令の措置を講じることができる。

ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

□警戒区域の設定権者及びその要件

設定権者	要　件	根拠法令
本部長（市長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第21条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場において、消防活動、火災調査等を十分に行うことを主目的として設定する。	消防法第28条
	火災及び水災を除く他の災害現場において、消防活動、調査等を十分に行うことを主目的として設定する。	消防法第36条 第8項
警察官	市長若しくはその委任を受けた市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。 なお、災対法第63条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第63条 水防法第21条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、市長若しくは市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第63条
消防局長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2

（3）避難情報発令基準及び伝達方法

① 避難の指示等の発令基準

柳瀬川は、平成 18 年 5 月に水位情報周知河川に指定され、かつ、水防警報河川である。また、黒目川も、平成 21 年 3 月に水位情報周知河川に指定され、かつ、水防警報河川である。

そのため、本市に避難判断水位や氾濫危険水位等の水防情報が伝達されることから、避難の指示等の発令は、これらの水位情報等を参考に以下の基準及び方法により行う。伝達は、防災行政無線、エリアメール／緊急速報メール、Ｌアラート、市ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、ヤフー防災アプリを活用して行う。また、内水氾濫による避難の検討については、住宅復旧班の巡視の他、現場の状況を考慮して決定する。

なお、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。

□避難情報発令基準

区　分	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難（要配慮者に対する避難情報）		
○柳瀬川清柳橋水位観測所の水位が避難判断水位(20.53m)に達し、更に柳瀬川の水位の上昇が予測されるとき ○黒目川において、流域雨量指数2時間後予測が警報基準（基準Ⅱ：16.1）に到達する場合 ○災害の発生する可能性が高まり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき ○河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと、避難を要する状況になる可能性がある場合 ○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数が、実況で大雨警報の基準を超えた場合	・発令者 ・避難対象地域 ・避難の理由 ・避難に際しての注意事項	防災行政無線 広報車 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ X(旧ﾂｲｯﾀｰ) ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ LINE ｴﾘｱﾒｰﾙ ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ﾃﾚﾋﾞ､ﾗｼﾞｵ
避難指示		
○柳瀬川清柳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(20.87m)に、柳瀬川ふれあい橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（-3.22m）に、又は荒川治水橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（13.30m）に達し、更に柳瀬川の水位の上昇が予測されるとき ○黒目川浜崎水位観測所の水位が氾濫危険水位(6.04m)に、黒目川千代田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(-2.00）に、又は、黒目川栗原橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（-2.00）に達し、更に水位の上昇が予測されるとき ○黒目川において、流域雨量指数2時間後予測が警報基準を大きく経過した基準（基準Ⅲ：17.8）に到達する場合 ○川があふれたり堤防が壊れたりするような、洪水の危険や浸水のおそれがある場合 ○本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が、2時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合。また、土砂キキクル（危険度分布（土砂災害））で紫が出現している場合 ○前兆現象（小石の落下、湧水の濁り、新たな湧水発生等）	・発令者 ・避難対象地域 ・避難の理由	防災行政無線 広報車 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ X(旧ﾂｲｯﾀｰ) ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ LINE ｴﾘｱﾒｰﾙ ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ﾃﾚﾋﾞ､ﾗｼﾞｵ
緊急安全確保		
○破堤(堤防の決壊)、越水(堤防からの水の流出)、いっ水(堀割河川からの水の流出)を確認した場合 ○河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認した場合 ○災害の発生（がけ崩れ） ○土砂災害を対象とした大雨特別警報が発表された場合 ○その他、市長が必要と認めた場合	・指定緊急避難場所 ・避難の理由 ・その他必要事項	防災行政無線 広報車 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ X(旧ﾂｲｯﾀｰ) ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ LINE ｴﾘｱﾒｰﾙ ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ﾃﾚﾋﾞ､ﾗｼﾞｵ

口避難情報発令基準

柳瀬川

避難対象地区	新座一丁目1,2,6,7,17番、新座二丁目、新座三丁目、大和田一丁目24～28番、大和田三・四丁目、大和田五丁目7～11番、中野一丁目1,2番、中野二丁目1～9番
該当する町内会（自主防災会）	新座一丁目及び二丁目、新座リバーサイド、新座団地、新座住宅、大和田一丁目～五丁目、中野

区分	水位名	柳瀬川 清柳橋観測所	柳瀬川 ふれあい橋観測所	荒川 治水橋観測所
緊急安全確保（警戒レベル5）	氾濫開始相当水位	○前兆現象（堤防の亀裂、大規模な漏水等） ○災害の発生（破堤・越水・いっ水等） ○その他、市長が必要と認めた場合		
避難指示（警戒レベル4）	氾濫危険水位	20.87m	-3.22m	13.30m
高齢者等避難（警戒レベル3）	避難判断水位	20.53m	—	—
水防団出動	氾濫注意水位	19.65m	—	—
水防団待機	水防団待機水位	19.15m	—	—

（備考）
1. 柳瀬川清柳橋及び荒川治水橋の水位基準は、従来の水位計表示方法により＋表記
2. 柳瀬川ふれあい橋の水位基準は、危機管理型水位計の表示方法により－表記

黒目川

避難対象地区	畑中二丁目2,3,7～20番、畑中三丁目3～5、7～9番、馬場一丁目8,9番、馬場二丁目及び三丁目、馬場四丁目4～8番、堀ノ内一丁目4～8番、堀ノ内二丁目2～9番、道場一丁目1～5、7,11～13番、道場二丁目1～8,15,18～26番、石神二丁目3～12番、石神三丁目、石神四丁目4～7番、野寺一丁目2番、栗原一丁目1,2,7,13番
該当する町内会（自主防災会）	畑中、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、堀ノ内、道場、石神、野寺、栗原一丁目

区分	水位名	黒目川 栗原橋観測所	黒目川 千代田橋観測所	黒目川 浜崎観測所
緊急安全確保（警戒レベル5）	氾濫開始相当水位	○前兆現象（堤防の亀裂、大規模な漏水等） ○災害の発生（破堤・越水・いっ水等） ○その他、市長が必要と認めた場合		
避難指示（警戒レベル4）	氾濫危険水位	-2.00m	-2.00m	6.04m ○水位到達後の現地確認で切迫性を認める場合
		○流域雨量指数の2時間後予測が警報基準を大きく超過した水準（基準Ⅲ：17.8）に到達する場合		
高齢者等避難（警戒レベル3）	避難判断水位	○流域雨量指数の2時間後の予測が警報基準（基準Ⅱ：16.1）に到達する場合		
水防団出動	氾濫注意水位			5.80m
水防団待機	水防団待機水位			5.10m

（備考）
1. 黒目川浜崎の水位基準は、従来の水位計表示方法により＋表記
2. 黒目川千代田橋及び黒目川栗原橋の水位基準は、危機管理型水位計の表示方法により－表記

『【 本文 】本編 第３章 第２節 第１ 1.2「(3) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知」』参照

② 避難の指示等の伝達

市民に対し、避難の指示等を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

□災害の発生状況に関する情報

○河川が氾濫する等の災害が発生したこと
（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
○災害の拡大についての今後の見通し

□災害への対応を指示する情報

○危険地区住民への避難指示
○屋内での待避等の安全確保措置
○避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
○周辺河川や斜面状況への注意・監視
○誤った情報に惑わされないこと
○冷静に行動すること

『【 本文 】本編 第３章 第２節 「第２ 住民への広報・広聴」』参照

(4) 関係機関の相互連絡

本市が避難の措置を実施した場合は、県、警察本部、自衛隊にその内容について報告するとともに報道機関に情報提供しなければならない。

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

□避難の措置を実施した場合の県等への報告事項

○災害の様態及び被害の状況
○避難対象地域、住民数
○避難の指示等を発した日時
○避難所

『【 本文 】第２編 第３章 第３節 第４「4.2(2) 避難の指示等の内容及び伝達」』参照

（5）避難誘導

避難誘導は要配慮者を優先して行うものとし、避難誘導の方法及び優先順位は、おおむね次のとおりとする。

なお、これらの内容は、あらかじめ住民に周知しておく。

□避難誘導の方法

○避難誘導は、「要配慮者支援班」が、消防局、警察、消防団員、町内会及び自主防災会等の協力を得て実施する。
○誘導者は、危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、できる限り安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施する。
○誘導に当たっては、地区単位の集団避難を行うようにする。
○病弱者、難病患者、障がい者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合させ、車両等により輸送する。
○携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のないよう最小限度とする。

□避難順位

① 避難行動要支援者
② 病弱者
③ 乳幼児及びその母親・妊婦
④ 高齢者・障がい者（避難行動要支援者以外）
⑤ 児　童
⑥ 女　性
⑦ 男　性

第４　応援の要請

【 総括班 】

(1) 水防管理団体相互の協力応援

① 協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておく。

水防機関の相互協力応援について、水防法第 23 条第 1 項に基づき水防管理者又は消防局長が他の水防管理者から応援を求められたときは、自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を図る。

② 県土整備事務所の指導

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図る。

③ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。ただし、協議が整わない場合は、県知事がこれを調整する。

(2) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、県知事を通して、自衛隊に対する災害派遣要請及び自衛隊との連絡を実施する。

第５　水防信号

【 広報班 】

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動に当たらせる。

(1) 活動体制

「広報班」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

□水防法（昭和24年法律第 193号）第20条に基づく水防信号

信　号	サイレン信号	事　　項
第１信号	5秒 ●―15秒　5秒 ●―15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの
第２信号	5秒 ●―6秒　5秒 ●―6秒	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号	10秒 ●―5秒　10秒 ●―5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第４信号	1分 ●―5秒　1分 ●―5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示するもの

備考）1　信号は、適宜の時期継続する。
　　2　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第６　公用負担

【 消防団、消防局 】

水防法第 28 条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

□公用負担の行使

○必要な土地の一時使用
○土石、竹木、その他資材の使用若しくは収用
○車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
○工作物、その他障害物の処分

備考）1　公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
　　2　本市は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第４節　土砂災害対応計画

本市は、気象状況等から本市の区域内に土砂災害の発生が予想される場合に、県や防災関係機関からの情報収集や降雨情報、急傾斜地周辺の状況把握に努め、避難等の的確な指示により、被害の未然防止を図る。土砂災害が発生した場合は、防災関係機関等と連携して、二次災害の防止に努める。

**********《 土砂災害対応計画の構成 》**********

第４節　土砂災害対応計画
- 第１ 土砂災害警戒情報 [p93]
- 第２ 情報の収集・伝達 [p95]
- 第３ 避難情報発令基準 [p96]
- 第４ 避難誘導 [p97]
- 第５ 二次災害の防止 [p97]

****

第１　土砂災害警戒情報

【 総括班 】

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

□特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を発表対象とし、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

■土砂災害警戒情報の発表例

埼玉県土砂災害警戒情報　第○号

平成○年○月○日　○時○分
埼玉県　熊谷地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】
飯能市　神川町＊　秩父市　横瀬町　小鹿野町＊

【警戒解除地域】
皆野町

＊印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
＜概況＞
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

警戒対象地域
警戒解除地域

問い合わせ先
048-830-5141（埼玉県県土整備部河川砂防課）
048-521-0058（熊谷地方気象台技術課）

■土砂災害警戒情報の県からの伝達経路

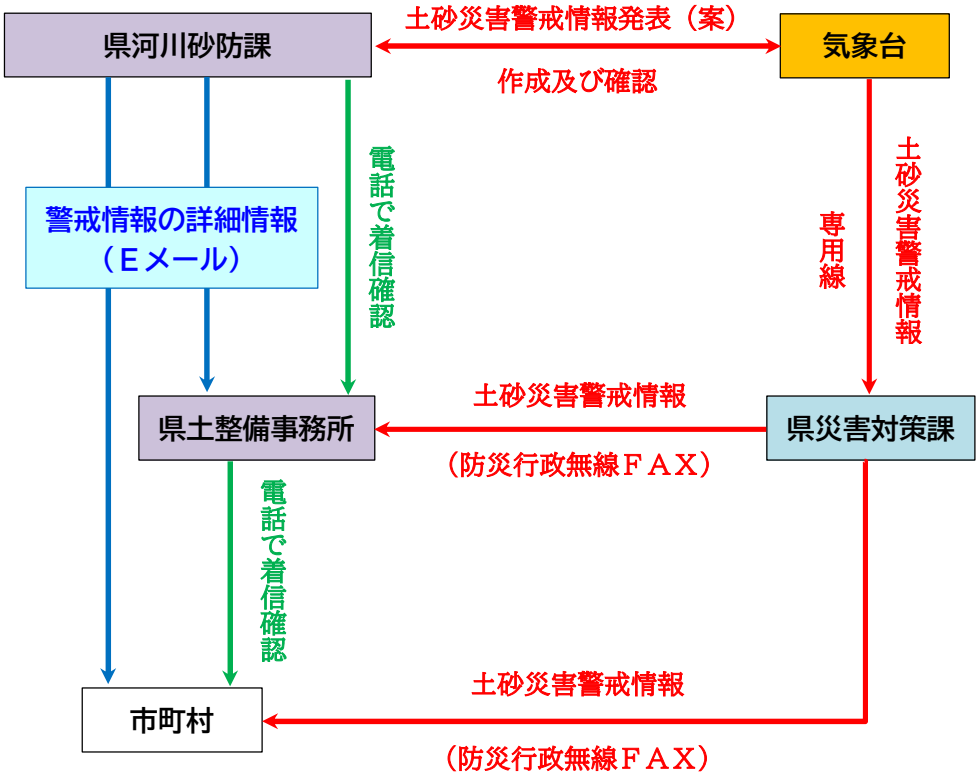

第２　情報の収集・伝達

【 総括班、情報班 】

大雨警報（土砂災害）の発表以降、「総括班」は、埼玉県土砂災害警戒情報システム及び気象庁ホームページ「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」による市内の土壌雨量指数や危険度の監視を行う。避難情報の発令基準に基づき、避難指示等の発令を検討する。

情報の収集・伝達に当たっての留意点は以下のとおりである。

(1) 本市は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

(2) 本市は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、事前に連絡システム導入による連絡体制の構築を検討するとともに、切迫した状況下においては、必要に応じて消防団等による戸別伝達に努める。

(3) 本市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域への避難情報の発令を検討し、発令する場合、土砂災害警戒区域を含む地区の自主防災会長及び要配慮者利用施設管理者等に対し、避難情報を一斉情報伝達・収集システム等によって伝達する。

(4) 本市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や避難所開設情報、各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

第３　避難情報発令基準

【 総括班 】

本市は、「新座市避難情報発令基準」に基づき、的確に避難の指示等の判断を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周辺の住民に対して、迅速に避難に関する情報を伝達する必要がある。

本市を対象とする土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒情報、埼玉県土砂災害警戒情報システム、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）に加えて、土砂災害の発生が懸念されている斜面及びその周辺の状況や降雨量等の気象状況等を総合的に判断し、危険箇所付近の住民等に対して避難情報を発令するとともに、一般にも広報する。

避難情報の対象となる町内会（自主防災会）及び判断基準は次に示すとおりである。

□避難の指示等の対象となる町内会（自主防災会）

中野、大和田五丁目、畑中、馬場一丁目、馬場二丁目、新栄、池田、堀ノ内、片山、石神、栗原三丁目（市内 16 か所の土砂災害警戒区域周辺）

（1）高齢者等避難

① 本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土壌雨量指数が、実況で大雨警報の基準を超えた場合

（2）避難指示

① 本市に土砂災害警戒情報が発表され、該当する土砂災害警戒区域において、埼玉県土砂災害警戒情報システムの時間雨量及び土壌雨量指数が２時間後の予測で土砂災害警戒情報の判断基準を超えている場合。また、土砂キキクル（危険度分布（土砂災害））で紫が出現している場合

② 近隣及び当該箇所で土砂災害前兆現象（小石の落下、地鳴り、湧水の濁り、新たな湧水発生、斜面の亀裂等）の発見

③ その他、市長が必要と認めた場合

（3）緊急安全確保

① 災害の発生

② 土砂災害を対象とした大雨特別警報が発表された場合

第４　避難誘導

【 総括班、要配慮者支援班 】

本市は、具体的に危険が予想される危険箇所において、その周辺の安全な場所に指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、安全な場所へ避難するよう誘導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障がい者等の自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災会、近隣住民の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

第５　二次災害の防止

【 総括班、応急対策班 】

本市は県と連携し、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

(1) 降雨等の気象状況を十分に把握し、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。

(2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施する。

(3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。

(4) 本市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(5) 本市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

(6) 本市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

第５節　消防活動

消防局は、災害時の活動体制や応急対策を確立し、その全機能を挙げて救助・救急活動を行い、住民の生命、身体及び財産の被害の軽減に努める。

**********《 消防活動の構成 》**********

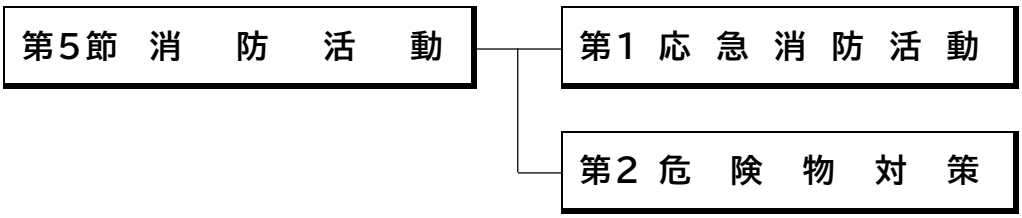

****

【 *対策の内容* 】
第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第３節　混乱期から実施する活動
『 第２ 消防活動 』
を準用する。

第６節　避難計画

本市は、風水害により避難が必要と考えられる危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に避難所に収容し、その保護を図るため避難計画を定める。

**********《 避難計画の構成 》**********

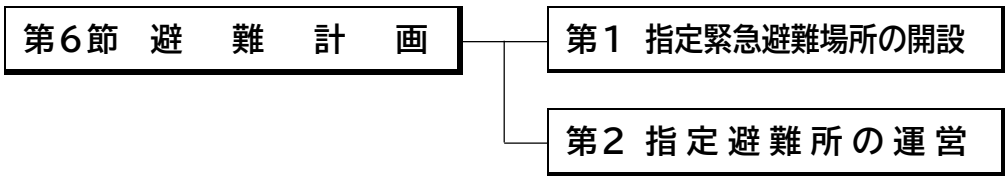

****

土砂災害発生のおそれがある場合又は土砂災害が発生した場合、それぞれの土砂災害警戒区域に対応した指定緊急避難場所として、以下の指定緊急避難場所を開設する。

なお、指定緊急避難場所の開設に当たっては、開庁時・閉庁時を問わず、緊急初動マニュアルに基づき緊急初動職員が対応する。

□土砂災害に関する指定緊急避難場所

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域の所在地	避難場所	避難場所の所在地	電話番号
妙音沢	市場坂橋から栄一丁目1番	池田小学校	池田4-8-49	048-479-4051
新座高校	栄一丁目			
池田一丁目-1	池田一丁目			
池田一丁目-2	池田一丁目			
池田三丁目	池田三丁目2番			
堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目8番	第六中学校	堀ノ内3-11-1	048-478-2764
堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目1，2番			
片山二丁目-1	片山二丁目4番	片山小学校	片山1-8-31	048-477-0312
石神四丁目	石神四丁目9番	石神小学校	石神1-10-20	048-477-2152
栗原三丁目	栗原三丁目7番	栗原公民館	栗原3-8-34	042-423-6801
畑中一丁目-1	畑中一丁目9番	畑中公民館	畑中1-15-58	048-478-5411
畑中一丁目-2	畑中一丁目9番			
馬場一丁目	馬場一丁目10番			
新座市営西	馬場二丁目6番			
中野二丁目	中野二丁目8，9番	跡見学園女子大学	中野1-9-6	048-478-3333
大和田	大和田五丁目11番	新開小学校	大和田1-22-10	048-477-6370
		市民総合体育館	本多2-1-20	048-478-8011

その他の事項については、以下に示す記載項目を準用する。

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第３節 混乱期から実施する活動
第４　避難対策
『 ４．５ 指定緊急避難場所の開設 』
『 ４．６ 指定避難所の運営 』
を準用する。

第７節　救援・救護活動

災害時に、市民の生命及び身体の安全の確保をするとともに、民心の安定を図るため、救援・救護活動計画を定める。

**********《 救援・救護活動の構成 》**********

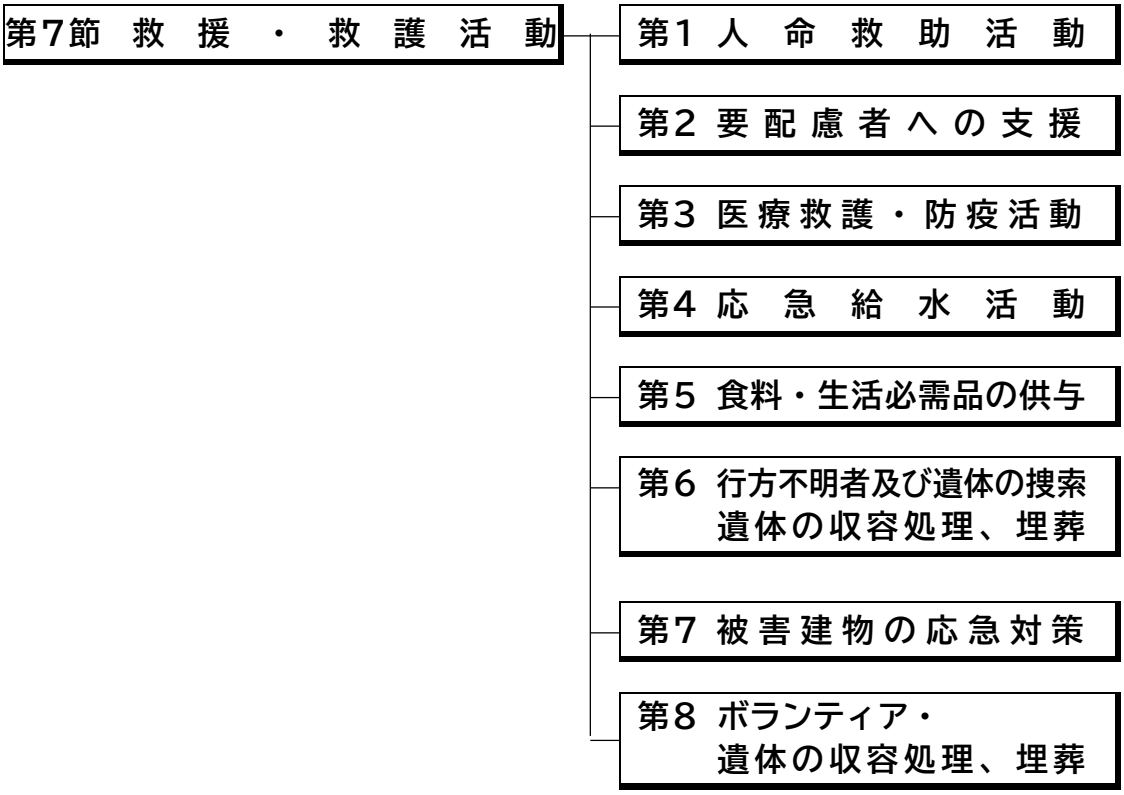

****

第１　人命救助活動

【 消防局、消防団、警察署、自衛隊 】

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第３節 混乱期から実施する活動
　　『 第２　消防活動 』
　　を準用する。

第２　要配慮者への支援

【 要配慮者支援班、医療班、広報班、避難所運営班 】

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第４節 緊急救援期から実施する活動
　　『 第13　要配慮者への支援 』
　　を準用する。

第３　医療救護・防疫活動

【 医療班、衛生班、消防局 】

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第４節 緊急救援期から実施する活動
　　『 第２　医療救護 』
　及び
　　『 第12　防疫・保健衛生活動』
　　を準用する。

第４　応急給水活動

【 給水班、水道復旧班 】

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第４節 緊急救援期から実施する活動
　　『 第３　緊急給水体制の確立 』
　　を準用する。

第５　食料・生活必需品の給与

【 援護班、避難所運営班、教育施設班、学校班、医療班 】

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第４節 緊急救援期から実施する活動
　　『 第４　緊急食料供給体制の確立 』
　及び
　　『 第５　緊急生活必需品供給体制の確立 』
　　を準用する。

第６　行方不明者及び遺体の捜索、遺体の収容処理、埋葬

【 警察署、消防局、援護班 】

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第４節 緊急救援期から実施する活動
　　『 第９　行方不明者及び遺体の捜索、遺体の収容処理、埋葬 』
　　を準用する。

第７　被害建物の応急対策

【 住宅復旧班、消防局 】

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第４節 緊急救援期から実施する活動
　　　第７　二次災害防止活動
　　　『 7.3 応急危険度判定 』
　及び
　　第５節 応急対策期から実施する活動
　　　『 第５　住宅対策 』
　　を準用する。

第８　ボランティア・労務者の確保・供給

【 援護班 】

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第４節 緊急救援期から実施する活動
　　　『 第10　ボランティア・労務者の確保・供給 』
　　を準用する。

第８節　ライフライン施設の応急対策

本市において、おおむね 1,000 年に 1 度の確率で起こり得る大雨(2 日間で 746㎜)により、道路、交通、ライフライン等の施設が被災した場合、住民の日常生活や社会活動に極めて大きな影響を与えることになるため、生活関連施設の管理者は、迅速な応急復旧措置を講じることができるよう計画を定める。

**********《 ライフライン施設の応急対策の構成 》**********

- 第８節 ライフライン施設の応急対策
  - 第１ 上水道、下水道の応急対策
  - 第２ 電 気 施 設 応 急 対 策
  - 第３ 都市ガス施設応急対策
  - 第４ ＬＰガス施設応急対策
  - 第５ 電信電話施設応急対策
  - 第６ 交 通 施 設 応 急 対 策

****

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　第９　ライフライン施設の応急復旧
　　『 ９.１ 上水道、下水道の応急対策 』
　　『 ９.２ 電 気 施 設 応 急 対 策 』
　　『 ９.３ 都市ガス施設応急対策 』
　　『 ９.４ ＬＰガス施設応急対策 』
　　『 ９.５ 電信電話施設応急対策 』
　　『 ９.６ 交 通 施 設 応 急 対 策 』
　　を準用する。

第９節　交通対策

災害時における被災者、災害対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等を迅速に輸送するため、緊急輸送道路等を対象に交通対策を実施する。

**********《 交通対策の構成 》**********

第９節　交　通　対　策	―	第１　緊急輸送道路・車両の確保

****

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第４節　緊急救援期から実施する活動
『 第１　緊急輸送体制の確立 』
を準用する。

第１０節　災害廃棄物等の処理

洪水により本市が浸水被害を受けた場合、水が引いた後には多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を実施する。

**********《 災害廃棄物等の処理の構成 》**********

- 第１０節　災害廃棄物等の処理
  - 第１　ごみ処理
  - 第２　し尿処理
  - 第３　がれき処理

****

【 *対策の内容* 】

第２編 震災対策計画
　第３章 震災応急対策計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　『 第４　災害廃棄物等の処理 』
　　を準用する。

第１１節　文教対策

災害時に児童生徒の安全を確保し、また災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合は、本市は、関係機関の協力を得て教育の早期再開を図る。

**********《 文教対策の構成 》**********

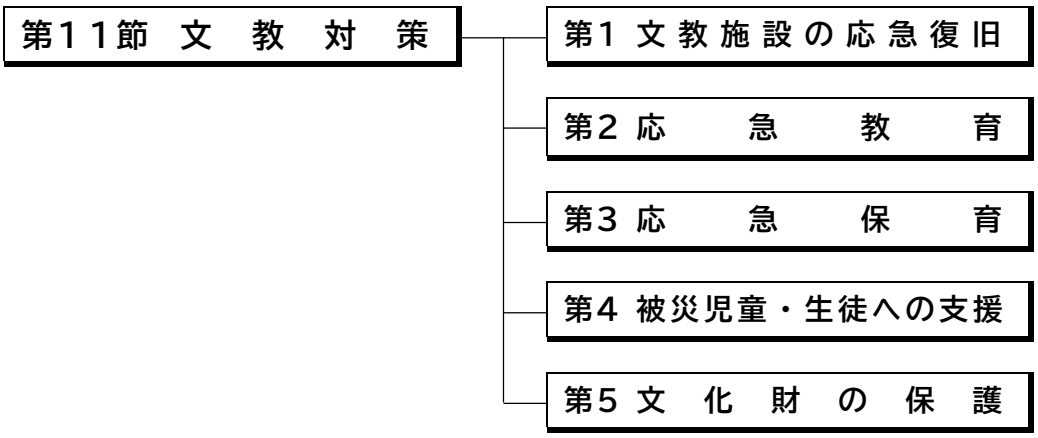

****

【 対策の内容 】

第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第５節　応急対策期から実施する活動
『 第７　文教対策 』
を準用する。

第４章　風水害復旧対策計画

この計画は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、市民生活安定のための緊急措置を講じる。

次に、風水害の発生に伴い被災した施設の原形復旧を行い、さらには、再度の被災防止を目的に、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

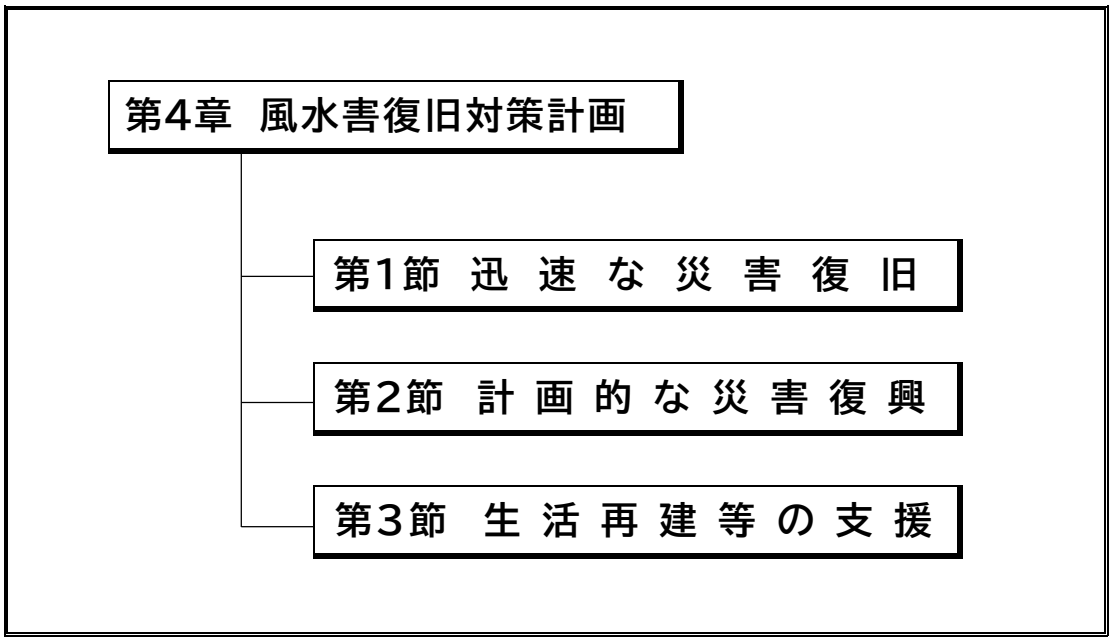

第１節　迅速な災害復旧

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を作成し、迅速にその実施を図る。

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第４章 震災復旧復興対策計画
『第１節 迅速な災害復旧』
を準用する。

第２節　計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する災害復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。そのため、事前に復興プランを策定し、災害復興が速やかに行われるよう準備する。

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第４章 震災復旧復興対策計画
『第２節 計画的な災害復興』
を準用する。

第３節　生活再建等の支援

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について以下の計画を定めるものである。

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第４章 震災復旧復興対策計画
『第３節 生活再建等の支援』
を準用する。

第４編　特殊災害対策計画

第１章　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

**********《 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画の構成 》**********

第１章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画
- 第１節 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防 [p1]
- 第２節 放射線関係事故災害応急対策計画 [p6]

****

第１節　放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

《 記載事項 》

第１節 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防
- 第１　基　本　方　針
  - 1.1 趣　旨 [p2]
  - 1.2 現　況 [p2]
- 第２　実　施　計　画
  - 2.1 原子力発電所等に係る事故予防対策 [p2]
  - 2.2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え [p2]

第１　基本方針

１.１ 趣旨

本市には、核燃料物質使用許可事業所はないが、新潟県内にある原子力発電所（平成 24 年 3 月末～停止中）へ核燃料物質を運ぶため、本市を通る関越自動車道が利用されており、本市においても核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害の発生が考えられる。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。

これらの発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の放射性物質事故災害や核燃料物質輸送中の事故による影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定める。

１.２ 現況

原子力発電所事故については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い、福島第一・第二原子力発電所において国際原子力事象評価尺度で最も深刻な事故にあたるレベル 7 の事故が発生し、今後の対応が大きな問題となっている。

第２　実施計画

２.１ 原子力発電所等に係る事故予防対策

原子力発電所等の管理者は、何らかの要因により、放射性物質の漏えい等放射能汚染の発生拡散のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、国、県、周辺自治体に対する通報連絡体制を整備する。

２.２ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制

① 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関及び周辺原子力発電所等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 通信手段の確保

本市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、本市の整備する情報連絡システムについては、**「第２編 第２章 第２節『第２ 災害情報の収集・伝達体制の整備』」**による。

(2) 災害応急体制の整備

① 職員の体制

本市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

② 防災関係機関の連携体制

本市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、本市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図る。

③ 広域支援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な支援が必要となる場合があるため、本市は、他市町村との応援協定を締結するなど、広域支援体制を整備、充実する。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

① 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

本市は、あらかじめ市内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しておく。また、必要に応じて市外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておく。

本市は、あらかじめ、本市と医療機関との間で医療機関相互の連絡体制を整備する。

② 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制について把握しておく。

③ 負傷者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県に対しヘリコプター等による広域搬送を要請する。

(4) 放射線量等の測定体制の整備

本市は、放射線関係事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

(5) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

① 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、**「第２編 第３章 第３節 『第４ 避難対策』」**を準用する。

② 避難所の指定

本市は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

③ 避難誘導

本市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

(6) 飲料水の供給体制の整備

本市は、放射性物質関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、**「第２編 第２章 第２節 『第３ 非常用物資の備蓄』」**を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と協働して実施する。

(7) 広報体制の整備

本市は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

(8) 住民相談窓口の整備

本市は、住民等からの相談等に対応する体制についてあらかじめ整備する。

(9) 防災教育の実施

① 防災関係者の教育

本市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施する。

ア　放射線及び放射性物質の特性に関すること
イ　放射線防護に関すること
ウ　放射線による健康への影響に関すること
エ　安定ヨウ素剤の服用に関すること
オ　放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること
カ　放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
キ　防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
ク　その他必要と認める事項

② 住民に対する知識の普及

本市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、次のとおりとする。

ア　放射線及び放射性物質の特性に関すること
イ　放射線防護に関すること
ウ　放射線による健康への影響に関すること
エ　安定ヨウ素剤の服用に関すること
オ　放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること
カ　放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
キ　その他必要と認める事項

第２節　放射線関係事故災害応急対策計画

本市において想定される放射性物質輸送中の事故への対策計画を、その活動に万全を期するために定める。

さらに、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講じる場合にあっては、国や県が行う主体的な対策と密接に連携し行う。

《 記載事項 》

第２節 放射線関係事故災害応急対策計画
- 第１ 輸送事故災害対策計画
  - 1.1 輸送事故災害発生直後の情報の収集・連絡 [p 7]
  - 1.2 活動体制の確立 [p 9]
  - 1.3 消火活動 [p10]
  - 1.4 原子力緊急事態宣言発出時の対応 [p10]
  - 1.5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 [p10]
  - 1.6 退避・避難収容活動 [p10]
  - 1.7 放射性物質の除去等 [p13]
  - 1.8 各種規制措置と解除 [p13]
  - 1.9 被害状況の調査等 [p14]
  - 1.10 住民の健康調査等 [p14]
- 第２ 原子力発電所事故対策計画
  - 2.1 放射線量等の測定体制の整備 [p15]
  - 2.2 他県市からの避難住民の受入れについて [p15]

第１　輸送事故災害対策計画

１．１ 輸送事故災害発生直後の情報の収集・連絡

【 県、市、原子力事業者等 】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 放射性物質輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、放射性物質輸送中に放射性物質の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第 10 条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関及び警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所の市町村及び安全規制担当省庁などに通報する。

□収集する事故情報

① 特定事象発生の場所及び時刻
② 特定事象の種類
③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
④ 気象状況（風向・風速など）
⑤ 周辺環境への影響
⑥ 輸送容器の状態
⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
⑧ 応急措置
⑨ その他必要と認める事項

② 放射性物質輸送時の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりである。

■放射性物質輸送事故発生時の連絡系統

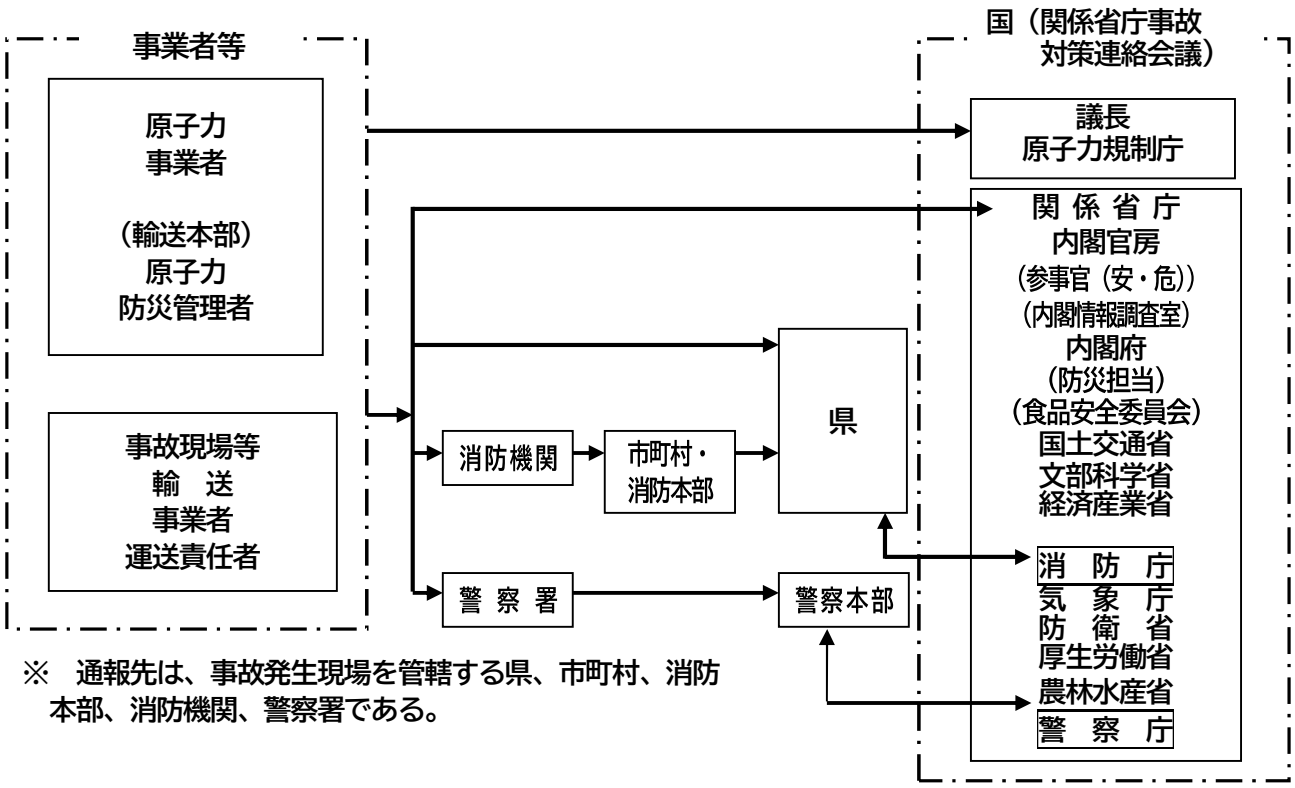

※　通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

出典）「埼玉県地域防災計画（第６編）」令和７年、埼玉県防災会議

③ 放射性物質による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、放射性物質による環境への影響について把握する。本市は、県より通報を受けるなどして、情報の把握に努める。

また、県知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請する。

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

本市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

本市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

１．２ 活動体制の確立

【 県、市、消防局、原子力事業者等 】

(1) 放射性物質輸送事業者等の活動

事業者及びその委託を受けて放射性物質を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

また、事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入制限をする。）等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供する。

(2) 消防機関の対応

放射性物質輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定（警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、現場に原子力事業者がいる場合には協議のうえ放射線危険区域を設定し、いない場合は以下の状況を勘案し設定する。）、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

①0.1mSv/h 以上の放射線が検出される区域
②火災等発生時に放射線物質の飛散が認められる区域又は予想される区域
③煙、流水等で汚染が認められる区域又は予想される区域

(3) 県の活動体制

① 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

② 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請する。

③ 自衛隊の災害派遣要請

県知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

『【 本文 】第２編 第３章 第３節 第７「7.3 自衛隊への災害派遣要請」』参照

(4) 本市の活動体制

本市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

１.３ 消火活動

【 消防局、原子力事業者等 】

放射性物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、他市町村で発生した場合には、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

１.４ 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【 市 】

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、本市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、以降に示す措置を講じる。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。

１.５ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【 県、市 】

(1) 緊急輸送活動

本市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者は、市職員を動員して直接情報収集するほか、関係機関等からの情報から通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通の確保を行う。

交通対策に当たっては、警察と密接な連絡をとる。

１.６ 退避・避難収容活動

【 県、市 】

(1) 退避・避難等の基本方針

放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて「屋

内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講じる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次のとおりである。

この場合、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先的に避難誘導するように十分配慮する。

□屋内退避・避難の判断基準　〔単位：mSv/h（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ/時間）〕

	種類	基準の概要	初期設定値(※1)	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 (※2)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施（移動が困難な者の一時屋内避難を含む。）
早期防護措置	OIL2 (※2)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20	1 日内を目途に区域を設定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施

出典）　「原子力災害対策指針」令和 6 年 9 月、原子力規制委員会に加筆

（※1）地上 1m で計測した場合の空間放射線量率

（※2）OIL(Operational Intervention Level:運用上の介入レベル)。原子力施設において異常事象が発生した際、オフサイトの放射線量率等に基づき住民等の防護措置を実施する判断基準を言う。OIL は OIL1 から OIL6 まで、避難等が必要となるレベルや飲食物の摂取制限が必要になるレベル等の線量率に基づく 6 種の基準を定めている。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

本市は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

輸送事故現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は楕円形)半径 15m とする。

また、その他応急対策を行うために必要な活動区域として、これに加えて、おおむね 85m を確保する。

② 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、近隣市長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示する。

③ 関係機関への協力要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じる。

(4) 避難所の運営管理

本市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の協力が得られるように努め、円滑な運営管理を図る。

また、本市は、避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(5) 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

本市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

本市及び防災関係機関は、放射線関係事故災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、応急対策の実施状況、放射線量等の測定結果及び交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、市広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

② 市民への的確な情報の伝達

本市は、市民に対し、放射線関係事故災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

③ 住民等からの問合せへの対応

本市は、必要に応じ、発災後、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効率的・効果的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

１．７ 放射性物質の除去等

【 事業者等 】

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

１．８ 各種規制措置と解除

【 県、市、事業者等 】

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限等

本市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等に関して、市民に情報提供等を行う。

これらの措置についての規制値は、次の表のとおりである。

対　　象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上

(2) 解除

本市、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国・県及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、屋内退避・避難の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

１．９ 被害状況の調査等

【 市 】

(1) 避難者名簿の作成

本市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民につき、避難者名簿を作成する。

(2) 被害調査

本市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害について調査する。

① 屋内退避・避難等の措置
② 立入禁止措置
③ 飲料水・飲食物の制限措置
④ その他必要と認める事項

(3) 県への報告

本市は、上記により調査した事項を速やかに県に報告する。

１．１０ 住民の健康調査等

【 市 】

本市は、屋内退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行う。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次感染に十分配慮し、実施する。

第２　原子力発電所事故対策計画

本節第１の1.4～1.10については、原子力発電所事故対策計画にも準用する。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市町村による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

２.１ 放射線量等の測定体制の整備

【 県、市 】

(1) 市民及び他県市からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

本市は、市民及び他県市からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設する。

(2) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

本市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握する。

(3) 飲料水及び食品の放射性物質検査体制の整備

本市は、飲料水及び食品の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき、国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、食品等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供する。

(4) 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

本市は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

(5) 簡易測定器の貸出し体制の整備

本市は、希望する市民への簡易測定器の貸出し体制を整備する。

２.２ 他県市からの避難住民の受入れについて

【 市 】

他県市において原発事故が発生した場合の本市における避難住民の受入れについては、**「第２編 第３章 第３節 『第４ 避難対策』」**を準用する。

第２章　毒物劇物による人身被害対策計画

本計画は、市内において毒物劇物による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動状況に万全を期するため定める。

**********************《 毒物劇物による人身被害対策計画の構成 》*********************

第２章　毒物劇物による人身被害対策計画
- **第１節　活　動　体　制**　[p16]
- **第２節　応　急　措　置**　[p17]

****

第２節　応急措置

《 記載事項 》

第2節 応　急　措　置
- 第1 原　因　解　明 [p17]
- 第2 情　報　収　集 [p19]
- 第3 立入禁止等の措置 [p19]
- 第4 救　出　・　救　助 [p19]
- 第5 医　療　救　護 [p20]
- 第6 救　急　搬　送 [p20]
- 第7 医療機関の確保 [p20]
- 第8 汚　染　除　去 [p20]
- 第9 避　難　誘　導 [p21]
- 第10 応　援　要　請 [p21]

第１　原因解明

【 消防局、警察署、県、関係機関 】

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、以下に示す連絡体制により、迅速・確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

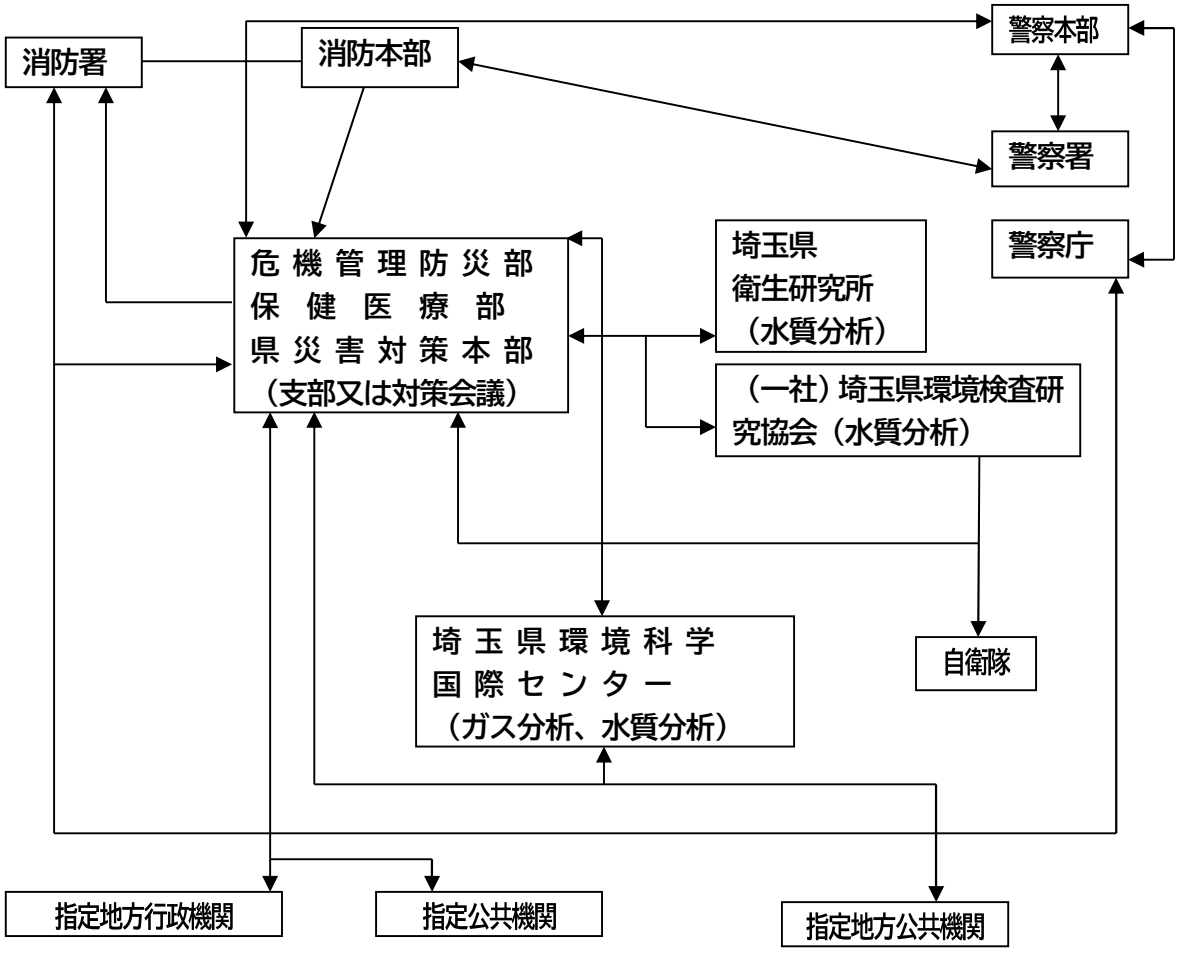

出典）「埼玉県地域防災計画（資料編）」令和７年５月、埼玉県防災会議

第２　情報収集

【 市、消防局、警察署 】

本市は、市内に毒物劇物等による人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、人身被害の応急対策に関して措置した事項及び今後の措置に関する事項についても同時に報告する。

『【 本文 】第２編 第３章 第３節「第５ 人命に係る災害情報等の収集・報告」』参照

第３　立入禁止等の措置

【 消防局、警察署 】

消防局及び警察署は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入を禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

第４　救出・救助

【 消防局、警察署 】

被害者の救出・救助は、消防局を主体として実施する。また、警察署は、消防局と協力して救出・救助活動に当たり、危険箇所の監視警らを行う。

『【 本文 】第２編 第３章 第３節「第２ 消防活動」』参照

第５　医療救護

【 県、消防局、市、医療関係機関 】

本市は、県の指示に従い、他の関係機関と連携し県の医療救護活動を補助する。
有害物質被害では、特に次の項目について万全を期する。

(1) 医薬品の確保

県は、県内外の医療機関等の協力を得て、各種解毒剤を確保する。

(2) 医薬品の緊急輸送

県は、人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターを活用するほか、必要に応じ自衛隊等に要請し、応急措置に支障を来さぬよう努める。

第６　救急搬送

【 県、自衛隊 】

県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

第７　医療機関の確保

【 県、市 】

本市は、県と連携して医療機関を確保する。

『【 本文 】第２編 第３章 第４節「第２ 医療救護」』参照

第８　汚染除去

【 県、自衛隊 】

県知事は、人身被害が発生した場合、自衛隊に対し汚染除去を要請する。

第９　避難誘導

【 市、消防局、警察署、自衛隊 】

市長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示等を行う。

『【 本文 】第３編 第３章 第３節「第３ 避難の指示等」』参照

第１０　応援要請

【 県、市、消防局 】

県、本市及び消防局は、毒ガス発生事件と推測される場合には、相互に密接に連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。

また、埼玉県南西部消防局だけでは対応が困難な場合、消防長官に「緊急消防援助隊」の派遣を要請する。

『【 本文 】第２編 第３章 第３節「第２ 消防活動」』参照

第３章　その他の大規模事故対策計画

**********《 その他の大規模事故対策計画の構成 》**********

第３章 その他の大規模事故対策計画
- 第１節 大規模火災対策計画 [p22]
- 第２節 道路災害対策計画 [p24]
- 第３節 鉄道事故災害対策計画 [p26]
- 第４節 文化財災害対策計画 [p27]

****

第１節　大規模火災対策計画

市内において発生した大規模火災に対して、迅速な対応を実施するための対策を以下に示す。

《 記載事項 》

第１節 大規模火災対策計画
- 第１ 予防対策 [p22]
- 第２ 応急対策 [p23]

第１　予防対策

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第２章 震災予防計画
第１節　震災に強い都市環境の整備
『 第２ 都市施設の安全対策 』
を準用する。

第２　応急対策

「第２編 第３章 第３節 『第２ 消防活動』」を準用するほか、次による。

(1) 大規模火災情報等の収集・伝達

本市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

なお、県や関係機関と、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

大規模火災情報の収集・伝達系統は次のとおりである。

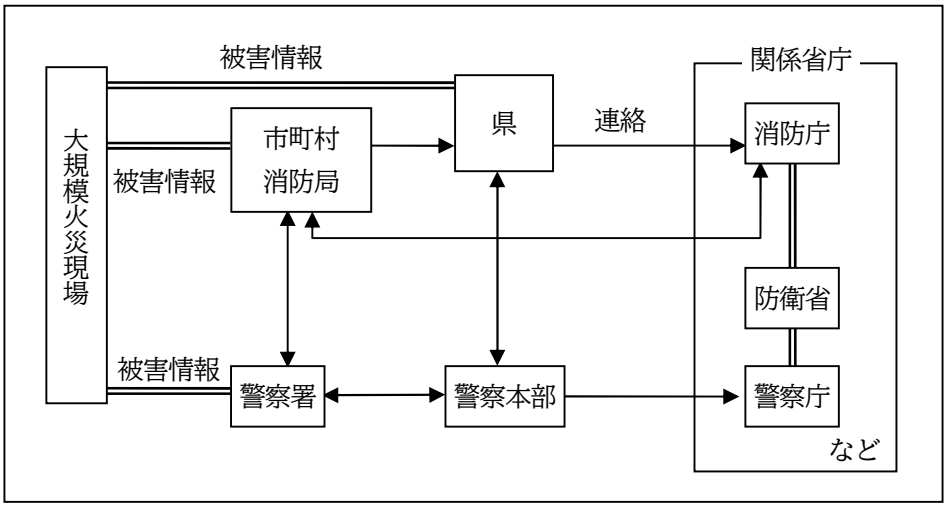

(2) 緊急輸送活動

本市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、本市は、現場の警察官及び防災関係機関等からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(3) 市民への広報

被災者等の市民への情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。

① 本市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

② 情報提供に当たっては、掲示板、ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、市広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

③ 本市は、被災者以外の市民に対しても、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

第２節　道路災害対策計画

地震や水害その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

《 記載事項 》

第2節　道 路 災 害 対 策 計 画
- 第1　予　防　対　策　[p24]
- 第2　応　急　対　策　[p25]

第１　予防対策

(1) 道路の安全確保

本市は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

令和７年１月には埼玉県八潮市内で下水道管が腐食し、破損したことによる道路陥没が発生し、災害救助法が適用される事案が発生した。

本市は、経年等により災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努めるとともに、災害を予防するために必要な施設の整備や、安全を確保するために必要な体制等の整備、早期復旧を図るための応急復旧用資機材を保有・整備することに努める。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、国、県、近隣市区、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

第２　応急対策

(1) 情報の収集・連絡等

本市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

また、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 活動体制の確立

本市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

(3) 危険物流出への対応

市管理の道路で危険物の流出が認められた場合、消防や警察等関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(4) 被災者等への情報伝達

本市は、県及び防災関係機関等と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、市広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

第３節　鉄道事故災害対策計画

市内で列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

《 記載事項 》

第3節　鉄道事故災害対策計画
- 第１　予　防　対　策　[p26]
- 第２　応　急　対　策　[p26]

第１　予防対策

市内で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社、近隣市区、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を迅速に実施することができるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

第２　応急対策

(1) 情報の収集・連絡等

市内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する本市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、**「第２編 第３章 第３節 『第５ 人命に係る災害情報等の収集・報告』」**を準用する。

(2) 救出、救助活動

事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。同時に、協力者の動員も行う。

また、避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(3) 住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、**「第２編 第３章 第３節 『第４ 避難対策』」**に準じ、避難の指示等を行う。

(4) 医療救護

鉄道事故が発生した場合、**「第２編 第３章 第４節 『第２ 医療救護』」**に準じ、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるように県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第４節　文化財災害対策計画

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

《 記載事項 》

第4節　文化財災害対策計画
- 第1　予防対策　[p27]
- 第2　応急対策　[p27]

第１　予防対策

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとし、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。災害から文化財の保全を図るため、次に示す事前の予防対策の実施を推進する。

① 防火管理体制の整備
② 文化財に対する環境の整備
③ 火気使用の制限
④ 火気の厳重警戒と早期発見
⑤ 自衛消防と訓練の実施
⑥ 火災発生時における措置の徹底
⑦ 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
⑧ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等充実強化
⑨ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化
⑩ 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
⑪ 所有者に対する啓発
⑫ 管理保護についての助言と指導
⑬ 防災施設に対する助成

第２　応急対策

【 施策の内容 】

第２編 震災対策計画
第３章 震災応急対策計画
第５節　応急対策期から実施する活動
『 第７ 文教対策 』
を準用する。

第４章　その他の自然災害対策計画

**********《 その他の自然災害対策計画の構成 》**********

第４章 その他の自然災害対策計画
- 第１節 竜 巻 対 策 計 画 [p28]
- 第２節 火山噴火降灰対策計画 [p32]
- 第３節 雪 害 対 策 計 画 [p35]
- 第４節 複合災害対策計画 [p38]

****

第１節　竜巻対策計画

竜巻による人的被害を防ぐための対策について定める。

《 記載事項 》

第１節 竜 巻 対 策 計 画
- 第１ 予 防 対 策 [p28]
- 第２ 応 急 対 策 [p29]

第１　予防対策

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数ｋｍにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである９月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

(1) 竜巻に関連する情報等の収集・伝達体制の確立

竜巻は従来の気象レーダーなどでは捉えることが困難なため、発生のメカニズムはまだ十分に解明されていないが、気象庁では、竜巻などの激しい突風に対する気象情報を、発生の可能性に応じて段階的に発表している。

半日～1 日程度前には、埼玉県気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼び掛けている。数時間前には、雷注意報でも本文中に「竜巻」と明記して、特段の注意を呼び掛けている。

さらに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台から南部・北部・秩父地方（天気予報の発表単位）を対象に発表されるもので、この情報は防災機関や報道機関へ伝達される。

また、気象庁では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と 1 時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」を常時 10 分ごとに発表しており、この情報を見ることで、竜巻注意情報が発表されている際の危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。

本市は、気象庁から竜巻注意情報が伝達された場合に、竜巻発生確度ナウキャスト等の情報も参照して、防災行政無線等を用いて、市民へ速やかに竜巻発生の危険や対処方法等の広報を行う手法を検討する。

(2) 竜巻対策の啓発・普及

竜巻等突風の発生を予測したり予防したりすることは困難であるが、竜巻等が発生した際に適切な行動を取ることができれば、人的被害を軽減することが可能となる。

気象庁では、「竜巻・雷・強い雨」、「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、「竜巻から身を守る！～自分や周りの人の安全を守るために～」といったリーフレットを作成し、竜巻による被害の特徴や竜巻注意情報の活用方法、竜巻発生時の注意事項と身の守り方等を紹介している。

また、内閣府でも、「竜巻等突風災害とその対応」というパンフレットを作成し、竜巻による被害の特徴や現象の特徴、竜巻からの身の守り方等を紹介している。

本市は、防災訓練等の防災イベントの際に、これらのリーフレット・パンフレットを市民に紹介し、これらを活用して竜巻等突風への対処方法等についての啓発・普及を行うことを検討する。

第２　応急対策

(1) 竜巻情報等の収集

「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

また、竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合は、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャスト及び気象レーダー画像（強い降水域の接近の確認）を確認する。

(2) 竜巻情報の伝達

市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで市域が「発生確度 2」の範囲に入った場合は、市民に対して、防災行政無線等を用いて情報伝達を行う。

また、市内及び周辺においても竜巻の発生したことを確認した場合は、市民に対して、防災行政無線等を用いて情報伝達を行う。

なお、市民への伝達内容は、主に、竜巻の発生（予測）情報及び市民の適切な対処行動についてである。

■竜巻発生確度ナウキャストの概要

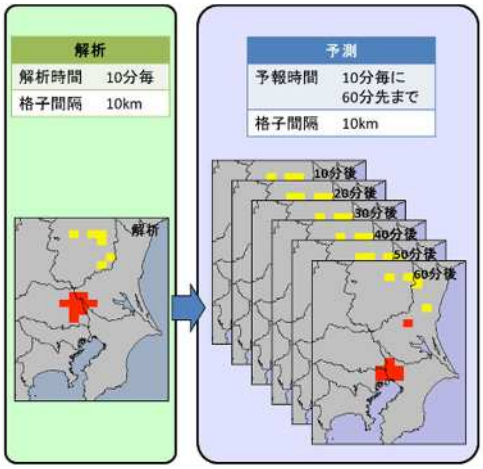

発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※　発生確度2の予測の適中率　：　発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※　発生確度1以上の予測の適中率　：　発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

出典）「気象庁ホームページ」

□竜巻の接近を認知した場合に、市民に伝達すべき対処行動

状　況	対処行動
竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所状況についてこまめに（5～10 分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外行動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めに避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知した時 （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知した時 （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知する なお、夜間で雲の様子がわからないときは、③の特徴により認知する	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典）埼玉県地域防災計画（風水害対策編）

第２節　火山噴火降灰対策計画

日本列島には、平成 29 年 6 月時点で、活火山（おおむね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）は、111 あるとされており、本市の近くには、富士山や浅間山といった代表的な活火山がある。

もし、これらの活火山で噴火が起こると、火山周辺地域で大きな被害が発生することに加え、数百 km 離れた地域でも降灰の被害が懸念される。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書(2004 年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005 年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内で最大で 2～10cm 程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、平成 21 年 2 月 2 日に小規模噴火し、関東地方南部においても降灰が確認されている。

そこで、これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

《 記載事項 》

第2節　火山噴火降灰対策計画
- 第1　予　防　対　策　[p32]
- 第2　応　急　対　策　[p33]

第１　予防対策

(1) 火山噴火降灰情報の収集・伝達体制の確立

気象庁は、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、噴火警報を発表する。

また、気象庁は、以下の 3 種類の降灰予報を発表する。

① 降灰予報（定時）

・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3 時間ごと）に発表

・ 18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

② 降灰予報（速報）

・ 噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後 5～10 分程度で発表

・ 噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

③ 降灰予報（詳細）

・ 噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表

・ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

本市は、気象庁からの降灰予報の提供体制について、あらかじめ把握しておくとともに、情報を得た場合には、防災行政無線等を用いて、市民に対して適切な情報提供を行う体制を整える。

(2) 火山噴火降灰対策に関する知識の啓発・普及

本市は、市民に対して、気象庁が発表する火山情報の種類と発表基準、降灰予報が発表された際の適切な行動について平時からホームページ等で啓発・普及を行う。

また、火山噴火による道路への降灰により物資の輸送に支障が生じることが想定されることから、各家庭においては、食料、水、生活必需品の備蓄を行う。

(3) 降灰除去対策

道路における降灰の除去や降灰の処分について、国や県の検討状況を注視し、必要に応じて民間事業者等と協定の締結等を検討する。

第２　応急対策

(1) 火山噴火降灰情報の収集

本市の近くの火山の噴火情報を得た場合には、気象庁が発令する噴火警報及び降灰予報の発表について注意する。併せて、降灰状況に影響し得る気象情報（風向き、風速等）の取得に努める。

なお、県災害オペレーション支援システムでは、噴火警報・予報、噴火に関する火山観測報等を取得できる。

(2) 火山噴火降灰の被害状況の調査

本市は、降灰状況及び被害状況を調査し、県災害オペレーション支援システムで県に伝達する。

なお、調査項目は以下のとおりである。

□降灰調査項目

○降灰の有無・堆積の状況
○時刻・降灰の強さ
○構成粒子の大きさ
○構成粒子の種類・特徴等
○堆積物の採取
○写真撮影
○降灰量・降灰の厚さ

(3) 火山噴火降灰情報の伝達

本市は、気象庁から降灰予報が発表された場合は、市民に対して、適切な対処行動について情報伝達を行う。

その内容は以下のとおりである。

□降灰予報時の発信内容

○　外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 ○　家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 ○　自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、路面が滑りやすくなるため、スリップに注意する。

(4) 降灰除去体制の確立

道路や鉄道の降灰の除去については、各管理者が迅速に行うことで、交通の混乱等を最小限に抑えるよう努める。

また、民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者が行う。

本市は、火山灰除去作業に当たり、民間事業者等の協力を得られるよう調整を図る。

(5) 降灰の収集・処分体制

本市は、各家庭が集めた灰を本市が指定する方法により、適切に収集場所に出すよう周知を行う。

各家庭から出された灰の回収は、本市が行う。また、各事業者から出された灰については、一時的仮置場等までの運搬は各事業者の責任において行う。

火山灰の処分については、関係機関と協議の上、対処する。

第３節　雪害対策計画

埼玉県は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

また、将来的に地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給すると考えられていることから、今後、降雪の頻度及び量の更なる増加が懸念される。

そこで、大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

《 記載事項 》

第3節　雪　害　対　策　計　画
- 第1　予　防　対　策　[p35]
- 第2　応　急　対　策　[p36]

第１　予防対策

(1) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

大雪により、降雪量が多い場合、一定期間は自宅避難を余儀なくされることが想定される。

また、不要不急な外出を控えることは、落雪、転倒等による事故といった二次災害を防ぐことにもなる。

そこで、市民は、自助の観点からも、一定期間を耐えるための食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行う。

(2) 雪害対策に関する普及・啓発

本市は、市民に対して、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、除雪作業用品の準備・点検等の雪害対策の実施について、普及・啓発を図る。

また、積雪時には、路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪作業等について、市民に協力を求めるよう広報に努める。

(3) 情報の収集・伝達体制の準備

本市は、熊谷地方気象台からの降雪・積雪に係る気象情報等の収集体制について、あらかじめ把握しておく。加えて、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国及び県との連絡体制をあらかじめ確立する。

また、本市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を多様な広報手段を用いて伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や雪害予防又は大雪時の適切な対処行動についても併せて周知を図る。

(4) 道路交通対策

本市は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤等の必要な資機材の確保に努める。

また、大雪時の道路交通機能の確保に関する災害対応について協議することを目的に設置する「埼玉県朝霞県土整備事務所除雪連絡協議会」（本市も所属）が、毎年、降雪期（12月～3月）の前に開催されることから、この機会に対応体制を確認する。

交通事業者及び鉄道事業者においては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

(5) ライフライン施設対策

ライフライン施設管理者は、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備するとともに、大雪による被害の状況、応急復旧の状況等を利用者や防災関係機関等へ迅速かつ的確に情報提供できる体制を整備する。

第２　応急対策

(1) 情報の収集・伝達

本市は、市域内で降雪を確認した場合、県及び防災関係機関と連携して、被害状況の迅速かつ的確な把握に努める。

また、市民に対して、積雪に関する情報のほか、適切な対処行動についても周知を図る。その内容は以下のとおりである。

□積雪時の適切な対処行動に係る周知内容

○　不要不急な外出は極力避ける。
○　外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
○　道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
○　交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
○　自転車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
○　除雪作業を行う際は、足下や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(2) 交通規制の実施

本市は、気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、又は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合には、警察に緊急交通規制の実施を要請する。

(3) 避難所の開設

本市は、積雪や雪崩による建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、地震又は風水害に備えて指定している避難所を開設・運営する。

また、積雪により公共交通機関が混乱し、帰宅困難者が発生した場合、必要に応じ一時滞在施設として避難所の開設を検討する。

なお、大量の積雪により危険の差し迫った地域がある場合にも予防的に避難所を開設することを検討する。

いずれの場合も、避難所の開設に当たっては、緊急初動職員の動員により対応する。

(4) 道路機能の確保

本市は、除雪を効果的に行うため、防災拠点施設、病院・福祉施設等、ライフライン施設が機能するために必要な道路確保を優先的に行う。

なお、「埼玉県朝霞県土整備事務所除雪連絡協議会」の選定する除雪優先道路は、朝霞県土整備事務所のホームページにおいて公表されている。

また、降雪による立ち往生車両の排除については、震災時の緊急輸送体制の確立に当たる放置車両等への対応と同様とする。

『【 本文 】第２編 第３章「第４節 緊急救援期から実施する活動」』参照

(5) ライフラインの確保

ライフライン事業者は、被害状況を速やかに把握し、施設の早期復旧を図る。

また、本市とライフライン事業者は、復旧に係る情報を共有するとともに、本市はライフライン事業者の応急対策に必要な活動スペース、資機材等の提供又は貸出しに協力する。

(6) 地域における除雪協力

原則、除雪は、土地所有者又は管理者が行うが、異常な積雪時には、共助の力を活用し、地域において、通学路や利用者の多い歩道を優先的に除雪するなど、効果的な除雪を行う。

第４節　複合災害対策計画

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。

本市は、このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害の発生可能性を認識するとともに、複合災害が発生した場合には、被害の激化、広域化、長期化が懸念されることから、備えを充実するよう努める。

なお、複合災害の対策は、基本的には、地域防災計画の各編に定めに準ずるが、本節では、複合災害の発生を考慮して、特に留意すべき事項について定める。

複合災害の対応にあたり、本市の基本的な方針は以下のとおりとする。

１　人命救助が第一

人命の救助を第一に、本市と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、市内被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

２　二次被害の防止

本市及び関係機関等が各自の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

３　ライフラインの復旧

市内被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

《 記載事項 》

第4節　複合災害対策計画
- 第1　予防対策　[p38]
- 第2　応急対策　[p39]

第１　予防対策

(1) 複合災害に関する知識の普及

本市は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があること、また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを市民に対して周知する。

また、複合災害が発生した場合には、「公助」の対応力のさらなる低下が想定されることから、日頃から家庭において、十分な耐震対策をし、食料・飲料水・生活必需品の十分な備蓄を行うとともに、防災訓練等を通して地域の防災体制の確立に努めるよう普及・啓発を行う。

なお、複合する可能性がある災害の種類については、以下のとおりである。

□複合する可能性がある災害の種類

○地震災害
○風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
○大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

(2) 情報の収集・伝達体制の準備

本市は、複合災害時にも確実に情報の収集及び連絡を行うため、県、防災関係機関等との情報収集・連絡体制の多重化を図るよう努める。

また、社会の混乱防止、市民の不安を軽減するため、適切に広報ができるよう広報体制の多様化を図る。

(3) 避難体制の整備

本市は、複合災害が発生した場合についても、地震及び風水害に備えた指定避難場所を使用するが、その周辺状況を十分に把握し、災害時における使用可否の判断を適切に行う。

(4) 防災訓練の実施

本市及び自主防災会は、防災訓練の実施に当たり、複合災害を想定した訓練を行うよう検討する。

第２　応急対策

(1) 情報の収集・伝達

本市は、複合災害が発生した場合、県及び防災関係機関と連携して、被害状況等の迅速かつ的確な把握に努める。

(2) 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害により危険性が高まることも想定されることから、本市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処理を講じつつ、避難所の再配置を行う。

(3) 緊急輸送道路の確保

複合災害が発生した場合、単独の災害時より被害が甚大であることが想定される。このため、救援救護活動等に必要な人員と物資を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要となる。

そこで、本市は、緊急輸送道路等を優先的に確保するよう努める。

資　料　編

目　次

【 その１（条例、協定等）】

【 資料編 】第 1.1 「新座市防災会議条例」…… 1
【 資料編 】第 1.2 「災害時相互応援に関する協定書」…… 4
【 資料編 】第 1.3 「災害時における五市相互応援に関する協定」…… 5
【 資料編 】第 1.4 「西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定」…… 7
【 資料編 】第 1.5 「練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書」…… 9
【 資料編 】第 1.6 「災害時における相互応援に関する協定書（那須塩原市）」…… 11
【 資料編 】第 1.7 「災害時における相互応援に関する協定（十日町市）」…… 13
【 資料編 】第 1.8 「災害時相互応援に関する協定」…… 15
【 資料編 】第 1.9 「新座市災害対策本部条例」…… 18

【 その２（図表類）】

【 資料編 】第 2.1 「受・配水池等耐震化状況」…… 19
【 資料編 】第 2.2 「新座市との災害時協力に関する協定事業者」…… 20
【 資料編 】第 2.3 「新座市の防災備蓄品」…… 22
【 資料編 】第 2.4 「危機管理部局以外が保有する非常用備品等」…… 27
【 資料編 】第 2.5 「浄水場施設（貯水能力）」…… 28
【 資料編 】第 2.6 「災害用指定井戸」……29
【 資料編 】第 2.7 「消防水利の現況」…… 30
【 資料編 】第 2.8 「消防団車庫等の現況」…… 30
【 資料編 】第 2.9 「消防団保有車両の現況」…… 31
【 資料編 】第 2.10「消防・救出機器（新座市消防団）」…… 31
【 資料編 】第 2.11「消防団員配置状況」…… 32
【 資料編 】第 2.12「自主防災会」…… 33
【 資料編 】第 2.13「地区防災計画一覧」…… 34
【 資料編 】第 2.14「新座市建設業防災協力会連絡先」…… 35
【 資料編 】第 2.15「新座市建設業防災協会連絡先」…… 36
【 資料編 】第 2.16「新座市造園業防災協力会連絡先」…… 36
【 資料編 】第 2.17「新座市指定水道工事店防災協力会連絡先」…… 37
【 資料編 】第 2.18「新座市電設防災協力会連絡先」…… 37
【 資料編 】第 2.19「防災関係機関」…… 38
【 資料編 】第 2.20「防災行政無線（固定系）」…… 40
【 資料編 】第 2.21「市各部保有車両台数」…… 43
【 資料編 】第 2.22「燃料調達先」…… 43
【 資料編 】第 2.23「新座市指定給水装置工事事業者一覧」…… 44
【 資料編 】第 2.24「火葬場」…… 45
【 資料編 】第 2.25「市民葬の市指定委託葬儀社」…… 46
【 資料編 】第 2.26「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」…… 47
【 資料編 】第 2.27「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」…… 48
【 資料編 】第 2.28「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」…… 48
【　参考　】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準……49

【 資料編 】第１．１「新座市防災会議条例」

○新座市防災会議条例

昭和３９年６月２５日
条例第１６号
改正　昭和５１年４月１日条例第１３号
平成２年９月２６日条例第１４号
平成５年４月１日条例第１０号
平成１０年９月２１日条例第２７号
平成１１年６月３０日条例第１９号
平成１２年３月２９日条例第３号
平成１５年６月２３日条例第２０号
平成２４年３月２８日条例第８号
平成２４年９月２８日条例第３６号
平成２９年１１月３０日条例第２８号
令和３年１２月１７日条例第１１０号
令和４年３月２２日条例第２０号

（目　的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、新座市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（平１２条例３・一部改正）
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）新座市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
（４）前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（平２条例１４・平１０条例２７・平２４条例３６・一部改正）
（組　織）
第３条　防災会議は、会長及び委員４６人以内をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。
４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
（１）指定地方行政機関の職員　２人以内
（２）埼玉県知事の部内の職員　４人以内
（３）埼玉県警察の警察官　２人以内
（４）埼玉県南西部消防局の消防局長
（５）市教育長
（６）市消防団長
（７）前２号以外の市職員　２０人以内

（８）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員　９人以内
（９）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者　６人以内
６　前項第８号及び第９号の規定により委嘱される委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（平２条例１４・全改、平１０条例２７・平成１５条例２０・平成２４条例８・平成２４条例３６・令４条例９・一部改正）
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、関係一部事務組合の職員、市職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（平２条例１４・平１０条例２７・一部改正）
（庶　務）
第５条　防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。
（平２条例１４・追加、平５条例１０・平１１条例１９・平２９条例２８・令３条例２５・一部改正）
（委　任）
第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
（平２条例１４・旧第５条繰下・一部改正）

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５１年条例第１３号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成２年条例第１４号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の際、現に改正前の新座市防災会議条例の規定により委員に任命されている者については、改正後の新座市防災会議条例の規定により委員に委嘱され、又は任命された者とみなす。
附　則（平成５年条例第１０号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成５年６月１日から施行する。
附　則（平成１０年条例第２７号）
この条例は、平成１０年１０月１日から施行する。
附　則（平成１１年条例第１９号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成１１年１０月１日から施行する。
附　則（平成１２年条例第３号）
この条例は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則（平成１５年条例第２０号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成２４年条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年条例第２８号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則(令和３年条例第２５号)抄

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則(令和４年条例第９号)

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

【 資料編 】第１．２「災害時相互応援に関する協定書」

○災害時相互応援に関する協定書

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、朝霞市、志木市、和光市及び新座市（以下「４市」という。）の地域に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合に、同法第６７条第１項の規定に基づき、被災市の要請に応え、相互に救援協力し、被災市の応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 避難場所等の相互利用

(2) 災害資機材及び物資の提供

(3) 前２号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を受けようとする市は、文書により要請する。ただし、緊急を要するときは、無線又は電話により要請し、後日、文書を提出するものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

（連絡協議会の設置）

第５条　協定の実施について必要な事項を協議するため、４市災害時相互応援対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会は、定期的に研究会を開催し、協議するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項は、４市が協議して定めるものとする。

（施行期日）

第７条　この協定は、平成８年９月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、各市は署名押印の上、各１通を保有する。

平成８年８月２９日

朝霞市長　　塩味達次郎

志木市長　　細田喜八郎

和光市長　　田中　茂

新座市長　　須田　健治

【 資料編 】第１．３「災害時における五市相互応援に関する協定」

○災害時における五市相互応援に関する協定

埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市及び埼玉県新座市の市長は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第６７条の規定に基づき、この協定を締結した市（以下「協定市」という。）の地域において、法第２条第１号の災害が発生し、協定市独自では十分に被災者の救援等の応急措置等ができない場合において、協定市が他の協定市に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第２条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
（2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
（4）被災者を一時収容するための施設の提供
（5）救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
（6）ボランティアの斡旋
（7）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認め要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第４条　応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は電話、電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式１）を提出するものとする。

（1）被害の状況
（2）前条第１号から第３号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
（3）前条第４号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
（4）前条第５号に掲げる職員の職種別の人員
（5）前条第６号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
（6）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
（7）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第５条　応援を要請された協定市は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担する。

２　前項の規定により難い場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第７条　第３条第５号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害

補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第８条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条　この協定は、平成８年７月３０日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、各自それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成８年７月３０日

埼玉県所沢市長　　齊藤　博

東京都東村山市長　　細渕　一男

東京都清瀬市長　　星野　繁

東京都東久留米市長　　稲葉三千男

埼玉県新座市長　　須田　健治

【 資料編 】第１．４「西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定」

○西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定

西東京市と新座市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　被災都市が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　被災者の救出、救護、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

(2)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

(4)　消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣

(5)　ボランティア等のあっせん

(6)　被災者を一時的に収容するための施設の提供

(7)　情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第３条　被災都市が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の概況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員

(4)　応援場所及びその経路

(5)　応援の期間

(6)　前条第６号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数及び期間

(7)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1)　応援活動に従事した職員が、応援活動中又は被災都市との往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2)　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的な活動の実施）

第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

（職員指揮権）

第８条　応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

（訓練等）

第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

２　前項の訓練等へ参加及び協力した職員の損害補償等については、第６条の規定を準用する。

３　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

４　協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第 11 条　この協定は、平成 23 年８月 16 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２３年８月１６日

東京都西東京市南町五丁目６番１３号
西東京市
西東京市長　　坂　口　　光　治

埼玉県新座市野火止一丁目１番１号
新座市
新座市長　　須　田　　健　治

【 資料編 】第１．５「練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書」

○練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と新座市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

（1）被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん

（2）食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの補給に必要な資器材の提供

（3）救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん

（4）消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の派遣

（5）ボランティア等のあっせん

（6）被災者を一時的に収容するための施設の提供

（7）情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等

（8）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第３条　被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害の概況

（2）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等

（3）前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員

（4）応援場所およびその経路

（5）応援の期間

（6）前条第６号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間

（7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

（1）応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

（2）応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的な活動の実施）

第７条　応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

（職員指揮権）

第８条　応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

（訓練等）

第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

２　前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第 6 条の規定を準用する。

３　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

４　協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第 11 条　この協定は平成 23 年 9 月 2 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２３年９月２日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

埼玉県新座市野火止一丁目１番１号
新座市
新座市長　　須 田　健 治

【 資料編 】第１．６「災害時における相互応援に関する協定書（那須塩原市）」

○災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、新座市又は那須塩原市（以下「市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した市の要請にこたえ、相互に救援協力し、被災した市の応急対策を円滑に遂行するため、締結するものである。

（連絡の窓口）

第２条　両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次のとおりとする。

（1）食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん

（2）車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びあっせん

（3）被災者の一時収容のための施設の提供

（4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）被害の状況

（2）前条第１号及び第２号に掲げるもののうち必要な品名、数量等

（3）応援場所及び当該場所への経路

（4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

２　応援を要請した市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申出があった場合には、応援した市は当該費用を一時立替支弁するものとする。

（資料及び情報の交換）

第６条　この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（施行日）

第８条　この協定は、平成17年11月１日から施行する。

２　平成７年11月１日付けで新座市と西那須野町が締結した「災害時における相互応援に関する協定書」は、この協定の締結とともにその効力を失う。

この協定の成立を証するため、この協定書に署名する。

平成１７年１１月１日

埼　玉　県　　新　座　市　長

立　会　人　　新座市議会議長

栃　木　県　　那須塩原市長

立　会　人　　那須塩原市議会議長

【 資料編 】第１．７「災害時における相互応援に関する協定（十日町市）」

○災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、十日町市又は新座市（以下「都市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災都市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、相互に救援協力し、被災都市の応急対策を円滑に遂行するため、平成７年１１月１日に新座市と旧中里村との間で締結した災害時における相互応援に関する協定を受け、締結するものである。

（連絡の窓口）

第２条　都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次のとおりとする。

（1）食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん

（2）車両等の貸与、応急対策用資機材の提供及びあっせん

（3）被災者の一時収容のための施設の提供

（4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（5）その他特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）被災の状況

（2）前条第１号及び第２号に掲げるものの必要な品名、数量等

（3）応援の場所及び当該場所への経路

（4）その他必要な事項

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した都市の負担とする。

２　応援を要請した都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した都市から要請があった場合には、応援した都市は当該費用を一時繰り替えて支弁するものとする。

（資料及び情報の交換）

第６条　この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（施行日）

第８条　この協定は、平成２０年４月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年４月１日

埼玉県新座市野火止一丁目１番１号
新座市
　市長　　須 田　健 治

新潟県十日町市千歳町３丁目３番地
十日町市
　市長　　田 口　直 人

【 資料編 】第１．８「災害時相互応援に関する協定（豊川市ほか)」

日立市、小山市、新座市、東村山市、豊川市、安城市及び西尾市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において、地震等の大規模な災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被災していない市が友愛的精神に基づき行う被災市の応急対策、復旧対策及び災害からの復興を円滑に遂行するための災害時相互応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5) 災害からの復興活動に必要な職員の派遣及び資器材の提供

(6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認める事項

（幹事市及び副幹事市）

第２条　応援を円滑に遂行するため、幹事市及び副幹事市を置く。

２　幹事市及び副幹事市に関し必要な事項は、別に定める「災害時相互応援に関する協定実施細目」による。

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請しようとする被災市（以下「応援要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、幹事市に、口頭、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、応援要請市は、必要事項を記載した文書を、後日速やかに幹事市に送付しなければならない。

(1) 被害の状況

(2) 第１条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3) 第１条第４号及び５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援に努めるものとする。

２　前項の規定により応援する協定市（以下「応援市」という。）は、災害発生直後、応援のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

（自主的活動）

第５条　被災市以外の協定市は、激甚な災害による通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、相互に連絡調整し、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

２　前項の規定により自主的に応援を行う協定市（以下「自主応援市」という。）は、被災市に

到着後、応援内容等を被災市に速やかに連絡するものとする。

３　自主応援市は、応急対策、復旧対策及び災害からの復興に必要な情報の収集を行い、その情報を被災市に提供する。この場合において、自主応援市は、自律的活動に努めるものとする。

４　自主応援市は、応援中に直接被災市から第３条の規定による要請を受けたときは、第４条の規定により応援するものとする。なお、被災市は要請後速やかに第３条の規定に基づく手続きを行うものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費の負担については、別に定める「災害時相互応援に関する協定実施細目」による。

（連絡担当部局）

第７条　協定市は、あらかじめ応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（雑則）

第８条　この協定の締結後、住民基本台帳人口が１５万人以上２０万人未満の市からこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情がない限り協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第 10 条　この協定を証するため、本協定書７通を作成し、各市は記名押印の上、各１通を保有する。

（協定の発効）

第 11 条　この協定は、平成３０年１１月１日から効力を発生するものとする。

平成３０年１１月１日

茨城県日立市助川町１丁目１番１号
日立市
　日立市長　小川　春樹

栃木県小山市中央町１丁目１番１号
小山市
　小山市長　大久保　寿夫

埼玉県新座市野火止１丁目１番１号
新座市
　新座市長　並木　傑

東京都東村山市本町１丁目２番３号
東村山市
　東村山市長　渡部　尚

愛知県豊川市諏訪１丁目１番地

豊川市
　豊川市長　山脇　実

愛知県安城市桜町１８番２３号
安城市
　安城市長　神谷　学

愛知県西尾市寄住町下田２２番地
西尾市
　西尾市長　中村　健

【 資料編 】第１．９「新座市災害対策本部条例」

○新座市災害対策本部条例

昭和３９年６月２５日
条例第１７号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、新座市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（平１０条例２６・平２４条例３７・一部改正）
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。
（平１０条例２６・一部改正）
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成１０年条例第２６号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成２４年条例第３７号）
この条例は、公布の日から施行する。

【 資料編 】第２．１「受・配水池等耐震化状況」

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

浄水場名	施設名	容量（㎥）	建設年度	構造	耐震化状況
西堀浄水場	受水池(管理ｾﾝﾀｰ側)	5,000	S47	ＲＣ造	H22年度に耐震補強工事を実施
	受水池	5,000	S49	ＲＣ造	H21年度に耐震補強工事を実施
	配水池	2,500	S60	ＰＣ造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
	配水池	2,500	S60	ＰＣ造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽(高区)	1,300	H 5	ＰＣ造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽(低区)	3,900	H 5	ＰＣ造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
片山浄水場	受水池	3,000	S47	ＲＣ造	H19年度に耐震補強工事を実施
	受水池(高架水槽側)	3,000	S50	ＲＣ造	H19年度に耐震補強工事を実施
	配水池	1,790	S45	ＲＣ造	H11年度に耐震補強工事を実施
	配水池	1,340	S43	ＲＣ造	H10年度に耐震補強工事を実施
	高架水槽(高層)	1,000	H 6	ＰＣ造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設(※1)
	高架水槽(低層)着水井	1,000	H 6	ＰＣ造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設(※1)
野火止浄水場	受・配水池(着水井側)	2,300	S50	ＲＣ造	Ｈ８年度実施の耐震診断（１次診断）では耐震性有り Ｈ９年度に老朽化(柱補強含む)工事を実施
	受・配水池	2,500	S48	ＲＣ造	H15年度に老朽化(柱補強含む)工事を実施
	高架水槽	4,000	H26	ステンレス造	
新座団地給水場	受・配水池	980	S43	ＲＣ造	R2年度に耐震診断実施　R4年度耐震工事実施予定(※2)

注）網掛け欄は、耐震補強工事施工済みを示す。

※1 令和 4 年度に耐震補強工事を実施
※2 令和 5 年度に耐震補強工事を実施

【 資料編 】第２．２「新座市との災害時協力に関する協定事業者」

新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その１）
（令和７年９月１日現在）

No.	協定事項	締結事業者
1	飲料水・ 生活用水の供給	株式会社東京ドーム
		後楽園スイミングスクールひばりが丘
2		大木伸銅工業株式会社
3		サンケン電気株式会社
4		ＴＯＰＰＡＮ株式会社情報コミュニケーション事業部
5	食糧等調達	あさか野農業協同組合
6		株式会社いなげや
7		有限会社和か葉
8		株式会社不二家埼玉工場
9		株式会社松屋フーズ
10	重機類等調達	株式会社鳴浜リース
11	ＬＰガス調達	埼玉県ＬＰガス協会朝霞支部新座地区会※
		※新座地区プロパンガス協会
		※片山地区プロパンガス協会
12	相互協力及び情報共有	日本郵便株式会社新座市内郵便局
13	情報の収集・伝達	新座市アマチュア無線クラブ
14	情報の伝達	株式会社ジェイコム東京
15		株式会社コミュニティシェアＦＭ
16		東京ガス株式会社埼玉支社
17	医療の提供	医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院
18		特定医療法人社団堀ノ内病院
19		一般社団法人朝霞地区医師会
20		一般社団法人朝霞地区歯科医師会
21		一般社団法人朝霞地区薬剤師会
22	小動物等の救護活動	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部
23		新座動物総合医療センター
24	応急対策業務	新座市建設業防災協会（建築）
25		新座市建設業防災協力会（土木）
26		新座市造園業防災協力会（造園）
27		新座市指定水道工事店防災協力会（水道）
28		埼玉県電気工事工業組合（電気）
29		東京電力パワーグリッド株式会社志木支社

新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その２）

（令和７年９月１日現在）

No.	協定事項	締結事業者
30	（災害活動用資機材、）生活必需物資等の提供	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
31		株式会社カインズ
32		北辰商事株式会社
33		スギホールディングス株式会社
34	燃料等の提供	埼玉県石油業協同組合朝霞支部
35	物資の輸送	社団法人埼玉県トラック協会朝霞支部
36		佐川急便株式会社北関東支店
37		ヤマト運輸株式会社埼京主管支店
38	避難スペース等の提供、災害関連広報物の印刷	株式会社光邦新座工場
39	災害時における登記等の法律相談	埼玉司法書士会
40	避難所における畳の提供	５日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会
41	地域貢献型広告の設置	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社
42	避難スペース及び備蓄品の提供（覚書）	前田道路株式会社武蔵野営業所
43	災害に係る情報発信等	ヤフー株式会社
44	災害時の行政手続き等の書類作成相談	埼玉県行政書士会
45	災害時における住宅地図の支給等	株式会社ゼンリン関東エリアグループ
46	自動販売機内の飲料の供給	株式会社伊藤園
47		東京ヤクルト販売株式会社
48		コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社ベンディング浦和支店所沢駐在
49		東京キリンビバレッジサービス株式会社
50		大蔵屋商事株式会社
51	水道施設災害等発生時の応援業務	株式会社両毛ビジネスサポート
52	災害時の市内家屋の調査	埼玉土地家屋調査士会
53	災害時避難施設に係る情報の提供	株式会社バカン
54	災害時における無人航空機を活用した支援活動等	株式会社中野技術
55	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場に係る敷地提供等	株式会社ホープ
56	災害時におけるレンタル機材の提供等	日立建機日本株式会社埼玉支店
57		株式会社アクティオ
58	電力の供給	西武バス株式会社
59		OpenStreet 株式会社
60	施設等の提供	株式会社カインズ
61		北辰商事株式会社
62		ウェルシア薬局株式会社

※締結事業者名は、令和7年9月1日現在の社名を記載している。

【 資料編 】第２．３「新座市の防災備蓄品」

（令和７年９月１日現在）

全ブロック合計

食糧合計		104,500	食
	クラッカー	60,200	食
	アルファ米、米類	44,300	食
	わかめご飯	44,300	食
飲料水（500ml）		12,480	本
毛布		9,511	枚
カーペット		960	枚
タオル		2,270	枚
肌着（上下）		880	ｾｯﾄ
バケツ		121	個
チャッカマン		41	個
ローソク		404	本
食器セット		1,395	式
石鹸		757	個
ちり紙		500	箱
ｳｪｯﾄﾃｨｯｼｭ（70枚入り）		191	ﾊﾟｯｸ
やかん		101	個
かまどセット		27	式
拡声器		45	式
懐中電灯		161	個
乾電池		1,440	本
	単１	816	本
	単３	624	本
固形燃料		525	缶
雨合羽		9	着
紙おむつ（幼児用）		5,354	枚
紙おむつ（成人用）		3,500	枚
おしりふき（80枚入り）		165	ﾊﾟｯｸ
生理用品		48,720	枚
授乳用ケープ		30	枚
妊産婦用下着（上下）		30	ｾｯﾄ
折りたたみベビーベット		8	台
プライベートルーム		8	張
簡易更衣室（段ボール製）		34	個
簡易テント（青PTAM）		28	張
簡易テント（緑ワンタッチ式）		12	張
携帯ラジオ		69	台
哺乳瓶		1,685	本
ポリ容器		146	個
ウォータータンク袋		1,000	枚
段ボールベッド		42	ｾｯﾄ
段ボールパーティション		1,444	ｾｯﾄ
パーティション		2,917	ｾｯﾄ
間仕切りテント（ﾜﾝﾀｯﾁ式）		588	張
体温計（非接触型）		126	個
空気清浄機		42	台
衛生用品一式		42	式
仮設トイレ(身障者対応)		3	基
マンホールトイレ		133	ｾｯﾄ
簡易トイレ(組立式)（個）		560	個

簡易電動トイレ	2	基
薬剤トイレ(100セット)	294	箱
ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ(ちり紙ﾀｲﾌﾟ)	104	ﾊﾟｯｸ
ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ(ﾛｰﾙﾀｲﾌﾟ)	504	巻
ガーゼ（リバガーゼ）	600	枚
消毒液（希ヨードチンキ）	300	本
アルミブランケット（救急シート）	7,000	枚
救急セット	768	式
救急箱	11	箱
簡易担架	43	台
簡易ベット	2	台
簡易ベンチ	2	台
車イス	3	台
テント（3.6m×2.7m）	6	張
テント（3.0m×4.5m）	3	張
投光器	17	台
ＬＥＤパイプライト	226	本
発電機	142	台
カセットボンベ	1,006	本
カセットコンロ	45	個
ｶﾞｿﾘﾝ(缶詰)	100	缶
混合ｶﾞｿﾘﾝ(缶詰)	10	缶
エンジンカッター	12	台
チェーンソー	16	台
防じんゴーグル	20	個
ホーリーツール（こじあけ具、万能斧）	11	本
救助ジャッキ（油圧）	6	台
救助ジャッキ（手動）	5	台
リヤカー	11	台
台車	12	台
ブルーシート	250	枚
トラロープ	9	巻
軍手	214	双
とび口	51	本
ハンマー	42	本
スコップ	58	本
のこぎり	29	本
ツルハシ	3	本
木づち	6	本
ヘルメット	50	個
バール	8	本
斧	44	本
コードリール	45	巻
土のう袋	10,321	枚
濾過器	9	台
排水ポンプ	3	台
工具セット	42	ｾｯﾄ
ドライバーセット	8	ｾｯﾄ
ﾉｰﾊﾟﾝｸﾀｲﾔ自転車	5	台

「新座市防災備蓄状況１～４ブロック（その１）」

備蓄品名	単位	合計	1ブロック（畑中、馬場）			2ブロック（栄、池田、道場、堀ノ内、片山、新塚）									3ブロック（石神、栗原、野寺）							4ブロック（西堀、新堀、本多）			
			福祉の里	第四小学校	畑中公民館	栄小学校	池田小学校	片山小学校	第三中学校	中央公民館	第六中学校	新座総合技術高校	新座高校	児童発達支援センター	八石小学校	野寺小学校	石神小学校	栗原小学校	栗原公民館	栗原ふれあい	第五中学校	西堀小学校	新堀小学校	西新コミセン	総合体育館
食糧合計	食	53,330	5,420	5,020	2,040	1,440	1,680	5,020	1,440	1,440	1,440	1,440	1,350	2,500	1,440	1,440	1,680	5,020	2,040	220	1,440	5,020	1,440	1,440	1,920
クラッカー	食	30,730	3,220	2,870	1,190	840	980	2,870	840	840	840	840	700	1,400	840	840	980	2,870	1,190	70	840	2,870	840	840	1,120
アルファ米、米類	食	22,600	2,200	2,150	850	600	700	2,150	600	600	600	600	650	1,100	600	600	700	2,150	850	150	600	2,150	600	600	800
わかめご飯	食	22,600	2,200	2,150	850	600	700	2,150	600	600	600	600	650	1,100	600	600	700	2,150	850	150	600	2,150	600	600	800
飲料水（500ｍｌ）	本	6,288	216	240	360	288	288	240	168	360	288	288	264	240	264	288	288	240	360	96	288	240	264	360	360
毛布	枚	4,812	0	300	100	250	250	300	238	100	250	300	250	40	250	250	250	300	100	50	250	300	250	100	334
カーペット	枚	720	480	60	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	60	0	0	0
タオル	枚	1,550	960	180	0	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	0	0	100	0	0	0
肌着 （上下）	ｾｯﾄ	640	360	110	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	70	0	0	0
バケツ	個	85	40	10	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	10	0	0	0
チャッカマン	個	21	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ローソク	本	284	124	40	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	40	0	0	0
食器セット	式	860	330	140	0	0	0	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	0	0	130	0	0	0
石鹸	個	446	56	133	0	0	0	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0	0	0	80	0	0	0
ちり紙	箱	300	100	50	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	0
ｳｪｯﾄﾃｨｯｼｭ（70枚入り）	ﾊﾟｯｸ	96	0	24	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	24	0	0	0
やかん	個	51	0	8	1	1	1	8	1	1	1	1	1	0	1	2	1	8	1	1	1	9	1	1	1
かまどセット	式	16	5	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
拡声器	式	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
懐中電灯	個	108	50	9	2	2	2	7	2	2	2	2	2	0	2	2	2	5	2	0	2	5	2	2	2
乾電池	本	856	260	90	16	16	16	90	16	16	16	16	16	0	16	16	16	80	16	0	16	80	16	16	16
単1	本	528	220	50	8	8	8	50	8	8	8	8	8	0	8	8	8	40	8	0	8	40	8	8	8
単3	本	328	40	40	8	8	8	40	8	8	8	8	8	0	8	8	8	40	8	0	8	40	8	8	8
固形燃料	缶	391	292	25	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	25	0	0	0
雨合羽	着	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙おむつ（幼児用）	枚	2,732	360	768	0	0	0	696	0	0	0	0	0	0	0	0	0	744	0	0	0	164	0	0	0
紙おむつ（成人用）	枚	2,032	412	404	0	0	0	404	0	0	0	0	0	0	0	0	0	408	0	0	0	404	0	0	0
おしりふき（８０枚入り）	ﾊﾟｯｸ	93	21	24	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0
生理用品	枚	29,280	15,360	1,080	0	0	0	1,080	0	0	0	9,600	0	0	0	0	0	1,080	0	0	0	1,080	0	0	0
授乳用ケープ	枚	18	6	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
妊産婦用下着（上下セット）	ｾｯﾄ	18	6	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
折りたたみベビーベッド	台	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
プライベートルーム	張	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
簡易更衣室（段ボール製）	個	17	0	3	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	3	1	0	0
簡易テント（青PTAM）	張	15	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	1	1
簡易テント（緑ワンタッチ式）	張	5	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
携帯ラジオ	台	41	8	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
		倉庫		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		BOX																							
哺乳瓶	本	965	245	180	0	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	180	0	0	0
ポリ容器	個	79	15	16	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	16	0	0	0
ウォータータンク袋	枚	700	200	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0
段ボールベッド	ｾｯﾄ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボールパーティション	ｾｯﾄ	875	0	0	30	0	100	60	0	0	60	0	0	0	80	40	60	60	30	0	100	30	0	0	225
パーティション	ｾｯﾄ	748	0	94	0	102	0	0	144	52	0	0	213	0	0	0	0	0	0	8	0	0	102	33	0
間仕切りテント（ﾜﾝﾀｯﾁ式）	張	240	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	0	12	12	12	12	12	0	12	12	12	12	12
体温計（非接触型）	個	63	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
空気清浄機	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
衛生用品一式※	式	21	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仮設トイレ（身障者対応）	基	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マンホールトイレ（テント付）	ｾｯﾄ	67	2	5	2	3	3	5	3	2	3	2	3	2	3	3	3	5	2	0	3	5	3	2	3
簡易トイレ（組立式）	個	379	176	45	0	6	6	44	0	0	0	0	0	0	0	6	6	45	0	0	0	45	0	0	0

※「衛生用品一式」内容・・・手指消毒液、フェイスシールド、マスク、ペーパータオル、除菌スプレー、使い捨て手袋、ゴミ袋、防護服（かっぱ）

「新座市防災備蓄状況１～４ブロック（その２）」

備蓄品名	単位	合計	１ブロック（畑中、馬場）			２ブロック（栄、池田、道場、堀ノ内、片山、新塚）									３ブロック（石神、栗原、野寺）							４ブロック（西堀、新堀、本多）			
			福祉の里	第四小学校	畑中公民館	栄小学校	池田小学校	片山小学校	第三中学校	中央公民館	第六中学校	新座総合技術高校	新座高校	児童発達支援センター	八石小学校	野寺小学校	石神小学校	栗原小学校	栗原公民館	栗原ふれあい	第五中学校	西堀小学校	新堀小学校	西新コミセン	総合体育館
簡易電動トイレ	基	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤トイレ(100セット)	箱	147	23	9	4	4	4	10	10	4	4	6	6	4	4	4	4	10	4	3	4	10	4	4	8
ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ(ちり紙ﾀｲﾌﾟ)	ﾊﾟｯｸ	104	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ(ﾛｰﾙﾀｲﾌﾟ)	巻	252	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
ガーゼ（リバガーゼ）	枚	370	80	50	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	0	80	0	0	0
消毒液（希ヨードチンキ）	本	185	40	25	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	40	0	0	0
ｱﾙﾐﾌﾞﾗﾝｹｯﾄ（救急シート）	枚	3,000	200	200	100	200	200	200	200	0	200	0	0	0	200	200	200	200	100	0	200	200	200	0	0
救急セット	式	430	86	86	0	0	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0	0	0	86	0	0	0
救急箱	箱	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
簡易担架	台	29	1	3	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	8	1	0	0
簡易ベッド	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易ベンチ	台	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車イス	台	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テント（3.6m×2.7m）	張	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テント（3.0m×4.5m）	張	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投光器	台	6	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
ＬＥＤパイプライト	本	119 倉庫	6	4	3	4	4	4	4	3	4	6	6	4	4	4	4	4	3	0	4	4	4	4	2
		BOX		2	0	2	2	2	2	0	2	0	0		2	2	2	2	0	2	2	2	2	0	2
発電機	台	71 倉庫	6	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3	4	2	2	2	2	3	0	2	2	2	3	2
		BOX		1	0	1	1	1	1	0	1	0	0		1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1
カセットボンベ	本	477 倉庫	0	10	22	10	10	10	10	34	10	34	34	48	10	10	10	10	36	0	10	10	10	34	34
		BOX		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	1	13	3	3	3	3	3
カセットコンロ	個	21	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ｶﾞｿﾘﾝ（缶詰）	缶	56	4	4	0	4	4	4	4	0	4	0	0	0	4	4	4	4	0	0	4	4	4	0	0
混合ｶﾞｿﾘﾝ（缶詰）	缶	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
エンジンカッター	台	6	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
チェーンソー	台	8	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0
防じんゴーグル	個	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ﾎｰﾘｰﾂｰﾙ（こじあけ具、万能枠）	本	6	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
救助ジャッキ（油圧）	台	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
救助ジャッキ（手動）	台	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
リヤカー	台	6	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
台車	台	6	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブルーシート	枚	108	0	24	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	20	0	0	20
トラロープ	巻	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
軍手	双	166	72	72	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0
とび口	本	26	5	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	0
ハンマー	本	24	5	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	5	0	0	0
スコップ	本	33	12	5	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0
のこぎり	本	16	5	4	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
ツルハシ	本	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木づち	本	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルメット	個	28	13	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
バール	本	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
斧	本	22	1	6	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0
コードリール	巻	24	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
土のう袋	枚	105	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
濾過器	台	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
排水ポンプ	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工具セット	ｾｯﾄ	22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ドライバーセット	ｾｯﾄ	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
ﾉｰﾊﾟﾝｸﾀｲﾔ自転車	台	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「新座市防災備蓄状況５～８ブロック（その１）」

備蓄品名	単位	合計	５ブロック（あたご、菅沢、野火止１～４丁目）							６ブロック（大和田、中野、新座）									７ブロック（北野、東北、東）				８ブロック（野火止５～８丁目）		
			新座市役所	野火止小学校	陣屋小学校	新座中学校	十文字学園	新座消防署	市民会館	新座小学校	新開小学校	大和田公民館	大和田小学校	第四中学校	西武台高校	新座柳瀬高校	跡見女子大学	第二老福	東北小学校	立教大学	立教中・高	東北コミセン	ふるさと新座館	東野小学校	第二中学校
食糧合計	食	51,170	2,680	1,440	1,680	5,020	1,440	0	720	5,020	1,680	1,440	1,440	1,440	1,200	1,350	1,200	1,200	5,020	2,600	2,600	1,440	3,860	1,680	5,020
クラッカー	食	29,470	1,680	840	980	2,870	840	0	420	2,870	980	840	840	840	700	700	700	700	2,870	1,400	1,400	840	2,310	980	2,870
アルファ米、米類	食	21,700	1,000	600	700	2,150	600	0	300	2,150	700	600	600	600	500	650	500	500	2,150	1,200	1,200	600	1,550	700	2,150
わかめご飯	*食*	*21,700*	*1,000*	*600*	*700*	*2,150*	*600*	*0*	*300*	*2,150*	*700*	*600*	*600*	*600*	*500*	*650*	*500*	*500*	*2,150*	*1,200*	*1,200*	*600*	*1,550*	*700*	*2,150*
飲料水（500ｍｌ）	本	6,192	240	288	288	240	360	0	144	240	288	360	288	288	144	192	360	192	360	288	264	360	360	288	360
毛布	枚	4,699	120	250	250	300	250	0	50	250	250	100	250	250	219	100	250	30	300	370	250	100	210	250	300
カーペット	枚	240	0	0	0	60	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	60
タオル	枚	720	0	0	0	180	0	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	0	180
肌着（上下）	ｾｯﾄ	240	0	0	0	70	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	30
バケツ	個	36	0	0	0	6	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10
チャッカマン	個	20	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
ローソク	本	120	0	0	0	40	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0
食器セット	式	535	0	0	0	130	0	0	0	130	0	0	0	0	0	0	0	0	145	0	0	0	0	0	130
石鹸	個	311	0	0	0	61	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0	0	0	0	0	85
ちり紙	箱	200	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	50
ｳｪｯﾄﾃｨｯｼｭ（70枚入り）	ﾊﾟｯｸ	95	0	0	0	24	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	24
やかん	個	50	1	1	1	9	1	0	1	8	1	1	1	1	1	1	1	0	8	1	1	1	1	1	8
かまどセット	式	11	0	0	0	1	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1
拡声器	式	24	0	1	1	5	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
懐中電灯	個	53	0	2	2	5	2	0	2	5	2	2	2	2	2	2	2	0	5	2	2	2	2	2	6
乾電池	本	584	0	16	16	96	16	0	16	72	16	16	16	16	16	16	16	0	80	16	16	16	16	16	80
単1	本	288	0	8	8	40	8	0	8	40	8	8	8	8	8	8	8	0	40	8	8	8	8	8	40
単3	本	296	0	8	8	56	8	0	8	32	8	8	8	8	8	8	8	0	40	8	8	8	8	8	40
固形燃料	缶	134	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	84
雨合羽	着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙おむつ（幼児用）	枚	2,622	0	0	0	270	0	0	0	744	0	0	0	0	0	0	0	0	1,008	0	0	0	0	0	600
紙おむつ（成人用）	枚	1,468	0	0	0	304	0	0	0	408	0	0	0	0	0	0	0	0	404	0	0	0	0	0	352
おしりふき（８０枚入り）	ﾊﾟｯｸ	72	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	24
生理用品	枚	19,440	0	0	0	1,080	2,160	0	0	1,080	0	0	0	0	0	0	12,960	0	1,080	0	0	0	0	0	1,080
授乳用ケープ	枚	12	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
妊産婦用下着（上下）	ｾｯﾄ	12	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
折りたたみベビーベッド	台	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
プライベートルーム	張	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
簡易更衣室（段ボール製）	個	17	0	1	1	3	0	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	3
簡易テント（青PTAM）	張	13	4	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0
簡易テント（緑ワンタッチ式）	張	7	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
携帯ラジオ	台	28	倉庫 1	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
			BOX	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
哺乳瓶	本	720	0	0	0	180	0	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	0	180
ポリ容器	個	67	0	0	0	12	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20
ウォータータンク袋	枚	300	0	0	0	0	0	100	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボールベッド	ｾｯﾄ	42	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボールパーティション	ｾｯﾄ	569	229	0	20	50	0	0	0	0	100	0	30	0	0	0	20	0	60	0	0	0	0	30	30
パーティション	ｾｯﾄ	2,169	1,632	102	0	0	0	0	0	102	0	30	0	102	0	147	0	0	0	0	0	24	30	0	0
間仕切りテント（ﾜﾝﾀｯﾁ式）	張	348	144	12	12	12	12	0	0	12	12	12	12	12	0	0	12	0	12	12	12	12	12	12	12
体温計（非接触型）	個	63	3	3	3	3	3	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	3	3	3	3	3	3	3
空気清浄機	台	42	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
衛生用品一式※	式	21	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
仮設トイレ（身障者対応）	基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マンホールトイレ（テント付）	ｾｯﾄ	66	3	3	3	5	2	0	1	5	3	2	3	3	2	3	3	2	5	3	3	2	2	3	5
簡易トイレ（組立式）	個	181	0	0	0	47	0	1	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	44

※「衛生用品一式」内容・・・手指消毒液、フェイスシールド、マスク、ペーパータオル、除菌スプレー、使い捨て手袋、ゴミ袋、防護服（かっぱ）

「新座市防災備蓄状５～８ブロック（その２）」

備蓄品名	単位	合計	５ブロック（あたご、菅沢、野火止１～４丁目）							６ブロック（大和田、中野、新座）									７ブロック（北野、東北、東）				８ブロック（野火止５～８丁目）		
			新座市役所	野火止小学校	陣屋小学校	新座中学校	十文字学園	新座消防署	市民会館	新座小学校	新開小学校	大和田公民館	大和田小学校	第四中学校	西武台高校	新座柳瀬高校	跡見女子大学	第二老福	東北小学校	立教大学	立教中・高	東北コミセン	ふるさと新座館	東野小学校	第二中学校
簡易電動トイレ	基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤トイレ(100セット)	箱	147	35	4	4	10	4	2	3	10	4	4	4	4	4	3	4	2	10	7	7	4	4	4	10
ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ(ちり紙ﾀｲﾌﾟ)	ﾊﾟｯｸ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ(ﾛｰﾙﾀｲﾌﾟ)	巻	252	12	12	12	12	12	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	0	12	12	12	12	12	12	12
ガーゼ（リバガーゼ）	枚	230	0	0	0	50	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	50
消毒液（希ヨードチンキ）	本	115	0	0	0	25	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	25
ｱﾙﾐﾌﾞﾗﾝｹｯﾄ（救急シート）	枚	4,000	1,000	200	200	200	100	200	0	200	200	0	200	200	0	0	100	0	200	100	100	200	200	200	200
救急セット	式	338	0	0	0	86	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0	86
救急箱	箱	6	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
簡易担架	台	14	0	0	0	0	0	8	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易ベッド	台	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易ベンチ	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車イス	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テント（3.6m×2.7m）	張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テント（3.0m×4.5m）	張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投光器	台	11	1	0	0	1	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ＬＥＤパイプライト	本	107	4	4	4	4	2	0	0	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	7	1	4	3	4	0
		倉庫																							
		BOX		2	2	2	2		2	2	2	0	6	2	0	0	0		2	0	2	0	0	2	6
発電機	台	71	3	2	2	2	2	9	2	2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	3	2	3	3	2	2
		倉庫																							
		BOX		1	1	1	1		0	1	1	0	1	1	0	0	0		1	0	1	0	0	1	1
カセットボンベ	本	529	41	10	10	10	34	0	22	10	10	34	10	10	22	22	34	24	10	34	34	34	34	10	10
		倉庫																							
		BOX		3	3	3	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3	3
カセットコンロ	個	24	4	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
ｶﾞｿﾘﾝ（缶詰）	缶	44	0	4	4	4	0	4	0	4	4	0	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
混合ｶﾞｿﾘﾝ（缶詰）	缶	5	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
エンジンカッター	台	6	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
チェーンソー	台	8	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
防じんゴーグル	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ﾎｰﾘｰﾂｰﾙ（こじあけ具、万能斧）	本	5	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救助ジャッキ（油圧）	台	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
救助ジャッキ（手動）	台	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
リヤカー	台	5	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
台車	台	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
ブルーシート	枚	142	0	0	0	8	0	54	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	27
トラロープ	巻	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
軍手	双	48	0	0	0	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	12
とび口	本	25	0	0	0	5	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	6
ハンマー	本	18	0	0	0	5	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5
スコップ	本	25	0	0	0	5	0	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
のこぎり	本	13	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5
ツルハシ	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木づち	本	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルメット	個	22	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	5
バール	本	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
斧	本	22	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6
コードリール	巻	21	0	1	1	1	1	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
土のう袋	枚	10,216	9,491	5	5	5	5	630	0	5	5	5	5	5	5	5	5	0	5	5	5	5	5	5	5
濾過器	台	5	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
排水ポンプ	台	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工具セット	ｾｯﾄ	20	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
ドライバーセット	ｾｯﾄ	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ﾉｰﾊﾟﾝｸｸﾀｲﾔ自転車	台	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【 資料編 】第２．４「危機管理部局以外が保有する非常用備品等」

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

品　名	数量	単位	所管課
非常用ブランケット	100	枚	環境課
簡易トイレ	32	組	環境課
マスク	80	枚	環境課
カンパン	72	缶	環境課
備蓄水（2 リットル）	12	本	環境課
毛布	10	枚	環境課
ブルーシート	1	枚	環境課
エンジンカッター	1	台	環境課
油圧ジャッキ	1	台	環境課
マスク	282,400	枚	保健センター
手指消毒液（5L）	79	本	保健センター
防護服	335	組	保健センター
応急危険度判定ステッカー	1	式	建築審査課
応急危険度判定票	1	式	建築審査課
応急危険度判定士腕章	380	個	建築審査課
応急危険度判定用クラックスケール	197	個	建築審査課
応急危険度判定士用ホイッスル	25	個	建築審査課
応急危険度判定士用方位磁石	25	個	建築審査課
応急危険度判定用懐中電灯	19	個	建築審査課
応急危険度判定用ハンマー	26	個	建築審査課
応急危険度判定士用軍手	2,508	組	建築審査課
応急危険度判定用下げ振り保持器	204	個	建築審査課
応急危険度判定士用反射ジャケット	19	着	建築審査課
応急危険度判定士用雨具	20	着	建築審査課
応急危険度判定士用防塵マスク	1	式	建築審査課
応急危険度判定士用携行バッグ	28	個	建築審査課
応急危険度判定士用ヘルメット	49	個	建築審査課
応急危険度判定士用色鉛筆	1	式	建築審査課
応急危険度判定士用携行バインダー	320	冊	建築審査課
発電機	1	台	下水道課
水中ポンプ	1	台	下水道課

※保健センター管理のマスク、手指消毒液、防護服については、新型インフルエンザに備えた備品である。

【 資料編 】第２．５「浄水場施設（貯水能力）」

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設設備	西堀浄水場 （本多1-4-26）	片山浄水場 （野寺4-10-6）	野火止浄水場 （野火止7-20-9）	新座団地給水場 （新座3-3-21）
取水設備 （１日当たり）	１号取水井 1,000m³ ２号取水井 1,300m³ ３号取水井 1,200m³ ４号取水井 1,500m³ ５号取水井 1,000m³ ６号取水井 1,000m³ ７号取水井 1,200m³ ８号取水井 1,200m³	１号取水井　休止中 ２号取水井 1,200m³ ３号取水井 1,000m³ ４号取水井 1,200m³ ５号取水井 1,100m³ ６号取水井 1,700m³	１号取水井　休止中 ２号取水井 1,300m³ ３号取水井 1,300m³ ４号取水井 1,300m³ ５号取水井 1,000m³	１号取水井　600m³
	計　9,400m³/日	計　6,200m³/日	計　4,900m³/日	計　600m³/日
受配水設備 受･配水池	5,000m³－2池 2,500m³－2池	1,340m³－1池 1,790m³－1池 3,000m³－2池	2,300m³－1池 2,500m³－1池	980m³－1池
	計 15,000m³	計 9,130m³	計 4,800m³	計 980m³
配水設備 高架水槽	（高区） 1,300m³－1池 （低区） 3,900m³－1池	（高層） 1,000m³－1池 （低層）着水井 1,000m³－1池	4,000㎥－1池	
	計　5,200m³	計　2,000m³	計　4,000m³	
発電設備 自家発電機	500KVA　1基	300KVA　1基	300KVA　1基	88.5KVA　1基

注）各浄水場取水設備の取水量は、新座市水道事業経営変更認可申請（第 4 期拡張変更）の数値である。

【 資料編 】第２．６「災害用指定井戸」

（令和７年７月１日現在）

No.		井戸場所
1	並木　辰巳	畑中１－７－３１付近
2	大畑　浩	畑中２－３－２５
3	㈱ホープNo.2	馬場１－１付近
4	木下　敬一	馬場１－４付近
5	並木　三郎	馬場１－４付近
6	矢島　君枝	馬場２－２－３１
7	栃南建材㈱	馬場２－６－２
8	清水　亮	馬場３－７－１３
9	榎本　雄治	馬場３－９－５
10	㈱ホープNo.1((㈱コスモ)	馬場４－２－４
11	榎本　和夫	馬場４－４－２７
12	榎本　堅 No.2	堀ノ内１－２付近
13	本多　誠治	堀ノ内１－４－２４
14	榎本　堅	堀ノ内１－７－２５
15	榎本　信昭	堀ノ内２－１－５０
16	中里　貞夫	堀ノ内２―９－９
17	野島　彰二	堀ノ内３－３－３０
18	大塚　聡	堀ノ内３－８－１３
19	薗部　友宏	道場１－１３－１７
20	大澤　寛	道場２－８－１１
21	松本　恵	道場２－１８－１３
22	貫井　秀夫	片山１－１０－２
23	浅海　隆	片山１－１５－２３
24	笠原　道男	片山２－１－１３
25	貫井　俊次	片山２－６－１７
26	貫井　俊次 No.2	片山３－６－２６付近
27	田中　誠治	池田２－２－４０
28	並木　大治	池田３－７－１６
29	新井　富子	石神２－１２－３１
30	西山　義明	石神４－２－３
31	髙野　正次	石神４－９－１９
32	鈴木　克典	石神４－１２－１５
33	石井　勇	野寺１－１－１１
34	本多　政行	野寺２－１－３３
35	吉川　幸夫	野寺２－３－１３
36	本多　政行 No.2	野寺３－６付近
37	新倉　昭久	野寺４－３－１４
38	石井　義和	野寺４－１１－２４
39	高橋　晴子	栗原１－２－２３
40	原井　忠雄	栗原２－２－１５

No.		井戸場所
41	高橋　一二	栗原３－８－１９
42	近藤　昭一	栗原３－９－２１
43	髙橋　正一	栗原３－１１－５
44	菅原　伊左雄	栗原６－９－１３
45	黒川　初江	栗原６－１０－２９
46	土屋　誠	新堀１－７－５９
47	小糸　美知子	新堀１－１１－２１
48	関　武則	新堀２－８－３４
49	小糸　浩二	新堀２－１４－２６
50	中島　栄	新堀３－９－２２
51	佐藤　幸男	西堀１－２－７
52	渡邊　眞佐人	西堀１－１１－３１
53	加藤　代志子	西堀３―１―１２
54	渡邊　朗	西堀３－５－１９
55	(株)並木産業	本多１－５－５
56	野島　清	本多１－６－５
57	黍塚　静子	本多１－１７－１５
58	蛭間　俊彦	菅沢１－６－５
59	金子　武徳	あたご２－１－１
60	田畑　安治	野火止２－３－７
61	岸　時子	野火止２－６－１５
62	高橋　昭男	野火止２－６－２０
63	岸　治夫	野火止２－６－２９
64	神田　豊明	野火止２－１０－４１
65	田中　広之	野火止３－５－１０
66	長谷川　孝司	野火止３－３－１５
67	㈱不二家埼玉工場	野火止４－１９－２１
68	清水　宏	野火止６－７－１３
69	細沼　利通	中野１－１３－３付近
70	栗原　貞一	中野２－１１付近
71	㈱東日本宇佐美	大和田２－５－２３
72	田中　茂義	大和田１－１８－５
73	サンケン電気㈱	北野３－６－３
74	鳥塚　眞一	東２－５－２９

【 資料編 】第２．７「消防水利の現況」

（令和 7 年 7 月 1 日現在）

区分 / 水利種別		新座市 公設	新座市 指定
総　数		1,546　(83)	385　(140)
消火栓		1,283	9
防火水槽	20m³以上　40m³未満	14	1
	40m³以上　60m³未満	219　(70)	229　(73)
	60m³以上 100m³未満	22　(6)	111　(48)
	100m³以上	8　(7)	35　(19)
	小　計	263　(83)	376　(140)
プール		15	－

注）（　）内の数字は、耐震の数を示す。

【 資料編 】第２．８「消防団車庫等の現況」

（令和 7 年 7 月 1 日現在）

分団名	所在地	構造（階数）	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）
消防団本部	野火止一丁目 1-1	新座市役所内(地下１階)	－	－	－
本部分団	〃	〃	－	－	－
第１分団	畑中二丁目 10-31	軽量鉄骨造(２階建)	194.5	44.5	89.1
第２分団	道場一丁目 10-9	軽量鉄骨造(２階建)	275.8	40.6	80.4
第３分団	野寺一丁目 4-10	軽量鉄骨造(２階建)	261.3	44.5	89.1
第４分団	西堀三丁目 2-20	軽量鉄骨造(２階建)	222.4	44.5	89.1
第５分団	野火止三丁目 13-10	軽量鉄骨造(２階建)	155.91	69.03	129.6
第６分団	中野一丁目 5-3	軽量鉄骨造(２階建)	240.0	46.3	92.7
第７分団	東北二丁目 16-5	軽量鉄骨造(２階建)	198.4	44.5	89.1
第８分団	野火止七丁目 6-18	軽量鉄骨造(２階建)	191.8	46.4	89.1

【 資料編 】第２．９「消防団保有車両の現況」

（令和７年７月１日現在）

規格等 / 分団名	車両名称	車両・型式	型別	ポンプ	購入年月日
本部分団	本部分団	トヨタ DBA－AGH30W	ﾜﾝﾎﾞｯｸｽ	－	H28年10月
		ダイハツ EBD-S331W	軽自動車	B-2	H26年 3月
第１分団	第１分団	日野 2DG-XZU640M	CD-1	A-2	R6年 9月
第２分団	第２分団	日野 SKG-XZU640M	CD-1	A-2	H23年10月
第３分団	第３分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H23年 1月
第４分団	第４分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H19年 9月
第５分団	第５分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H20年10月
第６分団	第６分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H19年 9月
第７分団	第７分団	いすゞ PB-NKR81N	CD-1	A-2	H18年 9月
第８分団	第８分団	いすゞ 2RG-NKR88M	CD-1	A-2	R6年 12月

【 資料編 】第２．１０「消防・救出機器（新座市消防団）」

（令和７年７月１日現在）

所属	人員	主要資器材		
		実動車	ﾎｰｽ配置数	その他
消防団本部	48人	－	－	－
本部分団	12人	広報１（広報車）	－	拡声器等
		（ポンプ車）（B-2）	4本	無線
第１分団	16人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第２分団	13人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第３分団	21人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第４分団	15人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第５分団	15人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第６分団	8人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第７分団	23人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第８分団	14人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
合　計	185人			

【 資料編 】第２．１１「消防団員配置状況」

（令和 7 年 7 月 1 日現在）

階級 / 分団名	団員数	消防団員の階級						
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
消防団本部	48人	1	2					45
本部分団	12人			1	1	2	3	5
第１分団	16人			1	1	2	3	9
第２分団	13人			1	1	2	3	6
第３分団	21人			1	1	2	3	14
第４分団	15人			1	1	2	3	8
第５分団	15人			1	1	2	3	8
第６分団	8人			1	1	2	3	1
第７分団	23人			1	1	2	3	10
第８分団	14人			1	1	2	3	7
合　計	185人	1	2	10	10	20	30	113

【 資料編 】第２．１２「自主防災会」

（令和 7 年 7 月 1 日現在）

No.	名　称	設立年月日	No.	名　称	設立年月日
1	畑中自主防災会	平成 8年 9月 1日	31	新座二丁目自主防災会	平成10年 2月 1日
2	石神自主防災会	平成 8年 9月 1日	32	東三丁目自主防災会	平成10年 4月 1日
3	西分自主防災会	平成 8年 9月 1日	33	栄三丁目自主防災会	平成10年 4月 1日
4	野火止一丁目自主防災会	平成 8年 9月 1日	34	東一丁目自主防災会	平成10年 4月 5日
5	新堀二丁目自主防災会	平成 8年10月 1日	35	馬場三丁目自主防災会	平成10年 7月20日
6	道場自主防災会	平成 8年11月 1日	36	菅沢自主防災会	平成10年 9月 1日
7	栄五丁目自主防災会	平成 8年11月15日	37	新座リバーサイド自主防災会	平成10年 9月30日
8	北原自主防災会	平成 8年12月 1日	38	中野自主防災会	平成10年12月 1日
9	野火止上六自主防災会	平成 8年12月 1日	39	本多自主防災会	平成11年 1月28日
10	新堀三丁目自主防災会	平成 8年12月11日	40	大和田一・二丁目自主防災会	平成11年 5月 9日
11	あたご三丁目自主防災会	平成 8年12月13日	41	池田自主防災会	平成11年10月24日
12	野火止上自主防災会	平成 9年 1月 1日	42	栗原一丁目自主防災会	平成12年 4月25日
13	野寺自主防災会	平成 9年 1月 1日	43	新座一丁目自主防災会	平成12年 5月 7日
14	新堀一丁目自主防災会	平成 9年 2月 1日	44	北野三丁目自主防災会	平成12年 7月 9日
15	西堀自主防災会	平成 9年 2月 2日	45	栗原四丁目自主防災会	平成12年 7月18日
16	馬場一丁目自主防災会	平成 9年 4月 1日	46	野火止上五自主防災会	平成13年 4月 1日
17	栄四丁目自主防災会	平成 9年 4月 1日	47	大和田五丁目自主防災会	平成13年 4月22日
18	東二丁目自主防災会	平成 9年 4月 1日	48	マーテルヒルズ自主防災会	平成13年11月 1日
19	栗原五丁目自主防災会	平成 9年 7月13日	49	馬場四丁目自主防災会	平成14年 2月 2日
20	栗原六丁目自主防災会	平成 9年 9月 1日	50	ｴｸﾚｰﾙ武蔵野ﾋﾙｽﾞ自主防災会	平成14年 2月 8日
21	野火止住宅自治会自主防災会	平成 9年 9月 1日	51	栗原三丁目自主防災会	平成14年 4月 1日
22	新座団地自主防災会	平成 9年 9月 1日	52	新座馬場住宅自主防災会	平成14年 4月 1日
23	新座住宅自主防災会	平成 9年 9月 1日	53	栗原二丁目自主防災会	平成14年 8月 3日
24	片山自主防災会	平成 9年 9月14日	54	馬場二丁目自主防災会	平成15年11月 1日
25	新栄自主防災会	平成 9年10月 1日	55	野火止中自主防災会	平成16年 1月25日
26	東北二丁目自主防災会	平成 9年11月 1日	56	北野一・二丁目自主防災会	平成16年10月31日
27	野火止南団地自主防災会	平成 9年11月 7日	57	野火止下自主防災会	平成17年 2月 4日
28	中原自主防災会	平成 9年12月 1日	58	東北一丁目自主防災会	平成17年11月 1日
29	大和田三・四丁目自主防災会	平成 9年12月24日	59	武蔵野北ｽｶｲﾊｲﾂ自主防災会	平成22年 4月30日
30	堀ノ内自主防災会	平成10年 1月10日	60	野火止四丁目上自主防災会	平成24年 4月 1日
			61	新塚新座住宅自主防災会	平成25年 4月 1日

【 資料編 】第２．１３「地区防災計画一覧」

（令和 7 年 7 月 1 日現在）

団体名称	策定年月
栄四丁目町会・自主防災会	平成 29 年 4 月
栗原三丁目町内会・自主防災会	平成 14 年 1 月
石神町会・自主防災会	平成 26 年 10 月
北原町会・石神町会・堀ノ内町内会合同	平成 30 年 5 月
西堀町内会	平成 26 年 9 月
本多自主防災会	平成 29 年 4 月
野火止四丁目自主防災会	平成 28 年 12 月
新座リバーサイド管理組合・自治会	平成 24 年
東一丁目自主防災会	平成 27 年 5 月
新堀二丁目自治連合会 新堀二丁目自主防災会	令和元年 11 月
あたご三丁目町会	令和元年 12 月
北野一・二丁目自主防災会	令和 5 年 4 月
馬場三丁目町内会	令和 6 年 9 月

※　団体名称は、計画の提出にあった記載に準ずる。

【 資料編 】第２．１４「新座市建設業防災協力会連絡先」

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名称	所在地	電話番号
越前谷建設(株)	新堀一丁目 2-2	042-493-5826
奥山ロードサービス(株)	野火止二丁目 7-16	048-477-3588
(株)菊池興業	石神二丁目 3-4	048-486-9600
(株)コスモ	馬場四丁目 2-4	048-423-3454
(株)三立	野火止七丁目 7-46	048-478-4568
スザキアラキダ㈱	東北一丁目 14-22	048-471-1881
髙野工事(株)	栗原二丁目 3-16	042-472-2977
拓新産業(有)	野火止四丁目 5-11	048-479-7811
㈱司建設	中野二丁目 2-22	048-479-5057
照井土建(株)	大和田四丁目 17-28	048-479-2230
(株)ナカガワロード	石神三丁目 11-29	042-475-0911
(有)中村産業	馬場四丁目 12-3	048-477-5498
(株)ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475
(有)和光建設	大和田五丁目 8-21	048-483-4133

【 資料編 】第２．１５「新座市建設業防災協会連絡先」

（令和７年４月１日現在）

名称	所在地	電話番号
アサカ産業(株)	あたご三丁目 12-29	048-482-2231
(株)浅田工務店	大和田一丁目 6-18	048-478-3081
内野建設㈱　埼玉営業所	中野一丁目 15-18	048-481-2120
大木工業(株)	本多一丁目 10-25	048-479-0031
亀井建設(株)	野火止四丁目 1-5	048-477-6141
河端建設㈱　新座営業所	野火止六丁目 19-1 ハイツサーティーン　１階	048-481-6565
菊池建設㈱　埼玉営業所	片山一丁目 10-25	048-483-2210
(株)共進	朝霞市北原一丁目 4-2	048-473-1006
五洋建設工業(株)	野火止二丁目 8-3	048-481-3645
(株)スズヒロ産業	菅沢二丁目 14-37	048-480-5522
(有)高忠建設	野火止八丁目 15-3	048-477-2423
(株)高津工務店	栗原五丁目 2-12-102	042-421-5400
(株)高橋工務店	栗原四丁目 11-8	042-425-0511
(株)司エンジニアリング	大和田一丁目 9-5	048-478-6555
(有)西健建設	西堀三丁目 2-28	042-491-6100
(株)羽成工務店	北野一丁目 1-1	048-478-1136
(株)平山工業	中野一丁目 16-15	048-481-3043
増木工業(株)	野火止三丁目 10-7	048-477-2007
㈱松永建設　新座営業所	堀ノ内三丁目 3-9-45	048-481-7162
(株)横山建設	あたご二丁目 4-26	048-481-0601
和光建設㈱　新座支店	東北二丁目 25-11	048-487-6201

【 資料編 】第２．１６「新座市造園業防災協力会連絡先」

（令和７年４月１日現在）

名称	所在地	電話番号
榎本造園土木	馬場四丁目 12-5	048-481-4388
(有)太田造園	野火止三丁目 2-14	048-477-3987
(有)垈美塚農園	本多一丁目 17-15	048-477-1109
(有)寿造園企画	堀ノ内一丁目 4-17	048-478-5852
(有)新清	西堀二丁目 10-12	042-491-1321
(有)総合緑地	池田四丁目 3-25	048-479-4348
(株)髙藤園	野火止五丁目 3-31	048-478-3145
(有)髙野造園	栗原二丁目 3-18	042-471-3108
中川造園土木(株)	大和田四丁目 18-6	048-479-5909
(有)増田造園	栗原六丁目 12-3	042-424-3004

【 資料編 】第２．１７「新座市指定水道工事店防災協力会連絡先」

（令和７年４月１日現在）

名称	所在地	電話番号
Ｉ．Ｔ住設(株)	野火止二丁目2-10	048-464-5390
(有)アクア設備工業	野火止六丁目 15-9	048-479-0021
(株)石井設備	野寺二丁目 5-39	048-201-0210
(株)磯野商事	池田二丁目 2-35	048-478-2282
(有)神田設備工業	本多一丁目 12-5	048-478-1744
(株)三立	野火止七丁目 7-46	048-478-4568
(有)高野設備工業所	西堀三丁目 1-21	042-491-1333
(株)髙橋設備工業所	栗原六丁目 10-25	042-423-6626
(株)辻村設備	栄三丁目 7-9	048-478-4973
(株)並木住設	本多一丁目 1-36	048-478-2430
(有)並木水道	野火止三丁目 1-9	048-479-1581
(有)萩原設備	石神二丁目 12-6	048-479-7842
(有)福留設備工業	石神二丁目 3-11	048-481-7476
(有)増根住設	道場一丁目 13-20	048-478-1441
(有)松下工業所	栗原三丁目 11-9	042-421-8413
(株)ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475

【 資料編 】第２．１８「新座市電設防災協力会連絡先」

（令和７年４月１日現在）

名称	所在地	電話番号
(株)アース	野寺三丁目7-30	048-479-3262
(株)井上電機	大和田一丁目 2-6	048-477-2065
(株)中村電気	野火止一丁目 14-5	048-477-2190
馬場電気工業(株)	栗原三丁目 7-29	042-422-0254
(有)ハラデン	新堀一丁目 2-15	042-493-8990
(有)プロクト	馬場三丁目 1-5	048-458-0238
(有)細沼電気商会	大和田四丁目 14-6	048-479-2950
(有)吉田電機	畑中一丁目 15-42	048-477-4020

【 資料編 】第２．１９「防災関係機関」

（その１）

（令和７年４月１日現在）

名称	担当部署	備考
（国関係機関）		
陸上自衛隊第32普通科連隊		
熊谷地方気象台	防災担当	
北首都国道事務所		
関東地方整備局		
（埼玉県関係）		
県庁	災害対策課	
	危機管理課	
	河川砂防課	
さいたま農林振興センター		
朝霞県土整備事務所		
朝霞保健所		
南西部地域振興センター		
（警察・消防）		
新座警察署		
埼玉県南西部消防局		
新座市消防団	（新座市危機管理室）	
（協定締結市等）		
朝霞市	危機管理室	
志木市	防災危機管理課	
和光市	危機管理室	
所沢市	危機管理室	
清瀬市	防災防犯課	
東久留米市	防災防犯課	
東村山市	防災防犯課	７市協定
練馬区	防災計画課	
西東京市	危機管理課	
新潟県十日町市	防災安全課	
茨城県日立市	防災対策課	７市協定
栃木県那須塩原市	危機管理室	
栃木県小山市	危機管理課	７市協定
愛知県豊川市	危機管理課	７市協定
愛知県安城市	危機管理課	７市協定
愛知県西尾市	危機管理課	７市協定
（医療関係）		
朝霞地区医師会		
朝霞地区歯科医師会		
朝霞地区薬剤師会		
新座志木中央総合病院		
高田整形外科病院		
堀ノ内病院		

（その２）

（令和７年４月１日現在）

名称	担当部署	備考
（福祉関係）		
日本赤十字社埼玉県支部	救護・講習課	
	日赤新座市地区	
新座市社会福祉協議会		
（ライフライン関係）		
NTT東日本(株)	埼玉事業部	
東京電力パワーグリッド(株)	志木支社	
東京ガスネットワーク(株)	埼玉支社	
（輸送関係）		
東日本旅客鉄道(株)	東所沢駅	
日本貨物鉄道(株)	新座貨物ターミナル駅	
東武鉄道(株)	志木駅	
東武バスウエスト(株)	新座営業事務所	
西武バス(株)	新座営業所	
国際興業(株)	西浦和営業所	
日本郵便(株)	新座郵便局	
日本通運(株)	埼玉支店	
佐川急便(株)	練馬営業所	
ヤマト運輸(株)	武蔵野主管支店	
埼玉県トラック協会	朝霞支部	（清水運輸）

【 資料編 】第２．２０「防災行政無線（固定系）」

親局設置場所　野火止１－１－１（市役所内）
制御局設置場所　野火止１－１－１（市役所内）

令和７年８月１日現在

番号	受信所名	所在地
1	大和田一丁目(公民館)	大和田１－２６－１６
2	大和田郵便局	大和田４－６－１
3	野火止上北ふれあい公園	野火止５－３３－９番地先
4	新座小学校	新座３－４－１
5	志木駅南口前ビル	東北２－３６－１１
6	東北二丁目東北公園	東北２－４－６番地先
7	大和田集会所	大和田５－１２－２５
8	北野公園	北野３－２０－１５番地先
9	北野第二公園	北野２－８－１２番地先
10	大和田小学校	大和田１－１－３０
11	ＪＡあさか野野火止支店	野火止５－７－２２
12	野火止七丁目道路上	野火止７－１９－１０番地先(浄水場)
13	野火止八丁目１５番歩道上	野火止８－１５－１６番地先
14	ひがし児童遊園	東３－１４－２３番地先
15	野火止三丁目	野火止３－１０－５
16	あたご二丁目	あたご２－５－３４番地先
17	野火止小学校	野火止４－９－１
18	市民総合体育館	本多２－１－２０
19	県営新座菅沢団地	菅沢２－２－５
20	野火止八丁目４番地先	野火止８－４－１２
21	畑中一丁目第５ポケットパーク	畑中１－８－４３番地先
22	畑中公民館	畑中１－１５－５８
23	新座中学校	野火止２－４－１
24	西堀浄水場管理棟	本多１－４－１１
25	新座市役所第二庁舎	野火止１－１－１
26	第三中学校	池田１－１－１
27	池田小学校	池田４－８－４９
28	栄中央集会所	栄４－５－２３
29	新堀三丁目	新堀３－３－２８
30	新堀一丁目駐車場	新堀１－１２－２２番地先
31	西堀小学校	西堀２－１８－３
32	野寺小学校	野寺５－１－２４
33	一本松児童遊園	栗原５－９－１７番地先
34	栗原一丁目第二児童遊園	栗原１－１０－１７番地先

番号	受信所名	所在地
35	石神一丁目	石神１－５－３１番地先
36	栗原小学校	栗原１－５－１
37	老人福祉センター	堀ノ内２－３－４５
38	片山小学校	片山１－８－３１
39	八石小学校	野寺２－８－４５
40	片山集会所	片山２－１２－７
41	第五中学校	野寺４－８－１
42	中野二丁目	中野２－１１－２１
43	新開小学校	大和田１－２２－１０
44	栄一丁目児童遊園	栄１－２－２４番地先
45	下東公園	東北２－９番地内
46	県営新座馬場団地	馬場４－１２－５８
47	千代田橋	畑中２－１４（河川敷）
48	堀ノ内二丁目第二児童遊園	堀ノ内２－７－２２番地先（河川敷）
49	石神四丁目瀧見観音	石神４－９地内
50	畑中三丁目	畑中３－７－１４付近
51	東北小学校	北野３－１－１
52	西堀集会所	西堀１－１０－３２
53	上東公園	東２－４－８番地先
54	石神会館	石神４－４－１０
55	片山ファミリープール跡地	道場１－１３－５０
56	新堀ふれあいの家	新堀２－７－２９
57	馬場第二公園	馬場２－５－１８番地先
58	栗原公民館	栗原３－８－３４
59	福祉の里	新塚１－４－５
60	野火止五丁目第３ポケットパーク	野火止５－１８－２１番地先
61	石神一丁目１０番地先	石神１－１０地内
62	新座二丁目歩道上	新座２－２－５番地先
63	新座三丁目歩道上	新座３－５－１２番地先
64	池田・前原集会所	池田５－１０－２９
65	野火止八丁目２１番地先	野火止８－２１－３番地先
66	中野一丁目道路上	中野１－６－５番地先
67	新堀三丁目歩道上	新堀３－９－３２番地先
68	栗原五丁目歩道上	栗原５－１－３番地先
69	あたご三丁目歩道上	あたご３－１１－１１番地先
70	大和田四丁目道路上	大和田４－１２－１番地先
71	十文字学園	菅沢２－１－２８
72	栗原の森集会所	栗原２－４－４１
73	西堀二丁目児童遊園	西堀２－１０－２９番地先

番号	受信所名	所在地
74	北野・東北集会所	北野３－８－２６
75	野火止用水公園	野火止６－１－４８番地先
76	陣屋小学校	野火止１－１８－２０
77	中野一丁目（防火水槽用地内）	中野１－１６－６番地先
78	大和田三本木墓地	大和田３－２－１６番地先
79	県営新座野火止南団地	野火止３－１６－５１番地先

【 資料編 】第２．２１「市各部保有車両台数」

（令和 7 年 8 月 1 日現在）

部名	乗用	貨物	軽乗用	特殊車		バイク	計
				消防車	その他		
総合政策部							
総務部							
財政部	4	2	13				19
市民生活部		3	2				5
総合福祉部	2	1	8				11
こども未来部	1		2				3
いきいき健康部		2	9			12	23
まちづくり未来部	1	8					9
インフラ整備部		19	2		1		22
教育委員会		12	9		1		22
その他部局室	1	2		9	2		14
計	9	50	45	9	3	12	128

【 資料編 】第２．２２「燃料調達先」

（令和 7 年 8 月 1 日現在）

名称		所在地	電話番号
ガソリン	(株)並木産業　新座店	本多一丁目 5-5	048－477－3850
	(株)並木産業　新座東店	野火止七丁目 18-5	048－482－6267
	(株)並木産業　新座中央店	野火止八丁目 1-25	048－477－3042
	(有)山崎商会	馬場四丁目 6-5	048－478－4465
ＬＰガス	岩渕液化ガス(株)	東北二丁目 1-5	048－486－5311
	(株)エクシング戸田営業所	戸田市中町二丁目 19-9	048－442－1400
	東上ガス(株)埼玉西部支店	三芳町上富 1943-4	049－258－3233
	(株)エネアーク関東　新座支店	畑中一丁目 24-5	048－479－3921
	橋本産業(株)	野火止七丁目 15-2	048－480－6711
	野島ガス(株)	道場二丁目 14-2	048－478－4332
	(有)長田燃料店	栗原五丁目 10-10	042－421－8338

【 資料編 】第２．２３「新座市指定給水装置工事事業者一覧」

（令和 7 年 8 月 1 日現在）

番号	名称	所在地	電話番号
1	(株)ノグチ	あたご三丁目 9-12	048-211-9901
2	(有)浮田工業	あたご三丁目 1888-1	048-497-2856
3	(株)磯野商事	池田二丁目 2-35	048-478-2282
4	(有)ナミヨシ設備	池田四丁目 3-11	048-477-4847
5	(有)福留設備工業	石神二丁目 3-11	048-481-7476
6	たすかる水道サービス	石神二丁目 12-5	048-483-0268
7	(有)萩原設備	石神二丁目 12-6	048-479-7842
8	エフワイテック	石神四丁目 5-1	042-427-4042
9	(有)鯉川設備	石神四丁目 7-19	042-474-4072
10	(株)Ｙ’ｓ　ｗｏｒｋｓ	石神四丁目 12-13	042-479-4941
11	平野水道店	石神五丁目 1-28	042-420-5861
12	山大物産(株)	大和田三丁目 10-26	048-481-3845
13	(株)金子設備工事	大和田四丁目 8-3	048-479-4168
14	(株)コスモ	片山一丁目 15-4	048-482-7122
15	横田設備工業(株)埼玉支店	片山一丁目 15-31	048-479-9404
16	(株)清水設備	片山一丁目 19-17	048-477-7595
17	針ヶ谷設備工業(株)	北野一丁目 1-3	048-477-1351
18	(株)植木水道	北野二丁目 16-2	048-477-6431
19	(有)鈴雄設備	栗原一丁目 1-17	042-474-6140
20	(株)ＪＯＩＮＴＳ	栗原一丁目 6-42	090-3875-2932
21	(有)松下工業所	栗原三丁目 11-9	042-421-8413
22	(有)金子工業所	栗原五丁目 3-18	042-421-7859
23	(株)ＷＡＴＥＲ　ＷＯＲＫＳ　ＷＡＴ	栗原五丁目 17-22 Ａフィールド 2Ｆ	042-424-0234
24	(株)髙橋設備工業所	栗原六丁目 10-25	042-423-6626
25	(株)辻村設備	栄三丁目 7-9	048-478-4977
26	丸大工業(株)	栄四丁目 6-30	048-477-0211
27	エイト設備工業	栄五丁目 7-29	080-1331-6596
28	(有)システムプラミングちの	栄五丁目 10-41	048-478-1508
29	(有)新島設備工業	道場一丁目 2-31	048-482-5268
30	(有)増根住設	道場一丁目 13-20	048-478-1441
31	(株)水道修理の専門店昭和水道サービス	東北二丁目 39-10 ドゥーゼット弐番館 6Ｆ	03-4570-7102
32	(株)くらしメンテ	中野一丁目 10-24	048-483-5410
33	(株)祐栄設備工業	西堀二丁目 8-45	042-420-5803
34	(有)高野設備工業所	西堀三丁目 1-21	042-491-1333
35	(株)石井設備	野寺二丁目 5-39	048-201-0210
36	ライズワン設備工業	野火止一丁目 13-47	048-483-4321

番号	名称	所在地	電話番号
37	アイコー設備	野火止二丁目 6-3	048-458-0602
38	(有)菅沼設備	野火止二丁目 7-16	048-483-1323
39	(有)並木水道	野火止三丁目 1-9	048-479-1581
40	(株)ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475
41	(有)アクア設備工業	野火止六丁目 15-9	048-479-0021
42	(株)三立	野火止七丁目 7-46	048-478-4568
43	東京ガスライフアサヒ(株)	野火止七丁目 11-3	048-482-1126
44	(有)オオハタ商事	畑中二丁目 1-10	048-478-7246
45	(有)光風エアコン	畑中二丁目 15-23	048-479-8521
46	(株)和田設備	畑中三丁目 3-1-606	048-479-7069
47	(有)小原設備工業	馬場一丁目 9-29	048-487-8976
48	(株)きくちライフサービス	馬場一丁目 11-15	048-478-8190
49	(有)三信技建	馬場二丁目 5-19	048-481-7980
50	瀧島商事(株)新座営業所	馬場三丁目 11-13	048-477-1031
51	(有)中村産業	馬場四丁目 12-3	048-477-5498
52	(株)埼京住設工業	馬場四丁目 13-1	048-481-8516
53	(株)並木住設	本多一丁目 1-36	048-478-2430
54	(有)神田設備工業	本多一丁目 12-5	048-478-1744
55	(株)新成設備工業	本多一丁目 14-57	048-489-5358

※　新座市内業者のみ掲載

資料）水道業務課

【 資料編 】第２．２４「火葬場」

（令和 7 年 7 月 1 日現在）

名称	所在地	能力	電話番号
さいたま市浦和斎場	さいたま市桜区下大久保 1523-1	1 日 21体	048-855-6246
さいたま市大宮聖苑	さいたま市見沼区染谷 2-350-1	1 日 21体	048-682-2800
戸田葬祭場	板橋区舟渡 4-15-1	1 日 74体	03-3966-4241
所沢市斎場	所沢市北原町 1282	1 日 12体	04-2993-9931

【 資料編 】第２．２５「市民葬の市指定委託葬儀社」

（令和 7 年 8 月 1 日現在）

NO.	名称	電話番号	所在地
1	(株)西部典礼	048(471)8880	新座市東北二丁目27番2号
2	(株)東上セレモサービス	048(472)6136	新座市東北二丁目27番3号
3	(株)埼玉金周	0120(49)5541	新座市東北二丁目29番8号
4	(株)東邦寝台（葬祭部）	048(477)3177	新座市大和田一丁目25番20号
5	(株)セレモメモリー	048(479)8811	新座市大和田五丁目11番15号
6	(有)さいたま葬祭	048(480)3457	新座市野火止七丁目7番20号
7	(株)花輪式典	048(480)1026	新座市野火止八丁目11番19号
8	むさしの式典サービス	048(486)1840	新座市畑中一丁目17番52号
9	(株)日本博礼社	042(477)0044	新座市野寺二丁目20番20号
10	愛セレモニー(有)	042(473)6439	新座市栗原一丁目2番2号
11	(株)ヨーコー	0120(544)100	新座市栗原三丁目5番15号
12	(有)あさか葬祭	048(450)0694	朝霞市根岸台一丁目7番11号
13	さくら商事(株)	048(463)8640	朝霞市溝沼六丁目15番4号
14	(有)桜フラワー	0120(676)785	朝霞市溝沼六丁目15番5号
15	フルールウーノ(株)（福祉葬祭）	048(471)7979	朝霞市浜崎三丁目 8 番 14 号
16	(株)アトラス	048(474)1545	朝霞市浜崎三丁目17番30号
17	(有)サンレイ	048(475)0003	志木市上宗岡一丁目18番46号
18	(株)さいたま奉仕会葬祭センター	0120(442)422	志木市下宗岡二丁目4番18号
19	(有)石原葬儀社	048(471)1198	志木市本町四丁目8番35号
20	(株)サンメモリー(サンメモリー和光)	048(485)1265	和光市下新倉三丁目11番18号
21	(株)セレモニー	048(464)1611	和光市本町15番51号和光ビル2階
22	(株)宇野商店	048(465)0948	和光市白子三丁目29番59号
23	特定非営利活動法人 さいたまＮＰＯ市民助葬会	04(2990)5132	所沢市美原町一丁目2927番地13
24	コスモ葬祭(株)	04(2992)4000	所沢市北原町866番地14
25	(株)金周内田	03(3933)0426	練馬区北町一丁目16番6号
26	(有)きよせ典礼	03(3921)9090	練馬区西大泉六丁目3番7号
27	(株)まきの	03(3929)1040	練馬区上石神井四丁目 9 番 24 号
28	(有)藤式典	042(421)0004	西東京市ひばりが丘北四丁目1番6号
29	(株)三愛メモリアル	042(492)0044	清瀬市元町一丁目7番5号
30	(有)セレモサービス	042(493)0997	清瀬市下清戸二丁目559番地の8
31	アイワセレモニー(有)	048(422)0183	野火止一丁目14番3号
32	こくぼ葬儀社	042(471)5625	石神四丁目6番13号

【 資料編 】第２．２６「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

（令和７年７月１日現在）

施設名	所在地
新座保育園	新座市新座 2-14-60
新座放課後児童保育室	新座市新座 3-4-1
山びこ保育園	新座市大和田 4-18-53
山びこ保育園地域子育て支援センター「山ゆり」	
大和田しらかば幼稚園	新座市大和田 4-16-18
第二新座幼稚園	新座市新座 3-4-12
地域活動支援センター「福祉工房　楓」	新座市大和田 4-16-40
就労継続支援Ｂ型事業所「シンフォニー」	新座市新座 3-3-20-105
就労継続支援Ｂ型事業所「くるみの木」	新座市大和田 4-13-10
障害者地域活動センターふらっと	新座市大和田 4-13-17
須田整形外科	新座市新座 3-3-14
新座小学校	新座市新座 3-4-1
第四中学校	新座市大和田 4-17-1
新座柳瀬高校	新座市大和田 4-12-1
西武台高校	新座市中野 2-9-1
第二老人福祉センター	新座市大和田 4-18-41
第一新座幼稚園	新座市大和田 4-2-24
キッズビー　キャンパス	新座市新座 2-8-14
イノベル新座Ａ	新座市新座 2-9-20

【 資料編 】第２．２７「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

（令和７年７月１日現在）

施設名	所在地
生活介護事業所「けやきの家」	新座市道場 1-13-50
ソーシャルインクルー新座野寺	新座市野寺 1-3-18
明彩幼稚園	新座市野寺 1-11-10
まこと保育園	新座市石神 4-5-18
妙音沢もみじ保育園	新座市馬場 3-8-20
どろんこ保育園	新座市畑中 2-17-34
にいざ馬場保育園	新座市馬場 3-11-13　瀧商ビル 102
第四小学校	新座市馬場 3-6-1
第四放課後児童保育室	新座市馬場 3-6-1
第三中学校	新座市池田 1-1-1
エクラシア新座馬場	新座市馬場 2-6-5
ツクイ新座	新座市道場 2-6-3
多機能ホームまどか	新座市石神 4-4-33
堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31

【 資料編 】第２．２８「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

（令和７年７月１日現在）

施設名	所在地
市立第二保育園	新座市栗原 3-7-40
西武台高校	新座市中野 2-9-1
新座高校	新座市池田 1-1-2

【参考】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成十三年三月二十三日
告示第三百九十三号
改正

平成一四年　五月一七日告示第九四三号
平成一六年　一月　六日告示第八号
平成一六年　四月三〇日告示第九八七号
平成一七年　七月二六日告示第一五〇六号
平成一八年　四月二八日告示第八一三号
平成一九年　六月二九日告示第一〇四四号
平成二〇年　六月二〇日告示第八四五号
平成二一年一〇月　九日告示第一三四四号
平成二二年　七月　二日告示第九五五号
平成二四年　八月一〇日告示第一一二二号
平成二六年　一月二八日告示第九六号
平成二六年　五月二三日告示第七七一号
平成二七年　五月　一日告示第四九二号
平成二八年　四月二六日告示第五八七号
平成二九年　五月一二日告示第五九四号
平成三〇年　五月二五日告示第五七四号
令和　二年　二月二八日告示第一三三号
令和　三年　八月一〇日告示第九三二号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

昭和四十年埼玉県告示第六百三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

第一章　救助の程度、方法及び期間

第一条　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）
第二条　法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難所
イ　災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
ロ　原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。
ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。
ニ　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
ホ　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。
ヘ　法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。
二　応急仮設住宅
応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。
イ　建設型応急住宅
（１）　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
（２）　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。
（３）　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
（４）　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
（５）　建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
（６）　建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百

一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
（７）　建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。
ロ　賃貸型応急住宅
（１）　賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（２）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
（２）　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
（３）　賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ（６）と同様の期間とすること。
（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）
第三条　法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一　炊き出しその他による食品の給与
イ　避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
ロ　被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。
ニ　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。
二　飲料水の供給
イ　災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
ロ　飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
ハ　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。
（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）
第四条　法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
イ　被服、寝具及び身の回り品
ロ　日用品
ハ　炊事用具及び食器
ニ　光熱材料
三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。

以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。
イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
一人世帯
二万三百円（夏季）
三万三千七百円（冬季）
二人世帯
二万六千百円（夏季）
四万三千五百円（冬季）
三人世帯
三万八千七百円（夏季）
六万六百円（冬季）
四人世帯
四万六千二百円（夏季）
七万九百円（冬季）
五人世帯
五万八千五百円（夏季）
八万九千三百円（冬季）
世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
八千五百円（夏季）
一万二千三百円（冬季）
ロ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
一人世帯
六千七百円（夏季）
一万七百円（冬季）
二人世帯
八千九百円（夏季）
一万四千円（冬季）
三人世帯
一万三千四百円（夏季）
一万九千九百円（冬季）
四人世帯
一万六千三百円（夏季）
二万三千六百円（冬季）
五人世帯
二万五百円（夏季）
二万九千八百円（冬季）
世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
二千九百円（夏季）
三千九百円（冬季）
四　生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。
（医療及び助産）

第五条　法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　医療
イ　災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものであること。
ロ　救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
ハ　次の範囲内において行うこと。
（１）　診療
（２）　薬剤又は治療材料の支給
（３）　処置、手術その他の治療及び施術
（４）　病院又は診療所への収容
（５）　看護
ニ　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。
ホ　医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。
二　助産
イ　災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものであること。
ロ　次の範囲内において行うこと。
（１）　分べんの介助
（２）　分べん前及び分べん後の処置
（３）　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
ハ　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。
ニ　助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。
（被災者の救出）
第六条　法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
二　被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
三　被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。
（被災した住宅の応急修理）
第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度

に住家が半壊した者に対して行うものであること。
二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
⑴　⑵に掲げる世帯以外の世帯　七十三万九千円
⑵　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十五万八千円
三　住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。
（生業に必要な資金の貸与）
第八条　法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
二　生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
三　生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。
イ　生業費
一件当たり　三万円
ロ　就職支度費
一件当たり　一万五千円
四　生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。
イ　貸与期間　二年以内
ロ　利子　無利子
五　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。
（学用品の給与）
第九条　法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
イ　教科書
ロ　文房具
ハ　通学用品
三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。
イ　教科書代

（１）　小学校児童及び中学校生徒
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
（２）　高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
ロ　文房具費及び通学用品費
（１）　小学校児童
一人当たり　五千五百円
（２）　中学校生徒
一人当たり　五千八百円
（３）　高等学校等生徒
一人当たり　六千三百円
四　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。
（埋葬）
第十条　法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
二　原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
イ　棺（附属品を含む。）
ロ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
ハ　骨つぼ及び骨箱
三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。
四　埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
（死体の捜索及び処理）
第十一条　法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一　死体の捜索
イ　災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
ロ　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
ハ　死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
二　死体の処理
イ　災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
ロ　次の範囲内において行うこと。
（１）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
（２）　死体の一時保存
（３）　検案
ハ　検案は、原則として救護班において行うこと。
ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当り三千七百円以内とすること。
（２）　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当り五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
（３）　救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。
ホ　死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）
第十二条　法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とすること。
三　障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。
（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）
第十三条　法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
一　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
イ　被災者（法第四条第二項の救助にあっては避難者）の避難に係る支援
ロ　医療及び助産
ハ　被災者の救出
ニ　飲料水の供給
ホ　死体の捜索
ヘ　死体の処理
ト　救済用物資の整理配分
二　救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
三　救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。
第二章　実費弁償
（実費弁償）
第十四条　法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一　令第四条第一号から第四号までに規定する者
イ　日当（一人一日当たり）

（１）　医師及び歯科医師
二万千七百円以内
（２）　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士
一万五千百円以内
（３）　保健師、助産師、看護師及び准看護師
一万五千六百円以内
（４）　土木技術者及び建築技術者
一万五千二百円以内
（５）　救急救命士
一万四千七百円以内
（６）　大工
二万五千六百円以内
（７）　左官
二万六千八百円以内
（８）　とび職
二万七千三百円以内
ロ　時間外勤務手当
職種ごとに、イの（１）から（８）までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。
ハ　旅費
職種ごとに、イの（１）から（８）までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）において定める額以内とすること。
二　令第四条第五号から第十号までに規定する者
業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。
第三章　災害救助事務
（救助事務費）
第十五条　法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。
一　救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。
イ　時間外勤務手当
ロ　賃金職員等雇上費
ハ　旅費
ニ　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
ホ　使用料及び賃借料
ヘ　通信運搬費
ト　委託費
二　各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年

度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。
イ　三千万円以下の部分の金額については百分の十
ロ　三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九
ハ　六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八
ニ　一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七
ホ　二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六
ヘ　三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五
ト　五億円を超える部分の金額については百分の四
三　前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。
前　文（抄）（平成十四年五月十七日告示第九百四十三号）
平成十四年四月一日から適用する。
前　文（抄）（平成十八年四月二十八日告示第八百十三号）
平成十八年四月一日から適用する。
前　文（抄）（平成二十六年五月二十三日告示第七百七十一号）
平成二十六年四月一日から適用する。
前　文（抄）（平成二十七年五月一日告示第四百九十二号）
平成二十七年四月一日から適用する。
前　文（抄）（平成三十年五月二十五日告示第五百七十四号）
平成三十年四月一日から適用する。
前　文（抄）（令和二年二月二十八日告示第百三十三号）
令和元年十月十二日から適用する。